

## 薩摩兵児二才と新羅花郎徒の比較研究

著者	西中 研二
内容記述	筑波大学博士（学術）学位論文・平成25年3月25日授与（甲第6373号）
発行年	2013
URL	<a href="http://hdl.handle.net/2241/120500">http://hdl.handle.net/2241/120500</a>

筑波大学博士（学術）学位請求論文

薩摩兵児二才と新羅花郎徒の比較研究

西 中 研 二

2012 年度

# 目 次

序 章	4
第一章 薩摩藩の統治構造	
I. 薩摩三州統一までの三州情勢	11
II. 薩摩藩の支配構造	13
III. 島津氏と仏教及び儒教	17
IV. 島津氏と神道	25
第二章 薩摩兵児二才	
I. 兵児二才の起源	29
II. 出水の兵児二才	33
III. 「いろは歌」	40
IV. 「いろは歌」 衍義	44
V. 日本の祭について	55
第三章 『鎌田正純日記』から読み取る二才衆	
I. 鎌田家の家格	63
II. 当時の薩摩藩の社会的背景	64
III. 鎌田正純の職歴	65
IV. 私領統治	68
V. 二才衆との関係	69
VI. 鎌田正純と文武	72
第四章 新羅の骨品制度と軍隊組織	
I. 三国統一までの朝鮮半島情勢	76
II. 新羅の骨品制度と官階	78
III. 新羅の軍隊組織	83
第五章 新羅の花郎徒	
I. 花郎徒に関する史料	92
II. 花郎と花郎徒	96
III. 花郎徒と彌勒信仰	115
第六章 二才衆及び花郎徒衆の忠と忘生輕死思想	
I. 忠の定義	124
II. 二才衆と花郎徒衆の忠	131
III. 招魂再生	139

第七章 倭寇と薩鮮交易	
I. 倭寇と高麗及び朝鮮王朝の対応	146
II. 初期朝鮮王朝の倭寇対策	152
III. 高麗の道路政策	154
IV. 薩鮮貿易	157
第八章 朝鮮出兵と文化掠奪	
I. 朝鮮出兵前夜の薩摩藩	163
II. 文禄慶長の役前夜の朝鮮半島	164
III. 文禄の役	166
IV. 慶長の役	178
V. 文禄慶長の役時の掠奪	181
VI. 島津軍の文化掠奪	191
第九章 徳川幕府の外交政策と林羅山との関係	
I. 徳川幕府の外交政策	195
II. 徳川幕府の朝鮮外交政策	206
第十章 花郎徒精神の継承	
I. 朝鮮半島における花郎徒精神の継承	219
II. 花郎徒精神の日本への渡来	223
第十一章 林羅山と薩摩藩・伊勢貞昌との関係	
I. 伊勢兵部少輔貞昌	233
II. 山田有榮入道昌巖	237
III. 林羅山と伊勢貞昌との関係	239
第十二章 結論	
I. 花郎起源に関する三品・池内論争	241
II. 本論の要旨	243
資料 1. 付表	248
付表 1. 島津氏家系図	
付表 2. 伊集院氏家系図	
付表 3. 峨山韶碩の学統	
付表 4. 桂庵玄樹の学統	
付表 5. 日本の祭・県別分析表	
付表 6. 鎌田正純の年令別武術別練習回数	
付表 7. 鎌田正純の年令別書籍別読書回数	

付表 8. 嶺南道路図

付表 9. 朝鮮義兵蜂起図

付表 10. 林羅山および伊勢貞昌の生涯

付表 11. 山田昌巖の生涯

付表 12. 大和・新羅・唐三国の学制比較表

資料 2. 参考文献一覧	.....	320
--------------	-------	-----

## 序 章

### 1. 本論文の目的

北を太白山脈に、西を小白山脈に遮られ、南には伽耶各国があったため、中国との接触がなかった新羅は、中国大陸との交渉が容易であり、その影響を受け易かった高句麗や百済と比較して、150年前後国家体制の整備が遅れることとなった。すなわち、新羅という国名になったのは503年であり、律令体制を確立したのは520年であった。国家体制を整えた新羅は、法興王の532年に金官加耶を併合し、眞興王の551年に江原道10州を、557年には平壤、562年には大伽耶連盟を占領して領土の拡大を図った。それまで、中央官僚や軍人の人事を、骨品制度の厳格な運用で行ってきた新羅にとって、人材の抜擢、登用は困難なことであった。しかし、領土拡大に伴う人材の欠如は大問題であり、尽忠報国・勇壯義烈の人材養成は喫緊の課題であった。

そこで、眞興王は、576年に高貴な身分の子弟で眉目秀麗なる少年を頂点とする「花郎徒」という青少年集団を結成し、人材の発掘と養成を目論んだ。また、眞興王を継承した眞平王は、中国留学から帰国した圓光法師を側近として抜擢し、花郎徒の再構築による人材の養成を命じた。圓光法師は、花郎徒衆の聖典として「事君以忠、事親以孝、交友有信、臨戦無退、殺生有擇」の五カ条からなる「世俗五戒」を作成し、教導役として僧を花郎徒へ送り込み、学問と身体鍛錬を奨励するとともに、忘生軽死思想の徹底を図り、尽忠報国・勇壯義烈の士卒の養成を企図した。

一方、文祿慶長の役で朝鮮出兵が長期化し、留守部隊の綱紀が緩みだしたことを懸念した薩摩藩の家老・新納忠元は、「二才咄格式定目」を制定し「武道習練、身体鍛錬、礼儀作法」などを目的とした青少年集団を、各地区に結成させ綱紀粛正を図った。この青少年集団は、「兵児二才」と呼ばれ、島津忠良が作った「いろは歌」を聖典とし幕末まで受け継がれた。薩摩藩各地に造られた兵児二才の中でも特異な兵児二才は、出水郷の「児請」である。1637年出水地頭・山田昌巖が出兵に先立ち、四男で元服前の松之介を出水国境の警備隊長に任じた。松之介は比類なき美少年であり、鎧甲で着飾った姿をみた留守居役の二才衆は、一致結束して松之介を盛り立て、任務を全うしたという。その後、幕末に至るまで出水兵児二才は、二組それぞれに執持児（稚児様）を立て、武芸や身体鍛錬などを競い合ったと『倭文麻環』に記されている。

時間軸にして1000年、距離軸で500km離れている新羅と薩摩に、類似した「戦士養成機関」があったことは偶然の一致なのであろうか、それとも新羅の「花郎徒」が薩摩に伝来したのであろうか。

新羅花郎徒の最盛期は、三国統一すなわち600年から700年初めまでである。その後は平和な時代が到来し、花郎徒の活動も見べきものがなかった。しかし、その精神は、高麗建国の太祖・王建に受け継がれている。『高麗史』卷二・太祖26年夏4月の条に次のような記載がある。

其六曰朕所至願在於燃燈八閔、燃燈所以事佛、八閔所以事天靈及五嶽名山大川龍神也、後世姦臣建白加減者切宣禁止、吾亦當初誓心會日不犯國忌、君臣同樂宣當敬依行之、

これによれば、「私の願いは、燃燈と八関にある。燃燈は、仏に仕えることであり、八関は、天霊、五岳、名山、大川、龍神に仕えることである。後世の姦臣が儀式の加減を建白することを禁じる。私はまた、当初から心の中で会日が王室の祭日とぶつからないことを願っている。君臣同樂してこれを敬って行え」とある。

『高麗史』卷六十九 仲冬八関儀に、「呈百戲歌舞於前、其四仙樂部、龍鳳象馬車舟、皆新羅故事」とあるように、高麗時代の八関会は、古代以来の秋収感謝祭と仙郎（花郎）歌舞等の新羅古典を融合した総合的な文化祭であった。李仁老（1152-1220）は、その著『破閑集』の中で、この八関会の四仙門徒について次のように具体的に説明をしている。

鷄林舊俗、擇男子美風姿者、以珠翠飾之、名曰花郎、國人皆奉之、其徒至三千餘人、若原嘗春陵之養士、取其穎脫不群者、爵之朝、惟四仙門徒最盛、得立碑、我太祖龍興、以爲古國遺風尚不替矣、冬月設八關盛會、選良家子四人、被霓衣列舞于庭<sup>1)</sup>、

鷄林の昔の風俗に、容姿が端麗なる男子を選択して、玉や翡翠で飾り立て、名を花郎と称した。国人は皆これを敬い、その郎徒は三千余人に達し、中国戦国時代の平原君・孟嘗君・春申君・信陵君が士人を養う如くであった。その中で囊中の錐の如く抜け出す者を選び朝廷の官位に推薦した。四仙門徒（述郎・南郎・永郎・安詳）が非常に隆盛であり、碑を立てるまでになっていた。我太祖が王位に就いて「古国の遺風が今まで衰微しないでした」ことに驚き、冬に八関盛会を開催し、良家の子弟四人を選び、神仙の衣を着させて庭で踊を踊らせたという。このように花郎徒は、形を変えて高麗に受け継がれたのである。

その後、「海東諸国の歴史を万世に残すべし」という高麗・仁宗の命により新羅の「花郎徒」が詳細に記載されている史料、『三國史記』がまず刊行され、続いて『三國遺事』、『東國通鑑』が次々と刊行された。『三國史記』は、1145年に金富軾が編纂し、1394年に金居斗が復刻版を編纂、1512年には李繼福が復刻した。『三國遺事』は、一然が著し、無極混丘が注記して13世紀末に刊行され、1512年李繼福によって『三國史記』とともに復刻された。『東國通鑑』は、徐居正によって1485年に編纂刊行されたものである。こうしてみると新羅の花郎徒の精神は、ほぼ1000年の時空間を貫いて、高麗王朝そして朝鮮王朝と連綿として受け継がれていたということになる。

以上のような視点に立つならば、花郎徒三誌の日本伝来の事実を踏まえるとき、さらに論を推し進めて、意外にも薩摩藩への移転という、これまでに知られていなかった事態が浮かび上がる可能性があるのではないだろうか。この点について論究することをもって本論文の目的としたい。

## 2. 本論文の構成

第一章と第二章では、薩摩藩の外城制度を中心とした支配構造、薩南学派の学統、島津氏と儒教・仏教・神道の関係を明らかにした上で、兵児二才の起源、出水の執持児と児請、「いろは歌」の内容分析を行う。また後述のように三品彰英が「青少年の年序的組合は、わが国各地に見られて珍しくないが、執持児の存在に至っては、全く他地方の若衆組合に

<sup>1)</sup> 李仁老『破閑集』柳在泳譯註（一志社、1978年）165頁

類を見ない」と、出水郷以外での執持児の痕跡を否認している裏付けをとるため、佐藤和彦・保田博通が調査した現在日本に存する 1093 箇の民族芸能（祭）を解析し、その結果を記載した。

第三章では、『鎌田正純日記』を詳細に分析し、兵児二才衆の職務、武芸修行状況、学問内容、勉強方法などを理解しようとするものである。

第四章及び第五章は、新羅の骨品制度や官階制度、軍隊制度について『三國史記』の雑志・職官を中心に整理するとともに、『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』を読み解くことによって花郎及び花郎徒の起源、倫理、儒教教育、説話内容などを明らかにしていく。

第六章では、新羅と薩摩は、距離的・時間的乖離があり、言葉としての「忠」の内容に違いがあっては比較に堪えないため、「忠」を四つの忠に分類しその定義を明確にした上で、「いろは歌」及び花郎徒説話にある忠を比較分析し、併せて『礼記』のいう招魂再生の意味を明確にすることによって、二才衆と花郎徒衆の忘生軽死思想の依って立つところを明確にした。

第七章では、倭寇が高麗王朝、朝鮮王朝に与えた影響を整理し、朝鮮王朝の倭寇対策を明らかにして、その中で薩摩との通商を具体的に見て、三誌の伝来の事実または可能性を追究する。なお、地理特に港・道路等の状況は、紛争や通商に大きな影響を与えるため、予備知識として朝鮮時代の港と道路状況を本章で整理した。

第八章では、文禄慶長の役は、通称「茶碗戦争」或は「文化略奪戦争」などといわれているが、文禄の役と慶長の役とでは、戦争の内容が全く違っていた。その相違を、両戦役時の島津軍の動向を具に把握することによって明確にした。さらに島津軍による文化の略奪状況も明らかにすることによって、三誌の伝来の事実または可能性を追究した。

第九章では、徳川幕府の外交、特に朝鮮王朝との外交、すなわち朝鮮通信使を中心として林羅山の抬頭、活躍を見ていく。

第十章及び第十一章では、朝鮮半島での花郎徒の継承を明らかにし、日本においては林羅山が『東國通鑑』の内容を知った時期を時系列的に追いかけることによって、花郎徒精神の日本への渡来と継承を検証していく。次いで林羅山と薩摩藩江戸家老・伊勢貞昌との関係を明確にすることによって、花郎徒の薩摩移転の可能性を明らかにする。

### 3. 先行研究

#### (1) 兵児二才について

頼山陽（1780-1832）が薩摩を訪れたときに謡った「兵児の謡」と題する次のような楽府体の詩がある<sup>2)</sup>。

衣至衲袖至腕	衣は衲に至り、袖は腕に至る
腰間秋水鉄可断	腰間の秋水、鉄も断つべし
人触斬人馬触斬馬	人触れなば人を斬り、馬触れなば馬を斬る
十八结交健児社	十八交わりを結ぶ、健児の社

<sup>2)</sup> 一海知義『一海知義著作集』漢詩の世界Ⅲ（藤原書店、2009年）388頁。



北客能来何以酬、	北客能く来たらば、何を以て酬いん
弾丸硝薬是膳羞、	弾丸、硝薬、是れ膳羞
客猶不属饜、	客猶属饜らずんば
好以宝刀加渠頭	好し、宝刀を以て、渠の頭に加えん

健児の社とは、勿論兵児二才のことである。頼山陽のこの歌以降、兵児二才は、世間に知られるようになった。著名になっただけに兵児二才に関する研究論文は少なくないが、中でも松本彦三郎の『郷中教育の研究』が特に勝れた先行論文と筆者は評価している。この著は、松本が東京大学大学院を卒業し、昭和12年に鹿児島県師範学校教諭に任ぜられ、同14年に岩手県師範学校に転任するまでの2年間、鹿児島奉職中に試みた研究の成果を、昭和18年に発表したものである。その後著された数多くの研究論文は、松本論文を基調としているといっても過言ではない。

三品彰英の兵児二才に関する研究論文は、彼の名著『新羅花郎の研究』の巻末「参考編」に「薩藩の兵児二才制度（主としてその民間伝承的性質について）」と題して記載されている。出水兵児二才については、「薩摩採訪の節、その報告を溝口武雄翁から得た」<sup>3)</sup>として、その伝聞内容を次のように整理している。

①士族の子弟の年序的組合。

- i. 兵児山---6,7歳から14歳の8月まで。
- ii. 兵児二才---14歳の8月から20歳の8月まで。
- iii. 中老---20歳の8月から30歳まで。

②兵児二才の日課と義務（略）。

③兵児二才の年中行事（略）。

また、兵児二才のうち、出水の兵児二才について、次のように記している<sup>4)</sup>。

- i. 出水兵児二才は二分組織になっていて、「稚児様」（執持稚児ともいう）を主将に奉じ対抗して文武の練成を競った。
- ii. 稚児様には出水郷中の名門の嫡男で10歳から12歳の特に美貌の少年が選ばれた。
- iii. 「児請」という行事が行われ、この起りについては次のように伝えられている。

「島原の乱の際、出水地頭・山田昌巖が孫の松之介を国境警備の主将とした。時に松之介は、十三歳の比類なき美少年で、しかも華やかな装いで出陣せしめた。すなわち最初の稚児様である」と。

この出水兵児二才の記述については、脚注に「児請の絵巻は、鹿児島市玉名の島津家にあると伝聞するが、掲載写真はそれを摸写した絵巻物で、出水市立出水小学校に所蔵されている。絵巻の表書には山田昌巖創制 稚児絵巻 出水校とある」と書かれている。この絵巻物は、昭和59年（1984）に刊行された『出水市市制施行三十周年記念・児請絵巻』の解説書にある「絵巻の原図は、玉里文庫（現在鹿大図書館蔵）にあったものを、昭和七年当時の郡社会教育主事、有村栄助が摸写したものである」に該当するものである。三品は、それを見たものと推定される。三品は、「少年・青年などの年序的組合は、わが国各地に見

<sup>3)</sup> 三品彰英『新羅花郎の研究』（平凡社、1974年）306頁。

<sup>4)</sup> 同前、307-313頁。

られるもので、兵児二才をもって何も珍とするには足りないが、執持稚児の存在に至っては、全く他地方の若衆組合にはこれを見ないのである。また未開民族の社会において年序的男子組合、呪師組合の類が甚だしく栄えているが、その間に、この執持稚児の原態に類するものが存在するであろうか。この種の問題に関する手近な論者のうちにも、私はそれに匹敵する事例を見出せなかった。(中略)しかし興味深く思われることは、この薩摩大隅地方の習俗と似た形態を持つものが、古代の朝鮮南部の韓民族すなわち新羅の習俗の間に見出されることである<sup>5)</sup>と新羅の花郎と出水の執持児の類似性を指摘している。しかし残念なことは、この記述が類似性の指摘に止まっていることである。

## (2) 花郎徒について

他方で、「花郎」の研究に関しては、池内宏が『史學雑誌』第四十編に発表した「新羅人の武士的精神について」という論文が、花郎研究論文としては嚆矢であろう<sup>6)</sup>。次に三品彰英が、「歴史と地理」25巻、26巻、27巻と連続して、「新羅の奇俗花郎制度に就いて」を発表した<sup>7)</sup>。三品は、昭和18年(1943)に『新羅花郎の研究』という大作をもって持論を集大成している。次に昭和7年(1932)、鮎貝房之進がその著『花郎攷・白丁攷・奴婢攷』の中で「花郎攷」を発表し<sup>8)</sup>、さらに池内が昭和11年(1936)三品論文を論評する形で「新羅の花郎について」を発表した<sup>9)</sup>。

まず三品は、『魏志』東夷伝・馬韓を引用し「韓族の少年達が背の皮に大縄を貫き、それに丈余の木を結びつけて通日嚙呼して健となすとはまことに奇怪な風習」を、「原始的成年式の行事に見られる試煉(オーディアル)」と位置付け、『後漢書』東夷伝にある同様の記載と「少年有築室」なる一言とを捕らえて、「韓族の若者は、若者集会舎を有し、かの成年式の試煉的行事が若者集会舎で実施された」としている。花郎制度は、青年戦士組合であり、前述の「古代韓族の青年集会を想起させるものである」とし、「両者は青年戦士集会であり、かつ時代的な隔たりこそあれ、同一民族社会のうちにおける類同した制度であることを顧るならば、この二者が歴史的にみて無関係なものであったとは考えられない」と論じている<sup>10)</sup>。

次に、三品は、『三國史記』眞興王37年の条に記載されている事項について、「最初二人の美女を選んでそれを中心に人々を聚徒せしめたが、それが女性であったことから弊害が生じたので美貌の少年に替えて粧飾せしめ、これを花郎と称し、奉じて徒衆を雲集せしめ、あるいは相磨するに道義をもってし、あるいは相喜ぶに歌楽をもってした」と論じ、37年の条を肯定した上でさらに詳しい論を展開している<sup>11)</sup>。

さらに、「花郎制度は、民間組織か国家組織か」という問題である。三品は、「新羅の花

5) 同前、333-334頁。

6) 池内宏「新羅人の武士的精神について」(『史學雑誌』第四十編、史學會、1929年6月)24-38頁。

7) 三品彰英「新羅の奇俗花郎制度に就いて」(『歴史と地理』25巻26巻27巻、史學地理学同攷會、1930年1月~1931年5月)。

8) 鮎貝房之進『花郎攷・白丁攷・奴婢攷』(図書刊行会、1932年)1-178頁。

9) 池内宏「新羅の花郎について」(『東洋學報』二十四巻、東洋協會、1936年)1-34頁。

10) 三品彰英『新羅花郎の研究』22-23頁

11) 同前、55-56頁。

郎集会は、その上に真骨出身の花郎を奉じ、真骨以下四頭品に至る骨品に属する階級出身者の青年によって結成され、そのうちには平民は含まれていなかったと考えられる」として、その構成員を明確にした上で<sup>12)</sup>、「純然たる官制的組織ではなく、半ば民間的な組織であったものと推定されるのである。すなわち眞興王代における花郎の制定ということは、国家の職官的制度の制定ではなく、寧ろ民間的社会的な組織を国家的に公認したこと、或は公的に採用したことをいうものと解すべきではなかろうか」と論じている<sup>13)</sup>。現在でいう官庁の「外郭団体」という理解であろう。

これに対して、池内宏は、花郎の起源について、「歴史的には不明というより外はない」としている<sup>14)</sup>。「三品彰英氏が、民俗学的見地から古代韓族の少年に関する奇異なる習俗を解釈して、単なる苦役ではなく、原始的成年式に際して少年に課せられた一種の呪的宗教的試煉であろうとなし、且成年式と若者集会との関係を想定して新羅の花郎の源流をここに求めようとしたことは、傾聴に値する言説ではあるが、韓傳の簡単な記載に対する現時の民俗学上の燈燭は、上世の韓族の間に一般原始的成年式に共通する習俗があったであろうことを微かに想像せしめるに止まり、その若者集会の昔ながらの姿はこれを窺うに由なく、況や数世紀を隔てて卒然史上に現れた花郎そのものへの推移過程の如きは、到底跡付け得べくもないのである」と厳しく批判している<sup>15)</sup>。

さらに、『三國史記』眞興王 37 年条についても、女性の源花を初めて奉じたが、それが失敗に終わったことについて、池内は、『三國遺事』彌勒仙花の条と併せて、以下のように述べている。

想うに女性の源花に関するこういう物語は、文化の諸相の今日と異なる古代の社会においても、等しく人間の社会である以上、艶美なる娘子を中心とする団体を組織せしめて、選士や教化に役立てようとするような非常識なことが行われるはずはない。史上の存在であった花郎は、伝粉粧飾した美貌の貴公子であるから、それに先行したものとして、花郎もどきの女性を想像せられるのは、頗る自然である。そうして花郎もどきの女性を作れば、女性にありがちな嫉妬争いも思い浮かべられるわけである<sup>16)</sup>。

このように池内は、女性の源花を初めて奉じたという三品説を、単なる想像に過ぎないものと断じている。

また、『三國遺事』彌勒仙花の条に、「初代の花郎」として書かれている「薛原郎」についても、

その碑は、溟州に立てられたという。しかし碑の建てられた時代は固より知る由もない。しかし何時であろうとも、薛原郎なるものは、花郎の起源の既に分からなくなっ

---

12) 同前、66 頁。

13) 同前、214 頁。

14) 池内前掲書、28 頁。

15) 同前、28 頁。

16) 同前、25-26 頁。

てから、それを説明するために造られた空想の人物でなければならない。もし実際生存していた花郎ならば、もっと事蹟らしい事蹟が伝わっていて然るべきである<sup>17)</sup>。

と述べ、池内はこれを全面否定している。

次に、「花郎は郎徒の推薦か、国家の任命か」の問題である。池内は、『三國史記』列伝第四斯多含の条に、「時人請奉爲花郎、不得已爲之」とあることを根拠として、「従来の論者が国家乃至王者の意志によって任命せられたかの如く考えているのは、眞興王の末年に繋げて花郎の起源を説いた『三國史記』の記事に、或は始奉源花、或は名花郎以奉之とあるのを妄信した謬見でなければならない」とし、花郎徒を国家の任命とする三品説を根底から否定して、民間説を唱えている<sup>18)</sup>。これに関する筆者の考え方は、本論において展開したい。

一方、筆者の管見によれば、韓国における「花郎徒」の研究は、三品彰英の『新羅花郎の研究』からスタートしているといっても過言ではない。以上、一般的には、兵児二才についての、あるいは花郎徒についての単独研究は、ほぼ尽された感さえある。確かに、三品彰英は「執持稚児」と「花郎」の類似性は指摘したが、それも指摘に留まっているだけのように見えるし、ましてや両者の相関関係についての研究は、未だ為されていないのが現状である。本研究は、兵児二才、花郎徒それぞれの研究成果を踏まえながら、「執持稚児」と「花郎」の相関関係についてさらに論究を進めようとするものである。

なお、本論にとって基本となる文献のうち、使用頻度の最も高い花郎徒三誌などの原典書籍、すなわち『三國史記』は朝鮮光文会刊行本（1914年）、『三國遺事』は朝鮮史学会刊行本（1928年）、『東國通鑑』は朝鮮研究会刊行本（1915年）、『高麗史』は図書刊行会刊行本（1908年）を、それぞれ用いたことをあらかじめことわっておきたい。とりわけ、花郎徒三誌については、本論文におけるその重要性を強調するという意味から、『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』のように、その書名にあえて旧字体を用いた。

また、漢文の訓読書き下しにあたっては、筆者自身が漢文を書き下し文にした場合には、「新字体」を使用し、先行研究の訳文を参照した場合には、そのままの字体を使用し、脚注に「参照」した旨を注記した。

---

17) 同前、25頁。

18) 池内前掲書、29頁。

## 第一章 薩摩藩の統治構造

### I. 薩摩三州統一までの三州情勢

#### 1. 島津荘の発祥

島津荘は、太宰府の大宰大監の平季基が自己の管轄区域内にあった日向国諸縣郡島津荘の無主荒野を開いて墾田とし、この墾田を藤原道長の子息で時の関白であった藤原頼道へ寄進することによって立荘されたものであった。巨大な鎮西摂関家領であった島津領の原点と荘園支配の核とは、今の都城盆地にあったのである。今は顧みられることの少ない宮崎県の山間部に島津の名の源泉があったことは、南九州の平安末期以後の時代を考えていく視点からも、島津氏の発展を考えていく上でも忘れてはならない史実である。

立荘以降、肝付氏一族、富山氏一族、阿多平氏一族などの在地勢力によって 12 世紀以降に急速に拡大し、薩摩=2955 町、大隅=1475 町、日向=3837 町、合計 8267 町の広大な面積をもつ荘園となったのである。当荘の本所は、寄進以後、藤原頼道—頼通—師実—師通—忠実—高陽院泰子—基実—平盛子—基通と相伝され、特に高陽院泰子領となつてからは、高陽院領と呼ばれるグループに属し、摂関家の本宗の所領を構成し、摂関家領といわれるものの一つとなった。平安末から鎌倉成立期に、藤原摂関家は、五摂家<sup>1)</sup>に分化を始めたが、島津荘は藤原嫡流の基実—基通、すなわち近衛家に相伝され近衛家領となった<sup>2)</sup>。

このような時に島津家の初代となる惟宗忠久が現れるのである。すなわち惟宗忠久は、元暦 2 年（1185）6 月 15 日の源頼朝下文で「下、伊勢國波出御厨、補任地頭職事、左兵衛尉惟宗忠久」<sup>3)</sup>及び同月日付にて「下、伊勢國<sup>かいかしょう</sup>湏可庄、補任地頭職事、左兵衛尉惟宗忠久」<sup>4)</sup>と伊勢国の 2 荘の地頭職に補されている。更に元暦 2 年（1185）8 月 17 日の源頼朝下文に「下、嶋津御庄官、可早任領家大夫三位家下文状、以左兵衛少尉惟宗忠久、爲下司職、令致庄務事」とある<sup>5)</sup>。ここで注目すべきことは、惟宗忠久が「波出御厨」、「湏可庄」などの「地頭職」には任ぜられていたが、島津荘については「領家三位家下文があるから島津荘の下司職に補す」としていることである。すなわち惟宗忠久は、頼朝から島津荘の地頭として認められていたが、荘園領主が先に忠久を庄官に任じたあと、頼朝がこれを追認した面も見受けられる。どちらにしても 1185 年に島津家の初代が出現したのである。

#### 2. 薩摩三州統一までの社会的背景

14 世紀の薩摩三州は、足利幕府及び南北朝に翻弄された 100 年であった。しかし元中 9 年（1392）閏 10 月、南北両皇統の合体が行われ、応永 2 年（1395）8 月、今川了俊が九州探題の任を解かれ京都へ召喚された。引き続き渋川満頼が九州探題として鎮西御家人の統御に当たるが、幕府の威勢も衰え、各国守護職の分国体制が現出することとなった。外敵

1) 近衛家・鷹司家・九条家・一条家・二条家。

2) 三木靖『薩摩島津氏』（新人物往来社、1972 年）101-104 頁。

3) 『島津家文書之一』一（東京大学史料編纂所、1942 年）。

4) 同前、二。

5) 同前、三。

が去れば内訌が起こるのは世の常である。島津氏も応永7年(1400)以後、先ず総州家(薩摩守)と奥州家(大隅守)の分裂が起こり、三州内では北薩摩の渋谷五氏が総州家と奥州家とに分裂した。応永11年(1404)、幕府は、師久の子、伊久これひさと氏久の子、元久の両者を和解させ、奥州家の元久を日向及び大隅の守護職とした。応永14年(1407)、伊久が死ぬとまた両家の争いが起こり、幕府は、応永16年(1409)薩摩の守護職も元久に与えた。応永18年(1411)、嫡子を福昌寺に出家させていた元久が死ぬと、その相続争いが元久の弟、久豊と伊集院頼久との間に起こり、久豊が8代となると再び三州に紛乱が起こった。

島津久豊は、伊集院頼久と諸所で戦い、また総州家島津久世を自殺させ、伊集院頼久党を応永29年(1422)までに制圧し、伊東氏と対抗するようになった。応永32年(1425)、島津久豊が没し、島津忠国が跡を継いで三州の守護職となった。忠国の治世もその子立久の治世も応仁の乱たけなわであり、国内も忠国と弟用久との確執、忠国とその子立久との不和などで乱れ、忠国は、立久に譲り引退した。文明6年(1474)、立久が死に忠昌が跡をついだが、忠昌の治世も戦乱に明け暮れた。文明7年(1475)から9年に及ぶ島津国久と島津季久の乱、文明16年(1484)の伊作久逸の乱によって三州各氏に分裂が起こった。永正5年(1508年)、島津忠昌は、大隅の肝付氏討伐に失敗し病に倒れた。忠昌の跡を継いだ島津忠治、忠隆、勝久の三代18年は、いずれも幼弱で輔弼の良臣もなく、国内の紛乱は、その極に達し謂わば島津家暗黒の時代であった。

島津忠良の登場は、14代島津勝久(奥州家)が大永6年(1526)、忠良(相州家)の息子貴久に守護職を譲り、伊作に隠居した時からである。勝久夫人が実久(薩州家)の姉であることから実久は、勝久の継嗣になることを望むなど勝久と実久を中心として忠良及び貴久が絡み、各豪族がそれぞれを応援して三州は戦乱時代となったが、天文19年(1550)、島津貴久が鹿児島に居城して一段落した。残るは祁答院氏、蒲生氏、北の渋谷一族、菱刈氏、北原氏、東の肝付氏、禰寝氏、日向の相良及び伊東氏等であった。その後、永禄12年(1569)、2年間を費やして遂に大口城の菱刈隆秋を陥落させ、元龜元年(1570)、北薩の渋谷氏が屈服。天正5年(1577)、肝付氏が滅亡し、ここに大永6年(1526)、貴久の襲封以来実に51年間掛って、忠良、貴久、義久等父祖3代の善戦深謀によって三州統一がなされたのであった。

元龜(1570~1572)から天正(1573~1591)にかけて島津氏に対抗する勢力は、日向の伊東氏、球磨の相良氏、豊後の大友氏、肥前の竜造寺氏であった。天正5年(1577)、日向から伊東義祐を駆逐し、ここに名実共に三州の平定が成った。天正6年(1578)、大友勢が南下し山田有信の高城を攻撃。反撃に出た島津義久は、大友軍を破った。肥後には相良氏及び阿蘇氏が南進し、この方面は新納忠元、島津義虎、伊地知重康で対抗した。天正9年(1581)、水俣の相良氏を平定し、翌年八代を平定した。天正12年(1584)、島原において島津家久以下3千が竜造寺隆信の軍6万を破り大勝した。ここに島津氏は、肥後、肥前、筑後を傘下に収めたのである<sup>6)</sup>。

### 3. 豊臣秀吉の九州征伐

<sup>6)</sup> 原口虎雄『鹿児島島の歴史』(山川出版社、1973年)90-108頁。

天正 15 年 (1587) 3 月、豊臣秀吉の九州征伐が開始された。これを聞いた豊後や肥後の諸将が島津氏に反旗を翻したので、義久らは、三州の専守防衛を決め秀吉軍を待った。秀吉軍は、軍を二つに分け、弟の秀長軍が 20 万の兵力で日州口へ、秀吉本体は、肥後口から薩摩へ向った。秀長の 20 万の大軍の前に立ちはだかったのが山田有信の高城であった。義久は、これを助けようとして 4 月 17 日義弘と共に 2 万の軍勢で根白坂の敵塞を襲撃し、雌雄を決することとした。島津軍は、柵に取り付き敵が柵を切って放すと谷底へ落ちて死んだ。すると第二陣が柵に蟻の様に取り付き攻めるといいうやり方で、手負いや死人が続出したが遂に落せず撤退した。義久は、和睦を申し出た。根白坂の戦いの島津軍は、武田勝頼の長篠のようであったと上方勢の心胆を寒からしめたという。5 月 8 日義久が剃髪し秀吉に謁し、薩摩一国を安堵され、5 月 25 日義弘が大隅を安堵された<sup>7)</sup>。なお島津氏家系図は、巻末の付表 1 のとおりである。

## II. 薩摩藩の支配構造

### 1. 薩摩藩士の構成

#### (1) 族籍別人口

表 1. 族籍別人口 (明治 4 年 7 月 14 日)

族籍	三州人数	%	全国 (明治6年)	%
平民	568,643	73.62	31,106,514	93.8
士卒	203,711	26.38	1,895,278	5.7
僧侶神官			146,494	0.5
総計	772,354	100	33,148,286	100

鹿児島県教育委員会『鹿児島県教育史』(県教育研究所)1976年,132頁

鹿児島県による明治 4 年調査の族籍別人口数と、明治 6 年の全国のそれとを比較すると、薩摩藩においては、武士の比率が 26%と、全国の 6%弱と比較して極めて高いことが目に付く。その理由は、「他の藩では兵農分離・中央集権のため武士の城下町居住を強行したが、薩藩の場合城下町のみならず、各郷村に武士を外城衆(郷士)として配置し兵農一致の政策をとった。これら郷士の由来は、一時九州一円を制圧した島津氏も、豊後の大友征伐を機に秀吉の島津征伐を受けて旧領に押し込められ、元和元年(1615)元和偃武<sup>げんわんぶ</sup>とともに一国一城令が厳達されてからは、犬馬の労を尽した家臣達を全部鹿府に吸収してこれに報いることが出来なかったので、止むを得ず屯田兵として農村に居住せしめたためであった」という<sup>8)</sup>。

表 2. 士卒内訳 (明和九年, 1772)

士別	鹿府	薩摩	郷数	大隅	郷数	日向	郷数	合計	%
城下士	8,244							8,244	9%
郷士		27,996		20,529		11,496		60,021	65%
直轄地			38		35		19	92	
家中士		10,506		7,591		6,339		24,436	26%
私領地			7		13		1	21	
合計	8,244	38,502		28,120		17,835		92,701	
郷数計			45		48		20		113

鹿児島県教育委員会編『鹿児島県教育史』(県教育研究所, 1976年) 132頁

#### (2) 薩摩藩士の構造

薩摩藩の明和九年(1772)の士卒の内訳をみると、私領を有して鹿府に居住する城下士が 9%、城下士の家来でその私領に居住する家中士が 26%、藩主直轄地である外城に居住する郷士が 65%である。すなわち薩摩藩士の 90%以上が鹿府を離れ、農村に屯田土着し

<sup>7)</sup> 原口虎雄、前掲書、109-110 頁。

<sup>8)</sup> 同前、132 頁。

ていたことがわかる。

## 2. 薩摩藩の外城制度

### (1) 地頭の機能

外城とは、表 2 のように鹿府及び島を除く全地区を直轄領 92、私領 21 合計 113 に分けた郷村をいい、直轄領は地頭に、私領は重臣に治めさせた。当初地頭は、現地に赴任していたが、寛永年間頃から鹿府に住む「掛持地頭」となった。地頭職の最重要事項は、軍事力の構成員である衆中の把握であり、そのために衆中に対する権限が明確であった。

- ①外城衆中が他外城への移住を希望する場合は、地頭の了解が必要であった。例えば外城衆中が鹿児島へ移住を希望するときは、外城衆中が鹿児島へ申し出る前に、まず地頭の承諾を得る必要があった。そして地頭が鹿児島老中へ上申する段取りとなる。
- ②知行所の付与についても、外城衆中が直接鹿児島老中へ願い出ではならず、必ず地頭の事前了解を得ていなくてはならなかった。
- ③地頭は、外城衆中の不当行為に対して、罰則を加えることが出来た。

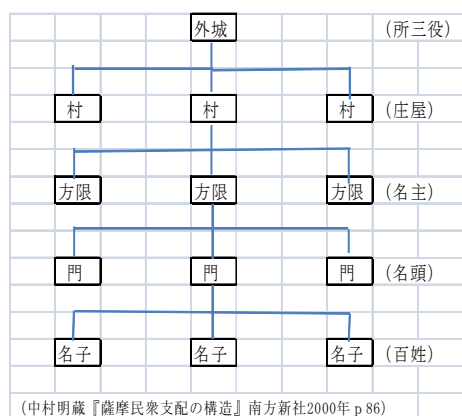
このような外城衆中に対する直接的統制手段を踏まえて、地頭の責務は次の通りであった。

- ①藩から命じられる軍役（兵士、夫丸、武器）の調達である。また戦時平時に関係なく、勤仕すべき鹿児島殿中御番や番普請、年頭御雑掌等が課せられた。
- ②民政官の側面に賦課されるものとして「夫役」或は「公役」という恒例・臨時の諸賦課の進納及び衆中居住地域の麓並びに商業集落などの経営などがあった<sup>9)</sup>。

### (2) 外城組織（農政組織）

中村明蔵『薩摩民衆支配の構造』及び桑波田興「戦国大名島津氏の軍事組織について」等の先行研究を参考にしながら外城組織を整理すると、およそ次の通りである。

表 3. 外城組織



(中村明蔵『薩摩民衆支配の構造』南方新社2000年 p 86)

①外城は、数ヶ村からなり、麓（府本）と称せられる地区に藩の役所である地頭仮屋（または領主仮屋）が置かれ、その周囲に外城士が居住していた。

②外城の行政は、地頭を中心に、所三役、すなわち郷士年寄、組頭、横目により運営された。

#### i. 郷士年寄

はじめは「<sup>あつかい</sup>嘜」と呼ばれていたが、天明三年(1783)に郷士年寄と改名された。数名の合議制で、全般の政務を担当する。

#### ii. 組頭

郷士を数組に分けた各組の頭であり、郷士指導及

<sup>9)</sup> 桑波田興「戦国大名島津氏の軍事組織について」(福島金治編『島津氏の研究』吉川弘文館、1983年) 160-171頁。



び外城警備を担当する。

### iii. 横目

数名からなり、諸務取次、検察訴訟を担当する。

### ③庄屋

村には村政の責任者である庄屋が、一村に一人派遣され、郷士がその任にあたった。任期は、7～8年であった。庄屋は、門百姓の年貢、賦役の徴収に当る一方で、防犯から二才衆の教育に至るまで村政全般を管掌した。

### ④名主

村は、数カ所の方限に分割されており、名頭の有力者の中から名主が数名任命されて、各方限を統治していた。

### ⑤名頭

方限の中は、門と称される農業経営単位に分けられ、農民は、門に属して耕作に当たった。門には名頭と呼ばれる門の長のいる農家と一般の平百姓の名子のいる農家とで構成されていた。

## (3) 門割制度

門割とは、藩の検地事業の結果によって、耕地の割換えと門農民の所属配置換えを同時に行い、農村秩序（支配秩序）の再編成することである。検地によって「門毎の耕地面積及び等級」、農民の「年令」「性別」「身分」「健康状態」「牛馬数」などを調査し、その結果にもとづいて、門の農民の年貢や賦役負担の平準化を行い、その基準を達成できるように、各門の耕作面積の配分や労働力の再配分を行った。そのため農民の家族分割や居住地の強制的な変更が検地のたびになされた。これが「人配」と称された。

## (4) 税制

### ①農民

i. 農民の税率——八公二民（税率80%）

ii. 農民の開墾地——三年作取・四年竿入（3年間は無税であるがそれ以降は80%の税率）

### ②郷士

i. 浮免地（自作・自収の耕作地）——税率18%（売買可能）

ii. 抱地（開墾地）——三年作取・四年竿入（3年間は16%。それ以降は浮免地で18%）<sup>10)</sup>

当時の幕府領の税金が、四公五民又は五公五民であったことからみれば、薩摩藩は高税率であり、門百姓には「生存」はあったが、「生活」はなかったといわれるのも<sup>11)</sup> 肯んぜられるところである。

## (5) 商業・工業・漁業

半農半士である郷士は「自ら田畑を耕作し、薩摩餅を織り、養鶏・養豚を行う傍らそれ

<sup>10)</sup> 中村明蔵『薩摩民衆支配の構造』（南方新社、2000年）102-104頁。

<sup>11)</sup> 鹿児島県社会科教育研究会編『鹿児島県の歴史』（社会科教育研究会、1980年）121頁。

を食し、山に入り鳥獣を狩り、薪を採り、川で魚を捕り、味噌・醤油・酢・麴・焼酎を自作する完全なる自給自足の生活」を送っていた<sup>12)</sup>。また薩摩藩は、百姓の職人化を禁止し「医者、大工、鍛冶、紙漉、石工」などは郷土の職業としていた。自給自足を原則とする体制であること及び農民への税率が80%と高率であるため、余剰農産物はまったくないことから、商業が発達する余地は皆無であった。

表 4. 集落の行政的範疇と支配関係並びに住民の身分

集落の行政的範疇	支配役職		住民		
	武士(長)	平民(補佐)	身分	職業	負担
麓	組頭	小組頭(武士)	郷土	行政作職	軍役
在郷	庄屋	名主	百姓	作職	年貢・農業賦役
浦浜	浦浜	弁指(べんざし)部当	浦人	水主	賦役
				網主	運上銀
				船持	帆銀
				大船持	藩用運送
野町	部当・町役	年行司	野町人	商業	宿次・送人馬
		小部当			
浦町	浦役	部当	浦町人	商業	水主賦役
門前町	副司(僧職)	名頭	門前者	商業	宿次・送人馬

秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』原口虎雄「薩藩町方の研究」(御茶水書房、1970年)332-333頁

水産物についても、納屋衆に独占買取り権を与え、販売先も納屋衆へ届け出る必要があった。このような納屋衆による流通面の抑圧のもとでは、漁業生産は停滞的とならざるを得なかった。しかしながら浦町が野町よりも繁栄した原因は、上方および琉球貿易に従事したからである<sup>13)</sup>。坊之津の森吉兵衛は、南西諸島や松浦方面、天草方面の鰹節を買占めたり、前貸的な買付けによって莫大な富を稼いだという<sup>14)</sup>。

#### (6) 宗教規制

薩摩藩ではキリスト教と共に一向宗が禁制とされた。寛永12年(1635)の幕府キリシタン改めの際薩摩藩は、宗門手札改めを実施しキリスト教信者と共に一向宗信者をも検断した。手札改めは、木札に姓名・年齢・宗旨等を記し身分証明書とし、通常5年に一回行うことを原則とし、幕末までに31回実施されたという。この手札改めの責任者は、農村では「庄屋」、町では「部当」、漁村では「浦役」で全て郷土であった。宗門改めは、手札改めの外、毎年城下及び各郷とも五人組から一向宗無き旨の翔書を8月1日に提出させていた<sup>15)</sup>。

#### (7) 五人組制度

徳田邕興の『島津家御舊制軍法巻鈔』「軍賦分數」によれば、「此部は薩州亂世の古人数

<sup>12)</sup> 原口虎雄「薩藩町方の研究」(秀村選三編『薩摩藩の基礎構造』御茶ノ水書房1970年)339頁。

<sup>13)</sup> 同前、343-344頁。

<sup>14)</sup> 同前、374頁。

<sup>15)</sup> 中村明蔵、前掲書、152-153頁。

手與を分け定むる法を記すなり。御府城外城の士伍人数與を定め、二伍合而什人一列御關狩古法のごとし。口傳」とある。徳田邕興の註釈として「御府城は鹿児島御城下なり。外城は、百貳拾餘外城なり。御城下士も外城居住の士も統て、伍人つゝに與み、其伍人の中の一人をかはり合に小主取と定るなり。其伍人與を二つ合せ、人数十人を一小組とするなり。惟新様御時代亂世に士伍人與ありし證據は、今に諸外城衆中に五人與の古法残り傳りたるを以て知るべし。治世の今鹿府の御城下士に五人組合の法絶果たるは吉田老翁語りし。光久主御代に出水の地頭山田昌巖山田民部と号したるとき、出水土を六組に分けたる法を御取り、鹿府士にも六與に分けられ、大組六組の中に小組を拾番に分け、最初はその小組限りに取捌へ事に成りたるよりにて、士の五人組合をなくしてすむことになる。治世の誤りなり」とある<sup>16)</sup>。

五人組制度とは、戦時には二組が合して十人組となり戦い、平時には五人組がそのまま生活の基本的共同体となっていた制度である。松本彦三郎は、「五人組は、平時無事の際には、互いに相睦みて忠孝の道を第一に守り、相励むための相互切磋の機関であり、また有事多端の折には、軍編成の基本単位として重要な組織であった。時代が移るに従い組の組織・機能に変化が生じ、修養・鍛錬機関としての意義が失われ、組が持っていた子弟鍛錬の機能を他の機関に移譲せねばならない情勢となった」とし、子弟鍛錬機関として咄相中が出現したとしている<sup>17)</sup>。

### Ⅲ. 島津氏と仏教及び儒教

#### 1. 薩摩三州の禅宗

表 5. 薩摩三州の禅宗推移

時代	臨濟宗 の寺数	曹洞宗 の寺数
鎌倉時代	5	0
吉野室町時代	20	33
戦国時代	3	41
安土桃山時代	6	32
江戸時代	2	17

(鈴木泰山『禅宗の地方発展』414頁)

鈴木泰山は、「博多地方を中心として、鎌倉時代の初めより、力強く擡頭し来りし鎮西の臨濟禪は、早く建久（1190-1199 筆者注、以下同じ）年中、明菴榮西及び島津忠久によって、薩摩の西北方に南下し、感應寺を開いてその法幢を分植せりと傳ふるも、未だ播種の時代を出でず、事實の有無もまた甚だ疑はしい。併し遥に降って元享 3 年（1323）に至り、島津貞久が外護の力を致して、大いに同寺を再興し、東福寺門下の僧・雪山を請じて再興開山たらしむるや、此處に初めて臨濟禪擡頭の機運を迎ふるに至った。かくして吉野時代に入るや、15 個寺が新しく創立せらるゝに至った。併し室町時代に入るや急激にその数を減じ、文正以前にあつては、6 箇寺、應仁以後戦國争亂の時代に下つては、纔に 3 箇寺を加ふるに過ぎず、全く氣息奄々たる有様であつた」という<sup>18)</sup>。

表 5 において、薩摩三州における臨濟宗と曹洞宗の寺院数の推移をみると、戦国時代以降曹洞宗の勢力が一段と強化されたことが理解できる。具体的にその後の推移を追ってみよう。

16) 徳田邕興『島津家御舊制軍法卷鈔』（『薩藩叢書』第四編、薩藩叢書刊行会、1909 年）9-11 頁。

17) 松本彦三郎『郷中教育の研究』（第一書房、1943 年）55 頁。

18) 鈴木泰山『禅宗の地方発展』（吉川弘文館、1983 年）426-427 頁。

薩摩、大隅、日向の禅宗は、①永平寺直轄の末寺である皇徳寺と②島津元久が應永元年（1394）に建立した福昌寺の2系列がある。

①の系列は、峨山韶碩を師とする無外圓照とその弟子、無著妙融にはじまる。無外圓照は、谷山忠高の外護を受けて皇徳寺を開創し、大いに化門を張って鎚下に一代の俊足、無著妙融（1333-1393）を出すや鎮西における曹洞禅の勢力は、漸く力強き擡頭を示してきたとされる<sup>19)</sup>。

無著妙融は、大隅の生まれで日向の大慈寺で剛中玄索について出家し各地で修業した。建武3年（1366）、薩摩の皇徳寺を出て高鍋氏の外護を受け、太平寺を開山し無外圓照を迎えた。その後永和元年（1375）に豊後の泉福寺、永徳3年（1383）に肥前の医王寺、至徳元年（1384）に肥前の玉林寺等を開山し、九州北部における曹洞宗の発展に寄与した<sup>20)</sup>。

②の系列は、伊集院忠国の11男である石屋眞梁の系列である。石屋眞梁は、通幻寂靈を師とする所謂叢林脱退の士である「林下の士」の一人である。「遍算遊方」と号して歴参する学徒には、白崖寶生、抜隊得勝、月庵宗光、石屋眞梁らがあり、散聖には復庵宗己、孤峰覺明、大拙祖能、峨山韶碩、通幻寂靈などがいた<sup>21)</sup>。眞梁は、明徳元年（1390）に伊集院家の妙圓寺へ招かれ、その後応永元年（1394）、島津元久が川内川下流に建立した福昌寺の開山第一祖となった。眞梁自ら天昌院、深固院、直林寺を開創し、弟子である竹居正猷は、了心寺、松仙寺、徳住寺等を開立し南地を風靡した。また大和の補巖寺から来た字堂覺卮は、寶福寺、玄豊寺などを開山した。字堂覺卮は、玄豊寺の開山において、島津久豊の帰依を受けた。さらに島津元久の世嗣・仲翁守邦が常珠寺から福昌寺へ上り、直林寺を経営するにおよび、門下に幾多の俊才を輩出した<sup>22)</sup>。峨山韶碩の学統は、巻末の付表3の通りである。

## 2. 石屋眞梁と仲翁守邦

### (1) 石屋眞梁（1345-1423）

上述の石屋眞梁については、高泉性敦（1633-1695）が延宝3年（1675）に序を記している『扶桑禪林僧寶傳』巻八「玉龍山石屋梁禪師傳」、まんじげんしぼん卮元師蠻が延宝8年（1678）に完成した『延寶傳燈録』巻八「薩州玉龍山福昌寺石屋眞梁禪師」、湛元自澄が編纂しその序に「元禄みずのととり癸酉」（元禄6年・1693）の記載がある『日域洞上諸祖傳』巻之上「福昌寺石屋禪師傳」、領南秀恕の自序に「享保ひのとひつじ丁未」（享保12年・1727）とある『日本洞上聯燈録』巻三「福昌寺・石屋梁禪師」の四誌に記載がある。四誌の関係は、当初書かれた『扶桑禪林僧寶傳』に漸次記事が追加され、最終的に『日本洞上聯燈録』の史伝となったものである。

『延寶傳燈録』の凡例には、「道元下、伝法支派蕃衍于東西。然而機縁語句不多傳于世。今自最乗文海、漸求之。系列泝止十三世」とある。すなわち道元の門下は、東西に多く広がっていたが、その系列を13世で止めているため、機縁語句（伝記や教えの類）は、この世に多く伝わってはいない。自分も長い間探していたが、このたび漸く最乗寺の文海の著作を

19) 鈴木泰山、前掲書、252頁。

20) 同前、262頁。

21) 玉村竹二『日本禅宗史論集』一之下（思文閣、1979年）1003頁。

22) 鈴木泰山、前掲書、258-261頁。

手に入れることが出来た」と臨濟宗僧侶の記述は多く残されているのに、曹洞宗僧侶の記述が少ないといっている。湛元自澄の『日域洞上諸祖傳』は、曹洞宗の禅僧伝記集であり、曹洞宗僧傳としては最初のものである。

『曹洞宗全書』史傳上にある『日本洞上聯燈録』の石屋眞梁伝記を書き下せば、およそ次の通りである。

薩州玉龍山福昌寺石屋眞梁禅師は、本州伊集院の人にて姓は藤。島津の族なり。父は忠国、無等と號す。母は、阿多氏。白衣の太子降臨するを夢みて孕むことあり。生れながらにして穎異、出塵の趣あり。六歳にして廣濟寺に投じて童役を執る。一日族長鑑公、師に命じて爵を執らしむ。師、頭を悼めこれを拒て曰く「如来金口(教え)痛制す。それ犯す可けんや」と。鑑喜びて曰く「眞の出家兒なり」と。十六歳にして京師に入り、南禅の蒙山明公に礼して落髮進具す。東陵璵に西雲に謁す。璵その骨相清奇なるを喜びて、授くるに今の号を以てす。継いで中巖月に建仁寺に見へ、薬局に侍す。寂室光に江(近江)の永源寺に参じ、狗子を看して話す。久しくこれ契はず。又南禅に此山在に侍して賓客を掌る。泉州高瀬に古劔訥に見へて機語相投ず。応安4年丹の九世度筑の志賀島に詣でて、文殊大士に道果(悟り)を祈る。大士、福玉の二字を以てこれを授くを夢みゆ。師、大士に曰く。我が願う所は無上菩提の法のみ。世福は好む所に非ずと。大士曰く「爾、第だ持去せよ。他時当に自からこれを知るべし」と。後に永澤寺に通幻に参ず。幻門の庭、峻絶にして嘗て入室を許さず。師、香を袖して上る。幻見て門を閉す。師、退く。次の日又参ず。幻又門を閉す。是の如きこと十二、次に師念らく。是れ我が軽心なり。今夜須らく命を捨つべし。脯時(夕暮れ)より立ちて直に旦に達す。幻憫て接入す。師便ち問て曰く「生死到来の時如何」と。幻曰く「將に生死来らんとするを把ちて。爾に道わん」と。師言葉なし。幻、韶国師の偈を看せ俾む。師措くところなし。幻曰く「既に是れ心外無法、爲甚麼、卻って滿目の青山を謂わんや」と。師脱然として曰く「滿目聾」と。幻これに頷き、仍ち謂て曰く「汝明日衣盃(法衣と碗)を鬻て一堂の粥供を設けよ」と。茲従り服勤(骨折り仕事に勤めること)間無く、造詣益す深し。一日幻問て曰く、「観音大士、爲甚麼、寶冠に弥陀を戴くや」と。師便ち帽を著て出て去る。永和の間、東野に大拙能公を訪ぬ。能問うて曰く、「臨濟に曰く、赤肉團上に一無位(世間の価値判断では価値の付けようがない)の眞人ありと。汝作麼生會す」と。師曰く「喚て無位の眞人と作すべからず」と。能曰く、「無位の眞人、無位の眞人に非ざると、相去ること多少ぞ」師曰「門前の金剛瞋拳を擧ぐ」と。能便ち師の手を執りて曰く、「須く我に師資(師と弟子)の禮を還せ」と。師呵呵大笑して出づ。能左右を顧て曰く「昔、南方に在りて、千巖老漢に徑山に見へ、此事を發明す。巖大いに喜びて我を小轎に載せ、東西の序を巡り、人をして瞻禮せしむ。その時の悟處適來、梁禅客撥轉の關楸子(原動力)なるのみ」と。乃ち獨榻(いす)を以てこれを待す、後に宇都宮に抵りて大蔵を閲す。忽にして夢に通幻和尚袈裟を持し来る。未だ幾ばくならず、幻に総持の命あり。師を誘いて輔行す。果して信衣(伝授の法衣)を以て相付す。明德元年島津大道、妙円寺を創し、師を延て第一世と爲す。應永改元薩隅日三州守藤元久島津氏梵刹を建て、師を起て開山と爲す。師、玉龍福昌を以て是に名く。蓋し昔日夢中に預かる所を表すなり。初めて妙圓に止りて、その化、未だ広まらず。ここに到りて三州の道俗靡然として歸向す。常居一千五百指。戊子、

請に応じて総持に<sup>のぞ</sup>莅む。堂に上りて僧問う「如何か是れ仏法の大意なりや」と。師曰く「後崖、竹筋鞭」と。問う「和尚先住するか。此山先住するか」と。師曰く「人境を用いて甚麼を作らんや」と。僧曰く「築著<sup>ちくじやく</sup>碓著<sup>つじやく</sup>」と。師便ち師室の中を打ち、韶国師の偈及び大死の時、一句を道称し来りし語を擧ぐ。學人を接して常に曰く、「縦使（假令）一個半個を得ずして、我家の種艸、地を掃いて、盡くとも藥汞銀を以て九轉の丹砂に当てるべからず」と。通幻遷化の後、冒して伝法と称し通謁する者あり。師曰く、「師子窟中に異獸なし。若し真証実悟のものならば、兩鏡の相照らすが如し。豈に山僧を瞞せんや。邪速に出て来れ。一一勘過せん。その僧、跡を匿して去る。師、香片を以て尼智泉に與う。泉珍藏すること久し。化して舍利となる。泉、持し来りて師に白す。師叱りて曰く「這の臭老婆よ、妄傳せしむる勿れ」と。應永三十年五月五日は、通幻禪師の三十三周忌に値う。師、永澤に往きて萬僧を請集し、大會齋を修す。衆に告げて曰く「我、殘喘<sup>ざんぜん</sup>を留めて今日に至るは、正に先師の遠忌を期せばなり。今や能事既に畢る。我、将に行かんとす。十一日沐浴し衣を更へ、恬然として坐脱す。壽七十九。臘六十三。奉龕茶毘す。舍利<sup>るいりい</sup>纍纍として牙齒の間に綴る。平生所持する念珠壊れず。永澤に塔を建てる。薩の天昌、深固、直林、作の西來、防の關雲、並てその艸を挿むの地なり<sup>23)</sup>。

これを要するに、眞梁は、伊集院忠国の子で6歳の時広濟寺に入り、16歳で京都南禪寺の蒙山智明（1277-1366）に入門し剃髮する。南禪寺西雲庵の東陵永瑠（1285-1365）に師事し石屋眞梁の名を授かる。その後建仁寺において中巖円月（1300-1375）、近江の永源寺において寂室元光（1290-1367）、南禪寺に此山妙在（1296-1377）、和泉高瀬の大雄寺において古劍智訥（?-1382）そして丹波の永澤寺において通幻寂靈（1322-1391）に参じる。

23) 『曹洞宗全書』史傳上卷三「福昌寺石屋梁禪師傳」薩州玉龍山福昌寺石屋眞梁禪師。本州伊集院人。藤姓。島津之族也。父忠國號無等。母阿多氏。夢白衣大士降臨有孕。生而顛異有出塵之趣。六歳投廣濟寺執童役。一日族長鑑公命師執爵。師掉頭拒之曰、如來金口痛制、其可犯乎。鑑喜曰、眞出家兒也。十六歳入京師。禮南禪蒙山明公。落髮進具。謁東陵瑠於西雲。瑠喜其骨相清奇。授以今號。繼見中巖月于建仁。侍藥局。參寂室光于江之永源。看狗子話。久之不契。又侍此山在於南禪。掌賓客。見古劍訥于泉州高瀬。機語相投。應安四年詣丹之九世度筑之志賀島。祈道果於文殊大士。夢大士以福玉二字授之。師白大士曰、我所願者、無上菩薩之法。世福非所好也。大士曰、爾第持去。他時當自知之。後參通幻於永澤。幻門庭嶮絶。而嘗不許入室。師袖香而上。幻見閉門。師退。次日又參。幻又閉門。如是者一十二。次師念。是我輕心也。今夜須捨命。脯時立直達旦。幻憫接入。師便問曰、生死到來時如何。幻曰、把將生死來。與爾道。師無語。幻俛看韶國師偈。師無措。幻曰、既是心外無法爲甚麼卻云。滿目青山。師脱然曰、滿目聾。幻頷之。乃謂曰、汝明日鬻衣孟。設一堂粥供。從茲服勤無間。造詣益深。一日幻問曰、觀音大士爲甚寶冠戴彌陀。師便著帽出去。永和間訪大拙能公於東野。能問曰、臨濟曰、赤肉團上有一無位真人。汝作麼生會。師曰、不可喚作無位真人。能曰、無位真人與非無位真人。相去多少。師曰、門前金剛舉瞋拳。能便執師手曰、須還我師資禮。師呵呵大笑而出。能顧左右曰、昔在南方見千巖老漢於徑山。發明此事。巖大喜載我小轎。巡東西序。令人瞻禮。其時悟處適來。梁禪客撥轉底關樞子耳。乃以獨搦待之。後抵宇都宮闕大藏。忽夢。通幻和尚持袈裟來。未幾幻有總持之命。誘師輔行。果以信衣相付。明德元年島津大道創妙圓寺。延師爲第一世。應永改元薩隅日三州守藤元久島津氏建梵刹。起師爲開山。師以玉龍福昌名之。蓋表昔日夢中所授也。初止妙圓。其化未廣。到此三州道俗靡然歸向。常居千五百指。戊子應請莅總持。上堂。僧問。如何是佛法大意。師曰、後崖竹筋鞭。問。和尚先住。此山先住。師曰。用人境作甚麼。僧曰。築著碓著。師便打。師室中擧韶國師偈及大死底時道將一句來語。接學人。常曰。縦使不得一箇半箇。吾家種艸掃地盡。不可以藥汞銀當九轉丹砂去。通幻遷化後有冒稱傳法通謁者。師曰。師子窟中無異獸。若眞證實悟底。如兩鏡相照。豈瞞山僧邪。速出來。一一勘過。其僧匿跡而去。師以香片與尼智泉。泉珍藏久。化成舍利。泉持來白師。師叱曰。這臭老婆莫令妄傳。應永癸卯五月五日值通幻禪師三十三周忌。師往永澤。請集萬僧。修大會齋。告衆曰。我留殘喘至今日者。正期先師之遠忌也。今能事既畢。吾將行矣。十一日沐浴。更衣恬然坐脱。壽七十九。臘六十三。奉龕茶毘。舍利纍纍綴牙齒間。平生所持念珠不壞。建塔永澤。薩之天昌深固直林。作之西來。防之關雲。並其挿艸之地也。（曹洞宗全書刊行會、1970年）274-275頁。

眞梁は、すでに述べた通り、所謂叢林脱退の士である「林下の士」の一人であった。薩摩へ帰国後、明徳元年（1390）に妙円寺を開山、応永元年（1394）には島津元久の招きで福昌寺の開山僧となる。応永30年、通幻禪師の33回忌に永源寺に行つて大会齋を修した。衆に向つて「我が死にかかっている命を留めて今日に至つたのも、正に先師の遠忌を期してのことであつた。今や事は終わった」ことを告げ、安らかに解脱したのであつた。享年79才であつた。

## (2) 仲翁守邦（1379-1445）

仲翁守邦については『日域洞上諸祖傳』の続編である徳翁良高撰の『續日域洞上諸祖傳』卷二「福昌寺中翁邦禪師傳」及び領南秀恕編の『日本洞上聯燈録』卷五「福昌寺仲翁守邦禪師」にみえる。徳翁良高は、『續日域洞上諸祖傳』の序において「寛永五年戊子」と記しており、1628年の著である。またその凡例には「此集、續日域洞上諸祖傳而輯編、因名續諸祖傳也。凡立傳者八十餘員、專載有機縁語句者。」とある。すなわち「この集は、日域洞上諸祖傳に続いて編集されたので、名前も續諸祖傳とした。80餘名いるが、専らその伝記・逸話・言葉等が残っているものを載せた」としている。『日本洞上聯燈録』にある仲翁守邦の伝記を書き下せば、およそ次の通りである。

薩州福昌寺の仲翁守邦禪師は、本州主島津忠久八世の孫なり。薩隅日三州の太守なり。父は元久、母は伊氏。一夕夢らく、庭前の梅花競いて發き、異香室に滿つ。覺て娠有り。康暦己未日、州飢肥縣に生る。因て梅樹と小字す。既に異兆あり。僉な祥応（目出度い印）を知る。幼くして即ち學を好み極めて聰穎なり。甫七載（歳）世に心無し。竺山仙公に見えて脱俗の意を發す。父母素より佛乘を崇む。故を以て別に嗣子無しと雖も、その志を奪わず。妙圓寺の石屋和尚に投じて、驅鳥（食卓に集まる鳥を追う役）と爲す。十五にして始めて僧服を納く。屋の福昌に遷るに及んで、師と俱に攜える。時、國變に値て戎事（戦争）孔だ棘なり。輔臣等相議して謂く、嗣君出家し國を誰にか頼らんと。將に往きて家に還るを勸諭せんとす。山に至るに及んで、則ち師と衆と作務するを見て、驚嘆に堪えず。密かに啓して曰く、「君、当に三州に於ける藩主たるべし。今、作す所のものは、何ぞや」と。師曰く、「三州の藩主、豈に吾が望む所や、出家學道庶くは三界の導師と爲らん。それ榮を貪り、寵を冒し、色を好み、声に淫し生死に流轉す。何に由りて自選出ん」と。咸な聳愕感歎して去る。翌年ほうぼうに遊し足利學校に就いて經史を肄う。久しうして之を棄て去り、濃州に如て補陀寺（美濃の補陀寺）の月江和尚に見ゆ。叩請（懇願する）し甚だ勤む事兩載にして省り無く、越に造りて芳菴（芳菴祖巖）に願成寺に、希明（希明清良）に龍興寺に參ず。次に日岑（日岑宗舜）に尾（尾張）の瑞泉寺に、英仲（英仲法俊）に丹の圓通寺に參ず。或は侍司に充られ、或は藏鑰を掌る。応永壬辰、父の喪に値りて本郷に帰る。復た石屋に福昌に省す（めぐり見る）。俄かにして、屋の作州西來の命に応じ、竹居を挙げて補處す。師、囑を稟けて、之に従いて、日夕咨扣（問い訊ねる）す。居、示すに牛過窓櫺の話をして。師、是を疑うこと3年、1日省有り。直ちに室へ入り、便ち礼拝す。居曰く、「汝甚麼の道理を見たるや」。師曰く、「眼横鼻直」と。居曰く、「牛、什麼の處に在るか」と。師曰く、「細には無間に入り、大には方所を絶す」と。居曰く、「爲甚麼、尾巴（しっぽ）は過ぐる事得ざ

るや」。師曰く、「某甲從來（一度も）人に瞞せられず」と。居、黙して點頭す。師、再拜して退く。応永辛丑、竹居、能の緒嶽に住し、師を率いて往く。命を以て鑑寺と爲る。八月二十九日師をして入室せしめて、親しく衣偈を付す。時に年四十三才、明年総持寺に出世す。事を謝して再び薩に回る。太守の藤久豊、太平山常珠寺を創め、師を延て、これに居せしむ。甲辰移りて福昌寺の席を主る。永享改元、島津忠国隅州始良の莊に於いて、滿壽山含粒寺を創（始めて）して師を迎えて第一祖と爲す。二年庚戌長州の瑞松菴に住す、壬子旨を奉て総持寺に上り紫衣を賜う。堂に上りて、拄杖を拈して曰く、「這箇（真理）喚て心と作し得んや。喚て法と作し得んや」と。卓一下して曰く、「石牛水上に臥す。東西に自由を得り」と。堂に上りて擧す。「唐の肅宗皇帝・忠國師に問いて曰く、如何ぞこれ無諍三昧と。師曰く、檀越（後援者）、毘盧頂上を踏みて行け。帝曰く、寡人は会せず。師曰く、自己清浄の身と認むること莫れと。後來佛鑑頌して曰く、歩歩踏著す毘盧頂、亦自己清浄身に非ず、妙に空門に入りて空相を得。祖師の肝膽、佛の精神、山僧今日重ねて蛇と爲り、足を添て去る也、毘盧頂上脚下の事、脱盡す自己清浄身、更に一条の活路子有り、無諍三昧神を勞せず、佛誕上堂、年年相見小孩子、天上人間、豈獨尊ならんや。平地今朝一堆の浪、鷲頭漉下劫塵（大小）の痕」と。翌年鼓を搥ち退き去り、豫州奈良谷に遊ぶ。龍天と名く古寺あり。本と徳翁禪師が創る所なり。師その舊址を得て菴を卓す。湫（湿地）有り、成王の瀬と曰う。毒龍の蟄する所なり。一夕忽にして老翁身を現し来りて、師に授戒を乞う。師授くるなり。翁歡喜頂禮して曰く、「師この山に住せんと欲せば、某甲永く衛護を加えん」と。仍に一池の靈水を施す。味美にて亢旱と雖も竭きず。僧徒相從いて、檀施川に臻る。榮構告成して、號して禹門山龍澤寺という。のちに省文に付し、去りて粉里に還る。隅州帖佐城主季久、永源寺を創して聘請す。春山城主直林寺に住することを請う、乙丑夏伊集院に寓して疾を示す。門徒を聚めて勉むるに、精進入道を以てす。泊然として逝く。文安二年六月六日なり。壽六十七、臘五十三、福昌・含粒に於いて塔す。在天の龍、心巖の信、愚丘の智、是庵の寔、雪岑の蓀、省文の正、六人を出す<sup>24)</sup>。

24) 『曹洞宗全書』史傳上卷五「福昌仲翁守邦禪師」薩州福昌仲翁守邦禪師。本州主島津忠久八世孫。世爲薩隅日三州太守。父元久。母伊氏。一夕夢。庭前梅花競發。異香滿室。覺自有娠。康曆己未生于日州飢肥縣。因小字梅樹。既有異兆。僉知祥應。幼而即好學。極聰穎。甫七載。無心于世。見竺山仙公。發脫俗之意。父母素崇弘乘。以故雖別無詞子。不奪其志。投妙圓寺石屋和尚爲驅鳥。十五始納僧服。及屋遷福昌。攜師與俱。時值國變。戎事孔棘。輔臣等相議謂。嗣君出家國難誰。將往勸諭還家。及至山則見師與衆作務。不堪驚嘆。密啓曰。君當藩守于三州。而今所作者何也。師曰。三州之藩守豈吾所望哉。出家學道。庶爲三界導師。夫貪榮冒寵。嗜色淫聲。流轉生死。何由自出。咸覺愕感歎而去。翌年遊方。就足利學校肄經史。久之棄去。如濃州見補陀月江和尚。叩請甚勤。兩載無省。造越參芳庵於願成。希明於龍興。次參日峯于尾之瑞泉。英仲于丹之圓通。或充侍司。或掌藏鑰。應永壬辰值父喪歸本郷。復省石屋於福昌。俄而屋應作州西來之命。舉竹居補處。師稟囑從之。日夕咨扣。居示以牛過窓樞話。師疑之三年。一日有省。直入室便禮拜。居曰。汝見甚麼道理。師曰。眼橫鼻直。居曰。牛在什麼處。師曰。細入無間。大絕方所。居曰。爲甚麼尾巴過不得。師曰。某甲從來不人瞞居默而點頭。師再拜而退。應永辛丑、竹居住能之諸嶽。率師往。命爲鑑寺。八月廿九日令師入室。親付衣偈。時年四十三矣。明年出世總持。謝事再回薩。太守藤久豊創太平山常珠寺。延師居之。甲辰移主福昌席。永享改元。島津忠國於隅州始良莊。創滿壽山含粒寺。迎師爲第一祖。二年庚戌住長州瑞松菴。壬子奉旨升總持錫紫衣。上堂。拈拄杖曰。這箇喚作心得麼。喚作法得麼。喚作非心非法得麼。卓一下曰。石牛水上臥。東西得自由。上堂擧。唐肅宗皇帝問忠國師曰。如何是無諍三昧。師曰。檀越踏毘盧頂上行。帝曰。寡人不會。師曰。莫認自己清浄身。後來佛鑑頌曰。歩歩踏著毘盧頂。亦非自己清浄身。妙入空門得空相。祖師肝膽佛精神。山僧今日重爲蛇添足去也。毘盧頂上脚下事。脱盡自己清浄身。更有一條活路子。無諍三昧不勞神。佛誕上堂。年年相見小孩子。天上人間豈獨尊。平地今朝一堆浪。鷲頭漉下劫塵痕。翌年搥退鼓去遊豫州奈良谷。有古寺名龍天。本徳翁師所創也。師得其舊址卓菴。有湫曰成王瀬。毒龍之所蟄也。一夕忽現老翁身。來乞師授戒。師授了也。翁歡喜頂禮曰。師欲住此山。某甲永加衛護。仍施一池靈水。味美雖亢旱不竭。僧徒相從檀施川臻。營構告成。號曰禹門山龍澤寺。後付省文。去還粉里。隅州帖佐城主季久。創永源寺聘請。春山城主請住直林寺。乙丑夏寓伊集院示疾。聚門徒勉以精進入道。泊然而逝。文安二年六月六日也。壽六十七。臘五十三。塔于福昌含粒。出在天龍。心巖信。愚丘智。是菴寔。雪岑蓀。省文正六人。（曹洞宗全書刊行會、1970年）331-332頁。



これを要するに、仲翁守邦は、島津元久の嫡子であったが、7歳の時妙円寺の石屋眞梁に託される。15歳の時僧服を受け、眞梁とともに福昌寺へ移る。16歳の時、足利学校に遊び経史を学んだ。その後越前・龍興寺の希明清良（?-1445）、尾張犬山・瑞泉寺の日峰宗舜（1368-1448）、丹波・圓通寺の英仲法俊（1340-1416）などに参じ、応永19年（1412）父の訃報に接し帰国した。応永28年（1421）竹居正猷と共に能登に参じ、翌応永29年総持寺の住持となる。薩摩に帰り常珠寺を開山、応永31年（1424）福昌寺に住持する。永享4年（1432）総持寺にて紫衣を賜る。晩年は薩摩の永源寺、直林寺に住し文安2年（1445）に入寂す。67歳であった。

### 3. 桂庵玄樹（1427-1502）

#### (1) 桂庵玄樹の概歴

日本の朱子学の開祖は、通説にいう藤原惺窩（1561-1619）ではなく、実は桂庵禅師であったといっても過言ではない。名は玄樹、島陰あるいは海東野釈と号す。応永34年（1427）、周防国山口の生まれとも、長門国赤間関の生まれともいう。永享7年（1435）9歳の時、南禅寺雲興庵に入り16歳で剃髪した。赤間関の永福寺や大隅の正興寺に住し、応仁元年（1467）、天與清啓の随員として足利義政の遣明船に乗り入明し滞明7年、文明5年（1473）に帰国した。時恰も応仁の乱の最中であり、暫く石見・周防・長門などに住し、文明8年（1476）豊後の万寿寺、筑後の二尊寺に入り、文明9年（1477）肥後の菊池重朝の厚遇を受けた。文明10年2月（1478）龍雲寺の玉洞、冠獄（串木野市）の宗寿の勧めで入薩、龍雲寺に滞在の後島津忠昌に面会した。忠昌は、桂樹院を建立し寺祿を給した。桂樹院の寺地が桜島の裏にあるため島陰寺といわれた。島津忠昌や伊作久逸をはじめ、従学する者が多く、三州の天地は朱学の淵藪となった。桂庵玄樹は、明応2年（1493）以後日向の安国寺と桂樹院の間を往復し、同6年（1497）12月に京都五山の建仁寺の首座を遙任、その後南禅寺も管したが、文亀2年（1502）伊敷に東帰庵を構え隠棲し82歳で入寂した。

桂庵玄樹の学業は、朱子学を純粹に信奉し、四書は朱子の『集注』、周易は朱子の『本義』、書経は蔡沈の『集伝』、詩経は朱子の『集伝』、春秋は南宋の『胡伝』、礼記は陳澧の『集説』によるべしと主張し、徳川時代の究学上の公規を早くから実施していた。桂庵玄樹が最も力を入れたのは『四書集注』であり、五経は『書経』であった。その学風は、儒の見性と仏の慈とを調和融合したものであり、この折衷の学風は、島津日新斎忠良の本領となって以来、薩摩藩文教の骨格を形成するに至った。桂庵玄樹の著書には『島隠集』、『島隠雑著』、『家法和訓』などがある<sup>25)</sup>。

#### (2) 桂庵玄樹の学統

桂庵玄樹の学統図は、巻末の付表4のとおりである。

##### ① 巢松以安

南禅寺で蘭坡に師事した。明応5年（1496）高麗に使い翌年帰朝した。東福寺において乗拂すること9年、桂庵玄樹の人となりを慕い文亀元年（1501）11月、桂庵玄樹に従い薩

<sup>25)</sup> 原口虎雄『鹿児島県の歴史』131-134頁。

摩へ来る。福昌寺の傍に庵を建て住む<sup>26)</sup>。

## ②月渚永乗（1465-1541）

薩州牛山の人。肥後高瀬の清源寺で栖碧和尚に学ぶ。明応6年（1497）桂庵玄樹に従学し高足となる。桂庵玄樹の推薦により日州飢肥の龍源寺に住した後に安国寺に住す。当時飢肥は、日明貿易の海口であったので、島津忠昌は、学僧を置き外交文書を所管させた<sup>27)</sup>。

### ◆月渚永乗と寧波事件

大内氏が宗設謙道を正使とし、月渚永乗を副使として入明させ、大永3年（1523）4月寧波に到着した。一方細川氏は、らんおかついさ鸞岡瑞佐を正使とし明人宋素卿を副使として南海路によって入明した。寧波に着いたのは大内船に遅れること数日であった。ここで当然勘合船としての真偽が問題となったが、宋素卿が市舶司に賄賂を贈り、大内船より先に細川氏の貨物を陸揚げしてしまい、嘉賓館での席次も細川氏の鸞岡が、大内船の宗設より上座になってしまった。怒った宗設は、鸞岡を殺害し宋素卿らの舟を焼却し寧波を出港した事件が寧波事件である<sup>28)</sup>。

## ③文之玄昌（1555-1620）

名は文之、字を玄昌、号を南浦という。父は川内の人で俗称を湯佐氏という。乱を避けて日州福島に至り、里女を娶り文之を飢肥南郷の外浦で産む。桂庵玄樹入寂後、48年目である。6歳の時、日州目井の延命寺の天澤和尚に託された。

天澤は、桂庵玄樹の門下である雲夢崇澤（伊集院熙久の第四子）に師事し、大永7年（1527）足利学校に遊学した。弘治2年（1556）に飢肥へ戻り、初め西光寺に、後に延命寺に住した。卜筮を以て業としていたという。天澤は、文之の才能を見抜き日州飢肥の龍源寺二州一翁に預ける。文之は、15歳のとき上洛し熙春和尚に恵山の龍吟庵で謁する。天正9年（1581）、龍源寺を領し、隅の少林寺、日の正壽寺に転じ、義弘に招かれて安国寺に住した。

関ヶ原のあと、宇喜多秀家が薩摩に島津家を頼った。秀家は、前田家の婿であることから、島津及び前田両家で宇喜多秀家の命乞を家康にすることとなり、慶長8年（1603）薩摩より正使を桂忠詮、副使を文之として駿府に派遣した。家康は、これを受け入れ秀家を八丈島送りとし、かつ文之を相州・建長寺の住職とした。その後帰国し家久の創建した大竜寺の開山師となった。67歳で入寂した<sup>29)</sup>。

なお天澤については『南浦文集』巻之下（廿五）寄僧徒詩に次のように記載されている。

予生れて六歳の時、老父予を天澤老師の室に入れ、以て僧苗を作らしむ。爾来指を屈し、すなわち殆ど五十七年。不幸にして老師予を早棄し物故す。時老師六十一歳、予十四歳。老師は如何なる人か、すなわち前建長寺雲夢大和尚の徒弟にして其諱は崇春、

26) 西村天四『日本宋学史』（朝日新聞社、1951年）139頁。

27) 同前、141頁。

28) 田中健夫『倭寇と勘合貿易』（至文堂、1961年）105-106頁。

29) 西村天四、前掲書、141-155頁。

十九歳にして東關郷校に赴来て、<sup>つきとどま</sup>隸止ること五～六年。學徒のとき崇春を改め不閑と称す。かつ越前州の一栢上人の門に入り、典籍を学ぶこと十有余年。功成り名を遂げ、四十九歳にして日州肥水南陽の故里、西光粉寺に帰る。目井の延命寺に於いて著堂を造し、占筮の学を業とす。予僧苗を作るは此時なり<sup>30)</sup>。

#### 4. 黄友賢（江夏友賢）（1568–1610）

西村天囚によれば「永祿3年（1560）23歳のときに帰化し、卜筮を以て後陽成天皇の寵愛を受ける。友賢は福建・江夏の人、号を環溪という。幼より家業を受けて最も周易に詳し。島津義弘聘して学を講ぜしむ。嘗て公に従うて上洛せしに、公卿大夫従学する者多く、洛の文士その鋒に当る者なかりきと云へば、その学植を知る可きなり」という<sup>31)</sup>。また伊地知季安の『漢学紀源』には、次のような記載がある。

天正十年（1582）、松齡公（島津義弘）八代城を<sup>まも</sup>成る。十二月友賢を召して卜筮せしむ。遂に擧げて禄仕し恒に學を講ぜしむ。朝鮮の役に亦兵を列従す。慶長元年（1596）明の神宗は、遊撃・沈惟敬を遣して國朝に使せしむ。時に友賢、公に従ひ伏見邸に上る。惟敬、友賢と邂逅す。その未だ死せずして日本に存するを異とす。特に慇懃を加う。これにより人皆庸族（平凡な一族）にあらざるを知る。豊太閤亦これを聴きて、将に擧げて官に任ぜんとす。而して公に命じて且以てこれを促す。友賢辞して曰く、「未だ国典を知らず。吾が明に於いては、臣二君に仕うるは深く恥づる所となす。臣不敏なりと雖も、既に委質し藩公の臣たり。願はくば吾が道を守らん」と。固執して肯んぜず。公以太閤に報ず。太閤大いに感ず<sup>32)</sup>。

### IV. 島津氏と神道

#### 1. 海幸・山幸説話

兄の<sup>ほのすりのみこと</sup>火闌降命と弟の<sup>ひこほほでみのみこと</sup>彦火火出見尊は、釣り針と弓矢とを交換してみることにした。しかしどちらも獲物を得ることが出来なかった。兄は弓矢を弟に返し、釣り針を返すように

<sup>30)</sup> 『南浦文集』巻之下（廿五）「予生六歳之時老父令予入天澤老師之室以作僧苗矣、爾來屈指則殆乎五十七年、不幸而老師早棄予而物故矣、時老師六十一歳而予十四歳也、老師者何人、即前建長雲夢大和尚之徒弟而其諱曰嵩春、十九才而赴而東關郷校而隸止五六年矣、學徒之時改崇春名不閑矣、且焉入越之前州一栢上人之門學典籍者十有餘年、功成名遂四十九才而歸於日州肥水南陽故里西光粉寺、造著室於目井延命古寺業占筮之學、予作僧苗者此時也」（『薩藩叢書』第二編、薩藩叢書刊行會、1906）49頁。

<sup>31)</sup> 西村天囚、前掲書、153頁。

<sup>32)</sup> 伊地知季安『漢学紀源』巻三「天正十年松齡公成八代城在肥後州、十二月召友賢卜筮焉、遂擧禄仕令恒講學、朝鮮之役亦列従兵、慶長元年明神宗遣遊撃沈惟敬使國朝、時友賢從公上伏見邸、惟敬邂逅友賢、異其死存於日本、特加慇懃、繇是人皆知非庸族、豊太閤亦聞乃將擧任官、而命公且以促之、友賢辞曰、未知國典、於吾明爲臣事二君所深耻矣、臣雖不敏既已委質臣於藩公、願守吾道、固執不肯焉、公以報太閤、太閤大感」（『薩藩叢書』第二編、薩摩叢書刊行會、1909年）21頁。

要求した。その時釣り針を無くしてしまった弟は、困って海辺で呻吟していると、<sup>しおつちおじ</sup>塩土老翁が、竹籠を作り彦火火出見尊を海中に沈めた。すると海神の宮殿に着いた。事情を聞いた海神が魚達を集めて詰問すると、赤女（鯛）が口の病気を罹っていることが分かり、呼んで口を見ると釣り針が掛っていた。そのような次第で彦火火出見尊は、海神の娘である豊玉姫を娶られた。望郷の念に掛った彦火火出見尊を見て海神は、潮満瓊と潮涸瓊を渡し、「潮満瓊で兄上を溺れさせ謝ったならば、潮涸瓊で潮を引かせなさい」といい、豊玉姫は「海辺に産屋を作り御待ち下さい」といって送りだした。豊玉姫は、約束通り海辺にやってきて「私の子を生むときは決して覗いてはいけません」といわれたが、彦火火出見尊は、豊玉姫の龍の化身であることを見てしまった。豊玉姫は、彦波瀲武鸕鷀草葺不合尊<sup>ひこなびさたけうかやふきあえずみこと</sup>を産んだ後、海辺に棄て海神の元に帰ってしまった<sup>33)</sup>。豊玉彦、豊玉姫、彦火火出見尊は、鹿児島市草牟田にある鹿児島神社の祭神である。

## 2. 皇孫天臨の地

『八幡宇佐宮御託宜集』に、「人皇第一の主、<sup>かんやまといはれひこのみこと</sup>神日本磐余彦尊（神武天皇）御年十四歳の時、帝釈宮に昇り、<sup>いんやく</sup>印鑰（印と鍵）を受け執り、日州の辛国城に還り来たまう。蘇於の峯是なり。蘇於の峯は、霧嶋山の別の号なり。延喜式第十に曰く、日向国四座。児湯郡二座（都農神社・都万神社）、宮崎郡一座（江田神社）、諸県郡一座（霧嶋神社）、大隅五座。桑原郡一座（鹿児島神社）、曾於郡三座（大穴持神社、宮浦神社、韓国宇豆峯神社）、謨郡一座（益救神社）」とある<sup>34)</sup>。また「薩摩の国鹿児島明神、宇佐宮に申して言く。他国の神共、隼人と云ふ神来って、我国を打ち取らんと欲うと云う。誰人か打つべき将として、向ひ給うてへり。皆打つに堪へざる由を申す。早く若宮の老神宇礼（大葉枝皇子）及び久礼（小葉枝皇子）をして云々。この神、隼人を打ち取って、宇佐の松の隈に埋め給う。今凶土墓と号るは是なり」と<sup>35)</sup>、鹿児島神社と宇佐八幡宮との緊密なる関係を述べている。

薩摩三州は、①霧島山に属する高千穂と韓国岳は、『日本書紀』に書かれている神武天皇生誕の地であり、東征出発の地でもあること。②したがって古来より神社が多く存すること。③鹿児島神社は、海幸・山幸説話で有名な「豊玉彦・豊玉姫・彦火火出見尊」を祭る地主神であること。④隼人反乱の時には、宇佐八幡宮からご神体である「薦枕」を巡幸させるなど宇佐八幡との関係が緊密であったことなど神道関係の説話には事欠かない地である。

## 3. 薩摩の成立

『續日本紀』大宝2年（702）8月1日の条に、「薩摩と<sup>たね</sup>多禰は、王化に服さず、政令に逆らっていたので、兵を遣わして征討し、戸口を調査して常駐の官人を置いた」とあり<sup>36)</sup>、また大宝2年10月3日の条に、「唱更（辺境を守る役）、国司（薩摩の国司）が言上した。国内の

<sup>33)</sup> 『日本書紀』巻1（小学館、2006年）155-160頁。

<sup>34)</sup> 重松明久訳『八幡宇佐宮御託宜集』「日本国御遊化の部」（現代思想社、1986年）119-120頁。

<sup>35)</sup> 同前、173頁。

<sup>36)</sup> 黒板勝美編『國史大系・續日本紀』大宝二年八月丙甲朔の条「薩摩多禰。隔化逆命。於是發兵征討。遂按戸置吏焉」（吉川弘文堂、1966年）15頁。

要害の地に柵を建て、戍(兵士)を置いて守ろうとしますと。これを許した」とある<sup>37)</sup>。統治のための常備軍を設置したことが窺える。原口虎雄は、「薩摩隼人の反乱は、薩摩国設置に対する反乱であり、この反乱は、中央軍によって鎮圧され、律令制による国郡編成が遂行された」としている<sup>38)</sup>。

#### 4. 大隅の成立

『續日本紀』和銅6年(713)夏4月3日の条に、「日向国の肝坏・贈於・大隅・始良の四郡を割いて、始めて大隅国を置く」とある<sup>39)</sup>。大隅国の設置に対して大隅隼人の抵抗が多かったことは、『續日本紀』和銅6年(713)7月5日の条に、「隼人を討伐した將軍と士卒らのうち、戦陣で功のあった1280余人に夫々功勞に応じて勲位を授ける」とあることから推察される<sup>40)</sup>。翌和銅7年(714)3月15日の条によれば、「隼人は、道理に暗く荒らしく、法令にも従わない。よって豊前国の民200戸を移住させて統治するように勧め導かせるようにした」としたという<sup>41)</sup>。この豊前の民の大隅入植は、却って隼人との軋轢を起す結果となり、養老4年(720)2月29日の条にあるように、大宰府が「隼人が反乱を起して大隅国守の陽侯史麻呂を殺害した」と<sup>42)</sup>、大隅隼人の反乱を奏言してきた。同年3月4日の条によれば、朝廷は「大伴宿禰旅人を征隼人時節大將軍に任命し、笠朝臣御室、巨勢朝臣真人の兩名を副將軍に任命」した<sup>43)</sup>。しかし同年6月17日の条に、「將軍は、原野に野營して既に一カ月にもなった。時候は、暑い時であり、どんなに苦勞したことであろう。仍って使者を派遣して慰問させる」<sup>44)</sup>と、派遣軍の苦戦の様相が書かれている。苦戦は更に続き、養老4年(720)8月12日の条によれば、「隼人を征伐する時節將軍の大伴宿禰旅人は、暫らく入京させる。但し副將軍以下の者は、隼人平定が終わっていないので止まってそのまま駐屯せよ」と命じている<sup>45)</sup>。平定完了は、養老5年(721)7月7日の条に、「征

37) 同前、大宝二年冬十月丁酉の条「唱更國司今薩摩國也言、於國內要害乃地、建柵置戍守之許焉」15頁。

38) 原口虎雄『鹿児島県の歴史』27頁。

39) 黒板勝美編『國史大系・續日本紀』和銅六年夏四月乙未の条「割日向國干肝坏、贈於、大隅、始良四郡。始置大隅國」52頁。

40) 同前、和銅六年秋七月丙寅の条「詔曰、授以勲級、本據有功、若不優異、何以勸擢、今討隼賊將軍并士卒等戰陣有功者一千二百八十餘人、並宜隨勞授勲焉」53頁。

41) 同前、和銅七年三月壬寅の条「隼人昏荒、野心未習憲法、回移豊前國民二百戸、令相勸導也」55頁。

42) 同前、養老四年二月壬子の条「大宰府奏言、隼人反殺大隅國守令陽侯史麻呂」79頁。

43) 同前、養老四年三月丙辰の条「以中納言正四位下大伴宿禰旅人、爲征隼人時節大將軍、授刀助從五位下笠朝臣御室、民部少輔從五位下巨勢朝臣真人爲副將軍」79頁。

44) 同前、養老四年六月戊戌の条「詔曰、蠻夷爲害、自古有之、漢命五將、驕胡臣服、周勞再駕、荒俗來王、今西隅小賊、怙亂逆化、屢害良民、因遣時節將軍正四位下中納言兼中務卿大伴宿禰旅人、誅罰其罪、盡彼巢居、治兵擧衆、剪掃兇徒、曾帥面縛、請命下吏、寇黨叩頭、爭靡敦風、然將軍暴露原野、久延旬月、時屬盛熱。豈無艱苦、使々慰問、宜念忠勤、」81頁。

45) 同前、養老四年八月壬辰の条「勅、征隼人時節將軍大伴宿禰旅人宜且入京、但副將軍已下者、隼人未平、宜留而已屯焉」82頁。

隼人副将軍・笠朝臣御室、巨勢朝臣真人らが帰還した。斬首した者や捕虜は、合わせて 1400 余人であった」とあることから<sup>46)</sup>、更に一年近く掛ったと推定される。

『八幡宇佐宮御託宜集』菱形池の辺の部に、「大隅・日向両国の隼人等、襲い来り、養老四年公家当宮に祈り申さる時に神託く、我行きて降服すべしてへり。豊前守・宇奴首<sup>うのおびとをひと</sup>男人、官符を奉り、神輿を造り進めしむ時、白馬自然に來り、御輿に副はしめ、弥信仰せり。大神諸男<sup>つらつらおもんみ</sup>（宇佐神官）儻以るに、何物を以て御験と為し、神輿に乗せ奉るべきやと。豊前國下毛郡野仲の勝境の林間の宝池は、大菩薩御修行の昔、湧き出でしむる水なり。彼の所に参詣し祈り申さんと欲ふ。（中略＝宝池にある眞薦草を刈って枕となせという神のお告げあり）これによつて諸男この薦を刈り奉る。別室を造らしめ、七日参籠し、一心に氣を収め、御枕をつつみ奉る。御長一尺、御径三寸皆以て神慮なり。豊前守将軍、大御神を請じ奉る。禰宜・辛嶋<sup>は</sup>波豆米、大御神の御杖人（女官の名）となり、御前に立ち彼の両国に行幸す」とある<sup>47)</sup>。

大隅隼人反乱に関しては、一旦乱を鎮圧し豊前の民を 200 戸移住させたあと、再度反乱が勃発すると、宇佐八幡宮のご神体である「薦枕」を神輿に入れて大隅、薩摩へ巡幸したというのである。

---

46) 同前、養老五年七月壬子の条「征隼人副将軍從五位下笠朝臣御室、從五位下巨勢朝臣真人等還歸斬首獲虜合千四百餘人」87 頁。

47) 重松明久訳『八幡宇佐宮御託宜集』「日本国御遊化の部」170-172 頁。

## 第二章 薩摩兵児二才

### I. 兵児二才の起源

#### 1. 言葉の意味

まず「兵児」の意味であるが、『俚言集覽』によれば「フドシをへこと云、陰核子（へこ）の義歟」と説明している。「へこ帯」を「薩摩の兵児帯といふ」としている<sup>1)</sup>。また、「横山長右衛門日記書抜」に、「右の人々二才朋友にて候、十二三の比より兵子を立て、女のましはり浄瑠璃小歌三味線たはこ飲事を嫌ひ候て、午頭成候ては猶以て禁物なり」とあり<sup>2)</sup>、「へこ」に「兵児」又は「兵子」の字を当て、「ふんどし」を意味していたと思われる。

次に、「二才」の意味である。『大玄海』の「二才」の項に、「鱸・鯔ナドノ二年子」とある。すなわち鱸は出世魚であり、せいご〜二才（二年目の若魚）〜ふっこ（尺余）〜すずきと名称が変化する。二才は、二年目で漸く一人前になった若魚であり、これを人間の生育に例えれば、成年に達したばかりの者、すなわち若者衆を意味すると思われる。

#### 2. 島津忠良の思想的背景

##### (1) 島津忠良（1493-1568）と仏教

『島津家御舊制軍法卷鈔』によれば「日新主より維新主御三代、君主の道義を専に御心掛て、實行を行ひ給ふ事、今世迄も語り傳へ、御餘澤をしたひ仰ぎ奉る得て知るべく、薩州の士臣身命を抛ち、忠功戦功を勵み、鋒之勇鋭なりしは、御三代君主の御仁徳なる故なり」とある<sup>3)</sup>。島津忠良は、島津家の一族である伊作の領主たる伊作家の出身で、長じて田布施、高橋、阿多の領主である相州家の嗣となり、両家を合して一つと成した。さらに薩摩、大隅、日向の各地に割拠していた群雄を攻略統一して、島津中興の偉業を打ち立てた卓将でもあった。

忠良は、「三歳にして父善久の横死に遇い、七歳より十五歳に至るまで真言宗海藏院（現・日置市）に在りて、名僧頼増法印の教育を受けたまひしなり。海藏院を辞して帰城あるや、又文武の達人新納能登守忠澄に師事して益々文武二道」を勵んだという<sup>4)</sup>。晩年に梅岳常潤在家菩薩と称した忠良は、相州家の菩提寺である田布施の常珠寺の俊安に師事した。『漢学起源』に「これより前の天文二年（1533）、日新公、田布施常珠寺の俊安に従いて、既に参禅して菩薩戒を受くと雖も、舜有と尚精密に其蘊奥を窮むるに至りて、造養益々深く、胸懷廓然として一を以て之を貫き、千酬萬應、徹悟せざるなし」とある<sup>5)</sup>。忠良の仏法における信念は、頗る堅固であったと推察することができる。

<sup>1)</sup> 村田了阿編輯『俚言集覽』下巻（名著刊行會、1966年）274-275頁。

<sup>2)</sup> 『薩摩舊傳集』巻之三（伊地知茂七編『薩藩叢書』第一編、薩藩叢書刊行會、1908年）301頁。

<sup>3)</sup> 徳田邕興『島津家御舊制軍法卷鈔』上（薩藩叢書刊行會、1909年）3頁。

<sup>4)</sup> 渡辺盛衛「島津日新公」（原口虎雄監修『島津中興記』青潮社、1910年）40-41頁。

<sup>5)</sup> 伊地知季安『漢学起源』巻三・潤公第三十二「前此天文二年君従俊安田布施常珠寺既雖参禅受菩薩戒、而至與舜有尚精密窮其蘊奥、造養益深、胸懷廓然一以貫之、千酬萬應莫不徹悟」（薩藩叢書刊行會、1909年）8-9頁。

## (2) 島津忠良と儒教

島津忠良と儒教の関係についていえば、先ず入明僧、桂庵玄樹との関わりが重要である。島津家第11代・島津忠昌が、文明10年(1478)2月に桂樹院を建立し、玄樹を肥後から招聘したことは既述の通りである。文明10年は、忠良誕生の14年前である。

さらに、桂庵玄樹は、忠良が誕生した明応2年(1493)以後は、日向の安国寺と桂樹院との間を往復し、同6年(1497)12月には建仁寺の首座を遙任し、その後南禅寺も管したが、文亀2年(1502)、伊敷に東帰庵を構え隠棲し82歳で入寂した。したがって忠良は、玄樹に直接師事することはできなかった。しかし薩摩に蒔いた玄樹の宋学の種は、その高弟・舜田、舜田の高足・舜有に伝達され、そして忠良に伝授された。『漢学起源』に「天文5年(1536)3月、梅岳君伊集院を復し勢力が大いに振るったので、舜田、舜有を召して彼等と切磋する。寵遇日増しに篤くなった」<sup>6)</sup>とある。玄樹の儒学を舜田、舜有に学んだことは明白である。

## (3) 島津忠良と神道

薩摩三州における神道については、前章において既述の通りであるが、それを簡単に纏めれば次の通りである。すなわち三州の神道は、①霧島山に属する高千穂と韓国岳が『日本書紀』に書かれている神武天皇降臨の地であり、また東征出発の地でもあること。②古来より神社が多く存すること。③鹿児島神社は、海幸・山幸説話で有名な「豊玉彦・豊玉姫・彦火火出見尊」を祭る地主神であること。④隼人反乱の時には、宇佐八幡宮からご神体である「薦枕」を巡幸させるなど宇佐八幡との関係が緊密であったこと等々神道関係の説話には事欠かない地である。したがって、忠良が信心の深浅は別として、神道説話の知識を有していたことは容易に推測することができる。

## 3. 五人組制度における教育

次に掲げる掟は、天文八年正月一日付の「日新・貴久公連判の掟」である<sup>7)</sup>。

「日新・貴久公連判の掟」

一、諸士衆中忠孝の道第一に相守、五人與中むつましく可交る事。

一、領地多き衆は、七書を習ひ、人數かけ引昇具太鼓之合圖作法常々調練あるへき事。

一、若き衆中ハ、武藝角力水練山坂歩行、平日手足をならずへき事。

但所領持并無息衆中、其身相當之武道武藝心懸無之輩者、所帶没収之上重科たるへし。

一、田地壹反ニ付、武用立候家之子壹人ツヽ、家内ニ可有養育事。

一、陣中三十日、自飯粒引當無之、并軍役出物等於遲滞者、所帶没収すへき事。

一、諸士衆中、番狩普請、其外役務之間二者不致唯居、主人家之子女迄も、早朝より農業ニ出へき事。

<sup>6)</sup> 伊地知季安、前掲書、卷三・舜田第三十一「(天文)五年三月、梅岳君復伊集院兵勢大振、於是乎、辟耕翁舜有、與之砥礪、寵遇日篤」5頁。

<sup>7)</sup> 鹿児島県史料『旧記雑録前編二』卷四十五、2341。(以下鹿児島県史料を略す)



但地頭領主不請免許候而、其所をはづし出候ハハ、死罪たるべし。

一、百姓并又内之者ニ而も、獨身并困窮之者あらハ、横目衆に非候共、早速直ニ可申出事。

一、諸士衆中之子共、無免許候而出家成停止たるへき事。

一、地頭領主并奉行頭人下々之訴訟、則不致披露、又者邪成捌候ハハ、不及取次、我等父子之目通ニ直ニ可申出候事。

一、我等父子邪行聊尔之儀見聞候者、誰人ニ而も不差置諫言いたすべき事。

右條ハ、若違犯の輩あらハ、所持之衆者、必所領没収、無息衆中者、可加嚴科者也。

既述の通り天文8年(1539)は、島津忠良が1月に薩州家・島津実久から加世田城を奪い、3月には平山城及び紫原城を、8月には市来城を落して島津実久を出水地方へ追いやり、三州統一の口火を切った年であった。そのような状況下にあつて、域内を結束させることは、忠良にとって喫緊の課題であった。そのために、上は地頭、領主から、下は百姓に至るまでの規律を定めたものである。その頭書に五人組が書かれていることは、五人組が既に社会生活上の基本単位になっていたことを表している。「忠孝第一」、「武経七書の履修」、「武藝錬鍛・体力増強」などの諸教育も五人組制度の中で行われていたものと思われる。

#### 4. 「咄相中」の原形

島津忠良が近臣の子弟や戦死者の孤児を自ら教育した逸話は、彼の死後、凡そ三十年を経て日新寺八世泰圓が選集した『日新菩薩記』にみえる。

##### (1) 「殿中日々ノ定法」の条<sup>8)</sup>

近臣幼稚ノ人々、早朝ニ一浴シ髪ヲ握ル中ニ、観音経ヲ一卷讀誦、是レ其一日ノ祈念タリ、髪ヲ結イ了テ、前日所學ノ書籍ヲ覆シ、其書末ヲ習学シ、或ハ字ヲ學ビ、或ハ文ヲ學ンデ、時ニ之ヲ習ハセシム、疎學ノ人ニ於テハ、痛棒ヲ取り、曠拳ヲ握テ打擲ノ外事ナク、訓導ヲ嚴ニス。

##### (2) 「於諸侍御制禁事」の条<sup>9)</sup>

額上ヲ荒蕪シ、口内ヲ不濺、牙齒ヲ不黒、爪上ヲ不研、座中ノ起居履闕、御門ノ出入不謹、戲笑言語シ、威儀胆如タラザル侍、出仕停止アル事。

島津忠良が、近臣や遺臣の子弟を城内に集め、一日の日課を定めて寸暇を惜しんで勉学に励むことを教え、疎学な者に対しては、愛の鞭を加えて叱咤激励している様子が窺える。また身嗜みが悪く礼儀作法に欠ける者には、出仕を禁ずるという厳しい措置を取り、武士たる者の意識と威厳を保持させたものと推される。このような膝下における青少年教育は、「日新公の咄」と称された。

<sup>8)</sup> 泰圓「日新菩薩記」(鹿児島県『鹿児島県史料集IV』、鹿児島県立図書館、1964年)56頁。

<sup>9)</sup> 同前、53頁。

## 5. 「二才咄」の結成

文禄慶長の役のとき、留守居役を任じられた新納忠元は、長期の朝鮮出兵で緩み始めた留守部隊の綱紀を肅正するため、慶長元年（1596）正月に、日新公がなされていた「咄」の会を想起し、青少年の間に集団を結成し、その成員が何事によらず腹藏なく話し合える組織を作り、これを「二才咄」と名付けた。会文舎所蔵にかかる新納忠元手書と称する「二才咄格式定目」は、兵児二才の目的と訓練内容がよく示されている。

「二才咄格式定目」

- 一、第一武道ヲ可嗜事。
- 一、兼テ、士之格式無油断可致穿議事。
- 一、萬一用事ニ付而、咄外之人ニ致參會候ハバ、用事相濟次第、早速罷歸、長座致間敷事。
- 一、咄相中、何色ニヨラズ、入魂ニ申合候儀可爲肝要事。
- 一、朋輩中、無作法之過言、互ニ不申懸專可守古風事。
- 一、咄相中、誰人ニテモ他所ニ差越候節、於其場難相分儀、到来致シ候節ハ、幾度モ相中得ト致穿議、越度無之様可相働事。
- 一、第一ハ虚言杯不申儀、士道之本意ニ候條、專其旨ヲ可相守事。
- 一、忠孝之道大形無之様、可相心懸候、乍併不逃儀到来候節ハ、其場ヲクレヲ不取様、可相働事、武士道ノ可爲本意事。
- 一、山坂ノ達者可心懸事。
- 一、二オト申者ハ、落髮ヲ剃リ、大リハヲ取り候事ニテハ無之候、<sup>10)</sup> 諸事武辺ヲ心懸、心底忠孝之道ニ背カザル事、第一ノ二オト申者ニテ候、此儀ハ咄外ノ人絶エテ不知事ニ而候事。

右條固可相守、モシ此旨相背キ候ハバ、二オト云ウベカラズ、軍神摩利支天南無八幡大菩薩武運之冥加可盡果儀無疑者也。慶長元年正月 二才頭

「二才咄格式定目」の要点は、①二才衆は、忠孝の道に背かないこと。また武道に勤しみ武士の格式を落さないこと。②二才咄では、何事もよく相談し、礼儀正しく、嘘をつかないこと。③咄外の者とは極力接触しないことなどである。この段階での二才咄は、何組も組織され、夫々の組織内で互に切磋琢磨する団体であったと思われる。その具体的な例が『盛香集』にみえる。すなわち「和田秀存坊と申山伏は、蒲生に被召置、其比若手の中、有名の人に而候。木脇休作と武勇を争爲申由に候。若手の中にて秀存坊組・休作組と風俗丙輪に爲有之由候。（中略）兎角此節の御合戦（関ヶ原の戦）致戦死御奉公可仕とて戦死之由に

<sup>10)</sup> 松本彦三郎『郷中教育の研究』129頁。

髪結び様

①稚児～前髪を立てるが短く、りは（前髪の剃り様）は、口がとがり大きく、耳の上には五六分ばかり髪を残して置いて中剃りをする。

②二才～前髪を取る。兩鬢を糸の如く細く残し（これを糸鬢という）、中剃りは大きく、後頭部も少し高く剃り落す。後頭部の髻（もとどり）は、元結で幾巻も巻いてしっかりと固く結び締める。

候」とある<sup>11)</sup>。ここにいう「組」は、若年者達の組織であり、秀存組とか休作組とか、二才頭の名前が組の名前になっていることから、組同士が互いに切磋琢磨して、武勇を競い合ったことが文面から読み取れる。

「横山長右衛門日記」によれば「午頭は、耳の上五六分置中剃刀いたし、額髪短く、“りは”口とがり、“りは”大く、中はさみ仕髪もすくるる二才は、糸鬢にて耳の上に毛なく、中はさみ大くそり候故、上には鬢毛一渡り有之候。尤も“大りは”取候髪は結申候事難成、半年程はとき髪にて候。午頭二才は、すね半分の着物にて大勢寄集り、男伊達武士道を第一にいたし、極寒の節も綿入一ツ羽織の外着せず、山坂をかけ廻り、水練、遠道行、走りくらべ、日夜の辻立、徘徊、手荒き遊び事にて喧嘩、口論、怪我等有之候。多人数の内にて悪きものも有之、狼藉不屈の仕方有之候に付、七八年以前より夜行、辻立、金輪なげ、水懸、雪打、庭鳥剣付、火柳、徒黨、多人數相集儀且又糸鬢、大りは、白頭巾、異様の仕度等仕事御禁止に年々厳敷仰渡候」とある<sup>12)</sup>。二才衆の生活は、このような身体鍛練を中心とした規律の厳しいものであった。

## II. 出水の兵児二才

出水地方は、肥後と国境を接し古来北方警備の重責を担っていたため、藩内でも顕著な兵児二才の発達を見るに至った。特に寛永6年(1629)山田有栄昌巖(1578-1668)が出水地頭に就任すると、五人組制度を六人組制度に変更し、命令伝達の迅速化を図るなど国境警備に必要な組織の確立に尽力した。

以下鹿児島大学中央図書館所蔵の『倭文麻環<sup>しづのおだまき</sup>』及び三品彰英の先行研究を参考に、出水の兵児二才の組織、日課、行事などについて考察する。

### 1. 出水の執持児と児請

次々頁の図は、鹿児島大学中央図書館に所蔵されている『倭文麻環』巻第八に記載されている「出水児請」の絵図である。『倭文麻環』は、その序文末尾に「ことし文化の九とせ氣更來の朔日にうやまひて志るし云々、藤原國柱」(38頁、⑧参照)とあることから分かるように、文化9年(1812)2月に白尾國柱が当時出水郷で行われていた児請の行事を絵に描き説明文を付けたものである。児請の説明文は、次の3節から構成されている。『倭文麻環』に描かれている絵は、白尾國柱存命中の「児請」の絵である。

#### (1) 児請の起源

寛永十四年(1637)に島原の乱が勃発したとき、薩摩藩は、八千余人の軍勢を派遣した。出水地頭であった山田昌巖は、自分の島原出陣の前に、子息の松之介を長とする国境警備隊を米津に派遣した。松之介は十三歳、比類なき容顔美麗の若衆であり、立小桜緋緘に猩々緋の陣羽織、金装の太刀を後高に佩刀し、桃花駒に金覆輪の鞍を置き、螺鈿細工をした直鑓を馬の平首に横たえ、わざと冑は脱いで中間に持たせ、緑の黒髪に白鉢巻きをし、

11) 清水盛香『盛香集』巻一(薩藩叢書刊行会、1908年)18頁。

12) 伊地知茂七編『薩藩舊傳集』巻之三(『薩藩叢書』第一編、薩藩叢書刊行会、1908年)302頁。

真先に馬を躍らせて出立すると、若武者の面々は、松之介殿の面前で潔く討死すれば、この世に思い残すことはない<sup>13)</sup>と勇んで相従った。寛永十五年に凱旋した山田昌巖は、出水衆を館に呼んで慰労した。留守部隊には松之介から盃を与えた。

## (2) 執持児と児請

出水の地は鹿府より遠いため、「主従の禮に疎く、上下の分明ならざる」と考えた昌巖は、昌巖の孫、有清を「執持児」と名付け出水二才衆の主将となし、武芸の練磨を心掛けさせた。特に弓術大会の当日は、孫の有清に陣羽織を着せ、白鉢巻きをして馬に乗せ、出水衆残らず供奉せしめて会場の米津まで出張させた。米津には仮屋を設け、海中に野猪を画いた大的を設置して矢を射させ、中り矢の多かった者を<sup>あやかりもの</sup>霊仮者と称して有清から盃を与えた。饗宴が終わると有清に供奉して出水仮屋まで立ち帰った。仮屋の前で鉄砲を打ち儀式は終了となる。この行事は、島原出陣及び帰陣の摸倣であり「児請」と呼ばれた（注書に松之介が夭逝したので、孫の有清が執持児となったとある）。

## (3) 1812年頃の児請（絵図参照）

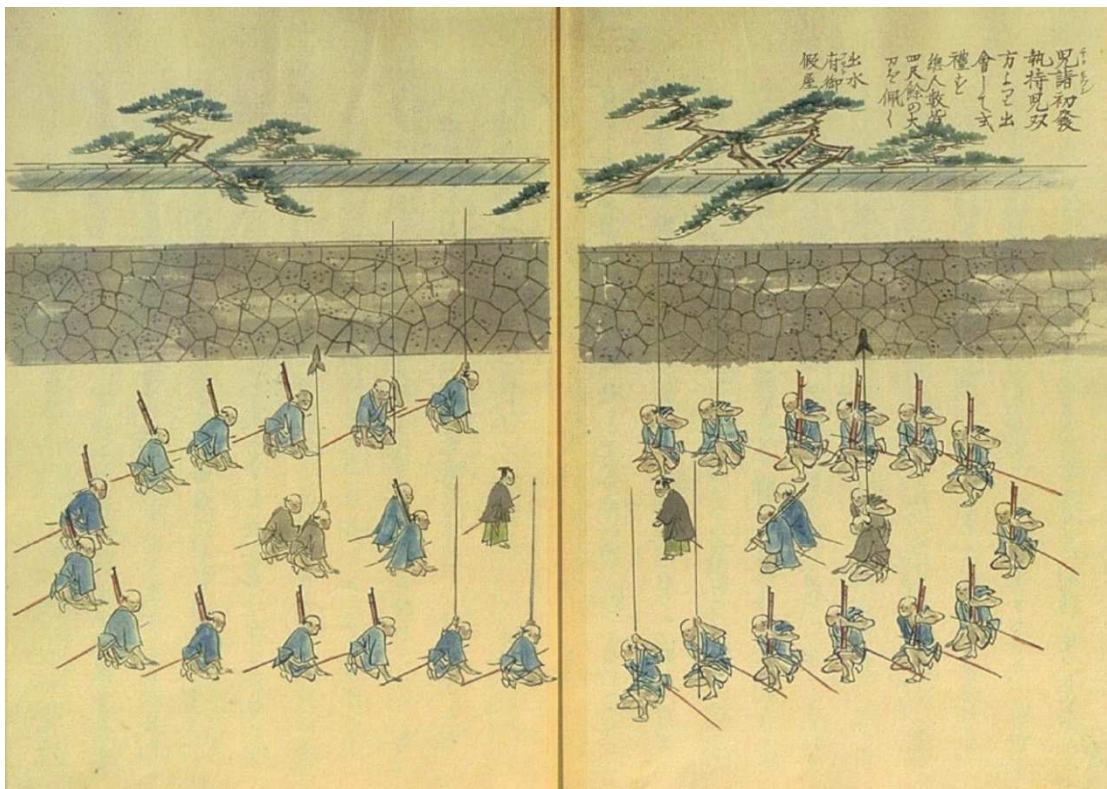
白尾國柱が『倭文麻環』を書いた1812年頃の児請は、鉄砲の射撃大会であった。先ず出水二才衆を二組に分けて、出水郷の貴人の子弟二人をそれぞれの組の執持児とする。大会当日、執持児を警護する者は、執持児の門前に集合する。執持児が羽織袴を着し門外に出てくると、全員礼拝をして行列が出発する。四十歳以上六十歳までを老人御供といい、三十以下を二才衆という。全員陣羽織を着て鉄砲、鑓、長刀等を携える。老人は、前驅となし、二才衆は、執持児の左右に列を作り、後も二才衆が護衛する。途中でもう一組の執持児と出会い双方式礼して一緒になり、大会式場の霧降に向う。執持児は、棧敷に坐り観戦する。射撃大会は、海中に大的を立て、一番鉄砲から二番、三番と撃ち続け、老人まで撃ち、最後に執持児が撃って終了する。的中した二才衆の名前を記し、一番成績の良い者に執持児から盃を与える。その後直ちに行列を作り、執持児双方が挨拶をし、鉄砲を一斉に打ち放ったあと、それぞれの組が執持児を門前まで送り届ける。二才衆は、全員一端自宅へ戻り、再び若衆の門前に駆来りて、総勢を揃えて執持児を供奉し宴会場へ行く。出水郷の組頭相伴にて執持児から盃の授与が行われる。

これと類似した資料に、出水市が昭和五十九年、市制施行三十周年記念行事として刊行した「児請繪巻」がある。「児請繪巻」に書かれている田島秀隆の解説文によれば、この出水市所蔵の原図は、昭和七年玉里文庫にあったもの（現在鹿児島大学中央図書館所蔵）を当時の郡社会教育主事、有村栄助が摸写したものであるという<sup>13)</sup>。また、「児請は、出水郷の一大行事として、幕末まで毎年行われていたようであるが、維新後はなくなった。山田昌巖の二百五十年祭の大正六年に再現された。近くは昭和二年、島津始祖忠久の七百年忌が野田感應寺で行われたとき、児請の行列が奉納された」という。

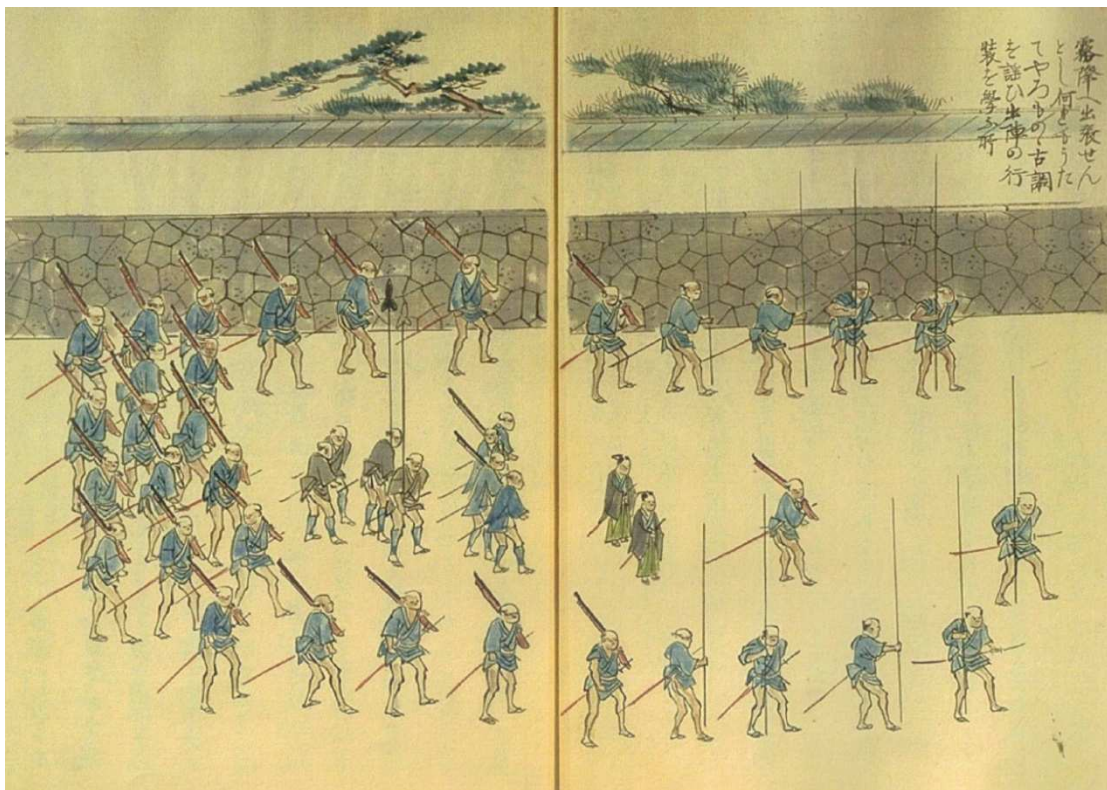
<sup>13)</sup> 出水市の絵図と鹿児島大学中央図書館所蔵の原図とは、若干異なっていることを指摘しておきたい。

(4) 出水児請絵図 (鹿児島大学中央図書館所蔵『倭文麻環』巻第八「出水児請」より)

①二組の稚児の出会式礼。



②霧降への出陣。



③霧降射撃場への行進。



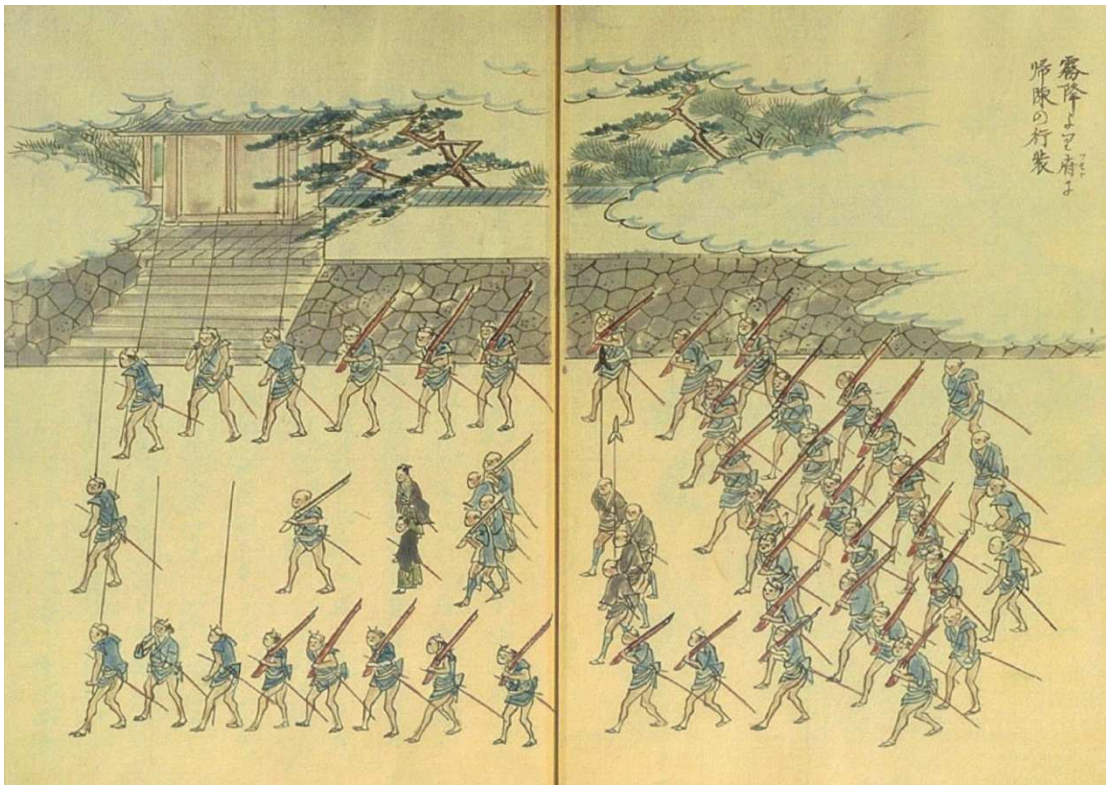
④二才衆の対抗射撃大会



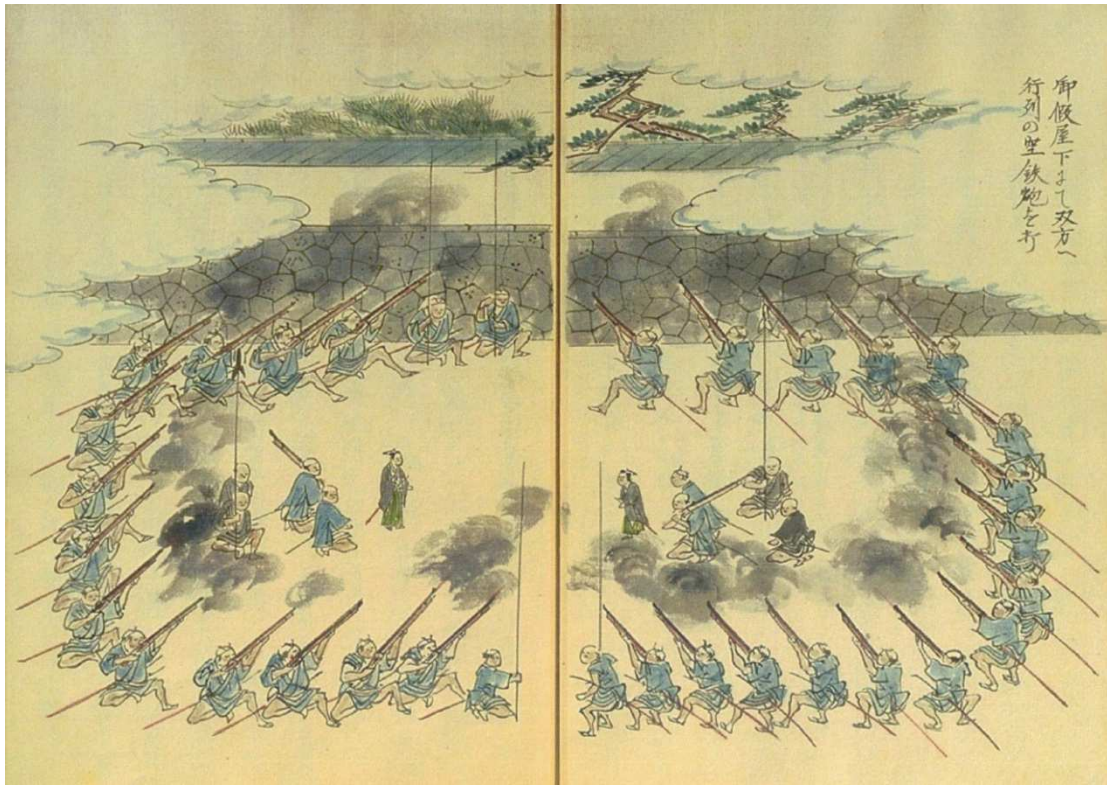
⑤一番盃者（霊仮者）の髪を引く。



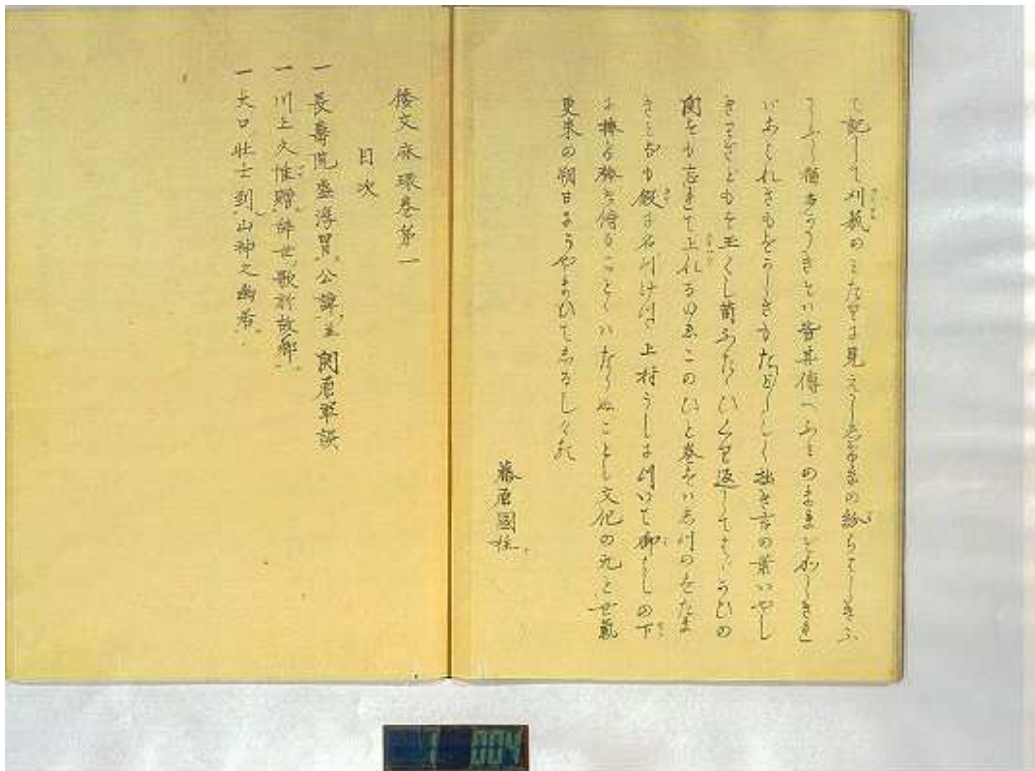
⑥霧降からの凱旋。



⑦地頭仮屋前での別れの鉄砲。



⑧白尾國柱の執筆時期。

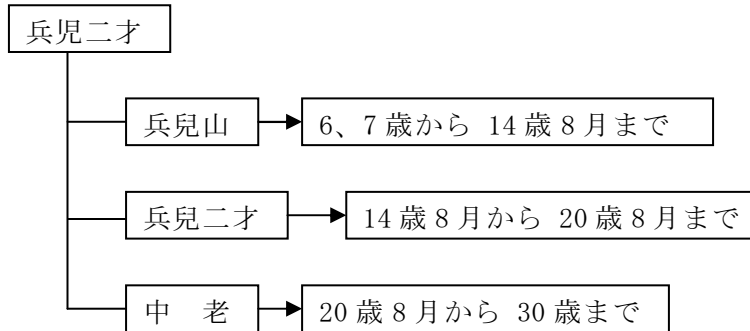




## 2. 出水兵児二才衆の日常活動

三品彰英は、彼の名著『新羅花郎の研究』の巻末「参考編」に、「薩藩の兵児二才制度（主としてその民間伝承的性質について）」と題して、「薩摩採訪の節、その報告を溝口武雄翁から得た」として以下のような内容を開陳している<sup>14)</sup>。

### (1) 出水兵児二才の組織図



兵児山は、二才入り前の幼年団であった。兵児二才は、青年戦士団であり、二個の集団に編成され、それぞれに郷中の名門の嫡男で年齢10歳～12歳の美貌なる少年を選出し「稚児様」として奉じ、互いに対抗して練成を競い祭義実習や各種競技を行った。中老は、二才衆の指導監督の役目であった。三品彰英のいう「稚児様」は、『倭文麻環』に描かれている1812年頃の執持児である。

### (2) 日課

6:00--起床。師匠宅で学問。剣術錬武。

8:00--自宅にて朝食。撥奮館で修学。

12:00--自宅にて昼食。自宅にて過ごす。

17:00--稚児様警備。

19:00--集会所にて武道、軍書輪読等。(共同宿泊所へ。宿泊は3か所ほど兵児の家を特定して宿泊場所とした。)

### (3) 行事

①お初狩り(1月4日) 出陣初めの行事。裸で所定の国境の部署へ走って行く。

②破魔投げ(正月随時)。

③鉄砲射撃(正月1週間)。

④国分・蒲生行き(3月) 国分で1週間、蒲生で3日滞在して交流する。

⑤石合戦(5月5日)。

⑥愛宕神社参籠(6月18日から24日までの7日間)。

⑦二才入り(8月1日) 新人の入会。

⑧盆行事～燃え盛る竹の上を飛び越えて行く行事、相撲、綱引き。

<sup>14)</sup> 三品彰英『新羅花郎の研究』305-310頁。

- ⑨川内新田八幡参詣（9月14・15日）往復20里の行程を14日晚に出発、15日夕方に帰着する。此の間、休むことなく競争する。
- ⑩霧島参詣（秋の彼岸）往復30里の競争。
- ⑪国分兵児の来遊（9月25日＝箱崎八幡社の祭例当日）。
- ⑫弓の事（11月）。
- ⑬義士伝読み（12月14日夜）。

### Ⅲ. 「いろは歌」

#### 1. 二才衆の倫理「いろは歌」

当時文教の蘊奥を究めた者は、僧侶と少数の上流公卿、上級武士に止まり、庶民は勿論のこと、多数の下級武士の多くもまた文盲であった。したがって、教化の宝典であった学庸論孟は、これを普及させることは難しく、また不立文字、直指人心、見性成仏の禅宗を、庶民に施し広めることはこれまた困難なことであった。そこで島津忠良は、通読すれば誰もが理解でき、藩の子弟教育の核となるものの必要性を痛感し「いろは歌」を作成したと考えられる。

徳田邕興は『島津家御舊制軍法卷鈔』に「御詠歌四拾七首御實行の鑑と仕給ふ事」という一章を設けて「貴久主より以来、維新主伊呂波御詠歌を日夜拜見有て、其通りに御實行をは勵み給ふ御常式なり。貴久主の御意にて、諸士七書にても四書にても講釋する度毎に終りは、古の道を聞てもと有御歌を高らかに三返唱へ奉りて書物をおさむるを習とし、評定所（今の御家老座なり）上段正面に額にいろは御歌の中三首を書記し、家老毎日出席の時右の御額を拜し奉り、御歌を吟し奉る御法なり」と記している<sup>15)</sup>。諸士は、学習の終わりに「いろは歌」を3回繰り返すことを常とし、家老も評定所に出仕すると必ず三首を吟ずるのが習わしであった。また将来武士となるべき諸士の家中の子弟は、「咄相中」やその後の「郷中」の教育において、この「いろは歌」を虎狩物語と共に必ず暗記しなくてはならなかった<sup>16)</sup>。

第11代藩主・島津斉彬（1809-1858）が幕末近くなった安政4年（1857）10月7日付けで家老宛に出した「造士館及び演武館に関する十ヶ条の御訓諭」においても、「正學を致講明、物理を明しめ候儀は、惣而人倫に基き、日用実行の爲にて、假令數萬卷を記誦し、詩文章達者に候共、實行なくては其詮も無之、日新公いろは御詠歌の御意味にも相違、奉恐入次第に候」<sup>17)</sup>と島津忠良の「いろは歌」が引き合いに出されている。これからも分かるように、この「いろは歌」は、薩摩藩にとっては末代までの「聖典」であった。幕末の志士、西郷隆盛や大久保利通も鹿児島城下の下加治屋町郷中において、共に「いろは歌」を学んだのである。この薩藩士道の真髓形成の基礎であった「いろは歌」とは如何なるものであったのであろうか。以下その内容と思想的背景を詳しく見てみたい。

<sup>15)</sup> 徳田邕興『島津家御舊制軍法卷鈔』上、4頁。

<sup>16)</sup> 松本彦三郎『郷中教育の研究』153頁。

<sup>17)</sup> 『旧記雜録追録八』卷百六十五、247。

## 2. 「いろは歌」と関白・近衛植久

島津忠良は、自分の作った「いろは歌」を評価して貰うために、当時京都で名を馳せていた連歌師の谷宗養（1526-1563）の元に家老の春成兵庫助を派遣した。春成兵庫助は、その時の経緯を次のように記している<sup>18)</sup>。

日新様伊呂波歌被遊御詠、花之本江點取ニ被召上候節、春成兵庫助事、兼而歌學仕候ニ付、御使者被仰付、主従十餘人ニ而上京仕、右之歌花之本ニ持参申候ニ付、宗養一首拜見被仕、殊之外被致褒美候而、則近衛様江被懸御目候處ニ、一首被遊御覽御意候者、遠國人之詠歌左茂面白有之間敷と被思召候處ニ、致相違、一首を以始終被察候と、別而御賞美被成候、是ハ凡人之非詠歌迎、被改衣冠御覽爲被成之由候、其節兵庫事、近衛様致御目見得候處ニ、定家卿之御筆拜領仕候事、

「いろは歌」を谷宗養に見せたところ、一首を読んでその非凡なることを知り、すぐに近衛植久<sup>たねひさ</sup>にも見せた。植久は、田舎人の歌で面白くないであろうと思っていたが、一首を読んで島津忠良の秀逸なる才能を理解した。そこで植久は、衣冠装束を改めて読み直したという。谷宗養が各句に批評を加え、植久は、「いろは歌」に奥書を付けて忠良へ次のような手紙を送った<sup>19)</sup>。

以前度々以書状申候、定可相達候哉、返事不到來候、無心元候、抑此一巻逐一覽候、執々面白絶言語候、寄妙寄妙、仍奥書乍斟酌書付候、外見其憚多事候、心事尚重而可申述候也、状如件、(天文十五年)正月七日、嶋津相模入道殿、植久(花押)

そのときの「いろは歌」の奥書は次の通りである<sup>20)</sup>。

右の歌は、嶋津相模入道日新、此みちをもてあそふ心さしの浅からさりしゆへに、ひろくまなひ、とをくもとめて、いひいたせることハの花、残れる木のもともなく、おもひの露もれたる草かくれもなし、わかき老たるをいハす、心をとゝめ見侍らハ、この四十七首を出すして、よきあしき天か下のことわさをしり侍らん、教誡のはしと成へき物にや、童蒙求我たくひならんかし、けにふかくねさせる心の心のたね、かくあらハれぬることの葉は、くれ竹の世々にもまれなる事になん、是を見せ侍りし宗養法師一筆しるし付侍れかすと、わりなけれハは、かりの關のは、かりなから、いさゝかをろかなる心をのへ侍る事になりぬ。

## 3. 島津家と近衛家の関係

### (1) 島津荘

島津家と近衛家との関係は、藤原家の荘園・島津荘の庄官に惟宗忠久が任命された鎌倉

18) 『旧記雑録前編二』巻四十六、2515「加世田春成氏由緒書」。

19) 『旧記雑録前編二』巻四十六、2510「近衛植家書状」。

20) 『旧記雑録前編二』巻四十六、2509-3。

時代初期に遡る。本荘は、太宰府の大宰大監・平季基が、自己の管轄区域内にあった日向国諸縣郡島津荘の荒野を開いて墾田とし、この墾田を藤原道長の子で時の関白であった藤原頼道へ寄進することによって立荘されたものであった。当初この地は、同院とその周辺の土地で数十町に過ぎなかった。

三木靖によれば、「嶋津庄は、大淀川上流の盆地にあり、律令制下には日向国の嶋津駅の置かれた土地で、当地の交通上の枢要の地をなしていた。現在の宮崎県都城市とその付近に相当する。正応元年（1288年）に平季基が建立したという常楽寺の跡は、横市にありその古棟札により万寿3年（1026）建立と伝えられる神柱神社の旧所在地は、中ノ郷内梅北村であって、この地が当地諸文化生活の中心であったことがわかる。巨大な鎮西撰閥家料の嶋津荘の原点と荘園支配の核とは、この都城盆地にあったのであり、今は顧り見られることの少ない宮崎県の山間に、島津の名の源泉があったことは、南九州の平安末期から以後の時代を考えていく上でも、荘園を考えていく上でも、また島津氏発展を考えていく上でも忘れてはならない事実である」という<sup>22)</sup>。

立荘以降、肝付氏一族、富山氏一族、阿多平氏一族などの在地勢力によって、長治、嘉承、天仁、永久、元永、保安年中以降（12世紀）に急速に拡大し、薩摩、大隅、日向に広大な面積をもつ荘園となったのである。島津院に始まり、薩隅日地域へ膨張したために本荘は、嶋津荘と呼ばれるのであり、遂にはこの三カ国の呼称であるかの如くに用いられることとなった。当荘の本所は、寄進以後、藤原頼道—頼通—師実—師通—忠実—高陽院泰子—基実—平盛子—基通と相伝され、特に高陽院泰子領となつてからは、高陽院と呼ばれるグループに属し、撰閥家の本宗の所領を構成し、撰閥家領と言われるものの一つとなった。平安末、鎌倉成立期に、藤原撰閥家は五撰家<sup>21)</sup>に分化を始めたが、嶋津荘は、藤原嫡流の基実—基通即ち近衛家に相伝され近衛家領となつていった。さらに平安末期には、領家が設置され、基通の母から基通の子へと相伝された。このような時に文治元年（1185年）惟宗忠久が現れるのである。

## （2）惟宗忠久の抬頭

『島津家文書』によれば、忠久は、元暦2年（1185）6月15日の源頼朝下文で「伊勢國波出御厨、補任、地頭職事、左兵衛尉惟宗忠久」及び「伊勢國湏可庄、補任、地頭職事、左兵衛尉惟宗忠久」と伊勢國の2荘の地頭職に補されている。また元暦2年（1185）8月17日の源頼朝下文に、「下、嶋津御庄官、領家大夫三位家下文に任せて左兵衛少尉惟宗忠久を以て下司職と為す」とあり<sup>23)</sup>、文治2年（1186）正月8日には、「下、信濃國塩田庄、補任、地頭職事、左兵衛少尉惟宗忠久」と塩田庄の地頭に補されている。

この元暦2年と文治2年の源頼朝による、惟宗忠久の地頭職補任と嶋津庄官への補任方法に違いがある。波出御厨庄、須賀庄、塩田庄については、頼朝が「左兵衛尉惟宗」を夫々の「地頭に補す」としているのに対して、嶋津庄の下司職については、「領家三位家の下文」

<sup>22)</sup> 三木靖『戦国史叢書 10・薩摩島津氏』（新人物往来社、1972年）101-103頁。

<sup>21)</sup> 近衛家・鷹司家・九条家・一条家・二条家。

<sup>23)</sup> 『島津文書之一』三「下、嶋津御庄官、可早任領家大夫三位家下文狀、以左兵衛少尉惟宗忠久、爲下司職、令致庄務事」。

があるから「嶋津荘の下司職に補する」としている。その他文治3年(1187)5月3日付源頼朝下文には「嶋津庄惣地頭、惟宗忠久」とあり、文治3年(1187)9月9日付頼朝下文には「嶋津庄目代」とあり、惟宗忠久は、頼朝によって地頭として把握されていたが、荘園領主により庄官に任ぜられていた。また「左兵衛尉惟宗忠久」は、建久8年(1198)12月3日付下文によって、大隅・薩摩の守護職に補任されている<sup>24)</sup>。順調に見えた惟宗忠久は、建仁3年(1203)9月3日、比企能員よしかずの変に縁坐して、大隅、薩摩、日向の守護職を収公された<sup>25)</sup>。この時北条時政に収公された薩摩守護は、元久2年(1205)には島津忠久に返付された。爾来薩摩守護職は忠時、久時、忠宗、貞久と伝えられ、元弘の末年に至ったことは薩摩関係の多くの文書の証する所である<sup>26)</sup>。

### (3) 藤原基通と惟宗忠久との関係

三木靖は、領家方として島津庄に関していた近衛家の当主藤原基通と惟宗忠久の関係を次のように分析している。藤原基通は、永暦元年(1160)に生まれ、天福元年(1233)に没した。その間の関白摂政職位にいた期間は、次の通りである。

- ①治承3年(1179)11月15日から治承4年(1180)2月21日まで高倉帝関白。
- ②治承4年(1180)2月21日から寿永2年(1183)11月21日まで安徳帝摂政。
- ③寿永3年(1184)1月22日から文治2年(1186)3月12日まで安徳、後鳥羽帝摂政。
- ④建久7年(1196)11月25日から建久9年(1198)1月11日まで後鳥羽帝関白。
- ⑤建久9年(1198)1月11日から建仁2年(1202)12月25日まで土御門帝摂政。

以上のように、忠久は、初めは平清盛の援護を受けて、その後は後白河法皇方として活躍するが、鎌倉時代に入り、藤原兼実(九条家として分流)を推する源頼朝に疎んじられた。惟宗忠久の地頭職、守護職補任は、藤原基通の摂政・関白在任期間と重なっていると共に、島津荘の地頭職については、領家の島津庄官を追認された形である<sup>27)</sup>。

### (4) 惟宗姓の呼称

『島津家文書』にある惟宗忠久の呼称を調べてみると、元暦2年(1185)6月15日付源頼朝下文は「左兵衛尉惟宗忠久」、元暦2年(1185)8月17日付では「左兵衛少尉惟宗忠久」、文治2年(1186)正月8日付は「左兵衛尉惟宗忠久」、文治2年(1186)4月3日付「惟宗忠久」、文治3年(1187)5月3日付は「惟宗忠久左兵衛尉」、文治3年(1187)9月9日付は「忠久」、文治5年(1189)2月9日付は「忠久」、7月10日付「宗兵衛尉」、建久8年(1197)12月3日付は「左兵衛尉惟宗忠久」、建暦3年(1213)7月10日付源実朝下文は「左衛門尉惟宗忠久」と「惟宗忠久」の名称又は例外的に「忠久」と呼称されている。

<sup>24)</sup> 『島津家文書之一』十一「前右大将家政所下、左兵衛惟宗忠久、可早爲大隅薩摩兩國家人奉行人、致沙汰条々事」。

<sup>25)</sup> 黒板勝美編『國史大系・吾妻鏡』第十七、建仁三年九月四日己巳の条「嶋津左衛門尉忠久被収公大隅薩摩日向等國守護職。是又依能員縁坐也。」(吉川弘文館、1964年)606頁。

<sup>26)</sup> 佐藤進一『鎌倉幕府守護制度の研究』(東京大学出版部、1971年)238頁。

<sup>27)</sup> 三木靖、前掲書、105頁。

しかし5月9日北条義時書状では「嶋津左衛門尉」、建保6年(1218)10月27日北条義時書状案では「嶋津左衛門尉」、承久3年(1221)5月8日関東下知状案では「左衛門尉惟宗忠久」、承久3年(1221)5月13日北条義時書状では「左衛門尉惟宗忠久」、承久3年(1221)7月12日関東下知状では「藤原忠久」、承久3年(1221)7月12日北条義時書状では「嶋津左衛門尉」、貞應元年(1222)10月12日関東下知状では「左衛門尉惟宗忠久」とあり、北条義時の頃から「嶋(島)津姓」が散見されるようになってきた。

さらに忠久の子、忠時(多く忠義と記されている)の代になると、承久3年(1221)8月25日関東下知状では「嶋津三郎兵衛尉忠義」、承久3年(1221)閏10月15日関東下知状では「左兵衛尉惟宗忠義」、貞應2年(1223)6月6日関東下知状では「左衛門尉藤原忠義」、貞應3年(1224)9月7日関東下知状では「左衛門尉藤原忠義」、嘉祿3年(1227)6月18日忠久譲渡状では「左衛門尉惟宗忠義」、嘉祿3年(1227)10月10日藤原頼経安堵下文では「左衛門尉惟宗忠義」と「藤原姓」と「惟宗姓」並びに「嶋津姓」が混合して使用されている。

三代久経の代になると、文永6年(1269)10月23日北条時宗の関東下知状では「修理亮久時」、文永8年(1271)12月24日時宗の関東下知状では「修理亮藤原久時」、建治2年(1276)8月27日将軍家下文では「大隅修理亮久時」とあり、以後は「大隅修理亮」と呼称されている。

以上のことを総合的に勘案すれば、①藤原撰関家、その主流である近衛家とはその荘園であった島津庄の領家と地頭の関係であったこと。②比企能員事件で任用されていた島津庄の地頭職や薩隅日三国の守護職を一時剥奪され、その再任用を望み「惟宗姓」と「嶋津姓」を混用していたと考えられる。

#### IV. 「いろは歌」 衍義

##### 1. 「いろは歌」 衍義

島津忠良の「いろは歌」の解釈・出典・思想的背景を整理すれば次頁の通りである。なお「いろは歌」は、『旧記雑録前編二』巻四十六、2509-2に依った。

表1. 「いろは歌」 衍義（「いろは歌」は、『旧記雑録前編二』巻四十六、2509-2に依った。）

	いろは歌	解 釈	思 想	出 典	備 考
い ◎	いにしへの、みちを聞ても、唱ても 我おこなひに、せすはかひなし	日新公が重要視した基本的考え方である。目学問、耳学問では役に立たない。躬行実践が大切である。	学問の心得 儒教	『論語』(1)	家老復誦 句
ろ	樓の上も、はにふのこやも、すむ人の こころにこそハ、たかきいやしき	人に高下なし。心に高下あり。人の評価は貴賤でなく才徳学識である。	行動規範		
は	はかなくも、明日の命を、たのむかな けふもけふもと、まなひをはせて	人はともすると今日やらねばならないことを勝手な理由をつけて明日に伸ばそうとする。今日のことは今日中に行うことが肝要である。長寿といえども百年を超えず。	学問の心得 儒教	『朱子』(2) 『論語』(3)	
に	にたるこそ、友としよけれ、交はらは 我にます人、おとなしき人	自分と才徳の同等又は同等以下の人と交わり易いが、自分より才徳が勝っている人と交わるほうが良い。友は選べ。	行動規範 儒教	『論語』(4)	
ほ	ほとけ神、他にまします、人よりも 心にはちよ、天地よくしる	仏や神も自分の心の中にあるものであるから、他人よりも先ず自分の心に差じなさい。	行動規範 仏教	『無門関』(5)	

\*解説

(1) 『論語』 学而

「学びて時にこれを習ふ、亦説ばしからずや」 勉強したことを機会ある毎に実践してみることは何と嬉しいことではないか。頭での理解を実践によって体で覚えていくことが大事である。」(諸橋轍次『論語の講義』大修館書店、2004年、1頁)。

(2) 朱子「偶成」

「少年老い易く学成り難し、一寸の光陰軽んずべからず。」(佐藤仁『中国の人と思想・朱子』集英社、1985年、6頁)。

(3) 『論語』 陽貨

「日月逝く、歳、我と與にせず」(諸橋轍次、前掲書、403頁)。

(4) 『論語』 季氏

「孔子曰く、益者三友、損者三友。直きを友とし、諒を友とし、多聞を友とするは、益なり。便辟を友とし、善柔を友とし、便佞を友とするは、損なり。」

(諸橋轍次、前掲書、391頁)。

(5) 『無門関』 第三十則～即心即仏

「馬祖、因みに大梅に問う。『如何なるか是れ仏』。祖云く『即心是仏』。(ひろさちや『無門関を読む』四季社、2010年、262頁)。

	いろは歌	解釈	思想	出典	備考
へ	へたそとて、我とゆるすな、稽古たにつもらは塵も、やまと言の葉	全て稽古事は稽古さえ積みば、少しずつの進歩でも上手の域に達することができる。塵も積もれば山となる。	学問の心得		
と ◎	とかありて、人をきるとも、軽くすな いかすかたなも、たゝひとつなり	罪科あって死刑にするとしても、軽々にはしてはならない。殺人刀も活人剣も、君主の一心で決まることなので、杓子定規にせず機微を洞察し、臨機応変に処置すべきである。	上司の心得 仏教	『無門関』(6)	家老復誦句
ち	智恵能は、身に付ぬれと、荷にならず 人はをもんし、はつるものなり	知識芸能があれば人に尊敬される。知識どんなにあっても邪魔にならない。	学問の心得		
り	理も法も、たゝぬ世そとて、引安き こころの馬の、ゆくにまかすな	世間はどうあれ自分は常に克己節制をもって正義を行くべきである。意馬心猿に任せるな。(7)	行動規範 仏教		
ぬ	ぬす人は、よそより入と、おもふかや みみ目の門に、戸さしよくせよ	声色巧言防禦のため耳目の戸締りに注意しなさい。山中の賊を破るは易く、心中の賊を破るは難し。	行動規範		
る	るつふすと、貴人や君か、物かたり はじめてきける、かほもちそよき	自分が流通(熟知)していても目上の人との談話は、始めて聞く顔付きで傾聴しなさい。その話は、私も知っているなどと言葉や顔に表してはならない。それが礼である。又知らぬ振りをして誉め称えるのも阿諛であり宜しくない。	部下の心得 儒教	『論語』(8)	
を	小車の、我あく業に、ひかれてや つとむるみちを、うしとみるらん	武士には武士の商人には商人の務めるべき道がある。煩惱から発する業に負けず自分の道を誠実に務めよ、	行動規範		

(6) 『無門関』第十一則～州勘庵主

「趙州、一庵主の処に到って問う、『有りや有りや』。主、拳頭を豎起す。州曰く『水浅くして、是れ缸を泊する処にあらず』。便ち行く。又一庵主の処に到って曰く、『有りや有りや』。主、亦拳頭を豎起す。州曰く『能縦能奪、能殺能活』。便ち作礼す。頌曰く『眼は流星、機は掣電、殺人刀、活人剣』。(ひろさちや『無門関を読む』四季社、2010年、127頁)。

(7) 「意馬心猿」

心が、走り回る馬、せわしく騒ぐ猿のようで定まらないことをいう。煩惱や情欲のため心意が散乱して少しも落ち着かないこと。(『岩波仏教辞典』)。

(8) 『論語』郷党

「孔子、郷黨に於いては恂恂如たり。言うこと能はざる者に似り。その宗廟朝廷に在るや便便として言う。唯謹めるのみ。」(諸橋轍次、前掲書、208頁)。



	いろは歌	解 釈	思 想	出 典	備 考
わ	私をすてゝ、きみにし、むかひねは うらミもおこり、述懐もあり	君に事えるには、自分の一身を君に差し上げたものと心得 て、自分があると思つてはいけない。そうしないと君に対す る恨みや不平不満が出て来る。	部下の心得 儒教	『論語』(9)	
か	學文ハ、あしたのしほの、ひるまにも なみのよるこそ、猶しつかなれ	学問をするには夜が一番静かで良い。	学問の心得		
よ	よきあしき、人の上にて、身をミかけ 友はかゝみと、なる物そかし	人の振り見て我振り直せ。	行動規範 儒教	『論語』(10)	
た	種となる、こころの水に、まかせすは みちより外に、名も流れまし	煩惱欲念に支配されて、世の中の事を行えば忽ち道に外れ、 名聞も道以外に流れるであろう。即ち悪名が世に流れるよう になる。種子とは無明の種子である。(11)	行動規範 仏教		
れ	禮するは、人にするかは、人をまた さくるは人を、さくるものかは	人を敬うことは自分を敬うことであり、人を卑下することは 自分を卑下することである。	行動規範 儒教	『論語』(12)	

(9) 『論語』 学而

「子夏曰く、賢を賢として色に易へ、父母に仕へて能くその力を竭し、君に仕へて能くその身を致し、朋友と交り、言ひて信有らば、未だ学ばずと云うと雖も、吾は必ず之を学びたりと謂わん。」(諸橋轍次、前掲書、7頁)。

(10) 『論語』 里仁

「子曰く、賢を見ては斉しからんことを思い、不賢を見ては内に自ら省みる。」(諸橋轍次、前掲書、75頁)

(11) 無明

「全ては無常であり固定的なものは何もないという事実を知らないこと」「無明・貪欲・瞋恚を三毒という」無明の境地に沈んで永く出離し得ない様を「無明の眠り」「無明の闇」「無明の酔い」などと比喻する。(『岩波仏教辞典』)。

(12) 『論語』 雍也第六

「夫れ仁者は、己立たんと欲して人を立て、己達せんと欲して人を達す。能く近く譬を取るを、仁の方と謂うべきのみ。」(諸橋鐵治、前掲書、130頁)。

	いろは歌	解釈	思想	出典	備考
そ	そしるのも、ふたつあるへし、大方は主人のために、なるものとしれ	臣下が主人を誹るにも二通りある。即ち主家を思う余り思わず発したものと、自己の不平怨恨或は自分のためにしようとするものとの二様である。何れにしても大抵は主人の為になるものである。上たる者は聞く耳を持ちなさい。	部下の心得 儒教	『禮記』(13)	
つ	つらしとて、恨みかへすな、我れ人にむくいむくいて、はてしなき世そ	復讐禁止論、因果応報。	行動規範 仏教		
ね	願すは、へたてもあらし、いつハリの世にまことある、伊勢の神かき	貪り願はなければ、伊勢神宮の神は、直きは直き、曲れるは曲れるとする。(14)	行動規範 神道		
な	名をいまに、のこし置ける、人も人こころもこころ、なにかおとらむ	聖賢・偉人の功業も、本人の志と気性次第で達することができる。叱咤激励。	行動規範 儒教	『孟子』(15)	
ら	樂も苦も、時過ぬれは、あともなし世にのこる名を、たゝおもふへし	武士たるもの如何なる困難にも耐えて、己れの節を曲げず国のために尽し、後世に名を残すように心掛けよ。	行動規範		武士の心得
む	昔より、みちならすして、驕る身の天のせめにし、あはさるはなし	無道にして驕れる者には、必ず天罰が下る。天網恢恢疎にして漏らさずである。	行動規範		
う	うかりける、今の身こそハ、前の世とおもへは今そ、後の世ならん	思うようにならない現世こそ、前世になした事の報いであると思えば、現世に為すことは後世の因となる。	行動規範 仏教		
み	亥に臥て、寅にはおくと、ゆふ露の身をいたつらに、あらせしがため	光陰を徒費しないこと。夜 10 時に寝て朝 4 時に起きなさい。	学問の心得 儒教		「は」参照

(13) 『禮記』曲禮下

「人臣たるの礼、顕はには諫めず。三度諫めて聞かれざれば、即ち之を去る。」(竹内照夫『禮記』上、明治書院、2010年、70頁)。

(14) 薩摩藩・伊勢貞昌の説話

『心だにまことの道にかなひなば、祈らずとても神や守らん』という歌を聞いて伊勢貞昌は、『心だにまことの道にかなひなば、祈らずとても守らずとても』と返した」という。(本文・十二章参照)。

(15) 『孟子』滕文公上

「顔淵曰く、舜何人ぞや、予何人ぞや、爲す有る者は是の如し」。(内野熊一郎『孟子』明治書院、2005年、158頁)。

	いろは歌	解釈	思想	出典	備考
の	のかるまし、所をかねて、おもひきれ 時にいたりて、すゝしかるへし	戦場、大義大節の実行、病気の場合等所謂死を遁れられない 場合、未練を残して煩悶してはならない。予め覚悟を決めて おきなさい。	行動規範 (死生観)		武士の心得
お	おもほえず、ちかふものなり、身の上の、 よくをはなれて、義を守れ人	善悪邪悪を分かっている者であっても、一度私利私欲の念に その心をもやすとき、人の道を踏み外すものだ。一心一己の 欲を離れて義を守るとき心鏡明らかにして迷うことがない。	行動規範		
く	くるしくと、すく道をゆけ、九折坂の すえはくらまの、さかさまの世そ	どんなに苦しくても曲がったことはせず、正道を行きなさい。	行動規範		
や	やはらくと、いかるをいはゝ、弓と筆 鳥にふたつの、翼とをしれ	「寛容」であると上を侮り、厳に過ぎると恐れて服するが陰 で恨み命令を守らないのが被治者の常である。「和」と「怒」 とは鳥の両翼である。	上司の心得 仏教 (17)		
ま	萬能も、一しんとあり、つかふるに 身はしたのむな、思案勘忍	諺に万能も一心ということがある。如何に万の芸能を有すと 雖も、一心不善なれば、取るに足りないものであるから、君 に仕えるには、自分の才能を頼んで自慢らしき言動をしては ならない。よく思案して仕えることが肝要である。	部下の心得		
け	賢不肖、もちひすつると、いふ人も かならずならば、殊勝なるべし	賢者を任用し愚者を退けるということを口では簡単に言う が、実行は難しいものである。上に立つ者が情実を入れない ということで難しいことである。	上司の心得 儒教	『孟子』(18)	
ふ	無勢とて、敵をあなとる、ことなかれ 多勢を見ても、をそるへからず	弓箭の道の戒め、敵を侮るな。衆心一致して金城鉄壁をなす。	行動規範		武士の心得

(16) 『葉隠』「聞書一」

「常住死身になりて居るときは、武道に自由を得、一生落度なく家職を仕課すべき也。」(城島正祥校注『葉隠』人物往来社、1968年、27頁)。

(17) 谷宗養の批評に「経文云、慈悲忿怒、譬如車輪」とあるが、その出典を未確認である。

(18) 『孟子』公孫丑上

「孟子曰く、賢を尊び、能を使ひ、俊傑位に在れば、則ち天下の士、皆悦びて、其の朝に立たんことを願わん。」(内野熊一郎、前掲書、107頁)。

	いろは歌	解釈	思想	出典	備考
こ	心こそ、いくさする身の、命なれ そろゆれはいき、揃ハねは死す	衆心一致が軍隊の命。	行動規範		武士の心得
え	えかうには、我と人とを、隔つなよ かんきんハよし、してもせずとも	敵味方区別せず死者を供養すること。かんきんは看経と書く。	行動規範 仏教		
て	敵となる、人こそハわか、師匠とそ おもひ返して、身をもたしなめ	敵国なき国家は危し、外患なきは国家の慶にあらず。敵は師 と思ひ自愛自重せよ。	行動規範	『孟子』(19)	武士の心得
あ	あきらけき、めもくれ竹の、此世より まよははいかに、後のやミちは	明らかな現世から迷っていたならば、後世の闇路はどうなる のであろうか。一層迷って神霊の落ち着く所もないであろ う。無明を脱して彼岸に達せよ。	行動規範 仏教		
さ	酒も水、なかれも酒と、なるそかし たゝなさけあれ、君かことの葉	ある名将が送られてきた酒を河に注いで士卒と共に飲んだ。 河の水に酒の匂いがするわけではないが、士卒達は名将の思い やりが沁みとおり、命を投げ出す覚悟をした。	上司の心得	『三略』(20)	
き	きく事も、又見ることも、心から みなまよひなり、ミなさとりなり	万事心次第=考え様である。無明を出せよ。(21)	行動規範 仏教		
ゆ	弓を得て、うしなうことも、大将の 心ひとつの、手をははなれす	士卒の心を得るも失うも、戦いに勝つも負けるも、唯主将の 心配りに因るのである。(22)	上司の心得		

(19) 『孟子』 告子章句下

「敵国・外患無き者は、国恒に亡ぶ。」(内野熊一郎、前掲書、439頁)

(20) 『三略』 上略～「一箒醪不能味一河水」

「昔、良将の兵を用いるや、箒醪を饋る者あり、これを河に投ぜしめ、士卒と流れを同じうして飲む、それ一箒の醪は、一河の水を味することあたわず、然るに三軍の士、ために死を致さんと思ふは、滋味の己れに及ぶを以てなり。」(村山孚訳『中国の思想・孫子呉子六韜三略』徳間書店、1965年、289頁)。

(21) 「煩惱即菩薩、生死即涅槃」

大乘仏教の用語、煩惱がそのまま悟りの縁となること。結果を引き起こす直接的原因を因といい、因をそこから補助する間接的原因を縁という。渡辺盛衛は「菩薩は、正道也。涅槃は、不生不滅也」とする。(『岩波仏教辞典』)。

(22) 渡辺盛衛訳

「弓を得」とは、弓矢の道即ち武道の宜しきを得て、士卒の心を得て勢威大なることをいう。「失う」とは勢威無きことをいう。

	いろは歌	解釈	思想	出典	備考
め	めぐりては、我身にこそは、事へけれ 先祖のまつり、忠孝の道	先祖の祀りをよく尽すときは、我が死後にはまた子孫より、祀りを受ける。必竟先祖の祀りや忠孝の道というものは、自分が先祖や君親に対して尽すことであるが、それは廻り廻って、自分が自分に事へると同様である。	行動規範 儒教		祭祀の必要性
み	道にたゞ、身をは捨んと、おもひとれ かならず天の、たすけあるへし	人生、死の境に立ったとき、往々身命を惜んで方向を迷い、道に背いて汚名を流すものがある。これは平素の覚悟が不十分だからである。このような場合には、唯何れが正義かを看取すべきである。一身一家の安否を眼中に置くべきではない。その進退行動は、道義の標準に照らして行い、この身は、正道を踏んで恐れない。一死正道に殉ずるものと、予め心を落付けてかかれ。そうすれば誠意天に通じて、必ず自然の助けがあり、望みを達することができる。	行動規範 (死生観)		武士の心得  「の」参照
し	舌だにも、齒のこはきをハ、しる物を 人はこころの、なからましやハ	相手の剛柔賢愚仁不仁を察する心がなくて良かろうか。他人の正邪を察して悪人の爪牙に掛らぬように用心することが必要である。	行動規範		
ゑ	酔るよを、さましもやらて、盃に 無明の酒を、かさぬるはうし	乱世に無明の酒(迷いの酒)を飲むのは辛い。乱世を平定出来ないで、徒に酒興に日を送るのは酔生夢死に等しい。	行動規範 仏教		
ひ	独身を、あはれとおもへ、物ことに 民にはゆるす、こころあるへし	頼るにも人のいない鰥寡孤独の類を憐れみ労らなければならぬ。又凡て民に対するには、仁恕の心を以てし、何事も寛大の處置をなすべし。	上司の心得 儒教	『孟子』(23)	
も ◎	もろもろの、國やところの、政道は 人にまつよく、をしへならハせ	人民には先ず法令刑罰を教え聞かせることが大切である。	上司の心得		家老復誦句

(23) 『孟子』 梁惠王下

「老いて妻無きを鰥(かん)と曰い、老いて夫無きを寡と曰い、老いて子無きを獨と曰い、幼にして父無きを孤と曰う。この四者は、天下の窮民にして告ぐる無き者なり。文王、政を發し仁を施すに、必ずこの四者を先にせり。」(内野熊一郎、前掲書、60頁)。

	いろは歌	解 釈	思 想	出 典	備 考
せ	善にうつりあやまれるをは改よ 義不義はうまれつかぬもの也	過ちは則改めよ。	行動規範 三教 (24)		
す	すこしきを、たれりともしれ、みちぬれ ハ、月もほとなき、いさよひのそら	知足安分、足る事を知り、分に安んぜよ。	行動規範 仏教 (25)		

(24) 三教

①神道～身に穢れや罪があれば、河原に出て身を洗い清めることを「禊」という。(『角川漢和中辞典』)

②儒教～過ちては、則ち改むるに憚る勿れ。(諸橋轍次、前掲書、9頁)

③仏教～七佛通戒の偈

『法句経』に「諸悪莫作、衆善奉行、自浄其意、是諸仏教」即ち「もろもろの悪を為さず、全ての善を行い、自らの心を浄めよ、これが諸仏の教えである」とある。仏教思想を一偈に要約したものと看做される。(『岩波仏教辞典』)

(25) 谷宗養批評

「経文云、少欲知足」如何なる経文であるか、出典未確認である。

\*◎は評定所にある三句で、家老が毎日復誦した句である。

## 2. 「いろは歌」分析

	学問の心得	上司の心得	部下の心得	武士の心得	行動規範
いろは歌	い・は・へ ち・か・ゐ	と・や・け さ・ゆ・ひ も	る・わ・そ ま	ら・の・ふ こ・て・み	ろ・に・ほ り・ぬ・を よ・た・れ あ・つ・ね な・む・う お・え・く き・め・ゑ せ・す・し
合計 47	6	7	4	6	24
仏教		と・や			ほ・り・た つ・う・え あ・き・ゑ せ・す
計 13	0	2	0	0	11
儒教	い・は・ゐ	け・ひ	る・わ・そ	て	に・よ・れ な・め・せ
計 15	3	2	3	1	6
神道					ね・せ
計 2	0	0	0	0	2
行動規範	へ・ち・か	さ・ゆ・も	ま	ら・の・ふ こ・み	ろ・ぬ・を お・む・ し・く
計 19	3	3	1	5	7
合計 49	6	7	4	6	26

- ① 「せ」が仏教・儒教・神道に重なっているため、合計が2多く「49」となっている。
- ② 「上司の心得」が多いのは、薩摩藩の統治制度が、上級家臣の部下である「家中士」と領主直轄の「郷士」とに二分されており、上級家臣の家中士管理を指導したものと考えられる。
- ③ 「武士の心得」では、戦場での心得及び死の覚悟が説かれている。
- ④ 仏教と儒教からの出典が28カ条と過半を超えているのは、島津忠良の仏教、儒教への造詣の深さの現れであろう。

以上のことから「いろは歌」が教えている「武士の心得」「上司の心得」「部下の心得」を纏めてみると次の通りである。現代社会にも十分通用する「労務管理のノウハウ」であるといえる。

## (1) 武士の心得

### ① 武士たる者の心得

- i. 武士たる者は、武士の名節を重んじなくてはならない。そのためには、日頃から刻苦勉強して武士の名誉を大切にすることである。一死王道に殉ずる心構えが重要である。
- ii. 武士たる者は、常住死身であるときは、落ち度なく家職を全うできるのである。常に君のため国のために命を捨てる覚悟が大切である。その覚悟さえあれば、死ぬべき時が来ても冷静に対処できるのである。
- iii. 敵国なき国家は危く、外患なきは国家の慶ではない。敵は自分の師匠であると思ひ、自分の身をたしなめないといけな。島津義弘は、戦いが終わると敵味方の差なくその菩提を弔ったという。

### ② 戦場における心得

- i. 衆心一致が命であり、一致団結していれば生きることができ、団結が乱れると死が待っている。
- ii. 無勢だからといって敵の力を侮ってはならない。また多勢だからといって敵を恐れてもいけない。これは弓箭の道の誠めである。

## (2) 上司の心得

### ① 政道の心得

- i. 先ず人民に法令や刑罰を教えることが大切である。
- ii. その場合、寛と厳、すなわち飴と鞭とは、鳥の両翼であり両者共用することが大事なことである。
- iii. 例えば罪を犯した者を罰する場合でも、機微を洞察して臨機応変に処置しなければならない。「眼は流星、機は掣電、殺人刀活人劔」とある。
- iv. 鰥寡孤独は、天下の窮民であり、必ず四者を先ず救済しなければならない。

### ② 人事の心得

- i. 情実を差し挟まない公平な人事を行うことが大切であるが、言うは容易く行うは難しである。賢を尊び、能を使い俊傑位にあれば、天下の士は、その朝に立たんことを願うものである。
- ii. 兵卒を束ねることが重要である。大将たる者は武道の宜しきを得、士卒の心を得てはじめて勢が大となるものである。一簞の酒を贈り物として貰った大将が、その酒を河に注ぎ士卒と共に河の水を飲んだ。酒の味はしなかったが、部下の士卒は、大将の滋味に触れ死ぬことを誓ったという。

## (3) 部下の心得

- ① 上司に仕えるときは、自分を捨てて仕えなくてはならない。そうでないと上司に対して不平不満が生じ恨み言も出てしまう。これは慎まねばならない。君臣関係とは「道理に合うとか合わぬとか、善いとか悪いとか理屈ではなく、唯只管主君を大切に思うこと」であり、また「譜代の家来は、善くても悪くても御家の犬であり、主君の馬前にて討ち死にすることが本望」なのである。



- ②主君に対する諫言は、大切なことである。しかし三度諫言して聞いて貰えなければ、主君を怨まず従うことが大事である。
- ③上司の話を書くときは、知っていてもはじめて聞くような顔をして聞くべきである。
- ④上司に物申すときは、自分の才能を過信して自慢らしい言行をしてはならない。

## V. 日本の祭について

「少年、青年などの年序的組合は、わが国各地に見られるもので、兵児二才をもって何も珍とするには足りないが、執持稚児の存在に至っては、全く他地方の若衆組合にはこれを見ないのである」また「未開民族の社会において年序的男子組合、呪師組合の類が甚だしく栄えているが、その間に、この執持稚児の原態に類するものが存在するであろうか。この種の問題に関する手近な論者のうちにも、私はそれに匹敵する事例を見出せなかった」と三品彰英が述べていることは既述の通りである。さらに論を一步進めて、山田昌巖が「児請」を作り国境警備に当らせた島原の乱、すなわち 1637 年以前に児請と同様な行事、あるいは組織が存在していたか否かについて論証することは非常に困難を伴うなうことである。しかしながら出水児請のような行事が、日本に現存する祭の中にその痕跡を残している可能性も考えられることから、佐藤和彦・保田博通『祭りの事典』（東京堂出版、2008 年）に記載されている日本に現存する民族芸能（祭）、1093 箇について、次のような要領で分析し三品の主張に対する確認作業を試みた。

### 1. 分類方法

#### (1) 祇園信仰

- ①基本的には牛頭天王（祇園精舎の守護神）、素戔鳴命を祭神とする信仰を「祇園信仰」し、その祭礼を「祇園祭」とした。
- ②京都八坂神社の支社となる神社の祭礼は「祇園祭」と整理した。
- ③櫛稲田姫は、素戔鳴命の妃神ゆえ櫛田神社の祭礼を「祇園祭」と整理した。
- ④須賀大神は、素戔鳴命の別称であるからその祭礼は「祇園祭」と整理した。

#### (2) 天神信仰

菅原道真を祭る天満宮は「天神信仰」の対象とした。

#### (3) 修二会、修正会

毎年正月または二月に旧年の悪行を懺悔し、当年の吉祥を祈る悔禍の法要をいう。お水取り・別行（松明を振り回す）・鬼追いなどが行われる。

#### (4) 神楽

- ①神座を設けて神々を勧請する神楽をいう。神楽を取り行うとき、神の依り代を手を持って舞う場合が多い。
- ②神が憑依するものがある。例えば御神木、磐座、御柱、神馬などである。
- ③神がいるべき場所を明示する。例えば注連縄、御神酒、神饌（供え物）などがある場所。

#### (5) 盆踊り

祖霊を招き慰める踊。田楽、狂言、獅子舞、能は、「その他」として整理した。

(6) 五穀豊穰・大漁祈願

神社奉納での祈願は「神楽」と整理し、神社に依らない祈願とした。

(7) 田植

田の神の鎮魂と農耕の無事を祈り、豊作を祈願する神事と整理した。水田で行う行事の外、神社で行う疑似的な田植行事も含めた。

(8) 疫病除け、雨乞い、虫追い、火伏せ、吉凶占い、厄除け等

神社で行う場合には「神楽」と整理し、それ以外の祈願とした。

(9) 無病息災、家内安全

神社で行う場合には「神楽」と整理し、それ以外の祈願とした。

(10) 武士関連行事

戦死者の慰霊、出陣式、凱旋祝、軍事訓練の外これらに類するものは、全てここに整理した。

(11) 念仏踊

(12) その他

①上記分類方法に従って、実施時期別に整理された 1093 箇の祭を、県別に再整理したものが「付表 5」である。

②その付表 5 を県別に集計し一覧表としたものが次頁の表 1 である。

③表 1 のうち「武士関連行事」は 59 箇あった。その行事の内容別に整理したものが表 2 である。

④59 箇の「武士関連行事」については、その具体的内容を抽出し記載した。

## 2. 結論

以上のような要領で 1093 箇の行事や祭を整理し分析を試みたが、三品が主張するとおり、出水児請と類似した起源や動機、内容を有する行事や祭は見出せなかった。しかしこの分析検討過程において次の疑問点が生じて来た。①行事や祭の起源時の動機や内容と現在の内容では時間的推移に伴う変化があり、その変遷を詳細に把握する必要があるが、そのためには膨大な時間と史料が必要であること。②時間の推移とともに行事や祭が消滅してしまった可能性が否定できないことなどである。特に後者については、出水児請も明治時代以降は、山田昌巖の二百五十年祭の大正六年と島津忠久の七百年忌が野田・感應寺で行われた昭和二年の二回しか行われていないことを勘案すれば肯んぜられることである。とすれば三品彰英の「出水児請と同様な行事や祭は日本にはなかった」という主張の完全な論証は、かなり難しいことである。したがって今回は「日本の 1093 箇の行事や祭について分析検討したが、出水児請と類似した行事や祭はこの範囲内においては存在しなかった」という事実認識に留め、更なる検証は今後の研究課題とし、次のステップへ論考を進めることとした。

表 1. 祭の県別内容別分析結果

都道府県	祇園祭	天神	修正会	神楽	盆踊	豊作	田植	雨乞等	無病	武士	念仏踊	その他	計
北海道				4		1						5	10
青森				6	2	3	2	2		1		8	24
岩手				5	1	2	1	2		2		7	20
秋田	1			16	3	2		4				15	41
宮城				15			3	2				5	25
福島	1			12		3	2	2	1	4	4	2	31
山形		1		15				1		1		10	28
茨城	1			7							1	5	14
栃木				11	1				1	1	1	5	20
群馬	1			8		1		5				5	20
埼玉				12		1	1	7		3	1	9	34
千葉				10			1	4	1		1	4	21
東京				13	1			3	5	2		10	34
神奈川				9		1		1		2		8	21
山梨				9						3	1	5	18
長野				15	1	1				2	1	7	27
新潟				15	1	1	2	1	3			13	36
富山				15				1				9	25
石川	1			16			2	3		1		3	26
福井			1	13	1			1		1		5	22
岐阜				14	1			1		5		6	27
静岡	2	1	2	17			3			1		6	32
愛知	1			20			1	1		1	1	7	32
三重		1		16	1	1	1	5		3	2	9	39
滋賀				16		1	1			1			19
京都	1	1	1	23			1	1	2		1	22	53
大坂		1		12				1				1	15
兵庫	1			12	1	1	1		1			5	22
奈良			6	22		3	1	2				10	44
和歌山				22						2		2	26
鳥取				5					1			3	9
島根				18	1							3	22
岡山	1		1	8	1	1	1			3	1	2	19
広島				3			3			2		4	12
山口	1	2		5			1	2		3		3	17
徳島	1	1		4	1					1	1	1	10
香川		1		9	1			1					12
愛媛				11	2	1	2	1			1	3	21
高知				13		2				1		3	19
福岡	5	1		20	1			1		1		3	32
佐賀			1	7			1	1		1		1	12
長崎				6		2				2	1		11
熊本				9						2		2	13
大分	2		1	14	1	2	1			1	1	1	24
宮崎				10	1							4	15
鹿児島	1			7	1	1	3	1		6		8	28
沖縄					1	6						4	11
													1093
	21	10	13	549	25	37	35	57	15	59	19	253	1093

表 2. 武士関連行事分析

南北朝争乱	6
源平関連	6
戦死者慰霊	11
出陣式	5
戦勝祝・凱旋	11
就任世継築城祝	5
武者行列	4
士気鼓舞	3
その他	8
	59

左の表 2 は、武士関連の行事 59 箇の内容を整理したものである。例えば源平関連でも戦勝祝いは、「戦勝祝・凱旋」に整理した。出水兵児二才の「児請」の意味を、出陣・凱旋・武者行列・志気鼓舞と広く取って比較してみたが、「高貴な身分の子弟を着飾って出陣」させるようなものは、今回の検討範囲内では見当たらず、その意味では「児請」が日本では独特な行事であるといえる。

(1) 青森県黒石市「大川原火流し」⇒南北朝

南北朝時代に後醍醐天皇の第三皇子・宗良親王が戦いに敗れ、その子孫が津軽に逃れ大川原に住みつき、部下の霊を慰めるために火を焚き川に流したのが始まりという。

(2) 岩手県二戸市「天台寺春季例大祭」⇒南北朝

「神輿渡御」は南朝時代の三代・長慶天皇の葬列を模したものといわれている。

(3) 岩手県大船渡市「浦浜念仏剣舞」⇒義経伝説

頼朝に追われ摂津国大物浦から九州へ落ち延びようとした義経一行に対し、海上が俄に荒れて平家の亡霊が現れたが、弁慶が経文を読んで亡霊を追い払った故事に因みその様子を踊りにしたものである。

(4) 福島県伊達郡「霊山神社春季例大祭」⇒南北朝

濫觴の舞は、南北朝動乱の延元二年、北畠顕家が義良親王を奉じて陸奥国府を当地に移した際、地元民が顕家の武運長久を祈って奉納した剣舞という。

(5) 福島県相馬市「相馬野馬追」⇒軍事訓練

平将門が関八州の武将を集めて下総国葛飾郡小金原に野生の馬を放ち、敵兵に見立てた軍事訓練が起源とされる。

(6) 福島県須賀川市「須賀川松明あかし」⇒戦死者慰霊

嘗ての領主・二階堂家の戦死者を弔うため 400 年にわたって行われてきた伝統行事。須賀川は、鎌倉時代以降伊達正宗が攻め込むまで、二階堂家の城下町として栄えて来た。長さ 10m 重さ 3t もある大松明を若衆 150 人が担ぎ出し町を練り歩く。松明の後には少年少女の武者行列、二階堂家の武者行列が続く。城趾の二階堂神社に奉受されたあと市内を一巡して五老山へ向う。

(7) 福島県二本松市「木幡の幡祭り」⇒源平関連説話

前九年の役天喜三年(1055)、源頼義・義家父子は、安部頼時の軍に敗れ、木幡山に退いたとき、折からの大雪が山の木々を全て源氏の白旗のように見せ、安部軍は源氏の大軍と勘違いし軍を引いた故事に因む。色とりどりの幟旗を翻して奥宮の羽山神社目指して登る。(巨岩の割れ目を潜り抜けると一人前の大人と認められる。)

(8) 山形県米沢市「米沢上杉まつり」⇒上杉謙信出陣式

4 月 29 日の上杉神社例大祭、4 月 30 日の松岬神社例祭に伴い、城下町米沢で行われる一大行事。5 月 2 日の謙信公出陣式、5 月 3 日の上杉行列、河中島合戦などが取り行わ

れる。

- (9) 栃木県足利市「鎧年越」⇒足利泰氏出陣式

750 年前足利氏四代・泰氏が坂東武者 500 騎を鑊名寺・南大門に勢揃いさせたという  
故事による。

- (10) 埼玉県児玉郡美里町「猪俣の百八灯」⇒猪俣小平太慰霊

平安時代末期にこの地に館を構えて源平合戦にも活躍した武蔵七党の一つ猪俣党の武  
将・猪俣小平六とその一族の霊を慰めるものとされる。猪俣小平六の眠る高台院の墓  
前の塚に点火したあと、行列を組み堂前山の尾根に登り、108 燈の塚に点火する。

- (11) 埼玉県川越市「ほろ祭り」⇒元服式

元服式。竹かごに紙の花などを飾り付けたほろを背負う。

- (12) 埼玉県入間郡「出雲伊波比神社の流鏑馬」⇒源平関連説話（戦勝祝い）

康平 6 年（1063）源頼義・義家父子が奥州から凱旋する途中、出雲伊波比神社へ参拝  
し、戦勝を感謝し流鏑馬の神事を奉納したのが始まりという。

- (13) 東京都江東区「深川八幡祭り」⇒将軍就任

4 代将軍・家綱の世継祝賀が始り。

- (14) 東京都港区「義士祭」⇒仇討ち

赤穂四十七士が吉良邸に討ち入って主君の怨みを晴らしたことに始る。

- (15) 神奈川県小田原市「小田原北条五大祭」⇒武者行列

歴代城主墓前供養のあと箱根湯元から小田原城まで甲冑行列が続く。

- (16) 神奈川県三浦市「道寸祭り」⇒三浦一族の祭り

鎌倉幕府創建に尽力して以来、450 年間も相模に君臨した三浦一族を偲ぶ祭り。笠懸  
が挙行される。

- (17) 山梨県笛吹市「山梨岡神社太々神楽」⇒信玄出陣式

別名「武田信玄出陣神楽」ともいわれ信玄が出陣に際して勝利を祈願して奉納したと  
いわれている。

- (18) 山梨県甲府市「武田二十四将騎馬行列」⇒武者行列

武田神社の例大祭と併せ、信玄公の命日に行われる祭り。一般参加者による二十四将  
騎馬行列を中心に市内を練り歩く。

- (19) 山梨県甲府市「信玄公祭」⇒武田軍出陣式

甲州軍出陣では 1600 人の戦国武者が舞鶴城公園に集結、市内に戦国絵巻を繰り広げる。

- (20) 長野県飯田市「時又初午はだか祭り」⇒戦死者慰霊

750 年前、当時の領主・小笠原長清が戦勝に感謝して戦死した兵士の霊を慰めるため  
に、長石寺に木馬を奉納したのが始まりといわれている。天竜川の水で木馬を洗った  
あと、神輿を担いで天竜川に入り五穀豊穰を願う。

- (21) 長野県安曇野市「穂高神社のお船祭り」⇒白村江戦死者慰霊

安曇族中興の祖・安曇比羅夫が天智元年百済に出兵し白村江で戦死した。その日が 663  
年八月二十七日との故事に従い行われる。お船は神の依り代であり、船型の山車が大人  
船と子供船が出る。

- (22) 石川県金沢市「金沢百万石まつり」⇒前田利家入城式

- 前田利家が天正 11 年 6 月 14 日に金沢城に入城したことを祈念して行われる。
- (23) 福井県坂井市「舟寄踊」⇒黒坂景久出陣式  
朝倉氏配下の黒坂景久が姉川の合戦に出陣する際、領民達が武運長久を祈り踊ったのが始まりといわれている。
- (24) 岐阜県揖斐郡「谷汲踊」⇒源平関連（戦勝祝い）  
源平合戦で勝利した源氏の将兵が、戦勝を祝って踊ったのが始まりという。
- (25) 岐阜県揖斐郡「鎌倉踊」⇒源平関連（戦勝祝い）  
源平合戦で源氏が勝利したことを祝って踊ったのが始まりという。
- (26) 岐阜県不破郡「垂井曳山車祭」⇒南北朝  
南北朝争乱のとき、北朝の後光厳天皇が南朝軍の攻撃を逃れ垂井の頓宮に来られたとき、村民が帝を慰めるために花車を三台作って曳きまわしたのがはじまりという。
- (27) 岐阜県揖斐郡「三倉の太鼓踊」⇒源平関連（戦勝祝い）  
源氏の武将の出陣や戦勝祝いのときに踊られたものが起源と云う。
- (28) 岐阜県中津川市「木曾の花馬祭り」⇒木曾義仲戦勝祝い  
木曾義仲の平家戦勝、征夷大將軍任命を坂下の里人が祝い幣を付けた矢を馬の鞍に立て、行列を作り参拝したのが始りという。
- (29) 静岡県浜松市「遠州大念仏」⇒戦死者慰霊  
三方が原の激戦では、犀ヶ崖で武田方に多くの戦死者が出た。家康はそれらの霊を慰めるために念仏踊を奨励し、以後遠州では念仏踊が盛んになった。
- (30) 愛知県新城市「信玄原の火おんどり」⇒戦死者慰霊  
天正三年の織田・徳川連合軍と武田軍の長篠・設楽原の戦で戦死した両軍の戦死者を祭った信玄塚のある信玄原で行われる火祭。
- (31) 三重県度会郡「エットーエッサ」⇒戦死者慰霊  
北畠家の臣である大内山但馬守奥信が戦場から帰城した際に、領民と一緒にいった戦没将兵の慰霊踊であるという。行事は精霊迎えから始り、幟を立てホラ貝・太鼓で氣勢をあげて寺庭にはいる。そこで精霊踊（エットーエッサ）を踊る。
- (32) 三重県志摩市「安乗の人形芝居」⇒朝鮮戦功祝  
志摩の領主・九鬼嘉隆が文禄慶長の役で戦功を納めて帰国し、お礼参りに安乗八幡宮を訪れた時に許可したことに始まるという。その後江戸と大坂を結ぶ風待港であったことから、大坂文楽が伝搬して文化文政には三人使いの人形も盛んになったという。
- (33) 三重県津市「津まつり唐人踊り」⇒朝鮮通信使風俗  
寛永九年（1632）藤堂家二代目の高次の時に始まったという。朝鮮通信使の風俗を再現したものとされている。
- (34) 滋賀県長浜市「長浜曳山まつり」⇒秀吉世継誕生祝  
長浜城主であった秀吉が男児出生を喜んで長浜の町民に金を与え曳山を作って曳きまわったのが始まりという。
- (35) 和歌山県伊都郡「真田祭」⇒武者行列  
真田昌幸・幸村を偲び、法要のあと武者行列・稚児行列が練り歩く。
- (36) 和歌山県東牟婁郡「河内祭」⇒源平関連（戦勝祝い）

源平合戦に源氏方として出陣した熊野水軍の勇士たちの戦勝を河内神社で祝ったのが始まりという。凱旋の姿を伝えるという水上渡御から「御舟祭」といわれる。

(37) 岡山県笠岡市「ひったか」⇒源平関連

吉田川を挟んで向かい合う行者山と妙見山に源平が別れ、提灯で夜空に絵模様を浮かび上がらせてその美しさを競う。「火を高く上げる」がなまって「ひったか」という。

(38) 岡山県笠岡市「おしぐらんご」⇒源平関連

源平双方が各々槽船に別れて六人ずつ乗り早さを競う。

(39) 岡山県笠岡市「白石踊」⇒源平関連（戦死者慰霊）

源平合戦の戦死者を弔うために始まったとされ、回向踊りとも言われる。

(40) 広島県三原市「三原やっさ踊り」⇒築城祝

小早川隆景の三原城築城を祝い、人々が各自思い思いに踊ったのが始まりという。三味線・太鼓・笛などで拍子をとる。

(41) 広島県尾道市「法楽おどり」⇒村上水軍出陣式

村上水軍が出陣の際、戦勝祈願・志気鼓舞のため踊ったとされる。浴衣・鉢巻き・手甲脚絆姿で身を固め、刀と扇を持って太鼓や鐘に合わせて踊る。

(42) 山口県柳井市「阿月神明祭」⇒侍踊

東西両地区の海岸に高さ 20mのご神体を一基ずつ作り浜に立てる。その下で昼夜男は槍や刀を持って武者踊りを奉納する。踊が終わるとご神体に火がつけられる。左義長と小早川家の軍神祭が習合したものとされている。

(43) 山口県下関市「先帝祭」⇒源平関連（平家戦死者慰霊）

壇ノ浦の戦いで死んだ安徳天皇と平家一門を偲んで行われる。生きながらえた平家女官上臈たちが遊女に身を落して続けた命日の御陵参拝が始まりという。三日目の女臈道中では官女に警護、稚児が従い上臈に禿が従う美しい列立が平安の昔を思い出させる。

(44) 山口県長門市「湯元南条踊」⇒侍踊

天正七年（1579）の織田・秀吉軍との戦いで吉川元春は敵に内應していた城を部下に踊り子の扮装をさせ踊りながら入城させて落したがその時のおどりを伝えたと言われる。太鼓・ささら・鉦のリズムに乗って勇ましく踊り氣勢を上げる。

(45) 徳島県阿波市「やねこじきと大名行列」⇒大名行列

蜂須賀家政が訪れた折り、町民が各家で山車を作り飾って歓迎したのが始まりであるという。総勢 100 人の大名行列が市内を練り歩く。

(46) 高知県土佐市「蓮池の太刀踊」⇒戦勝祝い（侍踊）

蓮池城主・大平山城守が戦勝の際に奉納したのが始まりという。袴・襷・白鉢巻姿で、二人が相対して横列に並んで演じる。

(47) 福岡県三池郡「新開能」⇒祈願成就

柳川藩立花氏が祈願成就のために能楽を奉納したのが始まりという。

(48) 佐賀県唐津市「呼子大綱引き」⇒士気の鼓舞

豊臣秀吉が名護屋城に在陣していたとき、将兵の志気を鼓舞するため加藤清正・福島正則を両陣営に分け軍船の艫綱を切って綱を引かせたことから始まったという。

- (49) 長崎県諫早市「豊破り」⇒南北朝（楠木正成）  
楠木正成の子早城の戦いに準えたとされている。氏子が上半身裸で楠木勢と鎌倉勢に別れ神前に駆けのぼる。
- (50) 長崎県平戸市「大島の須古踊」⇒望郷  
天正八年肥前国須古村の須古妻木城が落城し、平井一族が大島へ落ち延びて故郷を偲んで踊を始めたという。
- (51) 熊本県菊池市「菊池の松囃子」⇒南北朝  
菊池武光が後醍醐天皇の皇子懐良親王を菊池に迎えたとき、守山城中で催されたものという。
- (52) 熊本県八代市「久連子古代踊り」⇒源平関連  
源平壇ノ浦合戦に敗れた平氏の落人が五家荘に住み着き人目を忍んで生き延びた中で生み出されたものという。
- (53) 大分県玖珠郡「かまどヶ岩地蔵祭り」⇒後藤又兵衛慰霊  
大坂夏の陣で豊臣方の豪将として活躍した後藤又兵衛と地蔵尊の供養の祭り。
- (54) 鹿児島県熊毛郡屋久島「如竹踊り」⇒侍踊  
儒学者如竹は、薩摩 19 代島津光久に仕え、稲作改良普及や屋久杉の貢納化などに力を尽し、屋久聖人と称された。その遺徳を偲んで作られたという。成人男子が浴衣の上に紋付き袴を着て刀を差して扇子をもち輪になって踊る。
- (55) 鹿児島県始良郡加治木町「加治木くも合戦」⇒士気の鼓舞  
文禄慶長の役に出兵した島津義弘が陣中兵士の志気を鼓舞するために始めたと言われる。参加者達は、採集した蜘蛛の中から三匹を選び、一匹ずつ横棒の先端にいる相手の蜘蛛と争わせる。棒より落ちた方が負け。
- (56) 鹿児島県串木野市「市来の七夕踊」⇒朝鮮役凱旋祝  
島津義弘の文禄慶長の役の活躍を記念したのがはじまりで、その後天和 4 年（1684）の水田開拓の完成を祝う祭りとして復活したという。頭に花笠を被り太鼓を手にして踊る。
- (57) 鹿児島県薩摩川内市「久見崎盆踊り想夫恋」⇒朝鮮役戦死者慰霊  
豊臣秀吉朝鮮出兵のときの島津軍戦死者の霊を慰めるために、黒い布を頭巾のように被り、男物の黒紋付に脇差姿の女性達が、三味線と太鼓の伴奏にのって輪になって踊る。精霊に歌いかける盆踊りである。
- (58) 鹿児島県始良郡加治木町「吉左右（きそ）踊」⇒侍踊  
太鼓踊りの先駆けとして踊られる。太刀を持った薩摩軍と薙刀を持つ朝鮮軍に分かれて、斬り結ぶように踊り、その間を赤狐と白狐（泗川の戦いの故事）が滑稽な仕草で笑いを誘う。
- (59) 鹿児島県始良郡加治木町「加治木の太鼓踊」⇒朝鮮役凱旋祝（侍踊）  
島津義弘が朝鮮の役の記念に駿河の念仏踊を参考にして作らせたという。鉦打ちを中心にして、旗を背中にはして太鼓を抱えて、隊形を変えながら勇壮な踊を披露する。



### 第三章 『鎌田正純日記』から読み取る二才衆

薩摩藩青年武士の私生活を知る上で貴重なる文献がある。それが『鎌田正純日記』である。当該日記の底本としたのは「東京大学史料編纂所本」と「財団法人石川文化事業団お茶の水図書館本」<sup>1)</sup>及び「石室秘稿本」<sup>2)</sup>の3本である。東京大学本には欠本があり、その欠本の内「天保4年・同12年・同15年・嘉永2年・同3年・同4年・安政2年・同3年」の八年分がお茶の水図書館に所蔵され、「安政4年・同5年」の分が石室秘稿に含まれていたという<sup>3)</sup>。『鎌田正純日記』は、天保3年(1832)12月～安政5年(1858)8月24日で終わり、鎌田正純は、その年の12月8日鹿児島で死去した。

『鎌田正純日記』の最初の7年間を読み解くと、毎日の起床時刻から就寝時刻、来訪者、天気、文武修行の内容その他几帳面に記入しており、薩摩の青年武士鎌田正純の弛みない文武の姿を窺い知ることができる貴重な史料である。それにも関わらず、前半部分に関する先行研究が少ないことは、徳富蘇峰の個人的蔵書が大部分であり、整理出版された時期が遅かったこと、藩政史上からみれば『鎌田正純日記』の後年の部分ほど重要度が高く青年時代の7年間は差程重要視される事柄がないことに関係するものと推測される。

#### I. 鎌田家の家格

『鎌田正純日記』の冒頭にある鎌田氏系図を参考にして鎌田家の家格について先ず考察してみたい。第19代鎌田政近の条には、「島津義久に仕え、肥、筑、豊前後の六州を討伐し、朝鮮征伐にも供奉し功績を挙げた。その後各地の地頭職を歴任し、天正19年(1591)家老職に補せられた。慶長3年(1598)島津家久公は、新恩三千石を加賜した。また始良荘の南村は、政近の食邑であった」とある<sup>4)</sup>。第23代鎌田正勝の条には、「父政統に男子がないため、太守家久の庶子、正勝を養子とする。正保4年(1647)、江戸滞在中、太守光久公が、武州王子原で将軍家光の台覧を得て犬追物を行い、正勝は、射手として出場し、のち登城のおり衣服五着を賜る。明歴2年(1656)、家老職に任ぜられる。役料二千石」とある<sup>5)</sup>。

第24代鎌田正長の条には、「正勝には実子がなかったため、太守光久の庶子を養子とす

1) 『鎌田正純日記』外題「主婦の友社・創業者で初代社長の石川武美氏が昭和16年9月設立した財団法人文化事業報国会の後身で、図書館は、昭和22年12月に仮開館し昭和40年主婦の友ビルが建設されてからそこに本開館した。同財団は、徳富蘇峰所蔵の成篁堂文庫の図書古文書その他を譲り受けたものだそうである。『鎌田日記』も入っていたものである。」(鹿児島県、1989年)2頁。

2) 同前、外題「市来四郎の蒐集した史料集である。これは市来家の私的資料であり、今日現存部分は、全て国立図書館憲政資料室の所蔵となっている。」3-4頁。

3) 同前、外題1頁。

4) 同前、「鎌田氏系図」十九代政近の条「政近自幼年至耆老、内勞政事、外苦軍務、就中太守義久公攻討肥筑豊前後之六州、且朝鮮国征伐亦供奉而軍務幾多也。」「天正19年辛卯之春被補御家老職。」「隅州始良荘西侯郷(南村)者政近之食邑也。」16-17頁。

5) 同前、「鎌田氏系図」廿三代正勝の条「政統依無男子爲養子、妻第三女連続当家、實、太守家久公庶子。」「正保4年丁亥太守光久公張行犬追物於武州王子原、所備於将軍家光公之台覧、政昭(正勝)亦有射手之列、其事終而後日登城拜謁将軍家、且賜衣服五矣。」「明歴2年丙申2月使喜入休右衛門久守、政昭補任家老職、且拝領役料二千石。」21-22頁。

る」とある<sup>6)</sup>。薩摩藩の領域は、城下及び近在、すなわち鹿児島周辺の二十四ヶ村と、南西諸島を除いて、百有余の外城（天明4年4月に郷と改称）に分かれていた。この中で藩の重臣、藩主の分族の領地となっている外城を一所地、或は私領と称し、藩の直轄外城を地頭所と称した。一所地を支配する領主を一所衆と称され、藩の直轄領たる直轄外城には地頭を配置し、在郷家臣たる外城衆中の指揮監督に当らせた。直轄外城に配置された地頭数は、明確に把握することは出来ないが、その極盛期においても65人を出ること遠くはなかったと思われる<sup>7)</sup>。

城下の家格は、①島津家御一門、②一所持（一郷一村若くは一部落を知行所とするもの）、③一所持格、（知行所は持たないが家格は一所持に準じるもの）、④寄合、⑤寄合並などがあり、以上を大身分だいしんぶんといい、百余戸を出ない。次が⑥小番、⑦新番、⑧御小姓與でこれは所謂平武士で戸数は三千九百余あった。一朝事ある時は、二男三男も出陣し約一万の軍勢となった<sup>8)</sup>。鎌田家は、西俣郷（南村）を私領とし、石高は、千百四十二石であった<sup>9)</sup>。藩主の庶子を養子として迎え入れ、家老職を度々勤めるほどの名家であり、ちなみに新羅でいえば、さじずめ金庾信並みの「花郎」の立場を出した家柄といえよう。

## II. 当時の薩摩藩の社会的背景

### 1. 宝暦治水工事

宝暦3年（1753）12月25日、幕府は、薩摩藩に対して木曾川、長良川、揖斐川の三大川の治水工事の手伝いを命じた。薩摩藩は、この工事の総奉行に平田鞆負ひらたゆきえ、副奉行に伊集院重蔵を任命し着工した。その費用は、藩債を募集して22万両を調達したが、大幅な予算超過となり現地独断で10万両の追加借金をしたともいわれている。工事完成後、総奉行の平田鞆負が借金の責任を負って自刃したのを始め、78人が自刃して果てたという<sup>10)</sup>。

このような幕府の対諸侯策により地方諸侯の財政難は、一層甚だしくなり、国産豊かな薩摩藩も文化（1804-1817）から文政（1818-1830）の末に至って、その財政紊乱の極に達し、負債高は500万両に達したという<sup>11)</sup>。調所笑左衛門廣郷が島津重豪の命を受けて財政再建に乗り出したのが天保元年12月であった。

### 2. 近思録崩れ

天明7年（1787）、島津重豪は、家督を島津斉宣に譲り隠居したが、隠然たる勢力を持っていた。文化3年（1806）、斉宣も『近思録』愛読グループの樺山権左衛門や秩父太郎を抜擢し藩の財政改革に乗り出し、文化5年（1808）には①参勤交代の期間を10年間猶予して欲しいこと、②琉球における中国貿易の制限を緩めてほしいことを幕府に嘆願しようと

<sup>6)</sup> 『鎌田正純日記』「鎌田氏系図」二十四代正長の条「正勝無実子故爲猶子、實、太守光久公之庶子也。」23頁。

<sup>7)</sup> 桑波田興「戦国大名島津氏の軍事組織について」（福島金治編『戦国大名論集 16・島津氏の研究』吉川弘文館、1983年）156-158頁。

<sup>8)</sup> 鹿児島市『島津斉彬公傳』（鹿児島市教育會、1935年）96-97頁。

<sup>9)</sup> 『鎌田正純日記』外題、6頁。

<sup>10)</sup> 大川信義編『大西郷全集』第三卷（平凡社、1927年）90-91頁。

<sup>11)</sup> 同前、86頁。

したが、事前に重豪に漏れてしまった。重豪は、すぐさま幕府に申出て、両者をはじめ切腹が10名、遠島謹慎を命じられた者が50余名に及んだという<sup>12)</sup>。その結果、文化6年(1809)6月に斉宣は隠居させられ、嫡子の斉興が家督を継ぐこととなった。

### 3. 島津斉彬の誕生

島津斉彬は、文化6年(1809)、斉興の嫡男として江戸・芝三田で生まれる。16歳のとき11代将軍家斉の一字を貰い斉彬とした。斉彬は、重豪の寵愛を受け、幼少の時から老公の施設万端を実見し、その達眼卓識を敬い仰ぎ、且直接指導教訓に待つ所多きものがあった。天保4年(1833)正月、重豪が89才で薨去したとき、斉彬は25才であった。斉彬は、洋学特に蘭学を勉強し、西洋文明の真相を研究し、また常に『孫子』の語を引いて左右の家臣に対したという<sup>13)</sup>。

## Ⅲ. 鎌田正純の職歴

### 1. 火消

当該日記の最初に出て来る正純の役職は、「不断光院火消」であった。18歳になった天保4年(1833)1月に再任され<sup>14)</sup>、天保5年(1834)1月、不断光院火消を御免となり、「寿国寺火消」に任命された<sup>15)</sup>。翌年正月に寿国寺火消を御免となり、「定火消」となった<sup>16)</sup>。定火消は、武士で構成された藩直轄の消防団の長であり、かなりの規模を有している。定火消は、4年半継続してその任にあったが、天保10年(1839)5月に御免となった<sup>17)</sup>。

### 2. 詰衆

日記が始まる天保3年(1832)12月から詰衆になっていたが、先ず詰衆の職務内容について日記の中から見ておきたい。

#### (1) 勤務体系

正純の出勤体系を見ると、四ツより出勤して八ツに退勤となる通常勤務(6~7回・月)<sup>18)</sup>、御祝儀<sup>19)</sup>、御礼日<sup>20)</sup>と称し四ツより出勤して四ツ半には退出する勤務(1~2回・月)、

<sup>12)</sup> 原園光憲『西郷隆盛と山岡鉄舟』(日本出版放送企画、1990年)103-108頁。

<sup>13)</sup> 鹿児島市『島津斉彬公傳』1-12頁。

<sup>14)</sup> 『鎌田正純日記』天保4年正月11日の条「今日御用ニ付罷出候処、去年之通不断光院火消被仰付候」。

<sup>15)</sup> 同前、天保5年正月11日の条「今日御用ニ而四ツ前より出候処、不断光院火消御免ニ而寿国寺火消被仰付候」。

<sup>16)</sup> 同前、天保6年正月11日の条「今日御用ニ而出候処、寿国寺火消御免被成候事」。

同前、天保6年正月12日の条「今日御用ニ而四ツ前より出候処、定火消高橋要人殿代御用人座ニ而御目付席詰ニ而被仰付候」。

<sup>17)</sup> 同前、天保10年5月18日の条「今日は表御用人新納主税殿より御用之儀候間、可罷出旨昨日申來ニ付、四ツより出勤致し御用承いたし候処、定火消御免被成」。

<sup>18)</sup> 同前、天保6年6月11日の条「詰前ニ而四ツより致出勤八ツより帰ル」。

<sup>19)</sup> 同前、天保6年6月1日の条「今日四ツ前より御祝儀ニ出四ツ後帰宅」。

<sup>20)</sup> 同前、天保6年6月15日の条「今日は御礼日ニ而四ツ時より、御殿江出四ツ後御祝儀相済、退出より南林寺へ墓参」。

代理出勤<sup>21)</sup>(自分の都合が悪い時に同役に代理出勤を頼みあとで相手の代理で出勤する)の3形態が存する。

## (2) 勤務内容

具体的な任務内容は、次の3点が散見された。

- ①琉球人が島津斉彬に御目見得するとき、竹の間に2人、杉の間の縁に2人が詰めた例<sup>22)</sup>。
- ②島津斉宣が磯茶屋へ行ったとき、磯茶屋詰めを命じられた例<sup>23)</sup>。
- ③島津斉興が御出掛のとき、街角の警備を行った例<sup>24)</sup>。

## (3) 班編成

天保5年(1834)2月27日の日記に、病気見舞いに来てくれた同席中の名前が10名記載されていること<sup>25)</sup>、及び天保6年(1835)2月27日には組み合わせの変更があり、自分の名前を含む4組10名の名前が記載されていること<sup>26)</sup>などから、「4組10名」の組編成であったと推定される。

## (4) 控間

詰衆は、普段山吹の間を控室として与えられ、時間があれば同僚と遠馬<sup>27)</sup>や鉄砲<sup>28)</sup>の練習などを行っていた。

以上を要するに詰衆の業務は、①4組の班編成で1組2~3名の要員、②勤務は、6~7回・月、③勤務時間は、午前10時~午後2時まで、④控室は、山吹の間、⑤業務内容は、出座の時の藩主周辺警備であると推定される。

<sup>21)</sup> 同前。天保6年6月5日の条「今日は穎娃織部殿より詰前被相頼四ツより致出勤八ツより歸ル」。

<sup>22)</sup> 同前、天保6年8月3日の条「今日は少将様(島津斉彬)琉人江御見得被仰付、我々共席詰有之五ツ半時分より出四ツ過相濟、夫より市田美作殿一昨日着ニ付、祝儀ニ玄喚迄参九ツ前歸ル、席詰は竹の間江二人、杉の間ゑんへ二人相詰候事」。

<sup>23)</sup> 同前、天保7年正月19日の条「昨日当番詰衆より今日御用談之儀有之候ニ付、可致出勤旨申來候ニ付四ツ前より出候処、來ル二十七日方中将様(島津斉宣)磯御屋茶江被召答御内沙汰ニ付、御詰可仕との事ニ而候由詰前より承、御受申上則歸候」。

<sup>24)</sup> 同前、天保8年5月8日の条「今日は、太守公(島津斉興)御光越ニ而、四ツ前より桂左右衛門殿へ袴着ニ而参居、行列は外ニ行列計相備、二階堂蔀殿角へ差出置候、左候而九ツ半比御通有之、御通前ニ二階堂蔀殿角江出張御通相濟候而行列相立相歸候」。

<sup>25)</sup> 同前、天保5年2月27日の条「昨日能見物ニ詰前病気の筋ニ而差越ニ付、同席中此方江可参旨問合有之候ニ付御出可被成旨返答致候処、八ツ後御出之人数左之通、島津直江殿・義岡藏人殿・小林外記殿・嶋津數馬殿・樺山小膳殿・宮之原式部殿・嶋津久馬殿・伊集院伊膳殿・關山糺殿・桂權七郎様、書役は平山源八殿・蓑田八郎殿・町田孫右衛門殿・加世田少兵衛殿・岸良藤助殿・久保喜藏殿、右人数ニ而候」。

<sup>26)</sup> 同前、天保6年2月27日の条「昨日樺山權十郎殿当番頭被仰付北郷權五郎殿・町田主馬殿詰衆被仰付候、右ニ付組合相替り候通達相廻候、一數馬・權五郎・主馬、一外記・平太左衛門・織部、一藤馬・右京、一要人・市十郎、右組合ニ而候也」。

<sup>27)</sup> 同前、天保6年5月7日の条「四ツより山岡右京殿宅江、今日ハ山吹の間遠馬有之筈ニ而不得参ニ付断ニ参」。

<sup>28)</sup> 同前、天保6年6月28日の条「山吹の間同席中鉄砲洲崎ニ而有之出」。

### 3. 当番頭

天保9年(1838)正月に当番頭に任命される<sup>29)</sup>。当番衆は、詰衆の上司であり、勤務体系は次の通りである。

表2：勤務体系

勤務形態	出勤時刻		退勤時刻	
	江戸時刻	現在の時間	江戸時刻	現在の時間
朝出 <sup>30)</sup>	明六ツ	午前6時	四ツ	午前10時
昼出 <sup>31)</sup>	四ツ	午前10時	八ツ	午後2時
夕詰 <sup>32)</sup>	八ツ	午後2時	暮六ツ	午後6時
泊番 <sup>33)</sup>	大鐘	午後6時	明六ツ半	午前6時30分
講堂勤 <sup>34)</sup>	四ツ	午前10時	四ツ後	午前11時

江戸時代の時刻は、日の出と日の入を規準にした不定時法のため、現在の定時法と比較できないが、全体感を把握するため目安として概観してみた。

### 4. 奏者番

天保10年(1839)正月27日に奏者番兼務を命じられる<sup>35)</sup>。『國史大辭典』によれば、「奏者とは、天皇や上皇に奏聞の取次をする人。転じて諸大名家などで主君への取次役をいう」とある<sup>36)</sup>。正純も斉興公の御対面所における節句御祝儀<sup>37)</sup>や琉球の王子使節団と斉興公との対面に奏者として臨席したこと<sup>38)</sup>、また他の奏者が人の名前を間違えたが、上様からの叱責はなかったこと<sup>39)</sup>などを日記に記載している。

### 5. 地頭

<sup>29)</sup> 『鎌田正純日記』、天保9年正月11日の条「今日五ツ時御用ニ而五ツ前より罷出候処、当番頭御役被仰付候」。

<sup>30)</sup> 同前、天保9年8月22日の条「六ツ過より朝出ニ而致出勤四ツ過帰家」。

<sup>31)</sup> 同前、天保9年8月19日の条「今日は四ツより致出勤八ツより帰家」。

<sup>32)</sup> 同前、天保9年6月8日の条「今日は夕詰ニ而八ツ過より致出勤暮六ツ過帰家」。

<sup>33)</sup> 同前、天保10年3月23日の条「今晚は泊番ニ而大鐘過より出勤いたし候今晚四ツ半比寝候事、(24日の)今朝六ツ時起同半過朝出へ替合帰家」。

<sup>34)</sup> 同前、天保9年4月17日の条「今日は講堂別勤ニ而四ツより致出席四ツ後帰家」。

<sup>35)</sup> 同前、天保10年正月27日の条「今日は御用之儀有之可罷出旨昨日御用人伊木七郎右衛門殿より申來候ニ付、四ツより致出勤候処、奏者番兼務被仰付候」。

<sup>36)</sup> 国史大辭典編集委員会編『國史大辭典8』(吉川弘文館、平成10年)542頁。

<sup>37)</sup> 『鎌田正純日記』天保10年7月7日の条「今日は節句ニ付、太守様御対面所へ御出座被為在、五ツ時より出勤独礼奏者相勤候」。

<sup>38)</sup> 同前、天保10年8月3日の条「今日は王子二頭并ニ親方親雲上里之子迄四十人計登城ニ付、正六ツ時より出勤、太守様宰相御転任之御祝儀ニ罷出候大里王子真先ニ罷出、右奏者拙者相勤候」。

<sup>39)</sup> 同前、天保10年8月6日の条「今日中紙奏者肝属彌九郎と申候を彌八九郎と聞候へとも、是は、上様ニも御氣ニ不被為付候間、差扣杯ニ不及との趣、難有仕合ニ候事」。

天保10年(1839)8月12日に、日當山地頭を拜命している<sup>40)</sup>。ここで薩摩藩の地頭について再度簡単に触れておきたい。桑波田興は、島津藩の地頭の機能を「地頭職の最重要事項は、軍事力の構成員である衆中の把握」であったとしている<sup>41)</sup>。そのために衆中、すなわち郷士に対する権限が明確であった。

- (1) 郷士が他外城への移住を希望する場合は、地頭の詳細が必要であった。例えば郷士が鹿児島へ移住を希望する前は、先ず郷士が鹿児島へ申し出る前に、地頭の承諾を得る必要があった。そして地頭が鹿児島老中へ上申する。
- (2) 知行所の付与についても、郷士が直接鹿児島老中へ願い出ではならず、必ず地頭の事前了解を得ていなくてはならなかった。
- (3) 地頭は郷士の不当行為に対して、罰則を加えることが出来た。

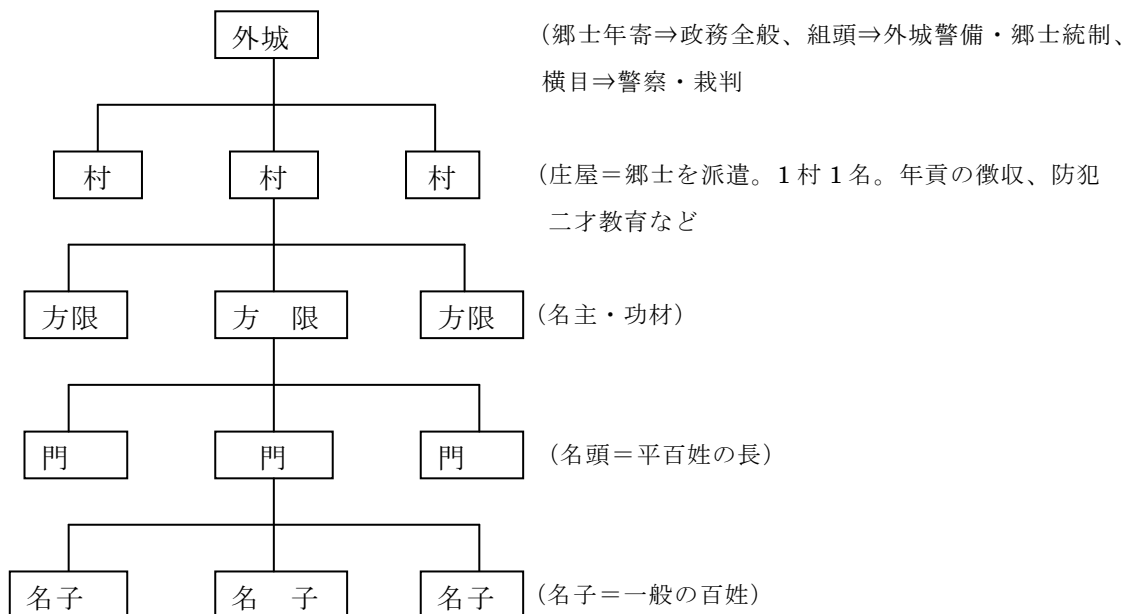
このような郷士に対する直接的統制手段を踏まえて、地頭の責務は次の通りであった<sup>42)</sup>。

- (1) 藩から命じられる軍役(兵士・夫丸・武器)の調達である。また戦時平時に関係なく勤仕すべき鹿児島殿中御番や番普請・年頭御雑掌等が課せられた。
- (2) 民政官の側面に賦課されるものとして「夫役」或は「公役」という恒例、臨時の諸賦課の進納及び郷士居住地域の麓や商業集落などの経営などがあつた。

#### IV. 私領統治

##### 1. 南村管理

表3. 外城組織



<sup>40)</sup> 同前、天保10年8月12日の条「今日は御家老衆島津但馬殿より、御用人二階堂右八郎取次を以、御用之儀候間、可罷出旨昨日申來、四ツ前より出殿、日當山地頭職被仰付候」。

<sup>41)</sup> 桑波田興「戦国大名島津氏の軍事組織について」(福島金治編『島津氏の研究』吉川弘文館、1983年)160頁。

<sup>42)</sup> 同前、161-171頁。

薩摩藩の一般的な外城統治組織は、前頁のようなものであった<sup>43)</sup>。日記にも同様な名称が見られ<sup>44)</sup>、私領たる南村統治は、一般的な外城統治と同様な組織で行われていたと考えられる。天保6年(1835)12月に、組頭・岩元助右衛門、組頭役・森田勘兵衛、横目・迫田甚右衛門、庄屋・肥後平左衛門から役目の誓詞を提出させたことが記載されている。南村は、私領なので年貢その他の取り立ても行っていたのである。

## 2. 鹿府の業務担当者

薩摩藩の関係個所や南村との具体的な折衝・連絡を担当する者は、上村半助・永山覺右衛門・鎌田權右衛門・小森八左衛門・加治木十郎等の名前が日記に見られるが<sup>45)</sup>、その立場は明確ではない。

## V. 二才衆との関係

### 1. 「咄相中」から「郷中」へ

#### (1) 咄相中の起源

島津忠良の時から五人組という制度が存在し、19代光久のときに廃止された。五人組制度とは、戦時には二組が合して十人組となり戦い、平時には五人組がそのまま生活の基本的共同体として存在していたことは既述の通りである。

松本彦三郎は、「五人組は、平時無事の際には、互いに相睦みて忠孝の道を第一に守り、相励むための相互切磋の機関であり、また有事多端の折には、軍編成の基本単位として重要な組織であった。時代が移るに従い、組の組織や機能に変化が生じ、修養鍛錬機関としての意義が失われ、組が持っていた子弟鍛錬の機能を他の機関に移譲せねばならない情勢となった」とし、子弟鍛錬機能として咄相中の出現となったとしている<sup>46)</sup>。

#### (2) 年序別階級組織

文禄慶長の役に留守居役を任じられた新納忠元は、留守部隊の引き締めを図るため慶長元年(1596)正月に、日新公を中心として催された「咄」の会を想起し、青少年の間に集団を結成、その成員が何事に限らず腹蔵なく話し合える組織を作り、これを「二才咄」と

<sup>43)</sup> 中村明蔵『薩摩民衆支配の構造』86頁。

<sup>44)</sup> 『鎌田正純日記』天保6年12月20日の条「昨日南村より寒中年暮ニ**与頭**岩元助右衛門・新**庄屋**肥後平左衛門参、今日役目受之誓詞いたし候、左候而兩人共ニ致対面候事、森田勘兵衛も先達而**与頭役**申付置候ニ付、今日一所ニ誓詞いたし候也」。

<sup>45)</sup> 同前、天保6年12月16日の条「八ツ後より永山氏・上村氏・小森八左衛門殿・加治木十郎殿此方吟味之事ニ入来ニ而広間ニ而吟味被致候」。

同前、8年9月13日の条「七ツ前より上村氏被來候、暮比より鎌田權右衛門殿も又被來候、小森八左衛門殿も此方用事之儀有之申置置候処、暮過より被來候ニ付、段々吟味杯いたし、九ツ比皆々一所ニ被帰候也」。

<sup>46)</sup> 松本彦三郎『郷中教育の研究』55頁。

名付けた。この親睦団体的な二才咄が次第に自治自立の集団の性格を帯び、その内容は既述の通り、会文舎所蔵にかかる新納忠元手書と称する「二才咄格式定目」に示されている。

表 4：薩摩藩各地の年序別階級組織

地名	名称
出水郡野田村	若稚児（12～3歳）兵児（15～25歳）
出水郡阿久根町 （現・阿久根市）	豆折稚児（10～12歳）若稚児（13～14歳）兵児二才（15～19歳） 前頭（20～25歳）
薩摩郡川内町	兵児山（7～14歳）兵児二才（15～20歳）兵児（21～25歳）
川辺郡知覧町	稚児（7～15歳）兵児二才（15～24歳）二才頭（25歳）
鹿児島市	小稚児（7～10歳位）長稚児（11～14,5歳）兵児二才（15,6～22,3歳） 長二才（22,3歳以上で妻帯者）

### (3) 郷中

天文8年（1539）正月の「日新・貴久兩公連判の掟」に、有事の時の軍編成上の基本単位、平日無事の際の隣保制として「五人組制度」が記載されている。19代光久の時に、鹿府においては五人組制度が廃止され、鹿府を6組に分けて統治する「六組制度」が実施された。一方この統治組織とは別に、鹿府は上方限<sup>ほうぎり</sup>と下方限に区分けされ、時代に依って異なるが24方限～33方限存在した。この1方限、又は2～3方限に「咄相中」が発展した「郷中」があり、青少年武士の修練育成の場となった。日記に出て来る「西田方」は、甲突川の西側にある「西田方限」のことである。

## 2. 『鎌田正純日記』の中の二才衆

### (1) 西田二才衆

日記には森川孫八郎宅での20才以上の二才衆の酒呑会<sup>47)</sup>や剣術師範や二才衆、児衆までの座頭会なる集まり<sup>48)</sup>、免職となった足軽の慰労会、また桂真十郎宅での軍書式夜への出席<sup>49)</sup>、原良屋敷での二才衆の集会への参加<sup>50)</sup>、桂真十郎など同道して「西田方郷中の

<sup>47)</sup> 『鎌田正純日記』天保8年5月24日の条「五ツ比小野甚五左衛門殿被來、森川氏へ可参旨是非是非被申候ニ付跡より参候処、二十以上之二才衆十人計被参居、酒呑之参会ニ而中々ニ体も無参会ニ候、依而暫居漸々相帰候事」。

<sup>48)</sup> 同前、天保9年9月29日の条「日入時分より和田氏へ出稽古は不為、暮時分夫より帰ニ森川孫八郎殿宅へ、今晚は座頭会被致参候、和田源太兵衛殿其外二才衆、児衆迄拾四五人之人数ニ而候、左候而七ツ過比ニ而候半帰家」。

<sup>49)</sup> 同前、天保8年2月26日の条「暮前より和田氏式夜ニ而出候処無之候ニ付、夫より桂真十郎殿所へ六々ニ軍書式夜相初、西田方二才共二三三人参候ニ付、可参旨承居候ニ付参、左候而四ツ時分相帰候」。

<sup>50)</sup> 同前、天保6年4月7日の条「今日は原良屋敷へ西田方二才衆達被來筈ニ而、拙者も差越筈候処、鉄砲ニ而得不差越候事」。



餞別」<sup>51)</sup>に出かけたことなど二才衆の集会へ参加したことが記載されている。和田道場に二才衆の出席がない場合にはそのまま帰ってきたこと<sup>52)</sup>や正純自身の所謂剣術仲間を別に記載しているが<sup>53)</sup>、和田道場へ通う西田方の二才衆と正純の剣術仲間が同じであるか否かは不明である。また正純の家は、新上橋を渡った西田方にあり<sup>54)</sup>、正純の幼少年時代は、西田の郷中で鍛えられたと推測できる。

## (2) 南村二才衆

私領である南村にも二才衆の制度があった。鹿府の四ヶ月交代の番所詰要員の二才衆を早急に決めて派遣するように命じたもの<sup>55)</sup>や南村へ視察に行った時、弓場を作って二才衆と弓を射たこと<sup>56)</sup>、二才衆を管理できない役人を罷免したこと<sup>57)</sup>などの記載がある。また、二才衆を順番に鹿府の屋敷に供侍として呼び寄せ、剣術<sup>58)</sup>や鉄砲<sup>59)</sup>を修行させている。

薩摩藩に対する慶長の役時の出兵割り当ては一万人数であった。しかし実際の藩内での徴兵は、文禄の役時で遅軍した汚名の挽回を図るため一万五千人であった。

藩内における具体的な割り当ては、文禄5年(1596)12月5日付の「唐入軍役人数舟数等島津家分覚書」<sup>60)</sup>によれば、1020石に付き1人の騎馬、騎馬1騎に付き34人の戦闘要

---

<sup>51)</sup> 『鎌田正純日記』、天保10年3月2日の条「八ツ半時分より桂内記殿同真十郎殿市来清十郎殿入来、栢の木ばゝかり座敷へ西田方郷中餞別有之候ニ付、参候様被申事ニ而同道いたし参候、左候而夜入過歸家」。

<sup>52)</sup> 同前、天保6年3月4日の条「大鐘過より和田氏江出候処兎衆計ニ而、二才衆出席無之候ニ付直ニ帰ル」。

<sup>53)</sup> 同前、天保5年正月11日の条「今日は稽古江出席人数有之候、仁禮善左衛門殿和田六郎殿森川孫八郎殿伊東加兵衛殿伊東彦助殿折田善庵殿竹下愛之助殿重久仲袈裟殿市来十太郎殿、右人数ニ而候」。

<sup>54)</sup> 同前、天保4年5月10日の条「今日茂四ツより出八ツより帰ル、帰りニは、新上橋は舟渡ニ而候、昨日水ニかし家ニヶ所流され候、新上橋西田橋武橋も流候」。

<sup>55)</sup> 同前、天保6年5月1日の条「森田勘左衛門今晚相帰候事、南村より四ツ月代り番所詰ニ、二才共壹人ツツ可召筋申遣候事」。

<sup>56)</sup> 同前、天保7年3月29日の条「四ツ後より近辺畠へ弓場相為付、射方ニ二才共召、右参候人数、老人森田宇兵衛、二才同平之進・同宗四郎・同姓萬之進・同姓八郎次、老人川枝源左衛門、二才田嶋直助・同姓善次郎・岩元助七ニ而候」。

<sup>57)</sup> 同前、天保9年正月22日の条「南村役人助森田勘左衛門儀、二才中一統帰服不致儀有之由ニ而、當人よりも役人断申出候ニ付願通差免候事」。

<sup>58)</sup> 同前、天保10年正月12日の条「和田源太兵衛殿所剣術稽古初二付出席、稽古は不為日入時分帰家、但此方家中岩元助七郎、森田宗四郎、森田清五郎、永山覺十、肥後平左衛門、川畑兵之助ニも致出席候事」。

<sup>59)</sup> 同前、天保10年4月23日の条「家来岩元助七郎ニも鉄砲入門為致度旨、今日相頼候処、誓文等ニ不及候ニ付、何ニ而も稽古ニ可遣旨承候」。

<sup>60)</sup> 『島津家文書之二』九六四、244-248頁。

員を義務付けている。この規準に従えば、南村の石高が千百四十二石であった鎌田家では、少なくとも 34 人の戦闘要員を養っておく必要があり、日頃から鉄砲、剣術修行をさせることは鎌田家の義務であった。

## VI. 鎌田正純と文武

天保 4 年（1833）から天保 10 年（1839）までの正純の武術修行は、巻末の付表 6 の通りである。天保 9 年正月の当番頭就任までは犬追、馬術、剣術に没頭していたことが分る。

### 1. 犬追物と馬術

#### (1) 犬追物の発祥

『吾妻鑑』文治 3 年（1187）10 月 2 日の条に「二品、由比浦に出でしめ給ふ、牛追物有り、重朝・義盛・義連・清重等射手たり」とある<sup>61)</sup>ことを根拠に「犬追物は牛追物より起こる也」とする説がある<sup>62)</sup>。犬追物の行事内容は『吾妻鏡』貞応元年（1222）2 月 6 日の条に「南庭に於て、犬追物有り、若君御入興、此事亦讃岐羽林殊に<sup>こいねが</sup>庶幾ひて申行はる、奥州、足利前武州已下群参して見物す、犬二拾疋、射手四騎なり、相構へて勝負を決す可きの由、別して仰出さるるの間、各<sup>やかず</sup>箭員を争ふの處、面々に五疋之を射る、始め十疋の内は、一疋毎に、今度の犬は某射る可きの由、次第に主を付けて仰出さる、其人箭必ず之に中る、後の十疋の時は、射手次第、此犬は領せしむるの由自稱す、仰に依りてなり、亦相違等無く巡に射手之を中つ、旁希代の珍事たるの由、人々美談す、駿河前司義村檢見を加へ、嶋津三郎兵衛尉忠義之を申し次ぐ」と概略説明されている<sup>63)</sup>。これ以降島津氏の御家芸となった。

『國史大辭典』によれば「室町時代以来、極めて大規模となり、射手は 36 騎、犬 150 疋を追い回して射る場所とした。戦国時代以降衰退したが、元和 8 年（1622）島津家久が再興して以来、島津家の犬追物が著名となり、正保 3 年（1646）以来島津家は、江戸でもしばしば興業し、明治 12 年（1879）には宮城内の吹上御苑で天覽に供したが、爾後衰退した」という<sup>64)</sup>。『鎌田正純日記』系図の二十三代・正勝の条によれば「正保 4 年（1647）將軍家光公の前で光久公が犬追物を行う。正勝公は射手であった。後日將軍家光公より御賞があった」とあり<sup>65)</sup>、薩摩藩の犬追物は有名であった。

#### (2) 鎌田正純と犬追物

前述の通り鎌田家は、先祖代々犬追物の射手として名を成しているため、正純の馬術と木馬による形の練習は、剣術と共に日常生活の中の大きな比重を占めていた。犬追の練習

61) 黒板勝美『國史大系・吾妻鑑』前編、第七、文治三年十月二日の条。

62) 今村嘉雄『日本武道全集』第三卷「犬追物之書」（人物往来社、1966 年）399 頁。

63) 黒板勝美『國史大系・吾妻鑑』後編、第二十六、貞應元年二月六日の条。

64) 国史大辭典編集委員会編『國史大辭典』745 頁。

65) 『鎌田正純日記』「鎌田家系図」「正保 4 年丁亥正月十七日首途於甕島到著於江府、留滞之際、太守光久公張行犬追物於武州王子原、所備於將軍家光公之台覽、政昭（正勝）亦有射手之列、其事終而後日登城拜謁將軍家、且賜衣服五矣、同年十二月辞江戸翌年正月廿九日下著甕島。」21 頁。

は、馬術<sup>66)</sup> 木馬<sup>67)</sup> 書物<sup>68)</sup> 実戦<sup>69)</sup> に分れており、特に馬術は難しく、京都の二條河原の落書に「弓モ引エズ犬逐物、落馬矢數ニマサリタリ」と揶揄されている<sup>70)</sup>。正純が当番頭となって常時出勤するようになった天保9年(1838)23才からは、犬追物と馬術の練習回数が激減し、鉄砲の練習に比重が移った。

## 2. 剣術と鉄砲

巻末の付表6. 鎌田正純の年令別武術別練習回数を纏めたものが表5である。

表5. 鎌田正純の年令別武術練習回数

年齢	犬追物	馬術	剣術	鉄砲	弓	槍
18才	42	133	47	2	33	0
19才	86	132	148	7	6	0
20才	155	142	87	31	5	22
21才	55	76	69	17	0	0
22才	48	45	110	13	0	0
23才	7	13	117	0	0	0
24才	1	2	48	119	0	0

(1) 鎌田正純の剣術師範である和田源太兵衛は、薩摩藩で有名な示現流ではなく、太刀流から分派した常陸流である。剣術稽古には、立木打<sup>71)</sup>、座抜、抜打<sup>72)</sup>などがある。特に立木打は、百回も打ちこむ激しい稽古であった。

### (2) 鉄砲

天保10年5月から青山善助に師事して、大筒の練習を始めた。

## 3. 文武の関係

次頁の表6は、巻末の付表7 年令別書籍別読書回数を纏めたものである。上記の表5と対比して見ると顕著な傾向が明確となる。すなわち18才から22才までは、武術では、犬追物と馬術及び剣術に没頭し、学問の世界では、小学・大学・孟子・春秋左傳及び内容は不明であるが軍書を読んでいる。当番頭になった23才からは、犬追物と馬術が激減し剣術のみとなり、更に24才からは鉄砲に重きを置くようになった。それと共に四書五経及び近思録の読書回数が増加している。

『近思録』読書回数の急激な増加については、次のような理由が考えられる。文化5年(1808)島津斉宣の側近達が財政改善策として①参勤交代の10年間猶予、②琉球の中国貿易制限緩和を幕府に要求しようとした。これが島津重豪に漏れ斉宣は引退させられ、関係した者は切腹、遠島、謹慎を命ぜられた。この近思録崩れについては既述の通りである。

66) 『鎌田正純日記』、天保5年6月2日の条「今日より馬乗木馬乗有之候也」。

67) 同前、天保5年12月18日の条「暮過より川上家式夜ニ而出、木馬へ二篇乗四ツ過帰ル」。

68) 同前、天保6年4月29日の条「晚犬追物書物式夜に而居通し五ツ過相済」。

69) 同前、天保6年11月19日の条「今日は御神事犬追物ニ而、中将様(斉宣)・少将様(斉彬)御のぞき有之、夜明七ツ時揃ニ而七ツ過より出、四ツ後御入有之九ツ過相初候、左候而踊之犬迄二篇有之日入前相済候、踊之犬はぬかれ候」。

70) 国史大辞典編集委員会編『國史大辞典』745頁。

71) 『鎌田正純日記』天保9年閏4月9日の条「武芸剣術宅ニ而抜打表八九篇立木百篇余右通致稽古候事」。

72) 同前、天保9年6月6日の条「剣術和田氏ニ而抜打表拾篇計長ぼふ入五六篇座抜六七枚、致稽古候事」。

表 6. 鎌田正純の年令別書籍別読書日数

年齢	小学	大学	中庸	論語	孟子	書経	易経	詩経	春秋左伝	礼記	史記	孫子	伝習録	近思録	軍書	唐鑑
18才									49						30	
19才	41								2							
20才					15						12				14	
21才		12			49											7
22才		38		14	33											21
23才	49	1	3	111	38	33	22	22	9	79	4	90	4	154		13
24才	11	1	2	29	16	17	10	22	12	48		6	39	180		7
合計	101	52	5	154	151	50	32	44	72	127	16	96	43	334	44	48

しかし天保4年(1833)2月22日島津重豪の死去したことによって追々近思録崩れが御赦免となった。正純の伯父である堀四郎左衛門も近思録崩れに連座し、謹慎を命じられていたが、天保10年(1839)8月19日に赦免された記事がある<sup>73)</sup>。そのこともあり、正純が『近思録』に熱を入れだしたと推定される。

#### 4. 正純の勉強方法

日記から推測される正純の勉強方法は、①自習、②式日や式夜を定めグループでの勉強(会読)、③先生の講義(講釈)である。

##### (1) 講釈

先生は、黒田新左衛門で『春秋左伝』<sup>74)</sup>『小学』<sup>75)</sup>を教授されていた。先生が天保6年(1835)7月9日に死去した後は、伯父の堀四郎左衛門に『大学』の講義を受けている<sup>76)</sup>。

##### (2) 会読

会読は、読書する本ごとにグループを作り、順番に座元を決め、座元の家で読み方を行うものである。『史記』の会読は大河平八郎<sup>77)</sup>と行い、『孟子』の会読は中村仲右衛門、村田長左衛門<sup>78)</sup>と、『唐鑑』は飯牟禮八次<sup>79)</sup>と、『論語』は諏訪甚左衛門、毛利理右衛門、

73) 『鎌田正純日記』天保10年8月19日の条「今日堀四郎左衛門殿御用ニ付、拙者名代承候処、於敷舞台御家老申渡ニ而是迄之慎都而御赦有之、何事も家格本之通被仰付候、左候而年頭五節句等登城之儀は、先此涯心入を以差扣候様御用人より別段違有之候、夫より大目付以上取次御用人江御礼廻いたし八ツ過帰家、但ちゞぶ寺へ相掛居候人数都合百人余御赦免有之、其内軽重ニより段々御赦之甲乙有之候、嶋津織衛殿杯は何も無御構、都而御赦有之候事」。

74) 同前、天保4年4月24日の条「今朝茂黒田氏へ参候、今朝より春秋左傳読方初候事」。

75) 同前、天保5年正月26日の条「講釈は今日より小学壺ニ而候、今日より講釈初方致、七ツ後より黒田新左衛門殿御出、外に中山次左衛門殿同才之丞殿ニ而候事」。

76) 同前、天保7年正月9日の条「堀四郎左衛門殿宅江参、大學之吟味いたし暮過帰ル」。

77) 同前、天保6年正月20日の条「暮過より大河平八郎殿支記読之式夜ニ而被來、四ツ過帰りニ而候也」。

78) 同前、天保6年10月12日の条「暮過より村田長左衛門殿五ツ過より中村仲右衛門殿被來今晚より二七ニ孟子吟味相企読方いたし候」。

79) 同前、天保8年正月4日の条「暮過より飯牟禮八次殿被來、唐鑑読之式夜故読方いたし候」。

山澤甚五右衛門などと<sup>80)</sup>、『近思録』は天保9年(1838)の一年間自習していたが、天保10年(1839)からは飯牟禮八次及び村田長左衛門<sup>81)</sup>等と会読を始めた。『関ヶ原軍記』<sup>82)</sup>や『義臣伝』<sup>83)</sup>の読会も年に一回行われている。

---

80) 同前、天保8年9月22日の条「暮過より論語会読式夜ニ而毛利理右衛門殿、山澤甚五右衛門殿被來」。

81) 同前、天保10年2月14日の条「今晚近思録会読式夜而、飯牟禮八郎殿大鍾過より入來。左候而四ツ過ニは被帰候事」。

82) 同前、天保6年9月14日の条「暮過より森川孫八郎殿被來、関ヶ原軍記三之卷より跡読、八ツ前比読取被帰候事」。

83) 同前、天保6年12月14日の条「暮過より高崎善兵衛殿茂被來、浅野家夜討之晩ニ而、義臣伝讀いたし七ツ過比相済」。

## 第四章 新羅の骨品制と軍隊組織

### I. 三国統一までの朝鮮半島情勢

#### 1. 百濟

表 1. 百濟の官等と服式

	官階	服色	
1	佐平	紫	
2	達率	〃	
3	恩率	〃	
4	徳率	〃	
5	扞率	〃	
6	奈率	〃	
7	將徳		翡
8	施徳		〃
9	固徳		〃
10	季徳		〃
11	対徳		〃
12	文督		青
13	武督		〃
14	佐軍		〃
15	振武		〃
16	剋虞		〃
韓国放送大学『韓国の歴史』(明石書店、2004年)			
51頁			

『三國史記』百濟本紀始祖・温祚王<sup>オンジョワン</sup>の条によれば、高句麗の始祖朱蒙<sup>ジュモン</sup>が夫余でつくった子、瑠璃<sup>リュリ</sup>が亡命先の卒本に朱蒙を訪ねてくると、卒本で生まれた沸流<sup>ペリョ</sup>と温祚は、朱蒙を離れ南下し、沸流が彌鄒忽<sup>ミジョホル</sup>(仁川)に、温祚が慰禮(広州)に建国したが、後に慰禮集団が強力となり馬韓地方を統合し百濟を建国したという。百濟は、三世紀後半の古爾王<sup>コイルワン</sup>(234-286)のときに、六佐平と十六等級の官職体系を作り、また百官の公服を制定するなど高句麗より早く律令体制を整備した。四世紀に入り近肖古王<sup>クンチョゴワン</sup>(346-375)は、まず洛東江流域を、次に全羅南道の榮山江流域を征服し領土を南海岸まで拡大した。南方を征服するや北進し、高句麗の平壤を攻撃、高句麗の故国原王<sup>コグッコソワン</sup>を殺害した。百濟の勢力は、京畿道・忠清道・全羅道と洛東江流域・江原道・黄海道の一部にまで及んだ。近肖古王の子近仇首王<sup>クンクソワン</sup>

(375-384)は、384年に仏教を公認し国民の思想的統一を成し遂げた。また百濟は、高句麗と対峙するため南方の伽耶、倭との友好関係を維持するのに意を使わねばならなかった。

#### 2. 高句麗

表 2. 高句麗の官等

1	大対盧
2	太大兄
3	鬱折(主簿)
4	大夫使者
5	皂衣頭(大兄)
6	大使者
7	大兄加
8	抜位使者
9	上位使者
10	小兄
11	諸兄
12	過節
13	不節
14	先人
韓国放送大学『前掲書』51頁	

『三國史記』高句麗本紀始祖・東明聖王<sup>ドンミョソンワン</sup>の条によれば、始祖東明聖王の姓は高氏、名は朱蒙である。扶余の王族として育った朱蒙が他の王族と対立し、部下と共に南下し、鴨緑江支流の卒本に高句麗を建国したという。高句麗が領土を拡大し始めたのは太祖王<sup>テジョワン</sup>(53-146)のときであり、東方の沃沮(豆満江流域)を征服し遼東郡と玄菟郡を攻撃しその一部を占領した。その後、魏・晋と争い一進一退を繰り返していたが、故国原王のとき、南方の百濟の攻撃によって国王が戦死した。危機を迎えた高句麗は、小猷林王<sup>ソスリムワン</sup>(371-384)の373年に仏教を公認し、支配層と人民との思想的統一を図り、律令体制を確立して国家基盤の整備を行った。高句麗が再び領土拡大に転じたのは広開土王<sup>クワンゲトワン</sup>(391-413)のときであった。まず遼東攻略の前に後方の脅威を断つため、百濟を攻撃し、臨津江一帯を占領した。続いて北方の契丹征伐に遠征して戦果を挙げた。広開土王の領土は、北黒竜江、南は臨津江、東は沿海州、西は内モンゴルに至る広大

な大国となった。長寿王<sup>ジャンジュワン</sup>(413-491)の425年には、隣接する魏に使者を派遣して朝貢

し、北辺と友好関係を維持するとともに、427年に平壤に遷都し百濟攻撃を再開した。475年長寿王は、百濟の都・漢城を陥落させ百濟王・蓋鹵王<sup>ゲロワン</sup>を殺害した。百濟は、首都を熊津（現・公州）に移した。ここに高句麗は、漢江流域を含め竹嶺、鳥嶺まで勢力を拡大したのである。

### 3. 新羅

『三國史記』新羅本紀によれば、始祖の姓は朴氏、名は赫居世である。新羅初期は、慶州一円で朴氏、昔氏、金氏三部族の連盟が成立し、その中で金氏の勢力が次第に優勢となり、連盟長的な性格を持った尼師今が世襲の麻立干に代わったとき、古代国家の基盤が成

表 3. 朴・昔・金三部族と首露部族との世系対照表

部族名	部族連盟	古代国家(王名と即位年)
朴部族	①赫居世②南解③儒理 ⑤婆娑⑥祇摩⑦逸聖⑧阿達羅	
昔部族	④脱解⑨伐休⑩奈解⑪助賁 ⑫沾解⑬儒礼⑭基臨⑮訖解	
金部族	閼智・勢漢・阿道・首留 優郁・仇道 ⑬未鄒	⑰奈勿 (356) ⑱實聖 (402) ⑲訥祇 (417) ⑳慈悲 (458) ㉑炤知 (479) ㉒智證 (500) ㉓法興 (514)
首露部族	①首露②居登③麻品④居叱称 ⑤伊品	⑥坐知 (407) ⑦吹希 (421) ⑧銓知 (479) ⑨鉗知 (492) ⑩仇衡 (521)
金哲峻『韓国古代社会研究』（学生社、1981年）91頁		

立した。すなわち奈勿麻立干時代（356-402）に金氏が王位継承権を確立し、強力な支配体制の基盤を作り、部族連盟から古代国家へと成長した。

しかし対外的には實聖王（402-417）の412年、奈勿王の王子、寶海を高句麗に人質として出すなど、未だ国内体制が未整備な弱小国家であった。この時期の新羅の政治的課題は、高句麗軍の王都駐留、訥祇王<sup>ヌルジワン</sup>（417-458）の廃立への干渉等高句麗の圧力を跳ね返すことにあった。国内体制の整備を急ぐ新羅は、智證王<sup>ジジョンワン</sup>（500-514）が503年に国名を新羅と定め、法興王<sup>ポフンワン</sup>（514-540）が520年に律令体制を確立、527年に仏教を公認し思想的統一をも成し遂げた。

しかしながら、北を太白山脈に、西を小白山脈に遮られ、南には伽耶各国があるため、中国との接触がなかった新羅は、中国大陸との交渉が容易でありその影響を受けやすかった高句麗や百濟に比較して、150年前後国家体制の整備が遅れることとなった。そのため後進国である新羅は、絶え間なく北から高句麗、西から百濟の侵略を受け、自国の富国強兵策は喫緊の課題であった。法興王は、この課題を解決するため、まず南海岸への進出を企て、532年に金海にあった金官加耶を併合して洛東江流域を制圧した。更に眞興王<sup>ジヌンワン</sup>（540-576）の562年には大伽耶連盟を崩壊させ、朝鮮半島南海岸の東半分を自国領とし、洛東江流域の農業、伽耶の鉄、南海岸の海産物を手に入れ、併せて念願の中国往来ルート

を確保することができた。

尹錫暁<sup>ユンソクヒョ</sup>は、新羅の伽耶併合について、「①洛東江下流域の肥沃な平野での豊富な米生産は、人口増加を可能ならしめた。②伽耶国内の鉄生産によって、優秀な農機具の大量供給が可能となり農業生産力を高めることに寄与した。③鉄兵器の大量生産が可能となり強大な軍事力を構築することができた。④南海岸の海産物は、内陸との交換経済を可能とし、商業圏の拡大へと繋がった」とし<sup>1)</sup>、新羅の富国強兵策に大きく貢献したと評価している。

眞興王が576年に「花郎」を奉じ、青少年の教育と人材の発掘、戦士の養成を企図したのは、将にこのような時期であった。

新羅・高句麗・百済三国間には絶えることなく戦争が続いた。そこに積極的に介入したのが中国の唐であった。七世紀半ばには高句麗及び百済の新羅攻撃が激しくなり新羅は、金春秋<sup>キムチュンチュ</sup>を唐の皇帝・太宗のもとに派遣し同盟を求めた。高句麗侵略に何度も失敗している唐の太宗は、新羅と組んでまず高句麗及び百済を滅亡させ、その後に新羅を攻略することを意図し、新羅と同盟を結んだ。660年9月唐は、13万の大軍で百済の錦江河口に上陸し、泗批城(扶余)を占領、新羅軍も黄山原(論山)を占領した。熊津(公州)に逃げていた百済の慈悲王<sup>ジャヒジョン</sup>(641-660)は、唐に降伏し百済は、滅亡した。唐は、熊津都護府を設置して百済を統治した。百済征服を果たした唐は、668年50万の大軍で鴨緑江を渡り平壤を占領し、ここに高句麗が滅亡した。唐は、安東都護府を設置し高句麗を治めた。その後、唐は、新羅に対して領土の割譲を要求するに至り、新羅は、高句麗の遺民達と手を結び唐に反抗し、675年買肖城、連川において20万の唐軍を壊滅し、朝鮮半島の統一に成功した。新羅は、統一戦争を主導した武烈王(654-661)、文武王(661-681)によって王権が強化され、以後武烈王の子孫が王位を継承することとなった。

## II. 新羅の骨品制度と官階

### 1. 骨品制度

#### (1) 聖骨と眞骨

聖骨とは、「王の父系と母系が共に王族(朴・昔・金)の者」をいい、眞骨とは、「父系と母系の一方が王族で、他方が非王族の者」をいう<sup>2)</sup>。『三國史記』雜志職官上・大輔の条に、「儒理王九年置十七等(中略)五曰大阿飡、從此至伊伐飡、唯眞骨受之、他宗則否」とある。これによれば、大阿飡以上に昇格できる人は、眞骨に属する人に限られ、その他の宗族の人は、大阿飡以上には昇格できなかったのである。儒理王時代(24-57)には既に「眞骨」という骨品があったことは明らかである。

#### (2) 聖骨の断絶

『三國史記』新羅本紀・善徳王の条に「諱徳曼、眞平王長女也、母金氏摩耶夫人、徳曼性寛仁明敏、王薨無子、國人立德曼」とある。これによれば、眞平王に男子がいなかった

<sup>1)</sup> 尹錫暁『伽耶国と倭地』(新泉社、2000年)100-112頁。

<sup>2)</sup> 韓国放送大学『韓国の歴史』(明石書店、2004年)85頁。



ので、長女の徳曼が女王善徳王となったということである。このことについて『三國遺事』王曆には、「第二十七善徳女王、名徳曼、父眞平王、母麥耶夫人金氏、聖骨男盡、故女王立」とあり、具体的に聖骨の男が尽きたので女王が立ったと記載されている。次の女王である眞徳女王については、両誌とも即位の理由を明らかにはしていない。しかし『三國史記』眞徳王の条末尾に、「國人謂、始祖赫居世至眞徳二十八王謂之聖骨、自武烈王至末王謂之眞骨」とあり、武烈王は、眞智王子の龍春と眞平王女の天明夫人の子であったが、金庾信の妹、すなわち金官加耶の舒<sup>ソ</sup>玄<sup>ヒョソ</sup>の娘と結婚したため、ここで聖骨が途絶えたことを述べている。

### (3) 三部族の婚姻

- ①第三・儒理尼師今（朴）＝辞要王之女金氏（『三國遺事』王曆第一）  
 {第四・脱解尼師今⇒不明}
- ②第五・婆娑尼師今（朴）＝母・辞要王之女金氏  
 妃・許婁葛文王之女金氏⇒史省夫人（『三國史記』婆娑尼師今）
- ③第六・祇摩尼師今（朴）＝母・史省夫人  
 妃・葛文王摩帝之女金氏⇒愛礼夫人（『三國史記』祇摩尼師今）  
 {＊第七・逸聖尼師今（朴）＝妃・朴氏支所礼王之女}  
 {＊第八・阿達羅尼師今（朴）＝妃・朴氏祇摩王之女}
- ④第九・伐休尼師今（昔）＝母・只珍内礼夫人金氏（『三國史記』伐休尼師今）  
 （妃不明）
- ⑤第十・奈解尼師今（昔）＝母・内礼夫人金氏  
 妃・昔氏助賁王之妹（『三國史記』奈解尼師今）
- ⑥第十一・助賁尼師今（昔）＝母・仇道葛文王之女金氏⇒玉帽夫人  
 妃・奈解王之女⇒阿爾兮夫人（『三國史記』助賁尼師今）  
 {第十二・沽解尼師今⇒不明}
- ⑦第十三・味鄒尼師今（金）＝母・朴氏  
 妃・助賁王之女昔氏⇒光明夫人（『三國史記』味鄒尼師今）  
 {第十四・儒礼尼師今⇒不明}  
 {第十五・基臨尼師今⇒不明}  
 {第十六・訖解尼師今⇒不明}
- ⑧第十七・奈勿尼師今（金）＝母・休礼夫人金氏  
 妃・味鄒王之女金氏（『三國史記』奈勿尼師今）

三部族の関係を婚姻関係から見ると、朴世系では、第三代、第五代、第六の3尼師今が王妃を金氏から娶っている。第七、第八の二代の朴氏が、連続して朴氏から王妃を娶ったあと、第九代から昔世系に入り、第九代、第十、第十一の三代が、続けて母が金氏出身の息子が王となっている。

これらは、まず流移民として慶州にやって来た朴部族が勢力を伸ばし、先住の金部族と

通婚していき、その後、「脱解始以魚釣爲業、供養其母、未嘗有懈色」<sup>3)</sup>、すなわち東海岸に居住し漁業で生計を立てていたと思われる昔部族が、慶州平野に進出し定着したのである。朴、昔、金三部族の婚姻関係は、三部族の連盟的な結束が強化されたことを示しており、金哲垓の「金氏は、朴、昔部族の王妃族であった」という説<sup>4)</sup>も首肯れるところである。

#### (4) 連盟長の変遷

表 3 のとおり新羅の古代国家建設以前は、朴氏、昔氏、金氏の三部族で連盟を形成し、連盟長は主として朴氏と昔氏から選出され、重要事項については王族会議である「和白」<sup>フアベック</sup>において決定されていた<sup>5)</sup>。

『三國史記』新羅本紀・儒理尼師今立の条に、「金大問則云、尼師今方言也、謂齒理、昔南解將死、謂男儒理婿脱解曰、吾死後、汝朴昔二姓、以年長而嗣位焉、其後金姓亦興、三姓以齒長相嗣、故稱尼師今」とある。これによれば、「尼師今」とは新羅の方言で歯の数のことである。南解王が遺言に次の王位は、朴・昔両姓の年長者が継ぐようにと定めたが、金姓が興り、三姓が歯の数を以て王位を決定したという。尼師今の名称は、實聖尼師今まで継承される。「歯の数で王位継承者を決定」したことの真偽は別として、『三國史記』雜誌職官上・新羅官號の条に、「觀其第二南解王、以國事委任大臣、謂之大輔」とあり、連盟長が政治を掌るのではなく、重要事項は、和白での運営を窺い知ることができる。このような王族会議での政治の施行は、尼師今時代までであり次第に王権が強くなってきた。

『三國史記』新羅本紀・訥祗麻立干立の条に、「金大問云、麻立者、方言謂槪也、槪謂誠操、准位而置、則王槪爲主、臣槪列於下、因以名之」とある。これによれば、麻立の由来は、「麻立とは方言で杭のことを指し、位置を決めておくものである。王の杭を上置き、臣の杭を下に配列したのでこのような名となった」とのことである。すなわち王が頂点となり、臣下が王の下に配列される構図となった。古代国家の成立である。但し王の名称で書かれるのは法興王の時からである。

## 2. 官階

### (1) 京位（中央官階名）

『三國史記』雜誌職官上・大輔の条に、「儒理王九年置十七等」とあり、以下官階名が記載されている<sup>6)</sup>。この内容を整理したものが次頁の表 4 である。具体的検討は、下文に

<sup>3)</sup> 『三國史記』新羅本紀脱解尼師今立の条。

<sup>4)</sup> 金哲垓『古代韓国社会研究』（学生社、1981年）71頁。

<sup>5)</sup> 韓国放送大学、前掲書、44頁。

<sup>6)</sup> 『三國史記』雜誌職官上、大輔の条「一曰伊伐滄（或云伊罰干、或云于伐滄、或云角干、或云角黎、或云舒發翰、或云舒弗邯）、二曰伊尺滄（或云伊滄）、三曰迺滄（或云迺判、或云蘇判）、四曰波珍滄（或云海干、或云破彌干）、五曰大阿滄。從此至伊伐滄、唯眞骨受之、他宗則否。六曰阿滄（或云阿尺干、或云阿黎）、自重阿滄至四重阿滄、七曰一吉滄（或云乙吉干）、八曰沙滄（或云薩滄、或云沙咄干）、九曰級伐滄（或云級滄、或云及伐干）、十曰大奈麻（或云大奈末）、自重奈麻至九重奈麻、十一曰奈麻（或云奈末）、自重奈麻至七重奈麻、十二曰大舍（或云韓舍）、十三曰舍知（或云小舍）、十四曰吉士（或云稽知、或云吉次）、十五曰大鳥（或云大鳥知）、十六曰小鳥（或云小鳥知）、十七曰造位（或云先沮知）」。

おいて行うこととする。

(2) 外位（地方官階名）

『三國史記』 雜誌職官下・外位の条に、「文武王十四年以六徒眞骨、出居於五京九州、別稱官名、其位視京位、嶽干視一吉澆、述干視沙澆、高干視級澆、貴干視大奈麻、選干（一作撰干）視奈麻、上干視大舍、干視舍知、一伐視吉次、彼日視小烏、阿尺視先沮知」とある。末松保和によれば、「述干・選干・上干・阿尺・一伐などの名称は、既に六世紀後半代の碑文に見えることから、文武王十四年に至って、外位は、京位に対する制度として確立したものである」としている<sup>6)</sup>。外位、すなわち地方官階の制度は、百済と高句麗を統合したのち、夫々の地域を統治するために整備された地方官階といえるであろう。具体的には、『三國史記』 雜誌職官下・高句麗人位の条、同・百済人位の条に、「本国の官の官位を

表 4. 新羅官階と骨品制度

地方官階（外位）		中央官階（京位）			公服	骨品制度			
階	官階名	階	官階名	備考		眞骨	六頭品	五頭品	四頭品
		1	伊伐澆	角干・伊罰干・于伐澆		▲			
		2	伊尺澆	伊澆	紫				
		3	逆澆	逆判・蘇判					
		4	波珍澆	海干・破彌干	衣				
		5	大阿澆						
		6	阿澆	阿尺干・阿祭			▲		
1	獄干	7	一吉澆	乙吉干	緋				
2	述干	8	沙澆	薩澆・沙咄干	衣				
3	高干	9	級伐澆	級澆・及伐干					
4	貴干	10	大奈麻	大奈末	青			▲	
5	選干	11	奈麻	奈末	衣				
6	上干	12	大舍	韓舍					▲
7	干	13	舍知	小舍	黄				
8	一伐	14	吉士	稽知・吉次・幢					
	(一尺)	15	大烏	大烏知	衣				
9	彼日	16	小烏	小烏知					
10	阿尺	17	造位	先沮知					

見て授けた」とし具体的に対照している。

(3) 公服

『三國史記』 雜誌・色服条に、「法興王制、自太大角干至大阿澆、紫衣、阿澆至級澆、緋衣、並矛笏、大奈麻、奈麻、青衣、大舍至先沮知、黄衣」とあり、公服を官階に合わせ紫は眞骨、緋は六頭品、青色は五頭品、黄色は四頭品と定めた。

<sup>6)</sup> 末松保和『新羅史の諸問題』（東洋文庫、1954年）287頁。

(4) 骨品による昇格限度

『三國史記』雜誌職官上・大輔の条に、「五曰大阿漚、從此至伊伐漚、唯眞骨受之、他宗則否」とあるように、大阿漚以上に昇格できる人は、眞骨に属する人に限られ、その他の宗族の人は、大阿漚以上には昇格できなかつた。また表 4 から分かるように、公服の色の変り目の官階が当該骨品の最高官階、すなわち六頭品は阿漚、五頭品は大奈麻、四頭品は大舎が最高官階であつた。これは骨品制度が厳格に運用されていた証でもある。

(5) 特進制度

①「阿漚」の特進ルート

表 5. 特進制度

	官階名		阿漚	大奈麻	奈麻
1	伊伐漚	眞骨			
2	伊尺漚	眞骨		九重奈麻	
3	迺漚	眞骨	四重阿漚	八重奈麻	
4	波珍漚	眞骨	三重阿漚	七重奈麻	
5	大阿漚	眞骨	重阿漚	六重奈麻	七重奈麻
6	阿漚		(阿漚)	五重奈麻	六重奈麻
7	一吉漚			四重奈麻	五重奈麻
8	沙漚			三重奈麻	四重奈麻
9	級伐漚			重奈麻	三重奈麻
10	大奈麻			(大奈麻)	重奈麻
11	奈麻				(奈麻)

『三國史記』雜誌職官上・大輔の条の阿漚を見ると、「六曰阿漚(或云阿尺干、或云阿粲)自重阿漚至四重阿漚」すなわち阿漚には別途の官階として阿漚→重阿漚→三重阿漚→四重阿漚があり、眞骨の官階名は使えないが、官位第 3 官等の<sup>ソウサン</sup>迺漚相当までの昇進を認め、実を与えている。

②「大奈麻」と「奈麻」の特進ルート

大奈麻は、「十曰大奈麻(或云大奈末)自重奈麻至九重奈麻」とあり、奈麻は、「十一曰奈麻(或云奈末)自重奈麻至七重奈麻」とある。この特進制度の記述には若干の問題点がある。すなわち『三國史記』雜誌職官上・大輔の条にある「十大奈麻、(或云大奈末)、自重奈麻、至九重奈麻」は、本来「自重大奈麻、至九重大奈麻」と書かれるべきであること。仮に九重大奈麻と書かれたとして、九重大奈麻に該当する官階名は、表 5 の通り「官位第二等の伊尺漚」であり、阿漚の特進限度の「四重阿漚=迺漚相当」を追い越すという逆転現象を起していることである。末松保和は、「誤記であろうと思う」としているが<sup>7)</sup>、筆者も同様な見解を有している。

このような特進制度が、厳格な骨品制度の中に設定された理由は後述するが、高句麗や百濟との戦いが熾烈を極めてくると、尽忠報国・勇壯義烈の兵卒が必要となり、「加恩策の一助」としたと考えられる。一例だけ挙げて置きたい。

③『三國史記』列伝「竹竹」

竹竹は、新羅の大耶州(陝川)の人で、父<sup>ヘキヨル</sup>郝熱は撰干(地方官 11 品官等)であつた。竹竹は、善徳王の時舎知になって大耶城の金品積の下で彼を補佐した。善徳王 11 年(642)、百濟軍が大耶城を攻めて来た。金品積の補佐である阿漚の西川は、百濟軍に降伏することを勧めた。竹竹は、百濟を信じることが出来ない。城を出ると必ず捕えられ殺されると反対した。

<sup>7)</sup> 末松保和『新羅史の諸問題』407 頁。

しかし品積は、城門を開けて降伏しようとしたが、先にでた兵卒が皆殺されてしまったのを聞いて妻子を殺し自決した。舎知の龍石が竹竹に向って、「今は生きて降服することに依って、後を凶の方が良い」といったが、「竹竹の名前の由来は、寒い冬にも凋落しないで、打たれても屈しないという意味である。どうして死を恐れて生きて降伏しようか」と力戦して龍石と共に戦死した。これを聞いた王は、哀しみ竹竹に級飡を追贈し、龍石には大奈麻を追贈し、彼らの妻子に厚い賞を授けて王都に移住させた。この説話によれば舎知の龍石は、大奈麻を追贈され、「妻子は、王都に移住した」のである。大奈麻は、下級であっても中央官吏として参与し、首都慶州で生活できる資格を付与されていたと推察できる。

### Ⅲ. 新羅の軍隊組織

#### 1. 軍官名と軍号名

表 6. 新羅の軍官名

1	将軍
2	大官大監
3	隊大監
4	弟監
5	監舎知
6	少監
7	大尺
8	軍師幢主
9	大匠尺幢主
10	歩騎幢主
11	三千幢主
12	著衿騎幢主
13	緋衿幢主
14	師子衿幢主
15	法幢主
16	黒衣長鍵末歩幢主
17	三武幢主
18	萬歩幢主
19	軍師監
20	大匠大監
21	歩騎監
22	三千監
23	師子衿幢監
24	法幢監
25	緋衿監
26	著衿監
27	皆知戟幢監
28	法幢頭上
29	法幢火尺
30	法幢辟主
31	三千卒

表 7. 軍号名

1	六停
2	九誓幢
3	十停 (三千幢)
4	五州誓
5	三武幢
6	罽衿幢
7	急幢
8	四千幢
9	京五種幢
10	二節末幢
11	萬歩幢
12	大匠尺幢
13	軍師幢
14	仲幢
15	百官幢
16	四設幢
17	皆知戟幢
18	三十九餘甲幢
19	仇七幢
20	二罽 (外罽)
21	二弓 (外弓)
22	三邊守幢 (邊守)
23	新三千幢 (外三千)

『三國史記』雑誌職官上・諸軍官の条には、「将軍から三千卒」まで 31 の軍官名を列举し所属部隊と員数を記している。次に「軍号」と題して「六停から新三千幢」まで 23 の軍号、すなわち軍団・部隊名を示している。末松保和は、「これは単なる軍官と軍号の列举である。『三國史記』編纂当時に知り得た全てを列举したか、または編纂時に使用した史料にこのように列举されていたかの何れかであり、全てが新羅のある時代に同時的に存在したものではないであろう。即ちあるものは中古のものであり、あるものは下古下代のものであろう」<sup>8)</sup>と推定している。筆者も同様な視点と論点に立って「軍官、軍号」を検

討してみたい。

まず「幢」についてである。『大漢和辞典』によれば「幢とは軍の指揮に用いる旗」とある。すなわち幢は、軍隊、部隊を意味している。新羅の軍隊組織は、幢を基本としている。幢主は、指揮官を意味していることは容易に推察出来る

<sup>8)</sup> 末松保和『新羅史の諸問題』311頁。

であろう。

次に「停」についてである。『三國史記』雑誌職官下・諸軍官の条「漢山停」分註に、「羅人謂營爲停」とある。新羅人は營、すなわち兵舎または軍隊の駐屯地を停とっていたのである。以下六停から検討していきたい。

## 2. 六停

『三國史記』雑誌職官下・諸軍官の条から六停所属の軍官の種類と員数を拾い出して整理すれば表8の通りである。

### (1) 大幢

『三國史記』雑誌職官下・六停の条に、「一曰大幢、眞興王五年始置、衿色紫白」とあり、大幢は、眞興王5年(544)に設立されたことが分かる。また『三國史記』新羅本紀・文武王元年(661)秋7月17日の条に、「以金庾信爲大將軍、仁問眞珠欽突爲大幢將軍、天存竹旨天品爲貴幢摠官、品日忠常義服爲上州摠官、眞欽衆臣自簡爲下州摠官、軍官藪世高純爲南川州摠官、述實達官文穎爲首若州摠官、文訓眞純爲河西州摠官、眞福爲誓幢摠官、義光爲郎幢摠官、慰知爲屬衿大監」とある。ここで上州は現在の尙州地域、下州は現在の昌寧郡、南川州は現在の利川、首若州は現在の春川、河西州は現在の江陵、誓幢は近衛軍である。これらの配属地域から推測すると、王都守備軍が欠如していることがわかる。

表8. 六停の軍官名と員数

軍官名	大幢 (王都)	貴幢 (尙州)	漢山 (平壤)	牛首 (春川)	河西 (江陵)	完山 (全州)	就任可能な官階名
將軍	4	4	3	2	2	3	眞骨で上堂から上臣まで。
大官大監	5	5	4	4	4	4	眞骨は舎知から阿漭、次品は奈麻から四重阿漭まで。眞興王10年設置。
隊大監(歩兵)	3	2	3	2	0	2	奈麻から阿漭まで。歩兵を率いる。
弟監	5	5	4	4	4	4	舎知から大奈麻まで。眞興王23年設置。
監舎知	1	1	1	1	1	1	舎知から大舎まで。法興王10年設置。
少監	15	15	15	13	12	13	大舎以下。眞興王23年設置。
少監(歩兵)	6	4	6	4	0	4	大舎以下。歩兵を率いる。
大尺	15	10	10	10	10	10	大舎以下。大官に属す。
大尺(歩兵)	6	4	6	4	0	4	大舎以下。歩兵を率いる。
軍師幢主	1	1	1	1	1	1	奈麻から一吉漭の六官等。
大匠尺幢主	1	1	1	1	1	1	奈麻から一吉漭の六官等。
歩騎幢主	6	4	6	4	0	4	奈麻から沙漭まで。
黒衣長鑣末歩 幢主	13	22	28	20	0	20	舎知から級漭まで。
軍師監	2	2	2	2	2	2	舎知から奈麻まで。
大匠大監	1	1	1	1	1	1	舎知から大奈麻まで。
歩騎監	6	4	6	4	0	4	舎知から奈麻まで。

王都の防備は、『三國史記』雑誌地理一・新羅疆界の条に、「婆娑王二十二年、於金城東南築城、號月城、或號在城。周一千二十三歩。新月城北有満月城。周一千八百三十八歩。又新月城東有明活城。周一千九百六歩。又新月城南有南山城。周二千八百四歩。始祖已來

處金城。至後世多處兩月城」とある。これによれば、王が居住する金城、すなわち月城の北を満月城、東を明活城、南を南山城が夫々防備していた。さらに『三國史記』新羅本紀・文武王十三年（673）の条に、「二月増築西兄山城、九月増築北兄山城」とあり、兄山江流域に防備体制を強化したことが窺える。このような王都近傍の防備体制をみると、「大幢」は、王都防備軍であったと推測して間違いではないであろう。

## (2) 貴幢

### ① 貴幢の駐屯地

『三國史記』雜志職官下・六停の条に、「二曰上州停眞興王十三年置、至文武王十三年改爲貴幢」とある。上州停は、眞興王13年（552）に設置したが、文武王13年（673）に貴幢と改めた。しかし文武王13年以前にも既に「貴幢」の名が『三國史記』の中に看取できる。

#### 例1. 『三國史記』列伝・斯多含の条

系出眞骨、奈密王七世孫也、父仇梨知級滄、本高門華胄、風標清秀、志氣方正、時人請奉爲花郎、不得已爲之、其徒無慮一千人、盡得其歡心、眞興王命伊滄異斯夫襲加羅（一作加耶）國、時斯多含年十五六、請從軍、王以幼少不許、其請勤而志確、遂命爲貴幢裨將、其徒從之者亦衆、

斯多含は、高貴の家門に生れ風貌美麗・志氣方正であったので花郎に推された。その郎徒は、千人にも上った。眞興王が異斯夫に加羅征伐を命じたとき、十五六であった斯多含が王に懇願して「貴幢裨將」として参加を許されたという（金官加耶の滅亡は、532年法興王の時であるから、眞興王の時は、562年の大伽耶連盟の崩壊である）。

#### 例2. 『三國史記』新羅本紀・文武王元年（661）秋7月17日の条

以金庾信爲大將軍、仁問・眞珠・欽突爲大幢將軍、天存・竹旨・天品爲**貴幢摠官**、品日・忠常・義服爲上州摠官、眞欽・衆臣・自簡爲下州摠官、軍官・藪世・高純爲南川州摠官、述實・達官・文穎爲首若州摠官、文訓・眞純爲河西州摠官。

#### 例3. 『三國史記』新羅本紀・文武王二年（662）正月二十三日の条

（王命庾信與仁問、良圖等九將軍、以車二千餘兩、載米四千石、租二萬二千餘石、赴平壤）二十三日、渡七重河至蒜壤、**貴幢弟監**星川、軍師述川等遇賊兵於梨峴、擊殺之、

#### 例4. 『三國史記』新羅本紀・文武王八年（668）六月二十一日の条

伊滄品日・迺滄文訓・大阿滄天品爲**貴幢摠官**、

文武王元年（661）には「貴幢摠官」と「上州摠官」が存在し、伊滄品日が文武王8年に上州摠官から貴幢摠官になり、同じく河西州摠官の文訓が貴幢摠官になっていることを考慮すると「貴幢摠官が上州や河西州摠官より上位職務であった」ことが窺える。また、

i. 眞興王の 544 年に王都防備軍が作られたこと。ii. 花郎斯多含が貴幢裨將（副官）として従軍すると、斯多含の郎徒で彼に従うものが多かったこと。iii. 伽耶攻撃や平壤までの食糧護衛など出陣地域が限られないこと等を考え合わせると、貴族出身者で構成する王直属の軍隊とも考えられる。

## ② 上州停の駐屯地

「上州」の名は、『三國史記』雜誌地理一・尚州の条に、「沾解王時取沙伐國爲州、法興王十二年梁普通六年、初置軍主爲上州。眞興王十八年州廢。神文王七年唐垂拱三年復置。築城周一千一百九步。景德王十六年改名尚州。今因之」とある。これによれば、i. 沾解王（247-262）のとき沙伐国を取って州としたこと。ii. 法興王十二年（525）に始めて軍主を置いて上州としたこと。iii. 眞興王十八年（557）に上州を廢止したこと。iv. 神文王七年（687）に上州を復活させたこと。v. 景德王十六年（757）に尚州としたことが書かれている。

また『三國史記』新羅本紀・法興王十二年（525）春二月の条に、「以大阿滄伊登、爲沙伐州軍主」とあり沙伐州の初代軍主が大阿滄の伊登であったこと、同・眞興王十八年（557）の条に、「廢沙伐州、置甘文州。以沙滄起宗爲軍主」とあり、557年に沙伐州（上州）が廢止され、甘文州が設置されたことが分かる。

一方、『三國史記』雜誌地理一・開寧郡の条を見ると、「古甘文小國也、眞興王十八年、梁（陳）永定元年、置軍主爲青州、眞平王時州廢、文武王元年、置甘文郡、景德王改名、今因之」とある。すなわち i. 開寧郡は、昔の甘文国であったこと。ii. 眞興王十八年（557）に軍主を置いて青州（甘文州）としたこと。iii. 眞平王の時に青州を廢したこと。iv. 文武王元年（661）に甘文郡を置いたことが分かる。

i、iiについては「青州」を「甘文州」と同一であると読めば、新羅本紀の記載内容と一致する。iiiについては『三國史記』新羅本紀・眞平王三十六年（614）春二月の条に、「廢沙伐州、置一善州、以一吉滄日夫爲軍主」とあるが、沙伐州は、眞興王十八年（557）に廢止されているから、ここは「青州（甘文州）」の誤記であり、青州を廢止して一善州を設置し日夫を軍主としたのである。以上のことを整理すると次の通りである。

ア. 法興王 12 年（525）に沙伐州を上州とし軍主を置く。

イ. 眞興王 13 年（552）に上州停を設置した。

ウ. 眞興王 18 年（557）に上州を廢止し甘文州を設置した。

エ. 眞平王 36 年（614）に甘文州を廢止し一善州を設置した。

オ. 神文王 7 年（687）に一善州を廢止し上州を復した。

カ. 景德王 16 年（757）に尚州とした。

沙伐州は現在の尚州、甘文州は開寧、一善州は善山である。上州停は、各地を駐屯地として移動していたことが分かる。

## (3) 漢山停

『三國史記』新羅本紀・眞興王十二年（551）の条に、「王命居柒夫等侵高句麗、乘勝取十郡」とあり、『三國史記』列伝「居柒夫」十二年の条に、「王命居柒夫及八將軍、與百濟侵高句麗、百濟人先攻破平壤、居柒夫等乘勝取竹嶺以外高峴以内十郡」とある。また『三



『國史記』新羅本紀・眞興王十四年（553）秋七月の条に、「取百濟東北鄙、置新州、以阿飡武力爲軍主」、同・眞興王十八年（557）の条に、「廢新州、置北漢山州」、『三國史記』雜誌職官下・六停の条に、「三曰漢山停、本新州停、眞興王二十九年罷新州停置南川停、眞平王二十六年罷南川停置漢山停、衿色青赤」とある。これらを整理すれば次の通りである。

- i. 眞興王 12 年（551）に王の命によって八將軍が百濟と連合して高句麗を攻めた。百濟は、平壤を占領し、新羅は、竹嶺と高峴（鉄嶺）の間の十郡を占領した<sup>9)</sup>。
- ii. 眞興王 14 年（553）に百濟の東北部を占領し新州を設置した。（新州停設置）
- iii. 眞興王 18 年（557）に新州を廢止し北漢山州を設置した。（新州停を移動）
- iv. 眞興王 29 年（568）に新州停を廢止し南川停を設置した。
- v. 眞平王 26 年（604）に南川停を廢止し漢山停を設置した。

北漢山州は現在の平壤、南川州は利川、漢山はソウルである。漢山停は、現在の畿内を中心に移動していたことが分かる。

#### (4) 牛首停

『三國史記』新羅本紀・眞興王十七年（556）秋七月の条に、「置比列忽州、以沙飡成宗爲軍主」とある。新羅本紀・眞興王二十九年（568）の条に、「又廢比列忽州、置達忽州」とあり、安邊の東南に位置する達忽州に移した。新羅本紀・文武王八年（668）春三月の条に、「置比列忽州、仍命波珍飡龍文爲摠官」、『三國史記』雜誌職官下・六停の条に、「四曰牛首停、本比列忽停、文武王十三年（673）罷比列忽停置牛首停、襟色綠白」とあり、再び比列忽州が廢止され牛首停が設置された。整理すれば次の通りである。

- i. 眞興王 17 年（556）に比列忽州<sup>ビリョルホルジュ</sup>を設置し、北の守りを固めた。
- ii. 眞興王 29 年（568）に比列忽州を廢止し、達忽州<sup>タルホルジュ</sup>を設置した。
- iii. 文武王 8 年（668）にまた比列忽州を置いた。
- iv. 文武王 13 年（673）に比列忽州を廢止し、牛首停を置いた。

牛首停は、現在の江原道春川であり、比列忽州は朝鮮民主主義人民共和国（以下北朝鮮と略す）の安邊、達忽州は、安邊の東南の東海岸寄りの高城であり、現在北と南に二分割され、北朝鮮の旧邑里が達忽州の中心であった。

#### (5) 河西停

『三國史記』新羅本紀・智證麻立干六年（505）春二月の条に、「王親定國內州郡縣、置悉直州、以異斯夫爲軍主、軍主之名始於此」と、また新羅本紀・智證麻立干十三年（512）夏六月の条に、「伊飡異斯夫爲何瑟羅軍主」とある。そこは地方を軍政によって治める軍主制度を始めて実施した地域であるとともに、異斯夫が木製の獅子で于山国を降伏させた有名な説話が残る所である。新羅本紀・善徳王八年（639）春二月の条に、「以何瑟羅州爲北小京、命沙飡眞珠鎮之」と記されているように、江陵地方は北小京とされた。『三國史記』雜誌職官下・六停の条には、「五曰河西停、本悉直停、太宗王五年罷悉直停、置河西停、襟色綠白」といい、武烈王 5 年に河西停が設置されたと記されている。これらを整理すれば

<sup>9)</sup> 現在の江原道西部。

次の通りである。

- i. 智證麻立干 6 年（505）に悉直州<sup>シルジツク</sup>を置いて異斯夫を軍主とした。軍主の始めである。
- ii. 智證麻立干 13 年（512）に異斯夫が何瑟羅州（江陵地方）の軍主となった。
- iii. 善徳王 8 年（639）に何瑟羅州を北の小京とした。
- iv. 武烈王 5 年（658）に悉直州を廃止し、江陵に河西停を置いた。

河西停は現在の江陵であり、悉直州は江陵の南の三陟、何瑟羅州は江陵地方を指し高句麗や靺鞨との接触点であった。

#### (6) 完山停

『三國史記』雜誌地理一・火王郡の条に、「本比自火郡（一云比斯伐）眞興王十六年置州、名下州、二十六年州廢、景德王改名、今昌寧郡、領縣一、玄驍縣、本推良火縣（一云三良火）景德王改名、今玄豊縣」とある。これによれば、眞興王 16 年（555）に比斯伐<sup>びきぼる</sup>（昌寧）に州を置いて下州と名づく<sup>なづく</sup>と読めるが、末松保和は、「新羅の地方統治の根幹は、550 年の頃に相前後して成立した上州・下州の二大区劃にあり、新領土の拡張に伴って次々と新しい州が加えられて行き、これに伴い軍隊組織も拡大していった」とし、「下州と名づく」は、「下州停の設置」であるとしている<sup>10)</sup>。これは、上州停の考え方と同様である。

『三國史記』新羅本紀・眞興王 26 年（565）九月の条に、「廢完山州、置大耶州<sup>わんざん</sup>」とある。これは、『三國史記』雜誌地理一・火王郡の条の「廢比斯伐州、置大耶州」が正しく、新羅本紀の誤記であろう。この頃の朝鮮半島南部は、532 年に金官加耶が新羅に投降し、562 年には加耶連盟の大伽耶が新羅の傘下に入り、新羅と百済との戦闘が激化した時であった。したがって、下州停、すなわち下州師団は、大耶州に移動したことを示していると考えられるべきである。

『三國史記』新羅本紀・善徳王十一年（642）秋七月の条によれば、「百済王義慈大擧兵、攻取國西四十餘城、是月百済將軍允忠領兵攻拔大耶城、都督伊滄品釋、舍知竹竹、龍石等死之」と百済の攻撃が激しくなり、四十余城を奪われ、大耶州も奪還されてしまった。そして「拜庾信、爲押梁軍主」すなわち王は、金庾信<sup>アブリエン</sup>を押梁州の軍主とし、下州停を大耶州から押梁州に移し、防衛線を築いたことから、新羅が失った領土の大きさを知ることができる。しかしここから再び新羅の攻勢が始まり、唐の援軍を求め武烈王 7 年（660）百済を滅亡させた。『三國史記』新羅本紀・武烈王 8 年（662）5 月 9 日の条に、「移押督州於大耶、以阿滄宗貞爲都督」とあり、大耶州を回復させ、更に『三國史記』雜誌職官下・六停の条に、「六曰完山停、本下州停、神文王五年罷下州停、置完山停」とあり、これによれば、神文王 5 年（685）に下州停を廃止して完山停を設置し百済統治が本格化した。同・雜誌地理三・全州の条に、「神文王五年復置完山州」とある。以上を整理すると次の通りである。

- i. 眞興王 16 年（555）に比斯伐に州を置いて、下州停を設置した。
- ii. 眞興王 26 年（565）に比斯伐州を廢して、大耶州に下州停を置く。
- iii. 善徳王 11 年（642）百済に大耶州を奪われ、押梁（押督ともいう）に下州停を移動した。
- iv. 武烈王 8 年（662）に押梁から再び大耶州へ下州停を移動した。

<sup>10)</sup> 末松保和、前掲書、347 頁。

v. 神文王 5 年 (685) に全州に完山停を設置して、下州停を廃止した。

比斯伐州は現在の昌寧、大耶州は陝川、押梁州は慶山、完山州は全州である。下州停は、慶尚南道の西地域を駐屯地として、その時の状況によって移動していたと考えられる。百済の滅亡に伴って、全州に完山停を設置して百済統治を本格化させたのである。

### 3. 九誓幢の軍官名と軍号名

『三國史記』雑誌職官下・九誓幢の条を整理したものが表 9 である。末松は「九誓幢について我々が把握できる直接的なものは、極めて漠とした事項に留まるが、所属軍官の充実から考えて新羅国軍の中枢をなす部隊であったと思う。また緑衿誓幢、郎幢、長鍵幢が地方軍に対する王京部隊であろう」と推測している<sup>11)</sup>。

表 9. 九誓幢設立経緯と設立年

西暦	朝鮮年號	内 容
583	眞平王5年	始めて誓幢を置く。
613	眞平王35年	誓幢を改め緑衿誓幢となす。
625	眞平王47	郎幢を置く。
672	文武王12年	長鍵幢を置く。
同上	同上	百済の民を以て白衿誓幢となす。
677	文武王17年	郎幢を改め紫衿誓幢となす。
683	神文王3年	高句麗の民を以て黄衿誓幢となす。
同上	同上	靺鞨の民を以て黒衿誓幢となす。
686	神文王6年	報徳城の民を以て碧衿誓幢となす。
同上	同上	報徳城の民を以て赤衿誓幢となす。
687	神文王7年	百済の残民を以て青衿誓幢となす。
693	考昭王2年	長鍵幢を改め緋衿誓幢となす。

注 1・靺鞨は、唐の高句麗征伐以来蕃兵の一員として参加。

注 2・報徳城の民は、投降した高句麗、安勝の一党。

注 3・百済の残民とは、670 年の 82 城に及ぶ残存の城を討伐した後の降服兵。

次頁の表 10 で分かるように、官階によって就任できる職官が厳格に決まっていた。「大舍以下」の官階は「四頭品」職位であり、「大奈麻以下」の官階は「五頭品」職位である。「阿漚以下」の官階は「六頭品」職位である。ここで注目しなければならないことは、舎知の官階に眞骨が就任できることである。しかしどのような場合にこのようなことが起こり得るのかは今後の研究課題としたい。

<sup>11)</sup> 末松保和、前掲書、357-359 頁。

表 10. 九誓幢の軍官と員数

	緑	紫	緋	白	青	黄	黒	碧	赤	就任可能な官階名
	衿	衿	衿	衿	衿	衿	衿	衿	衿	
	幢	幢	幢	幢	幢	幢	幢	幢	幢	
将軍	2	2	2	2	2	2	2	2	2	眞骨の級喰から角干まで。
大官大監	4	4	4	4	4	4	4	4	4	眞骨は舎知から阿喰まで。次品は奈麻から四重阿喰まで
隊大監騎兵	3	3	0	3	3	3	3	3	3	奈麻から阿喰まで。
隊大監歩兵	2	2	4	2	2	2	2	2	2	奈麻から阿喰まで。
弟監	4	4	4	4	4	4	4	4	4	舎知から大奈麻まで。
監舎知	1	1	1	1	1	1	1	1	1	舎知から大舎まで。
少監	13	13	13	13	13	13	13	13	13	大舎以下。
少監騎兵	6	6	3	6	6	6	6	6	6	大舎以下
少監歩兵	4	4	8	4	4	4	4	4	4	大舎以下。
大尺大官	10	10	10	13	13	13	13	13	13	大舎以下。
大尺騎兵	6	6	0	6	6	6	6	6	6	大舎以下。
大尺歩兵	4	4	8	4	4	4	4	4	4	大舎以下。
軍師幢主	1	1	1	1	1	1	1	1	1	奈麻から一吉喰まで。
大匠尺幢主	1	1	1	1	1	1	1	1	1	奈麻から一吉喰まで。
歩騎幢主	4	4	0	4	4	4	4	4	4	奈麻から沙喰まで。
著衿騎幢主	18	18	0	18	18	18	18	18	18	舎知から沙喰まで。
黒衣長鑓末歩幢主	20	20	0	0	20	20	20	20	20	舎知から級喰まで。
軍師監	2	2	2	2	2	2	2	2	2	舎知から奈麻まで。
大匠大監	1	1	1	1	1	1	1	1	1	舎知から大奈麻まで。
歩騎監	4	4	0	4	4	4	4	4	4	舎知から奈麻まで。
著衿監	18	18	0	18	18	18	18	18	18	吉士から奈麻まで。

#### 4. 十停の軍官名と軍号名

(1) 十停の所在地と員数

表 11. 十停の軍官と員数

	隊	少	大	三	三
	大	監	尺	千	千
	監			幢	監
				主	
音里火停	1	2	2	6	6
吉良夫里停	1	2	2	6	6
居斯勿停	1	2	2	6	6
参良火停	1	2	2	6	6
召多停	1	2	2	6	6
未多夫里停	1	2	2	6	6
南川停	1	2	2	6	6
骨之斤停	1	2	2	6	6
伐力川停	1	2	2	6	6
伊火兮停	1	2	2	6	6

表 12. 軍官の官階

軍官名	就任可能な官階名
隊大監 (騎兵)	奈麻から阿喰まで。
少監 (騎兵)	大舎以下。
大尺 (騎兵)	大舎以下。
三千幢主	舎知から沙喰まで。
三千監	舎知から大奈麻まで。

十停の所在地とその軍官及び停別員数を『三國史記』雑誌・職官を参考にして纏めたものが表 11 と表 12 である。

(2) 十停の地名変遷

表 13：十停の地名変遷

現在	当時近接都市	史記編成時	景德王時	武官十停
尚州	尚 州	尚州青理縣	青驍縣	音里火停
公州	熊 州	大興郡青陽縣	青正縣	吉良夫里停
全州	全 州	任實郡巨寧縣	青雄縣	居斯勿停
梁山	良 州	火王郡玄豊縣	玄驍縣	參良火停
晋州	康 州	咸安郡召多部曲	玄武縣	召參停
光州	武 州	南平郡	玄雄縣	未多夫里停
広州	漢 州	広州利川縣	黄武縣	南川停
羅州	同 上	川寧郡黄羅縣	黄驍縣	骨之斤停
春川	朔 州	春州洪川縣	緑驍縣	伐力川停
青松郡	溟 州	曲城郡安德縣	緑武縣	伊火兮停

\*注 1：『三國史記』雑誌・地理に記載されている事項を参考にして、末松保和『新羅史の諸問題』p 365 の表を①武官十停、②十停とされている「縣」が景德王のときに改名された縣名、③『三國史記』編集時に呼ばれていた縣名を筆者が分類し直した表である。

\*注 2：景德王の時に改名された県は、衿色が縣名の冒頭に付けられ、第二字は軍隊や武人の属性に関する字が付けられている。

\*注 3：『三國史記』雑誌第九、職官下、武官十停の条

「十停（或云三千幢）一曰音里火停、二曰古良夫里停、三曰居斯勿停、衿色青、四曰參良火停、五曰召參停、六曰未多夫里停、衿色黒、七曰南川停、八曰骨乃斤停、衿色黄、九曰伐力川停、十曰伊火兮停、衿色緑、並眞興王五年置」

5. 五州誓の軍官名と軍号名

五州誓の所在地とその軍官及び誓別員数を、『三國史記』雑誌地理及び職官を参考にして纏めたものが表 14 である。この部隊は、騎兵中心の部隊であること及びその員数から牛首州誓と河西州誓が重要視されていなかったことは明白である。また『三國史記』雑誌職官下・五州誓の条の末に、「並文武王十二年置」と記載されているが、既述したとおり、河西州は武烈王 5 年（658）、牛首州は文武王 13 年（673）、完山州は神文王 5 年（685）に設置されたことから、それが誤記であることが分かる。

表 14. 五州誓の軍官と員数

	隊大騎 領騎兵	少監 領騎兵	少監 領歩兵	大尺 領騎兵	着衿 騎幢主
靑州誓	1	3	9	2	6
完山州誓	1	3	9	2	6
漢山州誓	1	3	9	2	6
牛首州誓	0	0	0	0	3
河西州誓	0	0	0	0	4

表 15. 軍官の官階

軍官名	就任可能な官階名
隊大騎	奈麻から阿滄まで。
少監	大舎以下。
大尺	大舎以下。
着衿騎幢主	舎知から沙滄まで。

## 第五章 新羅の花郎徒

### I. 花郎徒に関する史料

#### 1. 『三國史記』

(1) 初版本『三國史記』(1145年)

『三國史記』は、高麗仁宗23年(1145)12月、仁宗の命によって金富軾(1075-1151)が中心となり、新羅、高句麗、百濟三国及び統一新羅の歴史を編纂した朝鮮最古の正史である。同書は、中国史家流の紀伝体に倣って、三国の史実を「新羅本紀」、「高句麗本紀」、「百濟本紀」、「年表」、「志」、「列伝」に分類して記述している。

金富軾の進上文は、「今の学士大夫は、五經諸子の書物、秦漢時代の史書に関しては、広く通じて詳しく語る者はいるが、我国の事実に関しては、かえって茫然としてその由来を知らない。もっとも新羅、高句麗、百濟が鼎立していたときは、中国と交際していたので、<sup>はん</sup>暉(398-445)の『漢書』(後漢書)や<sup>そう</sup>宋祁(998-1061)の『唐書』(新唐書)には、皆三国の列伝がある。しかし、それらの史書は、自国内のことは詳しく、国外のことは簡略に記して詳細に載せてない。」それゆえに「才、学、識の三つの才に長じた人材を得て、国家の歴史を書きあげ、これを万世に残すべきである。」<sup>1)</sup>と、仁宗の言葉を借りて『三國史記』の編纂目的を述べている。

(2) 慶州本『三國史記』(1394年復刻版)

第一回の復刻版は、太祖3年(1394)金居斗によってなされた。慶州本『三國史記』の編者金居斗の跋文によれば、「三國史印本の雞林にあるものは、長い歳月が流れるとともになくなってしまい、現在世の中ではその写本が行われている。按廉使の沈公孝生がその一冊を手に入れ、前府使の陳公義貴とともに刊行しようとした。癸酉(1393)7月に慶州に牒文が下り、8月に初めて版本を刻み始めた。しかし幾糞もならずして、沈孝生・陳義貴の二公が転任し、その年の10月に私が府に赴任した。觀察使の閔相公の命を受けてその志を継ぎ、ただちにこの事業を助け休まずして、甲戌(1394)4月に至って完成し刊行された」<sup>2)</sup>ということである。

(3) 正徳本『三國史記』(1512年復刻版)

二回目の復刻版の刊行は、朝鮮中宗7年(1512)に李繼福によって行われた。中宗7年は、中国明の武宗、正徳壬申年に該当するため、所謂「正徳本」といわれている。李繼福

<sup>1)</sup> 「(前略) 以爲今之學士大夫、其於五經諸子之書、秦漢歷代之史、或有淹通詳說之者、至於吾邦之事、却茫然不知其始末、甚可嘆也、況惟新羅氏、高句麗氏、百濟氏、開基鼎峙、能以體通於中國、故范曄漢書、宋祁唐書、皆有列傳、而詳内略外、不以具載(中略)宜得三長之才、克成一家之史、貽之萬世、炳若日星」(金思燁訳『三國史記』六興出版、1980年、10頁、参照)。

<sup>2)</sup> 「三國史印本之在雞林者、歲久而泯、世以寫本行、按廉使沈公孝生得一本、與前府使陳公義貴圖所以刊行、於癸酉七月、下牒于府、八月始鋟諸梓、未幾二公見代、餘以其年冬十月至府、承觀察使閔相公之命、因繼其志、乃助乃施令、工不斷手、至甲戌夏四月告成」(同前、861頁、参照)。

は、『三國史記』と『三國遺事』の復刻版の刊行も同時に行った。そのため正徳本『三國史記』の跋文と『三國遺事』の跋文とが同文となっている。繼福によれば、両誌復刻の趣旨は、「我が東方の三国に関する本史と遺事の二本は、よそで刊行されたものがなく、ただ本府（慶州府）にだけ、それがあるが、長い年月が経ったために<sup>がんけつ</sup>剝缺して一行に僅か 4～5 文字しか解読できない有様である。思うに士というものは、この世に生れては多くの史書を遍く読み、天下の治乱興亡や諸々の変わった事跡に関しての知識を広めようと欲するものである。ましてこの国に住んでいる以上、その国のことを知らないで良いであろうか。このために改刊しようとして完本を求めてから数年になるが、中々得られなかった。（中略）幸いに斯文、星州牧使の權輅が、その完本を得て送って来たので、ここに各邑に分けて版木を刊刻させ刊行した」ということである<sup>3)</sup>。

## 2. 『三國遺事』

村上四男は、三品彰英『三國遺事考証』上の解題において、初版、復刻版及び現存する『三國遺事』について、次のように解説している。

### (1) 原本と正徳本

『三國遺事』は、高麗の僧普覚国尊・一然（1206-1289）の撰するところである。更に『三國遺事』には一然示寂の前、或は後に、弟子の無極混丘（1251-1322）が注記追加した部分のあることから見て『三國遺事』は、一然の晩年に脱稿されたが未だ刊行するには至らず、その示寂後、弟子の無極混丘がさらにこれを綿密に検討して、その足らざる所を補録して『無極記』と署名して始めてこれを版したものであらうと思われる。現存する正徳本『三國遺事』には、原著者の注記以外に「古本 ……」 「一本 ……」 「或本 ……」 「一曰 ……」 「或曰 ……」 などの注記が随所に見られる。「古本」とは無極の初刊本と思われるので、所謂正徳本が刊行されるまでには、初刊本以下、「一本」「或本」の三種が刊行されたが、この他にも「一曰」「或曰」とうたった異本が或は刊行されたかも知れない。

ただし、一然の撰述より約 200 年後の 16 世紀初年頃になると、『三國遺事』の完本は、容易に得られぬ状況にあった。そこで慶州府尹（従二品の地方守令・平壤・咸興・義州・広州・慶州）李繼福は、『三國遺事』の刊行を企図して完本を求めたが得られなかった。これを聞き知った星州牧使の權輅がその完本を見出し李繼福に送った。李繼福は、これをもとに中宗 7 年壬申（1512）に重刊した。これが所謂正徳本『三國遺事』である。

### (2) 徳川本と神田本

次に『三國遺事』が我が国に流伝したのは、文禄慶長の間と見られるが、その内で現存するのは、尾張徳川家（旧侯爵家）の一本と東京の神田家（旧男爵家）の一本である。この「徳川本」及び「神田本」は、正徳の刊本であって、共に文禄の役に際して齎されたも

<sup>3)</sup> 「吾東方三國、本史遺事兩本、他無所刊、而只在本府、歳久剝缺、一行可解、僅四五字、余惟士生斯世、歴觀諸史、其於天下治亂興亡與諸異跡、尚欲博識、况居是邦、不知其國事、可乎、因欲改刊、廣求完本、閣數載不得焉（中略）幸吾斯文星州牧使權公輅、聞余之求、求得完本送余、余喜受」（金思燁訳『三國遺事』跋文、438 頁、参照）。

のである。神田本には「養安院」という曲直瀬正淋の蔵書印があるが、これは宇喜多秀家が所持して、医官の曲直瀬正淋に贈ったものである。

この他に現在、天理図書館に所蔵されている「今西本」が目下のところ、最古で最善本とされている。この今西本は、1512年復刊された正徳本の完本に、後の安鼎福が手筆を加えたものであるが、大正5年に今西龍が入手したものである<sup>4)</sup>。

### (3) 蓬左文庫の『三國遺事』

千恵鳳は、その著『日本蓬左文庫韓国典籍』において、徳川本『三國遺事』について次のような分析を行っている。

この本は、高麗の一然が三国の正史に遺漏した遺文と逸事を編纂した野史である。主に仏教の伝来・流出・造事建塔・功德・神異・感通・孝善等仏教を中心とした小説である。この『三國遺事』の初刊を高麗の時と見る人達がいるが、実証的考証を経たものではない。現在まで知られた初期刊本としては、第一巻の王曆・紀異（宋錫夏蔵）、第二巻（泥山南・趙鍾業蔵）、第三～第五巻（郭英大蔵）、第四・五巻（梵魚寺蔵）などがある。これらの伝存本を調査して見ると、色々な村で分刻し、版刻の技術に差異があるが、全て版刻用筆書本を初めに準備して版刻した初刊本の特徴が表れている。避諱缺畫（天子の諱を避け、筆画を略すること）は、高麗時代のものをほとんど正しく直し刻んでおり、多分若干の遺漏があるだけである。

反面中宗7年（1512）の刊本を調べてみると、原刻版で印刷されたものと復刻版で印刷された二種類で成り立っていることが確認された。この様な事実を総合して見ると、初刊本は高麗時代一然が書いたものに、後学の補充が加えられながら、流通されてきた伝存本を元にして、朝鮮初めに始めて版刻され、この時高麗の避諱缺畫が殆ど直されて、一部の箇所があるだけとなったことが分かる。その初刊時期は、『三國遺事』の李継福と『三國史記』の金居斗の二つの跋文を、合わせて考慮したとき、『三國史記』を刊行した朝鮮太宗3年（1394）の前後の頃であると推定される。

『三國遺事』は、その刻版が長い間で刳缺し、解読することができない部分が生じ、継福が、星州牧使の權輅から贈られた原本を各村に分刻させ、中宗7年（1512）に完成した。この蓬左文庫文は、慶州府がこれを受け取り、蔵版したものから印刷されたものに該当する。その刊印本の各ページを綿密に調べてみると、原刻版で印刷されたものが、巻1に8頁、巻2に24頁、巻3-5に11頁あり、その外は、原刻本を翻刻した形式で重刻したものである。慶州本の重刻本が文禄慶長の役のとき、日本へ流出し江戸の富士見亭文庫に収集され、駿河文庫を経由して、御讓本としてこの文庫に移ってきたことがわかる<sup>5)</sup>。

その他御讓本関連論文では、川瀬一馬「駿河御讓本」<sup>6)</sup>、杉浦豊治「駿河御讓本」<sup>7)</sup>などにも同様の記載がある。

4) 三品彰英撰『三國遺事考証上』(塙書房、1975年) 13-16頁。

5) 千恵鳳『日本蓬左文庫韓国典籍』史部(지식산업사, 2003年) 103-105頁。

6) 川瀬一馬『書誌学』第三巻第四号(日本書誌学会、1934年10月発行) 246頁。

7) 杉浦豊治『蓬左文庫典籍叢録』(人文科学研究会、1975年) 172頁。



### 3. 『東國通鑑』

『東國通鑑』は、朝鮮成宗 16 年（1485）に徐居正等によって刊行された。同書は、『三國史記』とは異なり、国別紀伝体を三国同一の編年体として編集され、そこに權近（1352-1409）の論評及びそれに対する編者たる「臣等」の論議が掲載されている。基本的には『三國史記』に書かれている内容を三国併記したに過ぎない。したがって、花郎徒関連事項も当然そのまま引き継がれている。編者の一人である李克墩は、その序において次のように『東國通鑑』の内容を解説している。

世祖惠莊大王（1455-1468）、聖學天縱、神を經史に留め、嘗て左右に謂って曰く、吾が東方諸史有りとも、雖も、長編の通鑑、資治に擬す可き無しと。詞臣に命じ將に校讐（校正）せんと欲し、而して事竟に未だ施さず、我が主上殿下、大統を紹膺し先猷を適追し、達城君臣・徐居正、行護軍臣・鄭孝恒、參議臣・孫比長、行護軍臣・李淑城、前都事臣・金燁、校理臣・李承寧、司儀臣・表浴沫、典籍臣・崔溥、博士臣・柳仁洪、暨び臣・李克墩等に命じて、東國通鑑を撰修し以て進めしむ。臣等俱に庸拙を以てし、才三長に乏しきも、恭しく綸命を承け、凌兢惜く罔し、謹んで三國以下の諸史を摭ひ、兼て中國の史に採り、編年を用つて事を記し、凡例は一に資治に依り、而して寓するに綱目筆削の旨を以てし、繁を刪り、冗を削り、務めて要領を存し、三國並峙すれば則ち三國紀と稱し、新羅統合すれば則ち新羅紀と稱し、高麗は、則ち高麗紀と稱し、三韓以上は、則ち外記と稱し、上下千四百年、國勢の離合、運祚の脩短、君舉の得失、政治の汚隆、直書せざるは靡し、名教を重んじ節義を崇び、亂を討じ奸諛を誅するが如きに至っては、尤も謹嚴を加へ、勸戒を垂れ後世を訓ゆるを庶幾せる也、先儒の論斷有る者は、皆取つて之を書し、間ま亦た竊に臣等の臆論を付せり、極めて狂僭にして作者の列に齒するに足らざるを知る。臣又た竊に念うに、箕子九疇の學を以て八條の教を敷き、當時必ず記有り、記言の官を動かし、備さに嘉言善行載せん、而も今皆な泯滅して傳わる無し、三國は、則ち鄙野荒繆、高麗は、則ち能く脱略舛錯、手を班馬に借らしむと雖も尚ほ之が詞を爲し難し、況や臣等の諛聞陋識の如き、安んぞ能く隆委を仰體して一辭を賛せんや、姑く管見（私見）を以て彙粹纂次し、編して五十七卷となし、粧潢して投進せり<sup>8)</sup>。

### 4. 金大問の『花郎世紀』

新羅本紀・眞興王三十七年（576）の条に、「美貌の男子を選び、化粧をさせ、着飾って、花郎と名付けて優遇すると、大勢の若者たちが集まってきた。そのうちから善い者を選び朝廷に推挙した。故に金大問の『花郎世紀』は、賢い宰相や忠臣はここから育ち、優秀な將軍や勇敢な兵卒はここから生れた」と記載されている<sup>9)</sup>。

また金大問のことについては、『三國史記』列伝「薛聰」の条に、「金大問は、新羅の貴

<sup>8)</sup> 青柳綱太郎訳『東國通鑑』（朝鮮研究会、1914年、4-5頁、参照）。

<sup>9)</sup> 新羅本紀・眞興王三十七年の条「取美貌男子粧飾之、名花郎以奉之、徒衆雲集、或相磨以道義、或相悦以歌樂、遊娛山水、無遠不至、因此知其人邪正、擇其善者、薦之於朝、故金大問花郎世紀曰、賢佐忠臣、從此而秀、良將勇卒、由是而生」

族の子弟で聖徳王3年(704)に漢山州の都督となり、幾冊かの伝記を書いたが、『高僧傳』、『花郎世紀』、『樂本』、『漢山記』は今もなお残っている」とある<sup>10)</sup>。

新羅王朝全体の時代区分については、『三國史記』新羅本紀・敬順王末尾に、「國人は、始祖から今までを三つの時代に分けて、始め(BC57)から眞徳王(647-654)までの二十八王を上代といい、武烈王(654-661)から惠恭王(765-780)に至る八王を中代といい、宣徳王(780-785)から敬順王(927-978)までの二十王を下代と言っている」とある<sup>11)</sup>。

以上のことから、i. 金大問は、聖徳王(702-738)の人であったこと。ii. 花郎の伝記であった『花郎世紀』は、彼の著作の一つであったこと。iii. 『花郎世紀』の記載範囲は、下代に及んでいなかったこと。iv. 「猶存」という言葉から、金富軾が『三國史記』を編纂した高麗中期の1145年には『花郎世紀』が存在していたこと。v. 金富軾が『花郎世紀』も参考にして『三國史記』の説話を書いたことなどが容易に推定される。

## II. 花郎と花郎徒

### 1. 花郎の起源

花郎の起源については、『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』三誌に詳細に記載されている。ここでは三誌の記載内容をまず検討してみたい。

(1) 『三國史記』による花郎起源説

#### ① 『三國史記』眞興王23年9月の条

加耶叛、王命異斯夫討之、斯多含副之。斯多含領五千騎先驅。入梅檀門立白旗、城中恐懼、不知所爲、異斯夫引兵臨之、一時盡降、

加耶が叛いたので、眞興王は、異斯夫に加耶討伐を命じ、斯多含を副將に任命した。斯多含は、騎兵五千を率いて先発し、梅檀門に入って白旗を立てた。城中の兵は、これを見て恐れなし、なすすべがなかった。その時異斯夫が兵を率いて攻め入ったので、敵は降伏した。

#### ② 眞興王37年春の条

三十七年春、始奉源花、初君臣病無以知人、欲使類聚羣遊、以觀其行義、然後舉而用之、遂簡美女二人、一曰南毛、一曰俊貞、聚徒三百餘人、二女爭媚相妬、俊貞引南毛於私第、強勸酒至醉、曳而投河水以殺之、俊貞伏誅、徒人失和罷散、

眞興王37年(576)春、始めて源花を奉じた。はじめ君臣達は、人材を見分けることが出来ないことを憂い、大勢の人達を集めて遊ばせ、才能や性格などを観察してから優秀な

<sup>10)</sup> 「金大問、本新羅貴門子弟、聖徳王三年爲漢山州都督、作傳記若干卷、其高僧傳・花郎世紀・樂本・漢山記猶存」(金思燁訳、前掲書、列伝、薛聰の条、795頁、参照)

<sup>11)</sup> 『三國史記』新羅本紀・敬順王九年十二月の条「國人自始祖至此分爲三代、自初至眞徳二十八王、謂之上代、自武烈至惠恭八王、謂之中代、自宣徳至敬順王二十王、謂之下代云」。

人材をを登用しようと考えた。まず美女二人を選抜し、人を集めると、仲間が 300 余名集まった。しかしこの二人は、その美貌を争って嫉妬し、俊貞は、南毛を自分の家に誘って、無理に酒を勧めて酔わせ、河水の中に投げ込んで殺してしまった。そのため俊貞は誅され、彼女の仲間達は、和を失って離散してしまった。

其後更取美貌男子、粧飾之、名花郎以奉之、徒衆雲集、或相磨以道義、或相悦以歌樂、遊娛山水、無遠不至、因此知其人邪正、擇其善者、薦之於朝。故金大問花郎世紀曰、賢佐忠臣、從此而秀、良將勇卒、由是而生、

その後再び眉目秀麗なる男子を選び、化粧させ着飾って花郎と名付けて優遇すると、大勢の若者が雲霞の如く集まってきた。若者達は、あるいは互に道義を練磨し、あるいは互いに歌樂をもって楽しんだ。また遠く景色のよい山や川を訪ね歩き、身体を鍛え協調性を高めていった。君臣達は、このような若者集会の中から、その人となりを知って、優れた者を朝廷に推挙した。それ故金大問の『花郎世紀』には、「宰相や忠臣がここから育ち、優秀な将軍や勇敢な兵卒は、ここから生れた」と書かれている。

崔致遠鸞郎碑序曰、國有玄妙道、曰風流設教之源、備詳仙史、實之包含三教、接化羣生、且如入則孝於家、出則忠於國、魯司寇之旨也、處無爲之事、行不言之教、周柱史之宗也、諸惡莫作、諸善奉行、竺乾太子之化也、唐令狐澄新羅國記曰、擇貴人子弟之美者、傳粉粧飾之、名曰花郎、國人皆尊事之也、

崔致遠の『鸞郎碑序文』に、「我が国には玄妙な道がありこれを風流という。この教えを設けた源は、『仙史』に詳しく述べてあるが、実にこれは三教を包含したもので、多くの民衆に接してこれを教化した。且家にあつては父母に孝行を尽くし、外に出でては、国に忠誠を尽くすというのが、魯の司寇（孔子）の趣旨である。何もしない事に安んじ、言葉に現れない教えを行うというのが、周の柱史（老子）の宗旨である。諸々の悪事をしないで、諸々の善行だけを君命に従って行うというのが、竺乾太子（釈迦）の教化である。と書いてある。唐の令狐澄の『新羅國記』は、貴人の子弟で美しい者を選び出し、白粉を付け、飾り立て、名付けて花郎といい、この國の人達は皆尊敬している」と書いてある。

### ③『三國史記』列伝第四、斯多含の条

系出眞骨、奈密王七世孫也、父仇梨知級飡、本高門華胄、風標清秀、志気方正、時人請奉爲花郎、不得已爲之、其徒無慮一千人、盡得其歡心、眞興王命伊飡異斯夫加羅（一作加耶）國、時斯多含年十五六、請從軍、王以幼少不許、其請勤而志確、遂命爲貴幢裨將、其徒從之者亦衆、及抵其國界、請於元帥、領麾下兵、先入梅檀梁、其國人不意兵猝至、驚動不能禦、大兵乘之、遂滅其國、

斯多含は、高貴の家門に生れ、風貌美麗、志気方正であつたので、人々に花郎に推され止むを得ず花郎となった。その郎徒は、千人にも上つた。眞興王が異斯夫に加羅征伐を命

じたとき、十五六であった斯多含が王に従軍を懇願したが、幼少を理由に許可されなかった。しかし熱心に出陣を請うので、王は、貴幢裨將として出陣を許した。多くの花郎徒衆が彼に従った。加耶の国境に至ると、斯多含は元帥の異斯夫に願い、麾下の兵を率いて梅檀門に攻め入ると、不意を突かれた敵兵は驚いて防禦できなかった。新羅軍は、伽耶を滅ぼした。(金官加耶は、法興王 532 年に降伏しているので、ここでいう加耶は、大伽耶連盟のことである。)

## (2) 『三國遺事』による花郎起源説

第二十四代眞興王、姓金氏、名多麥宗、一作深麥宗、梁大同六年庚申即位、慕伯父法興之志、一心奉佛廣興佛寺、度人爲僧尼。又天性風味、多尚神仙、擇人家娘子美艷者、捧爲原花、要聚徒選士、教之以孝悌忠信、亦理國之大要也、乃取南毛娘姣貞娘兩花、聚徒三四百人、姣貞者嫉妬毛娘、多置酒飲毛娘、至醉潛昇去北川中、擧石埋殺之、其徒罔知去處、悲泣而散、有人知其謀者、作歌誘街巷小童・唱於街、其徒聞之、尋得其尸於北川中、乃殺姣貞娘、於是大王下令、廢原花、

第 24 代眞興王の姓は金氏、名は多麥芽宗といい、深麥宗ともいう。梁の大同 6 年 (540) に即位した。伯父の法興王の志を慕って、一心に仏を奉じ広く佛寺を興し、人々に度牒を与えて、僧尼になるようにさせた。王は、また天性温雅である上に、大いに神仙を崇尚して、人の家の少女のうち、美しい者を選んで原花に任じた。その目的は、衆徒を集めて人物を選抜し、孝悌忠信の徳目に則って教育しようとする所にあった。これは国を治める大要であった。

ところで南毛娘と姣貞娘の二人の原花を選出すると、彼女達の元に集まって来た徒が三四百人にもなった。しかし姣貞は、南毛に嫉妬して酒宴を設け、南毛を酔うまで飲ませてから、潜かに北川に連れて行き、石で殴り殺し地中に埋めてしまった。南毛の徒は、彼女の行方が分からないので悲しみ嘆き解散してしまった。その陰謀を知っている者がいて、歌を作り街の子供達を誘い唄わせた所、南毛の徒がそれを聞いて、南毛の死体を北川から探し出し姣貞を殺してしまった。そこで王は、命令を降し、原花を廃止した。

累年、王又念欲乞興邦國、須先風月道、更下令選良家男子有徳行者、改爲花娘。始奉薛原郎爲國仙、此花郎國仙之始、故豎碑於溟州、自此使人悛惡更善、上敬下順、五常六芸、三師六正、廣行於代、

其後数年経って、王は、国の勢いを盛んにするためには、風月道(花郎道)を何よりもまず起こさなくてはならないと考えた。そこで命令を下し、良家の男子で徳行のあるものを選んで、花娘(花郎の誤記か)と名付けた。最初薛原郎を奉じて国仙とした。これが花郎・国仙の始まりである。それで彼の記念碑を溟州に建立した。人々は、皆悪を改めて善に向い、上の人を敬う一方、下のものには温順に当たり、その結果五常、六芸、三師、六正<sup>12)</sup>が

<sup>12)</sup> 五常=仁・義・礼・智・信。六芸=礼・楽・射・御・書・数。三師=太師・太傅・太保。

六正=聖・良・忠・智・貞・直。六正臣=聖臣・良臣・忠臣・智臣・貞臣・直臣。

広く王の時代に行われるようになった。

### (3) 『東國通鑑』による花郎起源説

羅眞興王三十七年眞智王元年春、新羅置花郎、初君臣患無以知人、欲使類聚群遊觀其行義舉用之、遂簡美女二人奉爲源花、一曰南毛一曰俊貞、聚徒三百餘人、爭媚相妬、俊貞置酒私第、強勸南毛酒、醉殺之、其徒以告、俊貞伏誅、遂廢源花、後更取美男子粧飾之、名花郎、其徒日衆、或道義相磨、或歌樂相悅、遊娛山水無遠不至、歲月既久邪正自見、擇其譽望多者用之、

春、新羅、花郎を置く。初め君臣達は、人材を見分けることが出来ないことを憂い、群遊させてその行儀を見て登用しようとした。まず南毛及び俊貞という美女二人を選び、源花と名付け、徒三百餘人を集めた。しかし二人は、媚を競いお互いに嫉妬した。俊貞は、南毛を自宅に招き無理やり酒を勧め、酔はして南毛を殺してしまった。其徒が俊貞を殺してしまった。

王は、源花を廃し、今度は美男子を取りこれに化粧をさせ、花郎と名付けた。その衆徒は、日毎に増加し、あるいは道義相磨し、あるいは歌樂相悦び、山水を遊娛して遠い場所でも行かない所はなかった。これら聚徒の中から優秀なものを朝廷に推薦して登用した。

以上を要するに、花郎の起源について、三誌には次のように記載されている。

- ① 『三國史記』新羅本紀、眞興王 23 年 (562) の条には、斯多含が「花郎」であったことは記載されていない。異斯夫の副将として加耶討伐に出陣したことは記載されている。
- ② 『三國史記』列伝、斯多含の条には、斯多含は、人々に推薦されて「花郎」になったと記載されている。この段階では「花郎」は推薦制であったと推察される。
- ③ 『三國史記』新羅本紀、眞興王 37 年 (576) の条には、君臣達は、はじめ女性を源花（花郎）に任命した。しかしこれが失敗したので君臣達は、眉目秀麗な貴人の息子を「花郎」として頂点に立たせた。すると衆徒が雲霞の如く集まってきた。この段階では「花郎」は君臣の任命制であったと推察される。
- ④ 『三國遺事』彌勒仙花の条には、「源花（女性）」が失敗した数年後に「薛原郎」という貴人の息子を「花郎」と名付け国仙とした。これが「花郎」の起源であるとしている。
- ⑤ 『東國通鑑』羅眞興三十七年春の条には、『三國史記』及び『三國遺事』の眞興王 37 年の条の記載内容を復唱している。しかし『三國史記』の眞興王 23 年 9 月の条については触れていない。

三誌からは、眞興王 23 年の斯多含が最初に出て来る「花郎」であること。及び眞興王 23 年 (562) 時点では、花郎は、花郎徒衆の推薦制であったが、眞興王 37 年時点では、君臣、または王による任命制であったことが明らかとなった。

## 2. 花郎徒の倫理「世俗五戒」

### (1) 圓光法師 (541-640)

圓光法師については『三國遺事』卷第四義解・圓光西學に次のように記載されている。

唐續高僧傳第十三卷載、新羅皇隆寺釋圓光、俗姓朴氏、本住三韓・卞韓辰韓馬韓、光即辰韓人也、家世海東、祖習綿遠、而神器恢廓、愛染篇章、校獵玄儒、討讎子史、文華騰翥於韓服、博瞻猶愧於中原、遂割略親朋、發憤溟渤、年二十五、乘船造干金陵、有陳之世、號稱文國、故得諮考先疑、詢猷了義、

唐の『續高僧傳』の第十三卷に載っているところによると、新羅の皇隆寺の僧・圓光の俗称は、朴氏、本籍は三韓、すなわち卞韓、辰韓、馬韓のうち辰韓人である。代々海東に住み、祖先の風習を連綿と伝え、気性が広く大きかった。文章を作ることを好み、道学と儒学を涉猟し、諸子と史記を研究して文名は三韓に轟いた。博覧するに新羅は、中国に及ばないところがあったので、遂に親戚や友人と別れ中国に行こうと決意した。時に二十五歳、船に乗って金陵に着いた。この時中国は、陳の時代であり文教の国として名が知られていた。故に前に疑問であったことを諮問し道を開いて会得したという。

また安啓賢は、圓光法師を次のように紹介している。法興王 14 年 (527)、仏教が正式に認められ、眞興王 5 年 (544) には興輪寺が完成し、眞興王 10 年 (549)、覺徳が梁で仏教を学び仏舍利を持って帰国した。このような時期に、圓光は、眞興王 27 年 (566) 25 歳で出家した。彼が三岐山で本格的に修行を始めたのは 30 歳になった時であった。ここで 6 年間修業をした後、眞智王 3 年 (578) に陳へ留学した。陳から隋に亘り、当時の仏教界を風靡していた涅槃宗と攝論宗を始めとした色々な宗派の斬新で新しい学問に、どっぷりと身を任せていた圓光は、新羅を離れて 23 年を経た眞平王 22 年 (600) に故国に戻った。中国で深く涅槃経を読み、心に刻んだ圓光としては、この涅槃経の中の言葉を重要視しない訳には行かなかった。仏法を守護する人々は、刀と弓を持ち比丘を守らねばならない。国王と大臣、家来達が仏法を守るために、刀と槍を持つことは決して破戒ではないと考えた圓光は、仏教精神にその基本を置き、「世俗五戒」を準備して全国民誰もが守ることの出来る生活目標を提示した。その生活目標は、また忠・孝・信等を教える儒教精神とも相入れないものではなかった。このように儒教精神及び仏教精神のどちらにも矛盾しない「世俗五戒」を彼が準備したのは、儒教・仏教・道教の三宗教は、その根本において違うことがないという思想が、当時の中国において、東晋以来熟して来たことを直接見聞してその影響を受けたからであった<sup>13)</sup>。

## (2) 世俗五戒

『三國遺事』圓光西學に次のような説話がある。賢士の貴山は、牟梁部の人で同じ村に箒項という友がいた。二人は、「我々が士君子と交遊しようとすれば、まず正しい心を持って身を処さければ、人の辱めを受けることになる。賢者に道を聞かなければならないだろう」といい合った。時に圓光が隋から帰って来て、嘉瑟岬に寓宿していることを聞いて尋ねて行き、「我々俗士は愚か者で知識がありません。願わくは一言お教えを頂き、一生の戒めとしたいのです」と頼んだ。圓光は、「仏教には菩薩戒が十項目ある。君達は人臣の子であるから、実行できない恐れがある。そこで今世俗的な五戒を教える。一曰事君以忠、二曰事親以孝、三曰交友有信、四曰臨戰無退、五曰殺生有擇、すなわち一に君に仕えるに忠

<sup>13)</sup> 安啓賢『三國의 高僧八人』 「花郎의 倫理・圓光」(新丘文化社, 1976 年)21-28 頁。

を以ってすること。二に親に仕えるに孝を以ってすること。三に友と交わるのに信義を以ってすること。四に戦に臨んでは退かないこと。五に殺生するに撰んで行くことである。君達は、これを実践して疎かにしてはならない」というと、貴山等は、「他のことはよく分りましたが、所謂殺生を選ぶことについてはよくわかりません」といった<sup>14)</sup>。圓光は、「六斎日<sup>15)</sup>と春夏の月には殺生してはならない。此れが時を選ぶということである。家畜、すなわち馬牛鶏犬を殺してはならない。また細物、すなわち切り身にもならないものは殺してはならない。これがものを撰ぶということである。これは、また唯必要な分だけ取り無暗に多く殺してはならないということである。これが世俗の善戒である」といった。貴山等は、これからはよく実践し間違えることのないように致しますと答えた。

この説話の中にある圓光法師の五つの教え、すなわち i. 事君以忠 ii. 事親以孝 iii. 交友有信 iv. 臨戦無退 v. 殺生有擇を「世俗五戒」という。「世俗五戒」のなかでも『三國史記』列伝の説話の中に取り分け多く出て来る内容が「臨戦無退」である。戦場へ出たならば、敵に後ろを見せてはならない、死を恐れてはいけないという教えである。この忘生軽死思想については後論で詳細に論じたい。

### 3. 新羅前期の儒教教育

#### (1) 壬申誓記石

壬申誓記石とは、二人の少年が儒学を学び、立派な人になることを誓った五行七十四字の文字が刻まれた石のことである。

壬申年六月十六日二人并誓記天前誓今自  
三年以後忠道執持過失无誓若此事失  
天大罪得誓若國不安大亂世可睿  
行誓之又別先辛未年七月廿二日大誓  
詩尚書禮傳倫得誓三年

この壬申誓記石について、末松保和は「昭和十年十二月十八日、私は、年末の休暇を利用して慶州地方を旅行した。その時博物館分館にて、最近の発見にかかる数種の碑石の断片とともに、満足な一小自然石に刻字するものが呈示された。それは、分館主事である大坂金太郎氏の寄託にかかり、私が壬申誓記石と名付けたものである」と説明し<sup>16)</sup> 全文を次のように読み解いている。

壬申ノ年六月十六日、二人并ビニ誓ヒ記ス、天ノ前ニ誓フ、今自リ三年以後、忠道ヲ執持シテ、過失無キヲ誓フ、若シ此事失スレバ、天ノ大罪ヲ得ンコトヲ誓フ。若シ

14) 『三國遺事』義解・圓光西學「貴山等曰、他則既受命矣、所謂殺生有擇、特未曉也」。

15) 『岩波仏教辞典』(岩波書店、1983年)「毎月8・14・15・23・29・30日の六日を六斎日といい、死霊や怨霊の鎮魂を目的として、鉦を打ち、経文に節を付けて唱え踊った」。

16) 末松、前掲書、461頁。

國不安ニシテ大亂世トナルモ、町寧ニ行フコトヲ誓フ。又夕先ノ辛未ノ年七月廿二日、大イニ誓フ、詩・尚書・禮・傳、倫ニ得シコトヲ誓フ、三年。

末松は、この碑石の製作年代を考えるために「壬申年」を次のように検証している。

- ①「詩・尚書・禮・傳」は、一般的学習の書というよりも、新羅の国学で教授されたテキストの主要なものようで、これを国学と関連せしめて考えることが出来る。
  - ②『三國史記』職官・国学の条に「国学の体制の備わったのは、神文王二年（682）であるが、博士・助教・大舎のはじめて置かれたのは眞徳王五年（651）」<sup>17)</sup>とあることから「眞徳王五年を以て国学の萌芽の年とし、神文王二年を国学完成の年」と考える。
  - ③その結果、眞徳王五年以降の「壬申年」、すなわち文武王十二年（672）、聖徳王三十一年（732）、元聖王八年（792）、文聖王十四年（852）神徳王元年（912）の何れかの年であるべきである。
  - ④「忠道執持の誓」は、新羅の青年貴族の修養団及び武士団としての花郎徒の行為を想わせることから、余り下に置いて比定することはできない。
- 以上の考証から「壬申年」は、聖徳王三十一年（732）または元聖王八年（792）と比定するのが妥当であると結論付けている<sup>18)</sup>。

## (2) 末松説への反論

- ①『三國史記』新羅本紀、法興王七年（520）春正月の条に、「頒示律令、始制百官公服、朱紫之秩」とあり、律令が發布され百官の公服が制定された。また新羅本紀・眞興王六年（545）秋七月の条に、伊滄異斯夫が王に、「國史者記君臣之善惡、示褒貶於萬代、不有修撰、後代何觀」と進言し、「王深然之、命大阿滄居柒夫等、廣集文士、俾之修撰」とあって、早速国史編纂がはじまったと記載されている。律令の發布がなされたことや国史の編纂が行われたことは、6世紀初めの新羅には、既に漢字の読み書きに堪能な識者層が存在していたことを物語っている。
- ②既述の通り『三國史記』新羅本紀、眞興王三十七年（576）春の条に、「はじめて源花を奉じた。はじめ君臣達は、人材を見分けることができないことを憂い、大勢の人達を集め遊ばせて、その行儀を観察して人材を登用しようとした」と花郎の起源が記載されている。同様に『三國遺事』塔像第四「彌勒仙花、未尸郎、眞慈師」の条に、「眞興王は、天性温雅である上に、大いに神仙を崇尚して、人の家の少女のうち、美しい者を選んで原花に任じた。その目的は、衆徒を集めて人物を選抜し、孝悌忠信の徳目に則って教育しようとする所にあつたが、これはまた国を治める大要でもあつた」また「最初薛原郎を奉じて国仙とした。これが花郎国仙のはじまりである。彼の記念碑を溟州に建てた。それからというもの、人々がみな悪を改めて善に向い、上の人を敬う一方、下のものには温順に当り、その結果五常・六芸・三師・六正が広く行われるようになった」とあ

17) 『三國史記』職官・国学の条「屬禮部。神文王二年置。景德王改爲大學監。惠恭王復故。卿一人。景德王改爲司業。惠恭王復稱卿。位與他卿同。博士。(若干人。數不定)。助教。(若干人。數不定)。大舎二人。眞徳王五年置。景德王改爲主簿。惠恭王復稱大舎。位自舎知至奈麻爲之」。

18) 末松、前掲書、461-465頁。



- る。眞興王三十七年（576）頃には、「孝悌忠信」の教育がなされ、「五常・六芸」が広く行われるようになったということは、儒教思想がひろまっていたことを意味している。
- ③『三國遺事』義解第五「圓光西學」に、「圓光法師は、文章を作ることを好み、道学と儒学を涉獵し、諸子と史記を研究してその文名は三韓に轟いた」とあり、圓光法師は、中国へ留学する眞興王二十七年（566）ときには、既に諸子と史記に長じていたことを分明にしている。
- ④貴山らが圓光法師から世俗五戒を教授して貰ったとき、「他のことはよく分かるが、殺生有擇が理解できない」と質問をしている。このことは貴山らに少なくとも「忠・孝・信などの儒教精神」については知識があったということである。
- ⑤金哲埽は、新羅前期の儒教について、「事君以忠の忠とは、中央の帝王だけを指しているのではなく族長に対する忠もあり、帝王に対する忠は、族長に対する忠の延長という性格を持っていた」また「事親以孝の孝は、当時新羅社会では父系相続が既に成立していたものの、一方では母系継承観念も残存していたため、家父長倫理が確立していた中国と同性格の孝とはいえなかった」としている<sup>19)</sup>。また兪舎弓は、「忠臣を求むるに、必ず孝子の門に於いてす」とあり<sup>20)</sup>、中国式では忠が初めに出て来ず、孝道が基本となっているのである」として<sup>21)</sup>中国の「孝忠思想」と新羅の「忠孝思想」とはその性格が異なると主張している。

以上を要するに末松説の問題点は、「詩・尚書・禮・傳は、国学のテキストである」とし、壬申誓記石の壬申年を「国学のはじまりである眞徳王5年（651）以降の壬申年」と特定していることである。しかし、新羅においては、545年には「国史編纂を行える程の漢文力」があったこと、圓光法師が中国留学前に既に「諸子や史記」に通じていたこと、576年頃には、「孝悌忠信教育は、国を治める大要である」という認識があり、「五常・六芸」が広く行われるようになっていたことなどを考慮するならば、金哲埽や兪舎弓のいうように、「族長制度や母系継承観念」が色濃く残存した新羅独特の価値観の中で、それなりに儒教が広まっていたと推測できる。五常や六芸が広く行われていた世界で「詩・尚書・禮・傳」が一般の学習テキストではないと断定することには無理があると思われる。したがって壬申誓記石の「壬申年」は、少なくとも「眞平王34年（612）の壬申年」まで遡ることが可能である。そうであるとすれば、圓光法師は、眞平王22年（600）に帰国したのち、世俗五戒を設定し花郎徒衆の儒教精神の高揚を図り、以て忘生輕死思想教育を推進したといっても誤りではないであろう。

#### 4. 花郎徒の機能

##### (1) 人材登用機能

『三國史記』新羅本紀・眞興王三十七年（576）春の条に、「初君臣病無以知人、欲使類聚羣遊、以觀其行義、然後擧而用之」とある。君臣達は、人材を見分けることが出来ない

19) 金哲埽『古代韓国社会研究』181頁。

20) 吉川忠夫訓注『後漢書第四冊列伝二』韋彪傳「求忠臣必於孝子之門」（岩波書店、2002年）221頁。

21) 兪舎弓『한국의 유교』(세종대왕기념사업회 1999년)106頁。

ことを憂い、大勢の人達を集めて遊ばせ、その行儀を観察してこれを登用しようとしたのである。当時の新羅は、法興王が南海岸への進出を企て、532年に金海にあった金官加耶を併合して洛東江流域を制圧し、眞興王は、562年に大伽耶連合を崩壊させて朝鮮半島の南海岸の東半分を制圧した。その結果、洛東江流域の農業、伽耶の鉄、南海岸の海産物を手に入れ、合わせて念願の中国との往来ルートを確保し、将に飛ぶ鳥を落とす勢いであった。勢いに乗る眞興王には、急激な領土拡張にともなう人材の確保が喫緊の課題であった。

## (2) 人材養成機能

即戦力としての人材確保とは別に、人材の養成も大きな課題であった。そこで、「要聚徒選士、教之以孝悌忠信、亦理國之大要也」、すなわち花郎徒衆を集め、孝悌忠信の徳目に沿って彼等を教育して、立派な人材に育てることが大事であり、この目的こそが、国を治める大要と考えられたのである。その結果、金大問が言ったように、花郎徒から賢い補佐の臣と忠臣が、そして良将と勇卒が生れたのである<sup>22)</sup>。新羅が国策として、まず眞徳王5年(651)に博士、助教、大舎を置き、神文王2年(682)に国学を礼部に設置したことは、既述した通りである。

## (3) 戦士養成機能

新羅戦士の臨戦無退については、權近と徐居正が『東國通鑑』の中で次のような論戦を展開している<sup>23)</sup>。

(權近曰) 季路問、子行三軍則誰與、孔子曰暴虎馮河、死而無悔者吾不與也、必也臨事而懼、好謀而成者乎、是雖因子路之才而告之、然實行師之要道也、不量其衆寡不察其虛實、不審其形勢、而輕死於賊手、則何益於事哉、殺吾身而可以克敵、則死之可也、生吾身而以辱國、則死之可也、無是二者、則豈可輕吾身、而快賊心之心乎、歆運、不聽詮知之說輕死於敵手、豈非烈志而短於謀乎、勝敗者兵家之常事也、與其死而無救於敗、孰若不死而圖效於後日哉、然視畏死而偷者則有間矣、

(權近曰) 季路問う、「子三軍を行らば、すなわち誰と組みするか」と。孔子曰く、「暴虎馮河、死して悔ゆる無き者は、吾れ組みせざるなり。必ずや事に臨んで懼れ、謀を好んで成る者か」と<sup>24)</sup>。これ子路の才に因りてこれを告ぐと雖ども、然も実に師を行るの要道なり。其衆寡を量らず、其の虚実を察せず、其刑勢を審にせずして、軽々しく賊手に死せば、すなわち何ぞ事に益せんや。吾身を殺して以て敵に克つ可くんば、すなわちこれに死して可なり。吾身を生かして祇だ以て国を辱かしめば、すなわちこれに死して可なり。この二者無くんば、すなわち豈に吾身を軽んじて賊の心を快にす可けんや。歆運、詮知の説を聴かず、軽々しく敵手に死す。豈に志に烈なるも而して謀に短なるに非ずや。勝敗は兵家の常事なり。其死して敗に救いなからんよりは、死せずして效を後日に図るに孰れぞや。然も死を畏れて生を偷む者に視ぶれば、すなわち間有り。

22) 『三国史記』新羅本紀、眞興王三十七年春之条。

23) 『東国通鑑』羅太宗2年(權近曰)の条。

24) 四部叢刊『論語』述而。

(臣等按) 當三國鼎峙之時、新羅爲國兵衆不如麗濟、土地不如麗濟、形勢不如麗濟、卒之二國先滅、而新羅獨存何耶、其人心世道之淳厖有以致之也、大抵新羅之俗、尚忠信、崇節義、臨戰則以進死爲榮、退生爲辱、此其所以可稱者、非麗濟二國所能及也、朱子嘗論秦俗曰、雍州土厚水深、其民厚重質直、無鄭衛驕惰浮靡之習、故尚氣概、先勇力、忘生輕死、其強毅果敢之資、足以成富強之業、非山東諸國所可及也、新羅之淳風厚俗、其亦類是歟、然而雍州之地、文武将之以興二南之化、使新羅如有躬行心、得之君作而唱之、則變魯至道之機、其不在於此乎、惜乎新羅之治、止於新羅而已耶、

(徐居正) 三国鼎峙の時に当り、新羅の国たる、兵の衆きは麗濟に如かず。形勢は、麗濟に如かず。これを卒<sup>お</sup>うるに二国先だつて滅し、而して新羅独り存せるは何ぞや。その人心世道の淳厖以て之を致す有るなり。大抵新羅の俗、忠信を尚び、節義を崇び、戦いに臨んでは、すなわち進死を以て榮えと爲し、退き生きるを辱と爲す。これその称すべき所以の者にして、麗濟二国の能く及ぶ所にあらざるなり。朱子嘗て秦の俗を論じて曰く、「雍州は土厚く水深く、其民は、厚重質直なり。鄭衛は、驕惰浮靡の習無し。故に氣概を尚び、勇力を先にし、生を忘れ、死を軽んず。その強毅果敢の資、以て富強の業を成すに足る。山東諸国の及ぶべき所に非ざるなり」と<sup>25)</sup>。新羅の淳風厚俗それ亦これに類するや。而して雍州の地は、文武これを用つて二南の化を興せり。新羅をして如し躬行の心あり。これを君に得て作つてこれを唱へしめば、すなわち魯に變ずる至道の機、それこれに在らざらんや。惜しいかな新羅の治、新羅に止まって已めることや。

これを要するに、高麗の末期の鄭夢周の門下生で当代随一の文人として名が高く、李朝の創設者李成桂に重用された權近(1352-1409)は、金歆運の行動を評して「暴虎馮河の輕挙妄動であり、血氣の勇」と酷評している。『東國通鑑』の編纂者徐居正は、「高句麗や百濟に兵力及び国力で劣る新羅が半島を統一できたのは、忠信を尚び、節義を崇び、進死を榮とし、退生を辱としたからである」と評価している。戦国の時代で、北から高句麗、西から百濟の侵略を受けていた新羅は、尽忠報国の戦士・勇壯義烈の勇卒が必要であり、軍幹部は、その養成に尽力していた。そのためにも、白雲、金庾信、官昌、金膺廉等十四～十八才程度の青少年を「花郎」とし、その花郎を頂点とした青少年の集団「花郎徒」を作り、射御を鍛練し、遊山で肉体鍛錬と友情の醸成に努め、世俗五戒を学習させて尽忠報国の戦士及び勇壯義烈の勇卒を養成したのである。花郎の経験者である將軍とその子、あるいは花郎であった將軍の子は、花郎徒の教えである世俗五戒を率先垂範し、尽忠報国の戦士となり、花郎徒衆も普段の活動の中で次第に世俗五戒が身に付き、新羅国家のために命を惜しまない忠勇義烈の青年勇士に育っていった。

---

<sup>25)</sup> 四部叢刊『毛詩』秦風、無衣。

## 5. 花郎徒説話とその内容分析

本項では、『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』に記載されている説話の概要把握と内容分析を行い、その説話の意図するところを考えてみたい。なお『三國史記』、『東國通鑑』の両誌に記載がある説話及び『東國通鑑』のみに記載がある説話には、年号の頭に「羅」表示を用いて記載箇所を表示し、『三國史記』または『三國遺事』単独で記載されている場合は単独で記入している。

### (1) 『三國遺事』塔像第四「薛原郎」

最初、薛原郎を奉じて国仙とした。これが花郎国仙のはじまりである。彼の碑を溟州に建てた。それからは人々が悪を改め善に向い、上の人を敬う一方下の者には温順に当り、五常・六芸と三師・六正が広く行われるようになった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞興王（540-576）	薛原郎・花郎の始		儒教の徳

### (2) 『三國史記』列伝第四十四「斯多含」（羅眞興 23 年（562）秋 9 月の条）

斯多含は、眞骨の家系の出身で奈密王の七代目の孫、父親は級飡であった。彼は、風貌が清秀であり、志気が方正であった。時の人達が花郎になることを勧めるので、止むを得ず花郎になった。その郎徒が無慮千人にのぼり悉く歓心を得た。眞興王が伊飡の異斯夫に命じて加羅を襲撃させた。斯多含は、従軍を請うたが、王は、幼少を理由に許さなかった。しかし斯多含の意思が固いので、貴幢裨將（副官）として従軍することを許した。彼の花郎徒衆で従うものが多かった。斯多含は、城門を急襲し敵を破った。

斯多含は、武官郎と死友の交わりを、約束をしていた。武官が病死すると彼は悲しみのあまり七日にして死んでしまった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞興王（540-576）	斯多含	無慮一千人、武官郎	勇と信

### (3) 『東國通鑑』羅眞興 27 年（566）春 2 月の条「白雲と際厚<sup>ジモフ</sup>」

白雲は、際厚の婚約者であった。白雲は、14 歳で国仙となった。15 歳の時盲となり、際厚の父母が婚約を取り消し太守に嫁入りすることとなった。際厚は、自分を奪いに来ようように白雲にいい、白雲は、太守から際厚を奪い逃げた。山で盗賊に会い際厚を奪われたが、白雲の徒衆・金眈が盗賊を殺し、際厚を白雲の所に連れ戻した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞興王（540-576）	白雲	金眈	信

### (4) 『三國遺事』塔像第四「彌勒仙花・未尸郎」

眞智王時代、興輪寺に眞慈という僧がいた。毎日彌勒像の前で「花郎に化身してこの世に現れ、お仕えできるようにして下さい」と祈った。ある夜「熊川の水源寺に行けば、彌勒仙花に逢える」という夢を見た。急いで水源寺に行くと、門の外で美少年が迎え部屋に案内してくれ、すぐに門の外へ出て行き姿を消した。水源寺の僧に彌勒仙花の話をする、南に千山がありそこに行ったらよいといわれた。眞慈が千山の麓へ着くと老人が現れたの

で、彌勒仙花に逢いたいというと、「水源寺の門外で既に会ったではないか」といわれた。眞智王が眞慈に彌勒仙花を探してみよというので、大勢の人で探していると、靈妙寺の近くで遊んでいる子供を見て、「これが彌勒仙花だ」と思い、名前を聞くと「未尸郎」と名乗った。眞智王は、未尸郎を敬愛し国仙とした。彼の風流が世に輝くこと七年、突然姿を消した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞智王（576-579）	未尸郎	僧・眞慈	彌勒信仰

(5) 『三國史記』列伝第五「貴山」（羅眞平 24 年（607）秋 8 月の条）

眞平王建福 19 年（602）8 月、百済が大軍を擁して阿莫城（全羅北道・雲峰）を包囲した時王は、援軍を送った。この援軍の中に貴山と箒項が少監として従軍していた。百済軍は、敗走したが、追撃した新羅軍を待ち伏せし新羅軍は撤退した。この時貴山は、父と共に退却部隊のしんがりとして最後尾に立っていたが、百済軍が伏兵を繰り出して攻めて来るので、父を自分の馬に乗せて帰らせ、自分は「私がかって圓光法師から臨戦無退と教えられた」といって箒項と共に突撃し、敵を数十人撃殺したあと戦死した。王は、貴山に奈麻を、箒項に大舎を追贈した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王（579-632）		貴山・箒項	臨戦無退

(6) 『三國史記』列伝第七「<sup>ヘロン</sup>奚論」（羅眞平 33 年（616）冬 10 月の条）

奚論の父・讚徳は、眞平王建福 27 年（610）椴岑城の縣令となった。翌年 10 月に百済の大軍が椴岑城を攻撃した。王は、上州・下州・新州三軍を救援に送ったが勝利せず引き上げてしまった。城は、遂に落ち讚徳は戦死した。王は、その子の奚論を大奈麻と為した。

眞平王建福 35 年（618）奚論は、金山の幢主となった。漢山州の都督・邊品と軍を起して椴岑城を奪取した。百済軍が兵を挙げて攻めて来た。「昔我父はここで戦死した。今日は私が死ぬ日である」といって突撃し戦死した。王は、遺族に厚い賞を与えて労った。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王（579-632）			臨戦無退

(7) 『三國史記』列伝第七「<sup>スルチョゴ</sup>訥催」（羅眞平 46 年（624）冬 10 月の条）

訥催は、沙梁の人で大奈麻・都非の子である。眞平王建福 41 年（624）、百済が速含、桜岑、岐岑、燧岑、旗懸、冗柵六つの城を包囲した。王は、上州、下州、貴幢、法幢、誓幢五軍を派遣したが、百済の勢いに負け引き上げてしまった。既に速岑、岐岑、冗柵の 3 城は落城したが、訥催は残り 3 城を死守していた。しかし救援軍が到らず、兵士共々全員戦死した。王は、訥催に級飡の官位を追贈した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王（579-632）			臨戦無退

(8) 『三國史記』列伝第八「劍君」(羅眞平 50 年 (627) 秋 9 月の条)

劍君は、大舎である仇文の子で、近郎(伊瀨・大日の子)の郎徒であり舎人の官であった。眞平王建福 44 年 (627) 45 年大飢饉があった。宮中の舎人達は共謀して蔵の穀物を盗み山分けしたが、劍君だけは、「近郎の徒に名を連ねている身であり、義でなければ千金の利といえども、心を動かされない」といって同僚に毒殺された。

王名 (在位)	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王 (579-632)	近郎	劍君	信義

(9) 『三國遺事』義解第五「二惠同塵」

眞平王の時、僧の惠宿は、花郎の好世郎の仲間として交わったが、好世郎が既に黄巻から名前を消してしまうと、師もまた赤善村(安康縣赤谷眞平王の村)に隠居して 20 余年になった。花郎の瞿岳公が郊外で獵をした。その時、僧惠宿が道端で馬の手綱を取り、供を願って許可された。一日獵をしたり、肉と一緒に食べたりして遊んだ。暫くして「公は仁徳を備えた人と思つたが、只殺戮を好み、他を害して自分を養っているのみである」といって立ち去った。

王名 (在位)	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王 (579-632)	好世郎・瞿岳	僧・惠宿	諫言

(10) 『三國遺事』感通第七「融天師彗星歌」

第五番目の居烈郎、第六番目の実処郎(突処郎ともいう)、第七番目の宝同郎の三人の花郎が、楓岳(金剛山)に遊ぼうとしたとき、彗星が心大星の近くに現れた。花郎達はこれを訝り旅行を中止しようとした。融天師が郷歌を作って唄うと、怪星は直ちに消えてしまい、日本軍も本国に戻ってめでたいこととなった。

王名 (在位)	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王 (579-632)	居烈郎・實處郎・寶同郎	僧・融天師	郷歌・呪術

(11) 『三國史記』列伝第五「金后稷」

金后稷は、智證王の曾孫で眞平王に仕え伊瀨となった。王が狩獵を好むので、「老子は、狩獵をするために出歩けば人の心が狂うと申しました」と諫言したが、聞き入れられなかった。金后稷が病気で死なんとするとき、息子に「我骨は王が狩獵に出かける道の傍に埋めよ」と命じた。王が狩獵に出かけようとする時「狩獵に行かないように」という声がするので王が「その声は誰だ」と聞くと、「伊瀨・金后稷の墓からです」と告げられた。王は、深く反省して狩獵を止めた。

王名 (在位)	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王 (579-632)			諫言

(12) 『三國史記』列伝第七「竹竹」(麗榮留 25 年 (642) 秋 7 月の条)

竹竹は、大耶川の人で、父は郝熱で撰干であった。善徳王のときに舎知となり、大耶城の都督・金品積幢を補佐していた。善徳王 11 年 (642) 百濟軍が大耶城を攻めて来た。金

品積及び阿漚の西川は百濟軍に降伏する。竹竹は、城を出ると必ず殺されると反対した。しかし、兵士が城門を開けて出て行き、百濟軍に殺されてしまった。竹竹は、「死を恐れて降伏できようか」といい、再度城門を閉め防戦したが落城し舍知の龍石と共に戦死した。王は、竹竹に級漚を追贈し、龍石には大奈麻を追贈、彼らの妻子を王都に移住させた。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
善徳王（632-647）			臨戦無退

(13) 『三國史記』列伝第一「金庾信」

①庾信公の十二代前の祖は、金官加耶の首露である。父は、蘇判（迺漚）で大梁州（陝川）の都督であった。庾信公は、十五歳のとき花郎になった。時の人達が悦んで服従したので、この群団を龍華香徒と呼んだ。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王（579-632）	金庾信	龍華香徒	彌勒信仰

② 『三國史記』列伝第一「金庾信」

眞平王建福二十八年（611）、庾信公 17 歳のとき高句麗、百濟、靺鞨が新羅の国土を侵すのを見て悲憤慷慨し、一人中嶽の石窟に籠り、沐浴齋戒して「禍乱を平定する志に手を貸して下さい」と祈った。忽然として老人が現れ、庾信に秘法を伝授しどこかへ消えてしまった。山の上が五色に輝いていた。翌年隣国が頻りに侵略してくるので、庾信公は、宝剣を持って咽薄山の深谷に入り天に祈祷すると、天から靈光が垂れて宝剣に降りた。また虚星と角星の光芒が赫然として垂れ来て宝剣が自ら動くようになった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王（579-632）			道教

③ 『三國史記』列伝第一「金庾信」（新羅本紀・眞平王五十一年（629）秋八月の条）

王は、大將軍・龍春と庾信の父・舒玄及び副將軍の金庾信を派遣して高句麗の娘臂城（清州）を攻撃したが、戦勢は新羅に不利であった。庾信公は、「衿を振れば裘が正され、元綱を下げてはじめて綱が張ると聞く。我はその衿綱にならん」というや否や、一人敵陣目がけて突き進み敵將を斬り軍旗を奪った。新羅軍は、庾信公に続き奮戦し大勝した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞平王（579-632）			勇・臨戦無退

④ 『三國史記』列伝第一「金庾信」（麗榮留二十五年（642）11月新羅の条）

王は、百濟を討って大耶城の戦いの報復をしようとして、伊漚・金春秋を高句麗に派遣して援兵を請わせた。善徳王 11 年の大耶城の戦いで死んだ都督・品積の妻は、春秋の娘であった。金庾信は「公が行って帰って来られなければ、私の馬蹄が必ず高句麗と百濟の王庭を踏み潰すであろう」と誓った。金春秋は「六十日で帰って来る。もしこれが過ぎても帰って来なかったら再び会うことはないであろう」といい、二人は互いに指の血を啜って別れた。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
善徳王（632-647）			忠・信義・友情

⑤『三國史記』列伝第七「丕寧子」（羅善徳十六年・眞徳王元年（647）冬10月の条）

百濟軍が茂山・甘勿等3城を包圍した。金庾信は、丕寧子が敵陣深く入って力戦する志があることを知って、曰く「歳寒くして、然後松柏の後て、凋むを知る。今日事急なり。子に非ずんば、誰か奮戦し奇を出だし、衆心を激へんや」と。我上は國の為、下は知己の為死す。丕寧子力戦して戦死。子の擧眞も、「父の死を見て自分一人生き延びることが出来ようか」といって亦死す。家来の合節も亦戦死す。新羅軍これに発奮し大勝した。王は、彼等の妻子と九族に恩賞を厚く与えた。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞徳王（647-654）			臨戦無退・忠

⑥『三國史記』列伝第一「金庾信」（羅眞徳二年（648）冬新羅の条）

時に金庾信は、押梁州の軍主になっていたが、わざと軍事に意が無いような振りをして一カ月以上酒を飲み憂楽に耽った。州の人は、「多くの人が一戦して見たいと思っているのに將軍は怠けている」と批判していた。庾信公はこれを聞いて、「今民心をみるに、戦いの準備はできている。兵の勝負は、その数の多少ではなく民心の如何に掛っている」と国王に奉上して出陣の許可を貰った。庾信公は、大梁城の戦いで百濟を破った。さらに勝ちに乗じて嶽城等十二城を占領し二万余を斬った。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞徳王（647-654）			部下掌握

⑦『三國史記』列伝第三「元述」（文武十二年（672）・唐咸亨三年秋八月の条）

唐の將軍・高侃らが四万の兵を率いて平壤に駐屯し白水城に迫った。新羅・高句麗軍は、逆襲して勝利し、追撃したが、石門の戦いで大敗した。大阿飡曉川、沙飡義文と山世、阿飡能申と豆善、一吉飡安那含と良臣らが戦死した。この戦いに金庾信の次男元述も裨將として参戦していたが、生き残って帰国した。金庾信は、「元述は、王命を辱めたのみならず、家訓にも背いた」として顔を見ることもなく勘当した。金庾信が死んだ後も、母親（武烈王の三女）は、決して元述と会わなかった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
文武王（661-681）			臨戦無退

(14)『三國史記』列伝第七「夫果、驟徒、逼実」

奈麻聚福に三人兄弟の夫果、驟徒、逼実がいた。

①「驟徒」

驟徒は、道玉という名の僧であった。百濟軍が助川城を攻撃して決着が付かなかった時、「私のような形だけで取るべき善行もない僧は、従軍して国に報いた方がよい」といって驟徒と改名し三千幢に志願した。そして前線に向かい敵と交戦し戦死した。



王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
武烈王（654-661）			忠・臨戦無退

②「夫果」

文武王 11 年（671）に新羅軍は、熊津の南で百済人と戦った。そのとき幢主であった夫果は戦死したが、その功は第一であった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
文武王（661-681）			臨戦無退

③「逼実」（羅神文 4 年（684）11 月の条）

神文王 4 年（684）、高句麗の残敵が報徳城で反乱を起した。逼実は出陣にあたり妻に、「兄二人とも王のために死に不朽の名声を残した。私も死を恐れず戦う。永久の死別である」といい残し、貴幢弟監として参戦し戦死した。神文王は兄弟三人に沙飡の官位を追贈した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
神文王（681-692）			忠・臨戦無退

(15)『三國史記』列伝第七「金歆運」（羅太宗二年（655）九月の条）

金歆運は、奈密王の八世孫、父は逆飡・達福である。年少にして花郎文努の徒として出入りしていた。衆徒が、「某は戦死してその名を留めている」ということを聞いて涙を流し自らを激励していた。僧轉密は、「この人は戦場に行けば必ず生きては帰らないであろう」といった。武烈王 2 年（655）、百済・高句麗連合軍が辺境を侵したとき、金歆運は、郎幢大監として出陣し助川城進攻のときに戦死した。金歆運と共に歩騎幢主の實用那、大監の穢破、少監の狄得も戦死した。王は、金歆運と穢破に一吉飡を、實用那と狄得に大奈麻を追贈した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
武烈王（654-661）	文努	金歆運・僧轉密	臨戦無退

(16)『三國史記』列伝第七「金欽春、盤屈、金令胤」

①「盤屈」（羅太宗 7 年（660）秋 7 月の条）

金欽春は、仁徳が深く信義が厚く、文武王のときに宰相となった。上には忠を以て仕え、民には寛恕を以て臨んだ。武烈王 7 年（660）唐の高宗が百済を征伐するとき、これに呼応し新羅は、金欽春と五万の兵を派遣した。黄山原で百済と遭遇し、戦局は不利であった。金歆運は、息子の盤屈を呼んで、「君に忠、親に孝を尽くさねばならない。危急に当り、命を投げ出すのが忠孝併せて全うすることである」といい、盤屈は、即座に敵軍に突撃し力戦して戦死した。王は、盤屈に級飡の官位を追贈した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
武烈王（654-661）			忠孝

②「金令胤」（羅神文 4 年（684）11 月の条）

神文王（684）のとき、高句麗の殘賊が報徳城で反乱を起こした。級飡の金盤屈の子である金令胤を黄衿誓幢の歩騎監に任じ出陣させた。新羅軍は、待機策に出たが、金令胤は、「進撃あるのみ退却はないと礼記にあり。他人の意見は不要である。進退は自分で決する」といって突撃し戦死した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
神文王（681-692）			臨戦無退

(17)『三國史記』列伝第七「官昌」（羅太宗 7 年（600）秋 7 月の条）

官昌は、新羅の將軍品日の子で少年のとき花郎となり人と良く交際をした。16 歳にして騎馬や弓射を良くした。新羅太宗 7 年（660 年）王が唐の將軍と共に百済を侵攻したとき、官昌は、副将であった。父から、「今日こそ功名を立てる日」と叱咤され、敵陣目がけて突撃したが、捕虜となった。敵将階伯はその少年の勇猛さに感激し生かして返した。官昌は水を一杯飲み、また突撃し今度は首を刎ねられ返された。父は、「我が子は、王のために死んで幸せである」といった。これを見た新羅軍は、決死の戦いをして大勝した。王は、官昌に級飡の官位を追贈した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
武烈王（654-661）	官昌		忠孝・臨戦無退

(18)『三國史記』列伝第七「匹夫」（羅太宗 7 年（600）11 月の条）

匹夫は、新羅の沙梁の人、父は、阿飡尊台である。百済は、高句麗及び靺鞨と結び新羅を侵略しようとしたので、匹夫を七重城の縣令に任じた。秋 7 月に唐・新羅連合軍が百済を滅ぼすと高句麗が七重城を攻撃して来た。匹夫は、20 日間よく戦ったが、大奈麻比敵が裏切り苦戦に陥った。匹夫は比敵を斬り、「忠臣義士は、死すとも屈せず。城の存亡この一戦にあり」と激励し全員戦死した。王は、憐れみ級飡を追贈した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
武烈王（654-661）			勇・臨戦無退

(19)『三國史記』列伝第七「裂起」（羅文武 2 年（662）2 月の条）

金庾信は、平壤城を包囲している唐軍に食料を補給するよう命じられた。寒さと高句麗軍の反撃で平壤から数里の地点で足止めされた。庾信は、歩騎監裂起と軍官仇近ら十五人を使者として唐軍へ派遣した。高句麗陣営を破り唐軍へ行き無事帰る。その後食料を唐軍へ届け高句麗軍と戦いながら無事帰還した。庾信は、裂起をはじめ「級飡」とし、のち王に願いでて「沙飡」とした。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
文武王（661-681）			勇・忠

(20)『三國遺事』奇異第二「考昭王代・竹旨郎」

第 32 代孝昭王の時、竹旨郎の徒に級干・得鳥がいた。黄卷（花郎名簿）に名があり、毎日

花郎の訓練に参加していた。彼が10日も来ないので竹旨郎がその母に問い合わせたところ、「幢典で阿干の益宣イソノシノが得鳥を富山城の倉庫番に任命したので行った」と答えた。竹旨郎は、郎徒137人を連れて饅頭と酒を持ち得鳥の慰労に出かけた。慰労したあと益宣に得鳥の休暇を頼んだが許可しなかった。税史ガンジンの侃珍カンジンが30石の米と馬鞍を与え漸く許可された。それを聞いた大王が牟梁部出身の益宣及び牟梁部出身の役人及び僧侶を全て追放した。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
考昭王（692-702）	竹旨郎	得鳥	信義

(21) 『三國遺事』塔像第四「栢栗寺」ベクリョンサ

天授3年（692）9月7日、孝昭王が大玄薩滄の子、夫礼郎を国仙（花郎）とした。彼の元には珠履（花郎徒が履く珠で飾った靴）を履いた徒が千名もいたが、そのうち安常というものと一番親しかった。天授4年（693）、仲間と金蘭に遊んだとき、狄賊に捕えられ連れて行かれた。門客達は為す術もなく帰ってきたが、安常だけが後を追って行った。その時、天尊庫にしまっておいた「神笛」と「玄琴」が一緒になくなっており、大王は、国仙と宝の笛及び琴を同時に失ったと大いに嘆かれた。夫礼郎の両親が、栢栗寺の大悲像の前で幾晩も祈祷していると、忽然として香卓の上に琴と笛が現れ、仏像の後ろに夫礼郎と安常が立っていた。話を聞いてみると、「拉致され牧夫として働かされていたとき、一人の僧が琴と笛を持って現れ海辺まで案内された。そこで安常と一緒にになり、舟となった笛に乗り、僧は琴に乗って空中に浮かび帰ってきた。安常は、俊永郎ジュニョンランの徒であるという説がある。俊永郎の徒には真才・繁完などの名前が知られている。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
考昭王（692-702）	夫礼郎	僧・安常	仏教

(22) 『三國遺事』奇異第二「景德王、忠談師」チュンデムサ

忠談の師・耆婆郎を褒め称えた郷歌の歌意が頗る高尚であることを聞いた景德王は、民を安んじる郷歌を作るように命じた。忠談は「安民歌」を作って奉じた。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
景德王（742-765）	耆婆郎	僧・忠談	郷歌・僧の徒衆

(23) 『三國遺事』感通第七「月明師・兜率天」

景德王19年（760）4月1日太陽が二つ現れて10日間もなくならなかった。そこで、「縁僧を招いて散花の功德を行えば祓うことができる」という天文を司る役人意見を入れ、朝元殿に壇を設け、青陽楼に登って縁僧を待った。その時、月明師が岡の南側の道を通っていくので王が人を遣って呼び寄せ祈祷文を作らせようとした。月明は、「僧は国仙の徒でありますから、ただ郷歌を知っているだけで梵声は慣れておりません」といったが「郷歌で差し支えない」といったので月明は、兜率歌を作って差し上げると、日の怪変が消えてしまった。王が喜んで茶一袋と水精念珠108個を下賜した。その時、一人の子供が現れ、月明師の茶と念珠を貰い受け出て行った。茶と念珠は、王宮内の塔の中の弥勒菩薩の絵の前に置いてあった。月明師の徳と誠が弥勒菩薩を感動させたのであった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
景德王（742-765）		僧・月明師	彌勒信仰・僧の徒衆

(24) 『三國遺事』 奇異第二「四十八代・景文大王」

膺廉<sup>ウンリョム</sup>は、18歳にして国仙となった。20歳になったとき憲安大王が郎を呼んで、「国仙となって全国を遊覧するうち、何か変わったことを見なかったか」と訊ねた。郎は、「美しい行いをする三人を見ました。すなわち人の上に立つ身分でありながら謙って人の下にいる人、富豪でありながら質素な着物を着ている人、高貴な勢力家でありながらその威厳を示そうとしない人であります」と答えた。その話を聞いた王は、娘二人のうち好きなほうを嫁にやることにした。郎の仲間の頭に範教師<sup>ボンギョサ</sup>というものが、「美人の妹ではなく不美人の姉と結婚すると良いことが三つある」と忠告した。不美人の姉と結婚してすぐ王が死去し、膺廉は、王に即位した。後二つの良いこととは、「不美人の姉を選んだので王と王妃が喜んだこと」「美人の妹を妾できたこと」であった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
憲安王（857-861）	金膺廉	僧・範教師	僧の徒衆、謙虚

(25) 『三國史記』 奇異第二「四十八代・景文大王」

国仙の邀元郎<sup>ユウォン</sup>、蒼昕郎<sup>ソフン</sup>、桂元<sup>ケウォン</sup>、叔宗郎<sup>スクチョン</sup>らが金蘭（江原道・通川）に遊んだ。心潜かに王を助けて国を治めようとする気持ちがあったので、歌三首を作り王に送った。その歌は伝わっていない。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
憲安王（857-861）	邀元郎・蒼昕郎・叔宗郎		遊山・郷歌

(26) 『三國史記』 列伝第八「孝女知恩」

百姓の娘孝女・知恩は家が貧乏なので嫁に行かず、乞食をしても母を養ったが、遂に奴隷となり米10余石を得た。母は「前の食事は旨かったが今の食事は不味い」というので奴隷になったことを告げた。母は私が速く死ねばと泣いた。これを聞いた花郎の孝宗<sup>ヒョジョン</sup>郎は、知恩を奴隷から解放し良民に戻してやった。これを知った花郎徒数千人は、それぞれ穀物一石ずつ出して贈ってやった。孝宗郎は、第三宰相舒發翰、仁慶の子であった。

王名（在位）	花郎名	花郎徒衆	説話内容
眞聖王（887-897）	孝宗郎		孝女

## 6. 圓光法師と花郎徒衆の僧

新羅社会は、『三國史記』列伝「薛蘭郎」に、「新羅用人論骨品、苟非其族、雖有鴻才傑功、不能榮路」とある如く、能力や功績があっても評価されず、骨品によって官位が決定されていた。しかし金官加耶や大伽耶の併合、江原道への進出など、領土の拡大を図っていた新羅にとっては、人材の確保と尽忠報国、勇壮義烈の戦士の養成が喫緊の課題であった。圓光法師は、眞平王の命によって、未だ軌道に乗っていない花郎徒の聖典として「世俗五戒」を作成すると共に、漸く芽生えて来た彌勒信仰を利用し、花郎を彌勒菩薩に見立

てて、花郎徒衆を龍華香徒と称し、花郎に忠誠を誓う貴族青少年を花郎徒に練成させた。竹旨郎には「137 人」、夫礼郎には「珠履千徒」と具体的な花郎徒衆数が記載されている。また花郎徒衆に「世俗五戒」を理解させるための教導役として、僧侶を花郎徒に派遣した。次の文は、それを証する具体的な例である。

『三國史記』列伝「金歆運」

金歆運少遊花郎文努之門、時徒衆言及某戰死、留名至今、歆運慨然流涕、有激勵思齊之貌、同門僧轉密曰、此人若赴敵、必不還也、

『三國遺事』義解「二惠同塵」

釋惠宿、沈光於好世郎徒、郎既讓名黃卷、師又隱居赤善村二十余年、

『三國遺事』感通「月明師・兜率歌」

明奏云、臣僧但屬於國仙之徒、只解鄉歌、不閑聲梵、王曰、既卜緣僧、雖用鄉歌可也、明乃作兜率歌賦之、

これらによれば、轉密は、花郎文努、惠宿は花郎好世郎の徒衆であり、月明師の花郎は、不明であるが、彼は花郎徒衆であった。圓光法師が策定した「世俗五戒」を教授しようとするれば、四書五経の素養がなくてはならず、当時四書五経を知っている知識人は、僧侶以外には一部の知識人しかいなかったと推察される。未だ教育体制が整っていなかった新羅においては、朝廷が花郎徒に僧侶を派遣し、花郎徒衆に対して「世俗五戒」の指導を徹底的に行い、天性の忠の醸成に努め、尽忠報国、勇壯義烈の士卒の育成を図ったのである。

### Ⅲ. 花郎徒と彌勒信仰

中国への仏教伝来は、インドからカシュガルへ渡り、天山山脈の南麓に沿って敦煌へ到る北道とカシュガルから崑崙山脈の北麓に沿って敦煌へ到る南道を利用して、紀元前 243 年から紀元 67 年にいたる間に伝来したといわれている。中国への仏教伝来については、有名な白馬寺伝説がある。後漢の明帝は、光を放つ金人が庭に降り立つ夢を見て、西方に仏教があることを知った。明帝は、十八人の使者を西域に派遣し仏教を求めさせた。その途中で使者は、白馬に経典や仏像を積んで東に向かう迦葉摩騰と竺法蘭に出会い彼ら連れを洛陽に帰った。明帝は、洛陽外に白馬寺を建立し二人を住ませた。ここで訳されたのが『四十二章経』で中国最初の経典であるという<sup>26)</sup>。

#### 1. 三国への仏教伝来

##### (1) 高句麗への仏教伝来

高句麗に仏教が伝来したのは、小猷林王 2 年（372）であった。『三國史記』高句麗本紀小猷林王二年夏六月の条に、「秦王、符堅が使者と僧の順道を派遣して、仏像と経文を送つ

<sup>26)</sup> 田村圓澄『古代朝鮮仏教と日本仏教』（吉川弘文堂、1980 年）3 頁。

たので、王は、使臣を派遣して答礼し朝貢した」とある<sup>27)</sup>。高句麗の故国原王は、燕(349-370)の冊封体制下にあったが、五胡十六国の前秦(351-394)の苻堅が370年に燕を滅ぼしたので、高句麗の故国原王は、こんどは前秦に忠誠を誓った。その2年後372年に前秦王の苻堅は、高句麗王の小獣林王に対して仏教を「下賜」したのである。このことは次のような意味合いを有している。

- ① 仏教は、宗主国である前秦から臣従国である高句麗に下賜されたものである。したがって無条件で受容すべきものであった。すなわち高句麗の仏教伝来は、宗主国と臣従国間の政治、外交問題であった。
- ② 高句麗王の小獣林王にとって仏教受容は内政問題であった。すなわち仏教受容は、前秦に対する忠誠の証であるため、貴族層の仏教に対する反発は許されず、小獣林王の権力を誇示する機会でもあった。
- ③ 高句麗の仏教伝来は、王及び貴族の問題であり、庶民は全く関係がなかったといえる。

## (2) 百済の仏教伝来

百済への仏教伝来は、枕流王元年(384)であった。『三國史記』百済本紀・枕流王元年九月の条に、「胡僧、摩羅難陀が晋から来た。王は、彼を迎えて宮内で礼儀をもって尊敬した。仏法は此時からはじまった」とある<sup>28)</sup>。百済も高句麗と同様「下賜」された仏教であった。

## (3) 新羅の仏教伝来

### ① 異次頓説話

『三國史記』法興王15年の条に仏教伝來說話がある。「訥祇王(417-458)のとき、高句麗から僧・墨胡子が一善郡(善山郡)にやって来て、毛礼の家の窟室に住した。」<sup>29)</sup>これが新羅仏教のはじまりである。その後炤知王(479-500)のとき、阿道という僧が侍者三人と共にまた毛礼の家にやって来た。数年後阿道は、死んだが、三人の侍者は、仏法の講話を行い、仏教を信奉するものが現れた。

また『三國遺事』原宗興法、厭鬻滅身の条に、法興王14年(527)に小臣である異次頓が仏法のため殉教した。貴族達は、「僧徒を見ると、風体は異様で議論は奇詭にわたり常道ではない」と言って重罪になっても仏教受容には反対であると抵抗した。仏教を興そうと欲した法興王は苦境に立った。奉仏派の異次頓が身を犠牲にしても王を救いたいと申し出た。法興王がただ一人受け入れを唱える異次頓を斬刑に処すと、異次頓の身体から白い血が流れ出た。人々は不思議に思いそれ以来仏法について反対しなかったという。

27) 『三國史記』高句麗本紀、小獣林王二年夏六月の条「秦王苻堅使及浮屠順道、送佛像經文、王遣使廻謝、以貢方物」。

28) 『三國史記』百済本紀、枕流王元年九月の条「胡僧摩羅難陀自晋至、王迎之致宮内禮敬焉、佛法始於此」。

29) 『三國史記』法興王十五年の条「肇行佛法、初訥祇王時、沙門墨胡子自高句麗至一善郡、郡人毛禮於家中作窟室安置」

## ②寺院の建造

- i 『三國史記』眞興王 5 年（544）春 2 月の条に「興輪寺成」とある。
- ii 『三國史記』眞興王 14 年（553）春 2 月の条に「王命所司、築新宮於月城東、黃龍見其地、王疑之、改爲佛寺、賜號曰皇龍」とある。

## 2. 彌勒信仰

### (1) 彌勒三部經

彌勒信仰の中心をなす經典については、松本文三郎が彌勒三十七經典を詳細に分析検討し、以下に述べる「彌勒六部經」と呼ばれる次の六つに整理している<sup>30)</sup>。

- ①「仏説觀彌勒菩薩上生兜率天經」（「彌勒上生經」と略す）北涼・沮渠京声訳（455 年）
- ②「仏説彌勒下生經」西晋・竺法護訳
- ③「彌勒下生經」後秦・鳩摩羅什訳（401）
- ④「仏説彌勒下生成仏經」唐・義浄訳（703）
- ⑤「彌勒成仏經」後秦・鳩摩羅什訳（401）
- ⑥「仏説彌勒來時經」（略して「來時經」）失訳

松本よれば、竺法護訳の『彌勒下生經』は、竺法護訳とは疑わしく、義浄訳の『彌勒下生成仏經』と『彌勒來時經』は、鳩摩羅什の『彌勒下生經』と同じ本であり除外する。鳩摩羅什の『彌勒下生經』は、『彌勒成仏經』の要点を取り出した抄本である。したがって重要なものは、『觀彌勒菩薩上生兜率天經』と『彌勒成仏經』及びその抄本である『彌勒下生經』であり、これらを「彌勒三部經」という。

これら所謂「彌勒の三部經」の成立順序は、『彌勒下生經』が『彌勒成仏經』の抄本であるから、前者は後者より後に作られたものである。また『彌勒上生經』の「彌勒上生の時」の説明項の最後に、「閻浮堤の歳数は五十六億万歳にして、爾く乃ち閻浮堤しかに下生すること、『彌勒下生經』に説くが如し」とあることから<sup>31)</sup>、『彌勒上生經』は『彌勒下生經』より後に作成されたことがわかる。

### (2) 彌勒上生經<sup>32)</sup>の概要

#### ①説法の集まり

仏は、舎衛国の祇園精舎にお出でになり、周りを金色の蓮花の雨を降らせた。これを見て摩訶迦葉、舍利佛<sup>33)</sup>、文殊菩薩、龍神、夜叉に至るまで仏前に雲集した。

#### ②彌勒の登場

その時仏が、百万億の陀羅尼の教えを説かれると、彌勒菩薩が即座にその教えを感得した。彼はすぐ立って両手を合わせて仏の前に進み出た。

#### ③仏による彌勒上生の予言

その時、優波離が仏に質問した。「世尊は、阿逸多（彌勒）を次の仏たるべしと言われま

<sup>30)</sup> 松本文三郎『彌勒浄土論・極楽浄土論』（平凡社東洋文庫、2006 年）30-80 頁。

<sup>31)</sup> 石田瑞麿「仏説觀彌勒菩薩上生兜率天經」（『仏教經典選 12・民衆經典』筑摩書房、1986 年）36 頁。

<sup>32)</sup> 同前、9-56 頁。

<sup>33)</sup> 迦葉～統率者、舍利佛～知恵第一、優波離～持律第一。

したが、いつ命終えて、どこに生ずるのでしょうか」と。仏は、「十二年後に命終り、兜率天に往生するであろう」と答えた。以下上生経は、「彌勒が兜率天へ往生するとき、兜率天には一生補処の菩薩を迎えて供養せんがために、五百万億の天人が五百万億の宮殿を作り、法堂を建立する」とし、その兜率天の状況を詳細に描いている。

#### ④ 仏の兜率天讃歌

もし比丘や人々の中で生天を願う者や彌勒の弟子になりたい者は、在家なら五戒や八齋戒、出家なら具足戒を守り、十善の教えを修め、それぞれに兜率天の快樂を思惟しなさい。これが彌勒の元に至るための正観である。

#### ⑤ 彌勒の下生

彌勒は、兜率天にあって昼夜常に教えを説き、多くの天人を導く。五十六億万年を経て閻浮提に下生することは、既に『彌勒下生経』に説く通りである。

#### ⑥ 往生の方法

兜率天に生れたいと願う者が、一瞬でも彌勒の名を唱えれば、千二百劫に亘って生死を繰り返す罪を除き去るであろう。ただ彌勒の名を聞いて合掌し、慎み敬うだけでも五十劫に亘って生死を繰り返す罪を除き去るであろう。彌勒を礼拝するならば、百億劫に亘って生死を繰り返す罪を除き去り、假令天上界に生まれなくても、未来世には彌勒菩薩が悟りを開く龍華菩提樹の下で彌勒に値遇することを得るであろう。

### (3) 彌勒下生経<sup>34)</sup>の概要

#### ① 舍利佛の問い

舍利佛は、「世尊、彌勒は、兜率天から閻浮提に下生して、仏となるに違いないでしょう。彌勒の功德による不思議な能力や国土の莊嚴さを聞かせて下さい」と頼んだ。また、「世の人々は、どのような布施を行い、どのような誠めを守ることに依って彌勒を見ることが出来るのでしょうか」と教えを乞うた。

#### ② 彌勒下生時の閻浮提

四大海の水が減少して三千由旬(1由旬=11km)に至ると、閻浮提は、縦一万由旬、横八千由旬の平坦な地面となり、美しい花や草木が茂り、人の寿命は、八万四千歳で、正しい知恵や徳、安らぎ、信仰の悦びに浸る(即ち現世浄土となる)。ただ排泄、飲食、老衰の三つの病がある。

ここに翅頭末という大きな城があり、福德の人で一杯であった。城の近くの池に多羅尸棄という龍王が住し、夜になると細かい雨を降らして土に湿り気を与え、埃を立てさせなかった。城には強大な夜叉神がいて、常に城を守護し清掃していて清潔である。もし糞尿で汚れることがあると地面が割れてこれを取り込んでしまう。人の命が終わろうとすると、ひとりで墓地へ出かけて死ぬ。世の中は安楽であり怨賊、劫竊の憂いがなく、城も村も門を閉じる必要がない。また衰惱、水火、刀兵、飢饉、毒害の厄難もなく、人心は、常に慈心ありて恭敬和順し諸根を調伏して語言が謙孫である。

<sup>34)</sup> 石田瑞麿「仏説彌勒下生成仏経」(『仏教経典選12・民衆経典』筑摩書房、1986年)59-103頁。



### ③彌勒の下生

この国を統治するのは転輪聖王<sup>35)</sup>である。その城の中に妙梵と梵摩波提というバラモンの夫婦がおり、彌勒は、この夫婦を父母としてこの世に生を受ける。成長した彌勒は、世間の人々が五欲の憂いに悩んでいるのを見て、出家して道を学び龍華菩提樹の下に坐した。時に様々な天主や龍神が華香を雨と降らせ彌勒仏を供養する。転輪王が龍華樹の彌勒仏を詣で出家することを乞うて拝礼すると、即座に王の頭髪は落ち、袈裟が身に着き沙門の姿と化した。

### ④彌勒の釈迦讚歌

彌勒仏は、大衆を見てその思いを仰せられた。「今様々な人々が私の元にやって来たのは、天上世界に生まれる楽しみを得るためではない。また今この世での楽しみのためでもなく、ただ究極真実の悟りによる替わることのない常住とその楽しみを得たいということのためである」と。「この人々は、仏の教えに従って様々な功德の種を植え、釈迦牟尼仏から遣わされて、私に託されたのである。だから今揃って私の所にやって来た。私は、是を受け入れよう」と。こうして大衆に説法をなした。

### ⑤彌勒三会の説法

彌勒仏は、華林園にお出でになるが、園内には大勢の人々で溢れている。最初の集まりで九十六億人が阿羅漢(学ぶ要のなくなった修行者)の悟りを得、第二回目の説法で九十四億人、第三回目の説法で九十二億人が悟りを得た。

#### (4) 彌勒下生と現世仏

彌勒信仰には、『彌勒上生経』に描かれている兜率天という天上の浄土と、『彌勒下生経』に描かれている彌勒が下生するとき出現する地上の浄土とがあることは、上述したとおりである。勿論彌勒下生は、釈迦入寂後 56 億余年という未来である。しかし時間的観念を無視して「今こそ彌勒下生のとき」とするならば、下生信仰は、死後の往生を待たずとも、この地上に現世の浄土を実現する極めて現世的な信仰となる。「自分は彌勒の化身である」という指導者の妖言を信じて、隋や唐において大規模な反乱が生じた。隋の大業 6 年(610) 白衣を纏い、香花を持った一団が、彌勒仏の出世であるとして宮殿に乱入した事件や大業 9 年(613) 宋子賢の反乱、また唐代に入ると「則天は、これ彌勒仏の下生なり。閻浮提の主となる」と薛懷義が唱えた則天武後の武周革命などが典型的な事件である<sup>36)</sup>。

### 3. 『三國史記』および『三國遺事』にみる花郎徒と彌勒信仰

#### (1) 『三國史記』と『三國遺事』の彌勒説話

##### ① 『三國遺事』卷第三塔像「彌勒仙花・未尸郎・眞慈師」

眞智王時代(576-579) 興輪寺に眞慈という僧がいた。いつも堂主の彌勒像の前に行き、次のように願を掛けていた。「我が大聖よ、花郎に化身してこの世に現れ、常に御前に近づき、お仕えできますようにして下さい」と。ある夜夢に一人の僧が現れ、「熊川の水源寺に

<sup>35)</sup> 転輪王～輪宝を転がして須弥山の廻りの四大陸を統治する王。

<sup>36)</sup> 速水侑『日本人の行動と思想 12・彌勒信仰』(評論社、1971年) 40-43頁。

行けば、彌勒仙花に会えるであろう」といった。水源寺を訪ねると門前に目鼻立ちの整った少年が出迎え客室へ案内してくれた。水源寺の僧に夢の話をする、「南の方に千山がありそこに行ったらよい」と教えてくれた。眞慈が千山の麓へ来ると老人が現れ「何をしに来たか」というので「彌勒仙花に会いに来た」と答えると、「水源寺の門の外で既に会っているのに、今更またどうしようというのか」と言って去って行った。

## ②『三國史記』列伝「金庾信・上」

眞平王時代（579-632）、金庾信公は、十五歳（611年）のときに花郎となったが、時の人達は悦んで服従したのでこの群団を龍華香徒と呼んだ。

龍華とは、所謂『彌勒上生經』の優波離が釈尊に往生の方法を聞いた時に「例え天上界に生まれなくても、未来世には彌勒菩薩が悟りを開く龍華樹の下で会うことが出来、至上最高の悟りを求める心を起こすであろう」<sup>37)</sup>と答えた龍華樹であり、その下に集う徒が龍華香徒である。また『彌勒成仏經』においては、蟻佉王が捧げた宝台をバラモン達に布施したところ、即座にそれを打ち壊し皆で等分に分配したことを見て「美しかった宝台が一瞬にして壊れた無常の様を見て、存在するものは全て磨滅することを知り、龍華菩提樹の下に坐り悟りを開いた」<sup>38)</sup>と記載されている龍華菩提樹である。

すなわち龍華香徒とは、金庾信を彌勒菩薩と仰ぎ、その下生信仰によって団結結合する集団を意味しているのである。

## ③『三國遺事』卷第三塔像「生義寺石彌勒」

善徳王（632-647）の時に生義という僧が道中寺に住んでいた。ある夜、夢の中で一人の僧が草を結んで印にしながら、彼を連れて南山に登っていった。山の南祠まで来ると、「私は、ここに埋もれている。師は、私を引き出して峰の上に安葬してくれ」と言った。夢から覚めた生義は、印を辿って祠に辿りつき掘ってみると、石の彌勒が出て来た。生義は、石彌勒を取り出し、三花嶺の上に寺を立てた。善徳王12年（644）のときであった。のちに生義寺と名付けた。

## ④『三國遺事』卷第五神呪「密本<sup>さいじや</sup>摧邪」

善徳王の承相金良圖が子供であったとき、突然体が硬直し口も聞けなくなってしまった。金良圖が見ていると、一匹の大鬼が大勢の小鬼を連れて家の中を占領していた。父が法流寺の僧を呼んで経を読ませると、小鬼共が僧を殺してしまった。そこで密本法師を呼んで経を挙げて貰うことにした。密本法師が現れる前に、大力神が現れ大勢の鬼を縛り上げ、また無数の天神が鬼達を取り巻いてしまった。金良圖は、密本法師が来る前に口が聞けるようになり、体も自由になった。金良圖は、興輪寺の呉堂の主仏である彌勒菩薩と左右の菩薩の塑像を作り、金色の堂の壁画を画かせた。

<sup>37)</sup> 石田瑞磨『仏教經典選 12・民衆經典』「彌勒上生經」「設不生天、未來世中龍花菩提樹下亦得值遇、發無上道心」（筑摩書房、1986年）49頁。

<sup>38)</sup> 石田瑞磨『仏教經典選 12・民衆經典』「彌勒下生經」「彌勒菩薩見此妙台須與無常、知一切法皆亦磨滅、修無常想、出家學道、坐於龍華菩提樹下」（筑摩書房、1986年）75頁。

⑤『三國遺事』卷第二紀異「考昭王代・竹旨郎」

眞徳王時代（647-654）、述宗公が都督使として朔州へ赴任した時、竹旨嶺で風貌賤しからざる一人の居士が道路を修理していた。赴任して一カ月が過ぎた夜に、その居士が部屋に入ってくる夢を見た。述宗公は、不思議に思い居士の安否を確認すると、居士は、述宗公が彼の夢を見た日に死んだという。公は、居士を嶺の上に葬ってやり、石彌勒を作って墓前に立てた。妻は、夢を見た日に妊娠し男の子を生んだ。名前を竹旨と付けた。彼は、金庾信と共に三国を統一し大臣となった。

⑥『三國遺事』卷第五感通「月明師・兜率歌」

景德王 19 年（760）4 月 1 日太陽が二つ現れて十日間も消えなかった。日官は「縁僧を招いて散花の功德を行えば祓うことができますよ」といった。王は、朝元殿に清めた壇を設けて縁僧を待った。その時、月明師が現れたので呼び寄せ祈祷文を作らせた。月明は、「私は、国仙の徒なので、郷歌は、知っているが梵歌はなれておりません」といったが、王は、「郷歌でも構わない」といって郷歌を作らせた。この歌は、「宮中の高樓にて今日散花歌を歌い、青雲に一片の花を送る。懇ろなる直き心の命ずる所なれば、遠く兜率の大仙家を迎える」というものである。やがて日の怪変が消えてしまった。王は、悦んで月明師に茶一袋と念珠を賜った。突然一人の子供が現れ、その茶袋と念珠を持って宮殿から出て行った。王が不思議に思い後を追いかけてみると、茶と念珠は、王宮内の塔の南壁にある彌勒の絵の前に置いてあったという。

⑦『三國遺事』卷第二紀異「景德王 忠談師 表訓大徳」

3 月 3 日、景德王が樓に立ち威厳のある僧を連れて来るよう命じた。忠談という僧を連れて来た。忠談は、「私は、毎年重三（3 月 3 日）と重九（9 月 9 日）の日に、南山の三花嶺におわす彌勒菩薩にお茶を沸かして差し上げている。今日も三花嶺から帰る所である」と答えた。王は、茶を一杯所望した後、師の耆婆郎讚歌は高尚であると聞いた。私のために民を安んじる安民歌を作ってくれるように頼んだ。

⑧『三國史記』列伝「<sup>クンダ</sup>弓裔」

弓裔は、憲安王の子であったが、生れ付き齒が生えていたため不吉な子として遺棄された。乳母が拾って育て、高麗の興教寺へ入れ僧侶となった。名を善宗といった。眞聖王 6 年（892）に北原（現・原州）の盜賊・梁吉の子分となり頭角を現し、江原道を平定した。さらに勢力を拡張し開城を都と定めた。高麗の太祖・王建も弓裔に身を投じた。しかし次第に暴君となった。自ら「彌勒仏」と称し、頭に金の巾を冠り、身に袈裟を着用した。故無く殺される者が続出すると、遂に王建が義旗を挙げ弓裔を討伐した。

(2) 花郎と彌勒菩薩

①彌勒説話の発生時期

『三國史記』、『三國遺事』の彌勒説話を国王別・在位別に一覧性を持たせたのが表 1 である。三国統一後の景德王時代は別として、それまでは眞智王から各代必ず彌勒下生の説

話がある。特徴的なことは、眞徳王の次から景德王の前まで6代に亘り、彌勒説話がないことである。新羅末期となり王権が衰えて自ら彌勒仏と称する弓裔の反乱が起き、新羅の

表 1. 国王別彌勒説話

王名	在位	備考
眞智王	576-579	興輪寺の僧・眞慈
眞平王	579-632	金庾信、花郎就任、龍華香徒
善徳王	632-647	金良圖興輪寺彌勒菩薩供養
	632-647	僧・生義の石彌勒供養
眞徳王	647-654	夢枕の菩薩を供養・息子に憑依
景德王	742-765	忠談師安民歌を作成
景德王	742-765	月明師。彌勒・童子姿で下生

滅亡となる。彌勒説話が花郎説話の盛隆と同じような傾向を辿っている。

## ② 彌勒経の注釈書

八百谷孝保は、「彌勒経典に関する末疏は、支那に於いて多く見出される所であるが、朝鮮新羅に於いてもまた相當に存する。元曉(617-686)の『彌勒上生経宗要』一卷、義寂(625-702)の『彌勒上生経料簡』表一卷、太賢の『彌勒上生経古述記』一卷、『彌勒下生古述記』一卷、『彌勒成仏経古述記』一卷、幞興(神文王代)の『彌勒経述贊』三卷、『彌勒経逐義述文』四卷等がある」という<sup>39)</sup>。新羅時代の彌勒信仰流行の一端を窺い知ることができる。特に元曉と義寂は、三国統一時期に活躍しており、彌勒経の布教に寄与したと考えられる。

## 2. 彌勒経典の注釈書

僧名	年代	著書	備考
元曉	617-686	『彌勒上生経宗要』	還俗、浄土教普及に尽力
義寂	625-702	『彌勒上生経料簡』	661-671入唐
幞興	神文王代 (681-691)	『彌勒経述贊』 『彌勒経逐義述文』	
太賢	8世紀中葉	『彌勒上生経古述記』 『彌勒下生古述記』 『彌勒成仏経古述記』	

## ③ 花郎徒における彌勒信仰

『三國史記』『三国遺事』に記載されている彌勒説話のうち、花郎と関係した説話は、眞智王時代(576-579)の「興輪寺の僧・眞慈が、花郎に化身してこの世に彌勒菩薩が出現することを願うと、未尸郎という少年の姿で現れ花郎になった話」と「金庾信(593-673)が十五才で花郎となると時の人が喜んで集まり、この群団は龍華香徒と呼ばれたという話」である。新羅に彌勒信仰が伝来したのは、527年の仏教伝来と同時期であると推定されるから、広く一般に信仰されるようになったのは、表2にあるように元曉や義寂が『彌勒上生経宗要』や『彌勒上生経料簡』などの解説書を表し、彌勒経の布教に寄与した三国統一前後からと考えられる。しかし576年に結成した花郎徒が軌道に乗らなかったことに鑑み、八百谷の「眞興王の新羅勃興期にあって、一般庶民や貴族の精神的統合は欠くべからざる重要事であったろう。さすれば国家がある貴族を中心にして一つの宗教団結を作り上げることは、その善処を得れば国内統治上も、外敵に対しても、利するところ大なるものがあつたであろう」<sup>40)</sup>という説は否定し得ない。しかし速水が主張する「花郎制度は、指導者を彌勒の下生と信じさせ、その指導者を通じて国家への忠誠を尽させることにより、国家が貴族及び宗教の統制を同時に行おうとした」<sup>41)</sup>ことについては、若干異論がある。金庾信の花郎徒衆が「龍華香徒」と呼ばれたことをその根拠にしていると思われるが、この

39) 八百谷孝保「新羅社会と浄土教」(大塚史學會『史潮』1937年12月)148頁。

40) 同前、162頁。

41) 速水侑『日本人の行動と思想 12・彌勒信仰』(評論社、1971年)45頁。

説話をもって「花郎を彌勒と信じさせ、眞平王が貴族及び宗教と統制を企図」したとするには、圓光法師が眞平王から「花郎徒の再構築を委任されたこと」「花郎徒の聖典たる世俗五戒の作成経緯と内容」「新羅における彌勒信仰の熟成度」などを考え併せると片面的な感が否めない。

## 第六章 二才衆及び花郎徒衆の忠と忘生軽死思想

6世紀中頃、眞興王の時に結成された花郎徒は、戦闘要員養成機関及び人材発掘機関であった。一方16世紀、島津忠良の時にその端を発する兵児二才も新羅の花郎徒と類似した機能を有していた。6世紀後半から7世紀前半の新羅は、高句麗、百済との戦争、また16世紀の薩摩三州は、三州統一や戦国時代など両者共、同じような社会的背景にあり、新羅の花郎徒衆や薩摩の二才衆に求められたものは、国のため君のために命を投げ出す忠という名の忘生軽死思想であった。

『東國通鑑』羅太宗2年9月の条に、花郎・文努の門に遊んだ奈勿王八世の孫、金歆運の説話がある。「百済の助川城を攻撃するべく出陣したが、百済の夜襲を受け、新羅陣は混乱した。咫尺を弁ずることが出来ない暗中に剣を抜き敵陣を突いて戦死した。」という説話である。

この説話について権近は、「大軍を率いる場合に誠めるべきは血気の勇である。」という孔子の言を引用して「戦場で死ぬときは、自分が死ぬことによって勝利する場合と自分が生き延びることによって国辱となる場合である。軽々しく死ぬことは敵を喜ばすだけである。」と金歆運の勇を痛烈に批判している。

一方、編者の徐居正は、「三国鼎峙の時に当り、新羅の国たる兵の多きは、麗済に如かず、刑勢は、麗済に如かず、これを卒ふるに二国先だつて滅し、而して新羅独り存せるは何ぞや。その人心世道の淳尠以てこれを致す有るなり。大抵新羅の俗、忠信を尚び、節義を崇び、戦いに臨んで即ち進死を以て榮と為し、退き生きるを辱と為す。これその稱する可き所以の者にして、麗済二国の能く及ぶ所に有らざるなり。」と、新羅の忠信、節義、進死、生辱の俗を称賛している。また「朱子嘗て秦の俗を論じて曰く、雍州は、土厚く水深く、其民は、厚重質直なり、鄭衛の驕惰浮靡の習無し、故に氣概を尚び勇力を先にし、生を忘れ、死を軽んず、其の強毅果敢の資、以て富強の業を成すに足る、山東諸国の及ぶ可き所に非ざる也と、新羅の淳風厚俗、其れ亦た是に類するや。」とも述べている。

このような忘生軽死思想を支える一本の柱は、「忠」であり、もう一本の柱は、「招魂再生」である。本章では、花郎徒衆の忠と二才衆の忠を比較するにあたって、忠に関する共通概念を設定し、両者の説話などをその定義を用いて分類比較することとした。

### I. 忠の定義

#### 1. 己盡の忠

##### (1) 定義

『論語』学而に「曾子曰く、吾、日に吾身を三省す。人の為に謀りて忠ならざるか、朋友と交わりて信ならざるか、習わざるを伝うるか」とある<sup>1)</sup>。この忠について朱子は、「己を尽す、これを忠と謂う」としている<sup>2)</sup>。

『論語』衛霊公に「子貢問いて曰く、一言にして以て身を終うるまで之を行う可き者有

<sup>1)</sup> 四部叢刊『論語』学而「吾日三省吾身、爲人謀而不忠乎、與朋友交言而不信乎、傳不習乎」

<sup>2)</sup> 四部備用『四書集註』「論語」「盡己之謂忠、以實之謂信」。

りや。子曰く、其れ恕か。己の欲せざる所、人に施す勿れ」とある<sup>3)</sup>。

『礼記』中庸第三十一に「忠恕、道を違さること遠からず。諸を己に施して願わざれば、亦人に施すこと勿れ」<sup>4)</sup>とある。この「忠恕」について朱子は、「自分の真心を尽すことを忠といい、自分の真心を人に及ぼすことを恕」と定義し<sup>5)</sup>、自分に施して不快であれば、他人に施してはならないということが忠恕であるとしている。朱子は、自分を愛する心をもって、他人を愛することが忠恕であると説いているのである。

佐藤貢悦は、「忠」「信」「恕」の概念を次のように定義している<sup>6)</sup>。

- ①「忠」とは内省してみずからを偽らないこと。すなわち自己自身に対する誠実さ。
- ②「信」とは言葉で他者を欺かないこと。すなわち他人に対する誠実さ。
- ③「恕」とは他者へのおもいやり。

以上を要するに、「自分自身に対する誠実さ」を「己盡の忠」と定義する。己盡の忠は、他人に対する誠実さや他人に対する思いやりから発露されるものではない。また道徳的色彩が強い忠であり、自分の身を危くして上に奉ずる忠でもない。

## (2) 具体例

### ①『春秋左氏伝』宣公2年秋9月の条「晉の靈輒」

趙盾は、晉の靈公に殺されかけて逃亡した。そのとき靈公の護衛兵の一人が、突然味方を討ち伏せ趙盾を助けてくれた。趙盾が助けて呉れた理由を聞くと、昔餓死しそうになったとき、助けて貰った者だと言って姿を消した。その名は靈輒であった。

### ②『史記』刺客列伝第二十六「聶政」

人を殺し、仇を避けて屠殺業で母と姉を養っていた聶政は、韓の嚴仲子に再三礼を尽した訪問を受け宰相・俠累の暗殺を依頼された。しかし老母存命中は依頼を断った。老母が死んだあと、嚴仲子の礼を尽した行為に報いるため、俠累を暗殺し自分も殺された。

## 2. 天性の忠

### (1) 定義

『孝経』聖治章第九に「子曰く、父子の道は、天性なり。君臣の義なり」とある<sup>7)</sup>。すなわち、「父が我が子をいつくしみ、子が父を敬う」というこの父子の道は、天然自然のあるがままのものである。このことは同時に君が臣をいつくしみ、臣が君を敬うという君臣の義にも、そのまま通ずるものである」ということである。

ここでいう天性の意味について孟子は、「形色は、天性なり。ただ聖人にして、然る後に以て形を踐む可し」と述べている<sup>8)</sup>。すなわち、天性とは、耳目鼻口手足、或は顔色のように、天が我々に与えてくれたものをいうのである。父親は、子に慈を持って接し、子は、父親に敬を持って接する父子の道は、將に天から与えられた天然自然の関係であると

<sup>3)</sup> 四部叢刊『論語』衛靈公、「子貢問曰、有一言而可以終身行者乎。子曰、其恕乎、己所不欲勿施於人也」

<sup>4)</sup> 四部叢刊『禮記』中庸第三十一「忠恕違道不遠、施諸己而不願、亦勿施於人」。

<sup>5)</sup> 四部備用『四書集注』「中庸」13章「盡己之心爲忠、推己及人爲恕」。

<sup>6)</sup> 佐藤貢悦『古代中国天命思想の展開』(学文社、1996年) 97-98頁。

<sup>7)</sup> 四部叢刊『孝経』聖治章「父子之道天性也、君臣之義也」。

<sup>8)</sup> 四部叢刊『孟子』盡心章句上「孟子曰、形色天性也、惟聖人然後可以踐形」。

孟子はいつているのである。

父子の関係については『論語』里仁に、「父母を幾諫」して、その諫言を父母が聞き入れない場合には、父母の意見に逆らわず従い、その結果苦勞することがあっても、父母を怨んではならないと教えている<sup>9)</sup>。また『礼記』曲礼下では、子が親に「三度諫言」しても聞き入れて貰えない場合には、「号泣してこれに随う」<sup>10)</sup>、『礼記』祭義で曾子は、「父母過ちあれば、諫めて逆らわず」と父母には従うことを論じている<sup>11)</sup>。

熊沢蕃山は、「父子之道天性也」を「外より教ふるにあらず、梅花開けて清香發するがごとし、固有の天性なり」と解している<sup>12)</sup>。非常に分かり易い注釈である。

以上各論者の主張を勘案するに、父と子の関係は、血縁が齎す人間愛情の基本であり、生れ付き備わっている天然自然の関係であることに収斂する。しかしその内容を見るならば、最終的には父の意見には逆らってはならないし、聞き入れて貰えない場合には、号泣して父の意見に随わなければならないという、いわば片務契約的な関係である。この絶対的忠を「天性の忠」と定義する。

## (2) 具体例

### ①『春秋左氏伝』僖公7年秋の条

周王への献上品会議で鄭の太子華が「家来の泄氏、孔氏、子人氏を滅亡させてくれたら鄭は斉の家来になる」といった。管仲は、父と子は争わないのが礼、君命に従うことが信と諫言し、太子華に加担させなかった。太子華は、父鄭公から処断された。

### ②『三河物語』

徳川の譜代の家臣は「各々御普代久敷衆にハ、御宛行も不被成と申共、御普代の御主なれば、我人女子を歸みず、一命を捨ててかせぎ申」ことであり、「御普代之衆ハ、よくてもあしくても、御家之犬にて」「火水之中へも飛び入、是非共に御用に立て、御馬之先にて討死をすべし」と<sup>13)</sup>、常に徳川家のために死ぬことを考えていた。

## 3. 義合の忠

### (1) 定義

『論語』八佾に「定公問、君使臣、臣事君如之何、孔子對曰、君使臣以禮、臣事君以忠」とある<sup>14)</sup>。「君は、權威を振りかざし、臣下に対して非礼な態度を取り勝ちであり、臣下は、君の威嚴を畏れて、君を欺き隠そうとする。これが国の乱れる根本である。故に君たるものは礼を以て臣を使い、臣は、忠すなわち真心を以て君に仕えるべきである。」という。

この「君使臣以禮、臣事君以忠」について、朱子は、『四書集註』において「君臣は、義を以て合ふ者なり。故に君は、臣を使ふに、禮を以てし、則ち臣は、君に事ふるに忠を

<sup>9)</sup> 四部叢刊『論語』里仁「子曰事父母幾諫、見志不從、又敬不違、勞不怨」。

<sup>10)</sup> 四部叢刊『禮記』曲禮下篇「子之事親也、三諫而不聽、則號泣而隨之」。

<sup>11)</sup> 四部叢刊『禮記』祭義篇「父母有過、諫而不逆」。

<sup>12)</sup> 『漢藉國字解全書』熊沢蕃山「孝經小解」(早稲田大学出版部、1909年)28頁。

<sup>13)</sup> 『日本思想大系26』「三河物語」(岩波書店、1974年)33頁。

<sup>14)</sup> 四部叢刊『論語』八佾「定公問君使臣臣事君如之何、孔子對曰君使臣以禮臣事君以忠」。



以てす」と注釈している<sup>15)</sup>。君主と臣下は、義すなわち「後天的身分によって生ずる上下関係の正しい道」<sup>16)</sup>によって結合（義合）されているのであるから、君主は、礼をもって臣下を使い、臣下は、忠を以て君主に仕えるのである。

さらに詳しく朱子の君臣論を追究してみよう。『朱子語類』<sup>17)</sup>には、次のような問答が記されている。

用之間、忠只是實心、人倫日用皆當用之、何獨只於事君上說忠字、曰父子兄弟夫婦、皆是天理自然、人皆莫不自知愛敬、君臣雖亦天理、然是義合、世之人便自易得苟且、故須於此說忠、却是就不足處說、如莊子說命也義也、天下之大戒看這說、君臣自是有不得已意思

「忠とは、実心、すなわち真実を愛し不義を憎む心である。人倫日用常用の道全てに用いるべきものである。どうして君臣関係にのみに忠の字を言うのか」という劉用之の質問に対して朱子は、「父子兄弟夫婦の関係は、皆天理であり自然である。したがって人は、自から愛敬することを知らないものはない。君臣の関係もまた天理であるが、これは義合である。世の人々は、君臣関係がかりそめに、好い加減になり易いことを知っている。故に忠という字を、足りない所において使うのである。」と説明している。

なお若干補足しておけば、「莊子が、命なり義なりと天下の大戒を説くが如し。」とは、『莊子』内篇人間世第四において「世の中には大切な道が二つある。一つは、子が親を愛する命であり、他は、臣下が君主に仕える義、すなわち君臣間の正しい道である。君主に仕える者は、仕事の如何に関わらず、君主の為に尽すのが、最高の忠である。」<sup>18)</sup>として指している。

孟子は、君臣関係について『孟子』離婁で次のように述べている。「君主が、臣下を自分の手足のように労るようであれば、臣下も、君主を自分の腹や心のように大切にすであろう。」し、また「君主が、臣下を犬馬のように軽んじれば、臣下は、君主を単なる路傍の人と看做すであろう。」さらに孟子はいう。「君主が、臣下を土や芥のように見れば、臣下は、君主を仇のように見るであろう」と<sup>19)</sup>。このように臣下を犬馬や土芥のように見る君主に対して、心ある臣下は、「君の過ちを婉曲的に三度諫めても、聞き入れられないときにはその地位を退く」という<sup>20)</sup>。すなわち今の君主の元を去って、他の君主の所に行って仕えるというのである。

以上のような君臣関係に共通して流れているものは、平等な関係である。この平等な関

<sup>15)</sup> 四部備用『四書集註』「論語」「君臣以義合者也、故君使臣以禮、則臣事君以忠」。

<sup>16)</sup> 内野熊一郎『孟子』（明治書院、2005年、185頁注、参照）。

<sup>17)</sup> 『朱子語類』卷13「力行」（京都山形屋、寛文8年）。

<sup>18)</sup> 四部叢刊『南華真經・莊子』内篇人間世第四「仲尼曰天下有大戒二、其一命也、其一義也、子之愛親命也、不可解於心、臣之事君義也、無適而非君也、無所逃於天地之間、是之謂大戒、是以夫事其親者、不擇地而安之、孝之至也、夫事其君者、不擇事而安之、忠之盛也」。

<sup>19)</sup> 四部叢刊『孟子』離婁章句下篇「孟子告齊宣王曰、君之視臣如手足、則臣視君如腹心、君之視臣犬馬、則臣視君如國人、君之視臣土芥、則臣視君寇讎」。

<sup>20)</sup> 四部叢刊『禮記』曲禮下篇「爲人臣之禮、不顯諫、三諫而不聽、則逃之」。

係を一方が破れば、君臣関係は自動的に消滅をするという、いわば双務契約的な論理である。このような平等な君臣関係にある忠を「義合の忠」と定義する。

## (2) 科挙官僚の忠

秦以降、分権的な封建制度を廃し、天子の独裁権を確立した中央集権制度を定着させるために、優秀な中央官僚を抜擢する方法として、科目による選挙、すなわち科挙が始められた。宮崎市定によれば「科挙沿革は、漢に淵源し、隋に興り、唐に盛んに、宋に成る」<sup>21)</sup> という。以下、宋時代の科挙制度を概観し、科挙官僚の忠を見てみたい。

宋の時代になると、i.天子の独裁権の確立に伴って、天子が科挙の権を極度まで手中に掌握したこと。ii.試験内容に関し経学に国家指導原理たる地位を与えて、科挙試験に利用したこと。iii.科挙の諸科を進士に帰一せしめ、後世の経義、詩賦、策論の試験制度を確立したこと等科挙制度が完成したという<sup>22)</sup>。

さらに太祖趙匡義は、合格進士を集め、覆試を実施した。これが殿試となり、科挙は、地方の「解試（州試）」、中央の「省試（貢挙）」、そして天子が行う「殿試」の三段制となった。この殿試の導入は、従来の試験官を座主とする合格者との関係を打破し、天子自らが座主となって全進士を天子の門生ならしめたのである。

宮崎市定は、科挙制度をコスト面から次のように論評している。「科挙は、誰でも受けられる開放的な制度であることが特徴だと言える。しかし科挙は、長い連続した試験の積み重ねであり、三十代でもそれほど遅い方とは言えない。その間、絶えず勉強をし続けるためには、それだけの経済的なバックが必要であり、貧乏人には到底それだけの余裕がない。明代の後半、その費用は600万円相当であった。科挙を受験するのに余りにも金が掛りすぎるように思われる」と<sup>23)</sup>。

科挙受験のために、暗誦しなければならない四書五経の文字数は、『論語』11,705字、『孟子』34,685字、『易経』24,107字、『書経』25,700字、『詩経』39,234字、『礼記』99,010字、『春秋左氏伝』196,845字、合計431,286字であるという<sup>24)</sup>。これだけ暗誦するだけでも長期間を要することであり、富裕階級でなければ受験そのものが、困難なことであることは容易に推察出来ることである。

この困難を乗り越えて合格した者が、天下の民のために、天下を代表して、聖人である天子に仕える者という自負を持って、天子に対して忠を誓い仕えることとなる。しかし経済的基盤を有する科挙官僚の忠は、天子が自分に礼を失すれば、毅然として職を辞し、野に下るという覚悟を持った正に「義合の忠」であった。

## (3) 具体例

### ①『史記』「平原君・虞卿列伝」

平原君の高樓が民家に接しており、毎日井戸へ来る足の不自由な男が見えた。平原君の

<sup>21)</sup> 宮崎市定『科挙』（『宮崎市定全集 15』岩波書店、1993年）16頁。

<sup>22)</sup> 同前、31-33頁。

<sup>23)</sup> 同前、419-420頁。

<sup>24)</sup> 同前、271頁。

後宮の美女がこれを見て大笑いした。この男は、平原君に面会を求め「閣下は、士を優遇する立派なお方である。しかし生れ付き足の不自由な男を高楼から見て、閣下の後宮の女が大笑いした。その女の首を刎ねて意趣晴らしをしたいと思います」といい、平原君も「よし」と返事をした。それから一年もたつと門下の客人が半分に減ってしまった。平原君は、「諸君に対して失礼をしたつもりはないが、何故人が寄り付かなくなったのであろうか」と客人に尋ねた。門下の一人が、「閣下は足の悪い男に約束しながら、その婦人を殺さないでおられる。そこで諸人は、閣下が女色を愛して士を賤しむ方と判断して、去って行ったのです」と答えた。平原君は、その女の首を刎ねて詫びると客人はまた戻った。

## ②『史記』「刺客列伝」(豫讓)

豫讓は、晉人、范氏と中行氏に仕えたが認められなかった。去って智伯に仕えた。智伯は、彼を国士と認め優遇した。智伯は、六卿の趙襄子、韓氏、魏氏と争い敗れ一族は死滅した。豫讓は、「士は己を知る人の為に死す」と言って智伯の仇打ちを決意した。一度は、刑人となり厠の壁塗りとして宮殿に侵入した。一度は、市場で乞食となり機会を伺った。三度目は、橋下に伏して機会を待ったが捕まった。豫讓は、趙襄子の着衣を貰い、三度剣で突き刺して自殺したという。

## 4. 計合の忠

### (1) 定義

『韓非子』孤憤に、「臣主の利は、相與に異なる者なり」とある<sup>25)</sup>。例えば君主は、能力のある者を然るべき地位に就かせたいと思うが、臣下は、能力がなくても良い地位に就きたいと願うものであると例示している<sup>26)</sup>。また『韓非子』飾邪に「君主と臣下とは、思う所が異なる。君主は、打算で臣下を養い、臣下は、打算で君主に仕える。君臣の交は、打算である」と定義した上で「君臣関係は、計を以て合するもの」と断定している。そして「臣下は、自分の体を害してまで国のために働くようなことはしない。また君主は、国に損害を与えてまで、臣下の利益を図るようなことはしない」と例示している<sup>27)</sup>。

以上のような韓非子の発言から推定すると、韓王の庶公子であったとはいえ、上級貴族階級に属していた韓非子は、貴族、自由民、賤民という三階級区分が乱れて、古来の伝統や秩序が破壊されつつあった戦国時代の下剋上社会において、臣下に対する強い不信感を持ちながら君臣関係を考えていたことがわかる。すなわち君主と臣下は、思う所が異なり、その利害は一致せず、君臣関係は、両者の打算の上に成り立っているとしている。このような君臣関係に存する忠を「計合の忠」と定義する。

### (2) 加恩

『韓非子』内儲説上に「人々は、賞与が薄く不確実であると働かず、賞与が厚く確実に

<sup>25)</sup> 四部叢刊『韓非子』孤憤第十一「臣主之利相與異者也」。

<sup>26)</sup> 四部叢刊『韓非子』孤憤第十一「主利在有能而任官、臣利在無能而得事」。

<sup>27)</sup> 四部叢刊『韓非子』飾邪第十九「君臣異心、君以計畜臣、臣以計事君、君臣之交計也、害身而利國、臣弗爲也、富國而利臣、君不行也、臣之情、害身無利、君之情、害國無親、君臣也者以計合者也」。

あれば、死をも軽んじて戦う」とある<sup>28)</sup>。韓非子によれば、臣下は、加恩の軽重とその支給信頼性によって、忘生軽死の覚悟の度合いが異なるというのである。そこで新羅と日本の加恩策について概観してみた。

### ①新羅の加恩策

『東國通鑑』羅太宗7年權近の条に、新羅の戦士が死を恐れない理由として「新羅の法は、戦死者を厚く葬り、その恩賞は、一族に及ぶ」からであるとしている。次の表は、『三國史記』の説話に記載されている戦死者に対する恩賞を纏めたものである。

表 1. 戦死者への恩賞

恩賞	件数	率%
官階1階級特進	6	45
官階2階級特進	1	8
官階3階級特進	5	39
官階4階級特進	1	8
合計	13	100

官階3階級特進が、39%と多い。しかしこれを以て新羅の戦死者に対する恩賞が厚かったと断じるには、データ不足と思われるが、少なくとも『東國通鑑』の中で權近が、「新羅は、戦死者に対する恩賞が厚かった」と論評している裏付け資料の一部となることは確かである。

### ②織田信長の加恩策

『信長公記』の越前国、掟条々に「領中の員数に寄るべく候と雖も、二、三ヶ所も給人をつけず、是は、忠節の輩夫々に随つて、扶助すべき地に候由申し、拘へおくべく候。武篇に励み候へども、恩賞すべき所領これなしと、諸人見及び候はば、口には勇も忠義も浅かるべきの条、其の分別尤もに候。給人を付けず候間は、蔵納なすべき事」とある<sup>29)</sup>。当時の武士が御賞目当てに離散集合していたことを、織田信長が的確に把握していた証左である。

### ③豊臣秀吉の薩摩検地

天正20年(1592)6月15日、島津氏の家臣梅北国兼が朝鮮出兵の途中意を翻し、加藤清正領内の葦北郡佐敷で乱を起し、加藤清正の留守部隊に鎮圧された。所謂梅北一揆である。薩摩藩内部の領主権限の弱体化を心配した秀吉は、島津義弘朝鮮在陣のまま、文禄3年~4年に掛けて太閤検地を実施した。その結果、従来の石高215千石に対して、検地実施後の石高は、579千石となり、364千石の増となった。豊臣秀吉は、この増加分のうち島津義久蔵入れ分に73千石加増して合計10万石、島津義弘蔵入れ分に88千石加増して合計10万石とし、まず領主の財政基盤を安定させることとした。次に給人領は、125千石増の266千石となったが、増分の125千石については、「右給人に爲加増可遣敷、新参侍可相抱敷、義久義弘覺悟次第」<sup>30)</sup>として、給人領には加増せず、その配分を領主に一任した。すなわち秀吉は、この検地によって、i. 義久と義弘の蔵入れ分を加増することによって、領主の財政基盤を安定させること、ii. 領主が臣下に対する給地財源を多く持つことによって、家臣団への統制力を増加させたことを意図したのであった。

<sup>28)</sup> 四部叢刊『韓非子』七術第三十「賞譽薄而謾者、下不用也、賞譽厚而信者、下輕死」。

<sup>29)</sup> 桑田忠親校注『信長公記』卷八(人物往来社、1965年)183頁。

<sup>30)</sup> 『旧記雜録後編二』卷34、1547。

以上、新羅の戦死者に対する手厚い加恩策や、島津家の内部統制強化のための加恩財源の増などを見ると、「天性の忠」や「義合の忠」だけでは、君臣関係を論ずることが出来ないことは否めないのも事実である。韓非子のいう「計合の忠」も一面では的を射た論理であるといえる。

## II. 二才衆と花郎徒衆の忠

### 1. 「いろは歌」及び「花郎徒説話」の分析

下記の表2は、「いろは歌」から忠に関するものを抽出した別表1と、『三國史記』『三國遺事』『東國通鑑』の説話から忠に関するものを抽出した別表2を、既述の「四つの忠」に分類したものである。

「いろは歌」と「花郎徒説話」に出て来る忠についての共通点は、精神的及び道徳的色の強い己盡の忠並びに君主の加恩の軽重とその信頼性という現実的利益によって忘生軽死の

表2. 「いろは歌」及花郎徒説話分析

忠の分類	いろは歌	花郎徒説話
己盡の忠	2	3
天性の忠	5	13
義合の忠	6	1
計合の忠	0	*13
合計	13	17
*計合の忠は、他の忠と同一説話で重複するものもあるため員数外とした。		

覚悟が異なる計合の忠が、天性の忠と義合の忠、双方の基盤となっていることである。また相違点は、花郎徒の忠が天性の忠で支えられているのに対し、兵児二才の忠は、天性の忠と義合の忠で支えられていることである。これを図式化すると表3のとおりである。この兵児二才と花郎徒の忠の相違について以下検討してみたい。

### 2. 花郎徒衆の忠

表3. 四つの忠の因果関係

兵児二才衆の忠		花郎徒衆の忠	
義	天	天	天
合	性	性	性
の	の	の	の
忠	忠	忠	忠
計合の忠		計合の忠	
己盡の忠		己盡の忠	
四つの忠			

#### (1) 秦の忠

『史記』商君列伝第八に商鞅が立案実行した功績が記されている。すなわち、i.隣組連座制、ii.分家独立制、iii.軍功による爵位官位授与、iv.重農賤商主義、v.前線逃亡者及び降伏者への厳罰主義などであり、これらが秦の富国強兵策に大きな貢献を果たしたことが喧伝されている。この商鞅の業績に対して、宮崎市定は、次のような批判を行っている。

「この商鞅なる者の正体は、実に甚だ不鮮明なのであって、『史記』商君列伝に記す所も一読して後世の作為と思われる個所が非常に多い。商君と公叔痤との関係、商君が孝公に帝道を説いて居眠りを誘う場面、三丈の木を城の南門に立てる話など話が余りにも面白過ぎる」とし「恐らく司馬遷として割愛するに忍びない好話題なので強いて採録したのであろう」としている。さらに続けて「法家としての商鞅を描いているが、法家の思想発達はずっと遅く、荀子の性悪的礼教論の後にくるべきものと考えられる。また重農賤商主義も果して秦においてどの程度まで実行されたか大いに疑問が残る。」「最後に残るのは立法者としての素顔だけである。」「当時の秦は、最も社会機構、物質文明の立ち遅れた地域で

あったから、総てにおいて進歩した魏国から入った商鞅が、中国の一般的水準に追いつかせようと努力し、そのための立法を行ったということは極めて自然の成り行きである。」<sup>31)</sup> 秦は、他の六国を併呑して中国最初の大統一を成就したのであるが、この成功に対して余りに多くの寄与分を商鞅の政策に帰せしめるならば、それは公正ではない。」そして宮崎市定は、最後に次のように結論付けている。

当時の秦が他の六国に比して、最も異なった点は、その後進性であった。勿論軍馬の補給を得易い地の利、西方との交易をして貿易の利を収める便利な立地条件も寄与したであろうが、その国民が後進国であるがために、生活程度が低くして甚だ収益の少ない農牧に満足し、戦時には勇敢な戦士として国家に貢献した。これが最大の理由であろう<sup>31)</sup>。

貧しい農牧民であったが故に、勇敢な戦士として国家に貢献したということは、軍功や加恩と厳格な軍規によって身命を擲ち、結果として勇敢な戦士であったと考えられる。まさに「計合の忠」であった。

## (2) 花郎徒衆の忠

慶州盆地に北から流亡民の朴氏が流れ着いて、先住の農民であった金氏と婚姻関係を結び、遅れて東海岸において漁業で生計を立てていた昔氏が合流し、朴氏・昔氏・金氏三部族連盟が成立した。奈勿麻立干時代（356-402）になって古代国家へと成長し、智證王（500-514）の503年に国号を新羅とした。その後新羅は、律令制定（520）、仏教容認（527）、金官加耶併合（532）、国史編纂開始（545）、大伽耶併合（562）と国体整備、領土拡大を急速に推し進めた。北を大白山脈、西を小白山脈で遮られ農地が少なく、毎年洛東江の氾濫で悩まされていた貧しい新羅人は、金官加耶と大伽耶を併合することによって平野と鉄器と海産物を手に入れ、いよいよ百済の大穀物地帯を囑望したのである。

しかし新羅朝廷には、当初中国文化に精通する知識階級が殆ど存在しなかったと考えられる。また厳格に運用された骨品制度の中では、膨張する国家に必要な人材の確保が難しいことを知った眞興王（540-576）は、花郎徒を結成し、朝廷への「人材の確保」と「尽忠報国、勇壯義烈な士卒の養成」を企図した。しかしここでも有能な指導者を得られず、組織は暫く機能していなかった。しかし600年中国の留学から帰国した圓光法師を、時の国王であった眞平王が側近に登用すると、圓光は、花郎徒の内規として「世俗五戒」を策定し、花郎徒衆の聖典と位置付け、僧侶を花郎徒に派遣して教導役とし教育の普及に努めた。その中で「世俗五戒」の君に忠、親に孝、朋友に信、臨戦無退を徹底的に洗脳し、天性の忠の醸成に務め、国のため一命を擲った者に対する「厳格な骨品制度の中での破格的な官位授与」すなわち加恩主義で臨戦無退の戦場訓を徹底させたのである。いかえれば、秦は、国家の法律と加恩をもって臨戦無退を強要し、新羅は、花郎徒を通して臨戦無退の思想教育を行い、戦死者に対する厚い加恩を実施することで対応したのである。

<sup>31)</sup> 宮崎市定訳『史記伝抄』（図書刊行会、2011年）107-108頁。

また中国も朝鮮半島も戦争に負けて捕虜になることは、奴婢になることを意味するという現実も影響していたと推定される。『三國史記』新羅本紀・武烈王七年（660）九月三日の条に、「蘇定方は、百濟王と王族及びその臣下九十三名と、人民一万二千人とを引き連れて泗泚城から船に乗り唐に帰った」とある。降伏して奴婢になって辱めを受けるか、国のために死すかの判断でもあった。

### 3. 二才衆の忠

島津義久・義弘兄弟が目論んだ九州制覇の野望は、豊臣秀吉の反撃で打ち砕かれ、薩摩、大隅の二州へ閉じ込められてしまった。しかし豊臣秀吉を信用していなかった義久、義弘は、多くの家臣を温存し、彼らを狭い土地で抱えなければならなかった。その結果生まれたのが外城制度である。薩摩藩士は、私領を有する上級家臣の城下士及びその家来の家中士と藩主直轄の家臣である外城士とに分けられた。

外城士の特徴は、i. 藩主から任命される地頭の支配下に置かれたこと。ii. 薩摩藩士の90%を占めていたが、与えられた土地は、全体の30%であったこと。iii. 半農半士であり、18%の税金を徴収されていたこと。iv. 鹿児島城中の公事に召集されたこと等である。

城下士（家中士）と外城士という二重構造の家臣団の中で、藩主の求める忠は、城下士と外城士とでは異なっていた。城下士に求める忠は、藩主に対する天性の忠と、城下士と家中士との義合の忠である。それは城下士と家中士の良好な君臣関係を維持するための上級武士階級の下級武士に対する労務管理心得であった。一方藩主が直轄の外城士に求める忠は、君のため、国のために命を投げ出す天性の忠のみであった。

島津義弘は、五人組制度を作り、有事には軍隊編成の最小単位とし、平時には生活基盤機能と共に子弟の忠孝教育を始めとする教育機能を持たせた。しかし長期の朝鮮出兵のためその機能が薄れ、青少年の士気の緩みを懸念した新納忠元が、『二才咄格式定目』を定め、武術練磨、身体鍛練、文事的修練を目的とする兵児二才の起源となる咄相中を結成し、忠孝の道に背かないよう幼年時から天性の忠を醸成する組織とした。天性の忠と義合の忠の醸成が必要であった薩摩藩にとって、仏教と儒教に造詣が深い島津忠良が作った「いろは歌」は、格好の教材であり、幕末まで子弟教育に利用されたのである。

別表 1. 「いろは歌」にみる二才衆の忠（「いろは歌より抽出」）

	いろは歌	内容	忠の分類
①	ほとけ神、他にましまさず、人よりも、心にはちよ、天地よくしる	仏や神も自分の心の中にあるものであるから、他人よりも自分に恥なさい。他人は、知らなくても自分の心は知っている。	己盡の忠
②	とかありて、人をきるとも、軽くすな、いかすかたなも、たゞひとつなり	罪科あって死刑にするとしても、軽々にはしてはならない。殺人刀も活人剣も、君主の一心で決まることなので、杓子定規にせず機微を洞察して、臨機応変に処置すべきである。	義合の忠
③	るつふすと、貴人や君か、物かたり、はじめてきける、顔もちぞよき	自分が流通（熟知）していても目上の人との談話は、始めて聞く顔付きで傾聴しなさい。その話は、私も知っているなどと言葉や顔に表してはならない。それが礼である。又知らぬ振りをして誉め称えるのも「阿諛」であり宜しくない。	天性の忠
④	私を、すてゞきみにし、むかハねば、うらミもおこり、述懐もあり	君に事へるには、自分の一身を君に差し上げたものと心得て、自分があると思っはいけない。そうしないと君に対する恨みや不平不満が出て来る。	天性の忠
⑤	そしるのも、ふたつあるへし、大方は、主人のために、なる物としれ	臣下が主人を誹るにも二通りある。即ち主家を思う余り思わず発したものと、自己の不平怨恨或は自分のためにしようとするものとの二様である。何れにしても大抵は主人の為になるものである。上たる者は聞く耳を持ちなさい。	義合の忠
⑥	のかるまし、所をかねて、おもひきれ、時にいたりて、すゞしかるへし	戦場、大義大節の実行、病気の場合など所謂死を遁れられない場合、未練を残して煩悶してはならない。予め覚悟を決めておきなさい。	天性の忠
⑦	萬能も、一しんとあり、事ふるに、身はしたのむな、思案堪忍	諺に万能も一心ということがある。如何に万の芸能を有すと雖も、一心不善なれば、取るに足りないものであるから、君に仕えるには、自分の才能を頼んで自慢らしき言動をしてはならない。能く思案して仕えることが肝要である。	天性の忠
⑧	賢不肖、もちひすつると、いふ人も、かならずならば、殊勝なるべし	賢者を任用し愚者を退けて、万民を治めさせると口に唱える人も、その通りきつと実行出来たならば、誠に感心なものである。	義合の忠
⑨	酒も水、なかれも酒と、なるそかし、たゞなさけあれ、君かことの葉	『三略』にある名将の所に一簞の酒が送られてきた。名将はそれを河に注いで士卒と共に飲んだ。河の水に酒の匂いがするわけがない。しかし士卒達に名将の思いやりが沁みとおりに命を投げ出す覚悟をしたという逸話がある。	義合の忠
⑩	弓を得て、うしなふことも、大将の、心ひとつの、手をははなれず	士卒の心を得るも失うも、戦いに勝つも負けるも、唯主将の心配りに因るのである。	義合の忠
⑪	めぐりては、我身にこそは、事へけれ、先祖のまつり、忠孝の道	先祖の祀りをよく尽すときは、我が死後にはまた子孫より、祀りを受ける。必竟先祖の祀りや忠孝の道というものは、自分が先祖や君親に対して尽すのであるが、廻り廻って、自分が自分に事へると同様である。	己盡の忠



⑫	道にたゞ、身をは捨んと、おもひとれ、かならず天の、たすけあるへし	人生、死の境に立ったとき、往々身命を惜んで方向を迷い、道に背いて汚名を流すものがある。これは平素の覚悟が不十分だからである。このような場合には、唯何れが正義かを看取すべきである。一身一家の安否を眼中に置くべきではない。その進退行動は、道義の標準に照らして行い、この身は、正道を踏んで恐れぬ。一死正道に殉ずるものと、予め心を落付けてかかれ。そうすれば誠意天に通じて、必ず自然の助けがあり、望みを達することができる。	天性の忠
⑬	独身を、あはれとおもへ、物ことに、民にはゆるす、こころあるへし	頼るにも人のいない鰥寡孤独の類を憐れみ労らなければならない。また凡て民に対するには、仁恕の心を以てし、何事も寛大の処置を為すべし。	義合の忠

別表2・説話にみる花郎徒衆の忠（『東國通鑑』より抽出）

	説話	説話内容	忠の種類
①	羅眞興 23 年秋 9 月の条 「斯多含と武官郎」 『三國史記』列伝第四	斯多含は奈勿王の孫。十六歳で国仙となり其の徒千余人。斯多含は始め武官郎と約して死友となる。眞興王 23 年（562）伽耶が反乱を起こしたので、異斯夫を元帥とし、斯多含を貴幢裨将（副将）として派遣。斯多含は勇敢に戦い、新羅の勝利に貢献した。親友の武官が死ぬと斯多含も悲しみため七日を待たず死ぬ。	己盡の忠
②	羅眞興 27 年春 2 月の条 「白雲と際厚」	白雲と際厚は婚約者。白雲 14 歳で国仙となったが、15 歳の時盲となり際厚の父母が婚約を取り消し太守に嫁入りすることとなった。際厚は自分を奪いに来るように白雲にいい、白雲は太守から際厚を奪い逃げた。山で盗賊に合い際厚を奪われたが、白雲の徒の金眈が盗賊を殺し、際厚を白雲の所に連れ戻した。	己盡の忠
③	羅眞平 24 年秋 8 月の条 「貴山と箒項」 『三國史記』列伝第五	眞平王建福 19 年（602）8 月に百済が大軍を擁して阿莫城（全羅北道・雲峰）を包囲した時援軍を送った。この援軍の中に貴山と箒項が“少監”として赴いた。百済は敗走したが、追撃した新羅軍を待ち伏せし新羅軍は撤退した。この時貴山と箒項は、退却部隊のしんがりとして最後尾に立ったが、百済が伏兵を繰り出して攻めて来るので「私はかつて円光法師から臨戦無退と教えられた」と言って突撃し、敵を数十人撃殺したあと戦死した。	天性の忠
④	羅眞平 33 年冬 10 月の条 「讃徳」 『三國史記』列伝第七	眞平王建福 28 年（611）讃徳が椶岑城の縣令となった翌年、百済が椶岑城を百餘日包囲したので上州・下州・新州の兵を救援に向けたが、勝利せず引き上げる。讃徳は、糧食尽き水涸れて終に自殺し落城した。息子の奚論は大奈麻となる。	天性の忠
⑤	羅眞平 40 年の条 「奚論」 『三國史記』列伝第七	眞平王建福 35 年（618）金山の幢主の奚論は、椶岑城を奪取する。百済軍が攻めて来る。奚論は諸将に「昔我が父は百済と戦いここで命を落した。私もまた百済とここで戦う。今日は私の死ぬ日である」といい、敵陣に突撃して戦死した。王はそれを聞いて落涙し遺族に厚い賞を与えた。	天性の忠
⑥	羅眞平 46 年冬 10 月の条 「訥催」 『三國史記』列伝第七	眞平王建福 41 年（624）百済が新羅の 6 城を包囲した。新羅軍は上州・下州・貴幢・法幢・誓幢五軍を救援に向かわせたが、百済軍に遮られ、進軍出来ず退却した。訥催は、三城を固守していたが、救援軍が退却したことを知り「我々は孤立無援で厳しい形勢にある。今、志士・義夫としてその忠節を尽し、名を上げる時である」と言って、兵卒達を鼓舞した。一つの城が落ちる度に兵卒は、皆戦死した。最後に残った訥催は、弓の巧い奴僕と共に戦い、両者とも戦死した。王は、慟哭し訥催に級飡の官位を追贈した。	天性の忠
⑦	羅眞平 50 年秋 9 月の条 「劍君」	近郎（伊滄・大日の子）の郎徒舎人、劍君の説話。眞平王建福 44 年（627）45 年大飢饉があった。宮中の舎人達は共謀して蔵の穀物を盗み山分けしたが、劍君だけは「近郎の徒に名を	己盡の忠

	『三國史記』列伝第八	連ねている身であり、義でなければ千金の利といえども、心を動かされない」と言って同僚に毒殺された。	
⑧	『三國遺事』卷四 義解第五 「二惠同塵」	真平王の時、僧の惠宿は花郎の好世郎の仲間として交わったが、好世郎が既に黄卷から名前を消してしまうと、師もまた赤善村に隠居して20餘年になった。花郎の瞿岳(くたん)公が郊外で獵をした。その時、僧・惠宿が道端で馬の手綱を取り、供を願って許可された。一日、獵をしたり、肉を一緒に食べたりして遊んだ。暫くして「公は仁徳を備えた人と思ったが、只殺戮を好み、他を害して自分を養っているのみである」と言って立ち去った。彼が食べた肉は少しも減っていなかった。	義合の忠
⑨	麗榮留 25 年秋 7 月の条 「竹竹」 『三國史記』列伝第七	善徳王 11 年(642)百済軍が大耶城を攻めて来た。金品積と阿飡の西川は、百済軍に降伏する。竹竹は、城を出ると必ず殺されると反対した。しかし品積等は、城門を開けて出て行ったが、百済軍に殺された。竹竹は、再度城門を閉め防戦したが、落城し戦死した。	天性の忠
⑩	羅善徳 16 年冬 10 月の条 「丕寧子」 『三國史記』列伝第七	真徳王元年(647)百済軍が茂山・甘勿等3城を包囲。金庾信苦戦して、丕寧子に言った。「人の真価は、艱難に会って始めて分かるものだ。今は緊急事態である。お前でなければ皆の勇気を起させることはできない」と。丕寧子は「自分は、國の為、そして將軍のために死にます」と言って、力戦して戦死した。子の擧眞もまた戦死した。新羅軍は、これに発奮し大勝した。	天性の忠
⑪	羅文武 12 年春正月の条 「元述」 『三國史記』列伝第三「金庾信」	高句麗と百済を占拠し勢力を伸ばしてきたので、唐の高宗が怒り戦いとなり、新羅は大敗した。金庾信の二男の元述も裨將として参戦していた。將軍達が戦死したが元述は生き残って帰国した。金庾信は息子が戦場で戦死せず、王命を汚したことを怒り勘当した。	天性の忠
⑫	羅文武 13 年秋 7 月の条 『三國史記』列伝第三「金庾信」	金庾信が死んだ後も、母親(武烈王の三女)は、決して会わなかった。	天性の忠
⑬	羅太宗 2 年 9 月の条 「金歆運」 『三國史記』列伝第七	金歆運は奈密王の八世孫、父は迺飡の達福。年少にして花郎文努の徒として出入りしていた。衆徒が「某は戦死してその名を留めている」ということを聞いて涙を流し自らを激励していた。僧転密は「この人は戦場に行けば必ず生きては帰らないであろう」と言った。武烈王 2 年(655)百済・高句麗連合軍が辺境を侵したとき、金歆運は“郎幢大監”として出陣。百済の夜襲を受け混乱したが撤退せず戦死した。	天性の忠
⑭	羅太宗 7 年秋 7 月の条 「將軍・金欽春と子・盤屈」 『三國史記』列伝第七「金令胤」	金欽春は仁徳が深く信義が厚く、文武王の時に宰相となった。上には忠を以て仕え、民には寛恕を以て臨んだ。武烈王 7 年(660)唐の高宗が百済を征伐する時、これに呼応し新羅は金欽春と五万の兵を派遣した。黄山原で百済と遭遇。不利であった。息子・盤屈を呼んで「君に忠、親に孝を尽くさねばならない。危急に当り、命を投げ出すのが忠孝併せて全	天性の忠

		うすることである」といった。盤屈は即座に敵軍に突撃し力戦して戦死した。	
⑮	羅太宗 7 年秋 7 月の条 「将軍・品日と子・官昌」 『三國史記』列伝第七「官昌」	官昌は、新羅の将軍品日の子で少年の時花郎となり人と良く交際をした。16 歳にして騎馬や弓射を良くした。新羅太宗 7 年 (660 年) 王が唐の将軍と共に百済を侵攻した時官昌は副将であった。父から「今日こそ功名を立てる日」と叱咤され、敵陣目がけて突撃したが、捕虜となった。敵将の階伯はその少年の勇猛さに感激し生かして返す。官昌は、水を一杯飲み又突撃し、今度は首を刎ねられ返された。父は「我が子は王のために死んで幸いである」と言った。これを見た新羅軍は決死の戦いをして大勝した	天性の忠
⑯	⑯羅太宗 7 年 11 月の条 「匹夫」 『三國史記』列伝第七	父は阿滄の尊台。匹夫が七尾城の県令になったのは百済滅亡の前年であった。百済滅亡の年、高句麗が七尾城を取り囲んだ。20 日間堪えたので高句麗軍が引き上げようとした時、大奈麻の比敵が裏切り城内の食糧が枯渇していることを高句麗軍に内通した。高句麗軍は再び猛攻撃を開始した。これを知った匹夫は比敵を殺し「忠臣義士は死んでも屈しないものである。城の存亡はこの一戦にあり」と全員を鼓舞したが、遂に高句麗軍が突入してきて落城した。匹夫は戦死した。	天性の忠
⑰	⑰羅神文 4 年 11 月の条 「金令胤」 『三國史記』列伝第七	神文王 (684) の時、高句麗の残賊が報徳城で反乱。金令胤を“黄衿誓幢・歩騎監”に任じ、出征した。新羅軍は待機策に出たが、金令胤は「戦場で勇なき者は軍人ではなく、軍人には進撃あるのみで退却はないと礼記にある。他人の意見は不要。自分で決する」と言って突撃し戦死した。	天性の忠

### Ⅲ. 招魂再生

#### 1. 『礼記』の葬送儀礼

##### (1) 生死の名称

『礼記』祭法において、万物の生死の言葉の定義を次のように行っている。すなわちこの天地の間に生れることを「命」といい、生れて来た萬物が死ぬことを「折」、人間の死ぬことを別途「鬼」という。此の呼び方は、五代（唐虞夏殷周）変わらないことである<sup>32)</sup>。

##### (2) 死の名称

『礼記』曲礼下において、天子の死を「崩」と呼び、諸侯の死を「薨」、大夫の死を「卒」、士の死を「不禄」、庶人の死を「死」と定義している。また床の上にある遺体を「尸」といい、納棺された遺体を「柩」と呼ぶとしている<sup>33)</sup>。

#### 2. 死から埋葬までの儀式

『礼記』には、死から埋葬までの儀式について「喪大記」を中心として「曲礼上」「曲礼下」「檀弓」「王制」「祭法」「祭統」等各所にきめ細かく記述されている。以下その儀式の概要について整理する。

##### (1) 招魂（復）

『礼記』喪大記には、「人が死んだならば、すぐに近親者が哀哭し、そのあとに、招魂儀式（復）を行ってから喪礼に移る」と記されている<sup>34)</sup>。

その死者の招魂儀式の内容は、「まず東の廂に梯子を掛けて、朝服を着た故人の近侍の臣が、故人の礼服を持って屋根に登る。屋根に登ったならば、屋根の中央の棟の一番高い所に立ち、北面して三度魂を呼ぶ。そのあとで故人の礼服を巻いて前方に投げ降ろす。下で掛りの者が受け止める。招魂を行った者は、西北の軒から下へ降りる」と記されている。また屋根から投げ降ろす故人の礼服は、「死者が君主であれば巻を、即ち袞龍の刺繍のある礼服を用い、大夫は、大袖が黒で、裳が赤の礼服を用い、士は、爵弁服を、即ち大袖が黒で、裳が纁色（緋色の薄い色）の礼服を用いる」とされている<sup>35)</sup>。

##### (2) 沐浴

始死、遷尸于牀、幘用斂衾、去死衣。小臣楔齒用角柶、綴足用燕几。君大夫士一也。

先ず亡きがらを南窓の下の寝床に移し、掛け布団で蔽いながら、着ていた衣服を脱がせる。小臣が死者の口を開いて歯を角匙で支え、物を含ませる。また両足は、脇息にあてがって縛り、曲がるのを防ぐ。こうした作法は、君主、大夫、士皆共通である。

<sup>32)</sup> 四部叢刊『禮記』祭法第二十三「大凡生於天地之間者皆曰命、其萬物死皆曰折、人死曰鬼、此五代之所不變也」。

<sup>33)</sup> 同前、曲禮下第二「天子死曰崩、諸侯曰薨、大夫曰卒、士曰不禄、庶人曰死、在牀曰尸、在棺曰柩」。

<sup>34)</sup> 同前、喪大記第二十二「唯哭先復、復而後行死事」

<sup>35)</sup> 同前、喪大記第二十二「復、有林麓、則虞人設階、無林麓、則狄人設階。小臣復、復者朝服。君以卷、夫人以屈狄、大夫以玄纁、世婦以禮衣、士以爵弁、士妻以稅衣。皆升自東榮、中屋履危、北面三號。卷衣投於前。司服受之、降自西北榮」

管人汲、不説繻屈之、盡階不升堂、授御者、御者入浴、小臣四人坑衾、御者二人浴、浴水用盆、沃水用料、浴用絺巾、拒用浴衣、如它日、小臣爪足。

死者に沐浴を加えるには、まず管人（家屋管理の役人）が井戸から水を汲んだ釣瓶を綱に付けたまま、屈んで持ち、堂の西階を登り、登りきった所で近侍の者に渡す。近侍は、水を持って堂に入り水浴を行う。その方法は、小臣が四人で掛け布団を挙げ、近侍が二人で湯をつかわせる。浴水は盆に入れ、汲むには料とらうという柄杓を用い、洗うには薄い布巾を用い拭い乾かすには浴衣を用いる。これは生前と同様である。小臣が足の爪を切る。

管人汲授御者、御者差沐于堂上、君沐梁大夫沐稷士沐梁、甸人爲（土の上に役）于西牆下、陶人出重鬲、管人受沐乃煮之、甸人取所徹廟之西北匪薪、用爨之、管人授御者沐乃沐、沐用瓦盤、拒用巾如它日、小臣爪手翦須。

頭髪を洗う作法は、管人が運んできた水を、堂上の近侍が受け取り、粟やきびを磨ぐ。君主の場合は粟、大夫はきび、士は粟である。甸人は、かまどを西牆の下に築き、陶人が抛出した土釜で磨ぎ汁を煮立てる。磨ぎ汁が沸くと、近侍は、管人から近受け取り死者の髪を洗う。小臣が手の爪を切り、鬚を剃る。

君設大盤造冰焉、大夫設夷盤造冰焉、士併瓦盤無冰、設牀檀第、有枕、含一牀、襲一牀、遷尸于堂又一牀、皆有枕席、君大夫士一也<sup>36)</sup>、

君主の遺体の下には、大盤を置いて氷を入れ、大夫には中盤に氷を入れ、士には小盤を並べて、水を入れ氷は用いない。寝床は、簀を敷き、簀の上は、蓆で蔽わない。死者の口に物を含ませる時、死者に衣服を着せる時、遺体を堂上に移す時の三回、夫々寝床を改めて設ける。これらの習慣は、君、大夫、士皆共通である。

### (3) 小斂まで遺体を包む袋

小斂まで遺体を包む袋を「冒」といい、上半と下半に分れる。上半を「質」といい、下半を「殺」と称し、夫々綴旁を付けて、上下を結び合わせることが出来るように作る

君錦冒黼殺綴旁七、大夫玄冒黼殺綴旁五、士緇冒黼殺綴旁三、凡冒質長與手齊殺三尺<sup>37)</sup>。

君主の冒は、錦で作られ、殺の様子は、斧を二つ背中合わせにした文様である「黼」を用い、綴じ紐（綴旁）は七本である。大夫の冒は、赤黒色で作られ、黼の殺を用い、綴旁は五本である。士の冒は、黒色で、殺は、赤色を用い、綴じ紐は三本である。質の長さは、遺体の手の長さに等しく、殺の長さは、三尺である。

<sup>36)</sup> 四部叢刊『禮記』喪大記第二十二。

<sup>37)</sup> 同前、喪大記第二十二。

#### (4) 小斂の儀式

小斂於戸内、大斂於阼、小斂大斂、祭服不倒、皆左衽、結絞不紐、君以簟席大夫以蒲席士以葦席、小斂布絞縮者一横者三、君錦衾大夫緇衾士緇衾皆一、衣十有九稱、君陳衣于序東、大夫士陳衣于房中、皆西領北上、袍必有表不禪、衣必有裳、謂之一稱<sup>38)</sup>、

人が亡くなった翌日に、室内で小斂を行い、東階で大斂をおこなう。大小の斂では、遺体に衣服を着せるとき、祭服は、逆さまにしない。また着衣は、全て左前にし、最後に布で結束し紐は用いない。君主は細い葦の蓆を用い、大夫はがまの蓆を用い、士は葦の蓆を用いる。遺体結束用の絹布は、縦結束用が一本、横結束用が三本必要である。君主用のかいまき(衾)は、錦の衾、大夫は、白絹の衾、士は、黒絹の衾でみな一枚ずつである。小斂の衣服は、十九稱である。君主は、衣を堂の東廂の廊下に陳列し、大夫・士は、室内に陳列し、皆襟を西に向け、北を上にして陳列する。ここでいう「稱」とは、袍には必ず上に着る衣服が有るはずで、袍のみを単衣として着ることはない。また上着が有れば、必ずこれに合う裳があり、夫々合せて一稱という。

#### (5) 大斂の儀式

大斂とは、室内で小斂を終えた翌日、遺体を室内から堂上に移動し、二回目の着せ換えを行う儀式である。

大斂布絞縮者三横者五、君陳衣于庭百稱北領西上、大夫陳衣于序東五十稱西領南上、士陳衣于序東三十稱西領南上、

大斂に使用する衣服は、君主が百稱、大夫が五十稱、士が三十稱である。君主の衣服は、襟を北向きにして庭に陳列し、大夫の衣服は、襟を西向きにして東の廂のある廊下に陳列し、士の衣服は、大夫と同じように陳列する。結束用の絹布は、一幅の布を三筋に引き裂いて縦用とし、五筋に引き裂いて横用とする。

鋪絞衿踊、鋪衾踊、鋪衣踊、遷尸踊、斂衾踊、絞衿踊、(中略)父母於子執之、子於父母憑之、婦於舅姑奉之、妻於夫拘之、夫於妻於昆弟執之<sup>39)</sup>。

大斂では先ず、結束用の絹布や一番外側に着せる衣服を哀踊しながら敷き、次にかえまきを敷き、衣類を敷き、衣類の上に尸を遷し、再びかえまきを着せて、最後に絹布で縛って形を整える。衣服の着せ換えが完了し、遺体の結束が終わると最後の別れである。別れの仕方は、夫々決まりがある。父母は、子の遺体に対し着衣を掴むだけであるが、子は、父母に対しすがる。嫁は、舅姑の遺体に対し着衣を捧げ持つ。舅姑は、嫁の遺体を撫でる。妻は、夫の着衣を掴んで引き、夫は、妻及び兄弟の着衣を掴む。

<sup>38)</sup> 四部叢刊『禮記』喪大記第二十二。

<sup>39)</sup> 同前、喪大記第二十二。

#### ◆着衣を着せ換える理由

小斂及び大斂という着衣を着せ換える儀式を行う理由は何であろうか。『礼記』檀弓下に「人が死ねば、その身体を人々は忌み、無力の為、人々は、皆離れて行く。そこで遺体に衣服を着せ、柩車に装飾を付けて人々が忌み嫌わないようにするのである」と説明されている<sup>40)</sup>。

#### (6) 納棺

凡封用綖去碑負引、君封以衡大夫士以咸、君命毋譁鼓封、大夫命毋哭、士哭者相止也、君松楸大夫柏梓士雜木楸、棺楸之間君容祝大夫容壺士容甒<sup>41)</sup>。

大斂が終わると、納棺である。棺桶は、遺体を入れる棺と棺を入れる槨とからなる。棺を地中に降ろす(封)ときには、人々が墓穴の両辺に組み立てた木柩(碑)の外側に立ち、車の引き綱(綖)を背負って棺桶を徐々に下げて行く。君主の場合は、棺桶に横棒(衡)を用い、これに棺桶を懸けて喧騒を禁じ、太鼓の音に合わせて降ろす。大夫と士は、棺桶に巻き付けた帯(紼)に綱を懸けて降ろす。この時大夫の場合には、人々が哭泣しないように命令し、士の場合には、哭泣することを相互に誠める。また槨の材質は、君が松、大夫が柏、士が雑木である。棺と槨の間には、君は祝(打楽器)を、大夫は壺(酒器=一石)を、士は甒(酒器=五斗)を入れる。

### 3 : 宗廟と祭祀

『孝経』喪親章に「父母が死んだならば、遺体を納める棺槨や遺体に着せる衣衾を作り、霊前に供え物を並べ歎き悲しみ、既に卜して定めていた墓地に棺を安置する。三年服喪の期間が終わると、宗廟を立てて25ヶ月間仕えて来た木主(位牌)を合祀する。ここに孝子の親に仕えることが終わった」と記されている<sup>42)</sup>。以下宗廟について考察したい。

#### (1) 廟と宗廟

『礼記』祭法の鄭注に「廟とは姿形をいい、宗廟とは、先祖の尊い御姿をいう」と定義されている<sup>43)</sup>。故に「宗廟に敬を致す」のは、親を忘れないためであり、「身を修め、行ひを慎む」のは、先祖を辱めることを恐れるからである。したがって「宗廟に敬を致せば鬼神、すなわち先祖の霊魂が現れる」のである<sup>44)</sup>。

40) 四部叢刊『禮記』檀弓下第四「人死斯惡之矣無能也斯倍之矣、是故制絞衾設蓐嬰、爲使人勿惡也」。

41) 同前、喪大記第二十二。

42) 四部叢刊『孝経』喪親章第十八「爲之棺槨衣衾而擧之、陳其篋篋而哀戚之、擗踊哭泣、哀以送之、卜其宅兆而安厝之、爲之宗廟以鬼享之、春秋祭祀以時思之、生事愛敬死事哀戚生民之本盡矣死生之誼備矣、孝子之事親終矣」。

43) 四部叢刊『禮記』祭法第二十三鄭氏註「廟之言貌也、宗廟者先祖之尊貌也」。

44) 四部叢刊『孝経』應感章第十六「宗廟致敬不忘親也、修身慎行恐辱先也、宗廟致敬鬼神著矣」。



## (2) 宗廟

天子の廟は、中央に太祖の廟（祖考廟）があり、太祖廟から南面して右側が穆の列で、第1・3・5代の三廟が祭られ、南面して左側が昭の列で、第2・4・6代が祭られる。諸侯は、太祖の廟と二昭・二穆の五廟である。大夫は、太祖廟と一昭・一穆の三廟、士は、一廟で庶人は廟を家の中に設ける<sup>45)</sup>。

若干具体的に述べれば、王侯の宮には廟祧壇墠<sup>びようちやうだんせん</sup>が設けられ鬼神を祭る。この祭については、親疎の差異に応じて礼の大小が定められる。すなわち「王は、七廟を建て、ほかに祭場を一壇（土を盛り上げて造る）一墠（土を浅く掘り下げて造る）を造る。七廟の内、考廟（父）・王考廟（祖父）・皇考廟（曾祖父）・顯考廟（五世前）・祖考廟（太祖）の五廟は、皆月毎に祭るが、遠廟の二祧（遠い祖先）は、嘗（秋の祭）を行う。」<sup>46)</sup> ここでいう天子・諸侯の宗廟の祭は、「春を祫<sup>ぎく</sup>といい、夏を禘<sup>てい</sup>といい、秋を嘗<sup>じやう</sup>といい、冬を烝<sup>じやう</sup>」<sup>47)</sup> といい「嘗」とは秋の祭をいう。これらを図解すれば次の通りである。

太祖廟＝祖考廟（南面）

穆列	昭列
第1代（遠廟）	第2代（遠廟）
第3代（五世前＝顯考廟）	第4代（曾祖父＝皇考廟）
第5代（祖父＝王考廟）	第6代（父＝考廟）

## (3) 鬼神

鬼神の定義については、孔子の弟子である宰我の「私は鬼神という言葉は知っているが、その根拠が分かりません」という質問に対して、孔子が、「人間には、生きてるとき、神が興隆した氣と鬼が興隆した魄が存する。しかし人間が死ぬと各々天地に帰する。魄すなわち肉体は、地に帰して鬼となり、野土と同化する。氣即ち魂は、天上に帰して、万物を明らかにし、香を漂わせ、心を痛ませ、萬物に通ずる精霊、即ち神となる」と答えている<sup>48)</sup>。すなわち人間が死ぬと、魂（氣）が天に帰して「神」となり、魄（肉体）が地に帰して「鬼」となるのである。

## 4. 『礼記』の招魂再生

『礼記』祭義第二十四によれば、招魂儀礼には、神（氣＝魂）を呼ぶ儀式と鬼（魄）を呼ぶ儀式との二種類がある。

45) 四部叢刊『禮記』王制第五「天子七廟三昭三穆與太祖之廟而七、諸侯五廟二昭二穆與太祖之廟而五、大夫三廟一昭一穆與太祖之廟而三、士一廟、庶人祭於寢」。

46) 同前、祭法第二十三「王立七廟一壇一墠、曰考廟、曰王考廟、曰皇考廟、曰顯考廟、曰祖考廟皆月祭之、遠廟爲祧有二祧享嘗」。

47) 同前、王制第五「天子諸侯宗廟之祭、春曰祫、夏曰禘、秋曰嘗、冬曰烝」。

48) 同前、祭義第二十四「宰我曰吾聞鬼神之名不知其所謂、子曰氣也者神之盛也、魄也者鬼之盛也、合鬼與神教之至也、衆生必死死必歸土、此之謂鬼、骨肉斃于下陰爲野土、其氣發揚于上爲昭明焄蒿凄愴、此百物之精也、神之著也」。

二端既立報以二禮、建設朝事燔燎羶薌見以蕭光、以報氣也、此教衆反始也、薦黍稷羞肝肺首心、見閒以俠鬴、加以鬱鬯、以報魄也。

(1) 神（魂）を呼ぶ儀式

朝の祭礼を定め、牲の血と脂をヨモギに混じえて燔き、火と香を上天に上らせ、神（魂）をもてなす儀式である。すなわち香ばしい香気を立ち上らせ、天から魂を呼び戻す儀式である。

(2) 鬼（魄）を呼ぶ儀式

神前に黍稷を進め、牲の肝・肺・頭・心臓を煮て供え、此れに一对の酒壺を交え、加えて鬱鬯の酒を捧げて、鬼魄をもてなす儀式である。すなわち供物の御馳走の匂いと酒の香で地から魄を呼び戻す儀式である。

祭祀によって、天より魂を呼び、地より魄を呼ぶ。宗廟で魂魄が一致し「生」となる。

(3) 尸

祭祀の尸について、孔子は、「成人の霊を祭るには必ず尸が必要である。また尸は、必ず孫を当てなければならない。孫が幼ければ誰かに抱かせて尸とする。孫がいなければ同姓の親族から立てればよい。尸のいない祭祀は、夭折した人の祭と看做される」と説明している<sup>49)</sup>。したがって孫は、自分の尸になるが、息子は、尸にならないため、君子は、孫を抱くが、子は抱かないのである<sup>50)</sup>。

(4) 祭祀での態度

先祖を祭る時は、生者に仕えるがごとくし、死者を思い慕って、自分も死んでしまいたいと望むがごとくしなければならない。また命日には必ず故人の死を悲しみ、祭礼において故人の名を口にすることは、あたかもその人を目のあたりに見ているよう呼ばなければならない<sup>51)</sup>。また、神を祭る場合には、神が眼前においでになるような気持ちで、まことを尽して祭らなければならない<sup>52)</sup>。

(5) 死と生

魂と魄が人の体内で同時に存在することが「生」であり、魂と魄が体内から分離し天と地に回帰した状態を「死」とする考え方に立てば、死んだ人の魂と魄を呼び戻し、一致させれば生き返るという考え方が生じることは当然の理である。これが招魂再生である。

このような招魂儀礼によって天と地から呼び戻された「魂」と「魄」は、故人の孫であ

49) 四部叢刊『禮記』曾子問第七「曾子問曰、祭必有尸乎、若厭祭亦可乎、孔子曰祭成喪者必有尸、尸必以孫、孫幼則使人抱之、無孫則取於同姓可也、祭殤必厭蓋弗成也、祭成喪而無尸、是殤之也」。

50) 同前、曲禮上第一「禮曰、君子抱孫不抱子、此言孫可以爲王父尸、子不可以爲父尸」。

51) 同前、祭義第二十四「文王之祭也、事死者如事生、思死者如不欲生、忌日必哀、稱諱如見親、祀之忠也」。

52) 四部叢刊『論語』八佾第三「祭如在、祭神如在」。

る「尸」に憑依し、この世に再生し得るのである。尸が孫とされた理由は、宗廟の配置にあると考えられる。宗廟では自分の嫡子は、必ず対面に置かれ、孫が必ず自分の横に置かれることから、故人の孫が尸と定められたと考えられる。

以上のような死生観に立てば、人が死ぬと、先ず屋根から故人の礼服を投げ降ろし、礼服に故人の気を憑依させる儀式の意味も容易に理解できる。すなわち魂は、体内から天に昇ろうとしているが、魄は、未だ朽ちてはおらず地に帰する直前の状態である。したがって魂を礼服に憑依させ少しでも長く魂と魄が同時に存在する状態、「生」の状態を維持せんがための儀式なのである。

#### (6) 祭祀者の永続的存続

ここで重要なことは、①宗廟をきちんと維持管理し、②祭祀を行う子孫がいることである。特に子孫を残すことは、祭祀者の永続的存続であり、祭祀の永続は、自己再生の永続性に繋がるのである。まさにこの考え方によって「忘生軽死の思想」が醸成されたと言っても過言ではないであろう。

## 第七章 倭寇と薩鮮交易

### I. 倭寇と高麗及び朝鮮王朝の対応

そもそも「倭寇」という文字が記されている最も古い文献は、『高麗史』の高宗 10 年(1223) 5 月の条「倭寇金州」であると言われている。しかし田中健夫は、倭寇が始まった時期を「高麗忠定王の 2 年、1350 年」と考えている<sup>1)</sup>。この理由は『高麗史』忠定王 2 年(1350) 2 月の条に「倭、固城・竹林・巨濟に寇す。(中略)倭寇の侵すは、此れより始まる」と書かれているからである<sup>2)</sup>。

本節においては、朝鮮王朝が倭寇対策の一環として実施した日鮮貿易の背景を理解するために、まず高麗末から朝鮮初にかけて倭寇の実態を把握し、つぎに通商や文禄慶長の役時などの荷物や兵卒の移動に重要な手段となる道路港湾の政策およびその整備状況について整理把握しておきたい。

#### 1: 恭愍王時代(1352-1374)の倭寇

この恭愍王時代の倭寇の特色を田中は、i. 租粟を運搬する漕船とそれを備蓄する倉庫とが主要な攻撃対象となったこと、ii. 首都開城付近に対しても攻撃を加えていること、iii. 兵数 3000 とか、船数 400 余隻とか呼ばれる大規模な倭寇の出現を見たことなどであるとしている<sup>3)</sup>。

##### (1) 漕船・備蓄倉庫への襲撃

- ① 恭愍王 3 年(1354) 4 月 17 日の条、「倭、全羅道の漕船四十余艘を掠す」<sup>4)</sup>。
- ② 恭愍王 4 年(1355) 4 月 25 日の条、「倭、全羅道の漕船二百余艘を掠す」<sup>5)</sup>。
- ③ 恭愍王 7 年(1358) 7 月 26 日の条、「倭、黔毛浦を侵し全羅道の漕船を焚く」<sup>6)</sup>。
- ④ 恭愍王 9 年(1360) 5 月 1 日の条、「倭、江華に寇し三百余人を殺し米四万石を掠す」<sup>7)</sup>。
- ⑤ 恭愍王 10 年(1361) 8 月 15 日の条、「倭、東萊、蔚州を焚掠しその漕船を奪う」<sup>8)</sup>。
- ⑥ 恭愍王 21 年(1372) 2 月 2 日の条、「諫官、全羅道の漕運は、常に倭掠を被るを以て陸転せしめんことを請う」<sup>9)</sup>。

##### (2) 首都・開城付近攻撃

<sup>1)</sup> 田中健夫『倭寇と勘合』(至文堂、1961 年) 2 頁。

<sup>2)</sup> 『高麗史』第一、卷三十七、忠定王二年二月の条「倭寇固城竹林巨濟(中略)倭寇之侵始此」。

<sup>3)</sup> 田中、前掲書、11 頁。

<sup>4)</sup> 『高麗史』第一、卷三十八、恭愍王三年四月己酉の条「倭掠全羅道、漕船四十餘艘」。

<sup>5)</sup> 同前、卷三十八、恭愍王四年四月辛巳の条「倭掠全羅道、漕船二百餘艘」。

<sup>6)</sup> 同前、卷三十九、恭愍王七年七月壬戌の条「倭侵黔毛浦、焚全羅道漕船」。

<sup>7)</sup> 同前、卷三十九、恭愍王九年閏五月丙辰朔の条「倭寇江華殺三百餘人、掠米四萬餘石」。

<sup>8)</sup> 同前、卷三十九、恭愍王十年八月癸巳の条「倭焚掠東萊蔚州、奪其漕船」。

<sup>9)</sup> 同前、卷四十三、恭愍王二十一年二月庚辰の条「諫官以全羅道漕運、常被倭掠請令陸轉」。

- ①恭愍王 13 年 (1364) 6 月 6 日の条、「倭、海豊郡 (現・開城直轄市内) に寇す」<sup>10)</sup>。
- ②恭愍王 15 年 (1366) 9 月 29 日の条、「倭、陽川縣 (現・ソウル市内) に入り漕船を掠す」<sup>11)</sup>。
- ③恭愍王 16 年 (1367) 3 月 13 日の条、「倭、江華府を掠す」<sup>12)</sup>。
- ④恭愍王 20 年 (1371) 7 月 3 日の条、「倭、礼成江に寇し兵船四十余艘を焚く」<sup>13)</sup>。
- ⑤恭愍王 22 年 (1373) 6 月 26 日の条、「倭、船東、西江に集まり陽川に寇す。遂に漢陽府に至り、廬舎を焼き人民を殺掠し數百里騒然たり。京城大いに震う」<sup>14)</sup>。

### (3) 規模の拡大化

- ①恭愍王 12 年 (1363) 4 月 20 日の条、「倭、船二百十三艘喬桐 (現・仁川市内) に泊る」<sup>15)</sup>。
- ②恭愍王 13 年 (1364) 3 月 5 日の条、「倭、船二百餘艘、葛島に泊る」<sup>16)</sup>。
- ③恭愍王 13 年 (1364) 5 月の条、「金續命、倭三千を鎮海縣に撃つ」<sup>17)</sup>。
- ④恭愍王 23 年 (1374) 4 月 17 日の条、「倭、船三百五十艘慶尚道合浦に寇し、軍營兵船を焼く」<sup>18)</sup>。

## 2 : 辛禰王時代 (1375-1387) の倭寇

倭寇活動の頂点は、辛禰王の時である。この頃の特徴は、①婦女子を皆殺しにするような凶暴性を発揮していること。②倭寇の足跡が龍州 (鴨綠江口付近) に達したこと。③全羅道・慶尚道の奥地が侵略されたこと。(騎馬化) ④朝鮮の日本海側斜面、すなわち江原道を北上する倭寇がいたことなどが上げられる<sup>19)</sup>。

### (1) 凶暴性

公州の郷土史に次のように記されている。

1 세기 간의 원 간섭기를 거친 후 고려는 왜구로 인하여 극심한 어려움을 겪었다. 고려시대 왜구가 본격적으로 침입해 온 것은 충정왕 2 년(1350) 이후의 일인데 이들의 침구는 고려 멸망 직전인 우왕대에 절정에 이르렀다. 기록상 왜구의 침입은 지역적으로 전남 85 회, 경기 56 회, 경북 54 회, 충남 53 회 등으로 나타나고 있어서 충남 지역도 왜구의 주요 침입 지역이었음을 알 수 있다. 당시 왜구들은 연안 지방 뿐만 아니라 내륙 수로를 이용하여 깊이 들어왔기 때문에

<sup>10)</sup> 『高麗史』第一、卷四十、恭愍王十三年六月戊戌の条「倭寇海豊郡」。

<sup>11)</sup> 同前、卷四十一、恭愍王十五年九月丁未の条「倭入陽川縣掠漕船」。

<sup>12)</sup> 同前、卷四十一、恭愍王十六年三月己丑の条「倭掠江華府」。

<sup>13)</sup> 同前、卷四十三、恭愍王二十年秋七月癸丑の条「倭寇禮成江、焚兵船四十餘艘」。

<sup>14)</sup> 同前、卷四十四、恭愍王二十二年六月丙申の条「倭船集東西江、寇陽川、遂至漢陽府燒廬舎、殺掠人民、數百里騒然、京城大震」。

<sup>15)</sup> 同前、卷四十、恭愍王十二年四月己未の条「倭船二百十三艘、泊喬桐」。

<sup>16)</sup> 同前、卷四十、恭愍王十三年三月己巳の条「倭船二百餘艘、泊葛島」。

<sup>17)</sup> 同前、卷四十、恭愍王十三年五月の条「金續命擊倭三千於鎮海縣」。

<sup>18)</sup> 同前、卷四十四、恭愍王二十三年四月壬子の条「倭船三百五十艘、寇慶尚道合浦、燒軍營兵船、士卒死者五千餘人」。

<sup>19)</sup> 田中、前掲書、13 頁。

계룡산 주변은 금강을 이용한 침입이 가능하였다.

우왕 2년(1376) 왜구는 부여를 거쳐 공주에 쳐들어 왔으며 공주는 이들에게 함락되었다. 왜구들이 공주를 거쳐 연산으로 들어가자 양광도 원수 박인계는 이들을 추격, 개태사 앞 황산벌에서 전투를 벌였다. 이 싸움에서 박인계는 피살당하였고 일대는 왜구에 의하여 도륙이 자행되었다. 이러한 혼란한 와중에서 인근 주민들은 계룡산으로 모을 피하게 되었는데 왜구는 이들을 산중에까지 추격하여 들어갔다. 그리하여 ‘부녀와 어린애, 왜구를 피하여 산중에 오른 자들이 수없이 죽거나 잡혀갔다’는 것이다.<sup>20)</sup>

これによれば、当時倭寇は、沿岸だけでなく内陸水路を利用して深く侵入して来たが、雞龍山周辺は、錦江を利用して侵入が可能であった。1376年倭寇は、扶余を経て公州に侵入して来たため公州は、彼らによって陥落した。倭寇は、公州を経て連山にも至り、殺戮をほしいままにしたという。このような混乱した渦中から逃れるために、近隣の住民は、鷄龍山に避難したが、倭寇は、彼らを山中まで追いかけて、山中に逃れた女子供達の多くは、殺されたか拉致されて行ったとのことである。倭寇の凶暴性が如何なるものであったか容易に推測される。

## (2) 中国国境付近まで進出

- ①辛禡4年(1378)9月の条、「倭、鉄州に寇す」<sup>21)</sup>。
- ②辛禡5年(1379)6月の条、「倭、龍州(鴨緑川口、義州の南)に寇す」<sup>22)</sup>。

## (3) 全羅道・慶尚道奥地まで進出

- ①辛禡2年(1376)7月の条、「倭、扶余に寇して公州に至る」<sup>23)</sup>。
- ②辛禡3年(1377)4月の条、「倭、鷄林を寇す」<sup>24)</sup>。
- ③辛禡3年(1377)5月の条、「倭、賊百余騎、南陽安城宗徳等の縣に寇す」<sup>25)</sup>。
- ④辛禡4年(1378)3月の条、「倭、南陽に寇し遂に水原府を焚掠す」<sup>26)</sup>。
- ⑤辛禡6年(1380)8月の条、「倭、黄澗、禦侮、中牟、化寧、功城、青利等の縣を焼き、遂に尚、善の二州を焚く」<sup>27)</sup>。
- ⑥辛禡10年(1384)7月の条、「倭、永同・朱溪・茂豊等の縣を寇す」<sup>28)</sup>。

20) 윤용혁 『공주 역사무화론집』(시경문화사 2005년) 168頁。

21) 『高麗史』第三、卷百三十三、辛禡王四年九月の条「倭寇鐵州」。

22) 同前、卷百三十四、辛禡王五年六月の条「倭寇龍州」。

23) 同前、卷百十七、辛禡王二年七月の条、「倭寇扶餘至公州」。

24) 同前、卷百三十三、辛禡王三年四月の条「倭寇蔚州鷄林」。

25) 同前、卷百三十三、辛禡王三年五月の条、「倭賊百餘騎、寇南陽安城宗徳等縣」。

26) 同前、卷百三十三、辛禡王四年三月の条「倭寇南陽、遂焚掠水原府」。

27) 同前、卷百三十四、辛禡王六年八月の条「倭焚黃澗禦侮中牟化寧功城青利等縣、遂焚尚善二州」。

28) 同前、卷百三十五、辛禡王十年七月の条「倭寇永同朱溪茂豊等縣」。

#### (4) 江原道東辺北上

- ①辛禰7年(1381)3月の条、「倭、松生、蔚珍、三陟、平海、寧海、盈徳の地を寇し三陟縣を焚く」<sup>29)</sup>。
- ②辛禰8年(1382)3月の条、「倭、三陟・蔚珍・羽溪等の縣を寇す」<sup>30)</sup>。
- ③辛禰9年(1383)9月の条、「倭、淮陽府を陥れる」<sup>31)</sup>。
- ④辛禰9年(1383)10月の条、「鄭承可、倭と楊口に戦いて敗績し退きて春州に屯す。賊追いて春州に至り、これを陥れて遂に加平縣を侵す」<sup>32)</sup>。
- ⑤辛禰9年(1383)10月の条、「倭、安辺府・歙谷縣に寇し、四出し虜掠すること、無人の境を踏むがごとし」<sup>33)</sup>。
- ⑥辛禰王11年(1385)9月の条、「倭、咸州・洪原・北青等の處を寇す」<sup>34)</sup>。

### 3：高麗王朝の倭寇外交

#### (1) 元寇以来の高麗使者・金逸

『高麗史』世家、恭愍王15年(1366)11月14日の条に「檢校中郎將の金逸を遣わし、日本にゆかしめ、海賊を禁ぜんことを請う」とある<sup>35)</sup>。武田幸男は、『高麗史日本伝』(伝231)の注書(3)において、「恭愍王15年(1366)9月金童は、金凡貴らと共に元の割・沓等を携え日本征討後初めての高麗使として来日した。12月に伯耆国に着き、翌恭愍王16年(1367)2月に京都の天竜寺に入り、倭寇禁圧の牒状は春屋妙葩が奏し北朝は拒否したが、將軍足利義詮は使節と会見し、春屋妙葩が僧録の肩書で私信征夷大將軍の禁約を与えて幕府外交の新例が作られた」と解説している<sup>36)</sup>。恭愍王17年(1368)1月17日の条に「日本国、僧の梵蓋・梵鏐を遣わし、金逸とともに報聘す」とある<sup>37)</sup>。高麗王朝は、倭寇対策として日本へ積極的な外交を展開し、日本側から倭寇鎮圧をするよう働きかけをした。

#### (2) 辛禰王の倭寇外交、

次頁の表1で明らかなように、辛禰王の時代となって倭寇の侵寇回数は一段と激しさを増してきた。辛禰王は、恭愍王が行った日本に対する倭寇外交をさらに推し進めていった。『高麗史』列伝・羅興儒の条に「辛禰初め、典客寺の事を判ず。上書して、日本と行成(和議)せんことを請う。遂に通信使を以て之を遣わす。

<sup>29)</sup> 『高麗史』第三、卷百三十四、辛禰王七年三月の条「倭寇松生蔚珍三椋陟平海寧海盈徳等地、焚三陟縣」。

<sup>30)</sup> 同前、卷百三十四、辛禰王八年三月の条「倭寇三陟蔚珍羽溪等縣」。

<sup>31)</sup> 同前、卷百三十五、辛禰王九年九月の条「倭寇江陵府屬縣、倭陥淮陽府」。

<sup>32)</sup> 同前、卷百三十五、辛禰王九年十月の条「鄭承可、與倭戰于楊口敗績、退屯春州、賊追至春川陥之、遂侵加平縣」。

<sup>33)</sup> 同前、卷百三十五、辛禰王九年十月の条「倭寇安邊府歙谷縣、四出虜掠、如踏無人之境」。

<sup>34)</sup> 同前、卷百三十、辛禰王十一年九月の条「倭寇咸州洪原北青哈蘭北等處我」。

<sup>35)</sup> 『高麗史』第一卷四十一、恭愍王十五年十一月壬辰の条「遣檢校中郎將金逸如日本請禁海賊」。

<sup>36)</sup> 武田幸男編訳『高麗史日本伝』[伝231]注書。

<sup>37)</sup> 『高麗史』第一、卷四十一、恭愍王十七年正月戊子の条「日本國遣僧梵蓋梵鏐偕金逸來報聘」。

表 1：朝鮮半島への侵攻回数（田中健夫『倭寇と勘合貿易』至文堂 1961 年 4-10 頁を整理）

西暦年	朝鮮年号	侵寇回数	西暦年	朝鮮年号	侵寇回数
1223	高宗10	1	1389	辛昌王1	5
1225	12	1	1390	恭讓王1	1
1226	13	2	1391	2	2
1227	14	2	1392	朝鮮太祖1	1
1263	元宗4	1	1393	2	8
1265	6	1	1394	3	6
1280	忠烈王6	1	1395	4	1
1290	10	1	1396	5	8
1323	忠肅王10	2	1397	6	9
1350	忠定王2	6	1398	7	0
1351	3	4	1399	定宗1	4
1352	恭愍王1	7	1401	太宗1	3
1354	3	1	1402	2	2
1355	4	2	1403	3	8
1357	6	4	1404	4	5
1358	7	6	1406	6	6
1359	8	4	1407	7	9
1360	9	5	1408	8	13
1361	10	3	1409	9	1
1362	11	1	1410	10	0
1363	12	1	1411	11	0
1364	13	10	1412	12	0
1365	14	3	1413	13	0
1366	15	3	1414	14	0
1367	16	1	1415	15	1
1369	18	1	1416	16	0
1370	19	2	1417	17	1
1371	20	1	1418	18	1
1372	21	10	1419	世宗1	0
1373	22	3	1420	2	0
1374	23	11	1421	3	0
1375	辛禡王1	7	1422	4	0
1376	2	12			
1377	3	29			
1378	4	22			
1379	5	15			
1380	6	17			
1381	7	19			
1382	8	12			
1383	9	24			
1384	10	12			
1385	11	12			
1387	13	4			



辛巳東征（弘安の役）の後より、日本は、我れと交好を絶つ。興儒の初めて至るや。諜者と疑いて之を囚う。良柔なる者あり。本と我国の僧なり。興儒を見て、遂に之を、釈さんことを請う」とある。すなわち羅興儒が日本と和を議するために日本へ行くことを上申し、通信使として派遣されたが、囚われの身となったのである<sup>38)</sup>。武田は「高麗の遣日本使で通信使という名は唯これ一例のみ」としている<sup>39)</sup>。

『高麗史』列伝・鄭夢周の条に、「倭寇充斥し、浜海の州郡は蕭然一空たり。国家、之を患う。嘗て邏興儒を遣わし、霸家台（博多）に使いして和親を説かしむ。その主将、興儒を拘収す。餓死するに近く僅かに生還を得たり」と記されている<sup>40)</sup>。辛禰王2年10月に邏興儒を救った日本僧・良柔が使者として徳叟周佐の書を持って朝鮮へ渡った。「羅興儒日本より還る。日本僧の良柔を遣わし、来りて報聘し、彩段・画屏・長劍・鏤金龍頭の酒器等の物を献ず。その国の僧の周佐（徳叟周佐、五山の僧。春屋妙葩の弟子）、書を寄せて曰く、惟うに、我が西海道一路の九州は、乱臣割拠し貢賦を納めざる事且に二十余年になんなんとす。西辺海道（西海道）の頑民は、鬻（乗ずべき敵の隙）を見て出でて寇す。我が為す所に非ず。これ故に朝廷、将を遣わして征伐し、その地に采入して兩陣交鋒（敵味方矛を交える）し、日々以て相戦う。庶幾わくば九州を克復せば、則ち天に誓い、日を指さして、海寇を禁約せん」と中央政府の非力さを認めている<sup>41)</sup>。

以上のような経過を踏まえて、辛禰王3年6月、安吉祥を日本に派遣して海寇禁約を重ねて要望している。「本国は貴邦と隣と為す。大海を隔つと雖も、或は時に通好す。歳は庚寅より海盜始めて発り、我が島民を擾（さわ）がし、各々損傷するあり。甚だ憐愍すべし。此れに因りて、丙午年間、万戸の金竜等を差（さ）わして事の意を報じ、即ち征夷大將軍の禁約を蒙り、稍々に寧息するを得り。近頃甲寅より以来、其の盜、また肆に猖蹶す。判典客寺事の邏興儒を差（さ）わし、咨を齎して再び達せしむ。兩國の間、海寇の鬻（いば）を造すは、実に不祥と為す。事の意をもて去れる後、邏興儒の齎し来れる貴国の回文に拠るに、この寇は、我が西海一路に因る。九州の乱臣は、西島に割拠し、頑然として寇を作す。実に我が為す所に非ず。未だ敢て即ち禁約を許さずと言稱す。これを得て参詳するに、治民・禁盜は国の常典なり。前項の海寇は、但だ肯えて禁約せば、理として従わざるなし。兩國の通好、海道（西海道）の安静は、貴国の之を処すること如何に在るのみ」と<sup>42)</sup>。

38) 『高麗史』第三、卷百十四、羅興儒の条「辛禰初判典客寺事、上書請行成日本、遂以通信使遣之、自辛巳東征之後、日本與我絶交好、興儒初至、疑諜者囚之、有良柔者、本我國僧也、見興儒遂請釋之」。

39) 武田幸男編訳『高麗史日本伝』（伝108）注書5。

40) 『高麗史』第三、卷百十七、鄭夢周の条「時倭寇充斥、濱海州郡、蕭然一空、國家患之、嘗遣邏興儒、使霸家臺説和親、其主將拘囚興儒、幾餓死僅得生還」。

41) 同前、卷百三十三、辛禰王二年十月の条「羅興儒還自日本、日本遣僧良柔來報聘、獻彩段畫屏長劍鏤金龍頭酒器等物、其國僧周佐寄書曰、惟我西海道一路九州、亂臣割據、不納貢賦、且二十餘年矣、西邊海道頑民、觀鬻出寇、非我所爲、是故朝廷、遣將征討、采入其地兩陣交鋒、日以相戰、庶幾克復九州、則誓天指日、禁約海寇」。

42) 同前、卷百三十三、辛禰王三年六月の条「遣安吉祥于日本請禁賊、書曰、本國與貴邦爲隣、雖隔大海、或時通好、歳自庚寅海盜始發、擾我島民、各有損傷甚可憐愍、因此丙午年間、差萬戸金龍等報事意、即蒙征夷大將軍禁約、稍得寧息、近自甲寅以來、其盜又肆猖蹶、差判典客寺事羅興儒齎咨再達、兩國之間、海寇造鬻、實爲不祥、事意去後、據羅興儒齎來貴國回文言、稱此寇因我西海一路、九州亂臣、割據西島、頑然作寇、實非我所爲、未敢即許禁約、得此參詳、治民禁盜國之常典、前項海寇、但肯禁約、理無不從、兩國通好、海道安静、在於貴國處之如何耳」。

九州は、乱臣割拠し幕府の統制が行き届いていないことを知った辛禰王は、時の九州探題である今川了俊にも使者を送って海寇禁約を要請している<sup>43)</sup>。その結果辛禰王5年5月に「韓國柱が日本より還る。大内殿義弘、朴居士を遣わし、其の軍百八十六人を率いて偕に來らしむ<sup>44)</sup>。」その朴居士率いる軍は、倭寇が鷄林を寇したとき出陣したが「大敗し脱したる者、僅か五十余人のみ」であったという<sup>45)</sup>。

## II. 初期朝鮮王朝の倭寇対策

### 1. 水軍の強化

遼東征伐を命じられた李成桂は、行軍の途中、1388年威化島で軍を返し、辛禰王を廃して恭讓王を王位に立て政局を握り、1392年「易姓革命は、天の意思だ」と宣言し王位についた<sup>46)</sup>。

朝鮮王朝は、王権確立後すぐに水軍の整備に着手し、太宗8年(1408)には各道の兵船の総計は、613隻・兵数は55000人に上ったと推定される。其の上烽火の整備、沿海の築城、兵船の改良なども合わせ強力に推進された<sup>47)</sup>。

### 2. 対日交隣政策

太祖は、即位の年(1392)に交隣の最初の試みとして、覺鎚を室町幕府に派遣して倭寇の禁止を要求した。これに対し義満は、絶海中津に答書させ、賊船の禁止と被虜人の送還を告げ、寿久を朝鮮に派遣した<sup>48)</sup>。

太祖4年(1395)12月、大内義弘の朝鮮通好は、九州探題今川了俊が解職され、渋川満頼が赴任する間に始められた。太祖5年(1396)3月、義弘は、通竺と永琳の2禅僧を朝鮮に派遣し、禁賊と被虜人送還を約し大蔵経を要求した。太祖6年(1397)、義弘は、永範と永廓を派遣したが、この時足利義満の命によって壱岐、對馬の賊を禁じるのに力を尽くすことを申し送った。これに対し朝鮮王朝では、太祖7年夏(1398)、前秘書監の李惇之を日本へ派遣し、義弘へ謝意を表すると共に三島の賊を禁ずるよう要求した。義満は、禁賊を約束した。翌太祖8年(1399)、李惇之が帰国した。義満は、幕府初めての遣使と被虜人100人を送還し、大蔵経の版木と仏具を求めさせた。大名と朝鮮王朝との修好が、幕府と朝鮮王朝との通交関係に発展したことは極めて重大なことであった<sup>49)</sup>。

<sup>43)</sup> 『高麗史』第三、卷百三十三、辛禰王四年十月の条「遣版圖判書李子庸前司宰令韓國柱如日本請禁賊、遣九州節度使源了俊金銀酒器人參席子虎豹皮等物」。

<sup>44)</sup> 同前、卷百三十四、辛禰王五年五月の条「韓國柱還自日本、大内殿義弘遣朴居士、率其軍一百八十六人偕來」。

<sup>45)</sup> 同前、卷百十四、河乙沚の条「至是倭寇鷄林、居士率兵與戰、乙沚逗遛不救、居士軍大敗、得脱者纔五十餘人」。

<sup>46)</sup> 韓国放送通信大学『韓国の歴史』150-152頁。

<sup>47)</sup> 田中健夫『倭寇と勘合貿易』30頁。

<sup>48)</sup> 同前、29頁。

<sup>49)</sup> 同前、68-69頁。

### 3.倭寇懐柔策と通好統制

#### (1) 投化倭人

倭寇の首領者に帰順を勧め、来投したのものには田地や家財を与え、妻を娶らせ、安住の地を得させる政策である。これら日本人は、「降倭」「向化倭」「投化倭」などと呼ばれた。投化倭人が多くなったのは朝鮮王朝になってからであり、太祖 5 年（1396）には倭船 60 隻が寧海丑山島で投降した。倭寇の首領は、宣略將軍の顕彰が与えられ、翌年 2 月には米 30 石、豆 20 石、10 月には米豆 50 石が与えられた。投化倭人は、三島の民ばかりでなく太祖 6 年（1397）、妻子と共に入鮮した僧・原海は、医術の心得があることから典医博士として登用された。倭船匠・藤次郎と謂う者は造船に携わり、対馬から送られた平宗全は官位を与えられ、日本人との折衝や倭寇の防御に活躍した。このように投化倭人は、朝鮮官府の中樞にまで入り活躍する者が増加する一歩であった。投化倭人で官職を授与されたものを「受職倭人」と呼ばれ、貿易の権利を公認された<sup>50)</sup>。

#### (2) 使送倭人

宗氏、渋川氏、松浦党、宗像社、小弍氏、秋月氏、菊池氏、島津氏、伊集院氏、新納氏など九州各地の豪族の使者（実体は貿易商人）として行動したものは、「使送倭人」、「客倭」、「使送客人」と呼ばれた。使送倭人は、制限がなかったため多数の使者が渡航してきたので、その接待が経済的負担となってきた。そこで太宗の初年にまず貿易港を富山浦、乃而浦の二港に限定した。太宗 14 年（1414）8 月に対馬、小弍、壱岐、日向などの使人が蔚山で抜刀し乱暴を働いたのを契機にして、使送船の派遣者を対馬、大内、小弍、九州探題など 10 処に限定しこれを対馬に通告した。この仲介として「対馬の宗」を指定したことに大きな意義がある<sup>51)</sup>。朝鮮王朝は、宗氏に対して米豆を贈ることにより倭寇の取締りを期待した。応永 17 年（1410）以降応永 24 年（1417）まで毎年 300 石前後の数量が記録されているという<sup>52)</sup>。

#### (3) 興利倭人

個人的に商業貿易活動に従事した日本人を「興利倭人」「商倭」「販売倭人」といった。興利倭人は、最初から倭寇の変身として朝鮮側からは意識され優遇された。太宗 7 年（1407）慶尚道兵馬節制使・姜思徳の上書に興利倭人の実態が書かれている。すなわち興利倭船が無制限に各港に停泊して朝鮮の兵船を窺っているのを停泊地を限定すること、各豪族に行状（渡航証明書＝路引・文引）を発行させて統制させること（行状支給の制度）、投化倭人を沿岸から内陸へ移すことが建策され採択された。なお世宗 8 年（1426）に鹽浦を開港し三港に制限を緩めた<sup>53)</sup>。

---

<sup>50)</sup> 同前、31-33 頁。

<sup>51)</sup> 同前、34 頁。

<sup>52)</sup> 同前、72 頁。

<sup>53)</sup> 同前、70-71 頁。

### Ⅲ. 高麗の道路政策

#### 1. 三浦の概略<sup>54)</sup>

##### ①熊川齋浦 (웅천제포)

齋浦로부터 金山을 거쳐 京城까지 到着하는데 날마다 二息<sup>55)</sup> 程을 간다면 十三日行程이 되고 大丘、尙州、槐山<sup>궤산</sup>、廣州을 거쳐서 京城으로 가면 十四日行程이 된다. 水路로 金海 (黃山江에서 洛東江까지 가게 됨) 昌寧、善山、忠州(金遷에서 漢江까지 가게 됨) 廣州를 거쳐 京城으로 가면 十九日行程이나 된다. 熊川에서 齋浦까지는 五里나 된다. 常時居住하는 倭人の 戶數가 三百八戶이고 人丁은 男女 老少를 合하여 千七百二十二名이나 된다. 寺社가 十一個所이나 된다.

##### ②東萊富山浦 (동래부산포)

富山浦로부터 大丘 尙州 槐山 廣州를 거쳐 京城까지 到着하는데 十四日行程이 되고 永川 竹嶺<sup>죽령</sup> 忠州 楊根<sup>양근</sup>을 거쳐 京城까지 도착하는데는 十五日行程이나 된다. 東萊에서 富山浦까지는 二十五里나 된다. 常時居住하는 倭人の 戶數가 六十七戶이고 男女 老少를 合하면 三百二十三名이나 된다. 水路로 梁山(黃山江에서 洛東江까지 가게 됨) 昌寧 善山 忠州 (金遷에서 漢江까지 가게 됨) 廣州를 거쳐 京城까지 到着하는데는 二十一日行程이나 된다.

##### ③蔚山鹽浦 (울산염포)

鹽浦로부터 永川 竹嶺 楊根을 거쳐 京城까지 到着하는데는 十五日行程이 된다. 水路로 慶州 丹陽 忠州를 廣州 거쳐 京城까지 到着하는데는 十五日行程이 된다. 蔚山에서 鹽浦까지는 三十里나 된다. 常時居住하는 倭人の 戶數가 三十六戶이고 男女 老少를 合하면 百三十一名이나 된다. 寺社는 一個所이다. 成化十年 甲午 三月에 禮曹佐郎 南悌가 三浦의 失火한 倭人을 饋餉<sup>饋餉</sup> (식량을 보내는 것) 하기 위하여 三浦에 갔는데 그때 그림을 그려서 왔다.

三浦を概観すると、まず熊川齋浦(現・昌原市鎮海区)は、ソウルまでの所要日数が13日～14日であり、居住日本人が1700人、300戸と三浦の中では最大であった。また寺社も建立されていた。次は釜山であるがソウルまでは14日～15日の所要で、日本人居住者は300人程度であった。一番日本人居住者が少なかったのは、蔚山で130人ほどであった。ソウルまでの所要は15日程度であった。

#### 2. 高麗の幹線道路網<sup>56)</sup>

高麗時代の幹線道路網は、開京を中心にして西北から東南方向と東北から西南方向に伸びる「X字形」をしていたが、前者が後者より重要視された。その理由は、太祖の政治哲

<sup>54)</sup> 申叔舟『海東諸國紀』(釜山大学校韓日文化研究所、1962年)35-39頁。

<sup>55)</sup> 一息は30里で、朝鮮の一里は400mである。したがって60里は24kmとなる。

<sup>56)</sup> 崔永俊『嶺南大路』(高麗大学校民族文化研究院、2004年)103-106頁。

学・朝廷の外交政策・文化政策・経済政策に関係があった。すなわち新王朝の発展軸を西京（現・平壤）～開京（現・開城）～東京（現・慶州）の線に定め、これに国の神経中枢を集中させることによって、東北山間地帯と西南平野地帯の統率が一層容易にすることが出来た。開京は、東京と鴨緑江下流地方を結ぶ軸の中央部に位置し、西北地方の進出が容易に出来、千年の伝統を持つ慶尚道の勢力を牽制することが容易であった。

#### (1) 西北～東南軸路の概要

西北～東南軸路は、高麗の国防・外交政策と密接な関係がある幹線道路であった。この軸の西北側は、満州と中国本土に繋がっているため何時も大陸民族の侵入に備えなければならなかったし、彼らとの政治・文化・経済的交流を持続する必要があった。したがって西北路は、事実上高麗の駅の中で一番重要であった。反面東南地方は、大韓海峡を越えた所の日本と近いと、倭との接触が多かった。特に高麗末の倭寇侵入が頻繁であった時代には東南軸の重要性は高かった。

西北軸は、大陸文物を輸入した経路であったし、東南軸は、国初より高麗王朝の文物と政治制度確立に寄与した旧新羅貴族の本拠地であった。また朝鮮初期は、東南軸一帯は、人口密度が高く産物が豊富な地帯でもあった。

西北～東南路は、西京・開京・南京（現・ソウル）・東京の「4京」と黄州牧・廣州牧・忠州牧・尚州牧の「4牧」、安北都護府・安東都護府など重要都市が配列されていた。

#### (2) 西北～東南路の具体的内容

開京と嶺南地方間に分布する駅は、7箇の駅道に区分された。開京から南に青郊道・広州道・平丘道・慶尚府道・尚州道・慶州道・金州道など。この内広州道・平丘道・慶尚府道・尚州道・慶州道は、平行しており実質的には3～4道であった。

①第1路は、青郊駅を出発して楊州・平丘・原州・丹陽・**竹嶺**・安東・永川・東京。

②第2路は、青郊駅・南京・広州・利川・忠州・**鷄立嶺**・礼泉・安東（1路に合流）。

（上記2路は漢江の渡し場が少ないことから、両岸を利用して相互補完した）

③第3路は、南京・龍仁・陽智・竹山・忠州・**鷄立嶺**・礼泉・開慶・尚州・海平・大邱・金海。

④第4路は、南京・龍仁・陽智・竹山・青州・永同・**秋風嶺**・金泉・星州・合浦・金海。

第1路と2路は、夫々竹嶺・鷄立嶺を通っているが、これらの道路は、顯宗時地方行政制度を完成させた後より特に重要視された。何故ならこの道路に従い南京・東京など2箇所の小京、12箇所の牧の内3カ箇所、すなわち広州・忠州・尚州が連絡し、安東・原州などの重要都市が分布しているためである。この道は、高麗後期に数十万の紅巾賊が侵入したとき使用された道路であった。また後日文祿慶長の乱のときには、第一路～第四路まで使用された。

### 3. 朝聘應接紀<sup>57)</sup>

『海東諸國記』の『朝聘應接記』に、日本から来た「国王や守護、その使臣の接待方法」

<sup>57)</sup> 申叔舟『海東諸國記』「朝聘應接記」230-260頁。

がきめ細かに記載されている。その内容を整理すれば次の通りである。

(1) 使船の定数

- ①国王、大名の使臣が来朝すれば接待する。
- ②対馬島主は1年間に50隻の舟を送ることが出来る。また別事が起きたなら「特送」と称し送ることが出来る。これには定数がない。
- ③諸大名の使臣で年間1～2隻だけの者が40名、年間1隻だけの使臣が27名いる。またそれ以外の大名やその使臣が来朝するときは、別途王の許可が必要である。
- ④朝鮮王朝の官職を受けているものは、年1回来朝することが出来る。
- ⑤諸使は対馬島主の文引（渡航証明書）が必要である。

(2) 諸使定例（館待する4例）

- ①国王の使臣
- ②諸大名の使臣（畠山・細川・左武衛＝斯波・京極・山名・大内・小貳）。
- ③九州節度使及び対馬島主の特送。
- ④.諸大名及び対馬島人の受職人。

(3) 図書の給与

象牙印の印符を双方半分ずつ保管し往来の時に対照して確認する方法。図書とはこの印刻された印符のこと。

(4) 接待方法

- ①国王の使臣は25人まで上京出来る。諸大名の使臣は15人。特送は3人。
- ②三浦での宴会、道中での宴会、京滞在中の宴会、支給食料など全て詳細に決められている。

(5) 三浦禁約

対馬の人が初めて三浦（乃而浦・富山浦・塩浦）に来て居住し交易と漁業の許可を願い出た。彼らが一定の場所に居住、通交し、事が完了したら還る約束であったが、次第に居直るようになった。世宗が対馬の宗貞盛に書状を送り、全員連れて帰るように命じた。貞盛は、「長い間居住している60人についてはそのまま居住させてほしい」と願い許可された。世祖12年（1466）、朴元亨が食料支給を名目に人口調査したところ「乃而浦＝300戸、約1200人」「富山浦＝110戸、約330人」「塩浦＝36戸、約120人」であった。

(6) 釣魚禁約

対馬島人で漁業する者は、i.宗氏の図書及び文引を持参し巨濟島で提出すること。ii.文引を作ってもらふこと。iii.所定の場所以外には行ってはならないこと。iv.釣魚が終了したならば、巨濟島に戻り文引を提出し税金を払ふこと。v.以上の事項を守らないものは賊として断罪することが定められた。

#### 4. 糠嶽の戦い（己亥東征＝기해동정）

応永 26 年（世宗元年・1419）中国へ行こうとした倭寇船団が途中朝鮮の各地を襲ったという報を聞き太宗は、同年 6 月兵船 227 隻、軍兵 17,285 人からなる対馬討伐軍を編成。6 月 17 日巨濟島を出発。6 月 20 日浅茅湾の尾崎浦（豆知浦）、6 月 26 日仁位浦（尼老浦）に上陸したが、伏兵にあって大敗し 7 月 3 日撤退した<sup>58)</sup>。

### IV. 薩鮮貿易

#### 1. 朝貢貿易

金柄夏は、朝鮮前期の鮮日貿易を次のように分析している。すなわち「足利将軍を始め西日本の大名や有力な豪族の使送倭人（使者）は、外交使節と商業使用人両方の機能を持ったものであった<sup>59)</sup>。使送倭人交易が特に盛んになったのは、世宗朝（1418-1450）から成宗朝（1469-1494）であった。世宗朝から成宗朝までは、中央集権体制が安定した時期であり、経済的・文化的繁栄が齎され、生活水準の向上に伴い奢侈に流れ易かった。李朝は、建国以来「崇儒去奢」を国家の良規とし勸奨して来たが、世宗朝に至り奢侈が一層増進し、成宗朝以後一世を風靡し大きな社会問題となった<sup>60)</sup>。李朝前期における使送倭人の進上物、すなわち輸入品は、銅銭用の銅・火薬用の硫黄・奢侈品の金銀・赤色染料の原料である蘇木（丹木）であり、それらの対価は織物であった。これらの需要を満たすために使送倭人の到来が活発化した。使送倭人の荷物を漢城まで運ぶ運送費及びそれ以外の一切の費用は、被進貢者の負担を原則としており、日本人は、使臣の資格で上京し漢城の豪商と私貿易をしたときには、莫大な利潤を得たことは間違いない<sup>61)</sup>。世宗元年の使送倭人は 6,116 人であったという<sup>62)</sup>。

崔永俊によれば、「李朝政府は、三浦を開港することによって倭寇の侵入を阻止すると同時に日本政府と外交関係を維持することを期待した。付随的には倭使が献納する貢物を収集すると同時に、商税を徴収する効果もあった。倭使が持って来る硫黄・鉛・染料・香料・砂糖・象牙・胡椒・楡柑・刀剣類などを購入し、米・大豆・陶磁器・小麦・酒類・茶・薬材・綿布・絹布・麻布・文房具・仏経典・仏具などを輸出し我国の得た利益も少なくなかった」としている<sup>63)</sup>。表 2 は、世宗朝の 1418 年から 1427 年に至る十年間の進上回数である。これを見ると 1423 年には、一年間で実に 51 回にも及んでいる<sup>64)</sup>。この蘇木（丹木）の人別進上表が表 3 である。これを見ると島津氏を始めとする九州の豪族や大名が多いことが分かる。これは琉球を仲介とした南方貿易によって南アジア産の赤色染料である蘇木を朝鮮半島まで持って行ったことが明らかである。

58) 田中健夫『倭寇と勘合貿易』47-50 頁。

59) 金柄夏『李朝前期對日貿易研究』（韓国研究院、1969 年）14 頁。

60) 同前、106 頁。

61) 同前、119 頁。

62) 同前、122 頁。

63) 『嶺南大路』134-135 頁。

64) 金柄夏、前掲書、118 頁。

表 2. 蘇木進上表

年	回数	年	回数
1418	3	1423	5 1
1419	0	1424	7
1420	3	1425	2
1421	7	1426	3
1422	1	1427	4
		合計	8 1

金柄夏『李朝前期對日貿易研究』(韓国研究院 1969年) 118頁。

日鮮間の公式な貿易は、朝貢貿易であり、日本から朝鮮王朝に蘇木や胡椒・硫黄を朝貢して来た場合には、その見返りとして正布を与えた。正布とは綿布のことである。1正布(1疋)は、幅32.8cm、長さ16.38mであり、15世紀中頃の交換価値は、綿布1疋で米5斗であったという<sup>65)</sup>。シラス台地で地味の薄い薩摩にとっては重要な収入源であった。

田村洋幸は、当時の日鮮貿易の日本国内への影響について次のように整理している<sup>66)</sup>。

(1) 日鮮貿易が国内領国形成に決定的要因となったケース = 「宗氏」。

宗貞盛が対馬国内を統一し、三浦(富山、乃而、鹽)の徴税権も確保した。己亥東征後の早田氏の勢力も抑え、単なる商倭として支配下に置いた。

表 3. 人別蘇木進上表 (1418-1427)

進上者	回数
一岐州萬戸道永	2
日向州太守源氏島津元久	1
筑前州太守藏親家	1
對馬都州都熊宗定盛	3
九州總管源義俊	1 1
防長豊三州都護大内殿家姪多多良滿世	1
對馬島萬戸左衛門太郎	9
前九州總管(探題)源道鎮	1 0
筑州管事平滿景	1 2
日向大隈薩摩三州太守修理大夫源朝臣久豊	2
肥州太守源(吉見)昌清	3
一岐太守源重	3
九州石城式部小輔源俊臣	2
駿州太守源省(田平殿)	2
昨州前刺史平常嘉	3
對馬三味三浦羅	1
九州平常嘉	1
對馬州代官野馬多老重久	1
筑前州太守藤原(小貳)滿貞	3
備州刺史大藏氏種	1
九州多多良徳雄(大内盛見)	1
薩摩州源(島津)貴久	2
日本国王使 奎壽 梵齡	1
日本国王使 奎壽 梵齡の私進	1
對馬藤次郎	1
肥州田平寓鎮海州太守原省後室融仙	1
石見州長濱因幡守	1
薩州伊集院寓鎮藤原頼久	1
合計	8 1

金柄夏『李朝前期對日貿易研究』(韓国研究院 1969年)117頁

<sup>65)</sup> 한국 역사 연구회 『조선시대 사람들은 어떻게 살았을까 1』(청년사 2005년)、125-130頁。

<sup>66)</sup> 「中世鮮薩貿易の展開」(広島大学文学部『紀要・第18号』、1960年12月)。



(2) 日鮮貿易が国内の政治経済に多少の影響を与え、その領国形成にも何らかの形で影響しているケース＝「島津氏」。

奥三州の領主権確立を目指す奥州、総州両島津の争いは、島津氏に抵抗する伊集院氏との争いに発展し、貿易面においても西薩摩沿岸地方を支配し、薩鮮貿易に有利な条件を背景とする伊集院氏と南薩地域より坊津、泊津を手掛かりとして対外貿易権を奪取せんとする島津氏の争いとなった。この貿易面での争いは、朝鮮側の統制強化による日鮮貿易の衰退によって伊集院氏勢力の衰退を招き、結果として島津氏による三州統一が達成された。

(3) 日鮮貿易が十分に発達せず政治的経済的影響が比較的少なく対鮮貿易が次第に衰退して行ったケース＝「大内氏」。

この頃の日本国内は、足利・渋川・小弐・島津氏などを始めとする各地の豪族が南北朝より続く動乱の最中であって、領主権の確立に力を注いでいた。いち早く領内統一を果たした対馬の宗氏は、朝鮮と結び付き貿易圏を飛躍的に拡大し、台頭してくる細川氏、畠山氏など畿内商業資本と対抗し対朝鮮貿易権を確保して行ったのである。

## 2.薩摩三州の対鮮貿易

表 4 は、薩摩三州の島津氏、伊集院氏、市来氏、新納氏の対朝鮮貿易の実態を、『李朝実録』から抜粋したものである。この表を見ると、1395年～1415年の20年間は伊集院氏が対朝鮮貿易を独占し、1415年～1423年の10年間は島津家、1423年～1436年の10年間は両者が均衡し、1437年～1449年間の10年間は伊集院氏が多かったことが分かる。表4の『李朝実録』の各年号の記載内容を見ると、進上物明細と朝廷からの回賜明細の両者が書かれているケースは、次の5回である。

i. 世宗即位年(1418)10月の条<sup>67)</sup>、ii. 世宗5年(1423)正月の条<sup>68)</sup>、iii. 世宗5(1423)10月の条<sup>69)</sup>、iv. 世宗9年(1427)正月の条<sup>70)</sup>、v. 世宗31年2月の条<sup>71)</sup>である。これ

67) 『世宗實録』卷1、世宗即位年10月の条「日向太守源氏島津元久、遣人獻、香十斤黒木百斤川芎十斤鉛五十斤桂心丹木各百斤染壺瓶一對丁香四箇、賜紬布五匹緜布百七十五匹」学習院大学東洋文化研究所、23頁。

68) 『世宗實録』卷19、世宗5年正月の条「日本国日向大隅薩摩三州太守源朝臣久豊、使人來獻土物、琉黄三千觔太刀十箇金襴一段犀角二本白檀香十觔沈香十觔白鉛十觔甘草十觔蘇木一千觔扇子二十本、命饋之禮曹判書金汝知荅久豊書曰善繼令兄通好欣慰殊深所獻禮物謹已啓納不腆土宣緜布五百四十四匹、就付回人久豊元久弟也」同前、272頁。

69) 『世宗實録』卷22、世宗5年10月の条「日向大隅薩摩州太守修理大夫匠作源久豊及子源貴久使人來獻土物久豊致書于左右大政丞曰薰風萬里海天觀望入五雲三角山様聞謹奉短疏遣使佐恭吊慰、先帝仙花於戲堪悲歎獻土宣、硫黄八千斤金襴二段蘇木七千斤砂糖百斤胡椒百斤鹿皮五十領白銳百斤白檀香五十斤柔鹿皮十箇鬼魚皮十箇水牛角三箇寶砂半斤紙彩四具酒樽五箇、久豊又致書丁禮曹刷還被攜十人仍進、硫黄千斤白銀扇三十箇朱長槍二箇蘇木百斤、禮曹判書申商復久豊書曰專人陳慰無論修好之誠愈久不替良深嘉悅所獻兩度禮物與被攜人口謹已啓納土宣正布一千五百十六匹就付回价」同前、314頁。

70) 『世宗實録』卷35、世宗9年正月の条「薩摩州太守源久貴、使人獻、硫黄三千斤丹木五百斤漆三十五斤太刀五柄、回賜正布二百六十八匹」同前、523頁。

71) 『世宗實録』卷123、世宗31年2月の条「日本薩摩州藤原熙久、遣人獻、丹木一千斤鑛鐵一百斤胡椒九斤束香一百斤白檀香五十斤白蛤十箇藤五百箇烏梅木一千斤硫黄二百五十斤象牙十一斤、回賜正布一千一百二十四匹」同前、667頁。

らの薩摩と朝鮮王朝の交易内容を纏めたものが表5である。表5を一見して分かることは、島津氏や伊集院氏の輸出品は、薩摩の特産物で火薬の原料である硫黄と南方産物の中継貿易品たる赤色染料の蘇木（丹木）である。蘇木は、マレーやインド原産の所謂蘇芳<sup>すほう</sup>の心材を原料とした赤色染料であり、朝鮮貴族の衣類の染色材として輸入されたものである。

表 4.薩摩三州の対朝鮮貿易

NO	年号年月	西暦	伊集院氏				島津氏					市来氏			新納 頼明	合計	
			頼 久	常 喜	為 久	計	伊 久	元 久	久 豊	貴 久	好 久	計	家 親	久 家			計
1	太祖 4・4	1395	1			1	1					1					2
2	太祖 5・6	1396	1			1											1
3	太宗 6・11	1406	1			1											1
4	太宗 7・10	1407	1			1											1
5	太宗 9・11	1409	1			1											1
6	太宗 10・4	1410											1		1		1
7	太宗 10・7	1410											1		1		1
8	太宗 10・9	1410		1		1											1
9	太宗 15・12	1415	1			1											1
10	太宗 15・12	1415						1				1				1	2
11	太宗 18・1	1418						1				1					1
12	世宗即位 8	1418						1				1					1
13	世宗即位 10	1418						1				1					1
14	世宗即位 10	1418						1				1					1
15	世宗 2・12	1420						1				1					1
16	世宗 5・1	1423							1			1					1
17	世宗 5・3	1423							1			1					1
18	世宗 5・10	1423							1	1		2					2
19	世宗 8・1	1426	1			1				1		1					2
20	世宗 9・1	1427								1		1					1
21	世宗 9・2	1427	1			1											1
22	世宗 10・3	1428								1		1					1
23	世宗 10・4	1428	1			1				1		1					2
24	世宗 11・9	1429								1		1					1
25	世宗 13・1	1431	1			1				1		1					2
26	世宗 17・9	1435			1	1											1
27	世宗 18・2	1436									1	1					1
28	世宗 18・7	1436			1	1											1
29	世宗 18・8	1436												1			1
30	世宗 19・7	1437			1	1											1
31	世宗 19・8	1437			1	1											1
32	世宗 20・9	1438			1	1											1
33	世宗 25・11	1443								1		1					1
34	世宗 31・2	1449			1	1											1
			10	1	6	<b>17</b>	1	6	3	8	1	<b>19</b>	2	1	<b>3</b>	<b>1</b>	<b>40</b>

『太祖實録』学習院大学東洋文化研究所、1985年。

『太宗實録』同前。

『世宗實録』同前。

表 5. 交易内容

進上物名	世宗即位 10 月	世宗 5 年 1 月	世宗 5 年 10 月	世宗 9 年 1 月	世宗 31 年 2 月	備 考
香料・香木 白檀香 沈香 丁子香	10 斤  4 箇	10 斤 10 斤	50 斤		束香・100 斤 50 斤	* 束香；不明  * 沈香：沈水香木、東南アジア産 * 丁子：香料
桂心 川芎	100 斤 10 斤	甘草・10 斤			烏梅木・1000 斤	* 桂心：インドネシア産薬用植物 * 川芎：漢方薬用か？
丹木（蘇木）	100 斤	1000 斤	7100 斤	500 斤	1000 斤	* 赤色染料
硫黄		3000 斤	9000 斤	3000 斤	250 斤	* 火薬原料
鉛	50 斤				鐵鐵・100 斤	* 鐵鐵：錫と鉛
白鉛		10 斤	100 斤			* 顔料用か？
太刀		10 箇	槍・2 本	5 柄		
金襴		1 段	2 段			
扇子		20 本	30 本			
黒木	100 斤					* 不明
犀角		2 本	水牛角・3 箇			
染壺瓶	1 対				白蛤・500 斤	* 白蛤：基石用か？
黒魚皮			10 箇			* 黒魚皮；不明
象牙					11 斤	
寶砂			半斤			
紙彩			4 員			* 色和紙
鹿皮・柔鹿皮			60 箇			
砂糖			100 斤			
胡椒			100 斤		9 斤	
酒樽			5 箇			
漆				35 斤	藤・500 斤	
朝鮮の回賜	175 匹	540 匹	1516 匹	268 匹	1124 匹	

## 第八章 朝鮮出兵と文化略奪

### I. 朝鮮出兵前夜の薩摩藩

天正6年(1578)、日向国を平定した島津義久は、天正7年(1579)から3ヶ年は、専ら肥後経営にあたった。天正12年(1584)3月、島原において肥前國の竜造寺隆信と戦いとなり(島津では島原合戦と呼ぶ)これを打ち破った。天正12年(1584)には引き続き肥後平定が進められ、翌天正13年(1585)に阿蘇惟光を降し肥後平定が完了した。その後島津義久は、豊後出兵を企て、天正14年(1586)12月、大友義統を豊前へ放逐し豊後を平定した。しかしこれを知った豊臣秀吉が天正15年(1587)3月、島津征伐のため20万の軍勢を率い大阪を出発したため、島津軍は日向まで退却した。天正15年(1587)4月、日向の根白坂の戦いで羽柴秀長に大敗した島津義久は、5月8日川内の泰平寺にて秀吉に見えて降伏し、薩摩一国だけを安堵された。ついで25日義弘に対して大隅一国を、26日義弘の息子久保に日向国真幸院を宛がった。

日向まで拡大した島津氏領国が一举に崩壊する中で、給地を喪失した家臣団に対して知行制再編を軸とする有効な対策をなし得なかった結果、島津氏の統制に服さない家臣が現れた。これに対し島津氏は、家臣団の離脱運動を独力で制止することができず、豊臣政権の介入によって始めて支配が成就し得たのであった。後の梅北一揆や太閤検地がそれである。豊臣政権下に包摂された島津氏を待ち受けていたのは、「際限なき軍役」であった。義久、義弘、久保の上洛と滞在、肥後国一揆鎮圧の出兵、大仏殿建立の木材調達などの「際限なき軍役」であり、最大なものが朝鮮出兵であった。「際限なき軍役」を具体的に示せば次のとおりである<sup>1)</sup>。

#### 1. 義久・義弘・久保の上洛

- ・島津義久＝天正15年(1587)7月10日上洛～天正16年(1588)9月14日帰国。
- ・島津義弘＝天正16年(1588)5月24日上洛～天正17年(1589)8月10日帰国。
- ・島津義久＝天正17年(1589)5月28日上洛～天正18年(1590)12月6日帰国。

#### 2. 肥後一揆出兵

- ・島津義弘＝天正15年(1587)12月20日、大隅大口へ出兵、肥後一揆に備える。
- ・島津義弘＝天正16年(1588)閏5月15日浅野長政、加藤清正と協力し肥後一揆を鎮圧。

#### 3. 大仏殿建木材木

- ・天正17年1月23日秀吉、義弘に大仏殿建立の材木調達を命じる。

#### 4. 小田原出兵

- ・島津久保＝天正18年(1590)2月22日小田原へ出兵。

#### 5. 朝鮮出兵

- ・島津義弘＝天正18年(1590)12月6日上洛～文禄元年(1592)5月3日釜山着
- ・島津久保＝文禄元年(1592)5月3日釜山着

これ等の財政的負担は、当然家臣団に転嫁され、家臣団の不平不満となったのである。

<sup>1)</sup> 三木靖『戦国史叢書10・薩摩島津氏』『戦国島津関係年表』(新人物往来社、1972年)巻末より抜粋。

## II. 文禄慶長の役前夜の朝鮮半島

### 1. 朝鮮王朝の基本政策

#### (1) 漢陽遷都

太祖は、建国当初から次のような政治的理由から遷都の必要性を感じていた。

①開城は、500 余年間高麗の首都であったため、住民の大部分が前王朝に深い忠誠心を抱いていたこと。

②開城は、仏教都市であり、儒教が容易に根ざす土壌ではなかったこと。

③高麗末の蒙古、倭寇、紅巾賊などの侵入事例から国防上漢陽遷都は不可避であったこと。

遷都準備は、1395 年（漢陽を漢城と改名）から始まり 1405 年に完了した。漢陽は、漢江下流でもっとも有利な渡河地点であり、韓半島を南北に繋ぐ道路がここに集まっていた。漢江は、高麗時代にも大動脈の役割を果たしていた。海まで近く大潮の時には、近海の船舶が漢陽の郊外まで集結することができ、また漢江上流地方の産物も漢江上流や支流を利用しここに集荷された。朝鮮半島の中心部に位置し、漢江流域の中心になる漢陽は、朝鮮半島の政治的、文化的統合に資する適地であるといえることができる。

#### (2) 崇儒抑仏

儒教的統治体制に改編した朝鮮王朝は、国内の全ての人力と資源を国家の統治下に置く王権国家を目指した。高麗末まで王権の上に君臨した仏教の権威は落ち、その代わりに家父長的象徴である王を頂点とした専制王朝が成立した。朝廷は、儒教的統治理念である徳と威厳で治める支配者と忠誠を持って従う被支配者の関係維持を理想とし、両班貴族の中で儒教を修めて登官したものを選抜し、王の代行者である牧民官として地方に派遣した。地方行政を円滑に行うために、全国を 8 道に分け各道に行政・司法・軍事の最高責任者を置いた。道の下部組織として牧・部・郡・県を置いた。このような地方行政機関の長である牧民官は、行政官兼教育者、徴税官、法官、勸農官、地方軍司令官の役割を果たした。

#### (3) 農本主義

朝鮮王朝の国家財政は、全的に農民を中心とした良人に依存していた。これら農民から収納した「田税」、「貢税」、「軍布」その他の税金は、幹線道路を利用して大部分漢陽に移送された。このような道路網は、中央政権を強化するのに大きく寄与した。通信・道路体制の確立を通して、中央の政治的、経済的統制力が強化され、中央の命令が各地方に迅速に伝達され、地方から上がってくる報告が円滑に収集されるからであり、道路網を通して中央から地方へ兵力と兵站を迅速に移送することができたからである。

#### (4) 事大主義（外交政策）

事大交隣主義は、朝鮮時代 500 年間持続された基本的な外交政策であった。朝鮮王朝は、相対的に国力が強かった中国に対して、事大主義で王朝の伝統性を認めさせ、統治権を強化してきた反面、日本を始めとする近隣国に対しては、懐柔政策を使い平和を維持するように努力した。高麗末から朝鮮初にかけて、倭寇の被害が大きくなった当時には、対日政

策が対明政策に劣らず重要になった。このような諸策が、南沿岸一帯の関防施設とその運営、対馬征伐、対日交易窓口の開放などとして現れた。

## 2. 朝鮮王朝前期の幹線道路網

### (1) 西路・北路・三南路・嶺南大路の背景

漢陽遷都を契機にして朝鮮政府は、漢陽を基点とする新しい道路網を構築した。この時設定された幹線道路は、漢陽を中心点とするX字形を基本骨格とした。漢陽から西北地方へ伸びる道路を「西路」とし義州を終着地と定め、東北地方へ向かう道路を「北路」とし咸鏡道の瑞水を終点とした。忠清道の西側を通して全羅道へ連絡する道は、所謂「三南路」と呼ばれ康津を終点とし、ここから船路で済州島まで繋がっていた。漢陽から忠清道の東北部地方を通り、慶尚道の東萊まで伸びる道を「南路」または「嶺南大路」といい釜山が終点であった。

X字形の右上から左下へ向かう北路と三南路は、左上から右下へ向かう西路と嶺南大路に比較して政治的、経済的、文化的比重が多少低かった。その理由は、西路が中国と連結し、嶺南大路が日本に連絡していたためである。歴史的に見れば外敵は、主に西路と嶺南大路を利用し進軍し、外国使節もやはりこの道を利用した。また西路は大陸文化を輸入して来た交通路であり、嶺南大路は朝鮮文化を日本に伝えた道路であった。

嶺南大路は、朝鮮王朝初めの三浦開港（富山・乃而・鹽）を契機にして、その輪郭を具体化したと言っても過言ではない。朝鮮王朝は、三浦を開港することによって、倭寇の侵入を阻止し同時に、日本政府との外交関係を維持することを期待したのである。

### (2) 嶺南大路の具体的内容

対日交易は、三浦の指定交易所で行われた鮮日商人間の交易と、倭使が持ってきた貢物を受け取り、朝廷から返礼を与える交易とに区分される。倭使は、大部分漢陽まで上京したが、倭使の数が次第に増加するにつれて、上京路を「左路」「中路」「右路」「水路」の4路に分散した。この交通路の利用は、文禄慶長の役まで継続された。陸路は、釜山から漢陽まで14日～15日掛った。各路の行程は次の通りである<sup>2)</sup>。

#### ①左路～蔚山・鹽浦から漢陽までの行程

蔚山・慶州・氷川・義興・義城・安東・豊基・竹嶺・丹陽・青風・忠州・驪州・楊根・漢陽  
(丹陽から漢陽までは水路を利用)

#### ②中路～東萊・釜山浦から漢陽までの行程

釜山・梁山・密陽・青道・大邱・仁同・善山・尚州・幽谷・鳥嶺・陰城・利川・広州・漢陽  
(所謂・嶺南大路)

#### ③右路～熊川・乃而浦から漢陽までの行程

熊川・金海・玄風・星州・金泉・秋風嶺・永同・青州・竹山・利川・広州・漢陽  
(竹山から漢陽までは中路を利用)

---

<sup>2)</sup> 崔永俊『嶺南道路』136頁。

#### ④水路

釜山・倭館・尚州（洛東江を利用）～（中路を利用）～忠州・金遷（南漢江）・漢陽

#### (3) 慶尚道から全羅道への道路

李義權は「倭軍が陸路で全羅道の首府である全州に侵入するためには、次のような幾つかの道があった」とし、次の4コースをあげている<sup>3)</sup>。

- ①宣寧から咸陽を経て、八良峠を越えて南原・雲峰から全州へ入る道。
- ②宣寧から咸陽・安義を経て六十嶺を越えて長水・鎮安・熊峠から全州へ入る道。
- ③知礼の釜項嶺を越え、茂朱・鎮安・熊峠から全州へ入る道。
- ④秋風嶺を越え、永同・陽山・錦山の梨峠を越えて全州へ入る道。

慶尚道から陸路で漢城へ行くためには、小白山脈を越える「竹嶺」、「鳥嶺」（高麗時代までは鳥嶺の東側を通る鷄立嶺）、「秋風嶺」の三つの峠を越えるしかなく、全州へ抜けるためには、「秋風嶺」と「六十嶺」とが主であった。六十嶺は、山賊が旅人を襲うので「六十人以上」の旅人が団体になって峠を越えなくてはならないといういい伝えから「六十嶺」といわれたという俗説すらある。鳥嶺は、聞慶市から登ると今も険しく難路であったが、漢城へは最短道路のため利用された。科挙に合格した朗報を一番早く聞くとところから「聞慶」となったという俗説がある。

### Ⅲ. 文禄の役

#### 1. 文禄の役時の豊臣軍の編成

天正20年（1592）3月13日豊臣秀吉は、黒田長政に対して朱印状を送り出陣命令を下した<sup>4)</sup>。『島津家文書』には、文禄の役時の軍編成の朱印状がなく、『唐入軍役人数島津家分覚書』に「唐入ニ付嶋津殿御軍役人数一万五千」と記載あるのみのため<sup>5)</sup> 全体の軍編成は『黒田家文書』から引用した。

##### 1 番隊（兵力 18,700 人）

小西行長（肥後宇土）7,000 人	宗 義智（対馬府中）5,000 人
松浦鎮信（肥前平戸）3,000 人	有馬晴信（肥前島原）2,000 人
大村喜前（肥前大村）1,000 人	五島純玄（肥前福江）700 人

##### 2 番隊（兵力 22,800 人）

加藤清正（肥後熊本）10,000 人	鍋島直茂（肥前佐賀）12,000 人
相良頼房（肥後人吉）800 人	

##### 3 番隊（兵力 11,000 人）

黒田長政（豊前中津）5,000 人	大友義統（豊後府内）6,000 人
-------------------	-------------------

<sup>3)</sup> 李義權『역사로 보는 전라도』(신아출판사 2001년) 126-127 頁。

<sup>4)</sup> 『黒田家文書』第一巻、この覚書には「コノ文書ハ、天正十九年十二月ノモノナルベシ」という注釈が付されている（福岡市立博物館、1999年）419 頁。

<sup>5)</sup> 『島津家文書之二』九六三。



- 4 番隊（兵力 14,000 人）  
 島津義弘（大隅栗野） 10,000 人      高橋元種（日向） 秋月種長（日向高鍋）  
 伊藤祐兵（日向宮崎） 島津豊久（日向高城）  
 4,000 人
- 5 番隊（兵力 25,000 人）  
 福島正則（伊予今治） 4,800 人      戸田勝隆（伊予板島） 3,900 人  
 長宗我部元親（土佐岡豊） 3,000 人      蜂須賀家正（阿波徳島） 7,200 人  
 生駒親正（讃岐高松） 5,500 人      来島通之・通総（伊予来島） 700 人
- 6 番隊（兵力 15,700 人）  
 小早川隆景（筑前名島） 10,000 人      毛利秀包（筑前久留米） 1,500 人  
 立花宗茂（筑後柳川） 2,500 人      高橋統増（筑後三池） 800 人  
 筑紫広門（筑後福島） 900 人
- 7 番隊（兵力 30,000 人）  
 毛利輝元（安芸広島） 30,000 人
- 8 番隊（兵力 10,000 人）  
 宇喜多秀家（備前岡山） 10,000 人
- 9 番隊（兵力 11,500 人）  
 細川忠興（丹後宮津） 3,500 人      羽柴秀勝（美濃岐阜） 8,000 人
- 都合 158,700 人

## 2. 小西軍・加藤軍・黒田軍の動向

### (1) 一番隊（小西・宗軍）

宗義智に従事した妙心寺の僧天荊の『西征日記』に従って記述すれば次の通りである。4月12日釜山着<sup>6)</sup>。4月13日釜山陥落<sup>7)</sup>。4月14日東萊陥落<sup>8)</sup>。4月15日機帳及び水營の2城の敵軍が敗走した<sup>9)</sup>。4月16日梁山の兵が敗走した<sup>10)</sup>。4月17日密陽の兵が敗走した<sup>11)</sup>。4月20日大邱陥落<sup>12)</sup>。4月21日仁同の兵が敗走した<sup>13)</sup>。4月23日善山を通過する<sup>14)</sup>。4月24日尚州陥落<sup>15)</sup>。4月26日聞慶陥落<sup>16)</sup>。4月27日忠州陥落<sup>17)</sup>。4月29日忠

<sup>6)</sup> 天荊『會餘録』第八集十一、「西征日記」卷之一「十二日晴、兵船七百餘艘辰刻發大浦、申尾到釜山」（亜細亜協会、1890年）。

<sup>7)</sup> 同前、「十三日半陰半晴、卯刻圍釜山之城、而辰刻拔之」。

<sup>8)</sup> 同前、「十四日半陰半晴、卯刻發釜山、辰刻圍東萊城、同刻拔之」。

<sup>9)</sup> 同前、「十五日晴、東萊東南有城、日機帳・水營二城、此日敗亡」。

<sup>10)</sup> 同前、「十六日細雨、梁山之城敗亡」。

<sup>11)</sup> 天荊、前掲書、第八集十二、「十七日晴、官軍卯刻發東萊、巳刻過梁山、密陽之東五十里許宿、此日密陽敗亡」。

<sup>12)</sup> 同前、「廿日晴、發驛亭、二里餘而有城、城之西三里許有城、曰大工、二城一日潰」。

<sup>13)</sup> 同前、「廿一日晴、大工之西拒三里許、而宿村家、仁同城敗亡矣」。

<sup>14)</sup> 同前、「廿三日晴、發仁同（中略）午刻過善山、二里許而宿村家」。

<sup>15)</sup> 同前、「廿四日晴、發村家、午刻入尚州城中之兵敗亡、城中大將李旭敗亡、從事官朴虎尹暹死官軍逐北而斬首三百餘」。

<sup>16)</sup> 天荊、前掲書、第八集十三「廿六日晴寅刻發尚州宿處、午刻過咸尚西刻至聞慶、聞慶之城自放火而亡」。

<sup>17)</sup> 同前、「廿七日晴寅刻發聞慶、而辰刻過安保午刻達忠州、自洛將軍来、而率數萬之兵、府之北半里許陣松山、官軍擧旌旗馬向、松山之陣敗走、對州攝州之兵逐北刎首三千餘級、虜數百人大將申立石死」。

州を出発<sup>18)</sup>。5月1日驪州に駐屯<sup>19)</sup>。5月2日漢城陥落<sup>20)</sup>。小西・宗兩軍は、釜山・東萊・梁山・密陽・大邱・仁同・善山・尚州・聞慶・鳥嶺・忠州・驪州・漢城の嶺南大路を進軍したことになる。忠州の戦について우인수는「鳥嶺は上り70里、下り70里といわれる厳しい山道で軍事的にも重要な場所であった。文祿の役のとき、申將軍がここを利用せず忠州に布陣し大敗を喫したことは歴史的にも悔しいことである」と述べている<sup>21)</sup>。

## (2) 二番隊 (加藤・鍋島軍)

池内宏によれば、二番隊は、4月17日釜山に上陸し東萊・梁山を通り、4月19日彦陽に入った。ここより加藤軍は、慶州に進軍し20日ここを占領した。一方鍋島軍は、蔚山・左兵營に向かい20日これを占領し、加藤軍を追って北上した。22日慶州を出発し氷川に向けて嶺南大路左路を進軍し、新寧・義興・義城から左路を離れ、軍威・比安・咸昌・幽谷を経て聞慶へ向かい、鳥嶺を越えて忠州に入った。忠州に入った加藤軍は、小西軍と合流。今後の作戦を立て、小西軍は、東路經由漢陽に向かい、加藤軍は、西路を經由して漢城に向かった。加藤軍は、忠州より達川・楡丹・崇善・慕道院・石院の諸驛を経て竹山に至り、陽智・龍仁から5月3日漢城に入ったと詳細に検証している<sup>22)</sup>。

## (3) 三番隊 (黒田・大友軍)

池内宏によれば、三番隊は、4月17日釜山に上陸し、4月18日竹島海口に渡り金海府を占領した<sup>23)</sup>。金海を占領した黒田軍は、昌原城を日夜攻め占領した<sup>24)</sup>。昌原から北へ向かい、4月26日漆原・靈山・昌寧・玄風を過ぎて茂溪津で洛東江を渡り、4月26日星州に至り開寧・金山に向かう。一方昌寧で別れた大友吉統は、草溪・陝川を經由して、居昌で鄭起龍ジョンギと戦い、知禮を経て金山で黒田軍と合流した。4月27日金山の戦の後、秋風嶺を越えて黄澗・永同・沃川・文義・清州・鎮州を経て竹山に入り、5月7日または8日に漢城に到着した<sup>25)</sup>。黒田軍は、金海・昌原・漆原・靈山・昌寧・玄風・茂溪津と嶺南大路・右路を北上し、星州・開寧・金山・秋風嶺を越え、黄澗・永同・沃川・文義・清州・鎮州・竹山から加藤軍の経路で漢城に入ったのである。

## 3. 島津軍の動向

### (1) 島津軍の編成

<sup>18)</sup> 天荊『會餘録』第八集十三、「廿九日朝晴暮陰、辰刻發忠州」。

<sup>19)</sup> 同前、「五月朔日半雨半晴申刻到驪州、水漲而不得渡、各構船筏以運濟矣、先軍在彼岸後軍者在此岸」。

<sup>20)</sup> 同前、「二日晴、吾輩結筏而渡江、攝州對州騎而渡、此時未漲、戌刻兩將陷京城」。

<sup>21)</sup> 조선사연구회 편 『조선시대 대구의 모습』 우인수 「도로와 통수단」

「오르면서 70리 내리면서 70리라는 말이 있을 정도로 험준한 고개이자 군사적 요새이기도 하여 조령천을 따라 영남로의 옛길에 조령 제 1.2.3 관문이 있었다. 임진왜란 때 신입 장군이 새재를 지키지 못하고 충주 남한강에 배수진을 쳤다가 왜군에게 대패한 사실도 아쉬움을 주는 역사의 한 장으로 남아 있다」(啓明大學校,2002年)101頁。

<sup>22)</sup> 池内宏『文祿慶長の役・別冊第一』(東洋文庫、1936年)35-50頁。

<sup>23)</sup> 同前、51-56頁。

<sup>24)</sup> 川添昭二編『黒田家譜』卷之六(文献出版、1983年)203頁。

<sup>25)</sup> 池内、前掲書、56-64頁。

藤木久志によれば、戦国大名の軍編成は、100人の兵士がいても所謂武士は10人程度であり、あとの90人は、次の三種類の兵士及びその他で構成されていたという。

①武士の家来で主人と共に戦う若党、あるいは足軽と呼ばれる侍。

②戦場で馬を引き、鎧を持つ中間、あるいは小者と呼ばれる下人。

③物資輸送のために駆り出された夫、あるいは夫丸と呼ばれる百姓。

若党足軽は、戦闘要員であったが、中間・小者、夫・夫丸は、非戦闘用で雑兵と称した<sup>26)</sup>。

ここで慶長の役時の島津軍の軍役内訳を見てみると次の通りである<sup>27)</sup>。

一、千二十石に馬一騎の賦。計95騎。1騎毎に兵卒34人。合計3230人。

一、五百石に馬一騎の賦。計24騎。1騎毎に兵卒17人。合計408人。

一、三百石に馬一騎の賦。計143騎。1騎毎に兵卒10人。合計1430人。

一、徒歩小侍衆・300人。一人につき、夫丸3人。夫丸合計900人。

一、無足衆・500人。一人につき、夫丸2人。夫丸合計1000人。

一、御道具衆・665人。

一、御蔵入より夫丸・2000人。

一、水手・2000人。

合計：兵卒5868人、夫丸3900人、道具衆665人、加子2000人、合計12,433人。

この構成を見ると、戦闘要員は47%で、後方支援部隊が53%となっている。すなわち百姓や漁師から徴用されたものが半分以上となり、朝鮮へ出兵する者も残された者もその苦労が大変なものであったと推察される。

## (2) 島津軍の遅陣

島津義弘、久保父子が4月27日、対馬で用船し、名室港を出港し釜山に到着したのは5月3日であった。既に5月2日に小西軍が、5月3日には加藤軍が漢城に入城していた。義弘が遅陣の心境を表した5月5日付けの川上忠智宛の文書がある。「国元から船が来ないので、義弘ひとり遅陣となってしまった。4月27日借り船で対馬の名室港を出発、5月3日釜山に到着した」<sup>28)</sup>。「今度の朝鮮出兵に関わる諸準備は、老中達と相談して段取りした筈だが、今もって船一艘も来ていない。これでは家も国も滅びてしまう」<sup>29)</sup>。「余り遅れると迷惑なので、船一艘借りて先月対馬に渡った。小者一人連れ鎧を五本も持たず、朝鮮まで渡海したが、情けなくて涙も止まらなかった。船着き場でも隠れるようにしており、国元の噂が恨めしくなった」<sup>30)</sup>。また4月6日付けの島津義弘から新納忠元に宛てた文書に

<sup>26)</sup> 藤木久志『雑兵たちの戦場』（朝日新聞社、2005年）5頁。

<sup>27)</sup> 『島津家文書之二』九四六「唐入軍役人数船数等島津家分覚書」。

<sup>28)</sup> 『旧記雑録後篇二』卷二十七、883「任風便企一書候、仍其地之船一圓不参候而、拙者老人遅陣ニ罷成、迷惑之至候間、賃船を以、卯月廿七日対馬名室之湊より、任順風漸今月三日ニ、高麗ふさんかいニ罷渡候」。

<sup>29)</sup> 同前、卷二十七、883「今度御唐入ニ付、軍役可相調由、老中談合を以承候處ニ、今船一艘茂不参、御家御國ヲ傾ル迄ニ候事」。

<sup>30)</sup> 同前、卷二十七、883「余りあまり遅陣迷惑ニ而、5枚帆ヲ一艘借出候而令乗船、去月対馬わたりヲ渡候、誠ニ小者老人ニて鎧ヲ五本共不持、高麗迄渡候事、浅間敷為躰涙もとゝまらん仕合ニ候」。

は次のように書かれている。「朝鮮に渡る船が一艘も来ないのは全く外聞を憚ることである。九州衆並みにはいかないが、先々船を借りて我ら親子だけでも朝鮮に渡り、残った者共には国から船が来たときに朝鮮に来るように申し渡した。左京亮も置いていこうと思ったが、側を離れないというのでまず連れてきた。漸く五枚帆船を十艘ほど借りて渡海した。全く情けない始末である」<sup>31)</sup>。

このように各大名が競って朝鮮に渡海していく中、義弘父子だけが国からの廻船がなく、借り船で単身釜山に渡らなくてはならなかった事情は、なんであったのかについて若干考察してみたい。

### (3) 島津軍遅陣の背景

#### ①領地減に伴う家臣団処遇

天正 15 年 (1587)、日向の根白坂の戦いで豊臣秀長に敗退した島津義久は、秀吉に降伏し、義久が大隅、義弘が薩摩、久保が日向真幸院を安堵されたが、大幅な領地減となった。これに伴い、これら二国一郡以外の地域から帰国する家臣を如何に受け入れるかが喫緊の課題となった。すなわち地頭の大幅な入れ替えが必要であった。紙屋敦之は「天正 16 年 (1588) 11 月 12 日、諸縣郡移衆への知行配当が命じられているので、小規模の入れ替えはあったと思われるが、大きな移動はなかったようである」と述べている<sup>32)</sup>。島津氏直轄地も少なかったことから、肥後豊後などからの帰国兵士の処遇をすることが出来ず、家臣団に不平不満が蔓延していたと推される。

#### ②財政圧迫

秀吉の九州征伐に屈した島津家に課せられたものは、際限なき軍役であったことは既述の通りである。貴久、義弘、久保のトップ三人の上洛、肥後一揆への出兵、小田原への出兵、大仏殿建木材木の抛出などである。

義弘が上洛、在京の経済的苦労を国元の比志島国貞に宛てた天正 16 年 4 月 21 日付の書状で「老中一人も供有間敷由候」といい、「從此元者京都之借銀を相頼可罷登候」と借金のことまで述べている<sup>33)</sup>。また天正 16 年冬の石田三成宛の義久の書状には「自分と義弘、又一郎の三人が、一年に一度差し替えて在京するようにして欲しい」と懇願している<sup>34)</sup>。上洛、在京の財政的負担が過重であったことを如実に表している書面である。これらの軍役による財政窮乏の負担は、結局家臣団に転嫁されたことはいうまでもないことである。

31) 『旧記雑録後編二』巻二十七、850「渡唐船壹艘も不廻候て、外聞実儀迷惑申候、九州衆なミの儀に候間、先々かり船にて我等夫子令渡海、人衆者残置候、國よりの船上次第可罷渡旨、申付躰に候、左京亮ものこし置き候へきとの儀も候つれ共、小者一人にてなり共、側を立退まじきよし申候間、先食列候、やうやう五六端帆之船十艘ほとにて渡海候、あはれをとどめたることにこそ候へ、中々申もいかゝに候」。

32) 紙屋敦之「梅北一揆の歴史的意義」(福島金治編『島津氏の研究』吉川弘文館、1983年) 237頁。

33) 『旧記雑録後編二』巻二十二、443。

34) 同前、巻二十三、535「然間從爰打續、義弘父子長々敷在京迷惑候、雖然爲私御侘難成子細候、其故者、先年以神載、愚拙義弘打替打替可爲在大坂由申上候、當者旁以御才覚、拙者義弘又一郎三人事、指替一年ニ一度宛之上洛被仰付度候」。

### ③梅北一揆

梅北一揆は、天正 20 年（1592）6 月 10 日、朝鮮出兵途中の島津氏家臣団の梅北国兼が、一揆の同志を募って薩摩と肥後の中途にある加藤清正の出城である佐敷城を攻撃して奪取し、更に小西行長の出城である八代の麦島城を攻撃したが、他に同調するものもおらず、鎮圧された事件である。

紙屋敦之は、「梅北国兼を一揆へ駆り立てた具体的な事情については判明しない」が<sup>35)</sup>、梅北一揆の目的は、「葦北・八代両郡は、国人一揆型の支配で知られる相良氏の旧領であり、また肥後国は、佐々成政の性急な検地実施に反対する国衆一揆があったところであった。さらに天草は、小西行長支配に反対する天草一揆があったところで、天正 9 年（1581）から天正 17（1589）年まで一揆を経験した地域であったこと及び肥後南部地域は、豊臣秀吉の天正 15 年（1587）九州制圧まで島津氏が八代在番を置いて支配していたところで佐敷は、球磨及び薩摩、日向、大隅に至る街道輻輳の地であり、朝鮮渡海の者を中途にて一揆に参集させる目的があった」と述べている<sup>36)</sup>。また「豊臣秀吉の推進する在地領主制否定施策に対する在地領主の反発」もあったのである<sup>37)</sup>。

梅北一揆は、豊臣政権に大きな影響を与えた。すなわち朝鮮出兵中の大名、家臣団を動揺させ、戦線離脱、帰国事件の頻発を憂慮させたこと及び島津氏権力内部の不安定さがそれであった。前者に関して秀吉は、天正 20 年 6 月 19 日、加藤清正、鍋島直茂、小早川秀秋、立花宗茂、筑紫広門、小早川秀包、高橋直次ら朝鮮出兵中の北九州の大名達に朱印状を送っている<sup>38)</sup>。また後者については『歳久公御生害之書』に「文禄元年七月上旬に、細川兵部少輔入道幽齋、殿下の嚴命を含て薩州に來り。義久ならひに嶋津の親戚故舊之臣に對して、殿下の命を以歳久の罪を責て曰、抑邪答院歳久入道事、先年殿下當國へ御動座之時、義久、義弘其外門葉の面々、皆降するの所に、歳久は虚病をかまへ、己か居城へ歸宿するのみにあらず、邪答院表、御歸陣之砌、嶮難之徑道を導き、剩山賊之族達馳、谷々峯々令散乱、多の軍兵をなやまし、歩卒下部を殺害するもの數多、依之、殿下の怒り止時なし、且又帝都参勤之礼もなく、今度朝鮮渡海之軍兵もなし、剩梅北逆意を企処に、歳久の人數等有加るの旨、其聞得あり、是至りて罪にあらずやと、各に向て、殿下の命を述終て、則御朱印をいたせり、其書曰、（朱印状本文略）文禄元年七月十日・嶋津修理大夫どの」<sup>39)</sup>とあり、秀吉に対する不満分子である島津歳久に自害を命じて、島津氏家臣団の結束を促している。

#### (4) 島津軍の釜山上陸から漢城までの動向

文禄の役時の朝鮮半島における島津軍の動向は、詳細な史料に乏しいため、遅れて主君

<sup>35)</sup> 『梅北一揆の歴史的意義』243 頁。

<sup>36)</sup> 同前、249 頁。

<sup>37)</sup> 同前、250 頁。

<sup>38)</sup> 『小早川家文書』312「先書被仰遣候、嶋津家來梅北宮内左衛門尉企一揆、去十五日、肥後佐敷へ罷出候之處、加藤主計頭、爲留守居者懸合、去十七日午刻、即時ニ打果、彼梅北刎首到來候、其外一揆同意輩不殘切捨候、高麗へ不罷渡さへ曲事ニ思召候處、剩企惡逆條、不廻踵加誅罰候、天道之仕合、無是非次第候、嶋津兵庫頭無心元可存候間、右之通可申聞候、即注進狀之寫遣候也」。

<sup>39)</sup> 『旧記雜録後編二』卷二十八、928「歳久公御生害之書」。

の後を追った新納忠増の足跡を辿ることからそれを把握してみたい。

忠増は、文禄元年の弥生朔日に義弘、久保と共に出発<sup>40)</sup>。3月21日から4月6日まで名護屋に滞在<sup>41)</sup>、4月7日名護屋を出発し壱岐へ渡る。国元からの舟を待ったが来ないので、4月17日久保が、4月21日義弘が対馬に渡る。ここで忠増は、舟が来るまで壱岐で滞在<sup>42)</sup>、5月18日に壱岐を出発し19日対馬の府中に到着<sup>43)</sup>、5月26日対馬を出発し夕方釜山浦に到着した。5月28日釜山浦を陸路出発、29日に御両殿の御座舟が繋がれている「こもがい口」という所に到着した<sup>44)</sup>。池内宏は、この「こもかい口」を洛東江の河口である竹島海口と見ている<sup>45)</sup>。6月7日竹島（御座船が係留されていた場所）を出発して密陽に到着<sup>46)</sup>、6月8日清道に到着<sup>47)</sup>、6月9日大邱着<sup>48)</sup>、6月10日仁同着<sup>49)</sup>、仁同で兵糧補充を行い、6月12日早朝に出発して夜に善山に到着した<sup>50)</sup>。6月13日戸田勝隆の本陣、尚州<sup>51)</sup>、6月14日長曾我部の本陣、咸昌。6月15日その出城、聞慶<sup>52)</sup>、6月17日鳥嶺を越え、そこで野陣を張って18日と19日に兵糧取りを行い、6月20日蜂須賀の出城がある槐山本陣の忠州に到着した。

日記では「同十四日には長曾我部殿の城に到着し、15日に蜂須賀殿の本陣に到着した。同16日には蜂須賀殿の番城に着き、17日にわろき山（鳥嶺）を越えて川のほとりで逗留。18、19日兵糧取りの後、20日に脇川殿本陣に入った」と記されているが、池内は、「咸昌は、長曾我部元親の本陣であり、聞慶はその出城である。蜂須賀家政の本陣は忠州で、出城は槐山にある。とするならば鳥嶺を越える前に蜂須賀の城はないので、新納忠増の記憶違いである」としている<sup>53)</sup>。6月20日陰城、6月21日竹山、6月22日陽智、6月23日龍

40) 『旧記雑録後編二』巻二十九、1019「文禄元年の弥生朔日、御出馬可有之由相定候へとも」。

41) 同前、巻二十九、1019「同廿一日ヨリ四月六日まではなこやニ御陳被成候」。

42) 同前、巻二十九、1019「日數もつもりぬれと、國より舟もさらにこす、軍兵ともゞ渡ナシ、さる間御兩殿様上意二者、いつまで爰ニおハせんとアリけれハ、せんちん（錢賃カ）を、舟を尋ねんと思ひ、我も我もとたつぬれと、一そふたにもなかりけり、されとも敷根藤左衛門尉殿乗船一艘ここにめぐり来て、17日と申二者、久保様對馬ニとて御渡海候、其御舟引歸来る時までも一艘もこさりけり、同廿一日二者、義弘様も御渡海有、」「主人を先にはなちタシ、我ハ爰にしいたつらに過暮へき無念さと、なけけともさらに甲斐なし」。

43) 同前、巻二十九、1019「二そのの舟か廻来て、今生レたる心地シ侍りぬ、比をいつそと申ニは、五月十三日二人をやり、同十六日に者我か住嶋ニ来リタリ、十七日ニハ舟さうさくをさせ、十八日ハ荷物をつませて、夜ニ入ぬれは舟をミナ津口のかたへをし出し候得共、」。

44) 同前、巻二十九、1019「同廿六日二者舟衆とも順風ナク候之間、無利ニ舟をいたしてアリければ、（中略）西ノ刻と申二者高麗のミナと釜山浦と申て、日本よりの渡口ニ着船候（中略）其自足ニまかせ行ほとに、こもがい口と申大河の水上に、御兩殿御座舟のつながれタリける所に、やうやう廿九日ニ行着てアリけれハ、四五百人の人々の悦ふ事ハ限りなし」。

45) 池内宏『文禄慶長の役別冊第一』（東洋文庫、1936年）55頁注2参照。

46) 『旧記雑録後編二』巻二十九、1019「同七日ニハはや此船本も打立參候ほどに、ミらいきとやらんいへる城のふもとを一里計とをり、川のほとりに陣とり候」。

47) 同前、巻二十九、1019「同八日二者せんぐたうと申城へ參着、陣とり候」。

48) 同前、巻二十九、1019「同九日たいこと申城へ着候」。

49) 同前、巻二十九、1019「同十日ハにんだうといへる城を通りぬれハ、やかて大川有ける」。

50) 同前、巻二十九、1019「明十二日ハ、夜も未あけさる内ヨリ打立て、其夜は清山と申城を通り候て陣とり申候」。

51) 同前、巻二十九、1019「同十三日二者古都をとをり、三里程行て川の邊ニ野陳をシタリ」。

52) 同前、巻二十九、1019「同十四日二者、ちやうすかミ（長曾我部か）との陳城ニ着候」。

53) 池内、前掲書、77-81頁。

仁、6月24日漢城に到着した<sup>54)</sup>。当時釜山から漢城までは、陸路で14日～15日掛ったといわれている<sup>55)</sup>。忠増が、義弘のルートを追いかけていったとするならば、島津軍は、嶺南大路中路を進軍したことになる。宗義智に従軍した妙心寺の僧天荊の『西征日記』によれば、4月12日に釜山に上陸し<sup>56)</sup>、5月2日漢城を陥落させている<sup>57)</sup>。すなわち戦いながら20日で釜山から漢城まで到着している。ここから推定すれば、人数は不明であるが、小西軍が平定したあとの進軍であるから、通常の所要時間以下で漢城に到着したことは容易に推定できる。5月3日に釜山に到着した島津軍は、5月17日以前に漢城へ到着したと考えられる。

### (5) 漢城以降の動向

5月2～3日漢城に入城した各将は、その後の対応について5月8～9日に協議を行い、朝鮮の各道を各将が受け取って実行支配に入ることとなった<sup>58)</sup>。諸将に依る朝鮮八道の分担は、表2の通りである<sup>59)</sup>。『西征日記』によれば、天荊は、5月14日から16日まで宗義智の家臣・柳川調信名で朝鮮軍に手紙を送り和平工作に当たっていた<sup>60)</sup>。しかし和平は、決裂し5月19日小西・加藤・黒田軍は臨津江に出陣した<sup>61)</sup>。小西・加藤・黒田軍の出撃に各軍も従い自分の分担地域に出陣して行った。

慶尚道	毛利輝元
全羅道	小早川隆景
忠清道	蜂須賀家政
京畿道	戸田勝隆 長曾我部元親
漢城	宇喜多秀家
江原道	毛利吉成
平安道	小西行長 宗義智
黄海道	黒田長政
咸鏡道	加藤清正

池内宏は、「八道経路分担の合議的決定は、5月19日以前のことであり」としている<sup>62)</sup>。5月3日に漸く釜山に到着した義弘・久保親子は、この八道経路分担の合議に参加出来なかったことは、江原道の分担が毛利(森)吉成で島津義弘の名前が出てこないことから、容易に推定されることである。

島津父子の動静が最初に現れるのは、6月19日の江原道金化付近の戦いである。李焜錫の『壬辰戦乱史』によれば「島津義弘は、5月9日玄風を出発し漢城に上洛した後、春川・金化方面の警備を担当した。島津主力軍は、永平郡(京畿道加平郡永中面)、島津忠豊軍500名春川府。春川の忠豊から元豪軍から攻撃されているので救援を義弘に要請、義弘は、

春川・金化方面の警備を担当した。島津主力軍は、永平郡(京畿道加平郡永中面)、島津忠豊軍500名春川府。春川の忠豊から元豪軍から攻撃されているので救援を義弘に要請、義弘は、

<sup>54)</sup> 『旧記雑録後編二』巻二十九、1019「明廿日ニハ脇川殿陳城に参着候、同廿一日は福嶋殿陳城ニ着候、同廿二日ニハ中川殿陳城へ着候、同廿三日ハ脇坂殿陳城に着ぬ、明廿四日ト申ニ者、京ニもやうやう着ニけり」。

<sup>55)</sup> 崔永俊『嶺南大路』136頁。

<sup>56)</sup> 天荊『會餘録』第八集十一「西征日記・卷之一」(亜細亜協会、1890年)「十二日晴、兵船七百餘艘、辰刻發大浦、申尾到釜山」。

<sup>57)</sup> 同前、第八集十三「二日晴、吾輩結筏而渡江、攝州對州騎而渡、此時未漲、戌刻兩將陷京城」。

<sup>58)</sup> 池内宏『文禄慶長の役別冊第一』120頁。

<sup>59)</sup> 中野等『秀吉の軍令と大陸侵攻』(吉川弘文館、2006年)101頁。

<sup>60)</sup> 天荊、前掲書、第八集十五、十六、十七。

<sup>61)</sup> 同前、第八集十八「十九日雨、小攝州及太守聞鮮軍聚散卒、又赴津江、諸軍盡従行」。

<sup>62)</sup> 池内、前掲書、119頁。

救援を送った。その後6月に入り金化県へと北上した。一方春川を攻撃した元豪軍は、金化に駐屯している毛利吉成を攻撃するべく金化城東15里の葛洞里に陣を張った。これを聞いた義弘は、久保に200の鉄砲隊を与え、元豪軍を奇襲させたという<sup>63)</sup>。5月に春川で、島津忠豊が元豪軍と戦い、これを撃退した島津軍は、元豪を追って北上し、6月19日葛洞里で元豪軍を撃破した。一方新納忠増の動向は、6月24日に漢城に到着したあと、「同廿六日二者都をとほく立出て、いつちとも知らざる道の行えを心ほそくたつねこへ、足ニまかせて行程に(中略)やうやう七月十二日毛利壱州杯の御陳被成候、さむでふ<sup>64)</sup>と申城へ参着候、某ハ都にて、御朱印受取候て持候間、あくる十三日ニ壱岐守殿へ小谷又左衛門尉殿取成を以罷出相渡申候、其より、御兩殿の御座所をたつね申候へ者、五日路跡の城より、片桐殿、藤懸殿、又七殿、伊藤殿御同心を以て、別國御をさめなされへきため、よこ道御とをりのよし被仰遣候間、あくる十四日に者又爰ニテも参あはさりければ、御跡を尋打立候<sup>65)</sup>とあるところからみると、漢城で一日休みして、翌6月26日には島津義弘が行ったであろうと推察される方向を目指し当てもなく出発したのである。7月12日森吉成の軍と会い、伊東軍及び軍目付の片桐・藤懸軍など別ルートで江原道を平定していた。7月14日三陟を出発、7月21日前に楊口において薩摩軍の立て札を発見した<sup>66)</sup>。

池内は、「島津・伊東軍には片桐貞隆と藤懸永勝が同行しており、この二将が6月7日に龍仁の脇坂安治の陣にいたことは、脇坂家伝記に明らかである。したがって島津・伊東軍が漢城を出発したのは、6月7日以後でなければならない。また毛利吉成が淮陽城を攻め、府使・金練光を敗死させたのが6月5日であるから<sup>67)</sup>、毛利吉成と島津義弘とは別個に出発したことは明白である」としている<sup>68)</sup>。

しかし李焜錫によれば、「6月10日頃脇坂安治軍は、龍仁に駐屯し、毛利・秋月・高橋連合軍は、原州に駐屯していた。駐屯部隊の一部が驪州西北の南漢江の龜尾浦(現・楊平郡介軍面九尾里)付近で兵糧調達中に元豪の奇襲を受け50余人が死亡した」のである<sup>69)</sup>。

その後元豪は、前述の通り毛利吉成を追って驪州から北上し春川で島津忠豊軍と一戦し、毛利吉成のいる金化へ向った。6月19日金化・葛洞里の戦いで島津軍に敗れ戦死した。李焜錫の史料を十分検証する必要はある。池内がいうように「島津軍は6月7日以後に漢城を出発した」と断定することはできず、5月下旬に漢城へ到着した島津軍は、そのまま、

63) 李焜錫『壬辰戰亂史』「敵의 4番隊主將인 島津義弘이 거느리는 1萬2千名의 軍사는 먼저 현풍에 주둔하고 있다가 5월 9일에 漢城에 올라 온 뒤에 춘천 금화方面의 警備를 담당하게 되었는데 그 配備상황은 다음과 같다. 島津義弘 主力軍 永平, 島津忠豊 5백명 춘천 (中略) 島津義弘은 영평에 주둔하고 있는데 춘천부에서 元豪의 공격을 받은 그의 아들 忠豊으로부터 救援하여 달라는 요청을 받게 되었다. 義弘은 곧 춘천쪽에 軍사를 보내어 구원의 목적을 달성한 뒤에 6월에 들어서 금화현 쪽으로 북상하였다. 한편 금화에는 毛利吉成의 一部兵力이 駐屯中이었는데 원호는 이 적을 공격하기 위하여 금화성 동쪽 15리에 있는 葛洞里에 진을 치고 있었다. 이 전보를 들은 義弘은 그의 아들인 久保에게 騎士 20명과 銃卒 200명을 주어 機先을 制하여 원호군을 奇襲케 하였다」。(壬辰倭亂史刊行委員會, 1967年) 357頁.

64) 池内『文祿慶長の役別冊第一』406頁。

65) 『旧記雜録後編二』卷二十九、1019。

66) 同前、卷二十九、1019。

67) 李焜錫『壬辰戰亂史』321-324頁。

68) 池内、前掲書、408-409頁。

69) 李焜錫、前掲書、334-338頁。



金化・春川方面に駐屯していた可能性が大である。

池内は、「5月27日小西・加藤・鍋島・黒田連合軍が臨津江で朝鮮軍を撃破して開城に入城したあと、臨津江を遡り大灘を守備していた李陽元を攻撃し漣川・鐵原から淮陽・歙谷に進んだ軍があると『否泰小録』にはあるが、これが島津義弘・伊東祐兵軍である」としている<sup>70)</sup>。伊東軍は、鐵原を拠点とし、島津軍は、最初永平と春川、後に金化と春川を拠点としたと思われる。

時を同じくして毛利吉成は、淮陽を6月5日に陥落させた後、6月12日李渾が嶺上に陣地を構えている鐵嶺に南から進撃、偶然西の谷山郡方面から加藤清正軍が鐵嶺の北方面に接近したため、李渾は、戦わずして退却した。吉成は、鐵嶺を越え、6月17日加藤軍と共に安邊府へ入城した。鍋島軍は18日に入城した<sup>71)</sup>。島津・伊東軍は元豪を破ったあと、毛利連合軍のあとを追って淮陽または安邊へ入ったと思われる。その後、通川を通り杆城で毛利連合軍と別れ、楊口から春川へ入り島津忠豊を置き、島津義弘は金化へ、伊東祐兵軍は鐵原へ駐屯した。ここで毛利吉成は三陟まで南下して原州に駐屯した<sup>72)</sup>。

この近辺の地理を金正浩の『青邱圖』<sup>73)</sup>によって検証すれば、原州から横城まで北上の直線距離で3里(1.2km)、横城から春川までが13里(5.2km)、春川から金化までが16里(6.4km)、永平から金化までは7里(2.8km)、金化から淮陽までは14里(5.6km)である。安邊から通川までは10里(4km)、通川から杆城までは20里(8km)である。

## (6) 漢城撤退

### ①全体の動向

8月初旬、総大将宇喜多秀家と後見役の黒田孝高は、軍奉行の石田三成・増田長盛・中束正家と相談し、各地に転戦している諸将を漢城に招集し、水軍の敗戦・義兵の抵抗・明軍の救援・冬季対策等を検討した。会議は、如水の戦線縮小論で固まったが、小西行長は平壤撤退に同意しなかった<sup>74)</sup>。翌文禄2年(1593)1月3日李如松が明軍5万人を率いて安定館に到着。朝鮮軍と合わせて20餘萬人の軍勢で1月6日平壤を攻撃した。1月9日小西軍は平壤を敗走した<sup>75)</sup>。フロイスは、小西軍の撤退の様様を「日本軍は、雪や氷の上を歩き慣れない上に、高麗人や支那人が用いている厚い革靴の使用を知らず、寒気と水分に弱い草鞋を履いていたので、その苦痛は言語を絶し多くの者が凍傷で親指が落ち、そのいくつかは日本に齎されている」と伝えている<sup>76)</sup>。

その後、李如松を総大将とする20萬を越える明・朝鮮連合軍と5萬の豊臣連合軍は、1月25日から1月27日まで碧蹄館で激闘し、明・朝鮮連合軍は、臨津江を越え東坡驛まで

<sup>70)</sup> 池内『文禄慶長の役別冊第一』410-411頁。

<sup>71)</sup> 李焜錫『壬辰戦乱史』345-350頁。

<sup>72)</sup> 同前、533頁。

<sup>73)</sup> 『青邱圖』白山資料院1994年

<sup>74)</sup> 貫井正之『豊臣政権の海外戦略と朝鮮義兵研究』(青木書店、1996年)43頁。

<sup>75)</sup> 李焜錫、前掲書、650-669頁。

<sup>76)</sup> 松田毅一・川崎桃太編訳『秀吉と文禄の役』(中央公論、1974年)130頁。

撤退した<sup>77)</sup>。しかし2月12日の幸州山城の戦闘では豊臣軍が權慄率いる朝鮮軍に苦戦し攻略することができなかった<sup>78)</sup>。

碧蹄館の戦い以降、明軍は和議策に傾き始め、豊臣軍も3月13日龍山にある兵糧蔵が焼き討ちされ兵糧がなくなったことに伴い、「朝鮮2王子の返還」、「倭軍の釜山までの撤退」、「明の和議使節の派遣」を条件に、これに応じることとなった<sup>79)</sup>。これにより豊臣軍は4月18日漢城から撤退した<sup>80)</sup>。

## ②島津軍の動向

碧蹄館の戦いも幸州山の戦いも、宇喜多秀家、小早川隆景、毛利秀包、黒田長政、小西行長そして石田・増田・大谷等の目付衆が参陣し、島津義弘は参陣していなかった<sup>81)</sup>。文禄2年(1593)2月、秀吉が戦線立て直しのため朝鮮に浅野長政と黒田孝高を派遣したが、2月16日付けの指示書である御朱印書に、「伊東民部・島津兵庫頭は、今までの陣所にこれあるべく候。しからば都とのつなぎの城見計い申し付くべく候」とあり<sup>82)</sup>、文禄2年2月16日の時点では、島津義弘軍は、永平または金化に在陣していたと推定される。島津軍が漢城を退却し、巨濟島に向かったのは4月21日であった<sup>83)</sup>。

秀吉は、漢城撤退と同時に第二次晋州攻撃を諸将に指示しており、文禄2年6月21日から6月29日にわたり、総勢12万1870人の軍勢で攻撃し落城させた。島津義弘は2128人の兵力をもって参陣した<sup>84)</sup>。

晋州城を陥落した豊臣軍は、南岸一帯に倭城を築き長期駐屯の構えを見せた。各将の配置は、次のようなものであった。

表3：倭城の築造<sup>85)</sup>

### ①文禄18城

倭城名	時期	所在地	文禄時在番	慶長2年12月時	慶長3年5月時
1：釜山倭城	文禄元年	釜山市東区	毛利輝元	毛利吉成	毛利吉成
2：子城台倭城	文禄2年	釜山市東区	同上		寺沢広高
3：東三洞倭城	文禄2年	釜山市影島区	同上		
4：中央洞倭城	文禄2年	釜山市中区	同上		
5：東萊倭城	文禄2年	釜山市東萊区	吉川吉家		
6：林浪浦倭城	文禄2年	釜山市機帳郡	毛利吉成他		

77) 李焜錫、前掲書、674-688頁。

78) 同前、697-707頁。

79) 北島万次『豊臣秀吉の朝鮮侵略』（吉川弘文館、2001年）139-146頁。

80) 川添昭二編『黒田家譜』巻之七、246頁。

81) 李焜錫、前掲書、674-707頁。

82) 益軒会編『益軒全集』巻之5「黒田家譜」。

83) 『旧記雑録後編二』巻三十、1099「(前略)文禄二年癸巳四月廿一日、諸将去王城退海口、予之父子亦同退、而陣于巨濟矣、倭人稱之於唐島也」。

84) 『島津家文書之二』九五五、5月20日付け朱印状「もくそ城取巻儀、いかにも丈夫に仕、つき山し寄竹たはにて、手負老人も無之様に可申付候」。

85) 笠谷和比古・黒田慶一『秀吉の野望と誤算』（文英堂、2000年）173頁。

7：機帳倭城	文禄2年	釜山市機帳郡	黒田長政	
8：亀浦倭城	文禄2年	釜山市北区	小早川隆景	
9：竹島倭城	文禄2年	釜山市江西区	鍋島直茂	
10：加徳倭城	文禄元年	釜山市江西区	高橋直次	
11：西生浦倭城	文禄2年	蔚山市蔚山郡	加藤清正	黒田長政
12：農所倭城	文禄2年	金海市酒村面		
13：安骨浦倭城	文禄2年	鎮海市安骨洞	脇坂他	藤堂高虎
14：熊川倭城	文禄元年	鎮海市南門洞	小西行長	藤堂高虎
15：明洞倭城	文禄2年	鎮海市明洞	宗義智	
16：永登浦倭城	文禄2年	巨濟市長木	島津義弘	
17：松真浦倭城	文禄2年	巨濟市長木	福島正則	
18：長門浦倭城	文禄2年	巨濟市長木	蜂須賀家政	

## ②慶長8城

1：見乃梁倭城	慶長2年	巨濟市沙等		？
2：蔚山倭城	慶長2年	蔚山市中区	加藤清正	加藤清正
3：梁山倭城	慶長2年	梁山市勿禁	黒田長政	廃止
4：馬山倭城	慶長2年	馬山市山湖洞	鍋島直茂	鍋島直茂
5：固城倭城	慶長2年	固城市固城	立花宗茂	立花宗茂
6：泗川倭城	慶長2年	泗川市龍現	島津義弘	島津義弘
7：南海倭城	慶長2年	南海郡南海	宗義智	宗義智
8：順天倭城	慶長2年	順天市海龍	小西行長	小西行長

文禄2年（1593）に巨濟島在番を命じられた島津軍は、在番に必要な兵力・武器・兵糧等についても秀吉から細かく指示されていた。すなわち兵力2000人、鉄砲100丁、弾薬4000、煙硝・鉛・硫黄、弓矢・刀・槍、米3000石、豆210石、味噌・塩・炭その他非常食を備えていたのである<sup>86)</sup>。また秀吉は、長期駐屯に備えて「城の周りに田畑を耕作するように」との指示も出している<sup>87)</sup>。

巨濟島の永登浦に在番した義弘、久保父子であったが、程無く文禄2年9月8日嫡子久保が病死した。義弘は、二男又八郎（忠恒）に「昨日8日の夜、久保が死んだ。我等の落胆振りを分かって欲しい」と手紙に書き送っている<sup>88)</sup>。

代わって、又八郎（忠恒）が朝鮮に出陣することとなった。文禄3年（1594）3月20日、忠恒は、京都で秀吉に拝謁し<sup>89)</sup>、同年8月25日名護屋に着陣した<sup>90)</sup>。

以下『高麗入日記』（面高連長坊高麗日記）によって島津忠恒の動向を追って見ると、9月

86) 『島津家文書之二』九五六（文禄2年7月27日朱印状）。

87) 『島津家文書之一』四一九（文禄3年正月16日朱印状）「城廻田畠令開作」。

88) 『旧記雑録後編二』卷三十一、1195「さても昨日八日夜半、久保死去候、我等力落可有推量候」。

89) 同前、卷三十二、1293「則御上洛候て、三月廿日於伏見御見得被成候」。

90) 同前、卷三十四、1440「高麗入日記」。

13日の条に薩摩よりの舟が一艘も到着していないとある。実際薩摩からの参着は、9月15日から始まり、10月6日まで続いている。10月8日名護屋を漸く出発し、壱岐・対馬を経て、同年10月26日釜山浦へ到着、伊丹屋清兵衛尉宅に宿泊、10月30日巨濟島へ着陣した。

義弘は、文禄4年（1595）4月12日付けの朱印状によって、「太閤検地の後始末のために」帰国することが許された<sup>91)</sup>。文禄4年5月10日、巨濟島を出発し6月5日大阪に到着した<sup>92)</sup>。8月中旬京都発、8月28日栗野に到着した<sup>93)</sup>、一方島津忠恒は、8月下旬に巨濟島から加徳島へ移った<sup>94)</sup>。義弘が再び朝鮮へ渡ったのは、慶長2年（1597）4月30日であった<sup>95)</sup>。

#### 4. 文禄の役の損害

文禄の役、特に黒田長政・加藤清正・小西行長等北方に展開した各将の消耗率は高く金奉鉉に依れば次の通りである。

表4：北方派遣軍の消耗率<sup>96)</sup>

大名	定員	残員	減耗率
小西行長軍	18,700	6,629	64.50%
加藤清正軍	10,000	5,492	45.07
鍋島直茂軍	12,000	7,644	36.30
大友吉統軍	6,000	2,052	65.80
毛利吉成軍	2,000	1,425	28.75

これから推定すれば、島津軍も30%以上の損害を受けていたと思われる。

## IV. 慶長の役

### 1. 豊臣軍の陣立

慶長元年（1596）9月2日、明との講和交渉が決裂した。翌慶長2年（1597）2月21日秀吉は、陣立てを発表した<sup>97)</sup>。内容は次の通りである。

(1) 豊臣秀吉高麗再度陣陣立書（慶長二年二月廿一日）

1番隊（兵力10,000人）

加藤清正

2番隊（兵力14,700人）

小西行長（7,000）、宗義智（1,000）、松浦鎮信（3,000）、有馬晴信（2,000）

<sup>91)</sup> 『島津家文書之一』四四六。

<sup>92)</sup> 『旧記雑録後編二』卷三十三、1531「六月五日、自船一隻到着攝州大坂而已」。

<sup>93)</sup> 同前、卷三十四、1517「文禄四年八月中旬、義弘主辭京都、同月二十八日、歸于野矣、旅庵扈從也」。

<sup>94)</sup> 『旧記雑録後編三』卷三十五、1587「態申入候、唐嶋今日悉かとくへ御移之由候条」。

<sup>95)</sup> 同前、卷之三十八、226「とちうに日かすをおくり、やうやうさる月のミそかに、なにことなく船共かとく嶋へ乗つけ候」。

<sup>96)</sup> 金奉鉉『秀吉の朝鮮侵略と義兵闘争』（彩流社、1995年）274頁。

<sup>97)</sup> 『島津家文書之一』四〇三。

- その他 (1,700)
- 3 番隊 (兵力 10,000 人)  
黒田長政 (5,000)、毛利吉成 (2,000)、その他 (3,000)
- 4 番隊 (兵力 12,000 人)  
鍋島直茂・勝茂
- 5 番隊 (兵力 10,000 人)  
島津義弘
- 6 番隊 (兵力 13,300 人)  
長宗我部元親 (3,000)、藤堂高虎 (2,800)、池田秀雄 (2,800)、加藤嘉明 (2,400)  
その他 (2,200)
- 7 番隊 (兵力 11,100 人)  
蜂須賀家政 (7,200)、生駒一正 (2,700)、脇坂安治 (1,200)
- 8 番隊 (兵力 40,000 人)  
毛利秀元 (30,000)、宇喜多秀家 (10,000)
- 諸城在番衆 (兵力 20,390 人)

合計兵力：141,490 人

(2) 島津軍の陣容

文禄 5 年 (1596) 12 月 5 日付けの「唐入軍役人数船数等島津家分覺書」には次の通りの基準が示されている<sup>98)</sup>。

- 一、千式拾石ニ馬壹騎之賦、合九十五騎、此人数三千式百三拾人、但人躰壹人ニ付三拾四人宛。
- 一、五百拾石ニ馬壹騎之賦、合廿四騎、此人数四百八人、但人躰壹人ニ付拾七人宛。
- 一、三百拾石ニ馬壹騎之賦、合百四十三騎、此人数千四百三十人、但人躰壹人ニ付拾人宛。
- 一、徒歩小侍衆三百人、夫丸九百人、但人躰壹人ニ付夫丸三人宛。
- 一、無足衆五百人、夫丸千人、但人躰壹人ニ付夫丸式人宛。
- 一、御道具衆六百六拾五人。
- 一、御蔵入より可出夫丸式千人。
- 一、加子式千人。  
惣都合人数、壹万式千四百三拾三人。  
右之人数、五ヶ月之兵糧壹万五百二十二石九斗。
- 一、馬数式百七拾式疋、此飼大豆六百拾六石、但五ヶ月分、一日二升飼。
- 一、米・大豆合壹万千百三拾八石九斗。
- 一、島津以久殿馬数九騎、此人数三百三十式人。
- 一、伊集院忠棟之馬数六十九騎、此人数式千三百三式人。  
惣已上馬数合三百五拾騎。

<sup>98)</sup> 『島津家文書之二』九六四。

惣已上人數壹万五千九十七人。

島津本家動員数は、戦闘要員が 5868 人、非戦闘員が夫丸 3900 人、加子 2000 人、道具衆 665 人、合計 6565 人であり、総合計は 12,433 人となっている。更に島津以久が 332 人、伊集院忠棟が 2,332 人で、島津軍総合計は、15,097 人であった。その外必要な船数は 121 艘、鉄砲数は 1,500 丁、弓数は 1,500 帳であった。

## (2) 豊臣秀吉の一万五千人動員命令に対して島津藩一万五千人動員の理由

文禄の役するとき「島津軍の朝鮮渡海遅参」や「梅北一揆」で、義弘が島津家臣団を統制しきれていなことを露呈したことについて、石田三成が家臣の安宅秀次をして次のようにいわしめている。すなわち「諸大名のように朝鮮軍役を果たすことが出来なければ島津家の存続は有り得ないであろう」と恫喝されたのである<sup>99)</sup>。

## 2. 豊臣軍及び島津軍の動向

### (1) 右軍と左軍の全州までの動向

慶長の役は、慶長 2 年 (1597) 7 月 15 日の漆川梁海戦で始まった。この海戦で藤堂・脇坂・加藤の豊臣軍は、元均率いる朝鮮海軍を撃破して制海権を確保した。8 月 3 日総大将・小早川秀秋は、全軍を左軍と右軍に分け進軍することとした。

右軍は、毛利秀元を大将とし、加藤清正・黒田長政・鍋島直茂の諸軍で編成され、左軍は、小早川秀秋を総大将とし、小西行長・島津義弘・蜂須賀家政の諸軍であった。右軍の先鋒・加藤清正是、7 月 25 日西生浦を出発、密陽を経て 8 月 3 日昌寧の火旺山城を攻めたがこれを断念、草溪郡・陝川・安陰縣を経て黄石山城に向かった。一方鍋島軍は、宣寧縣を占領後、三嘉縣を経て星州へ北上したが、高霊付近の龍膽川を挟んで鄭起龍と対陣し撃退され黄石山城へ向った。毛利・黒田軍の具体的史料が韓日になく、加藤軍と同じルートで黄石山城へ向ったと推定される。8 月 16 日黄石山城を陥落させた<sup>100)</sup>。

一方左軍の島津軍の動向を『高麗入日記』(面高連長坊日記)によって追えば「(加徳島から)7 月 28 日固城に上陸。8 月 3 日昆陽。8 月 5 日河東。8 月 11 日求礼。8 月 12 日南原に着陣。8 月 15 日総攻撃。8 月 16 日南原城陥落。8 月 19 日全州到着」<sup>101)</sup>。8 月 27 日左右軍が作戦会議<sup>102)</sup>、ここで軍の再編成が行われ、鍋島軍が左軍に編入され全羅道制圧に向い、右軍は、公州天安方面へ北上することとなった。

### (2) 島津軍の全州からの動向

慶長 2 年 (1597) 8 月 28 日益山、9 月 1 日石城、9 月 2 日扶余、9 月 4 日林川、9 月 6 日

<sup>99)</sup> 『旧記雑録後編二』卷三十二、1270「諸大名衆之ことく、国家之役儀よく被仰付候者、御國つゝき可申候、幽齊・冶部少御取次申候て、此中之ことく御役儀御無沙汰候者、相つゝく間敷事者眼前二候、高麗へ御出陣之刻、御小姓迄にてちん船にて御渡海、なこや之替米、其上高麗在陣中御無人にて、被及御難儀候事、思召被忘候哉」。

<sup>100)</sup> 李烟錫『壬辰戦乱史』991-1007 頁。

<sup>101)</sup> 『旧記雑録後編三』卷四十、346。

<sup>102)</sup> 朝鮮日々記研究会『朝鮮日々記を読む』「同廿七日(前略)さて又此陣所にて各々御集会有りて船戸のやうに御出候はんとのしゆやうあいすみ、諸軍もよろこひ申候也」(法蔵館、2000 年) 20 頁。

寒山、9月7日舒川、9月14日金溝、9月15日井邑、9月16日井邑会議、9月20日長城、9月23日羅州、9月24日靈岩、9月25日海南、10月10日康津、10月12日海南、10月13日羅州、10月17日潭陽、10月19日淳昌、10月23日南原、10月24日求礼、10月27日昆陽、10月28日泗川<sup>103)</sup>。このように、全羅道平定のために90余日を費やし、島津軍は泗川に帰還した。

### (3) 泗川城戦闘

慶長3年(1598)8月18日豊臣秀吉が死去した。それを察知した明は、総計87,000人で東征軍を編成し、東路軍(24,000)を蔚山へ、西路軍(13,600)及び水路軍(13,200)を順天へ、中路軍(36,700)を泗川へ派遣した。当時島津軍は、晋州に三原重種、望晋城に寺山久兼、永春城に川上久智、泗川旧城に川上忠実を配置していたが、義弘は「敵兵は、多く簡単には勝つことが出来ない。そこで泗川新城に引き寄せ一挙に勝敗を決する」と下知し、泗川新城へ退却するように命令していた。10月1日朝8時、東征軍の主力が門外200歩の所から一斉に砲撃を開始したが、城内からは何の反応もないため、城門めがけて突入を図った瞬間、弓と鉄砲の一斉攻撃が始まり、それと共に後方の主力軍陣中で爆発が起こり爆薬や弾丸に誘発、戦う前に東征軍は狂乱状態となり大敗を喫した<sup>104)</sup>。

### (4) 露梁海戦(11月19日)

豊臣軍は、11月11日に撤収を開始し、島津義弘・宗義智は昌善島に、立花統虎は巨濟島に集結し小西行長の到着を待っていた。しかし小西行長が東征・西路軍に包囲され順天から脱出できないことを知った島津軍・小西軍・宗軍・立花軍は、11月18日に500隻の艦船で救出に向かった。順天入口の露梁に於いて東征軍の艦船と激突、小西軍は、この戦いに乗じて撤退したが、この戦いで朝鮮海軍の猛将李舜臣が戦死したのを始め、双方に大きな被害が生じた<sup>105)</sup>。

### (5) 帰還

島津軍は、慶長3年11月25日牧島(釜山浦)を出港<sup>106)</sup>し、同年12月10日に筑前博多へ到着した<sup>107)</sup>。

## V. 文禄慶長の役時の略奪

### 1. 文禄の役時の補給網

#### (1) 制海権の喪失

<sup>103)</sup> 『旧記雑録後編三』巻四十、346「から嶋之瀬戸を御渡候て、固川之地へ御陣取候、同諸軍勢殿様御供にて、可爲罷渡候、御打立酉之刻にて候、朝の程小雨ニ而候」。

<sup>104)</sup> 李炯錫『壬辰戦乱史』1090-1101頁。

<sup>105)</sup> 同前、1117-1129頁。

<sup>106)</sup> 『旧記雑録後編三』巻四十三、597「慶長三年十一月二十五日、解纜於牧島、著對州豊崎鰐浦、海程四十八里也、與島津又七郎忠豊俱同海路」。

<sup>107)</sup> 同前、巻四十三、615「慶長三年十二月九日、解纜於壹岐浦。其翌日著筑前州博多之津矣」。

### ①閑山島海戰

敵將 脇坂安治는 龍仁에서 이긴 다음 그 守備를 宇喜多秀家の 말기고 六月十九日에는 벌써 熊川에 내려와서 海上活動을 시작하게 되었는데 秀吉의 이 嚴命을 받고 加藤嘉明과 九鬼嘉隆을 기다리지 않고 七月六日에 그의 指揮下에 있던 艦船 七十隻을 거느리고 熊川을 떠나 巨濟島로 向하여 七日에 見乃染에 다다랐다. 이리하여 여기 海戰史上 가장 찬란한 閑山島 前洋 싸움이 벌어지게 되었다」<sup>108)</sup>

朝鮮水軍が7月6日の初戦において脇坂水軍と戦いがあつたことを記している。その戦果は撃破及び焚焼した艦船66隻、斬首した敵兵は、86人と朝鮮水軍の大勝利であつた<sup>109)</sup>。

### ②安骨浦海戰

我軍 水師는 8日에 閑山島 앞바다에서 敵을 擊滅한 다음 9日에 加德島에 와서 敵艦船이 安骨浦에 있다는 情報를 듣고 곧 進航하려고 하였으나 風浪이甚하여 이날 밤 巨濟 溫川島에 陣을 치고 밤을 새웠다. (中略) 李舜臣의 艦隊는 鶴翼의 陣列로서 먼저 進擊하고 慶尙右水使 元均의 艦船 7隻은 그 뒤를 따라 安骨浦를 目標로 일제히 進發하였다. 安骨浦 어구에 이르러 浦口안을 仔細히 살펴 보니 敵의 大艦이 21隻 中艦 15隻에 小艦이 6隻 모두 合하여 42隻이 있었는데 그 중에 3層閣이 있는 大艦 1隻과 2층각이 있는 大艦 2隻은 浦口에서 밖을 向하여 떠 있었으며 나머지 艦船들은 次例로 列을 지어 碇泊하고 있었다. (중략) 我軍 艦船의 50餘隻이 一時에 砲를 쏘고 火살을 퍼부어 安骨浦의 산고 바다를 온통 뛰흔들어 놓으니 屋上이 있는 大艦과 2層 大艦에 타고 있던 敵軍들은 거의 다 死傷하였는데 그들은 사상한 者들을 小艦으로 실어내고 다른 艦船의 敵兵들을 小艦으로 옮겨 실은 뒤에 다시 層閣大艦에 集結하는 것이었다. (중략) 이 海戰에서 艦船擊破 分소가 20여척이었고 참수가 2백 50餘級이었다<sup>110)</sup>.

閑山島海戰で脇坂水軍に勝利した朝鮮水軍は、7月10日安骨浦に停泊していた加藤嘉明・九鬼嘉隆の豊臣水軍を攻撃し、撃破及び焚焼した艦船が20隻、斬首した豊臣水兵250余人という大成果をあげた。

### ③釜山浦海戰

敵은 이미 8月末부터 장차 晋州城을 攻圍한 작정으로 釜山方面의 對備策을 議論하였는데 (中略) 三奉行들이 이에 贊成하고 일본에서 건너온지 얼마 되지 않는 伊達正宗의 군사를 비롯하여 모두 釜山方面의 戰備를 強化하였다는 것이다. 이때에 그들의 水軍은 全力을 釜山鎮을 中心으로 集結하고 있었으니 그 總兵力이 1萬 8千名이고 艦船이 4百 30餘隻에 達하는 것이었다. (중략) 적의 수군은 모두

<sup>108)</sup> 李炯錫、前掲書、395頁。

<sup>109)</sup> 同前、398頁。

<sup>110)</sup> 同前、400-402頁。



부산포에 집결하여 이전과 같이 간히 외양으로 나가지 못하였고 豊臣秀吉도 閑山島 앞바다에서는의 慘敗와 安骨浦에서의 大敗 以來로는 消極戰法을 取하도록 嚴命을 내린 바가 있었으므로 우리 水師에 대하여서는 덮어놓고 먼저 陸上으로 뛰어 올라가는 곳이 上策이라는 珍奇無類의 怪典法만을 固執하는 것이었다. (中略) 敵은 4 百餘隻의 艦船을 가지고 있으면서도 我軍의 武威에 겁내어 가슴이 무너지고 어리를 움추려서 單 한 척도 勇敢하게 나와서 싸우지 못하고 다만 산위에 도망쳐 올라가 百餘隻의 함선이 모저리 撞破되고 焚燒되는 것을 내려다 보기만 하였으니 그들의 情景을 想像한다면 도리어 惻隱한 생각이 들기도 하는 것이었다<sup>111)</sup>.

8 月末の晋州城攻略の後陣の固めとして全水軍、すなわち兵力 18 千人、艦船数 430 余隻を釜山守備隊として釜山港に集結させていた。連戦連勝の朝鮮水軍の李舜臣將軍は、これを攻撃し百隻を超える艦船を撃破した。ここに至り豊臣軍は、制海権を失った。

## (2) 義兵の蜂起

李舜臣將軍が村上・加藤・九鬼の豊臣水軍を撃破して連戦連勝していたとき、内陸では、各地で元官僚、儒学者、僧侶などが指導者となり農民を組織し義兵団を結成し立ち上がった。義兵がまず組織されたのが豊臣軍の侵入経路となった慶尚道であった。金奉鉉は、「反日義兵鬪争の狼煙を真っ先にあげたのは郭再祐(1552-1617)であり、それに追隨したのが慶尚右道の宣寧、陝川、高靈、居昌地方の人民であった。軍備を整え義兵を募ったところ千名余に達した」と記している<sup>112)</sup>。また「洛東江の要路に棒杭を打ち込んで妨害し、その周辺に待ち伏せをして、豊臣軍の輸送船を攻撃し兵員と機材に甚大な打撃を与えた」という<sup>113)</sup>。郭再祐は、豊臣軍と正面から衝突するのではなく、熟知した地理を利用したゲリラ戦術を専らとし、豊臣軍の陸路補給網を寸断する成果を上げていたのである。

全羅道においては、高敬命(1533-1592)と金千鎰(1537-1593)の二人が最初に決起した。慶尚道の郭再祐が郷土防衛を企図したのに対し、科擧を合格していた高敬命は、当初王室を守るために義兵を編成した。「漢城へ向けて北上し、恩津に至ったとき高敬命部隊は、豊臣軍が錦山に集結したとの情報を得て、故郷である全羅道を守ることを決意」し錦山に転戦したが、「錦山城での豊臣軍との戦いに利なく、高敬命は戦死した」<sup>114)</sup>。

このように文禄の役時、制海権を失い海上補給が不可能となり、加えて義兵によるゲリラ作戦によって陸路補給網を寸断された豊臣軍、特に江原道の奥地で駐屯していた島津軍にとって、略奪品を持ち帰る余裕がどの程度あったか疑問が残るところである。

巻末の付表 9 は、文禄の役時の豊臣軍と義兵蜂起及び朝廷軍の關係を表したものである。国のため、故郷のために各地で蜂起した義兵をみると、新羅・花郎徒精神の繼承を彷彿とさせるものがある。

<sup>111)</sup> 李焜錫『壬辰戰亂史』508-514 頁。

<sup>112)</sup> 金奉鉉『秀吉の朝鮮侵略と義兵鬪争』155 頁。

<sup>113)</sup> 同前、158-159 頁。

<sup>114)</sup> 同前、172-173 頁。

## 2. 慶長の役時の補給網

### (1) 制海権の確保

#### ① 李舜臣の白衣従軍

小西行長は、秘策によって李舜臣の失脚を狙った。小西は、後続の加藤軍の到着日時と場所を知っていたので、それを利用して幕下の悪質な二重スパイ要時羅を朝鮮軍陣営に行かせて、慶尚右道兵使・金應瑞に「和平を邪魔する奴は、加藤清正である。その加藤が 1 月 15 日渡海してくる。朝鮮水軍が迎え撃つならば容易に勝てるであろう」と小西の密命を伝えた。1597 年 1 月 21 日、都元帥權慄は、閑山島の陣中まで赴き、「近日中に加藤清正が来ると言う情報がある。出動せよ」と李舜臣に厳命したが、彼は、情報源が要時羅と知って、出撃命令に応じなかった。李舜臣は、命令違反の罪で、1597 年 2 月 26 日、反逆罪でソウルに投獄され、後任は元均が任命された。3 月 12 日李舜臣の裁判が開かれ、無罪が明白となり、4 月 1 日に死刑は免れ釈放されたが、反対派によって位階剥奪され、權慄元帥の下に「白衣従軍」すなわち一兵卒として編入された<sup>115)</sup>。

#### ② 漆川梁海戦

7월 8 일 敵艦船 6 百餘隻이 바다를 건너와서 釜山 앞바다에 碇泊하고 있었는데 水軍의 主將 加藤嘉明과 藤堂高虎 그리고 脇坂安治등은 熊川에 갔다가 加德島로 向하러 하였다 이때에 統制使 元均은 閑山島 本營에 앞은채로 指揮한다 하여 나오지 않고 다만 慶尙道右水使 裴楔로 하여금 水師 數百隻을 거느리고 나가서 치게 하였다. 裴楔은 大艦 2 隻으로서 先鋒을 삼고 이날 밤을 利用하여 熊川을 急襲하여 잘 싸웠으나 敵의 활에 맞아 죽는 將士가 많았으며 軍糧 2 百餘石 배 數 10 척을 불태워 잃었으므로 都元帥 權慄은 7 월 11 일에 昆陽 本營에 元均을 불려와서 棍杖으로 罰한 뒤에 急히 閑山島 本營으로 돌아가 싸우도록 嚴命을 내렸다. 都元帥 元均이 곤장을 맞고 閑山島 本營에 돌아오자 분함을 이길 도리가 없어서 出動할 수 있는 艦船을 모조리 動員시켜 釜山 敵本陣을 急襲기로 하여 7 월 14 일 일찌기 閑山島를 떠났다. (중략) 元均이 끝까지 싸웠으나 衆寡不敵으로 敵을 막아내지 못하고 여러 장수들과 같이 돛을 올리고 흩어져 도망치기 시작하였다. (중략) 元均軍 艦船들은 새로 만든 別船 40 隻을 빼앗기고 敗殘한 모습으로 固城땅 秋原浦에 겨우 돌아오게 되었다<sup>116)</sup>.

李舜臣の冤罪事件に依って指導者を失った水軍への影響は、皮肉にも豊臣軍の再来襲である慶長の役初海戦において、大敗を喫するという形で表れた。すなわち「白衣従軍」となった李舜臣に代わって、全羅左水使兼忠清全羅慶尚三道水軍統制使となった元均は、豊臣軍来襲の報に接して閑山島本營に坐ったまま出撃命令を下し、現地指揮を取らなかったため大敗を喫した。その結果、罰として「根杖の刑」を受けた。その屈辱感を持ったまま再度出陣したため冷静さを失い、多くの戦死者を出し自らも戦死した。更に新造船 40 隻を

115) 金奉鉉『秀吉の朝鮮侵略と義兵闘争』334-337 頁。

116) 李焜錫『壬辰戰亂史』991-997 頁。

奪われたことは、朝鮮水軍の弱体化に繋がったと思われる。

### 3. 豊臣軍の略奪

#### (1) 豊臣秀吉の軍規変化

豊臣秀吉が天正 20 年（1592）正月 5 日に発した大陸派兵の軍令と共に、次のような秀吉の朱印状による禁制が発布されている。

今度大明国へ御動座に付いて、国々海道筋、その外軍勢陣取の在々、地下人百姓等家を明け、逃散せしむるに於いては、曲事たるべく候、宿々町なみ有り来りのごとく商売仕るべし、自然陣取往還の諸人、或は押し目買い・押し売り、或は乱妨狼藉の輩、一錢切たるべし、その猥なる儀、これあるに於いては、御法度のごとく御誅罰を加えらるべきもの也<sup>117)</sup>。

#### 禁制

一、軍勢甲乙人等、乱妨狼藉の事。

一、放火の事。

一、地下人並びに百姓に対し、非分の儀申し懸くる事。

右条々堅く停止せしめ候<sup>おわ</sup>んぬ、若し違犯の輩これあるに於いては、忽ち嚴科に処せらるべきものなり<sup>118)</sup>。

これらの朱印状によれば、豊臣秀吉は、文禄の役の勃発時には旗下の軍勢に対して、軍規を遵守するように厳しく命じていたことが窺える。秀吉には、日本も高麗も既に「自分の国」という感覚で禁制を発したと思われる。しかし時間の経過に伴いその態度に大きな変化が生じた。次の朱印状は、文禄 2 年（1593）11 月 29 日付の島津義弘宛のものである。

態被仰出候、朝鮮人捕置候内、細工仕者、并ぬいくはん・手のきき候女於在之者、可有進上候、可被召仕御用候、家中改可相越候也、文禄二年十一月二十九日（朱印）<sup>119)</sup>。

すなわち豊臣秀吉は、被擄人たる朝鮮人の中に、陶工や織物工など特定の技術を有する者が居たならば、日本へ送致するように指示している。これ以来豊臣軍の各軍は、積極的に拉致略奪を始めたものと思われる。島津豊久は、早速「ぬいくわん」を秀吉に献上し、次のような礼状を秀吉から貰っている。

117) 『毛利家文書』三、798「豊臣秀吉掟書」「今度大明國御動座に付て、國々海道筋、其外軍勢陳取之在々地下人百姓等、家を明於令逃散者、可爲曲事、宿々町なみ如有來商賣可仕、自然陳取往還諸人、或押買押賣、或亂妨狼藉輩、可爲一錢切、其外猥儀於有之者、如御法度可被加御誅罰者也、天正廿年正月五日（朱印）」。

118) 同前、880「豊臣秀吉禁制」「一軍勢甲乙人等亂妨狼藉事、一放火事、一對地下人并百姓等、非分儀申懸事、右条々、堅令停止畢、若違犯輩於在之者、忽可被處嚴科者也、天正廿年正月日（朱印）」。

119) 『旧記雜録後編二』卷三十一、1238。

ぬいくわん壹人進上、悦思召候、入精差越候儀神妙候、猶長東大蔵大輔可申候也、文禄二年十二月廿六日（朱印）嶋津又七郎とのへ<sup>120)</sup>。

## (2) 「朝鮮日々記」にみる略奪

太田一吉の従軍僧であった慶念の日記である『朝鮮日々記』にも南原城へ向う途中及び南原城での略奪の様子が書かれている。

- ① (8月) 4日人に負けまいと思ひ財物を奪い、人を殺し合う様は目も当てられない状況であった<sup>121)</sup>。
- ② (8月) 六日城だけでなく野も山も全て焼き尽くし、人を斬り、竹の鎖で首を結わえて、親は子を心配し、子は親を探す可哀想な有様を始めて見たが、地獄のようであった<sup>122)</sup>。
- ③ (8月) 十八日陣替、翌朝城の外を見ると、道端に砂子のように死体があった。目も当てられない状況であった<sup>123)</sup>。

また同じく太田一吉の家臣である大河内秀元が書いた『朝鮮物語』には「進軍の途中で誰もが略奪した。自分も日本への土産と思ひ、綾錦・金襴・緞子・巻物等毎日選りすぐって奪った。良いものがあれば悪いものは捨てた」と記されている<sup>124)</sup>。

## (3) 島津軍の略奪

全羅道制圧から泗川に帰った義弘は、「泗川の賊」といわれ、現地人に憎まれるほどの徹底した兵糧の確保及び略奪を命じた<sup>125)</sup>。略奪および殺戮の様子は、『亂中雜録』に次のように記載されている。

- ① 宣祖戊戌（慶長3年）島津軍400余名が晋州から山陰に入り、二手に分かれ、一隊は、十峠を越えて長水へ、一隊は、安陰・居昌から黄澗・永同を略奪し、知禮・金山・陝川を經由して帰還した<sup>126)</sup>。
- ② (戊戌三月) 十二日島津軍200余名が晋州・山陰から咸陽を通り、守兵の逃げた六十峴を越えて長溪縣に乱入した<sup>127)</sup>。

<sup>120)</sup> 『旧記雜録後編二』卷三十一、1245。

<sup>121)</sup> 朝鮮日々記研究会『朝鮮日々記を読む』「同四日ニはやはや船より我も人もおとらしまけしとて物を取り、人をころし、うはいあへる躰、なかなか目もあてられぬ気色也」。 (法蔵館、2000年) 14頁。

<sup>122)</sup> 同前、「同六日ニ野も山も、城ハ申におよばず皆やきたて、人をうちきり、くさり竹の筒にてくひをしハリ、おやハ子をなけき子ハ親をたつね、あわれ成る躰、はしめてミ侍る也」15頁。

<sup>123)</sup> 同前、「同十八日ニ奥へ陣かへ也、夜明けて城の外を見て侍れハ、道のほとりの死人いさこのことし、めもあてられぬ気色也」18頁。

<sup>124)</sup> 大河内秀元『朝鮮物語』「奥國中働の道筋にて諸人大いに濫妨す、秀元も日本歸朝の土産と思ひて、綾錦金襴八糸無綾緞子色々の巻物日々撰みて、今日取って又明日よきを見ては、前に取たる少も劣れるは焼捨て、類少なき計をすぐり取り三百七十巻取たり」(早稲田大学出版会、1913年) 45頁。

<sup>125)</sup> 旧記雜録後編三』卷四十一、356「(略) 軍衆兵糧之儀、種々様々収納之儀依申付、諸人よりにくまれ候事以之他に候つれ共、念を入候故(略)」。

<sup>126)</sup> 民族文化推進會『亂中雜録』第三、九十、三月初三日泗川之賊四百餘名、由晋州山陰、分道入寇、一運踰六十峴入長水、二運向安陰居昌、回達黄澗永同、焚蕩作賊、還由知禮金山、回下陝川還本陣」。

<sup>127)</sup> 同前、九十一・三月之条「泗川之賊二百餘名、由晋州山陰過咸陽、突至六十峴守兵潰走、賊入長溪縣」。

- ③夏 4月 8日島津軍千余名が又山陰・咸陽に向かった<sup>128)</sup>。
- ④6月 5日島津軍四百余名が水路から入り、楽安や興陽・寶城を略奪した<sup>129)</sup>。
- ⑤秋 7月 15日島津軍百余名が、山陰や咸陽を略奪した<sup>130)</sup>。
- ⑥島津軍五百余名が、一隊は晋州・山陰から咸陽・六十峴へ向い、一隊は居昌から茂朱・錦山へ向った<sup>131)</sup>。
- ⑦8月 29日島津軍五百人が晋州から知異山に乱入。頭流寺・金台寺・安国寺を略奪、殺掠無数<sup>132)</sup>。

#### (4) 島津軍の薩鮮往来

豊臣秀吉は、文禄 2 年 7 月 29 日の晋州城陥落を契機に、朝鮮在番体制の確立を図るため、前述した通り朝鮮半島南岸各地に所謂「御仕置き之城」を在番諸将に築城させた。築城と同時に在番任務から外れた伊達や上杉等の東国勢や宇喜多及び細川の八、九軍併せて五万の軍勢は、文禄 2 年（1593）閏九月に日本へ帰還した。しかしこの時期、朝鮮在番諸将の将兵の逃亡が問題化した。秀吉は、現地諸将の逃亡将兵対策要求を受け入れることとし、文禄 2 年閏 9 月 26 日付けの朱印状を以て、i. 逐電将兵の処置、ii. 日本との往来切手発行、iii. 逃亡将兵の採用禁止の 3 点を命じた<sup>133)</sup>。

島津軍の日鮮往来を『旧記雑録』に記載されている切手往来の状況から拾ってみると次のようである。文禄の役とは異なり、豊臣軍が制海権を握っているため、京・大坂や国元との自由な往来をみることができると同時に、朝鮮人を薩摩へ運んでいる様子も窺い知ることができる。

#### ①『旧記雑録後篇二』卷三十、1104

隅州敷根船壹艘但拾老端帆船頭長門掬、  
中乗貳拾参人此外加子拾九人、合四拾参人此内朝鮮人貳人、  
右之船帰朝仕候、無异儀可有勘過者也、如件、兵庫頭、  
御船改衆、

#### ②『旧記雑録後篇二』卷三十三、「高麗入日記」

11月 5日：御本陣より国元より参り候あめ御持たせ候。  
12月 5日：日本より大茂主馬助被乗候船、一艘着船申候。  
12月 6日：日本より船二艘参申候。  
12月 7日：日本より船二艘参着仕候。

<sup>128)</sup> 同前、九十一・三月之条「泗川之賊千餘名、又向山陰咸陽」。

<sup>129)</sup> 同前、九十四・六月之条「島津軍四百餘名、由水路至全羅、下陸分兵、或入楽安、或向興陽・寶城」。

<sup>130)</sup> 同前、九十六・七月十五日之条、「秋 7 月 15 日泗川之賊百余名、至山陰咸陽之地」。

<sup>131)</sup> 同前、九十七・七月之条、「島津軍五百餘名、由晋州山陰、分道入寇、一運二百餘名、過咸陽向六十峴、一運五百餘名、由居昌向茂朱錦山」。

<sup>132)</sup> 同前、九十八・八月条、「泗川之賊五百餘名、由晋州攔入智異山、搜探頭流金臺安國等寺、殺掠無数」。

<sup>133)</sup> 『吉川家文書之一』757「急度被仰遣候、其方家來者共、自然逐電族於在之者、先々追可被加御成敗候條、其通可申付候、國元へ用所於有之者、切手出可相越候、走候族不寄誰々一切、不可相拘旨、諸國へ聖被仰出候也、文禄二年後九月廿六日（朱印）」。

12月10日：京都江御用ニ付、旅庵御使出船被成候。

- ③『旧記雑録後篇二』卷三十四、1506（義弘、秀吉に虎肉を贈る。）

虎之儀被仰遣候之處、即二肉骨腸色ト取揃、入念到来、別而悦思召候、此上不入候間、狩以下一切無用候、

- ④『旧記雑録後篇二』卷三十四、1508（島津義弘の帰国許可）

文禄4年5月10日、解纜於朝鮮國巨濟、6月5日、到著攝州大坂。

- ⑤『旧記雑録篇二』卷三十四、1517

（前略）文禄4年8月中旬、義弘主辭京都、同月28日、歸著于栗野矣、旅庵扈從也。

- ⑥『旧記雑録後篇二』卷三十五、「高麗入日記」（文禄4年12月1日より30日迄）

12月3日：日本より船一艘渡海申候、上乘利心ニ而候。

12月8日：釜山浦よりいたみやの清兵衛尉御礼ニ参上申候、樽四つ・鴨四つ・蜜柑・昆布進上申候。

12月12日：国元江御用ニ付飛脚被差下候。

12月23日：京都江入部大膳亮御使被罷上候。

- ⑦『旧記雑録後篇三』卷三十六、41「雑抄」

薩摩舟、七端帆船頭、邊麦對馬之助、

中乗五人、かこ拾一人、合拾七人令帰朝候条、無异儀可被成御通候。

文禄5年3月26日、島津又八郎、

船改御奉行殿

- ⑧『旧記雑録後篇三』卷四十、342

薩摩船五枚帆・船頭隼人佑、

加子四人、てるま・かくせい三十人<sup>133)</sup>

合三十五人、令帰朝候間、無异儀可有御通者也、

慶長2年雪月9日、島津又八郎、

船改御奉行中、

- ⑨『旧記雑録後篇三』卷四十一、398

薩摩船拾端帆、船頭半左衛門、

中乗八拾二人、加子十二人、

てるま・かくせい三十四人、

合百二十九人令帰朝候間、無异儀可有御通也、

慶長3年卯月9日、島津又八郎、

船改御奉行中

- ⑩『旧記雑録後篇三』卷四十二、435

薩摩船四枚帆、船頭大左衛門尉、

中乗7人、加子4人、

<sup>133)</sup> 中野等『秀吉の軍礼と大陸侵攻』「いずれも日本へ連行された朝鮮の人々であるが、具体的なことは必ずしも明らかになっていない。」としながら「“てるま”は、朝鮮半島南部の言葉として“テリョン”というのがあり、“旧両班の良家の少年”という意味である。また“かくせい”は、“既婚の若い女性”という南部の“カクセン”という言葉が不正確に日本語に訳されたものと考えられる」としている（吉川弘文館、2006年、326頁）。

朝鮮之者貳人、  
合而拾四人令帰朝候、無异儀可有御通候、  
慶長 3 年 7 月 17 日、島津又八郎、  
船改御奉行中、

⑪『旧記雑録篇三』卷四十三、563

薩摩船六端帆、船頭四郎左衛門、  
中乗五人、馬五疋、船子五人、  
合拾一人令帰朝候、無异儀可有御通候、  
慶長 3 年 11 月 11 日、島津又八郎、  
船改御奉行中、

(5) 薩摩藩御用商人「伊丹屋」

慶長の役を通して堺商人の「伊丹屋」が島津軍に出入りしている模様が、島津忠恒の朝鮮出陣を記した『高麗入日記』に描かれている<sup>134)</sup>。釜山入りした島津忠恒が伊丹屋の家に宿泊したり、伊丹屋から進上物を受け取ったり、伊丹屋に鳥目を礼として与えたり、両者の緊密な関係がわかる。

①文禄 3 年 10 月 26 日

「(島津忠恒) 對州皇之浦午刻御出船被成候、終日順風能吹とをり候、高麗釜山浦江戌之刻御着船被成候、其刻天氣打時雨候而、終夜大雨ニ而候、御宿ハ伊丹屋清兵衛尉ニ而候」。

②10 月 28 日

「夜入候而、堺衆御礼ニ被参候、馬樽一ツ、鯛一懸進上被成候、天草殿江青銅三百疋、堺衆江鳥目二百疋、御礼として被差遣候」。

③10 月 29 日

「伊丹屋清兵衛尉江御礼として青銅千疋被下候、釜山浦戌之刻ニ御出船被成候」。

④10 月 30 日

「高麗唐嶋江亥之刻御着船被成候、御船を初として拾七艘之船無何事罷着候」。

⑤11 月 2 日

「御本陣江御参被成候、町衆樽四ツ・鯛二懸進上仕候、次ニ町之久簡屋鱈一懸進上申候」。

⑥11 月 4 日

「武庫様、又八様江御申被成候而、御寄合ニ而候、終日御遊山被成候、晩ニ御会尺ニ御鞠ニ而候、鞠果候而、種々御亂舞被成候、(中略) 濱之町衆より鯛五懸進上申候」。

以下は文禄 4 年の『高麗入日記』より抽出した<sup>135)</sup>。

①文禄 4 年 12 月 8 日

「釜山浦よりいたミやの清兵衛尉御礼ニ参上申候、樽四ツ鴨四ツ檳柑昆布進上申候」。

②12 月 13 日

「又八様釜山浦御越候、御供之衆ハ函書頭殿(島津忠長)、抱節(伊集院久治)、又六殿(入来院

<sup>134)</sup> 『旧記雑録後編二』卷三十三、1440。

<sup>135)</sup> 『旧記雑録後編二』卷三十五、1643。

重時)源七郎殿、伊集院小傳次殿ニ而候」

③12月16日

「釜山浦より又八様御歸帆<sup>本ノママ</sup>之、申之刻御着津被成候、於釜山浦御進上物之覚、小西撰津守殿江御太刀・馬、但し三百疋ニ大樽四ツ・肴相添候而被遣候、寺沢志摩守殿江右ニ同、(中略)鳥目三百疋・町衆助四郎、同・町衆光田、銀子一枚・清兵衛尉(略)」。

④12月23日

「京都江入部大膳亮御使被罷上候、武庫・存松・拙齊・江庵・其庵、銘々之御書參候、釜山浦江米買ニ津留六郎右衛門尉・貴島弥兵衛尉、竹嶋江伊集院六左衛門尉・児玉新四郎被參候」。

伊丹屋については、唐・朝鮮連合軍の中路軍が泗川旧城を攻撃し、相良頼豊が戦死し、川上忠實が重傷を負って新城へ撤退した模様を書いた『伊東壱岐入道覚書』の中に「水之手、船手之方々、町衆、加子共ニ而、部當いたミや助四郎御船頭など主取ニ而罷居候」と島津義弘本隊のいる泗川新城に伊丹屋がおり、「主取」すなわち輸送部隊の統率者として活躍していることが記されている<sup>136)</sup>。

戦後伊丹屋は、薩摩藩より鹿児島と山川で屋敷を給せられたが、慶長5年に福州船に対して海賊行為を行い磔となった。その概要を記せば次の通りである。

慶長五年正月、島津氏は家康より朝鮮役俘虜の明将・茅國科らの送還を命ぜられた。仍って忠恒(家久)は寺澤正成と連名で明國総理軍務部指揮・茅國器(國科の兄)宛の書を付し、坊津の島原宗安を遣してその任に當らしめた。島原宗安(天正12年義弘より琉球渡海朱印状を受けて貿易業者)は、福州を経て北京に到り、明廷の歓待を受け、また嘗て薩摩の穎娃に在留し、領主穎娃久虎に仕え朝鮮の役には通事として従軍し、帰国したという南京の人、張昂(孫次郎)の取次によって爾後毎年福州より商船二隻を渡し、交易を開かんことを約した。明廷は島原との約に随い、慶長六年福州船二隻を派遣した。これを聞いた伊丹屋助四郎なる者は海賊を嘯聚して五月、硫黄島近海に於いて福州船を襲い乗員を殺害し舟を焼いて貨物を略奪した。しかし事が露見し伊丹屋以下は市来湊で磔に処された。この事件の結果福州船は、再び来航しなかった<sup>137)</sup>。

136) 『旧記雑録後編三』卷四十三、639。

137) 鹿児島県『鹿児島県史第二卷』(鹿児島県、1974年)585-586頁。



## VI. 島津軍の文化略奪

慶長の役時における豊臣軍の略奪ぶりは、太田一吉の家臣である大河内秀元が書いた『朝鮮物語』に「進軍の途中で誰もが略奪した。自分も日本への土産と思い、綾錦・金襴・緞子・巻物等毎日選りすぐって奪った。良いものがあれば悪いものは捨てた」とあることからその激しさが伝わってくる。また、朝鮮南岸に倭城を建設し駐屯した時期及び慶長の役の勝戦の時期には「宣祖戊戌（慶長3年）島津軍400余名が晋州から山陰に入り、二手に分かれ、一隊は六十峠を越えて長水へ、一隊は安陰、居昌から黄澗、永同を略奪し、知礼、金山、陝川を経由して帰還した。」「8月29日島津軍五百人が晋州から知異山に乱入。頭流寺、金台寺、安国寺を略奪。殺掠無数」など、島津軍の兵糧調達と寺院にまで及ぶ略奪は、朝廷まで報告されていた。

文禄2年（1593）7月29日付の朱印状で秀吉は、伊達、上杉、佐竹の東国勢、第八軍九軍の宇喜多・細川の軍勢併せて五万人の帰国を決定したが、朝鮮に残留する部隊から脱走する兵が続出したので、夫々の領国へ往来するに際しては、領主の切手即ち手形を発行するように義務付けた。島津家関係文書で往来切手や船の往来記録を調べてみると、この時期、豊臣軍が制海権を有していたため、薩摩と朝鮮との往来が頻繁に行われていたことは既述のとおりである。このことは、略奪品の本国移送が頻繁に行われていたことを裏付けるものである。

### 1. 戦後の被擄人送還数

内藤雋輔は、「前後7年に亘る壬辰丁酉の戦争は、秀吉の死に依って呆気なく終わったが、その間における日本・朝鮮・明の三国が受けた人命と物資、国土の荒廃などの犠牲は、予想以上に大きかった」と述べ、表6の通り文禄慶長の役時の朝鮮被擄人の本国送還数を7500人弱としている<sup>138)</sup>。いろいろな事情で日本に土着した被擄人も数多くいたと推定され、被擄人の総数は把握できていないのが実情である。

表6：朝鮮捕虜送還数（7,452人）

年	送還数	年	送還数	年	送還数	年	送還数
1600	481	1605	1390	1610	0	1616	0
1601	251	1606	121	1611	1	1617	146
1602	243	1607	0	1612-13	0	1618	9
1603	200	1608	1240	1614	1	1619	0
1604	3000	1609	6	1615	355	1620	14

### 2. 『西遊雑記』にみる島津軍の拉致朝鮮人

『西遊雑記』は、備中岡田藩の藩士、古河古松軒（1726-1807）が天明3年（1783）春から7月中旬にかけ九州を巡歴視察した時の記録である。これによって当時の九州における経済生活を窺い知ることができる。本書の中に文禄慶長の役時に拉致されて来た朝鮮人

<sup>138)</sup> 内藤雋輔『文禄慶長の役に於ける被虜人の研究』（東京大学出版会、1976年）7-11頁。

の話が記載されている。若干長くなるが関係箇所を以下に全文掲載する。

市来湊共云也伊集院の間に苗代村といふ有り。此地に朝鮮人の子孫數多住居せると云ひ侍り、定て云傳への面しろき奇事も有らんと、河内より一日路なれば此所へ態々に行て委しく尋聞しに、秀吉公朝鮮征伐の時朝鮮人男女十餘人薩州侯へ御預け有りしを此所へうつし置れしに、いかがの事にや年々に人數増し、今此所に任せる朝鮮人の子孫千五百餘人、何れも有髮にて髪をは頭頂にくるくると曲て、琉球人の髮結しごとくにて、何れもかんざしをさして居るなり。さて其人物をよくよく見しに、長も高く面も細長くして賤しからず、昔よりも日本人と縁談する事は堅き御法度にて、天窓なりも日本流の月代天窓に剃ることならず、五七代も日本の地に住居して八九分まで風俗になれし事故に、天窓なりも日本天窓に仕度と度々薩摩侯へ歎き願上し事なれども御ゆるしなし。今にも通辭役の者有りて一家へ二人扶持被下、國の守御參觀御通行の節には古例有りて御目見へをして、朝せんおどりを御覧に入るゝ事なり。此地は諸役御免地にして頭分の家五軒有り。此家には朝鮮より渡りし時に着し來りし装束を持傳へて居る事にて、御目見への時は朝鮮装束にて御前へ出ると云へり。平生の業には世に薩摩焼と云諸器の陶をして渡世とす。他國へ出す事おびたしきこと也。此地より分家して鹿屋村といふ所にも朝鮮人住めり。言語今に朝せん言葉交るなり。母を「アバ」父を「ムマ」といふなり。此外聞き慣れぬ言多かりし<sup>139)</sup>。

### 3. 島津軍に拉致された陶工

文禄慶長の役は「茶碗戦争」といわれる程、朝鮮半島の多くの陶工達が豊臣軍によって日本に拉致されてきた。陶工の拉致状況をみると、有田焼の李参平は肥前の鍋島家、薩摩焼の金海、朴平意、沈當吉は薩摩の島津家、唐津焼の洪浩然是鍋島家の分家、萩焼の李勺光・李敬兄弟は長門の毛利家、高取焼の八山は筑前の黒田家、上野・高田焼の尊階は豊前の細川家にそれぞれ拉致されてきた。

島津義弘は、文禄慶長の役の残務整理と引き続く関ヶ原の役による徳川家康との折衝で忙殺され、拉致して来た陶工の面倒を見る余裕はなかった。義弘の陶工に対して具体的な処置を施したのは、関ヶ原の責任を取って帖佐に隠居した慶長6年(1601)からであった。義弘は、「市来で製陶していた金海を帖佐に呼び寄せ開窯させた。所謂古薩摩・古帖佐といわれるものである。義弘お気に入りの陶器には“義”の字を入れさせ、“御判手”と称された。慶長12年(1607)義弘が加治木へ移ると金海も同行した<sup>140)</sup>。金海は、朝鮮から持参した粘土や釉薬を使用し、薩摩では窯だけを使ったということから、その陶器を「火計り」と呼んだという俗説は、今も語り継がれている。

義弘は、慶長10年(1605)、串木野の朴平意などを苗代川に屋敷23箇所、食禄87石を給して保護し、朴平意を庄屋として自治を許した<sup>141)</sup>。所謂苗代川焼である。義弘は、意に適するものには、帖佐の例の如く捺印し、これも“御判手”と称した。串木野に連行さ

139) 古河古松軒「西遊雜録」(本庄榮治郎他『近世社会經濟叢書第九卷』改造社、1927年)111頁。

140) 鹿児島県『鹿児島県史第二卷』(鹿児島県、1974年)539頁。

141) 豊田武監修『鹿児島の歴史』(社会科教育研究会、1980年)75頁。

れた陶工の中に沈當吉がいた。現在の沈壽官の祖先である。當吉は、「朴平意と共にその技に秀で、陶場の主取となり切米を受け家業を嗣いだ」<sup>143)</sup>。沈家の「沈壽官家の歴史」によれば、沈家は「慶尚北道青松に本貫」を置く名門であったという。

#### 4. 朝鮮王子送還

島津軍に連行されてきた朝鮮人に関する史料が非常に乏しい中で、『盛香集』に朝鮮王子に関する記事があるので記載する。

伊集院幸侃は、高麗より七八歳の童を捕へ歸朝の後、息源次郎草履取に被召仕置候、後は出家に被成べきとは帖佐天福寺え登せ被置候、然處に朝鮮より官人餘多、薩州へ朝鮮王子居住之由及承間、御返被下度由訴出候間、御領國中御尋させ被成候得共、右通之人不罷居、天福寺に罷居候、喝食にてや可有之申沙汰に而御詮議被成候處、無疑此人之由相究り、迎之、朝鮮人衣冠嚴にして天福寺へ罷出、九拜にて威儀正敷相見得候、尤朝鮮人歡喜無限、皆感涙を流し爲申躰、外所の目も哀に殊勝成し、此砌高麗より捕人歸國仕度由申者は皆々御返可被下と從維新様被仰渡、難有御意と悦申候、扱て又是より前、朝鮮捕人之内、出家有之候を主人より後は暇をとらせ候に付、平松乃岩劍の下に庵を結て勤居申候、右体の朝鮮島餘多一所に集まり、後は三十人計行ひすまし提鉢を以、日送申候、維新様被聞召付、奇特に被思召上惣人数え御米被下候、右王子を初、是等も惣様彼是百餘人歸國爲仕由候、高麗より捕來候者も言語然と不通、召仕候ても用に不立候、出家の類は皆々主人より暇出し爲申由候<sup>142)</sup>、

i.伊集院幸侃に連れてこられ、帖佐の天福寺にいた童は、朝鮮の王子であったこと。ii.朝鮮の僧侶 30 人ほどが托鉢をしてことに、義弘公が感じ入り米を与えたこと。iii.朝鮮の王子や僧侶など百余人を帰国させたことなどが書かれている。しかしこの朝鮮王子に関する史料は、これ以外に見つけることができず検証することは不可能である。

#### 5. 略奪した朝鮮本

伊地知季安『漢学紀源』卷四「御書物入日記」に「右書物藤原少將朝臣忠恒朝鮮國平伏之辰求此本、送日本國安置此地云々」と<sup>143)</sup>、島津忠恒が持ち帰った朝鮮本の一覧が記載されている。

左傳・三十卷

二程全書・十五卷

史略・七卷

東坡・十四卷

大平通載・四十三卷(二卷不足)

劉向新序說苑共・六卷

唐詩正音・八卷(二卷不足)

近思錄・十四卷

選詩・六卷

文選・二十五卷

楚辭・四卷

石川集・四卷

<sup>143)</sup> 鹿兒島県、前掲書、541 頁。

<sup>142)</sup> 清水盛香「盛香集」卷一、朝鮮王子之事(『薩藩叢書第三編』薩藩叢書刊行会、1908 年) 17 頁。

<sup>143)</sup> 伊地知季安「漢学紀源」卷四(『薩藩叢書第二編』薩藩叢書刊行会、1909 年) 11-13 頁。

通鑑・十三卷  
資治通鑑綱目・三十二卷  
叟槎續集後集共・五卷  
漂海録二部共・六卷  
詩傳・九卷  
昌黎文集・十八卷  
左傳・二十七卷  
朱子節要・七卷  
春秋・五卷  
李白集・十四卷  
古文眞寶・六卷  
小學・四卷

企齊集・十卷  
御製文集・四卷  
煎燈新話・二卷  
陸宣公集・五卷  
詩火文・二卷  
禮記淺見録・廿一卷  
大明一統志・廿四卷  
書經六丈書集・十一卷  
三蘇文集東坡老泉齡濱・十五卷  
前漢書・廿卷  
朱子節要・八卷  
柳文・十四卷

宋鑑・三十六卷  
唐鑑・六卷、  
中庸・一卷、  
詩人玉屑・五卷、  
南華眞經・十卷  
杜詩・十四卷  
聯珠詩格・七卷  
性理大全・廿五卷  
白氏文集・十六卷  
春秋大全・十五卷  
五禮儀・八卷  
詩太文・二卷

島津忠恒が朝鮮から日本へ持ち帰った書物は、一部重複するものもあるが、全部で 48 種類 603 卷に及んでいる。しかしその中に『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』の花郎徒関連三誌は、残念ながら一誌も含まれていない。

## 第九章 徳川幕府の外交政策と林羅山との関係

### I. 徳川幕府の外交政策

#### 1. 明の海禁政策

##### (1) ポルトガルの東洋進出

1498年（明應7年）バスコ・ダ・ガマの率いる4隻の商船隊がアフリカの喜望峰を迂回して印度の西岸カリカットに到着した。当時印度の商業は、アラビア人の支配下にあった。1502年バスコ・ダ・ガマは、20隻の商船隊を率いて再びカリカットへ入港し、ポルトガルとの貿易を認めさせた。

1510年（永正7年）アフォンソ・デ・アルブケルケは、カリカット占領に失敗したが、北上しゴアを攻撃、これを占領し印度西岸の商業支配に確固たる地位を築いた。また翌年1511年（永正8年）にはマレー半島における香料貿易の中継地として栄えていたマラッカを占領し、東南アジアにおけるポルトガルの拠点とした。

ポルトガル人が明朝に対して通商貿易を求めて広東に入港したのは1517年（永正14年）である。外交折衝は、失敗に終り、1522年（大永2年）には商船隊が海上で砲撃駆逐される事件が起こった。しかし中国貿易の利益に着目したポルトガル人は、これに屈することなく、密貿易や海上での出会貿易によって貿易を継続しようとした。このようにしてポルトガル人の密貿易は、広東から次第に福建の漳州・泉州を経て、浙江の寧波方面に展開された。寧波付近の雙嶼港と福建の漳州月港は密貿易の中心地とされた。このようなポルトガルの中部中国地方への進出は、やがて南下する日本商人と接触することとなるのである。

##### (2) 中国通貨としての銀

中国では通貨としての銀の使用は、既に宋の時代から盛んとなっていたが、明代における中国国内市場の発展は、通貨としての銀の流通をいよいよ助長した。明の初期には銀の産出量が豊富で銀の流通に拍車をかけたが、中期以降は、銀の産出量が減少しているにも拘らず、銀の使用量が拡大し、中国市場には銀が不足することになった。この不足は、ポルトガルやスペイン等の外国銀によって埋められることになった。特にスペイン人によって齎されたメキシコ銀は、中国に流入した銀の太宗を占めた。このような中国市場には、十六世紀以降産出額が急増しつつあった日本銀も大量に流入していった。

##### (3) 海禁政策

諸外国から朝貢品として中国に輸入された物資は、殆どが上流階級の需要品と軍備上の必需品であった。明政府は、これらの物資の購入を独占的に行い、一般商人にはその一部を政府監督のもとに開放されていたに過ぎなかった。

倭寇すなわち海賊の横行に苦しんだ明の太祖は、1371年（洪武4年）に海禁政策を打ち出し、外国人との交易を禁止した。明中期以降は、人民の海上進出が一切禁止されるようになった。商品流通経済が発達した段階での海外取引の禁止は、「公許を得ない私貿易」すなわち密貿易の拡大に繋がったのである。

海禁を犯して出洋し海上での密貿易に従事した者は、福建、広東、浙江地方の沿岸の人民であった。これらの地方は、地理的な条件から漁業や沿岸航路による中継運搬によって生活が支えられており、歴史的な条件から南海や東海への門戸としての貿易港を持ち、海上活動のための条件を備えていた。このような沿海人民の海上生活活動を可能ならしめた背景には、地方の富農地主層で官僚でもあった所謂官豪の大きな勢力があった。官豪は、本土の大商人と結託して、中小商人に資金や船舶を提供して、倭寇や海寇と密貿易を行わせ膨大な利益を手中にしていた。

1547年（嘉靖26年）朱紘は、浙江巡撫に任命されると、沿海官豪との妥協を一切排除して、海禁の厳守と倭寇及び密貿易者の取締を強化した。1548年（嘉靖27年）には密貿易者の根拠地である雙嶼港を包囲し密貿易者の大部分を逮捕斬殺した。この事件を契機にして反朱紘運動が展開され、彼は翌年失脚し自殺した。それ以降海禁政策は、形骸化し、中国貿易商人による密貿易は、次頁表1の如く活発となり、たがて嘉靖の大倭寇時代へと突入するのである。

このような状況下において、勢力を伸ばしてきた倭寇が王直である。王直は、安徽省歙<sup>きゆう</sup>県の人ではじめ塩商であったが、広東で大船を作って硝石・硫黄・生糸・綿などの禁制品の密貿易を行い、数年にして巨万の富を得た。彼は、松浦五島地方（平戸）に住居を構え日本の逸民を指揮して大いに力を伸ばした。しかし同郷の胡宗憲の謀略に乗せられ、1557年（嘉靖36年）投降したが殺された。

倭寇討伐に功績があったのが戚繼光である。1563年（嘉靖42年）倭寇の大部隊が福建省の各地を襲撃したとき、副総兵であった繼光は、浙江から福建に到り、平海衛で倭寇を殲滅した。その後も繼光は、各地で倭寇を撃破しその名を高めた。

戚繼光の活躍などによって倭寇の勢力が衰えてきた1567年（隆慶元年）、福建巡撫の塗沢民の上奏により、明初以来200年に亘って守られてきた海禁令が解除された。1573年（隆慶6年）以後明商船は、福建の海澄で商税を支払って南海各地への往来や貿易が許されることとなった。しかしこの海禁解除は、南海方面への貿易に限定されたものであり、日本への渡航と禁制品の輸出は禁止されたままであった。この政策変換は、中国人の南方貿易と南方への移住を活発させるとともに、日本人の南方貿易へ進出を促す契機ともなったのである。

表 1；後期倭寇の侵寇回数田中健夫『倭寇と勘合貿易』（至文堂、1961年）194-197頁

年代	侵寇回数								
	西暦	日本	明	山東	江南北	浙江	福建	広東	合計
1523	大永3	嘉靖2				1			1
1524	4	3				1			1
1533	天文2	12				1			1
1534	3	13						1	1
1535	4	14						1	1
1540	9	19				1	1		2
1542	11	21				1			1
1545	14	24				1			1
1548	17	27				1	1		2
1549	18	28					1		1
1550	19	29				1			1
1551	20	30		1	1				2
1552	21	31	1	1	10	1			13
1553	22	32		27	32	4	1		64
1554	23	33		56	33		2		91
1555	弘治1	34	2	57	38	4			101
1556	2	35	2	33	26	7			68
1557	3	36		17	1	6	1		25
1558	永禄1	37			9	12	11		32
1559	2	38		12	10	25	9		56
1560	3	39				11	4		15
1561	4	40			4	17	1		22
1562	5	41				20			20
1563	6	42				14	4		18
1564	7	43				3	2		5
1565	8	44		1		1	1		3
1568	11	隆慶2					2		2
1569	12	3					4		4
1570	元龜1	4					1		1
1571	2	5					5		5
1572	3	6					3		3
1574	天正2	萬曆2				1		2	3
1575	3	3					1		1
1576	4	4				1	2		3
1578	8	8				1	1		2
1588	16	16				1	1		2
1593	文禄2	21	1						1
1601	慶長6	29					4		4
1603	8	31					1		1
1616	元和2	44					1		1
1618	4	46					1		1
		合計	6	205	176	133	62		582

## 2. 朱印船貿易

### (1) 朱印船の目的

1567年（隆慶元年）の海禁海上政策は、南海貿易に限定され、日本への渡航と硝石・硫黄・鉄・銅などの禁制品の海外帯出は、依然として禁止されたままの条件付き解除であった。日本が中国大陸の生産物を購入しようとするれば、琉球、台湾、呂宋、安南、暹羅など南方各地において中国人と商売を行うか、南方各地の商人を経由して中国製品を購入するかしか方法はなかった。ここに朱印船貿易が行われるようになった理由が存在する。江戸幕府の朱印船制度は、国内的には海賊船や密貿易船とは区別し、幕府公許の正常なる貿易船たることを立証すること。貿易営業を特定の受給者に許可し、貿易地の割り当てを目的とした。また対外的には所属国を明確にすることに依って航海の安全を確保すること。渡航先政府が寄港貿易を許可し便宜を供与することを期待したといえる。勿論国際条約がなかった当時としては、対外的な効果がどの程度期待できたかは不明である。

### (2) 朱印船の渡航地

慶長9年（1604）から寛永12年（1635）までの32年間の渡航地別回数を表したものが表2である。この表によれば、朱印船の渡航地は、概ね交趾（インドシナ南部）、呂宋（フィリピン）、暹羅（シヤム）、東埔寨（プノンペン）、安南（ベトナム）、高砂（台湾）の六地に限られていた。当初は広く各地に派遣されていたが、貿易によって得られる利益の多寡によって次第に集約されていったと思われる。

表2：地域別渡航回数

渡航地	1：交趾 インドシナ	2：暹羅 シヤム	3：呂宋 フィリピン	4：安南 ベトナム	5：東埔寨 プノンペン	6：高砂 台湾	7：西洋 マラッカ	8：太泥 パタニ
回数	73	55	54	47	44	36	18	7
	9：占城 チャンパ	10：信州 アモイ	11：密西耶 フィリピン	12：芟萊 ブルネイ	13：順化 安南首都	14：田弾 (不明)	15：毘耶宇 澎湖島	16：摩陸 モルッカ
	7	6	2	2	2	2	1	1
	17：満利伽 マラッカ		合計					
	1		353					

岩生成一『朱印船貿易史の研究』（弘文堂1958年）147頁

### (3) 階層別派船者

一方階層別の朱印船派遣状況を見てみると、次頁の表3の通りである。当初は、大名の派船が多かったが、時代の経過と共に日本人商人が増加した。また外国人の増加は、寛永に入ると急激に低下した。これは寛永10年（1633）からはじまる数次の鎖国令の影響である。以下各階層別に概観していく。



## ①大名の朱印船派船

表 3：階層別朱印船貿易家派船比率

	慶長	元和	寛永	小計
大名	32	0	5	37
	19%	0%	9%	12%
武士	2	5	3	10
	1%	6.6%	5.5%	3.5%
商人	97	33	41	171
	58%	43%	75%	58%
支那人	18	22	3	43
	11%	29%	5.5%	14%
欧州人	17	16	5	38
	10%	21%	9%	13%
合計	166	76	57	299

(岩生成一『朱印船貿易史の研究』弘文堂昭和33年・表七)

表 4：大名の朱印船派船状況(慶長9年～寛永12年)

島津忠恒	8	五島玄雅	2
松浦鎮信	7	竹中正重	2
有馬晴信	7	松倉重政	1
鍋島勝茂	3	細川忠興	1
亀井茲矩	3		
加藤清正	3	合計	37

(岩生成一『朱印船貿易の研究』弘文堂昭和33年・表七)

表 5：商人の朱印船派船状況

角倉与一	京都	16
末吉孫左衛門	大坂	12
茶屋四郎次郎	京都	11
船本弥七郎	長崎	11
木屋弥三左衛門	堺	10
末次平蔵	長崎	10
西頼子	堺	6
荒木宗太郎	長崎	6
平野藤次郎	京都	5
橋本十左衛門	京都	4
その他		80
小計		171
ヤン・ヨースチン	長崎	10
三浦按針	伊豆	7
李且	平戸	12
その他		52
(支那・欧州)小計		81

岩生成一『朱印船貿易の研究』(弘文堂、1958年)表七

長崎奉行の竹中正重、島原城主の松倉重政の呂宋派船は、切支丹調査のためである。また因幡の亀井氏を除くと全て九州大名である。九州 6 大名で 37 隻中 30 隻を派船している。大名の派船は、慶長 16 年を以て終わっており、爾後の派船は見られない。これについて岩生成一は、「慶長 17 年 3 月 21 日に幕府がはじめて切支丹禁制の第一声を放ち、翌年以降更にこれを強化したことにも関連するものに違いない」としている<sup>1)</sup>。

## ②商人の派船

商人の派船状況をみると、171 隻中 91 隻が京都・堺・長崎の 10 氏の商人で占められている。『日本歴史人物事典』<sup>2)</sup>を参考にして、彼らの経歴を簡単に記載すれば次の通りである。

### i. 末吉孫左衛門 (1570-1617)

当時は、3 代目孫左衛門長方の時代であって、元和 3 年 (1617) 以降摂津平野の代官となり、銀座座頭を兼帯していた。初代勘兵衛利方は、大津代官をしており、また慶長 6 年銀座設立のときは、銀座差配を命ぜられ、2 代目孫左衛門吉康は、銀座頭役となり、元和元年 (1625) 以降摂津平野代官、銀座座頭兼帯という家柄であった。末吉一家は、朱印船貿易に従事する一方銀座関係者が多い。

### ii. 平野藤次郎 (?-1638)

父は、末吉次郎兵衛長成、伯父は、末吉勘兵衛利方。のちに末吉を平野と改称する。慶長 6 年 (1601) 伏見の銀座差配の折り、10 人の銀座頭役のうち、末吉孫左衛門、平野九郎

1) 『朱印船貿易史の研究』(弘文堂、1958年) 190 頁。

2) 『日本歴史人物事典』

右衛門（兄）、平野藤次郎の3人が末吉一族から任命された。慶長17年（1612）平野藤次郎は、道頓堀開発を大坂の豪商、安井九兵衛、安井道頓と行い、元和元年（1615）に完成させた。大坂の陣で、末吉孫左衛門と平野藤次郎は、徳川方に参加し功績をあげ戦後代官職に任命された。藤次郎は、寛永3年（1626）より朱印船貿易に従事した。

### iii. 角倉与一

著名な角倉了以の子。京都の典型的町衆であったが、元和元年より山城國の代官、京都河原町二條に角倉代官役所をおき、合せて淀川過書船支配（淀川の流通管理・取締役）を兼ね、寛永9年三代目玄紀が役職を継承している。

### iv. 末次平蔵（?-1630）

父は、末次興善、博多の豪商。元龜2年（1571）長崎に移り住み、金屋町の乙名役となる。町方有力者として長崎貿易に従事し財力を蓄積していった。元和4年（1618）平蔵が長崎代官となり、長崎外町を支配し外交、貿易、市政に関与した。寛永5年（1628）台湾事件（オランダが10%の関税を台湾で掛けることを決定したことに対する末次平蔵が反発した）に直接関与し事件後変死した。

### v. 茶屋四郎次郎清次（1585-1622）

京都の政商。四郎次郎は、京都茶屋本家の代々の名称。初代清延は、三河に赴き家康の側近として仕え昵懇な関係であった。以来徳川家の「上方之御買物御用」や戦陣の諸道具調達に当り家康側近として供奉。天正16年（1588）家康領の近江の代官職となった。2代目清忠も家康に従軍し諸事御用を勤めた。関ヶ原の戦（1600）後京都所司代・板倉勝重に重用され、上方五カ所（京都・大坂・奈良・堺・伏見）町人の御札支配や京都町方元締めを勤める。3代目清次は、後の長崎奉行となった長谷川家へ養子に出ていたが、2代目早世の跡を受けて四郎次郎を相続した。大坂の陣で家康の軍需物資調達をした。慶長17年（1612）家康の特許で朱印船貿易を始めた。

### vi. 橋本十左衛門

寛永10年（1633）六人衆の一人、大田備中守資宗の弟であって、謂わば、有力大名の一族として、海外貿易に活躍し、帰朝に際しては將軍に御目見得が許され、珍品の献上を行った。銀座とも関係のある特殊な豪商であった。

### vii. 三浦按針（1564-1620）

本名は、William Adams、イギリスのケント州生まれである。1598年オランダ船「リーフデ号」の航海士としてアジア渡航に参加したが、慶長5年（1600）豊後の臼杵に漂着した。オランダ人のヤン・ヨーステンと共に徳川家康と会見し、家康の信頼を受けて、三浦郡逸見村に200石が与えられ、家康の外交顧問を務めるほか、西洋の幾何学・地理学・造船技術などを教えた。

#### (4) 朱印船の輸入品

表6：朱印船の生糸輸入量

西暦	1612年	1614年	1627年	1634年	1635年
和号	慶長17年	慶長19年	寛永4年	寛永11年	寛永12年
万斤	63	12	30	25	15
岩生成一『朱印船貿易史の研究』(弘文堂, 1958年)251-256頁.					

表6は、岩生成一による朱印船生糸輸入量を表にしたものである。当時の国内生糸需要は「輸入量が40万斤を超えると相場が下落した」<sup>3)</sup>といわれたことから推察すると30万斤後と考えられる。

当時の現地生糸相場が、生糸100斤＝銀1貫500匁～600匁、また日本の相場（糸割符相場とは無関係）が、銀2貫200匁～3貫500匁であったという<sup>4)</sup>。これを前提に朱印船の生糸の利益を計算すると、輸入量12万斤で相場100斤＝1貫500匁、国内売値を2貫200匁とすると、1斤当り銀7匁の利益となり、12万斤で銀840貫の利益となる。また30万斤の輸入量で国内最高売値の3貫500匁とすると、 $300,000 \times 20 = 6000$ 貫の膨大な利益となったことがわかる。

### 3. 糸割符制度

#### (1) 『糸割符由緒書』

糸割符の関連史料は乏しく、慶長9年(1604)から文化12年(1815)の間の出来事を書いた『糸割符由緒書』が貴重な史料の一つである。『糸割符由緒書』の冒頭に糸割符制度の起源が記されているので<sup>5)</sup>、ここではそれを先ず読み解いてみたい。

糸割符御定被成下候儀者、慶長年中御定より以前者、外國商人共日本より船仕立金銀積入、銘々存寄の國々江渡海仕、代呂物買取歸航仕候、然るを渡海人年々多、御停止の鐵炮兵具等漏越、第一御制禁の耶蘇宗門追々傳來仕候事共に付。乍恐大御所様と奉申上候御頃より嚴敷被爲仰付猥に出船難仕御座候を、御由緒有之者共御朱印頂戴之上渡海外國商賣仕候、此御朱印今以京糸割符奉所持候、慶長九辰年京・堺・長崎三ヶ所江糸割符御定被成下候節茂、右御由緒筋目の者共被召出、糸割符年寄役并中老役等奉蒙仰候、日本より渡海の儀者、長崎新湊御取立以後、御停止被仰出候、長崎新湊開發御取立異國來船入津仕に相成候ても、商人の作法不相定候内、異國船商賣隙取滞船永く迷惑仕候由願上候に付、積戻候ては、重而積來申間敷間買取候様、権現様御思召に付、長崎御奉行小笠原一庵様を以て被仰出、京・堺にて由緒の者共被召出、荷物不殘買取異國船共歸航仕候、其翌年又糸大分持來下直に賣候而者、前年上意に而買取候者共大分の損銀仕候間、此者共限御買せ被下候儀、奉願上候之處被爲聞召届、利分有之様に直段を立、去年の買高に割符買取候様被仰付、此度の上意おのづから糸割符御定

<sup>3)</sup> 岩生成一『朱印船貿易史の研究』254頁。

<sup>4)</sup> 同前、255頁。

<sup>5)</sup> 「糸割賦由緒書」(本庄榮治郎他『近世社会經濟叢書』第八卷、改造社、1927年)113-114頁。

の基に罷成其格を以年々此者共買請申候、元來御由緒有之者共、被爲召出、慶長九辰年五月三日伏見於御城始て糸割符京堺長崎三ヶ所御奉書奉頂戴候寫左に奉書付候、

奉書

黒船着岸之時、定置年寄共糸のねいたさざる以前諸商人長崎江不可入候、糸の直相定候上者萬望次第致商賣べき者也、

慶長九辰年五月三日

本多上野守・板倉伊賀守

先ず由緒書の内容を要約すると

- ①これ以前外国人貿易商が年々増加し、禁制の鉄砲を輸出したり、基督教を伝来させたりするので、徳川家康は、朱印状を持っていない者の渡航を禁じた。
- ②異国船（ポルトガル船）が長崎に来航したとき、商人の受け入れ態勢が整わず、異国船は、長期滞船を余儀なくされた。万一生糸を積み戻すことがあれば、再び来航しないことを恐れた家康が京堺の商人に生糸を一括購入させた。
- ③京堺の商人は、翌年また外国船が大量の生糸を持ってきて安値で販売されると大損となるので、来年も京堺の商人に限定するようにお願いした所、糸割符年寄を中心に糸割符仲間で利益のある値段を定めて売ることが認められた。
- ④この時関係した京堺の商人が慶長9年（1604）に伏見城に呼び出され、「糸割符御奉書」を与えられた。
- ⑤「糸割符御奉書」は、家康側近である本多正純と京都所司代の板倉勝重の連名で書かれており、生糸を積載した異国船が長崎に入港したときは、糸割符年寄達が値段を決めない前に、他の商人が長崎町内へ入ることを禁じ、糸割符年寄に生糸の一括購入権と価格決定権を付与したのである。

## (2) 糸割符年寄

慶長九年の糸割符年寄は、次の通りである<sup>6)</sup>。

- ①京——菱屋宗意（清水清左衛門）、津田紹意（津田勘兵衛）、有来真佐（有来新兵衛）、鮫屋久円（小野寺喜兵衛）、以上四名。
- ②堺——伊丹屋道幾、伊予屋宗干（河野宗干）、高石屋宗岸（河野宗岸）、阿知子宗寿、奈良屋道汐（河野道汐）、具足屋宗抛、以上六名。
- ③長崎——高木作右衛門、高木勘兵衛、高嶋四郎兵衛、高木彦右衛門、以上四名。

## (3) 生糸の分配率

また前述の「糸割符御奉書」に加えて、京・堺・長崎三ヶ所間に「御定之題糸高」すなわち生糸の分配率が、次の通り幕府によって設定されていた<sup>7)</sup>。

<sup>6)</sup> 中田易直『近世対外関係史の研究』（吉川弘文館、1984年）280頁。

<sup>7)</sup> 本庄、前掲書、「糸割賦由緒書」114頁。

右御奉書者長崎高木作右衛門方に預置今以奉所持候。作右衛門義其頃糸割符年寄相勤申候、

右之節御定之題糸高

京 百丸

堺 百二十九

長崎 百丸

三ヶ所合三百貳拾丸、但一丸五十斤、一斤に付掛目百六十目

右之題を以、糸高如何程持來候ても、京堺長崎三ヶ所江右三百二十九に割符買取候様被仰付、年々出銀三ヶ所割符人頂戴仕來候事、

輸入生糸は、生糸輸入量の 320 分の 100 (31%) を京商人へ、320 分の 120 (38%) を堺商人へ、320 分の 100 (31%) を長崎商人へと配分され、そこから各地の糸割符仲間へ販売されていた。しかし当初は「慶長十乙巳年糸夥敷持來候故、割符商人共金銀手支商売可及延引候に付、白糸千丸御買上に相成、小笠原一庵様、長谷川波右衛門様御持登、右之糸千丸共伏見御城江納り申候」<sup>8)</sup> というように資金不足の爲、幕府に買い上げて貰ったこともあったようである。

以上のようなことから糸割符年寄の業務を整理すれば、長崎奉行の支配下にあつて諸商人を統制すること、ポルトガル側と価格交渉を行い、購入価格を決定すること、生糸を独占的に一括購入すること、一部を将軍家や奉行関係者までへ配分し、その後国内の糸割符仲間に販売すること、購入価格と販売価格の差益(糸割符増銀)から糸割符仲間の運営費用を確保した上で、残りを仲間に配当することであつた。

家康は、ポルトガルの生糸独占体制を打破するために、朱印船貿易を奨励し、南方諸国における生糸貿易を躍進させる一方、側近であるイギリス人の三浦按針を督促して、オランダやイギリス船の来航促進を図った結果、ポルトガルの日本貿易上の地位は、次第に低減していったと思われる。

#### 4. 琉球出兵

##### (1) 琉球と明

琉球の察度は、琉球の三山分立時代の 1350 年に即位して中山王となつた。即位後 22 年の 1372 年、明の太祖の使節が渡来して国内統一を告げ帰順を促した。察度は、これに答えて恭順の意を表し、ここに琉球の明に対する朝貢関係が成立した。三山の中で中山王が最初に明との関係を結んだことは、中山の北山や南山に対する経済的優位性と国際政治的な優位とを齎す結果となつた。琉球船の海上活動を可能にした最も大きな原因は、中国人が倭寇を誘致して事件を起こすことを恐れた洪武帝が、洪武 4 年(1371) 自国商人の海外渡航を禁止したため、中国人によって中継移動されていた南海物資や日鮮の貨物交易が困難となり、琉球船の中継貿易での役割が大きくなったためである。特に尚巴志が 1422 年三山統一を果たした頃から海外貿易が盛んとなつた。

<sup>8)</sup> 本庄、前掲書、「糸割賦由緒書」114 頁。

## (2) 朝鮮出兵時の琉球の軍役

天正 19 年 (1591) 10 月 14 日、琉球王・尚寧宛島津義久の書状によれば、「関白様來春就入唐之儀、貴國當邦混而可爲壹万五千軍役之旨、兵庫頭義弘承之下國候、就夫軍衆等被相催可有渡海事、且者謂遠嶋霸、且者扶桑之軍法可爲無案内之間、軍衆之事爲私免除候、然則七千人之兵糧拾ヶ月分、先被相償、來二月以前當國坊之津迄令着岸、從其到高麗唐土可有運送用意肝要候」とある<sup>9)</sup>。

すなわち「関白様、來春入唐の儀に就き、貴國當邦混じりて一万五千の軍役たるべき旨、兵庫頭義弘これを承りて下國候、夫れに就き、軍衆等相催され渡海あるべき事、且つは遠島の霸と謂い、且つは扶桑の軍法無案内たるべきの間、軍衆の事私として免除候、然れば即ち、七千人の兵糧十ヶ月の分、まず相償われ、来る二月以前に當國坊津まで着岸せしめ、それより高麗・唐土に到り運送あるべき用意肝要に候」と、豊臣秀吉が島津氏と琉球に命じた一万五千の軍役のうち、琉球の軍役を七千人の兵糧十カ月分に変更してやったということがまずあった。

## (3) 難破船員の送還

慶長 9 年 (1604) 2 月、中山王宛義久書状には、「態呈一封、壬寅之冬 (慶長七年)、貴邦之商船逢逆風、漂蕩日本之奥羽、辱内府公被聞召、琉球之儀者薩摩爲附庸之間、至當國懇可送届由被仰出、數百里之遠路、以人馬被送着之、翌年之春、至其國送之處、對殿下于今無禮多罪 (中略) 且復貴邦之官船、漂蕩平戸之津、吏平生与吾國爲有旧約、以新舟替破舟、欲達之於吾國、亦聞之、欲艤舟之處、船主不通一語、佯而去之、因茲隣国亦失面目」とある<sup>10)</sup>。慶長 7 年、陸奥に漂着した琉球船を家康の命により薩摩に送り、翌年船員を琉球に送ったが何の謝礼もないこと、及び平戸に漂着した船長が偽って帰国した非礼を非難している。『島津國史』にも「琉球商船飄蕩。至奥州界。神祖命薩摩送還之。亦不謝。慈眼公怒其無禮也」とある<sup>11)</sup>。

また再び平戸へ漂着した琉球船に関する本多正純の松浦藩主に宛てた慶長 10 年 (1605) 7 月 28 日付書状に、「去年も奥州へ流寄候琉球之者共、此方より被爲送遣候へ共、終其以後御禮をも不申上候、其通をも琉球へ可被仰渡候、」とあり<sup>12)</sup>、幕府においても琉球の非礼に対する批判が高まっていることが分かる。

## (4) 琉球出兵

①慶長 10 年 (1605) 8 月 19 日付けの島津義弘宛、家康の側近である山口直友の書状によれば、「琉球人先月渡海可仕様、先度和久甚兵罷上申候キ、早渡海仕候哉、上様江御禮申上候様、御才覺專一存候、若又于今渡海不仕候者、御人數可被相渡由、彼方へ何ヶ度も被仰届、其上にても於不仕渡海者、被得御意御尤存候、併琉球へ無御油断御使者被渡、御究可然存候」とあり<sup>13)</sup>、「琉球人は、先月来て家康公に御礼申し上げる筈であったが、もうや

<sup>9)</sup> 『旧記雜録後編二』卷二十六、785。

<sup>10)</sup> 『島津文書之二』一一一九。

<sup>11)</sup> 『島津國史』卷二十三之四、左。

<sup>12)</sup> 『旧記雜録後編四』卷五十九、89。

<sup>13)</sup> 同前、97。

って来たか、もし来ないようであれば出兵する旨を、琉球へ何度も伝えたようであるが、幕府としても尤とする所である。しかしなお使者を出して探ってみること」と指示している。

②慶長 11 年（1606）6 月 6 日付けの家老・島津忠長、樺山久高宛、島津忠恒の書状に「然者大嶋入之儀來秋必々可有之事簡要候、若々ゆたん候てハ不可然候」とあり<sup>14)</sup>、來秋には琉球出兵を決行することを強調している。

③慶長 13 年（1608）8 月 19 日付けの島津家久宛、山口直友の書状によれば、慶長 10（1605）年 8 月 19 日書状と同様な内容にて指示し<sup>15)</sup>、同年 9 月 5 日家久宛、山口直友の書状によれば、「先御人數を被催、可被相渡御用意御尤存候、上様御禮申上候様ニ御才覺專一存候、何れも追而可得御意候、將亦我等事、明日六日駿府へ罷下候」と、いよいよ出兵準備をすることを家久に指示している<sup>16)</sup>。

④琉球出兵は、慶長 14 年（1609）2 月 26 日に義久・義弘・家久三者連名の「琉球渡海之軍衆法度之條々」が発せられ<sup>17)</sup>、3 月 4 日山川港を出発した。以降の詳細な状況は、「琉球渡海日々記」に譲るが<sup>18)</sup>、琉球軍を圧倒し 4 月 5 日に「首里の城御うけ取被成候」、5 月 17 日尚寧王以下人質を連れ今歸仁を出港、5 月 24 日に山川港に凱旋した。

#### (5) 江戸参府

明けて慶長 15 年（1610）5 月、島津家久は、琉球王尚寧を引き連れて江戸へ向った。この時、家老の伊勢貞昌と用人の山田昌巖も家久に扈從した。

慶長十五年五月十六日、家久以中山王尚寧首途於臈府赴關東、時家老比志島國貞、伊勢貞昌、用人三原重種、山田有榮等從駕、(中略)既而八月六日、到于駿府、則大相国遣使者勞之、同八日、家久以中山王尚寧登營、十八日賜饗宴、(中略)而家久・尚寧二十日發駿府、二十五日到武都、(中略)二十八日、家久引中山王、登營奉拜台顔、九月三日賜饗應、十二日、家久及中山王尚寧、俱登營拜台顔、二十日出江府<sup>19)</sup>、

琉球出兵に対する家康や島津氏の意図するところは、琉球において日明貿易を営みこれによって利益を得ようということであった。難破船員の送還などへの謝礼要求に対して明との関係を重視する琉球は、島津氏の勧告に従わなかった。この機会を逃さず島津氏は、家康に琉球出兵許可を出して承認され、その結果島津軍は、圧勝を収めたのである。

14) 『旧記雑録後編四』卷六十、217。

15) 『旧記雑録後編四』卷六十二、491。

16) 『旧記雑録後編四』卷六十三、493。

17) 同前、544。

18) 同前、557。

19) 『旧記雑録後編四』卷六十五、696。

戦後における薩摩藩の琉球に対する政治的支配関係は、総括的には琉球王を臣従させ、且王位継承者を決定する権限を握った点に見られる。琉球王朝の王位継承について幕府は、薩摩藩に任せただけで、薩摩藩は、王位継承者を決めてから幕府に届け出ればよく、更に中国朝廷が、王位継承者に封冊を授け琉球王襲封の儀は完了する。

したがって琉球は、直接幕府と交渉を持つことはなかった。唯将軍襲職の際、また琉球王襲封の際は、慶賀使、恩謝使を参府させ、幕府に聘礼する慣わしであった。参府に当っては必ず薩摩藩主が同時に参府し、聘礼の際はこれを先導する例であった<sup>20)</sup>。

## II. 徳川幕府の朝鮮外交政策

### 1. 徳川家康の具体的朝鮮外交政策

#### (1) 国交回復交渉開始

慶長四年己亥、明の萬曆二十七年、朝鮮昭敬王三十二年、東照神君兩國和好の事を、公及柳川調信<sup>しげのぶ</sup>に命じて仰有しは、通好は兩國の爲なり、太閤一乱の後其道絶たり、先内々書を遣し、尋ね試み、合点すへきの意あらハ、公儀よりの命ともふすへし、また伝ふる所に、和好の事、彼国決して是を肯ハすんハ、一戦に及はれ、其後交を絶れむと仰有しと也<sup>21)</sup>。

家康にとって、中国大陸と接している朝鮮との国交回復は、朝鮮の高度な文化を取得すると共に、隣接する中国情報の入手のためにも喫緊の課題であった。慶長4年（1599）家康は、対馬の宗義智に両国の通好回復に努力するよう命じた。

命を受けた宗義智は、再三に亘り使者を朝鮮に送った。その過程に於いて紆余曲折はあったが、慶長5年（1600）に朝鮮の邊將より次のような復書が送付されてきた。

（前略）古へにいわく、誠信の心なくして盟をいたすは、終に益なしと、たとひ弊邦して一价を通し、旧好を修めしむとも、貴国の信なき、なを前日の如くならハ、其盟いたす、徒に鬼神を欺くに過ぎさるのミ、貴国もしよく誠信を以て本とし、永く好みを結ぶに心あらは、天朝おのつから是に処するの道有て、弊邦また其盟の約に従はむ<sup>22)</sup>。

長年に亘る日鮮友好関係を、秀吉の故無き侵略によって反故にされた朝鮮王朝としては、通好回復をいわれても「誠信の心なくして盟をいたすは、終に益なし」と対日不信感を強く表明したのも当然のことであった。

<sup>20)</sup> 豊田武監修『鹿児島島の歴史』（鹿児島県社会科教育研究会、1980年）100-103頁。

<sup>21)</sup> 松浦允任『朝鮮通交大紀』（名著出版、1978年）147頁。

<sup>22)</sup> 同前、149頁。

\*『朝鮮通交大紀』は、対馬藩儒臣の松浦允任（1676-1728）が日本と朝鮮両国往来の文書を通観・解説したもの。朝鮮渡来文書は杉浦允任が和文文化している。和文はそのままを引用した。



## (2) 被擄人の送還

### ① 徳川家康による大々的な捕虜刷還

表 7・朝鮮捕虜の送還数

年	送還数	年	送還数
慶長5年	481	16年	1
6年	251	17年	0
7年	243	18年	0
8年	200	19年	1
9年	3,000	20年	355
10年	1,390		
11年	121		
12年	0		
13年	1,240		
14年	6		
15年	0	合計	7,283

内藤雋輔『文禄慶長役における被擄人の研究』  
(東京大学出版会1976年)7-11頁

表 7 は、慶長 5 年（1600）から慶長 20 年（1620）までに朝鮮に送還された人数である。この表によれば、七千人を超える被擄人が送還されている。このような被擄人の本国送還数の多さは、家康の朝鮮王朝との通好回復願望の大きさを象徴するものであろう。

### ② 薩摩の被擄人・金光の送還

『朝鮮通交大紀』に「慶長 7 年壬寅、明の萬曆 30 年、朝鮮僉知全繼信、録事孫文彧、我州に來り和好の事を議す、從是さき朝鮮国王の戚金光、薩摩の爲に擄にせらる、公是を求て玄蘇（景轍）をして和を要むるの事を書し示し、且、神君講和の思召を諭し、繼信等と同じく歸らしむ」とある<sup>23)</sup>。金光についての日本資料は、全く乏しく、宣祖実録の宣祖三十七年二月戊甲（27日）の条に金光が上疏した内容が見受けられる。

慶尚道河東幼學金光上疏曰、伏以倭賊緩急之勢、處事權經之道、前承聖問、既已盡達、而恐殿下或以臣言、一爲恐動、一爲迂濶、故固知狂僭、敢達微誠、蓋不許調信之乞和、則日本之動兵來寇章章明矣、(中略)爲今之計、莫若因調信乞之書、許島夷濱服之請。雖秩卑之官、差信使遣日本、則家康或怒其書無乞降之辭矣、而以調信頻來乞和之事報之、則罪歸於調信、而初雖怒乞和許之少異、亦喜其信使之遠往、今年之延不動兵者必矣、今年如是而延、明年又出某策而延、亦明年亦出某策而延、則二年三年之間、不無家康之病死、日本之爭亂矣<sup>24)</sup>、

これによれば金光は、朝鮮王の一族ではなく慶尚道河東の幼学、すなわち仕官をしない儒生であった。金光は、帰国後、既に下問に応じ日本の国情や現下の交渉策について上疏したが、その言が適切でないと誤解される恐れがあるので、日本で見聞したことを詳細に上疏した。その意見によれば、柳川調信の和を求めることに応じなければ、家康は、兵を動かして来寇することは明らかであるから、差当り柳川調信の乞和の書によって、島夷濱服の請を許すということで、官位の低い役人を信使に任命して日本に遣わせれば、家康は、朝鮮から降を乞うという辞がないことを怒るであろう。しかし調信が頻繁に来て和を乞うたことをいえば、罪は、調信に帰し、家康としては信使が来たことを喜んで動兵だけは延期される。このように年々策を出して繰り返せば、家康が死に、日本に異変のあることを待てばよい。こういった内容である。金光は、家康が誠意を以て通交を望んでいること及び信使を送るが得策であることを強調し、日本の立場に立って上疏した。

<sup>23)</sup> 同前、153 頁。

<sup>24)</sup> 『宣祖實録』宣祖三十七年二月戊甲の条（学習院東洋文化研究所、1961 年）。

### (3) 信使の到来

前述した通り、慶長7年(1602)朝鮮僉知全繼信と録事孫文彧が日本の国情視察に対馬へ来日し、家康の講和の真意を確認し、被擄人金光を伴い帰国した。慶長9年(1604)、再び孫文彧と僧松雲大師(惟政)が来日した。『通航一覽』によれば、彼等は、家康との面会を許可され京都へ向った。

慶長九年、朝鮮の僧松雲大師、并録事孫文彧對馬に來りて、義智に逢て彌様子を尋問、和睦の儀御許容なるへきに於ては、江戸へ罷り下り、朝鮮王悉く存せらるるの趣御禮申し上へし、若なを滞る事あらは、對馬より先ず歸るへしとの義なりと云々、義智即ち對馬に留め置、家老柳川下野守調信を江戸へ遣し、其をもむきを言上しければ、家康公仰に云、來年秀忠公御同道にて御上洛あるべし、其節京都にて朝鮮使者の禮を御受あるへし、對馬守松雲を召連罷上り、京都にて待ち奉るへしと仰出さる、調信急き歸國して、義智に上意の趣を申し聞せ、松雲にも語りければ、安堵の喜をなす事限り無し、則義智并調信對馬を發足し、松雲并録事同道にて上洛す、其頃朝鮮對馬往来書簡の役人たるに依て、蘇長老も同道す。十二月二十七日京都に着ければ、板倉伊賀守奉て、本法寺を旅宿と定め馳走す、此寺にて越年す、方長老蘇長老の弟子なるゆへ同道せり<sup>25)</sup>。

慶長10年(1605)2月19日、東照宮様、伏見に御着城、3月4日對馬守義智が松雲と孫文彧を連れて伏見城へ登城し家康に拝謁した。このとき本多正信と承兌長老が和睦の担当となった。両使もこれを拝諾し帰国した。宗義智は、両国通好の事等を命ぜられ加恩を賜ったという<sup>26)</sup>。

### (4) 犯陵罪人の送還要求とその対応

徳川幕府の通好回復要求に対して、朝鮮王朝は、文禄慶長役時の被擄人を刷還することを要求し、それが実施されると、引き続き陵を暴いた者を逮捕し送還することを要求して来た。

日本國對馬州太守平公足下  
使をして書を惠む、よつて貴島中間に在て、來國の爲に周旋するの誠をみつへし、我國日本に於て好ミを通する事、既に二百年なり、おもわさりき、壬辰年秀吉ゆへなくして兵を動かし、我先王の陵墓を辱かしむるニ至らむとハ、此痛ミ今に至つて、いまたわすれさるものなり、但聞く、右府尽く秀吉のする所をあらたむと、今もしよくまつ其書を致し、且陵を犯すの賊を縛送せられは、わか國また相報るの道なからんや、但貴島實によく此事を完成するに有のミ、宜しく是を勉へし、  
萬曆參拾四年七月日(慶長十一年)

<sup>25)</sup> 『通航一覽』卷二十七、316頁。

<sup>26)</sup> 同前、317頁。

朝鮮国禮曹參議・成以文奉復<sup>27)</sup>。

この成以文の書状の趣を、早速井手彌六左衛門を使として言上すると、「東照宮君歆喜ななめならず思召され、即時に井手彌六左衛門を御前に召出され、御召被成たる御羽織、ならびに白銀頂戴仰付らる。則其年東照宮君より、彼國主へ御書翰をつかわされ、ならびに犯陵行賊を捕へこれをわたす<sup>28)</sup>。文禄慶長の役が終り既に7年も経過しており、犯陵行賊など捕らえようがないことは明らかであり、適当な罪人をその犯人に仕立てたと考えられる。

#### (5) 国交回復

家康が朝鮮国王に書状を出した回答使として、朝鮮国王は、慶長12年(1607)正月に正使・呂佑吉、副使・慶暹、従事官・丁好寛の信使を來聘させた。その回答文書は、次の通りである。ここに両国の国交が回復した。

隣に交ハるに道あり、古よりして然り、二百年來亨兩國好ミを完くするもの、いつれか天朝の賜にあらさらむ、また弊邦貴国においていま其隣交を失ふものあらず、壬辰の変故無くして兵を動かし、先王の丘墓に及ふに至る、弊邦の君臣その心を痛ましむる、義に於て貴国と一天を共にすへからず、六七年來馬嶋和を以て請ふことを爲といへとも、實に是弊邦の耻る所也、然るに今貴国旧を革め、且前代の非を改むといふを以てし、先問札をいたさる、苟もいふ所のことくむは、誠に兩國生靈の福とすへし、よつて使价を馳せ、以て來意に答ふ、不腆の土宣別幅に具へたり、統て盛亮を希ふのミ<sup>29)</sup>、

## 2. 幕府の朝鮮外交への直接介入

### (1) 国書改竄事件

事件の概要は、朝鮮国王と家康との書簡の往来において、朝鮮王朝側から「朝鮮における將軍は單なる大臣であり、朝鮮国王が日本の大臣に国書を出すことはできない」という苦情が出た。朝鮮側の苦情に困った対馬藩家老の柳川調興は、前述の慶長11年(1606)に成以文が持参した、「犯陵罪人送還要求書」の回答書にあった「日本國源家康」に一字を加え、「日本國王源家康」と改竄し、以後元和3年(1617)、寛永元年(1624)の国書も同様に改竄して朝鮮に送付した事件である。『朝鮮通交大紀』は、次のように記している。

27) 『朝鮮通交大紀』「倭來、忽承惠書、可想貴島在中間、周旋致誠之意也、良慰良慰、我國於日本、通好垂二百年、不意壬辰之歲、秀吉無故動兵、辱及先陵、至痛在心、久猶未忘、在我國無先自通好之理、但聞右府尽反秀吉所爲云、今若先爲致書、縛送犯陵之賊、則我國亦無相報之道乎、惟在貴島著實完事而已、更須勉之、不宣、萬曆參拾四年七月日」173頁。

28) 『通航一覽』卷二十七、322頁。

29) 『朝鮮通交大紀』「交隣有道、自古而然二百年來海波不揚、何莫非天朝之賜、而弊邦亦何負於貴國也哉、壬辰之變無故動兵構禍極慘、而至及先王丘墓、弊邦君臣痛心切骨、義不與貴國共戴一天、六七年來馬島雖以和事爲請、實是弊邦所耻、今者貴國革旧、而新問札先及乃謂改前代非者、致款至此、苟如斯說、豈非兩國生靈之福也、茲馳使价庸答來意、不腆土宣、具在別幅、統希盛亮萬曆參拾五年正月」174頁。

寛永年柳川調興一件の時、調興、大猷君（徳川家光）にもふせしは、我か國書、私に偽り造りし事・其の子細、神君かって臣か祖調信に命し、兩國和好の事を議せしめられたりし時、彼の國、將軍ハ日本の大臣なり、いかてか我か國王をもって日本の大臣と通書の事あらむやといひて、和議すでにやふれむとせしゆへ、調信姑く將軍ハ即國王なりといひしをもって、やふやく和議の事調ひしなり、其の後神君の答書に、日本國源家康とあそハされ、國王の稱見えさりしによって、父景直やむことなく私に日本國王源家康と御書を改造し、信使へ渡し遣せしより、元和三年及び寛永元年の兩度の信使、いつれも其の例をもって我か國書を偽造せしなりと訴へたり<sup>30)</sup>、

林羅山の『年譜』寛永十二年乙亥の条に「三月、宗對馬守義成と柳川調興の朝鮮書簡眞贋訴論之事を預聞く。諸執事に従い、之を啓達す。爾後幕府が直に聽きて以て之を決する。調興罪を被る」とある<sup>31)</sup>。林鷺峯は、二十四年ぶりに許されて江戸に戻った方長老と万治元年（1658）七月六日松平備前守宅にて談した。内容を『朝鮮物語』として纏めたものが、『通航一覽』に収録されている。要点を書き出せば次の通りである。

- ①元和三年信使來朝の時、義成は十三歳、調興十四歳也。共に幼少なるに依て、何角の事對馬家人島川内匠と柳川家人松尾七右衛門談合し執行うに依て、御返簡を私に書改め、王の字を書入れたること義成も調興も知らず。
- ②方長老朝鮮に赴し時に、東萊に到て通事崔判事に賄いて、密に日本よりの書簡を書留たる冊子を借りて見れば、柳川方より遣す書簡、方長老草案に違いて、様々の私曲を書加たり。
- ③對馬へ歸て後、密に義成に語る。是よりして義成毎事氣遣いし、釜山浦に置處の柳川か家人を改め、對馬守家人を倭館に遣置く。是より柳川私曲成難きに依ていよいよ不和也。
- ④寛永十年癸酉比、家光公來年御上洛あるべしとの御觸あるに依て、供奉の爲義成江戸に參勤す。夫までも表向主従の義替る事なし。翌年仰に曰く。對馬守は御上洛東山道より上洛すべし。柳川は供奉すべしと公儀相定まる。其砌柳川訴状を老中へ捧げ、對馬守朝鮮筋の義に付、私曲条々有之ゆへ、某を隔心し、前々の如く何角の相談に不及、却て某を私曲ありと公儀へ訴うとの内存也。
- ⑤御上洛の前なれば、暫く御裁許に及はず。
- ⑥寛永12年（1635）3月11日、大広間の家光御前において審査あり、宗對馬守は、幼少の時の事件故無罪。柳川調興は津輕へ流罪、方長老は南部へ流罪、その他関係者は斬罪となる<sup>32)</sup>。

この柳川調興逆訴事件以降、藩主・宗義成は、朝鮮外交の窓口を辞退した。幕府は、對馬の以酌庵に五山碩学の僧を輪番制で配置して朝鮮外交の窓口とし、朝鮮外交を幕府の管

<sup>30)</sup> 『朝鮮通交大紀』175頁。

<sup>31)</sup> 『林羅山集附録』卷二、「年譜」、寛永十二年の條「先生五十三歳、預聞宗對馬守義成柳川調興朝鮮書簡眞贋訴論之事、從諸執事啓達之、而后幕府直聽以決之、調興被罪」。

<sup>32)</sup> 『通航一覽』342-347頁。

理下に置くこととした。

## (2) 以酌庵駐在僧の輪番制度

以酌庵への京都五山僧輪番制度については、『通航一覽』に詳しく記載されているので以下に制度の内容を摘記する。

五山長老輪番に對州へ詰て、朝鮮國より到來の書簡返書等を認る役に定らるるか故に、五山僧徒は、學文なくて成かたき事也、五山長老の中順番にあたりて、對州へ發行の仁定る時は、先關東へ下り登城致し、五山和尚位に任ぜられ、謁見の禮あり、時服其外拜領物例ありて過分の事也、其後上京、對州へ着船の上、都て朝鮮の書簡を司る、別館有て饗應丁寧也、寒暑に人参壺斤ツツ對州より賜はる事とそ、朝鮮より來書あれは、封の儘長老へ渡す、長老開封して事の次第を和語に寫し、關東へ傳達し、御下知を得て、漢字返翰に認め、對州役人へわたし、則朝鮮へ送る事也、此勤役三年と也、三年事濟て、後の長老に委託し、出船上京して、和尚位を辭し隱居するなり。和尚生涯公儀より年々百石ツツ下し給ふ事とそ。五山の長老輪番にて、三年替りに對馬に詰る、府中に屋鋪ありて住居す、宗氏よりの賄なり、又書記老人朝鮮に行て居る也、三使來聘の時、長老つき添て、又京師より長老老人出迎て、關東へは長老二人行き、歸りには大阪まで二人附添なり、京師より出迎たる長老はかり送りて對馬に至る、此聘事にあつかりたる長老へは、一世百石つつ懸官より賜はる、書簡往復の事、室町家の時かかりたる古例なりし故、今に此例を用らる。長老六十歳になれば、對馬在番御免ありしとなり<sup>33)</sup>、

以酌庵へ五山の僧が詰めて外交事務を管掌するという事は、幕府が直接朝鮮外交を管掌することであり、江戸における外交担当者の責任は重大となった。このようなときに、林羅山が西笑承允、金地院崇伝のあとを受けて外交分野に登場するのである。

## 3. 林羅山の台頭

### (1) 林羅山と將軍

#### ① 林羅山と徳川家康

『年譜』文禄三年（1594）の条に「先生十二歳、既に国字に通し、演史小説を読む、粗く中華の書を窺い見て記憶して忘れず、時の人を歎かして曰く、此の兒の耳は囊の如し、其の入る所、旨て漏脱せず」とある<sup>34)</sup>。

『年譜』慶長八年（1603）の条に、羅山が21歳のとき徒弟を集めて『論語集註』を講義したことを聞いた清原秀賢が「古自り、勅許無れば、則書を講ずること能わず、廷臣たれば猶然り、況んや俗士に於ておや」といって羅山を罰することを願った。これを聞いた

<sup>33)</sup> 『通航一覽』372-373頁。

<sup>34)</sup> 『林羅山集附録』卷一、「年譜」、文禄3年の条「先生十二歳、既通國字讀演史小説、粗窺見中華之書記憶不忘、時人歎曰、此兒之耳如囊、其所入不旨漏脱」。

家康がにっこり笑って「講する者の奇なりと謂いつべし、訴る者は其の志隘し」といって清原秀賢の訴えを取り上げなかったという説話がある<sup>35)</sup>。

『年譜』慶長九年(1604)の条に「今年、既に見る所の書目を記し、以て自ら勵し、益々未だ見ずの書を求む」とある<sup>36)</sup>。ここで注目すべきは、「既見書目」の中に『東國史記』なる本があることである。

『年譜』慶長十年(1605)の条に、家康が入洛し二条城に滞在しているとき、羅山が初めて拝謁した。家康が「今自り、屢々來るべし」と仰せられたので、日を経て登營すると極蔭清原秀賢、相國寺承允長老、元佶長老が御前に侍っていた。家康から羅山に、次の三点の質問があった。

- i. 後漢の洪武帝は、漢の高祖から何代目か。
- ii. 漢の武帝の返魂香は、どの書に見えるか。
- iii. 屈原の愛した蘭の品種は、何か。

羅山は、何れも答えることができた。家康は、左右を見て「歳猶弱くして、而も能くこの記憶たり、以嘉みすべし」と記憶力の良さを誉められたという<sup>37)</sup>。

『年譜』慶長十一年(1606)の条に、「先生屢伏見に赴きて拜謁す、大君駿府へ帰る時に及んで、命有りて曰く、明年駿府へ來り直に江戸に到て將軍に謁すべし、是れに由て東行の装を促す」とあり、羅山が家康に仕えることが内定した<sup>38)</sup>。

『年譜』慶長十二年(1607)の条に、3月1日に京都を出発し、駿府にしばし滞在したあと、4月中旬に駿府を立ち江戸へ出て將軍秀忠に拝謁する。その後「命を蒙り、辞すること能わずして祝髮、名を道春」と改めたとある<sup>39)</sup>。

『年譜』慶長十三年(1608)の条に、「先生二十六歳、駿府に赴き日夜御前に侍り、『論語』『三略』等を讀む、宅地并土木料及び年俸を賜う、且御書庫の管鑰かんやくを掌り、縦に官本を觀る」とある<sup>40)</sup>。羅山は、書庫の官鑰を任され、ほしいままに官本を見ることのできる喜びを、藤原惺窩に次のように伝えている。

35) 『林羅山集附録』卷一、「年譜」、慶長八年の条「先生二十一歳、聚徒弟開筵講論語集註、來聞者滿席、外史清原秀賢忌其才奉曰、自古無勅許則不能講書延臣猶然、況於俗士乎、請罪之、遂聞達於大神君、大君莞爾曰、講者可謂奇也、訴者其志隘矣」。

36) 同前、慶長八年の条「今年記所既見之書目以自勵益々求未見之書」。

37) 同前、慶長十年の条「大神君入洛在二條城、聞先生之名、一日近臣永井直勝奉旨俄召之、即出奉拜謁焉、大君曰、自今可屢來焉、經日又登營、極蔭清原秀賢、相國寺承允長老、元佶長老侍御前、大君問曰、光武於高祖世系如何、三人不能答、大君顧先生曰、汝知之否、應聲對曰、九世之孫也、又問曰、漢武返魂香出何書乎、對曰、史漢不記之、白氏文集新樂府及東坡詩註有之、又問曰、蘭多種品、抑屈原所愛爲何、對曰、據朱文公註則澤蘭也、大君顧左右曰、歳猶弱而能記憶之、可以嘉焉」。

38) 同前、慶長十一年の条「先生二十四歳、屢赴伏見拜謁、及大君歸駿府時、有命曰、明年可來駿府直到江戸謁將軍、由是促東行之装」。

39) 同前、慶長十二年の条「先生二十五歳、三月甲子朔發京、辛未到駿府、留滯逾月、四月中旬出駿府到江戸、奉拜台徳院殿幕下、既而歸駿府作東行日録、於是侍御前數月、此時朝鮮信使呂祐吉慶暹丁好寬來聘、將赴江戸、路過駿府午憩之際、先生章語未半而相別、其後賜官暇歸京、且蒙命不能辭、而祝髮改名道春、又有旨赴長崎而歸洛」。

40) 同前、慶長十三年の条「先生二十六才、赴駿府日夜侍御前讀論語三略等、賜宅地并土木料及年俸、且掌御書庫官鑰縱觀官本」。

府内の芸香樓、其の官鑰を掌る。宇を衝き篋に滿つ。手に信せて披く。幸ひに未だ見ざるの書を見る。上林苑中に遊びて芳翠目を奪ひ、紅紫皆な春なるが如し。(中略)斯の樓に登れば則ち帰ることを忘れて、日の將に入らんとするを知らざること有り。是れ我が主君の恵にして、又僕の一得なり。亦幸いならずや<sup>41)</sup>、

『年譜』慶長十五年(1610)の条に、羅山が大明国福建道総督・陳子貞に送る外交文書を作った説話がある<sup>42)</sup>。

『年譜』慶長十七年(1612)の条に、弟の信澄が江戸に赴き、秀忠に仕え、剃髪し名前を林永喜と改めたとある<sup>43)</sup>。

『年譜』元和二年(1616)の条に、「十七日大神君遂に群臣を棄つ」と家康の死を記し、加えて江戸より駿府に到り「官庫の御書を配分し、以て義直卿(尾張)、頼宣卿(紀州)、頼房卿(水戸)の家臣に附す、日本舊記并希世の官本を江戸に獻する」と御讓本について言及している<sup>44)</sup>。

## ② 林羅山対する徳川家康の評価

### i. 家康の口頭試問3題

光武の世系、漢武の返魂香、屈原愛蘭の品種は、儒学の本質とは関わりがない。家康は、羅山がどの程度のもの知りであるかを試験したのである。家康は、道を求める師と弟子の関係ではなく、羅山の知識と文筆を利用すること、すなわち羅山を「百科事典」の代りに側近に置こうとした<sup>45)</sup>。羅山が駿府において最初に与えられた業務が、「御書庫の官鑰を掌り、縦に官本を觀る」ことであつたことから、家康が羅山を「百科事典」と考えていたことは明白であろう。

### ii. 祝髪

『年譜』慶長二年の条に、稚児として建仁寺で修行していた羅山を建仁寺の僧達が「此兒を俗間に置くべからず、これをして禅僧爲しめば、則叢林の翹楚たらん」といって出家を勧めたとき、羅山は、「余れ何ぞ釋氏に入り、父母の恩を棄てんや、且後無き者は、不孝

41) 『林羅山文集』卷二、呈惺窩先生并歌、慶長十六年作「府内芸香樓掌其官鑰、衝宇滿篋、信手而披、幸見未見之書、若遊上林苑中、而芳翠奪目紅紫皆春也、(中略)、不足登斯樓也、則有忘歸而不知日之將入也、是我主君之恵而又僕之一得也、不亦幸乎」。

42) 『林羅山集附録』卷一、「年譜」、慶長十五年の条「先生二十八歳、今茲十二月大明人周性如來訴海上賊船之事、因是議之及勘合事、大神君使執事本多正純贈書於大明國福建道總督陳子貞、使先生作之、其後正純受旨遣書於南蠻船主及阿媽港父老、先生作之」。

43) 同前、慶長十七年の条「今茲信澄蒙命赴江戸奉仕台徳院殿幕下、常侍御前、眷遇日厚、薙髮改名英喜、號東舟」。

44) 同前、元和二年の条「先生三十四歳、十七日大君遂棄群臣、十九日登久能山拜神廟既而、先生送遺宣人及叔勝於京師、而自駿赴江戸、而后賜暇到駿府、配分官庫御書、以附義直卿頼宣卿頼房卿之家臣、而獻日本舊記并希世官本於江戸、而后歸京作丙辰紀行」。

45) 堀勇雄『林羅山』(吉川弘文館、1990年)91-92頁。

の大なるなり、必ずこれをせざらん」と断り実家へ戻ってしまった<sup>46)</sup>。

また『林羅山文集』巻第二慶長九年三月吉田玄之宛の書簡に「佛者は其の頭を禿にし、其の服を緇にす、是れ異類なり」とある如く<sup>47)</sup>、羅山は、一面において排仏論者であり、儒者が剃髪すべきでないことは十分理解していた。堀勇雄は、「羅山が剃髪したのは、聖人の道を行おうとする実践的精神を放棄して、単に博学と文才を売物とする職業的学者の立場を選んだことを意味する」と断じている<sup>48)</sup>。羅山は、自分の信念よりも幕府への就職の道を選んだのであろう。

### iii. 家康の死去

元和2年(1616)、家康の死去によって大御所政治は終り、名実ともに実権は秀忠に移った。喫緊の課題は、家康の神号問題と改葬問題であった。まず神号問題では、天海が山王一実神道によって「権現」として祀るのが家康の遺言であると主張し、金地院崇伝は、吉田流神道によって「大明神」として祀るべきを主張し激論となった。結果は秀忠の裁断に依って「東照大権現」として朝廷から勅許を受けることに決定した。また、改葬問題では遺骸を久能山から日光へ移すべしという家康の遺言により、天海が縄張りを行って工事が進められ、翌元和3年に日光東照宮が完成し遺骸が改葬された<sup>49)</sup>。

この重大な課題解決に羅山は全く関与せず、駿府文庫の書籍を御三家に配分する作業を終えたのち京都へ戻って行った。

以上家康の口頭試問・祝髪・死去時の仕事を考え併せると、羅山の幕府における地位は、決して高いものではなく、家康が「百科事典として待遇」したという堀説にも一理あると考えられる。

### ③ 羅山と秀忠

羅山の弟・信澄は、江戸に赴き剃髪し名前を林永喜と改め、将軍秀忠の側近に侍り、眷遇の日を送っていた。堀は、「元和2年(1616)4月17日、家康の死に依って政権は、名実ともに秀忠に帰した。そこで家康の側近であった本多正純、天海、崇伝、そして羅山などがどのようにして秀忠に近づいていくか。また彼らが秀忠の側近である本多正信、酒井忠利、酒井忠世、土井利勝、安藤重信などと、どう融和し或は対立するかが今後の問題となり、秀忠というバスに乗り遅れぬための競争は、まず家康の葬送、神號、改葬問題から開始された」という<sup>50)</sup>。羅山は京都で過す時間が多くなり、雌伏の時であった。

46) 『林羅山集附録』巻一、「年譜」、慶長二年の条「先生十五歳、在東山既三年無晝無夜吾伊不休學業日新、東山僧徒胥議曰、此兒不可置於俗間、使之爲禪僧、則爲叢林之翹楚、遂勸出家先生不聽、(中略)先生不喜潛出寺歸家、誓曰、余何入釋氏棄父母之恩哉、且無後者不孝之大也、必不爲之」。

47) 『林羅山文集』巻第二、「觀夫佛者禿其頭也、緇其服也、是異類也」13頁。

48) 堀勇雄、『林羅山』131頁。

49) 同前、219-224頁。

50) 同前、221頁。



#### ④ 羅山と家光

元和九年(1623)、大猷院殿(家光)が征夷代将軍に任じられた。『年譜』の寛永元年(1624)4月11日の条に、「執事酒井忠世土井利勝旨を奉り、先生をして大猷院殿幕下に仕へ奉らしむ、十三日幕下に拝謁す、此自り日日奉侍す」とあり<sup>51)</sup>、家光の御伽衆として側近に侍すこととなった。その他の御伽衆は、皆川広照(府中藩主)、高力忠房(浜松藩主)、柳生宗矩(大目付)、毛利秀元(長府藩主)、松平正綱(勘定奉行)、牧野信成(下総関宿藩主)、加々爪忠澄(大目付)、大路親昌(典薬頭)、秋元泰朝(甲斐谷村藩主)、伊丹康勝(甲府城番)、半井驢庵(医官)、板倉重信(島原で戦死)、堀直之(町・寺社奉行)などである。いよいよ羅山の登場である。その象徴的な事案ともいえるべき「淀川の宴」を次に示す。

大樹龍舸に駕し淀河に浮かぶ。近侍数輩のみ。時に青山大蔵、岡田兵部少輔京自り来拝す。即扈從奉る。漸く柱本の辺に至り、大樹自ら鳥銃を放つ。御顔に喜び有り。八幡山崎左右に在り。水光山色甚しく人目を悦ばず。日將に暮れんとす。大樹命じて宴を賜う。余を顧みて曰く。八幡宮舟の前に在り。宜しく速に詩を作るべしと。是に於いて之を賦す。頗る逸興を添う。夜に及びて皆酔う。大樹大に喜びて還る。

天晴れ浪静かなり、淀川の中、汾水の樓船、下風に立つ。

更に靈神の明德を享くる有り、秋山粧い出す八幡宮<sup>52)</sup>。

寛永3年(1626)8月20日、家光上洛に供奉した羅山が、淀川の舟遊びに扈從したときの模様を述べており、家光の側近としての自分の姿を誇らしげに書いていることが理解される。

#### (2) 羅山と朝鮮通信使

江戸時代における朝鮮通信使の来朝は、慶長12年(1607)より文化8年(1811)まで12回に及んでいる。一行は、総勢400人を超えその接待費用も多額に上ることから、新井白石は、江戸参府を100名に限定し他は大坂に留めることとした(正徳元年第八回通信使)。この最も華やかな時代に羅山は、朝鮮通信使の応接を行い、特に寛永13年(1636)の第4回来朝以降は、文化人として詩文の唱和をもなし、外交文書の起草、国書の書式改正建議等を行い、名声を内外に轟かした。

#### ① 慶長10年(1605) 国情視察に来朝

『林羅山文集』巻第六十の韓客筆語に「慶長十年(1605)乙巳二月、京師の蕃館に朝鮮

51) 『林羅山集附録』巻二、「年譜」、寛永元年四月十一日の条「執事酒井忠世土井利勝奉旨使先生奉仕大猷院幕下、十三日拝謁幕下、自此日々奉侍焉」。

52) 『林羅山詩集』巻第二、丙寅八月二十日の条「大樹駕龍舸浮淀河近侍數輩而已、時青山大蔵岡田兵部少輔自京來拝即奉扈從、漸至柱本之邊大樹自放鳥銃中鴨、御顔有喜八幡山崎在左右、水光山色甚悅人目、日將暮大樹命賜宴、顧余曰八幡在舟前、宜速作詩於是賦之頗添逸興、及夜皆酔大樹大喜而還」「天晴浪静淀川中、汾水樓船立下風、更有靈神享明德、秋山粧出八幡宮」。

の使僧松雪と筆語す「松雪四明山大師と號す、諱は惟政（『朝鮮通交大紀』には松雲大師とある）」とあり、その末端において、「君、年未だ而立（30才）におよばずして、頗る看書の眼あり、君が爲に之を多とする」とあって惟政は羅山を称賛している<sup>53)</sup>。

#### ②慶長12年（1607）第1回朝鮮通信使

正使・呂佑吉、副使・慶暹、従事官・丁好寛、総勢467名。朝鮮王朝との通好が回復した最初の通信使である。慶長11年（1606）、家康が朝鮮国王に親書を出した回答使として、国王親書を携えて秀忠に拝謁のため来朝した。このとき羅山は、25歳、駿府城で家康の側近として仕えていたが、朝鮮通信使が駿府を通過した際筆談を交わした。『林羅山文集』巻第六十八に、「慶長十二年丁未、朝鮮の信使・呂祐吉、慶暹、丁好寛來朝、將に江戸へ赴かんと駿府を過ぎ逗留す、日あらず故に一會の面のみ」とある<sup>54)</sup>。

#### ③元和3年（1617）第2回朝鮮通信使

正使・呉允謙、副使・朴木宰、従事官・李景稷、総勢428名。大坂平定、日本統一を賀し、伏見城で秀忠に拝謁している。羅山35歳のときである。9月4日、朝鮮への返簡に「日本国源秀忠」を「日本国王源秀忠」と書くようにという宗義成からの申し出を、伏見城内において土井利勝、本多正純、安藤重信、板倉勝重、崇伝が参集して協議したときその末席に加わった<sup>55)</sup>。因みに宗義成の申出は却下され、「王」の字は使われなかった。この頃、朝鮮通信使の滞京中の行動を記した『朝鮮通信使來貢記』を著す<sup>56)</sup>。

#### ④寛永元年（1624）第3回朝鮮通信使

正使・鄭岄、副使・姜弘重、従事官・辛啓榮、総勢300名。家光の將軍就位を賀す。このとき羅山42歳。寛永元年4月11日、秀忠より家光に仕えるように命じられる<sup>57)</sup>。12月12日、朝鮮通信使が江戸に到着。『林羅山文集』巻第十四に「朝鮮國の副使姜弘重に寄す。夫れ名の有る者は、實有り。何ぞ欺かんや。今聞く朝鮮の介使通訓大夫姜先生の職、春秋館編修官に在り」とあり、姜弘重が春秋館學士を兼ねていることを聞き、『春秋』の内容に付いて三点質問している<sup>58)</sup>。姜弘重からは何等回答が得られなかったという。

#### ⑤寛永13年（1636）第4回朝鮮通信使

正使・任統、副使・金東溟、従事官・黄青丘、総勢475名。江戸城で家光に拝謁し、始

53) 『林羅山文集』巻第六十、雜著五「慶長十年乙巳二月京師蕃館與朝鮮使僧松雪筆語、松雪號四明山大師諱惟政（中略）君年未及而立、頗有看書之眼、爲君多之」。

54) 同前、巻第六十八隨筆四「慶長十二年丁未、朝鮮信使呂祐吉慶暹丁好寛來朝、將赴江戸而過駿府逗留、不日故一會面而已」。

55) 堀勇雄『林羅山』227頁。

56) 『林羅山文集』巻第二十二。

57) 『林羅山集附録』巻二「年譜」寛永元年四月十一日の条「執事酒井忠世・土井利勝、奉旨使先生奉仕大猷院殿幕下、十三日拝謁幕下、自此日々奉侍焉」。

58) 『林羅山文集』巻第十四、外国書下「寄朝鮮國副使姜弘重、夫有名者必有實、何欺哉、今聞朝鮮介使通訓大夫姜先生、職在春秋館編修官、想其名實相稱而官不曠人也耶、余涉經史有年、其際疑義多端然、今姑就春秋摘三事以質之」。

めて日光東照宮を参拝する。羅山54歳。外交文書の担当であった西笑承兌が慶長12年(1607)に60歳で没し、次の金地院崇伝は、寛永10年(1633)に65歳で没した。更に後述する国書改竄事件が表面化し、羅山の登場となったのである。鷲峯は、「是より先、朝鮮來貢數回、足利家の旧例に随い、禪林の徒をして返簡を裁せしむ。今般先生此事に預る。又旧例、朝鮮に遣わすの書、唯干支を記す。今般初めて年号を記す」<sup>59)</sup>と、羅山の外交文書担当を自慢している。また羅山は、「朝鮮国の三官使に寄す。朝鮮国の奉命使來りて觀国の賓と爲る。想うに其仕学に於いて優なるか。平素思問の疑多端有りと雖も、先つ貴国の事跡に就いて以てこれを質さん」<sup>60)</sup>と7点質問をしたが、「此書を宗對馬守義成に憑み、三使に示すと雖も答うるに能はず」<sup>61)</sup>と記している。七項目の林羅山の質問内容をみると、朝鮮について相当の博識であったことが分かる。この知識は、慶長9年(1604)22歳のとき著した四百四十余部の「既見書目」にあった多くの朝鮮本から得たものであろう。

一、聞説く、檀君國を享くること一千年と。何ぞ其の此の如く長生なるや。蓋し鴻荒草昧(大昔創造期)其の實を詳にせざるか。抑々檀君の子孫苗裔は、承襲(承継)遠久、此に至るか。恠誕(怪異)の説は君子取らざるなり。且中華歴代の史には、朝鮮三韓傳備なり。而も皆、檀君野事を載せざるは何ぞや。齊東野人の語を以て之故か。

一、箕子殷の亂に遭て地を朝鮮に避く。或ひと曰く、武王之を封ずと。然れども貴國俗に稱す。箕子來るときその從者五千人、故に云う半萬の殷人遼水を渡ると。この事中華群書未だ之を見ず。其據る所を知らんと欲す。

一、唐の太宗の高麗を伐つとき、飛矢その目に中たるも還へる。故に李穡云う、なんぞ知らん、玄花の白羽に落ちんとはと。白羽は箭なり、玄花は目なり。聞く是貴國の美談なり。按するに舊新唐書通鑑皆この事無し。謂つ可し、中華諱んで之を謂わざるか。鄢陵の戰に晋の呂錡射、楚の共王の目を射る。淮南の役に漢帝流矢に中たる。幾殆し皆是記して諱まず。實録爲る所以なり。萬乘の主を以て高麗の箭に傷つくや。奈何んぞ其れ秘して匿くすことを得んや。然れば此れ貴國の美談に非ずして一方の私言か。願くば其の辨を聞かん<sup>62)</sup>。

<sup>59)</sup> 『林羅山文集』卷第十三外国書中「此教書高低平頭如本書之式、先是朝鮮來貢數回、隨足利家之舊例、使禪林之徒裁返簡、今般先生預此事、又舊例遣朝鮮書唯記干支、今般初記年號」。

<sup>60)</sup> 同前、卷第十四外国書下「寄朝鮮國三官使、朝鮮國奉命使來爲觀國賓、想其優于仕學歟、平素思問之疑、雖有多端、先就貴國事跡、以質之」。

<sup>61)</sup> 同前、卷第十四外国書下、寛永十三年季冬八日「此書憑宗對馬守義成、雖示三使然不能答」。

<sup>62)</sup> 『林羅山文集』卷第十四外国書下「寄朝鮮國三官使」。

一、聞説、檀君享國一千餘年、何其如此之長生哉、蓋鴻荒草昧不詳其實乎、抑檀君子孫苗裔承襲遠久至此乎、恠誕之説君子不取也、且中華歴代之史朝鮮三韓傳備矣、而皆不載檀君乃事何也、以齊東野人之語故乎、

一、箕子遭殷亂避地朝鮮、或曰武王封之、然貴國俗稱箕子來其從者五千人、故云半萬殷人渡遼水、此事中華群書未之見也、欲知其所據、

一、唐太宗之伐高麗也飛矢中其目而還、故李穡云那知玄花落白羽、白羽箭也、玄花目也、聞是貴國之美談也、按舊新唐書通鑑皆無此事、可謂、中華諱而不言之乎、鄢陵之戰晋呂錡射楚共王之目、淮南之役漢帝中流矢幾殆皆是記而不諱也、所以爲實録也、以萬乘之主傷高麗箭奈何其得秘而匿哉、然則此非貴國之美談而一方之私言歟、願聞其辨、

その他は「鄭夢周の罪状」、「鷹鵠之書にある菓草」、「温泉起原論」、「李退溪の四端七情論」などの質問である。

#### ⑥寛永 20 年（1643）第 5 回朝鮮通信使

正使・尹順之、副使・趙綱、従事官・申濡、総勢 462 名。家綱誕生を賀し日光東照宮を参拝する。羅山 61 歳。この時羅山は、「寛永二十年七月、我家の春齋、朝鮮朴進士に邂逅す。其唱和する所の詩偶、之を見ることを得。奇遇ならずや。因て賡載し以て木瓜を投す<sup>63)</sup>。而うして瓊報<sup>けいほう</sup>（玉） 埃たざると爲せず<sup>64)</sup>」と、春齋の詩に唱和した朴安期の詩を見て、羅山が朴安期に詩を贈っている。また『林羅山文集』巻十四には進士朴安期と最も親しく付き合った模様が描かれている。

#### ⑦明暦元年（1655）第 6 回朝鮮通信使來朝

正使・趙翠屏、副使・兪秋潭、従事官・南壺谷、総勢 480 名、家綱襲職を賀するため來朝する。羅山 73 歳。

これを要するに、家康にとって、中国大陸と接している朝鮮との国交回復は、朝鮮の高度な文化を取得すると共に、隣接する中国情報を入手のためにも必要な課題であった。慶長 4 年（1599）、家康は、対馬の宗義智に両国の通好回復に努力するように命じた。文禄慶長の役時の被擄人の刷還や犯陵罪人の送還などを経て、家康が朝鮮国王に書状を出した回使として、朝鮮国王は、慶長 12 年（1207）正月に国交回復の信使を送ってきた。ここに両国の国交が回復された。

当初羅山が家康に仕えたのは、駿府文庫の管理であり、羅山の幕府における地位は、決して高いもではなく、百科事典としての待遇であった。秀忠との関係は、弟・信澄が秀忠の側近として侍していたため、京都で過す時間が多くなり雌伏の時であった。

元和 9 年（1623）、家光が將軍になると、家光の御伽衆に侍することとなった。加えて承兌が慶長 12 年（1607）に、崇伝が寛永 10 年（1634）に没し、寛永 13 年（1636）の第 4 回朝鮮通信使來朝以降は、文化人として詩文の唱和をなし、官僚として外交文書の起草、国書の書式改正建議などを行うなど「林羅山の抬頭」を内外に示したのであった。

63) 四部叢刊『詩經』衛風・木瓜「投我以木瓜、報之以瓊琚、匪報也、永以爲好也」。

64) 『林羅山詩集』巻第四十八、外国贈答中、寛永二十年七月の条「我家春齋考槃藹、邂逅朝鮮朴進士、其所唱和詩偶得見之、不奇遇乎、因賡載以投木瓜、而瓊報不爲不埃、云爾、水陸傳郵渤海東、送梅雨過向梧風、文倫同有太平象、贏得使星車軌通、進士有和時七月九日」。

## 第十章 花郎徒精神の継承

### I. 朝鮮半島における花郎徒精神の継承

第五章第一節において花郎徒関連史料である『花郎世紀』、『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』の刊行年を含めた刊行経緯の検討を行い、第二節において花郎及び花郎徒の起源、倫理、教育等の内容理解を図り、花郎及び花郎徒衆の説話を分析することによって、花郎徒精神の内容把握に努めてきたところである。その結果花郎徒精神は、前述四誌に詳しく記載されていることが分かった。見方を変えていえば、花郎徒精神の継承は、朝鮮半島においてどのように花郎徒関連史料四誌が引き継がれてきたかということに外ならない。そのため本節は、第五章での既述部分と重複する部分が多く存在するが、後論のため敢えて厭わず、しかし極力簡略化して述べておきたいと思う。

#### 1. 金大問『花郎世紀』

『三國史記』列伝「薛聰」の条に、「金大問は、新羅の貴族の子弟で聖徳王3年(704)、漢山州の都督となり、幾冊かの伝記を書いたが、『高僧傳』、『花郎世紀』、『樂本』、『漢山記』は、今もなお残っている」<sup>1)</sup>とある。『花郎世紀』は、新羅中代までの花郎徒について書かれていることが分かる。

#### 2. 金富軾『三國史記』初版本

『三國史記』は、高麗仁宗23年(1145)12月、仁宗の命によって金富軾(1075-1151)が中心となり、新羅、高句麗、百濟三国及び統一新羅の歴史を編纂した朝鮮最古の正史である。『三國史記』は、中国史家流の紀伝体に倣って、三国の史実を「新羅本紀」、「高句麗本紀」、「百濟本紀」、「年表」、「志」、「列伝」に分類して記述している。

新羅中代までの花郎徒については、1145年頃には未だ残存していた金大問の『花郎世紀』を参考にして、また後代の説話については、『花郎世紀』以外の資料によって書かれたものである。

#### 3. 高麗太祖・王建の訓要十条

新羅花郎徒の最盛期は、三国統一すなわち600年から700年初めまでである。その後は平和な時代が到来し花郎徒の活動も見べきものがなかった。しかし、花郎は、祭義的な面で高麗建国の太祖・王建(918-943)に受け継がれた。『高麗史』卷二、太祖26年(943)夏4月の条の訓要十条「其六曰」に次のように記載されている。

其六曰朕所至願在於燃燈八閔、燃燈所以事佛、八閔所以事天靈及五嶽名山大川龍神也、後世姦臣建白加減者切宜禁止、吾亦當初誓心會日不犯國忌、君臣同樂宜當敬依行之。

<sup>1)</sup>『三國史記』列伝、薛聰の条「金大問、本新羅貴門子弟、聖徳王三年爲漢山州都督、作傳記若干卷、其高僧傳・花郎世紀・樂本・漢山記猶存」。

この主旨は、「私の願いは、燃燈と八閔会にあるが、燃燈は、仏に奉事することであり、八閔は、天霊・五岳・名山・大川・龍神に奉事することである。後世の姦臣が神祇及び儀式の加減を建議することを禁じる。私はまた当初から心の中で会日が国忌（王室の祭日）とぶつからないことを願っている。君臣同楽してこれを敬虔に行え」ということである。この八閔会について補足していうと、『高麗史』卷六十九仲冬八閔儀に「又結二綵棚、各高五丈餘、呈百戲歌舞於前、其四仙樂部、龍鳳象馬車舟、皆新羅故事」とあるように、八閔会の歌舞音曲は、全て新羅の故事に倣った。要するに、八閔会は、古代以来の秋收感謝祭と仙郎（花郎）歌舞などの祭義的機能を融合した総合的な文化祭であった。

#### 4. 李仁老『破閑集』

『破閑集』外題に刊行の経緯が記されている。これによれば『破閑集』は、上中下三巻からなり、著者・李仁老（1152-1220）が逝去する前に編集された。しかし諸般の事情のため死後40年を経た1260年に息子の世黄が、按廉使・大原王公の後援を受けて慶尚道で刊行したものである。李仁老は、『破閑集』巻下（一）の中で、花郎徒の役割と八閔会の四仙門徒について次のような説明をしている。

鷄林舊俗、擇男子美風姿者、以珠翠飾之、名曰花郎、國人皆奉之、其徒至三千餘人、若原嘗春陵之養士、取其穎脫不群者、爵之朝、惟四仙門徒最盛、得立碑、我太祖龍興、以爲古國遺風尚不替矣、冬月設八關盛會、選良家子四人、被霓衣列舞于庭<sup>2)</sup>、

これによれば、鷄林の昔の風俗に、容姿が端麗なる男子を選択して、玉や翡翠で飾り立て、名を花郎と称した。国人は皆これを敬い、その郎徒は、三千余人に達し、中国戦国期の平原君、孟嘗君、春申君、信陵君が士人を養う如くであったという。その中でもとくに勝れ、囊中の錐の如く抜け出す者を選んで官位に推薦した。四仙門徒（述郎・南郎・永郎・安詳）が非常に隆盛であり、碑を立てるまでになっていた。我太祖が王位に就いて「古國（新羅）の遺風が今日まで衰微しないでいた」と感嘆し、よって冬に開催する八閔盛會に良家の子弟四人を選び、神仙の衣を着させて庭に並んで立たせ踊を踊らせたという。

『破閑集』巻上（一二）には、花郎徒に関する次のような逸話も取り上げられている。

金蘭境有寒松亭、昔四仙所遊、其徒三千各種一株、至今蒼蒼然拂雲、下有茶井、道兄戒膺國師留詩。在昔誰家子、三千種碧松、其人骨已朽、松葉尚茸容<sup>3)</sup>。

金蘭（現・北朝鮮通川郡）の境に寒松亭という茶亭があった。昔四仙が遊んだ所である。四仙と共に来た花郎徒衆三千人によって一株ずつ植えられた松が、今も青々として空に届くかのように茂っている。その下にある茶亭に戒膺国師が残した詩がある。「昔誰かの家の子弟達三千人が青松を植えた。彼等は、既に死んで骨となってしまったが、松の葉は、今も

<sup>2)</sup> 李仁老『破閑集』柳在泳譯註（一志社、1978年）165頁。

<sup>3)</sup> 同前、131頁。

なお青々としている」。花郎及びその徒衆が、金剛山の北側にある通川郡に遊山したおり、三千本の松を植樹したという逸話であり、花郎徒の痕跡が13世紀初めまであったという証左である。

## 5. 一然『三國遺事』

『三國遺事』は、高麗の僧・普覚国尊一然（1206-1289）の撰するところである。『三國遺事』には一然示寂の前後に、弟子の無極が注記追加した部分のあることから見て、『三國遺事』は、一然の晩年に脱稿されたが未だ刊行するには至らず、その示寂後、弟子の無極混丘（1251-1322）がさらにこれを綿密に検討して、その足らざる所を補録して『無極記』と署名し、始めてこれを版したものであろうという<sup>4)</sup>。

## 6. 金居斗『三國史記』慶州本（復刻版）

三國史印本の鷄林にあるものは、長い歳月が流れるとともになくなってしまい、いま世の中には、その写本が通用されていた。金居斗が觀察使閔相公の命を受け、太祖3年（1394）4月に完成した<sup>5)</sup>。

## 7. 徐居正編『東國通鑑』

『東國通鑑』は、成宗16年（1485）に徐居正らによって刊行された。

## 8. 李繼福『三國史記』及び『三國遺事』正徳本（復刻版）

二回目の復刻版刊行は、中宗7年（1512）に李繼福によって行われた。中宗7年は、明の武宗正徳帝壬申年に該当するため、所謂正徳本といわれている。李繼福は、『三國史記』と『三國遺事』の復刻版の刊行を同時に行った。

## 9. 李晬光『芝峰類説』

李晬光（1563-1628）は、号を芝峰といい、13歳で成均館に入学し20歳で進士科に合格した秀才であった。南晩星によれば、『芝峰類説』は、1614年に既に脱稿していたが、芝峰の死後、1633年に至り、息子の聖求と敏求によって『芝峰先生集』と一緒に出版されたという<sup>6)</sup>。『芝峰類説』では、花郎徒について次の通り二箇所に記載されている。

(1) 『芝峰類説』卷三、君道部、賞功

權陽村言、新羅之法、戰死者、厚葬而爵賞之、賚及其一族、人爭慕效、以死爲榮、有

4) 三品彰英『三國遺事考証』上13-16頁。

5) 『三國史記』「三國史印本之在鷄林者、歳久而泯、世以爲寫本行、按廉使沈公孝生得一本、與前府使陳公義貴圖所以刊行、於癸酉七月、下牒于府、八月始録諸梓、未幾二公見代、餘以其年冬十月至府、承觀察使閔相公之命、因繼其志、乃助乃施令、工不斷手、至甲戌夏四月告成、嗚呼指揮能事」。

6) 南晩星訳『芝峰類説』解題「芝峰類説은 著者の 序文에 따르면 萬曆 42年 7월에 탈고한 것으로 되어 있다. (中略) 지봉류설은 지봉의 사후 仁宗 11年(1633)에 이르러 그의 아들 성구와 민구에 의하여 芝峰先生集과 함께 출간되었다.」(1982年、乙酉文化社) 2-3頁。

古戦國之風<sup>7)</sup>、

權陽村はいう。「新羅の法は、戦死者には国が厚く葬式を挙げ、官爵と賞を追贈する。国からの賜り物は、死者の一族にまで及ぶ。人々は争って死ぬことを榮譽であると考え、昔の戦国時代と同じような気風があった」と。

(2)『芝峰類説』卷十八、外道部、仙道

新羅時、四仙即述郎、南郎、永郎、安詳、同遊高城三日不返、故名其地曰三日浦<sup>8)</sup>、

新羅の時の四仙は、述郎、南郎、永郎、安詳である。彼等と一緒に高城に遊び、三日間帰らなかったのもので、その浦を三日浦といったという。

新羅の法が死者に厚かったという話は、『東國通鑑』に見える徐居正の評価である。また、四仙が「述郎、南郎、永郎、安詳」であるというのは『破閑集』の四仙と同じである。李晔光は、『東國通鑑』や『破閑集』を明らかに読んでいた。

## 10. 『李朝實録』にみえる「花郎」

(1) 巫覡の中の花郎

朝鮮半島の庶民に根差した「𪛗」という儀式は、先祖や死者の供養、病気治療その他の目的で巫堂（巫堂）が歌舞音曲を行って、神霊の託宣や死霊の意思を受け伝えるシャーマニズムの一種であった。しかし朝鮮時代に入ると、本来の儀式から逸脱した弊風が起った。例えば、『李朝實録』成宗2年（1471）6月8日司憲府大司憲韓致亨の条には、最近巫覡が「士族の婦女が軽い病気でも長期間隔離されたり、美少女を呼び集め絃首と称し、酒席に出させて歌舞をやらせ、風俗を紊乱させたり、また覡が花郎と号し、偽りの託宣によって人々から財貨を騙し取るなど、女巫同様のことを行っている」という報告が見える<sup>9)</sup>。また、中宗8年（1513）10月3日全羅道觀察使權弘の条には、「本道の弊風を見るに、居士と称する男達と回寺（寺を歩き回って住み着いた女を方言で回寺と云う）という女達は、皆農業に従事せず思うがまま淫行を行い、風紀を乱しているので、法律で禁止しなければならない。その中でも一番甚だしい者は両中である（両中とは俗称で花郎といい、男巫をいう）」とある<sup>10)</sup>。

このように、朝鮮時代になると、庶民にとって「花郎」という言葉は、新羅時代の意味とは異なったものとなってきた。にもかかわらず、「花郎」という言葉によって、「花郎」の存在それ自体は、朝野を問わず未だ忘却されるには至っていないことも同時に指摘できる。民間に伝承された「花郎」の実態については、今後の研究課題としたい。

<sup>7)</sup> 『芝峰類説』君道部賞功の条（朝鮮古書刊行会、1915年）

<sup>8)</sup> 同前、外道部仙道の条

<sup>9)</sup> 『成宗實録』成宗2年6月8日司憲府大司憲韓致亨の条「有男人號稱花郎者、售其誣詐之術、漁取人財貨、略與女巫同」。

<sup>10)</sup> 『中宗實録』中宗8年10月3日全羅道觀察使權弘の条「本道弊風、男子之稱爲居士、女人之稱爲回寺者、女人之游寓山寺者、方言之回寺、率皆不事農業、縱淫橫行傷風敗俗、法所當禁其中尤甚者、莫過兩中、俗云花郎男巫之稱」。



## (2) 探花郎

宣宗 35 年 (1602) 閏 2 月 6 日沈喜壽の条に「上使は探花郎か」との質問に対して、徐洧が「19 歳の時に南京郷試に第三等で合格し、会試には第二等で合格しました」<sup>11)</sup>と答えている。ここでいう「探花郎」は、中国では「探花」と呼ばれ、殿試が実施されるようになった宋代から、科挙の最終試験である殿試を首席で合格した者を「状元」といい、二番で合格した者を「榜眼」、三番で合格した者を「探花」と呼ばれるようになった<sup>12)</sup>。『李朝実録』では「韓探花郎」または「探花郎」という単語が用いられている。

「探花」の由来は、次のようである。人事院である吏部で、身・言・書・判の試験を受けて合格した新進士は、直ちに官吏に任命され赴任地が指定される。この試験を関試という。関試のあとすぐに関宴という宴会が開かれる。宴会の途中で、新進士の中の一番年少で容貌端麗な者二人が選ばれ「探花」という役目を仰せつかる。二人は、長安城の名園を隈なく訊ね、一番美しい牡丹を手折ってきて披露する。関宴が終わると新進士達は、馬に乗り牡丹の処を訪ねて鑑賞して歩く。新進士最良の一日である。牡丹を探す役目の「探花」<sup>13)</sup>が三番合格者の名称となった。

以上のように考察するところ、金大問の『花郎世紀』に始まる花郎徒精神は、1614 年すなわち文禄慶長の役後もなお、朝鮮半島において連綿として継承されていたといえるのである。

## II. 花郎徒精神の日本への渡来

### 1. 和刻本『東國通鑑』

『東國通鑑』は、前述のとおり、成宗 16 年 (1485) に徐居正らによって刊行され、『三國史記』に書かれている内容を編年体として三国併記されたもので、花郎徒関連内容もそのまま記載されている。

筆者は、『東國通鑑』に訓点を加えた和刻本『東國通鑑』を、東京大学史料編纂所に所蔵されていることを偶然発見し、入手した一部が次々頁の写真である。序文の要点は次の通りである。

彼國亦世々修其國史、然其詳而可見者、無若東國通鑑、上自檀君下至王氏之末、總計五十六卷、其治亂興廢可一覽而知焉。余少時、曾聞此書傳存于我國、而未觸目、故癸未之歲、問諸朝鮮朴進士、答曰、今亡矣、蓋滅於壬辰之亂乎、余爲之悵然、頃歲水戸三品參義君、偶求得東國通鑑、想夫壬辰之役、所載來遺編偶存乎、君喜得希世之書、(中略) 參議君謂、朝鮮今猶修來朝之聘、非他外國之屬、令此書廣行于世、則有便於兩國贈酬、而不爲無補於學者乎、乃命洛之剗刷氏、新刊於松柏堂。

11) 『宣祖實録』宣宗 35 年閏 2 月 6 日沈喜壽の条「上曰上使是探花郎耶、徐洧曰年十九南京郷試第三人、會試第二人入格云矣」。

12) 宮崎市定『科挙』375 頁。

13) 同前、381 頁。

これによれば、i.『東國通鑑』は、檀君の時代から王末までの治乱興廃を一覧できる国史であること、ii.林鷲峯が序文を書き、水戸藩の儒家・辻了的が訓点を付けたこと、iii.林鷲峯が幼かりし時、『東國通鑑』が日本にあることを聞いていたが、彼は、まだ見ていないこと、iv.寛永20年(1643)第五回朝鮮通信使が来たとき、林鷲峯が随行員の朴安期に、『東國通鑑』が朝鮮にあるか否か聞いたところ、「今は既にある。多分文禄慶長の役でなくなったのであろう」という回答を得たこと、v.水戸光圀が『東國通鑑』を入手できたことを大変喜び、日鮮両国のために版を起して加点し、広く知らせよと指示し、京都の松柏堂から寛文7年(1667)に刊行されたことが書かれている。水戸光圀が『大日本史』編纂の資料として『東國通鑑』を探していたところ、偶然入手できたのである。入手先や方法は不明であるが、『東國通鑑』は、1667年には既に朝鮮半島から日本へ伝来していた。

論述の都合上、ここで江戸時代の印刷技術について言及しておきたい。当時の印刷は、古活字版印刷と整板印刷であった。古活字版印刷は、一字版または植字版とか謂われるもので、植字にする文字を刻印し、これを一字一字植えて行文するものである。この技術は、秀吉が朝鮮出兵のときに戦利品として、印刷器具と技術者を我が国に齎されたものである。

家康は、国家の基本理念を儒教思想に定めると、この古活字版を用いて、四書五経の類を官版として刊行させ、その学習と普及を督励した。この活字版の印刷能力は、百部内外というのが定説である。「技術は必要に見合うもの」であり、百人程度がこの頃の読者数であったと推定される。その読者は、幕府関係者及びその周辺にいた者であろう。一方整板印刷は、慶長時代(1596-1615)頃から始まり、寛永時代(1624-1643)には古活字版印刷を凌駕して江戸時代の主流となった。整板印刷は、木版印刷であるため、桜木の板目に彫刻する版木作りには、相当の技術を必要とし、時間も費用もかかるが、原版となる版木さえ製作すれば、それを原版として何部でも印刷することができる。販売数量としては、寛永十五年(1638)頃刊の『清水物語』は、2~3千部売ったという<sup>14)</sup>。

本論に戻ると、寛文7年(1667)松柏堂刊『東國通鑑』を所蔵している図書館を筆者が調査したところ、現時点で判明しているのは下記の通り12図書館、15部である。

(1) 東京大学史料編纂所(1部)、(2) 東京大学農学生命科学図書館(1部)、(3) 筑波大学中央図書館(1部)、(4) 九州大学中央図書館(1部)、(5) 島根大学中央図書館(1部)、(6) 早稲田大学中央図書館(1部)、(7) 関西大学中央図書館(1部)、(8) 和歌山大学中央図書館(1部)、(9) 宮城県立図書館(1部)、(10) 新発田市立図書館(1部)、(11) 酒田市立図書館(1部)、(12) 公文書館(4部)。

350年経過した現時点で、少なくとも15部残存しているということは、当初大量の『東國通鑑』が刊行され販売されたことを想像させる。

<sup>14)</sup> 長友千代治『江戸時代の図書流通』(思文閣出版、2002年)4-14頁。

新刊東國通鑑序

東方之國載于山經地志者不可得而言焉就中與本朝接隣無遠於朝鮮朝鮮多種類在鴻荒之世檀君開其國而自中華入治之者以箕子為祖初有

而不贈撒金時繪之器雖無虎皮鷹字之貢亦何傷哉余愁預知此事乃依剗氏之乞而演露於卷首云爾寬文丙午孟秋弘文學士院林叟叙



東國通鑑全部五十六卷因松柏堂林白水之索加訓點以附焉病餘踈懶非無謬誤真見者恕焉初數卷或人之所加點也有故不果故及此耳事具弘文學士序中不敢贅焉

丁未之秋

端亭過達

寬文七丁未歲霜月日

浴下林前和泉掾白水

于松柏堂刊之

## 2. 『朝鮮考』

『林羅山文集』卷四十八『朝鮮考』序の説明文に「先生、日本事蹟の東國通鑑、東文選等に見ゆる者を標出し、且つ倭漢の詩文書簡贈答の者を併せ記して一卷と爲す。丁酉之災に罹りて、序も亦副稿無し」と記載されている<sup>15)</sup>。これによれば林羅山は、『東國通鑑』や徐居正編の『東文選』に記載されている日本関係の事項や往来のあった双方の詩文や書簡などを摘出整理して、執筆時期は不明であるが、『朝鮮考』という一卷を完成した。しかし丁酉の火災で焼失し、今は序も残っていない。羅山が生存した天正11年(1583)から明暦3年(1657)の間には、「丁酉」が慶長2年(1597)と明暦3年(1657)の二回あった。ここでいう丁酉の火災は、明暦3年の大火のことである。

なお、『東文選』については『蓬左文庫漢籍目録』に御讓本としての記載があり<sup>16)</sup> 駿河文庫に所蔵されていた。羅山は、駿河文庫の『東文選』を読むことが可能であった。『東國通鑑』を読んだ時期経路は詳らかでないが、明暦3年(1657)には、林羅山が『東國通鑑』を既に読んでいたことは明白である。

## 3. 第五回朝鮮通信使随員・朴安期と林羅山父子

第五回朝鮮通信使は、徳川家光の世子である家綱の誕生を賀し、寛永20年(1643)に正使尹順之、副使趙綱、従事官申濡一行462名で来日した。林羅山61歳のときであった。この時林羅山は、「寛永二十年七月、我家の春齋、朝鮮朴進士に邂逅す、其唱和する所の詩偶、之を見ることを得る、奇遇ならずや、因て賡載し以て木瓜を投ず<sup>17)</sup>、而瓊報埃たざると爲せず」と、息子春齋の詩に朴安期が唱和した詩を見て、羅山が詩を贈っている<sup>18)</sup>。七月九日には「進士由來選舉の流星、槎を浮て海東の遊を做す、語言異なりと雖も、字何ぞ異ならん、一面心知兩地の秋」と贈詩している<sup>19)</sup>。このように羅山鷺峯が親子して朝鮮通信使と接触し、新しい知識を得ようと努力している様子が彷彿される。

また、寛文7年(1667)に、和刻本『東國通鑑』が、京都の松柏堂から出版され、その序を鷺峯が書いていることも前述のとおりである。その序の中で鷺峯は、「余少時、曾聞此書傳存于我國、而未觸目」と問い、朝鮮通信使の随員である朴進士に「朝鮮に『東國通鑑』がないか」と質したところ、「今はもうない。文祿慶長の役のときになくなったのであろう」という回答を得た。この朴進士は第五回朝鮮通信使の随員であった朴安期である。

以上の考察から、鷺峯は、「余少時」に『東國通鑑』が日本に伝来していたことを知っ

15) 『林羅山文集』卷四十八・朝鮮考序、闕。「先生、標出日本事蹟東國通鑑東文選等者、且倭漢詩文書簡贈答者併記爲一卷、罹丁酉之災序亦無副稿」。

16) 名古屋市蓬左文庫編集『蓬左文庫漢籍目録』(名古屋市教育委員会、1975年)141頁。

17) 四部叢刊『詩經』「衛風」木瓜「投我以木瓜、報之以瓊琚、匪報也、永以爲好也」。

18) 『林羅山詩集』卷第四十八・外國贈答「寛永二十年七月我家春齋考槃適、邂逅朝鮮朴進士、其所唱和詩偶、得見之、不奇遇乎、因賡載以投木瓜、而瓊報不爲不埃、云爾、水陸傳郵渤海東、送梅雨過向梧風、文倫同有太平象、贏得使星車軌通」。

19) 同前、「口占寄朝鮮朴秀才、七月九日、初遇于岡部美濃守宿坊、進士由來選舉流星、槎浮做海東遊、語言雖異字何異、一面心知兩地秋」。

ていたにもかかわらず、林家には所蔵されていないため、その所在を探していたのである。鷺峯は、元和4年(1618)の生れであり、元服前の12~3歳の頃、すなわち1630年前後には『東國通鑑』についての会話が羅山と鷺峯の父子間にあったということになる。

#### 4. 第四回朝鮮通信使と林羅山

既に述べたとおり、第四回朝鮮通信使は、寛永13年(1636)に將軍家光への拝謁と初めての日光東照宮参拝を目的とした来日であった。前年の国書改竄事件後、対馬藩が従来担ってきた対朝鮮外交を、幕府が直接管理すべく対馬の以酌庵に五山僧を駐在させて以来、これが初めての朝鮮通信使到来となった。

この間の消息について、鷺峯は、「是より先、朝鮮來貢數回、足利家の舊例に随い、禪林の徒をして返簡を裁せしむ、今般先生此事に預る、又舊例、朝鮮に遣わすの書、唯干支を記す、今般初めて年號を記す」<sup>20)</sup>と、父羅山の活躍ぶりを記している。繰り返すが、羅山は、「朝鮮國の三官使に寄す。朝鮮國の奉命使來りて觀國の濱と爲る。想ふに其仕學に於いて優なるか。平素思問の疑多端有りと雖も、先つ貴國の事跡に就いて以てこれを質さん」とし、七つの質問をしようとして、「此書を宗對馬守義成に憑み、三使に示すと雖も答うる事能わず」ということであった。

この七つの質問の中で、とくに興味を引く質問が、次の第一点目と第二点目の質問である。下線はいずれも筆者による。

一、聞説く、檀君國を享くること一千餘年と、何ぞ其の此の如く長生なるや、蓋し鴻荒草昧其の實を詳にせざるか。抑々檀君の子孫苗裔は、承襲遠久、此に至るか。恠誕の説は君子取らざるなり。且中華歴代の史には、朝鮮三韓傳備さなり。而も皆、檀君の事を載せざるは何ぞや。齊東野人の語を以ての故か。

一、箕子、殷の亂に遭て地を朝鮮に避く。或ひと曰く、武王之を封すと。然れども貴國俗に稱す。箕子來るときその從者五千人、故に云ふ半萬の殷人遼水を渡ると。この事中華群書未だ之を見ず。その據る所を知らんと欲す<sup>21)</sup>。

林羅山は、檀君が国を統治した年数、すなわち寿命が千余年の長生であった理由、箕子が殷の亂を避けて朝鮮に来たとき、五千人の人を連れてきたことの根拠を質している。では、林羅山のこれら質問事項の根拠は、どこにあったのであろうか。

<sup>20)</sup> 『林羅山文集』卷第十三「此、教書高低平頭如本書之式、先是朝鮮來貢數回、隨足利家之舊例、使禪林之徒裁返簡、今般先生預此事、又舊例遣朝鮮書、唯記干支、今般初年號」。

<sup>21)</sup> 同前、卷第十四「寄朝鮮國三官使、朝鮮國奉命使來爲觀國濱、想其優于仕學歟、平素思問之疑、雖有多端先就貴國事跡、以質之」。

一、聞説檀君享國一千餘年何其如此之長生哉、蓋鴻荒草昧不詳其實乎、抑檀君子孫苗裔承襲遠久至此乎、恠誕之説君子不取也、且中華歴代之史朝鮮三韓傳備矣、皆不載檀君之事何也以齊東野人之語故乎。  
一、箕子遭殷亂避地朝鮮、或曰武王封之、然貴國俗稱、箕子來其從者五千人、故云半萬殷人渡遼水、此事中華群書未之見也、欲知其所據。寛永十三年季冬八日、此書憑宗對馬守義成、雖示三使然不能答。

ここで、これらの点に関する『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』の記載内容を比較してみる。

(1) 『三國史記』

『三國史記』の「新羅本紀」は赫居世で始まり、「高句麗本紀」は朱蒙、「百濟本紀」は温祚王から始まり、檀君神話も箕子朝鮮の説話も記載されていない。

(2) 『三國遺事』

「紀異第一」古朝鮮（王儉朝鮮）、檀君誕生神話の後に、次のような箕子朝鮮の説話がある。

周の武王が即位した己卯に、箕子を朝鮮に封ずると、檀君は蔵唐京に移り、後に阿斯達に戻ってきて隠れて山の神となった。千九百八歳であった<sup>22)</sup>。

このように『三國遺事』では檀君の寿命は、「千九百八歳」とされている。

(3) 『東國通鑑』

外記に「檀君」と「箕子」の説話が記載されている。

① 檀君朝鮮

東方初め君長無し、神人有り檀木の下に降る、國人立てて君と爲す、是を檀君と爲す。國を朝鮮と號す。是れ唐堯戊辰の歳也、初め平壤に都し、後ち都を白岳に徙す。商の武丁八年乙未に至り、阿斯達山に入り神と爲る。

臣等按ずるに、古紀に云、檀君は堯と並びて戊辰に立ち、虞夏を歴て商の武丁八年乙未に至り、阿斯達山に入りて神と爲り、壽千四十八年を享くと、此説疑ふべし<sup>23)</sup>。

② 箕子朝鮮

臣等按ずるに、范曄曰く、箕子衰殷の運に違き、地を朝鮮に避け、八條の約を施し、人をして禁を知らしめ、邑に淫盜無く門は夜扃せず、柔謹風を爲し道義存す。教條を省簡して信義を用ゆ。其れ聖賢法を作るの原を得たり」と。涵虚子も亦た曰く、箕子中国の五千人を率いて朝鮮に入るや、其の詩書禮樂医巫陰陽卜筮の流、百工技芸皆な従って往けりと<sup>24)</sup>。

以上『三誌』の関連箇所を整理してみれば、まず「檀君寿命千歳」説は、『三國史記』には記載がなく、『三國遺事』には千九百八歳とある。千九百八歳を概数で示すときに、「千歳」というのは不自然であり、「二千歳」とするのが自然であろう。『東國通鑑』には千四

22) 『三國遺事』卷第一、紀異第一「周虎王即位己卯、封箕子於朝鮮、檀君乃移於蔵唐東、後還隱於阿斯達爲山神、壽一千九百八歳」。

23) 『東國通鑑』外記「檀君朝鮮」「東方初無君長、有神人降于檀木下、國人立爲君、國號朝鮮、是唐堯戊辰歳也、初都平壤後徙都白岳、至商武丁八年乙未、入阿斯達山爲神（臣等按）古紀云、檀君與堯並立於戊辰、歴虞夏至商武丁八年乙未、入阿斯達山爲神、壽千四十八年、此説可疑」。

24) 同前、「箕子朝鮮」「（臣等按）范華曰、箕子違衰殷之運、避地朝鮮、施八條之約、使人知禁、邑無淫盜、門不夜扃、柔謹爲風道義存焉、省簡教條而用信義、其得聖賢作法之原矣、涵虚子又曰、箕子率中國五千人入朝鮮、其詩書禮樂醫巫陰陽卜筮之流、百工技藝皆從而往焉」。

十八歳とあり、これを念頭において年齢をいえば「千歳」と纏める筈で、羅山の「檀君國を享くこと一千餘年」とは、『東國通鑑』にある年齢を念頭に置いた数字であることは自明である。

次に、「箕子に従う人数五千人」説である。箕子朝鮮説話は、『三國史記』には記載がない。『三國遺事』には、「周の武王が即位した己卯に、箕子を朝鮮に封じた」とのみ記載されて、一緒に朝鮮に来た人数には言及されていない。『東國通鑑』には、「箕子中国の五千人を率いて朝鮮に入る」と明確に「五千人」という数字を記載している。

以上の事柄を勘案すると、羅山が、朝鮮通信使へ呈した二つの質問は、『東國通鑑』から得た知識によるものであった。寛永13年(1636)以前に羅山が『東國通鑑』を読んでいたことは明らかである。

## 5. 駿河御讓本

### (1) 駿河文庫本の配分

慶長の前半期には、すでに多くの緇流儒流が伏見の家康の元に集まってきた。家康は、文禄2年(1593)に藤原惺窩を召し出し、足利学校から第九世庠主三要元侷を呼び、西笑承兌、天海、金地院崇伝、そして林道春、すなわち羅山を近侍させた。羅山は、慶長10年(1605)に初めて伏見に召し出され、慶長12年(1607)から駿府において家康に仕えることとなった。羅山『年譜』慶長13年の条によれば、「先生二十六歳、駿府に赴き日夜御前に侍り、『論語』『三略』等を讀む、宅地并土木料及び年俸を賜う、且つ御書庫の管鑰を掌り、縦に官本を觀る」とある<sup>25)</sup>。繰り返すと、慶長13年(1608)には駿河文庫の管理を任せられ、家康所蔵の官本を自由に閲覽することができるようになった。

また、『年譜』元和2年の条に、「先生、駿より江戸へ赴く、而して後、暇を賜い駿府に到り、官庫の御書を配分し義直卿、頼宣卿、頼房卿の家臣に付し、日本舊記並びに希世の官本を江戸へ獻じたる後、京へ歸る」<sup>26)</sup>とある。元和2年(1616)、家康の死去に伴い駿河文庫にあった書籍は、秀忠の命により羅山が5:5:3の比率で尾州家・紀州家・水戸家に配分した<sup>27)</sup>。駿府にあった書籍総数は、尾州家分の377部・2839冊<sup>28)</sup>から逆算すると約千余部、一万余冊と推定される。

### ① 紀州家(頼宣)分

紀州家については、明治維新の際、藩の記録を全て県庁へ移管し、藩邸にはその複本を控えてあったが、県庁は、これを全て売却し、藩邸の複本は焼却されてしまった。したがって紀州藩の御讓本関連資料は全く残存しておらず、その内容は不明である<sup>29)</sup>。

25) 『林羅山集附録』卷一「年譜」慶長十三年の条「先生二十六歳、赴駿府日夜侍御前、讀論語三略等、賜宅地并土木料及年俸、且掌御書庫官鑰縱觀官本」。

26) 同前、元和二年の条「先生三十四歳、自駿赴江戸、而后賜暇到駿府、配分官庫御書以附義直卿・頼宣卿・頼房卿之家臣、而獻日本舊記并希世官本於江戸、而后歸京」。

27) 川瀬一馬「駿河御讓本の研究」(『書誌学・第参卷・第四号』日本書誌学会、1934年)17頁。

28) 同前、37頁。

29) 同前、21-22頁。

## ②水戸家（頼房）分

水戸家への御譲本は、計算上は二百部強程度の部数であるが、現存の部数は、20部 214冊に過ぎない。水戸藩においては、『大日本史』編纂のために彰考館文庫の蔵書を大いに利用したと推測され、駿河御譲本も別置きすることなく各類によって分類され、終には「御譲本書目」も無くなり、どれが御譲本であるか不明となってしまったのであろう<sup>30)</sup>。

## ② 尾州家（義直）分

徳川義直は、駿府在住中から和漢の書籍を購入し、父家康所蔵の本を拝領したりしていた。また羅山から講書を受けたりもし、その好学心は、家康から愛され、羅山からも尊敬されていた。義直は、尾張藩に書物奉行を置き蔵書の管理を行わせる一方、駿河御譲本も別管理とし、書庫内に一括して保存していた。その数 377部・2839冊である。しかし、明治初めに蓬左文庫の蔵書全般に亘って一部が売却され、御譲本も多数失われている。現存 246部、売却 104部、不明 27部である。「尾州家駿河御譲本書目」の中に『三國遺事』がある<sup>31)</sup>。

### (2) 蓬左文庫の『三國遺事』

この蓬左文庫所蔵の『三國遺事』については、千恵鳳が次のように考証している。

이蓬左文庫本은 그刻版이 오랜 세월로 剝缺(완결)되어 해독할 수 없는 부분이 많이 생겨 慶州府尹 이계복이 성주목사 權輅가 구하여 보내준 완본을 다시 간행하고자 경상감사 安塘과 都事 朴侗에게 보고하여 승인을 받고 여러 읍에서 分刻시켜 中宗 7年(1512)에 마친 다음 경주부가 이를 돌려받고 藏版한 것에서 찍어낸 곳에 해당한다. 그 刊印本の 각 책장을 면밀히 조사하여 본면 原刻版에서 찍어낸 것이 권 1애 8장, 권 2에 24장, 권 3-5에 11장 들어 있으며 그 밖에는 原刻本을 飜刻의 현식으로 重刻한 것임이 확인된다.

그 重刊本이 임진란 때 일본으로 유출되어 江戸城의 富士見亭文庫에 수집되어다가 駿河文庫를 거쳐 御譲本으로 이곳 문고로 옮겨간 것임을 알 수 있다<sup>32)</sup>.

千恵鳳によれば、この蓬左文庫文は、その刻版が長い間に剝缺し、解読することが出来ない部分が生じ、慶州府尹の李繼福が、星州牧使の權輅から贈られた原本をもとに再度刊行しようと、安塘と朴侗に報告し承認を得た。各村に分刻させ、中宗7年(1512)に完成させ、慶州府がこれを受け取り蔵版したものから印刷されたものに該当する。その重刻本が文禄の役のとき日本へ流出し、江戸の富士見亭文庫に収集され、駿河文庫を經由して、御譲本としてこの文庫に移ってきたという。

村上四男によれば、『三國遺事』が我が国に流伝したのは文禄慶長の間と見られる。その中で現存するのは、尾張徳川家（旧侯爵家）の一本と東京の神田家（旧男爵家）の一本

<sup>30)</sup> 同前、23-29頁。

<sup>31)</sup> 同前、29-59頁。

<sup>32)</sup> 千恵鳳『日本蓬左文庫韓国典籍』（ 지식산업사 2003年）103-104頁。



である。この「徳川本」、「神田本」は、みな正徳の刊本であって、共に文禄慶長の役に際してわが将士の齎したものである。ことに、「神田本」には「養安院」という曲直瀬正淋の蔵書印があり、宇喜多秀家が所持し医官曲直瀬正淋に贈ったものである。

この他に、現在天理図書館に所蔵されている「今西本」が最古で最善本とされている。この「今西本」は、1512年復刊された「正徳本」の完本に、後の安鼎福が手筆を加え、大正5年に今西龍が入手したものであった<sup>33)</sup>。

### (3) 御譲本と『東國通鑑』

御譲本の中に希世本の『三國遺事』があり、尾張徳川に配分され、現在に到っていることが確認された。では御譲本の中に『東國通鑑』は、あったのであろうか。

まず、尾張徳川家における蔵書の管理は、書物奉行を設置して厳格に行われてきた。その御譲本目録<sup>34)</sup>に『東國通鑑』が存在しないということは、尾張徳川家には配分されなかったと考えられる。

次に水戸徳川家である。光圀が『大日本史』編纂のために、『東國通鑑』を探し求めていたことは、冒頭の和刻本『東國通鑑』の序に書かれていたことから明らかである。したがって、水戸徳川家への御譲り本の中には『東國通鑑』がなかったと思われる。

紀州徳川家については、関係資料が何一つ存在せず全く不明である。ただし、羅山が『東國通鑑』を紀州徳川家に配分したのであれば、羅山と光圀は、歳旦詩歌に和す関係であり、当然紀州家に『東國通鑑』が存在することを光圀へ伝えていたはずである。紀州徳川家への配分の中にも『東國通鑑』は存在しなかったとみるのが妥当である。

最後に江戸城に送られた分である。これについては、羅山がみずから記した『御本日記』の中に配分本が所収されているが、当該本は記載されていない<sup>35)</sup>。

以上の考察から、羅山が管理していた駿河文庫には、『東國通鑑』は存在しなかった。

## 6. 羅山『年譜』にある「既見書目」

羅山の『年譜』慶長9年甲辰の条に、「先生の家、素より蔵書なし。初め東山にありし時、永雄<sup>36)</sup>、慈稽<sup>37)</sup>が畜へる所を見る。家に帰るに逮びて、或は書肆を閲して之を求め、或は相識る所の者に借りて之を寫す。數歳の間殆ど揀字に充つ。凡そ倭漢の書は新旧を擇ばず目に觸るれば即一覽せずと云ふこと無く、卷を披いては即編を終へずと云うこと無し。

(中略)今年、既に見る所の書目を記し、以て自勵し益々未見の書を求む。其の目は左の如し」とあり、この記事の後に、四百四十余部の既読の書目録を挙げている。<sup>38)</sup>阿部吉雄は、『朝鮮学報』第十輯への発表論文「林羅山の儒学と朝鮮」において、「林羅山は、慶

33) 三品彰英撰『三國遺事考証上』16頁。

34) 名古屋市蓬左文庫編纂『蓬左文庫漢籍分類目録』(名古屋市教育委員会、昭和50年)。

35) 近藤守重撰『御本日記附注』(1885年、筑波大学中央図書館所蔵、出版元不明)。

36) 英甫永雄(1558-1610)建仁寺292世。

37) 古澗慈稽(1544-1633)建仁寺294世。

38) 『林羅山集附録卷』「年譜」「先生家素無臧書、初在東山時見永雄慈稽所蓄、逮歸家或閱書肆求之、或借於所相識者寫之、數歳之間殆充揀字、凡倭漢書不擇新舊、觸目則無不一覽、披卷則無不終編(中略)今年記所既見之書目、以自勵益求未見之、其目如左」。

長9年(1604)、二十二才の時、それまで読破した和漢朝鮮の本、四百四十余部の書目を挙げているが、単なる書名を列挙しているだけで、著者名や版本の種類が記されていない」としながらも、その中で阿部が「朝鮮の学者の著述と推定されるもの」<sup>39)</sup>として著者名を補い日本で刊行された年次などを挙げた書籍は、筆者のみるところ次の16冊である。

①『中庸九經衍義』十七卷別集二卷。李彦迪、晦齋著。②『擊蒙要訣』二卷。李珥、栗谷著。③『朱子書節要』二十卷。李滉、退溪著。④『陽村入学図説』二卷。權近、陽村著。⑤『陽村集』詩集十卷・文集三十卷。權近著。⑥『南秋江集』五卷。南孝温、秋江著。⑦『花潭文集』一卷。徐敬徳、花潭著。⑧『天命図説』鄭子雲、秋巒著と李滉、退溪共著。⑨『聖學輯要』十三卷。李珥、栗谷著。⑩『儒先録』(『國朝儒先録』のことと思われる。)柳希春著。⑪『東國史記』(或は『三國史記』の誤記かとも思われる。)⑫『東國史略』六卷。權近、李詹、河崙著。⑬『漂海録』三卷。崔溥、錦南。⑭『剪燈新話』(朝鮮で註釈された『剪燈新話句解』のことかと思う。)⑮『續蒙求』(柳希春、眉巖の著『續蒙求分註』四巻のことか。)⑯『陣法』不分巻。文宗・世祖の著。(下線筆者)

ここで注目されることは、他の書物については詳細に註釈を加えている阿部吉雄が、『東國史記』のみは、「或は『三國史記』の誤記かとも思われる」と注記しているに過ぎず、「誤記と思われる根拠」さえも記していないことである。

この点に関していえば、堀勇雄は、名著『林羅山』において、上記阿部吉雄の16冊の朝鮮本に、『春秋集傳大全』、『樂學軌範』、『武陵雜藁』、『直解大明律』の4冊を加え20冊としている<sup>40)</sup>。堀は、「既見書目」にある『東國史記』を『東國史記』とすら書かず、いきなり『三國史記』として朝鮮本20冊の中の1冊に組み入れた。しかし、文禄慶長の役で『三國史記』が渡来したという書誌学的見地からみた痕跡は全くなく、それに関する研究論文も皆無である。

以上のような観点に立って、阿部吉雄が「『三國史記』のあやまりか」といった『東國史記』を再考してみると、これはまさしく『東國通鑑』であった。羅山は、家康に仕える以前に『東國通鑑』を熟知しており、家康に仕えたあと、駿府文庫にあった『東文選』を読み『朝鮮考』を著したのである。以上のような検証に大過なしとすれば、羅山は1608年以前において、すでに花郎徒を熟知していたと考えざるを得ない。

39) 阿部吉雄「林羅山の儒学と朝鮮」(朝鮮学会『朝鮮学報』第十輯、1956年)。

40) 堀勇雄『林羅山』76頁。

## 第十一章 林羅山と薩摩藩・伊勢貞昌との関係

### I. 伊勢兵部少輔貞昌

#### 1. 伊勢貞昌と島津義弘の関係

元龜元年（1570）新納忠元の娘を母として、有川貞眞の二男に生れた有川弥九郎は、父の兄弟である伊勢貞景の猶子となり、伊勢名を名乗ることとなった。彼は、天正9年（1581）、肥後水俣の陣屋で元服し名を貞昌となし、島津義弘の側に侍ることとなった。天正14年（1586）、島津義弘の豊後入りに御供し、高城攻撃のとき敵の首を討ち取り初手柄となった。翌年義弘の命により、義弘の次男である久保の側近として上洛に御供し、3年間在京したのち天正17年（1589）、久保と共に鹿児島に戻った。その後小田原攻めには「久保公騎馬十六騎」の一人として参戦し、文禄元年（1592）3月、久保と共に朝鮮へ出陣した。しかし翌年9月、島津久保は、朝鮮にて病死し、伊勢貞昌が義弘の命により遺骨を持って帰国した。久保逝去に伴う跡継ぎについては、島津義久が義弘の三男である忠恒とすることを豊臣秀吉に願い出て許可されると同時に、忠恒の高麗出陣命令が出された。伊勢貞昌は、文禄3年（1594）10月、忠恒の側近として再び朝鮮へ渡海した。その後慶長3年（1598）12月、豊臣秀吉の死去に伴い日本軍の撤退が決定され、忠恒と共に帰国した。

慶長7年（1602）、義弘からの家督相続を家康から安堵された忠恒は、慶長11年（1606）6月、伊勢貞昌を偏諱申請の使者として伏見の家康の元に派遣し、家康の「家」を偏諱され「家久」と名乗ることが許された。

以上のことから、伊勢貞昌と島津義弘の関係を見てみると、①次男である久保の側近として登用したこと。②久保が朝鮮において病死したとき、その遺骨を貞昌が日本へ持ち帰っていること。③忠恒の朝鮮出陣に側近として任命されていること。④関ヶ原の戦いのあと、家康に対する忠恒の偏諱申請使者として派遣されていることなどから推察すると、島津義弘の伊勢貞昌に対する信頼度は、相当なものであったことが推察できる。

#### 2. 伊勢貞昌と島津家久との関係

##### (1) 藩主随員

島津家久参府或は下向の時には、必ず伊勢貞昌が随員していた。その例を巻末の付表10から抽出すれば次の通りである。

- ①慶長15年（1610）、家久公琉球王被召列駿府江戸へ御参府之時御供仕候。
- ②元和3年（1617）正月、家久公江戸御参府御供。
- ③元和8年（1622）9月、御参府御供。
- ④元和9年（1623）7月13日、秀忠公参内、家久公御上京之御供仕候。
- ⑤寛永元年（1624）家久公ヨリ、家康公之御恩爲御謝礼、御夫人様御在江戸ニテ御奉公被成度、貞昌ヲ以土井利勝へ相付御頼被成、十一月家久公御夫人并又三郎公又十郎殿御同道ニテ初テ御参府之節、貞昌妻子召列御供仕。
- ⑥寛永16年（1639）5月7日、光久公御家督初テ入部之時貞昌御供仕候。

⑦寛永 16 年 5 月 8 日、光久公御夫人御病氣之段、江戸ヨリ申來候ニ付、貞昌鹿兒島ヲ發ス、9 月 5 日江戸着、不日ニ御夫人御平快。

## (2) 伊勢貞昌に対する内外からの信任

巻末の付表 10 を詳細に検証してみると、慶長 16 年（1611）から寛永 18 年（1641）まで、伊勢貞昌が江戸において八面六臂の活躍をしていたことが窺われる。まず幕府との関係をみると、慶長 19 年（1614）には豊臣秀頼からの大坂方支援依頼に対し、薩摩藩としてこれを拒否する旨の案文を伊勢貞昌が作成し、家康に仰裁していること。また元和 9 年（1623）には、江戸城西の丸における能見物を許された上に饗応も受けて、大名扱いとされていること。寛永 7 年（1630）の秀忠及び家光の薩摩屋敷御成に関しては、御成御殿の建設を初めとする万全の準備を行い、屋敷訪問時には御目見得も許されていること。寛永 15 年（1638）、島津光久が家督相続の御礼言上のため登城したとき、伊勢貞昌に「光久公をよく補佐するように」との上意があったこと。寛永 16 年（1639）幕府より米五百俵を貞昌が死ぬまで与えられたことなど、伊勢貞昌が幕府から重要人物と看做されていた説話は枚挙に暇がない。

寛永 15 年（1638）、家久臨終のおり、伊勢貞昌は、島津久元と共に家久の枕元に呼ばれ、遺言を聞いていることは、並みいる家老の中でも家久の信頼の厚さを如実に表している事象である。ちなみに『薩藩舊傳集』卷ノ三「御家老記」によれば、島津家久時代の家老は次の通りである<sup>1)</sup>。山田昌巖が家老の一角に入っていることが注目される。

伊勢兵部太輔貞昌、町田凶書頭久幸、三原諸右衛門尉重種、島津下野守久元、喜入撰津守忠政、比志島宮内少輔國隆、川上式部太輔久國入道商山、島津彈正太弼久慶、鎌田出雲守政統、三原左衛門佐重饒、山田民部少輔有榮入道昌巖

## 3. 伊勢貞昌の交友関係

### (1) 幕閣との交友

巻末の付表 10、寛永 16 年の条に「本多佐州老、本多上州老、土井大炊頭殿、酒井雅楽頭殿、永井信濃守殿江、於貞昌宅御茶進上仕候」とある。本多佐州（1538-1616）は、譜代の家臣・本多正信のことであり、相模玉縄城主である。家康が駿府へ移ると、秀忠側近として配置された。本多上州（1565-1637）は、本多正信の子で家康に重用され、駿府に仕え父と共に幕府に重きをなし、宇都宮城主となる。家康と父正信の死後、元和 8 年（1622）、秀忠の逆鱗に触れ失脚した。「宇都宮の釣り天上」は、俗説として有名な説話である。土井大炊頭（1573-1644）は、土井利勝で秀忠の側近の一人であった。家光が生れてから家光側近として送られ、寛永 15 年（1638）には大老となった。酒井雅楽頭（1572-1632）は、酒井忠世であり、土井利勝、青山忠俊と同様秀忠付年寄から家光付年寄となった。寛永 11 年（1634）、家光上洛の最中に西の丸から出火した責任を取らされ失脚した。前橋城主である。永井信濃守（1587-1668）は、永井尚政であり、秀忠近習であった。古河藩から秀忠死

<sup>1)</sup>「薩藩舊傳集」卷之三（伊地知茂七編『薩藩叢書第一編』、薩藩叢書刊行會、1908 年）240 頁。

後大坂の淀藩へ移った。

これらの幕閣は、いずれも家康、秀忠、家光の側近として辣腕を振るったメンバーであり、幕府権力の中枢にいた人物である。幕府の重要人物を招待し、自宅において、茶会を開くことのできる伊勢貞昌に対する幕閣の信頼度も、また眼を見張るものがある。

## (2) 大名との交友

卷末の付表 10、寛永 16 年の条に「藤堂和泉守殿、松平隠岐守殿、松平陸奥守殿、松平安芸守殿、立花飛騨守殿、毛利甲斐守殿、細川三齋老、貞昌宅江御光臨有之候」とある。藤堂和泉守（1556-1630）は藤堂高虎であり、津 32 万石の大名である。織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の三代に仕えたが、特に家康の高虎に対する信頼度は高かった。松平隠岐守（1587-1668）は、松平定行で家康の伯父である。掛川 3 万石で島津家久の養女を正室としている。松平陸奥守（1567-1636）は、伊達正宗で仙台 62 万石の大名である。松平安芸守（1586-1632）は、浅野長晟であり、浅野本家広島 42 万石である。立花飛騨守（1569-1642）は、立花宗茂であり、柳川 10 万石である。毛利甲斐守（1579-1650）は、毛利秀元であり、長府 3 万石である。細川三齋（1563-1646）は、細川忠興であり、小倉 40 万石から熊本 54 万石となった大名である。これらの大名は、主君家久の養女を正室とした松平定行を除いては、須らく文禄慶長の役へ出陣した大名である。伊勢貞昌も島津久保及び家久の側近として参戦しており、この交友関係は、偶然の一致ではないと思われる。

## 4. 伊勢貞昌の師

### (1) 龍雲殊公

『薩藩舊傳集』によれば「志布志龍興山大慈寺四十五代龍雲殊公大和尚は、新納氏の人なり。大慈寺四十四代さい音和尚弟子の由候、其後甲州惠林寺に二十年餘學して居る人の由候、惠林寺を故有て織田信長公より焼破の時快川和尚手形にて圍を出當国へ歸りし人也、圍を出被申候節、楼上より飛怪我いたし漸く當國へ罷歸へり大慈寺を請取爲被申由候、学力強く多才にして大慈寺の中興の和尚と唱爲申由候、伊勢兵部貞昌の物読み師匠の由候と也」とある<sup>2)</sup>。甲斐の惠林寺で二十数年勉強した龍雲が、志布志へ戻って大慈寺の住職となったとある。惠林寺が織田信長に焼かれたのは、天正 10 年（1582）のことである。このとき伊勢貞昌は、肥後水俣で元服し島津義弘の側近として近侍していたときである。惠林寺焼破のとき帰国した話は、誇張された話としてさておき、龍雲が新納一族であり、伊勢貞昌の母が新納忠元の娘であることを考え合わせると、貞昌の幼少時代の「物読み師匠」であった可能性は否定できないことではある。

### (2) 文之玄昌（1555-1620）

西村天囚は、「文之の門人は、伊勢貞昌（國老、稱兵部少輔）を翹楚と爲す。貞昌は文學あり、政事の才あり、家康召して旗下と爲さんとし、も、辭して就かざりしと云う、亦實に當時の賢大夫なり。一日雪ふる。貞昌詩を賦して文之に示し、に、文之悦びず、雪に

<sup>2)</sup> 『薩藩舊傳集』 卷之二、101 頁。

は四民難儀するを、國老として景色の好きを楽しむが如きは、政を爲す所以に非ずと誠めしとぞ」とある<sup>3)</sup>。厳しい諫言をする師弟関係を垣間見ることができる説話である。また文之の『南浦文集』には、貞昌に和した文之の詩や貞昌の書に対する返書などその関係を測る資料が散見される<sup>4)</sup>。

桂庵玄樹の学風を天下に流布した文之は、幼にして「文殊童」と称され、六歳で延命寺の天澤に預けられたが、天澤は、文之の非凡さを奇として龍源寺の一翁玄心に送った。そのおり黄友賢より周易と程朱学を学び、永録12年(1569)、十五歳で京都東福寺龍吟庵の熙春龍喜に学んだ。天正元年(1573)、帰郷して再び一翁玄心に随い、天正9年(1581)、龍源寺を領し、隅の小林寺、日の正壽寺に住し、その後義弘に招かれ安国寺を董す。義弘は、「屢、文之を召して学を城中に講ぜしめ、その子家久の侍読」にしたという<sup>5)</sup>。

また島津氏の貿易は、義久、義弘、家久の時に盛行し、外国との交通が頻繁であったが、外交文書は、一に文之の手になった<sup>6)</sup>。

関ヶ原の戦いのあと慶長8年(1603)、薩摩藩に逃れて来た宇喜多秀家の命乞をするため、秀家正室の老家である前田家と島津家は、徳川家康に使者を送ることとし、島津家からは正使桂忠詮、副使文之とする使者を送った。家康は、宇喜多秀家を八丈島へ遠島とし罪一等を減じた。そのおり家康は、文之を相州建長寺の住持に任じた<sup>7)</sup>。慶長16年(1611)、大龍寺の開山となり、元和6年(1620)入寂した。

一方伊勢貞昌は、文之が京都東福寺から帰国して、龍源寺の住持となった天正9年(1581)に、水俣の陣屋において元服し義弘に近侍。豊後攻めのあと、天正15年(1587)には、命により島津久保の上洛に側近として近侍した。その後小田原征伐(1590)、朝鮮へ出陣(1592)と継続して軍務に従事し、慶長3年(1598)に帰国した。この間は、伊勢貞昌が文之に師事する時間はなかったと推される。しかしそれ以降、慶長16年に江戸勤務となるまでの13年間は、完全に鹿児島で重複している。家久の侍読をしていた文之に伊勢貞昌が師事したことは容易に推されることである。

## 5. 伊勢貞昌の人間性

### (1) 説話 1

新納忠元外孫伊勢平左衛門尉貞成舎弟兵部少輔貞昌幼少にて於飯野素立被申候時、忠元より素立爲指南一往久保彦八を飯野へ被遣置候、其後被差歸候節忠元より兄弟の爲人を尋被申節彦八申候は、平左衛門行先爲勝勇者にて可有之候、舎弟の孫九郎殿は爲勝才智の人に御成可被成之段申候由なり、以後兩人は於御國爲勝人にて候へども彦八も只人にては有之間敷との事なり<sup>8)</sup>。

<sup>3)</sup> 西村天四『日本宋學史』(朝日新聞社、1951年)168頁。

<sup>4)</sup> 「南浦文集」卷之上十八「跋貞昌公鶯宿梅詩後」、卷之中三十「答貞昌公書」、同六十「答貞昌公詩」、卷之下二十四「和貞昌公詩」(樋渡清康『薩藩叢書第二編』薩摩叢書刊行會、1906年)。

<sup>5)</sup> 西村天四、前掲書、159頁。

<sup>6)</sup> 同前、160頁。

<sup>7)</sup> 同前、154-155頁。

<sup>8)</sup> 「薩藩舊傳集」卷之三、333頁。

『薩藩舊傳集』によれば、新納忠元の外孫である伊勢貞成は「勇の人」であり、舎弟の貞昌は「才智の人」であった。

## (2) 説話 2

北野の神縁の歌に「心たに誠の道に叶ひなば、祈らすとても神や守らむ」右の歌を伊勢兵部貞昌きかれ候て、「祈らすとても神や守らむ」と有之句を、いかが思はれけん兵部被詠候、「心たに誠の道に叶ひなば、祈らすとても守らすとても」<sup>9)</sup>。

心が誠の道に叶っているならば「神に祈ること」も「神が守ってくれなくて」も何等心配する必要はない。人間は、正道を堂々と歩み「誠心誠意」生きていけばそれで良いのだという教えを説いた。

## (3) 説話 3

光久公桜田御屋敷へ御座被遊候節、世間騒動致候に付、何事にて候やと人を外へ出し被申御みせ被遊候へば、諸大名旗本衆具足きたる方も有之武具等相揃へ于馬にのり御城の方へ引つるき通り被申候、光久公にも御出可被遊と御座候へども、伊勢兵部貞昌被申上候は、先御見合可被遊候、御出被遊候はば時分は私より可申上とて被申上御見合被遊候、然るに間有之候へども右騒動不相止候付、又々御出可被遊と御座候、然れども又々兵部殿時分は私より可申上候間、御での儀は今少御見合可被遊と頻りに被申上候間、又々御見合被遊候、然るに追付皆々口として御城の方へ参り候衆、引返し被罷歸候事何も無之諸国の人をあわて爲申由此方は御出無之外方にも薩摩はたのもしきと沙汰有之候由<sup>10)</sup>。

この説話は、伊勢貞昌の「沈着冷静」な性格を表しているものである。

以上要するに、伊勢貞昌は、頭脳明晰な「才智の人」で、付和雷同せず「沈着冷静」に全体を観察して判断を下す経営者であり、人間的には「誠心誠意」をモットーとしているある意味では純粋な人間であると推される。このような性格が幕閣や大名に多くの友人を有した所以があると思われる。

## II. 山田有榮入道昌巖

### 1. 山田昌巖の経歴

卷末の付表 11 によれば、山田昌巖は、天正 6 年（1578）、山田有信の嫡男として誕生した。天正 15 年（1587）十歳のとき、父有信が豊臣秀長軍に高城で降し、人質として豊臣軍に預けられた。文禄 4 年（1595）冬、十八歳で朝鮮へ出陣し島津忠恒の配下となり、慶長

<sup>9)</sup> 同前、卷之一、25 頁。

<sup>10)</sup> 同前、卷之一、30 頁。

3年(1598)撤退し鹿兒島に帰国した。帰国と同時に福山地頭を命じられた。慶長5年(1600)9月の関ヶ原の戦いでは、島津豊久が先陣を務め、昌巖は、浜之市衆福山衆三十人程で右備を務めた。戦いは西軍に利あらずして「維新公御一手ニテ敵中ヲ御切通候ニ付、被参会候御側纒之人數ニテ公ヲ引包候テ御通候」「夫ヨリ一里程御出候得ハ遮ル敵無之、駒野近クニテ有榮、桂忠詮ト後殿ヲ被相争候」と敵中突破を図った所謂「島津の退き口」で最後まで島津義弘を守り通した一人が昌巖であった。

『旧記雑録』によれば、昌巖は、慶長12年(1607)8月27日<sup>11)</sup>及び慶長13年(1608)11月17日<sup>12)</sup>に行われた犬追物において、射手として島津家久と共に参加している。寛永6年(1629)閏2月26日出水地頭に任命された。寛永13年(1636)家老に昇格し、翌年寛永14年(1637)天草一揆に出陣した。慶安3年(1650)家老職を免ぜられ、寛文8年(1668)九十二歳で没した。

## 2. 山田昌巖の人間性

### ①説話1

山田昌巖は出水押えの爲被遣置候、或時黄門様御下向の節、彼地へ御立寄被遊候へば、山田殿目をしかめ御側廻の衆を被見候て、扱も此頃は御側衆を始人々の髪の見事にひかると被申候、昌巖二才の時より関ヶ原の時分までは御参勤も無之候付、人の様子田舎風に有之此頃御上洛被遊候間、皆々上方風を真似、右之通様子相變候をみて被申候と承及候<sup>13)</sup>。

島津家久の時代になると、側近の若者たちが衣裳や髪形を上方風にするのを見て、平和に溺れ、薩摩隼人が軟弱になっているのではないかと危惧している姿がありありとみえる。

### ②説話2

山田弥九郎有榮は、常に朝早く起手水をつかふと、則そこにて手さぐりに髪をけづり結被申候となり、有榮若年の時父の新助有信寒中に夜、物干竿を外へ出し置夜中にはたと有榮を引起し、右の竿箱にて氷有之候を、不斷しこかせられ候由、其故にても候哉、高麗在陣の節、餘り寒強き所にて手足かしけ、爪大方二度はかりほと、ぬけかはりたる由候へ共、有榮爪はぬけかはらさる由候、有榮は小男にて長命に爲有之由、柏原幽静の烏帽子親の由に候<sup>14)</sup>。

真冬の夜中に、父から氷の付いた物干し竿を扱かせられたという話などから推測すれば、昌巖は「武の人」として養育されたと思われる。

11) 『旧記雑録後編四』巻六十一、390。

12) 『旧記雑録後編四』巻六十三、517。

13) 伊地知茂七、前掲書、巻之一、51頁。

14) 同前、巻之三、216頁。



### ③説話 3

綱久公若年の時分山田民部有榮を召して関ヶ原合戦の戦功を問給ふ、有榮御答被申上候は、関ヶ原の戦功は討死仕候者共に有之候、私儀は御供仕能逃爲申迄にて戦功毛頭無之候乍耻敷儀御物語申上儀無之段被申上由也<sup>15)</sup>。

長たる者は、国のため、主君のために死んで逝った者をいつまでも大切にすることを若い主君である綱久に教えた説話である。昌巖の武の人の性格が如実に表れた逸話でもある。

以上要するに、昌巖は、飽くまでも「武の人」であり、戦陣を駆け抜ける人である。秀吉の島津征伐、文禄慶長の朝鮮出兵、関ヶ原の退き口、島原の乱などを経験した彼は、常に富国強兵を念頭に置き、尽忠報国・勇壮義烈の士卒の養成を考えていたと思われる。

## Ⅲ. 林羅山と伊勢貞昌の関係

### 1. 連句及び歳旦詩歌

『林羅山年譜稿』によれば「寛永4年3月22日、羅山が漢和連句に参加する。連衆は羅山以外に、玄仲・林永喜・応昌・竜圭・大橋重保・佐河田昌俊・伊勢貞昌・重国・佐河田正次である」とあり、4月19日、4月23日にも同様な記載がある<sup>16)</sup>。

伊勢貞昌の名前が、羅山関係の書に現れるのは『林羅山詩集』である。すなわち『林羅山詩集』目録巻第十二に「貞昌試春韻を次ぐ九首、薩州島津氏家老なり。伊勢兵部と號し江戸に在す。常に交義に通じ、或講席に陪し、或詩聯之席に列す」と伊勢貞昌と羅山の関係が紹介されている<sup>17)</sup>。九首のうち8首は、「歳旦詩歌に和す」として寛永5年(1628)、寛永6年(1629)、寛永11年(1634)、寛永13年(1635)、寛永14年(1637)、寛永15年(1638)、寛永16年(1639)、寛永17年(1640)の計8回と年不明1回の合計9回のやり取りがあった。また羅山と「道義に基づいた交際」を行い、羅山の「講義の場に出席して拝聴」し、羅山主催の「連句の会」に出て詩を作ることもあったということは、羅山と伊勢貞昌が親密な師弟関係にあったことを示唆する事柄である。

### 2. 林羅山への挽詞

寛永6年(1629)6月19日、長男の叔勝が17歳で死去したとき、羅山に送った追悼詩に、羅山が和した「次韻答貞昌被悼叔勝」と題した詩がある。「我長子左門叔勝、恙が有りて東武に於いて客死す、我甚だ悲しむ、既に葬りて而して後洛に施る、時に伊勢兵部少輔貞昌雅丈遠く使价を聘せて挽詞を寄せらる、其意之を吊るし之を慰めんと欲するなり、禮なり、且歎且誦すれば、則我を慰するに非ず、只我が哀を増すなり、(中略)只雅丈の我を

<sup>15)</sup> 伊地知茂七編、前掲書、第一編、卷之三 299 頁。

<sup>16)</sup> 鈴木健一『林羅山年譜稿』101 頁。

<sup>17)</sup> 『林羅山詩集』目録「次貞昌試春韻九首、薩州島津氏家老也、號伊勢兵部、在江戸常通交義、或陪講席、或列詩聯之席」。

憐怒せんことを望む、我も亦雅丈に於いて眷眷せざることあたわず、是に於いて其の韻を次いで以てこれに酬い其の萬乙を謝す、硯滴乾くと雖も、哀涙乾かず、爾か云う」<sup>18)</sup>。親が失った子を思う気持ちと貞昌への感謝の意が現れた文章である。叔勝の死にあたって挽詞を送ったのは、貞昌以外に、古澗慈稽（建仁寺 294 世）、永洪基叔（永甫永雄の弟子）、竹中重門（旗本）、大橋重保（家光の祐筆）、黒川寿軒（羅山の弟子）、佐河田昌俊（永井尚政の家臣）、三宅澹庵（儒医）、松永貞徳（歌人）など羅山と親しい関係者だけである<sup>19)</sup>。このことから貞昌と羅山の親密さを窺い知ることができる。

### 3. 家光の御伽衆

『年譜』寛永元年四月二十一日の条に「執事酒井忠世・土井利勝、旨を奉り、先生をして大猷院幕下に仕へ奉らしむ。十三日幕下に拝謁す。是自り日々奉侍す」とある<sup>20)</sup>。羅山以外の家光の御伽衆は、皆川広照（常陸府中藩主）、高力忠房（浜松城主）、柳生宗矩（大目付）、毛利秀元（長府城主）、松平正綱（勘定奉行）、牧野信成（下総関宿藩主）、加々爪忠澄（長崎奉行）、今大路親昌（典薬頭）、秋元泰朝（甲斐谷村藩主）伊丹康勝（勘定奉行）半井驢庵（医官）、板倉重昌（三河深溝藩主）、堀直之（町奉行）などであった。一方既に述べたように伊勢貞昌と土井利勝、酒井忠世は、伊勢屋敷に招待して茶会を催すほどの関係であり、毛利秀元とも親しい関係にあった。貞昌は、このような人間模様の中で師弟関係を形成し、羅山の高弟と称されるようになったと推察される。

---

18) 『林羅山詩集』卷四十一「我長子左門叔勝有恙客死于東武、我甚悲、既葬而後施浴、時伊勢兵部少輔雅丈遠聘使价被寄挽詞、其意欲吊之慰之也、禮也、且歎且誦則非慰我、只增我哀也（中略）只望雅丈之憐怒我、我亦不能不眷眷於雅丈、於是次其韻以酬之、謝其萬乙硯滴雖乾哀涙不乾云爾」。

19) 同前、卷四十一。

20) 『林羅山集附録』卷二「年譜」寛永元年四月十一日の条「先生四十二歳執事酒井忠世土井利勝奉旨、使先生奉仕大猷院殿幕下、十三日拝謁幕下、自此日々奉侍焉」。

## 第十二章 結論

### I. 花郎起源に関する三品・池内論争

#### 1. 三品彰英説

##### (1) 花郎起源

三品彰英は、『新羅花郎の研究』において「古代韓族の青年戦士集会と新羅の花郎集会とは、青年戦士集会である点では同一であり、かつ時代的な隔たりこそあれ、同一民族社会のうちにおける類同した制度であることを顧みるならば、この二者が歴史的に無関係であったとは考えられない」とし、「花郎制度の遠き源流は、三韓時代の青年集会にあったと考える」と主張している。

##### (2) 女性花郎

「眞興王 37 年の条にある女性花郎なる源花は、男性花郎に先行するものとして、あるいはその前身として、存在したことを知り得るのみであって、年次的には不明である」と女性花郎の存在を認めた上で「男性花郎は、この先行の女性花郎に代わるものとして、美貌の少年を伝粉粧飾せしめたということである」としている。

##### (3) 花郎の任命者

「眞興王代における花郎の制定ということは、国家の職官的制度の制定ではなく、寧ろ民間的社会的な組織を国家的に公認したこと、あるいは公的に採用したことをいうべきものと解すべきではなからうか」と純然たる官制的組織ではなく、半ば民間的な組織であったとしている。

#### 2. 池内宏説

##### (1) 花郎の起源

池内宏は、「三品彰英氏が民俗学的な見地から、古代韓族の少年の奇異なる習俗を解釈して、新羅の花郎団の源流をここに求めようとしたことは、到底跡付け得べくもないことである」とし、さらに『三國遺事』に「初代花郎は薛原郎であり、その碑が溟州に建てられた」と記載されていることについて「碑の建てられた時代は、固より知る由もない。しかし何時であろうとも、薛原郎なるものは、花郎の起源が既に分からなくなってから、それを説明するために作られた空想の人物である。実存していたならば、事蹟らしい事蹟が伝わって然るべきである」と否定し「眞興王時代の花郎、斯多含が確実なる事蹟を後世に遺した最古の花郎であるということ以外は、花郎の起源の歴史的根拠は不明である」と断じている。

##### (2) 女性花郎

「史上の存在であった花郎は、伝粉粧飾した美貌の貴公子であるから、それに先行したもののとして、花郎もどきの女性を想像せられることは頗る自然である。しかし文化の諸相

の今日と異なる古代の社会においても、等しく人間の社会である以上、艶美なる娘子を中心とする団体を組織せしめて選士や教化に役立てようとするような非常識なことが行われるはずはない」と女性花郎の存在を強く否定している。

### (3) 花郎の任命者

「花郎は、概ね高門の子弟であるが、それが衆望に依って推されたことは、最古の花郎斯多含の伝に、“時人請奉花郎、不得已爲之”とあるので明らかである。そしてその推奉者こそは、彼等に尊事した郎徒に他ならなかった。従来の論者が国家乃至王者の意志に依って任命せられたかの如く考えているのは、眞興王の末年に繋けて、花郎の起源を説いた『三國史記』の記事に“始奉源花”或は“名花郎以奉之”とあるのを妄信した謬見でなければならぬ」としている。

## 3. 筆者の見解

### (1) 花郎の起源

三品は、花郎の起源について「古代韓族の青年戦士集会と新羅の花郎集会とは、青年戦士集会である点では同一であり、かつ時代的な隔たりこそあれ、同一民族社会のうちにおける類同した制度であることを顧みるならば、この二者が歴史的に無関係であったとは考えられない」と主張していることに対して、池内宏は「眞興王時代の花郎、斯多含が確実なる事蹟を後世に遺した最古の花郎であるということ以外は、花郎の起源の歴史的根拠は不明である」と論じている。

この点については、池内説の如く、花郎の起源を古代韓族に源流を求めるには余りにも史料不足の感が否めず、「新羅の花郎の起源は、眞興王 23 年の斯多含から始まった」とする立場を取りたい。

### (2) 女性花郎

『三國史記』善徳王 12 年 (643) 秋 9 月の条に「高句麗百濟侵凌臣國、累遭攻襲數十城、(中略) 謹遣陪臣歸命大國、願乞偏師、以存救援」と、新羅が唐に救援を求めた乞兵表に対する唐の答書の中で「爾國以婦人爲主、爲隣國輕侮、失主延寇、靡歳休寧」すなわち「貴国は、婦人を王として隣国から軽侮されている。国王を失い敵の侵略を長引かせて、安らかに休む暇がない」と善徳王が女王であることを唐から揶揄されている。このような当時の社会環境の中で女性の花郎を擁立することは、池内説の如く「非常識なこと」であろう。

### (3) 花郎の任命者

花郎の任命者については、池内が「花郎は、概ね高門の子弟であるが、それが衆望に依って推されたことは、最古の花郎・斯多含説話で明らかである。その推挙者こそは、彼等に尊事した郎徒に外ならない。従来の論者が国家乃至王者の意志によって任命せられたかの如く考えているのは謬見である」とする説には同意し兼ねるところがある。

562 年に衆徒の推薦により花郎となった斯多含以降、『三國史記』に取り上げられた花郎記事は、576 年の「源花」及び「伝粉粧飾した花郎」の制度変更の記事であり、斯多含を

花郎とする当初の花郎徒は、軌道に乗らず、機能も発揮できずにいたと推察される。そこで600年、隋の留学から帰国した圓光法師を側近として登用した眞平王は、彼に外交を担当させると同時に、尽忠報国・勇壯義烈の士卒の人材育成をも委ねた。圓光法師は、花郎徒衆の聖典となる「世俗五戒」を作成し、その教導役として僧侶を花郎徒へ送り込んだのである。これはまさしく花郎徒の国家管理以外何物でもないといっても過言ではない。

国王が花郎、竹旨郎のことを聞かなかった阿干を免職させ、剩、阿干の出身地である牟梁部出身の役人や僧侶を全て追放したという『三國遺事』奇異第二、「考昭王代・竹旨郎」の説話は、花郎の任命が国王によることを端的に物語っているといえよう。花郎徒は、国家組織であり、花郎は、国王によって任命されたのである。

## II. 本論の要旨

### 1. 薩摩の兵児二才と「いろは歌」

1539年は、島津忠良が薩摩三州統一の口火を切った年であった。そのような状況下において域内の結束と尽忠報国・勇壯義烈の士卒の養成は、忠良にとって喫緊の課題であった。天文8年正月一日付で忠良と貴久は、「忠孝第一」「武経七書の履修」「武芸鍛錬」「学問奨励」などを中心とした領地多き衆から百姓に至るまでの規律を定めた。所謂「日新・貴久公連判の掟」である。

忠良は、幼少年時代に真言宗海蔵院の頼増法印の教育を受け、仏法の信念が頗る堅固となった。壮年に至ると、桂庵玄樹の高弟・舜田、舜田の高足・舜有に儒学を学び、文教の蘊奥を極めた。しかし当時百姓は勿論のこと、多数の下級武士もまた文盲であった。したがって教化の宝典である学庸論孟を普及させることは難しく、不立文字、直指人心、見性成仏の禅宗を庶民に施し広めることも、これまた困難なことであった。そこで忠良は、通読すれば誰もが理解でき、藩の子弟教育の核となるものとして「いろは歌」を作成した。「いろは歌」は、幕末まで薩摩武士の聖典となった。

文禄慶長の役のとき、留守居役を命じられた新納忠元は、長期の朝鮮出兵で緩み始めた留守部隊の綱紀を肅正するため、1596年正月に青少年の間に組を結成し、これを「二才咄」と名付け「武道を嗜むこと」「山坂達者になること」「忠孝の道を心掛けること」「朋輩中無作法なきこと」など二才衆の心得と訓練内容を示した。

鹿児島の出水地方は、肥後と国境を接し古来北方警備の重責を担っていたため、藩内でも特に兵児二才の発達を見るに至ったところである。1629年山田昌巖は、出水地頭として就任すると、五人組制度を六人組制度に変更し、命令伝達の迅速化を図るなど国境警備に必要な組織の確立に尽力した。1637年島原の乱が勃発すると薩摩藩は、八千余人の軍隊派遣を命令された。島原出陣を命じられた山田昌巖は、比類稀なる容顔美しい13歳の息子松之介を美しく軍装し、出水境目の警備の長として、まず出陣させた。伝粉粧飾した松之介が真先に馬を躍らせて出立すると、若武者の面々は、松之介殿の面前で潔く討死すれば、この世に思い残すことはないと言ったという。これより出水二才衆は、出水郷の上級武士の眉目秀麗なる美少年の下で武芸鍛錬、体力錬鍛に務めた。この美少年が出水兵児二才の執持児である。

## 2.新羅の花郎徒と「世俗五戒」

北を大白山脈に、西を小白山脈に遮られ、南には伽耶各国があるため、中国との接触が出来なかった新羅は、中国大陸との交渉が容易であり、その影響を受けやすかった高句麗や百済に比較して、150年前後国家体制の整備が遅れることとなった。そのため新羅は、絶え間なく北から高句麗、西から百済の侵略を受け、自国の富国強兵策は喫緊の課題であった。法興王は、この課題を解決するため、まず南海岸への進出を企て、532年に金海にあった金官加耶を併合して洛東江流域を制圧した。更に眞興王の562年には大伽耶連盟を崩壊させ、朝鮮半島南海岸の東半分を自国領とした。その結果洛東江流域の農業、伽耶の鉄、南海岸の海産物を手中にし、併せて念願の中国往来ルートを確保することができた。

しかし高句麗、百済との戦い及び領土の拡大は、優秀な人材と尽忠報国・勇壮義烈の士卒の確保が大きな課題となった。特に新羅は、中央官階である京位、地方官階である外位、さらに軍官など全ての人事が、厳格な骨品制度の運用によって行われていたため、『三國史記』に君臣達は、人材を見分けることが出来ないことを憂いていたことが記されているように、人材の登用は困難であった。そこで眞興王は、576年眉目秀麗な貴族の子弟を選び伝粉粧飾し「花郎」と名付けて花郎徒を結成した。すると大勢の若者が花郎の元に集まってき、或は互に道義を練磨し、或は歌樂を楽しみ、或は遠方の山川へ出掛け身体を鍛錬した。君臣達は、この中から優秀な者を選び朝廷に推挙した。そのために賢明な宰相や忠臣、優秀な将軍や勇敢な士卒が花郎徒衆から生れたという。しかし当初は、花郎徒も軌道に乗らず機能を発揮できずにいたが、600年に隋の留学から帰国した圓光法師を、眞平王が側近として登用し、外交を担当させると同時に尽忠報国・勇壮義烈の士卒の人材育成をも委ねた。圓光法師は、花郎徒衆の聖典となる「世俗五戒」を作成し、その徹底を図るため僧侶を花郎徒へ送り込んだ。その結果新羅の三国統一に貢献した尽忠報国・勇壮義烈の勇者の説話が数多く残されることとなった。

## 3. 新羅花郎徒と薩摩兵児二才の類似性の意味

時間軸で千年、距離軸で五百キロも離れている薩摩と新羅において、類似した人材育成、戦士養成機関が存在したということは、如何なることを意味しているのであろうか。類似した社会環境が生み出した必然なのか。それとも長い時間と遠い距離を克服して新羅から薩摩へ伝来したものであろうか。もし后者であるとするならば、新羅の花郎徒に関する史料が『三國史記』、『三國遺事』、『東國通鑑』に限られていることから、これらの史料のいずれかが1637年の島原の乱以前に日本へ伝来し、それが薩摩へ齎されたということである。当時朝鮮半島の文化が薩摩へ伝来する可能性としては二点のルートが考えられる。一点目は、日鮮貿易、取分け薩鮮貿易である。二点目は、文禄慶長の役である。

### (1) 日鮮貿易及び薩鮮貿易

朝鮮王朝初期の『太祖實録』、『太宗實録』、『世宗實録』を見ると薩摩三州の島津氏、伊集院氏、市来氏などの名前が朝貢貿易の当事者として記されている。島津氏は坊津、伊集院氏は西北部を拠点として、薩摩の特産物であり火薬の原料である硫黄と東南アジア産で赤色染料である蘇木を主たる輸出品として、朝鮮王朝との朝貢貿易を行い、見返りとして

綿布を輸入し国力確保の収入源としていた。このような朝貢貿易の往来の中で朝鮮半島の文化、すなわち花郎徒関連の三誌も、薩摩三州に伝来した可能性は否定しえないが、その根拠は見出せなかった。

## (2) 文禄慶長の役

1592年からはじまった豊臣秀吉の朝鮮出兵は、明をも巻き込む大戦争となった。文禄の役時の島津軍は、梅北一揆に見られる如く、内政不統一から他の豊臣軍より一カ月も遅れて参戦したために、活躍する場もなく、江原道の春川と金化に駐屯するのみであった。戦局は、明の参戦によって大きく動き、明・朝鮮連合軍が平壤を奪回し南下を始めると、豊臣軍の敗勢が色濃くなってきた。そこで豊臣軍は、急遽和戦交渉を行い、朝鮮半島南岸まで撤退し、海岸線に沿って倭城を建設して防禦体制を強化した。この頃から島津軍の動向も明らかとなり始めた。特に泗川駐屯時代の島津軍の略奪は、『亂中雜録』に「泗川の賊」と称されるほどに激しいものであった。

文禄の役時は、李舜臣水軍によって制海権を奪われた豊臣水軍も、李舜臣が権力争いに巻き込まれ、白衣従軍となっていた慶長の役時には、初戦で朝鮮水軍に大打撃を加え制海権を制したため、日本との往来が安全となった。島津軍もその恩恵を受け、薩摩との往来が活発となり、多くの朝鮮人被擄人が薩摩へ連行された。その中には金海・朴平意・沈當吉などの陶工もおり、薩摩焼の元祖となった。また略奪品の中には、島津忠恒が朝鮮から持ち帰った書籍 48 冊、603 巻があり、その目録が『漢学紀源』『御書物入日記』に記載されている。しかし残念ながら花郎徒関連三誌の名はそこにはなかった。

## 4. 花郎徒精神の変遷

### (1) 朝鮮半島における花郎徒精神の変遷

抑、新羅の花郎徒に関することは、704年頃、金大問が著した『花郎世紀』にその端を発する。1145年、金富軾などが朝鮮最古の正史である『三國史記』を編纂した。その中に『花郎世紀』を参考にした花郎や花郎徒衆の起源、列伝、説話が多く取り入れられている。1260年、李仁老が刊行した『破閑集』に「花郎徒衆の中から優秀な人材を登用した話」や「花郎やその衆徒が遊山を通して身体鍛錬と協調性の醸成に努めた話」などが書かれている。13世紀末になって、一然が撰した『三國遺事』には、花郎を彌勒信仰と関連させた仏教的色彩の濃い説話が多く掲載されている。1394年、『三國史記』刊行から250年を経て、版木復刻の牒文が下り、金居斗などが『三國史記』慶州本を復刻した。時代が下がって1485年、『三國史記』に書かれている内容を三国同一の編年体として編集された『東國通鑑』が徐居正などによって刊行された。花郎徒関連内容も当然そのまま引き継がれて記載されている。1512年、朝鮮王朝の正史継承の必要性が意識されて、『三國史記』と『三國遺事』が李繼福などによって復刻された。所謂正徳本である。さらに文禄慶長の乱が終わった1633年、李暉光の『芝峰類説』が刊行され、「新羅加恩の法」や「四仙の説話」などが書かれており、李暉光が『東國通鑑』や『破閑集』を読んでいたと考えられる。

以上を要するに、金大問の『花郎世紀』に始まる新羅の花郎徒精神は、それを意識したか否かに拘らず、正史継承という大義名分の中で、文禄慶長の役を越えてもなお、朝鮮半

島において連綿として継承されていたのである。

## (2) 日本における花郎徒精神の継承

花郎徒精神の日本への伝来は、『大日本史』の資料とするため、『東國通鑑』を探し求めていた徳川光圀が、それを市中から偶然入手したときといえる。光圀は、希世の珍本を広く世間に広めるため、1666年、林鶯峯に序を書かせ、水戸藩儒者の辻了的に訓点を打たせ、1667年、京都の劔刷氏である松柏堂から和刻本『東國通鑑』を刊行させた。1667年には『東國通鑑』すなわち「花郎徒精神」は、日本全国へ行き渡ったのである。

しかし出水兵児二才の執持児は、島原の乱すなわち1637年であり、和刻本『東國通鑑』刊行から30年以上時代を遡らねばならない。

『林羅山文集』に『東國通鑑』と『東文選』から日本関係事項を抽出して書いた『朝鮮考』なる一卷が、1657年、明暦の大火で焼失したと記載されている。『朝鮮考』の完成日時や『東國通鑑』の入手経路は不明であるが、1657年以前に林羅山は『東國通鑑』を読んでいたのである。1643年、第五回朝鮮通信使来日の際、羅山の息子である鶯峯は、朴安期に「自分が若かりしとき『東國通鑑』が日本にあることを聞いた。朝鮮にもあるのか」とその存否を確認している。林家は、『東國通鑑』を所蔵していなかったことの証左である。1636年、第四回朝鮮通信使来日の際、羅山は、「檀君の寿命が千余年であった理由」と「箕子朝鮮のとき、従う者五千人とある根拠」について質問している。この2点は、『東國通鑑』のみに書かれている事項であり、1636年、すなわち島原の乱の1年前に羅山は、『東國通鑑』の内容を熟知していた。羅山は、1608年、家康から駿府へ召し出されてから、1616年、家康が死去するまでの8年間、駿河文庫の管理をしていた。しかし駿河文庫には『東國通鑑』はなかった。

そうであるとすれば、林羅山は、何時『東國通鑑』を読んだのであろうか。ここで当初の問題の所在に立ち戻り考察しなければならない。すなわち、阿部吉雄が『三國史記』の誤記と思われると簡単に片付け、堀勇雄も理由なく、単に『三國史記』と断定した『年譜』「既見書目」に記載のある『東國史記』が、如何なる書物であるかということである。

現時点において、文禄慶長の役で『三國史記』が日本へ渡来したという書誌学的見地からみた痕跡は全くなく、それに関する研究論文も皆無である。羅山の身边にも『三國史記』の痕跡は、発見されていない。

以上のような観点に立って、阿部吉雄が「『三國史記』のあやまりか」といった『東國史記』を再考してみると、これはまさしく『東國通鑑』でしかない。羅山は、家康に仕える以前に『東國通鑑』を熟知しており、家康に仕えたあと、駿府文庫にあった『東文選』を読み『朝鮮考』を著したのである。以上のような検証に大過なしとすれば、羅山は、1608年以前において、すでに花郎徒を熟知していたと考えざるを得ない。

## (3) 花郎徒精神の林羅山から薩摩藩への移転

次に問題になるのは、羅山と薩摩藩との関係である。羅山の高弟に薩摩藩の江戸家老であった伊勢貞昌がいた。羅山と貞昌の交友関係は、1627年の連句の会において、はじめて表に出てきて以来、1641年に貞昌が没するまで、『林羅山詩集』、『林羅山文集』、『年譜』、



『行状』などにその名が著されている。このことは『林羅山詩集』の目次に、「薩州島津氏の家老なり。伊勢兵部と号し江戸に在す。常に交義に通じ、或は講席に陪し、或は詩連の席に列する」と紹介されていることに尽きる。また羅山の長男叔勝が1629年に歿したとき、貞昌が送った挽詞に対して羅山は、その悲しみの深さと貞昌の厚情に対する感謝をこめた返書と漢詩を送っている。このように二人は、密接な師弟関係にあった。

多くの大名やその家臣、旗本を弟子としていた羅山が、自ら熟知している新羅の武士道である花郎徒精神やその具体的説話を、交義を通じ、あるいは講義を通じ、あるいは詩連句の会を通じて機会あるごとに弟子達に知らせ、彼らを教導していたのである。

1637年島原の乱が勃発したとき、出水地頭であった山田昌巖は、島原への出陣前に、子息の松之介を長とする国境警備隊を米津に派遣した。松之介は13歳、比類なき眉目秀麗なる美少年であり、立小桜絲緘鎧に猩々緋の陣羽織、金装の太刀を後高に佩刀し、桃花駒に金覆輪の鞍を置き、螺鈿細工をした直槍を馬の平首に横たえ、わざと冑は脱いで中間に持たせ、緑の黒髪に白鉢巻きをし、真先に馬を躍らせて出立すると、兵児二才の面々は、松之介殿の面前で潔く討死すれば、この世に思い残すことはないと言いで相従った。この松之介の勇姿こそは、遙か新羅に誕生した花郎が1000年の時空間を越えて、遠く薩摩にまで伝えられた姿そのものであった。

## 付 表 目 次

付表 1. 島津氏家系図

付表 2. 伊集院氏家系図

付表 3. 峨山韶碩の学統

付表 4. 桂庵玄樹の学統

付表 5. 県別祭・行事の分析

付表 6. 鎌田正純の年令別武術別練習回数

付表 7. 鎌田正純の年令別書物別読書回数

付表 8. 三国統一後の新羅官階と高句麗・百済の旧官階対比表

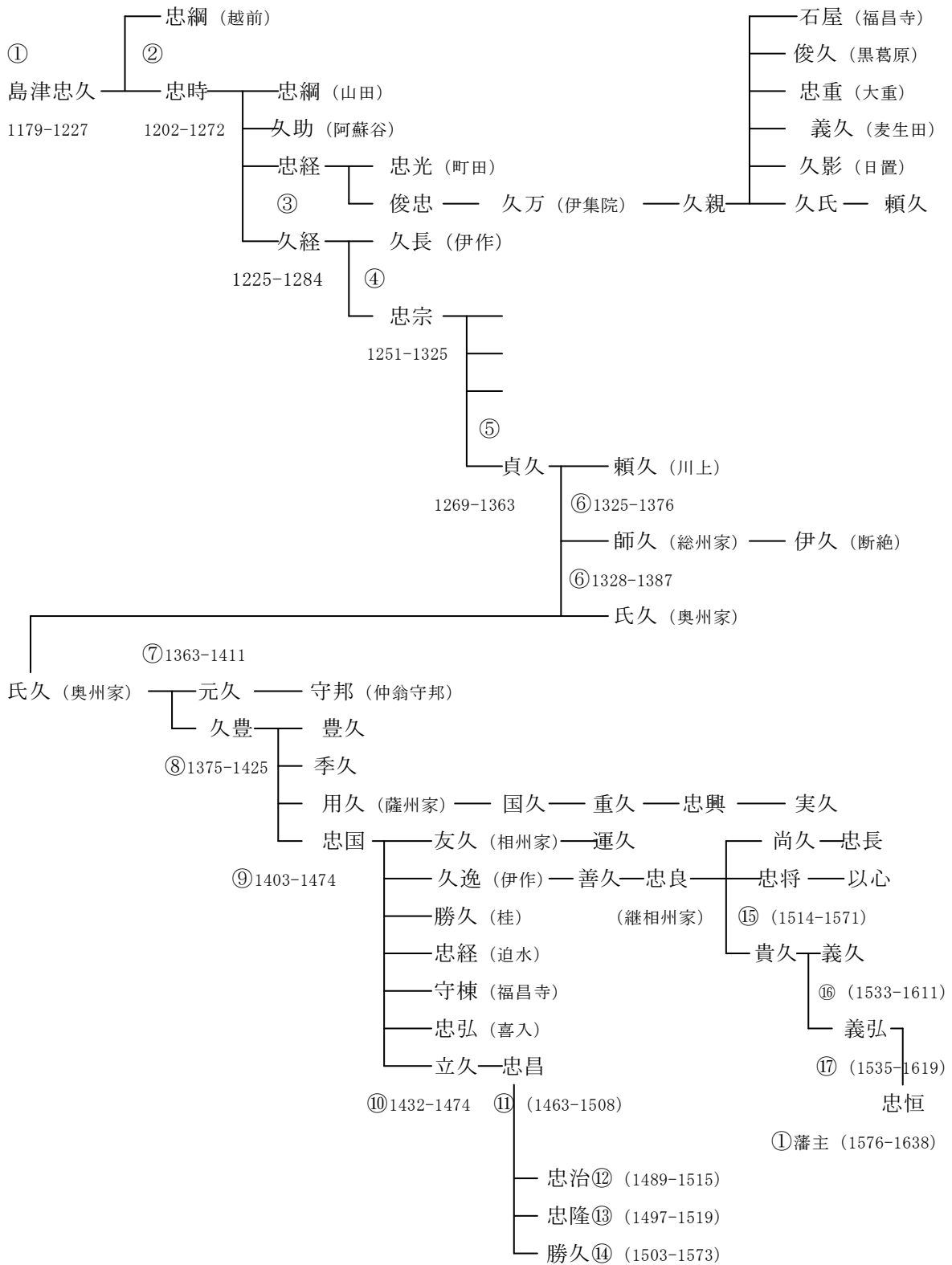
付表 9. 朝鮮時代の嶺南道路図

付表 10. 文禄慶長の役時の朝鮮義兵蜂起図

付表 11. 林羅山と伊勢貞昌の生涯

付表 12. 山田有栄入道昌巖の生涯

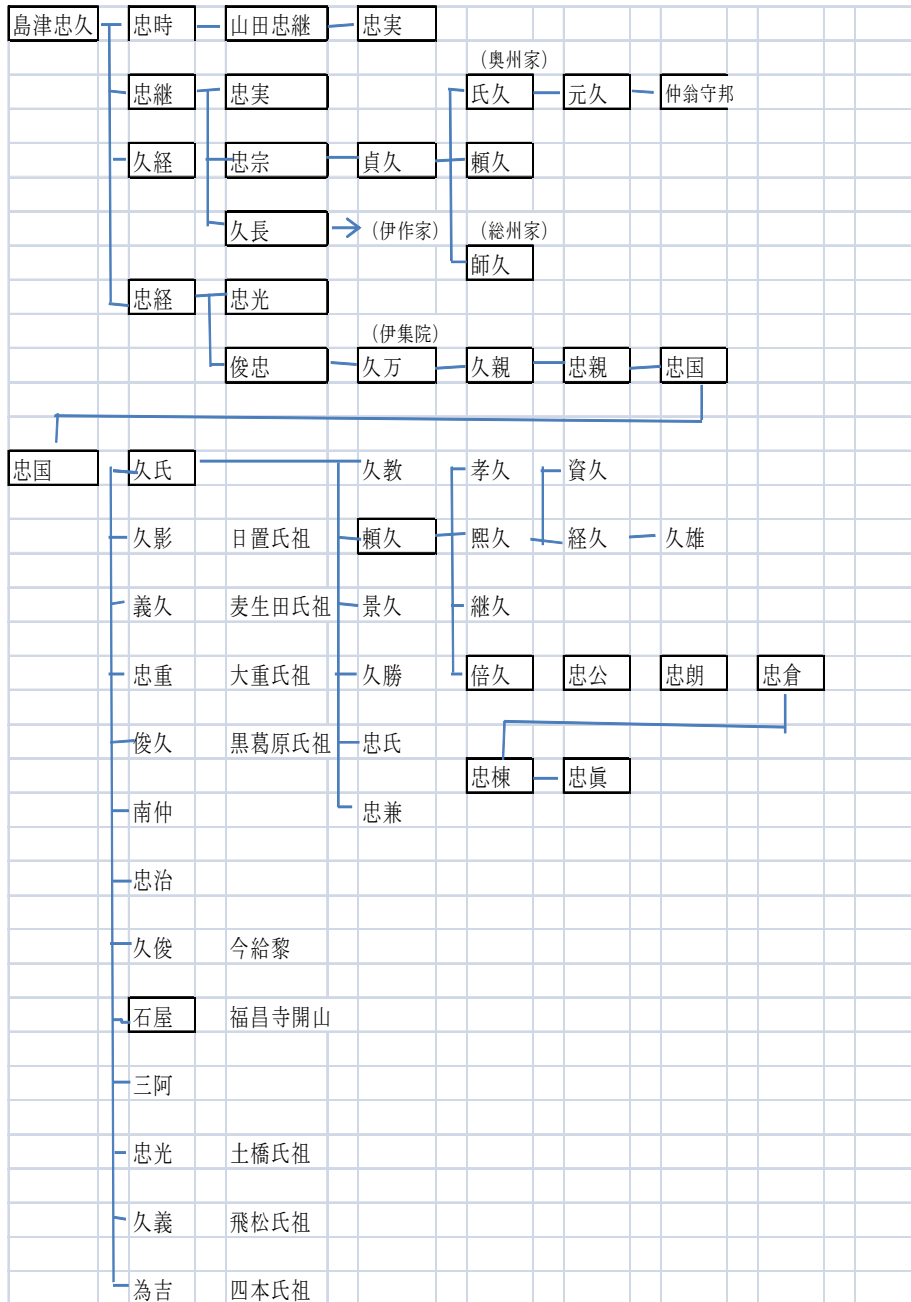
付表 1.島津氏家系図



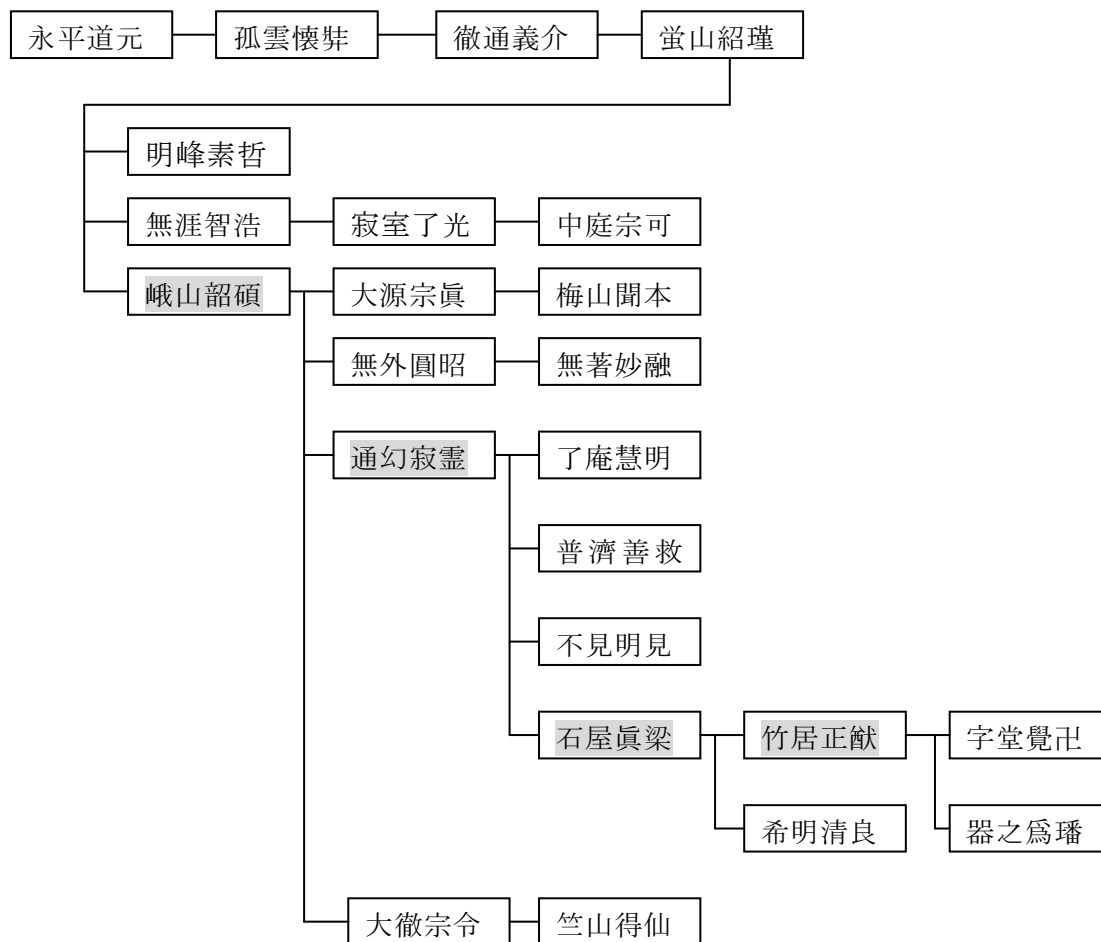
宝賀寿男『古代氏族系譜集成』下巻 (古代氏族研究会、1986年)

近藤安太郎『系図研究の基礎知識』第一巻 (近藤出版社、1989年)

付表 2. 伊集院氏家系図



付表 3. 峨山韶碩の学統



付表 4. 桂庵玄樹の学統

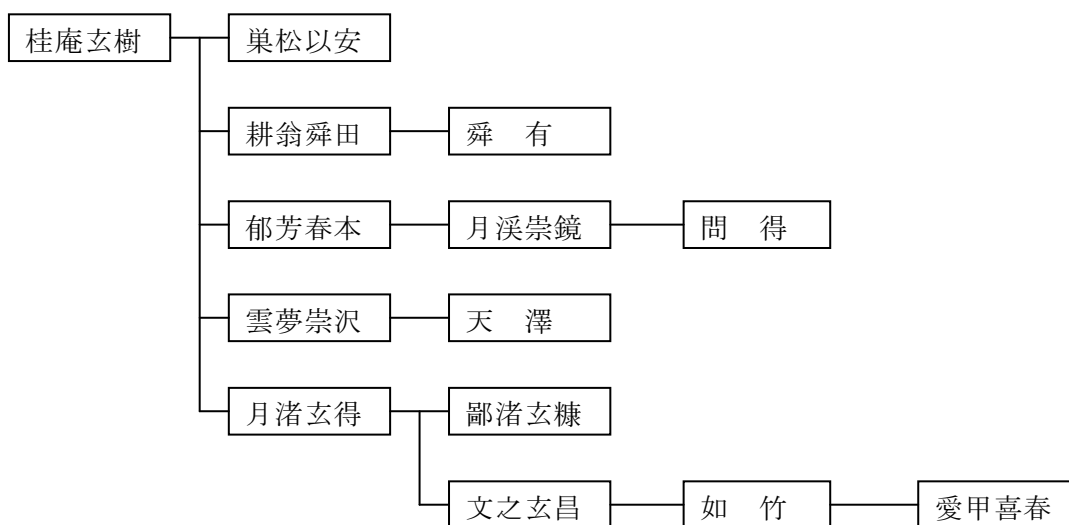


表 5. 県別祭・行事の分析

1. 北海道

			祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名		祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1	層雲峡氷瀑まつり												○氷の芸術	
北	2	さっぽろ雪まつり												○雪像	
海	3	YOSAKOIソーラン祭り												○平成から	
道	4	夷王山まつり				○夷王山神社									
	5	太田神社例大祭				○大田神社									
	6	白蛇姫祭り						○アイヌ							
	7	北海ソーラン祭り												○ニシン	
	8	松前神楽				○松前神社									
	9	江良杵振舞				○江良八幡神社									
	10	こたんまつり												○アイヌ	
						4		1						5	10

2. 青森県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 東通の獅子舞				○山伏神楽				(○) 火伏せ					
青	2 東通の能舞				○山伏神楽		(○)							
森	3 東通の田植餅つき踊							○					民俗	
	4 田子神楽				○山伏神楽									
	5 鬼沢のハダカ参り								○鬼神社豊作祈願					
	6 澤田のろうそくまつり								○神明宮豊作祈願					
	7 八戸のえんぶり								○長者山新羅神社					
	8 福浦歌舞伎春の段												○村歌舞伎	
	9 相内の虫送り								○神明宮虫追い					
	10 五ヶ所河原の虫送り								○虫追い					
	11 川倉賽の河原地蔵尊例大祭												○回向供養	
	12 恐山大祭												○慰霊	
	13 八戸三社大祭				○おがみ・長者山新羅・神明宮									
	14 青森ねぶた祭												○起源不明	
	15 弘前ねぶた												○藩祖起案	
	16 黒石ねぶた												○七夕祭	
	17 五ヶ所河原立佞武多(たちねぶた)												○明治から	
	18 十三の砂山踊り					○								
	19 黒石よされ					○								
	20 大河原火流し										○宗良親王慰霊			
	21 岩木山お山参詣							○岩木山信仰						
	22 上吉田南部駒踊												○野馬取り	
	23 南部切田神楽				○切田八幡宮									
	24 滝沢南部駒踊				○中渡八幡宮									
					6	2	3	2	2		1		8	24



3.岩手県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 山屋の田植踊							○座敷田植え						
岩	2 毛越寺の延年				○毛越寺									
手	3 雫石町裸踊り							○三社坐神社		(○)				
	4 黒石寺蘇民祭				○黒石寺		(○)							
	5 日高火防祭								○火伏せ				民俗	
	6 江刺鹿踊						○						民俗	
	7 天台寺春季例大祭										○長慶天皇法要			
	8 曲水の宴												○毛越寺	
	9 中沢虫追い祭り								○蒼前神社・虫追い					
	10 早池峯神楽				○早池峰神社									
	11 盛岡さんさ踊					○							民俗	
	12 北上みちのく芸能まつり												○	
	13 気仙町けんか七夕												○	
	14 中尊寺薪能												○能	
	15 盛岡舟っこ流し												○送る盆	
	16 浦浜念仏剣舞										○義経と平家亡霊			
	17 川西大念仏剣舞												○中尊寺施餓鬼	
	18 遠野まつり				○遠野八幡宮									
	19 室根神社大祭				○室根神社									
	20 秋の藤原まつり												○平泉	
					5	1	2	1	2		2		7	20

4.宮城県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
宮	1 上沼獅子舞				○上沼八幡神社									
城	2 刈田嶺神社神楽				○刈田嶺神社									
	3 米川の水かぶり								○秋葉神社火伏せ					
	4 長谷観世音虎舞				○長谷観音									
	5 小迫の延年				○白山神社									
	6 花町神楽				○館腰神社									
	7 道祖神神楽				○道祖神社									
	8 小鯖神止七福神舞				○金羅神社									
	9 熊野堂神楽				○熊野神社									
	10 熊野堂舞楽				○同上									
	11 馬場の田植踊							○秋保大滝不動尊						
	12 火伏せの虎舞							○火伏せ					民俗	
	13 大内の山伏神楽				○松沢山光明院									
	14 只越七福神舞				○宇賀神社									
	15 湯元の田植踊							○薬師堂						
	16 早稲谷鹿踊												○	
	17 仙台七夕まつり												○	
	18 牡鹿法印神楽				○零羊崎神社									
	19 新城の田植踊							○平八幡神社						
	20 小島願入踊				○雲南神社									
	21 とよま薪能												○金春	
	22 浅部七福神舞												○	
	23 宿打囃子獅子舞				○早馬神社									
	24 布袋まつり												○	
	25 雄勝法印神楽				○新山神社									
					15			3	2				5	25

5.福島県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 七日堂裸詣り									○園蔵寺龍神の玉				
福	2 高田大俵引き						○農と商							
島	3 両原の早乙女踊り						○豊作祈願							
	4 都々古別神社の御田植							○						
	5 裸参り								○浪江神社火災除					
	6 請戸の安波祭				○茗野神社									
	7 つっこ引き祭り												○善政感謝祭	
	8 会津彼岸囃子						○獅子舞							
	9 お人形様の衣替え								○悪疫除薙刀人形					
	10 南須釜の念仏踊り										○			
	11 栗出の三匹獅子舞				○見渡神社									
	12 霊山神社大祭									○霊山神社武運長久				
	13 福田の十二神楽				○諏訪神社									
	14 桧枝岐歌舞伎				○愛宕神社									
	15 上羽太天道念仏踊											○五穀豊穡		
	16 栗生沢三つ獅子				○大山祇神社獅子舞									
	17 伊佐須美神社お田植まつり							○						
	18 会津田島祇園祭	○熊野・田出宇賀												
	19 相馬野馬追										○軍事訓練			
	20 御宝殿の稚児田楽と風流				○熊野神社				(○)					
	21 駒形ジャンガラ念仏踊											○		
	22 じゃんがら念仏踊											○		
	23 高野三匹獅子				○稲荷神社									
	24 会津まつり												○藩公行列	
	25 白河提灯祭り				○鹿島神社									
	26 二本松ちょうちんまつり				○二本松神社									
	27 小高の平鉄踊り				○大雷神社									
	28 入三洞の三匹獅子舞				○稲荷神社									
	29 田子屋の三匹獅子舞				○田子屋稲荷神社									
	30 須賀川松明あかし										○二階堂家戦死者慰霊			
	31 木幡の幡祭り										○源頼義VS安部頼時			
		1			12		3	2	2	1	4	4	2	31

6.山形県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 遊佐のアマハゲ												○なまはげ	
山	2 やや祭り												○八幡神社年越	
形	3 黒川能												○能	
	4 カセ鳥								○防火					
	5 黒森歌舞伎												○村歌舞伎	
	6 谷地ひな祭り				○秋葉神社雛供養									
	7 米沢上杉まつり										○謙信出陣			
	8 安久津八幡の倭舞と田舞				○									
	9 蔵岡延年				○鳥海山大物忌神社蔵岡口宮									
	10 山戸能												○能	
	11 山五十川歌舞伎												○村歌舞伎	
	12 吹浦田楽				○鳥海山大物忌神社吹浦口宮									
	13 小国の熊祭り												○熊慰霊	
	14 高寺八講				○雷電神社									
	15 酒田まつり				○上下、日枝神社									
	16 鶴岡天神祭		○											
	17 大山まつり				○楯尾神社									
	18 松山城新能												○藩の式楽	
	19 鮭川歌舞伎												○村歌舞伎	
	20 山形花笠まつり				○蔵王大権現									
	21 杉澤比山				○熊野神社									
	22 両所神社御獅子舞				○									
	23 庭月観音燈籠流し												○月倉院	
	24 新山延年舞				○新山神社									
	25 新庄まつり				○戸沢神社									
	26 おばなざわ花笠まつり				○諏訪神社									
	27 林家舞楽				○谷地八幡宮									
	28 松例祭				○出羽三山神社									
			1		15				1		1		10	28

7.秋田県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穡 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 早魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
秋 田	1 一日市裸参り				○一日市諏訪神社		(○)			(○)				
	2 諏訪神社の酒飲み占								○豊凶占					
	3 大日堂舞楽				○大日靈貴神社									
	4 小滝まんだらもち占い								○金峰神社豊凶占					
	5 小滝のアマノハギ												○なまはげ	
	6 新山神社の裸まいり												○新山神社	
	7 カンデッコあげ						○							
	8 刈和野の大綱引													○市場開設権
	9 紙風船上げ													○平賀源内伝
	10 なまあげ柴灯まつり													○s 39から
	11 六郷のカマクラ													○左義長
	12 火振りかまくら									○田の厄祓い				
	13 横手のかまくら・梵天									(○) 害鳥追い				○左義長
	14 大曲の大綱引き									○豊作・米価占				
	15 オジナオバナ													○先祖慰霊
	16 上満願寺神楽					○三上神社								
	17 願入踊													○下層僧の踊
	18 まほろば唐松薪能													○能
	19 延年チョウクライロ舞					○金峰神社								
	20 東湖八坂神社例大祭		○スサノオノミコト											
	21 伊勢居地番楽					○延命地藏尊								
	22 御神幸祭					○日吉神社								
	23 秋田竿灯まつり							○豊作祈願						
	24 七夕絵どうろまつり													○七夕
	25 能代ねぶながし													○ねぶた
	26 釜ヶ台番楽					○京都醍醐寺修験者由来								
	27 根子番楽					○修験者由来								
	28 冬師番楽					○修験者由来								
	29 送り盆祭り													○餓死者供養
	30 西馬音内盆踊り						○							
	31 鳥海獅子まつり					○番楽								
	32 大館大文字まつり													○祖先供養
	33 一日市盆踊り						○							
	34 花輪ばやし					○幸稲荷神社								
	35 赤田大仏祭り					○神仏混交祭								
	36 毛馬内の盆踊り						○							
	37 仁井田番楽					○新山神社								
	38 角館のお祭り					○神明社								
	39 大森親山獅子大権現舞					○八幡神社								
	40 保呂羽山霜月神楽					○波宇志別神社								
	41 ナマハゲ													○なまはげ
		1			16	3	2		4				15	41

8.千葉県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 鬚撫で祭												○祭当番交替式	
千	2 鮑富神社の筒粥								○鮑富神社・豊凶					
葉	3 武西の六座念仏の称念仏踊											○		
	4 茂名の里芋祭り									○十二所神社				
	5 和良比はだか祭り				○皇産霊神社	(○)			(○)					
	6 日枝神社の御神的神事								○日枝神社・豊凶					
	7 鎌数の神楽				○鎌数伊勢神宮									
	8 おどり花見												○女人講	
	9 取香の三番叟				○側高神社									
	10 香取神宮御田植祭							○香取神宮						
	11 成田山薪能				○新勝寺									
	12 佐原の大祭夏祭り				○八坂神社									
	13 黒獅子舞				○六ヶ所神社									
	14 白間津のササラ踊				○日枝神社									
	15 神輿の梯子立て								○厄祓い阿夫利神社					
	16 鬼来迎												○施餓鬼	
	17 御待夜祭												○佐倉宗吾慰霊	
	18 安房国司祭				○鶴谷八幡宮									
	19 大原はだか祭り				○鹿島神社	(○)								
	20 佐原の大祭秋祭り				○諏訪神社									
	21 高家神社の庖丁式				○高家神社									
					10			1	4	1		1	4	21



10.群馬県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穰 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
	1 少林山のだるま市												○達磨寺	
群	2 片貝神社太々神楽				○片貝神社		(○)							
馬	3 松谷神社の太々神楽				○松谷神社									
	4 中の条の鳥追い祭								○虫追い					
	5 門前の春駒						○蚕金甲稲荷神社							
	6 榛名神社神楽始式				○榛名神社									
	7 上州白久保のお茶講												○闘茶	
	8 乙父のおひながゆ												○雛祭	
	9 沼須人形芝居												○幕末から	
	10 下南室太々神楽御神楽				○赤城神社									
	11 箱田の獅子舞				○木曾三柱神社									
	12 古馬牧人形浄瑠璃												○	
	13 下長磯操翁式三番叟				○下長磯稲荷神社操人形									
	14 泉沢の獅子舞				○泉沢八幡宮									
	15 稲含神社の太々神楽				○稲含神社									
	16 五料の水神楽								○水難飯玉神社					
	17 沼田祭り	○須賀神社牛頭天王												
	18 皆澤地区の百万念仏								○疫病					
	19 やっさ祭り								○若宮八幡宮豊凶					
	20 片品の猿追い祭り								○武尊神社白猿退治					
		1			8		1		5				5	20



11.栃木県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 滝流しの式												○最勝寺	
栃	2 栗野町発光路の強飯式				○妙見神社									
木	3 鎧年越										○鑢阿寺武者行列			
	4 板荷のアンバ様												○	
	5 日光強飯式				○日光輪王寺					(○)				
	6 風見の神楽				○東護神社									
	7 木綿畑新田の太々神楽				○稲荷神社									
	8 二荒神社弥生祭				○二荒神社									
	9 百村の百堂念仏舞				○愛宕神社	(○)				(○)				
	10 日光東照宮百物揃千人武者行列				○日光東照宮									
	11 初山ペタンコ祭り									○赤ちゃん				
	12 平家大祭												○	
	13 烏山山あげ祭				○八雲神社									
	14 日光和楽踊り					○大正天皇行幸								
	15 山内上組百堂念仏踊り											○		
	16 輪王寺薪能				○輪王寺									
	17 鹿沼ぶっつけ秋祭り				○今宮神社									
	18 南飯田神田囃子												○	
	19 子供強飯式				○生岡神社	(○)								
	20 悪口祭り												○最勝寺	
					11	1				1	1	1	5	20

12.茨城県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 祭頭祭				○鹿島神宮									
茨	2 日立風流物												○風流	
城	3 龍ヶ崎の撞舞	○八坂神社												
	4 片野排禍ばやし				○片野八幡神社									
	5 延片相撲				○鹿島吉田神社									
	6 柿岡からくり人形												○	
	7 真家みたま踊り										○			
	8 石岡のおまつり				○常陸国総社宮									
	9 八幡神社太々神楽				○八幡神社									
	10 筑西市下館薪能												○	
	11 根小屋代々十二神楽				○七代天神社									
	12 岩井将門まつり												○s 47から	
	13 どぶろく祭り				○春日神社									
	14 古河提灯竿もみまつり												○野木神社	
		1			7							1	5	14

13.山梨県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穡 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
山梨	1 藤木の太鼓乗り												○道祖神	
	2 西南湖の獅子舞												○道祖神	
	3 田野の十二神楽												○	
	4 徳和天神祭												○子供が主役	
	5 山梨岡神社太々神楽				山梨岡神社						○信玄出陣神楽			
	6 天津司の舞				○天津司神社								人形芝居	
	7 室伏の打ちはやし				○日吉山王神社									
	8 武田二十四将騎馬行列				○武田神社						信玄慰霊			
	9 信玄公祭										○甲州軍出陣			
	10 河中島合戦戦国絵巻										○s 53から			
	11 丹波山村のささら獅子				○熊野神社									
	12 河口の稚児舞				○浅間神社									
	13 南部の火祭り													○民俗
	14 無生野大念仏												○護良親王首	
	15 藤尾獅子舞				○二宮神社	(○)		(○)						
	16 箕輪新町のおんねりと巫女舞				○金比羅神社									
	17 日原獅子舞				○愛宕神社	(○)		(○)						
	18 吉田の火祭り				○富士浅間・諏訪神社			鎮火祈願						
					9					3	1	5	18	

14.神奈川県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穡 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
	1 左義長												○道祖神	
神奈川	2 チャッキラコ						○海南神社大漁							
	3 万福寺の火渡り火伏せ祭り				○万福寺				(○) 火除					
	4 世附の百万遍念仏				○能安寺				(○) 悪疫					
	5 仙石原の湯立獅子舞				○諏訪神社	(○)			(○)					
	6 鎌倉まつり												○八幡宮	
	7 大岡越前祭												○s 38から	
	8 比々多神社春季例大祭				○三宮比々多神社									
	9 小田原北条五代祭り										○北條氏供養			
	10 道寸祭り										○三浦氏供養			
	11 蛇も蚊も祭り								○原神明社厄祓い					
	12 宮城野の湯立獅子舞				○宮城野諏訪神社				(○)					
	13 川崎大師風鈴市												○風鈴市	
	14 浜降祭				○寒川神社									
	15 三戸のお精霊流し												○祖霊送り	
	16 鶴岡八幡宮例大祭 (放生会)				○鶴岡八幡宮									
	17 小田原城薪能												○	
	18 火祭薪能				○阿夫利神社									
	19 箱根大名行列												○s 10から	
	20 海南神社面神楽				○海南神社									
	21 飯泉観音だるま												○縁日	
					9		1		1		2		8	21

15.東京都

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穡 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
	1 うそかえ神事								○亀戸天神					
東	2 凧市								○王子稲荷火事					
京	3 徳丸の田遊び				○徳丸北野神社		(○)							
	4 赤塚の田遊び				○赤塚諏訪神社		(○)							
	5 江戸ながしびな								○子供成長祈願					
	6 浅草流鏑馬												○流鏑馬	
	7 孔子祭												○流鏑馬湯島聖堂	
	8 横中馬の獅子舞				○長円寺外		(○)	獅子舞	(○)					
	9 神田祭				○神田明神									
	10 三社祭				○浅草神社		(○)		(○)					
	11 山王祭				○日枝神社									
	12 御嶽神社太々神楽				○青梅御嶽									
	13 千日詣りほおづき縁日									○愛宕神社				
	14 鳥越神社芽の輪くぐり									○鳥越神社				
	15 お山開き(富士山)												○小野照崎神社	
	16 鳥越神社水上祭形代ながし									○鳥越神社				
	17 四万六千日												○ほおづき市	
	18 佃島の盆踊り					○								
	19 こんにやく閻魔				○源覚寺				(○) 目病					
	20 隅田川花火大会								○水神祭					
	21 かつお釣り神事				○物忌奈命神社		(○)							
	22 王子田楽				○王子神社									
	23 佃祭				○住吉神社									
	24 新島若郷祭り												○新島風流踊	
	25 深川八幡祭り				富岡八幡宮					○家綱世継				
	26 小河内の鹿島踊												○	
	27 鳳凰の舞				○春日神社				(○) 雨乞い					
	28 江古田の獅子舞				○江古田氷川神社				(○)					
	29 べったらし												○	
	30 木場の角乗り												○	
	31 酉の市									○鷲神社熊手				
	32 義土祭									○泉岳寺				
	33 世田谷のぼろ市												○	
	34 羽子板市												○浅草寺	
					13	1			3	5	2		10	34

16.石川県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 面様年頭								○輪島前神社厄除け					
石川	2 ゾンベラ祭り							○鬼屋神社						
	3 御願神事（大蛇退治）												○菅生石部神社	
	4 文弥人形浄瑠璃でくの舞												○浄瑠璃	
	5 二十日題目								○日吉神社鎮火願					
	6 平国祭				○気多大社				(○)					
	7 蛇の目神事（大蛇退治）				○気多大社									
	8 曳山祭				○住吉・重蔵神社									
	9 青柏祭				○山王神社		(○)							
	10 お旅まつり				○菟橋・本折日吉神社									
	11 金沢百万石まつり										○利家金沢入城			
	12 宇出津あばれ祭	○八坂神社・牛頭					(○)							
	13 横江の虫送り								○宇佐八幡神社・虫除					
	14 水無月祭り				○住吉神社					(○)				
	15 名舟大祭				○名舟白山神社									
	16 にわか祭				○海瀬神社		(○)							
	17 ぐず焼まつり												○グズ退治	
	18 早船狂言				○高倉彦神社									
	19 悪魔祓い				○向本折白山神社				(○)	疫病				
	20 柳田大祭				○白山神社									
	21 お熊甲祭				○熊甲神社									
	22 唐戸山神事相撲				○羽咋神社									
	23 柿八講祭				○柿生日吉神社		(○)							
	24 いどり祭				○鶺鴒菅原神社		(○)							
	25 あえのこと							○						
	26 鶺鴒祭				○気多神社				(○)	吉凶				
		1			16			2	3		1		3	26

17.富山県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穣	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 厄祓い鯉の放流								○金屋神明宮					
富	2 利賀の初午（とが）									(○)			○民俗行事	
山	3 高砂山願念坊祭り				○下大久保八幡宮									
	4 明日の稚児舞（あけび）				○法福寺									
	5 高岡御車山祭				○高岡関野神社									
	6 福野の夜高祭				○福野神明社									
	7 加茂祭の牛乗式				○加茂神社		(○)							
	8 城端曳山祭（じょうはな）				○城端神明社									
	9 伏木曳山祭				○伏木神社									
	10 お鍼さま祭り				○町長・布尻神社					(○)				
	11 獅子舞祭り												○民俗	
	12 津沢夜高あんどん												○民俗	
	13 夜高行燈街練り												○民俗	
	14 ニブ流し												○ねぶた	
	15 滑川のネブタ流し												○ねぶた	
	16 たてもん祭り				○諏訪神社									
	17 熊野神社稚児舞				○熊野神社				(○)					
	18 おわら風の盆												○	
	19 加茂神社の稚児舞				○加茂神社									
	20 宮めぐり神事				○埴生護国八幡宮									
	21 城端むぎや祭				○善徳寺									
	22 つくりもんまつり												○地藏	
	23 こきりこ祭り				○白山宮									
	24 新湊曳山まつり				○放生津八幡宮									
	25 高岡万葉まつり												○s 56から	
					15				1				9	25

18.新潟県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穡 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計	
新潟	1 白山神社の田遊び神事							○白山神社							
	2 裸詣り									○八幡神社					
	3 青海の竹のからかい								○吉凶 (民俗)						
	4 むこ投げとすみ塗り									○民俗					
	5 五所神社の御田植神事								○五所神社						
	6 裸押合大祭					○栃堀巢守神社									
	7 大牧の鐘撞まつり									○道祖神					
	8 浦佐昆沙門堂裸押合大祭					○浦佐昆沙門堂									
	9 ほだれ祭							○道祖神	(○)						
	10 大須戸能					○八坂神社									
	11 天津神社舞楽					○天津神社									
	12 彌彦神社大々神楽					○彌彦神社									
	13 白山神社舞楽					○白山神社									
	14 つがわ狐の嫁入り行列					○住吉神社	(○)								
	15 天領佐渡両津新能													○能	
	16 牛の角突き													○	
	17 白根大風合戦													○風合戦	
	18 見附大風合戦													○風合戦	
	19 開運観音大祭 (万燈供養)					○龍谷寺									
	20 天王祭					○牛尾神社									
	21 えんまし													○馬市	
	22 羽茂まつり (はもち)					○草刈・菅原神社				(○)					
	23 角兵衛獅子													○	
	24 彌彦燈籠まつり					○彌彦神社									
	25 長岡まつり													○花火	
	26 盆踊り大の阪						○								
	27 謙信公祭													○大正から	
	28 世阿弥供養祭													○大正から	
	29 城下町新発田ふるさとまつり					○諏訪神社									
	30 羽黒神社新能					○羽黒神社									
	31 根知山寺の延年					○根知山寺日吉神社									
	32 綾子舞													○	
	33 佐渡城腰の花笠踊					○久知八幡宮	(○)	(○)							
	34 佐渡おけさ全国大会													○	
	35 王神祭													○神婚	
	36 山北のボタモチ祭り													○	
					15	1	1	2	1	3			13	36	



19.長野県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 木賊獅子（とくさ）				○神坂神社									
長	2 上原の鳥追い祭り						○道祖神							
野	3 蟹の年取り												○	
	4 新野の雪祭り				○伊豆神社		(○)							
	5 羽広の獅子舞				○仲仙寺									
	6 野沢温泉の道祖神祭り												○道祖神	
	7 上松の塞の神行列												○道祖神	
	8 田遊神事と暮目鳴弦				○諏訪大社上社		(○)	(○)						
	9 戸沢のねじとうまひき行事												○道祖神	
	10 時又初午はだか祭り				長石寺						○小笠原長清戦死者慰霊			
	11 仁科神明宮作始め神事				○仁科神明宮		(○)							
	12 御柱祭				○諏訪大社									
	13 跡部の踊り念仏										○			
	14 黒田人形浄瑠璃												○人形浄瑠璃	
	15 山寺のやきもち踊り				○八幡社・白山社			(○) 厄祓い						
	16 上今井諏訪神社の太々神楽				○上今井諏訪神社									
	17 雨宮の御神事				○雨宮坐日吉神社									
	18 塩野の和藤内獅子				○上平神社									
	19 駒ヶ岳神社太々神楽				○駒ヶ岳神社									
	20 大鹿歌舞伎												○村歌舞伎	
	21 新野の盆踊り					○								
	22 腹の神送り							(○)					○	
	23 仁科神明宮神楽				○仁科神明宮									
	24 湯原神社式三番				○湯原神社									
	25 穂高神社のお船祭										○白村江戦死			
	26 今田人形浄瑠璃				○大宮八幡宮									
	27 信州塩山郷の霜月祭				○白山神社他									
					15	1	1				2	1	7	27

20.静岡県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
静岡県	1 寺野ひょんどり				○寺野三日堂		(○)							
	2 川名のひょんどり				○福満寺薬師堂		(○)							
	3 法多山田遊祭			○尊永寺										
	4 お田打ち神事							○三嶋大社						
	5 有東木のギリツカケ												○	
	6 西浦の田楽				○観音堂		(○)			(○)				
	7 事八日チャンチャコチャン行事				○恵比須神社									
	8 山の神祭り							○						
	9 蛭ヶ谷の田遊び				○蛭児神社			(○)						
	10 滝沢八坂神社の田遊び				○八坂神社		(○)	(○)						
	11 藤守の田遊び				○藤守大井八幡宮				(○)大井川慰霊					
	12 浅間神社廿日会祭の稚児舞				○静岡浅間神社									
	13 三熊野神社の地固め舞と田遊び							○						
	14 天宮神社十二段舞楽				○天宮神社									
	15 小国神社十二段舞楽				○小国神社									
	16 浜松まつり													○
	17 遠州大念仏											○武田戦死者慰霊		
	18 山名神社天王祭舞楽	○山名神社・牛頭天王												
	19 荒まつり				○焼津神社									
	20 徳山の盆踊り				○浅間神社									
	21 見附天神裸祭	○矢奈比賣神社												
	22 桜ヶ池のお櫃納め				○池宮神社					(○)				
	23 浦川歌舞伎													○村歌舞伎
	24 三保羽衣薪能													○
	25 徳山神楽				○徳山神社									
	26 掛川大祭	○龍尾神社・牛頭												
	27 島田大祭				○大井神社									
	28 見高三番叟													○村歌舞伎
	29 川合花の舞				○八坂神社									
	30 沼田の湯立神楽				○子之神社		(○)		(○)雨乞い					
	31 尻つみ祭り													○
	32 智万寺の鬼祓い			○智万寺										
		2	1	2	17			3			1		6	32

21.愛知県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穡 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
	1 三河万歳												○	
愛	2 鳳来寺田楽				○鳳来寺	(○)								
知	3 西尾のてんでこ祭				○熱池八幡社	(○)								
	4 御神楽祭り				○富山熊野神社									
	5 熱田神宮踏歌神事				○熱田神宮			(○)	(○)					
	6 菟足神社の御田祭							○菟足神社						
	7 はだか祭								○尾張大国霊神社・厄落し					
	8 黒沢田楽				○峯福寺	(○)								
	9 三河鳥羽の火まつり				○鳥羽神明社			(○)	豊凶					
	10 田峯田楽				○高勝寺	(○)								
	11 豊年祭				○田縣神社	(○)			(○)					
	12 半田の春の山車祭												○山車	
	13 犬山祭				○針綱神社									
	14 千万町神楽				○八剣神社									
	15 熱田神社舞楽神事				○熱田神宮									
	16 熱田神宮酔笑人神事				○熱田神宮									
	17 知立山車文楽とからくり				○知立神社									
	18 坪崎の火きり神事				○坪崎津島神社			(○)	疫病除					
	19 尾張津島天王まつり	○津島神社・牛頭												
	20 万燈祭				○秋葉神社									
	21 綾渡の夜念仏と盆踊											○平勝寺		
	22 大海の放下												○風流踊	
	23 信玄原の火おどり										○長篠戦死者慰霊			
	24 野田雨乞笠おどり				○野田八幡宮			(○)						
	25 水法の芝馬祭				○白山社				(○)					
	26 朝倉の梯子獅子				○牟山神社	(○)								
	27 名古屋まつり												○	
	28 三谷祭				○八剣神社									
	29 奥三河の花祭(17地区)					(○)							○	
	30 参候祭り				○設楽津島神社			(○)	魔除け					
	31 新城歌舞伎												○	
	32 長松寺のどんき												○長松寺火祭	
		1			20			1	1		1	1	7	32

22.岐阜県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
岐阜	1 六日祭	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	2 三寺まいり				○長滝白山神社 (○)									
	3 今尾の左義長				○今尾秋葉神社				(○) 火除					
	4 谷汲踊										○華巖寺源氏			
	5 眞桑人形浄瑠璃												○人形浄瑠璃	
	6 ひんこ祭り				○大矢田神社 (○)									
	7 美濃まつり				○八幡神社									
	8 能郷の能狂言				○能郷白山神社 (○)					(○)				
	9 高山祭				○日枝神社・桜山八幡宮									
	10 半原操り人形浄瑠璃				○日吉神社									
	11 ひるかんの榊振り踊り				○蛭川安弘見神社									
	12 飛騨古川祭												○	
	13 鎌倉踊り										○白鬚神社源氏			
	14 垂井曳山車祭				八重垣神社						○北朝後光厳天皇			
	15 郡上おどり												○	
	16 太子踊り				○常蓮寺									
	17 船津盆踊					○								
	18 三倉の太鼓踊				峯神社						○源氏			
	19 数河獅子				○白山・松尾白山神社									
	20 寒水の掛踊				○白山神社									
	21 表佐の太鼓踊り								○雨乞い					
	22 栗笠の獅子舞				○福地神社									
	23 木曾の花馬祭り				坂下神社		(○)				○木曾義仲			
	24 平方勢獅子				○		(○)							
	25 村国座子供歌舞伎												○村歌舞伎	
	26 白川どぶろく祭り												○	
	27 白雲座歌舞伎												○村歌舞伎	
					14	1			1		5		6	27

23.福井県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 越前万歳												○新春開門式	
福井	2 国山神事				○八王子神社			(○)						
	3 敦賀西町の綱引き								○豊凶占					
	4 日向水中綱引き												○	
	5 睦月神事				○加茂神社			(○)						
	6 水海の田楽能舞				○鶴甘神社									
	7 勝山の左義長まつり												○左義長	
	8 お水送り			○神宮寺										
	9 おごけ祭り												○	
	10 八幡神社の彼岸祭				○八幡神社									
	11 天満社例祭神事				○天満社									
	12 国津神社の神事				○国津神社									
	13 闇見神社例祭神事				○闇見神社									
	14 宇波西神社神事芸能				○宇波西神社									
	15 多由比神社の例祭神事				○多田比神社									
	16 仏舞												○糸崎寺	
	17 花山権現				○登知為神社									
	18 竹田じょんころ踊り					○								
	19 舟寄踊					白山神社						○姉川出陣		
	20 風祈能				○彌美神社		(○)		(○) 風除					
	21 赤崎獅子舞				○赤崎八幡宮									
	22 日向神楽				○八幡神社									
					1	13	1			1		1		5

24.京都府

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穣	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
	1 白朮祭（おけら）	八坂天神		修二会	山車神輿	○八坂神社				○				
京	2 裸踊り			○法界寺			○							
都	3 初弘法									○東寺				
	4 節分厄除大法会									○壬生寺				
	5 吉田神社節分大祭					○吉田神社								
	6 針供養												○法輪寺	
	7 居籠祭					○湧出宮	○							
	8 五大力尊仁王会												○醍醐寺	
	9 流し雛					○下鴨神社			○					
	10 清涼寺のお松明式									○清涼寺				
	11 東福寺の涅槃会												○東福寺	
	12 嵯峨大念仏狂言												◎清涼寺	
	13 やすらい花					○今宮神社			○	疫病				
	14 豊太閤花見行列												○醍醐寺	
	15 上賀茂神社曲水の宴												○上加茂神社	
	16 白峯神社蹴鞠					○白峰神社								
	17 出雲風流花踊り					○出雲大神宮			○	雨乞い				
	18 松尾祭					○松尾大社								
	19 吉野大夫花供養												○當照寺	
	20 壬生狂言												◎壬生寺	
	21 曲水の宴												○城南宮	
	22 千本えんま堂大念仏狂言												◎引接寺	
	23 神泉苑大念仏狂言												○神泉苑	
	24 流鏝馬神事					○下鴨神社			○					
	25 賀茂競馬					○上加茂神社	○							
	26 藤森神社馭馬												○神功皇后凱旋	
	27 御影祭					○下鴨神社神馬								
	28 葵祭					○上加茂・下鴨神社			○					
	29 御霊祭					○御霊神社								
	30 三船祭												○嵐山渡月橋	
	31 祝賀能												○親鸞生誕	
	32 貴船祭					○貴船神社								
	33 京都新能												○平安神宮	
	34 県祭					○県神社（平等院）								
	35 田植祭									○伏見稲荷				
	36 祇園祭	○八坂（祇園社）							○					
	37 夏越神事					○下鴨神社				○				
	38 六道珍皇寺六道まいり												○先祖霊	
	39 佐伯灯笼					○禊田野神社	○							
	40 五山送り火												○	
	41 雲ヶ畑松上げ					○愛宕明神	○		○	火除				
	42 久多の花笠踊												○風流踊	
	43 重陽神事					○上加茂神社								
	44 鳥相撲					○同上								
	45 石清水祭					○石清水八幡宮								
	46 八瀬赦免地踊												○秋元神社	
	47 時代祭												○遷都記念	
	48 鞍馬の火祭					○鞍馬由岐神社								
	49 田山花踊												○風流踊	
	50 火焚祭					○伏見稲荷								
	51 大根焚き												○親恩寺釈迦	
	52 空也踊躍念仏												○六波羅密寺	
	53 北野祭		○北野天満宮											
		1	1	1	23			1	1	2		1	22	53

25.滋賀県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 勝部の火まつり				○勝部神社									
滋 賀	2 住吉（浮気）の火まつり				○住吉神社									
	3 西市辺裸まつり				○西市辺薬師堂									
	4 延勝寺のオコナイ				○飯開神社	(○)								
	5 びわ町難波のオコナイ				○八坂神社	(○)								
	6 近江八幡の左義長まつり				○日牟禮八幡宮								(○) 左義長	
	7 長浜曳山まつり				長浜八幡宮						○秀吉男子			
	8 日吉大社山王祭				○日吉大社									
	9 黒川の太鼓踊り				○大宮神社									
	10 日野祭				○馬見岡綿向神社									
	11 すし切りまつり				○下新川神社									
	12 多賀大社御田植祭						(○)	○多賀大社						
	13 大津祭				○天孫神社									
	14 大野木豊年太鼓踊り				○八相宮				(○)					
	15 朝日豊年太鼓踊				○八幡神社				(○)					
	16 三上のずいき祭							○御上神社						
	17 上笠天満宮講踊				○上笠天満宮				(○) 雨乞い					
	18 お火焚き大祭				○大郎坊宮									
	19 黒滝の太鼓踊り				○惣王神社									
						16		1	1			1		

26.三重県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
三重	1 ゲーター祭				○八代神社									
	2 立神のひつぼろ神事				○宇氣比神社									
	3 安乗の三番叟				○安乗神社	(○)			(○)					
	4 竈方古証文と樹渡し式												○	
	5 鍵引き神事												○	
	6 古和浦の山の神祭												○	
	7 小阿坂のかんこ踊り					○阿射加神社	(○)		(○) 雨乞い					
	8 越賀の弓引神事					○越賀神社			(○) 豊凶					
	9 ハラソ祭り													○鯨供養
	10 花の窟のお綱かけ神事					○花の窟神社								
	11 御頭神事					○高向神社			(○) 疫病					
	12 大般若経転読世だめし粥占い								○種もみ					
	13 通町の能					○栄通神社								
	14 二月堂松明調進行事													○極楽寺
	15 一色の能					○一色神社								
	16 てんでん					○粥見神社			(○) 魔除け					
	17 羯鼓踊					○陽夫多神社	(○)							
	18 多度大社上げ馬神事								○多度神社・豊凶					
	19 齊王まつり													○
	20 伊雑宮御田植祭							○伊勢神宮						
	21 方座浦の浅間祭					○浅間神社								
	22 願之山踊り					○陽夫多神社								
	23 桑名の石取祭					○春日神社								
	24 大念仏								○顕正寺魔除け					
	25 つんつくおどり						○両聖寺							
	26 エットーエッサ										○大内山奥信戦死者慰霊			
	27 松が崎のかんこ踊り												○	
	28 鯨取り船神事							○鳥出神社						
	29 池山のかんこ踊								○永源寺雨乞い					
	30 中小俣のかんこ踊り												○	
	31 本郷のかんこ踊り													○医王寺
	32 安乗の人形芝居										○九鬼嘉隆文禄役御礼			
	33 馬瀬の狂言													○
	34 津まつりの唐人踊り										○藤堂高次通信使行列			
	35 勝手神社神事踊					○勝手神社	(○)		(○)					
	36 阿野田かんこ踊り								○亀山神社雨乞い					
	37 伊賀上野天神祭			○菅原神社										
	38 しぐれ忌													○芭蕉追善
	39 伊勢大神楽					○増田神社								
			1		16	1	1	1	5		3	2	9	39



27.大阪府

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穰 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
	1 住吉大社踏歌神事				○住吉大社（新年祝賀）									
大	2 十日戎				○今宮戎神社	(○)								
坂	3 枚岡神社粥占神事				○枚岡神社			(○) 豊凶						
	4 野里の一夜官女祭				○野里住吉神社（人身御供慰霊）									
	5 杭全（くまた）神社の御田植神事				○杭全神社	(○)								
	6 聖霊会舞楽大法要												○聖徳太子	
	7 御田植神事				○住吉神社	(○)								
	8 天神祭		○天満宮											
	9 住吉祭				○住吉神社			(○)						
	10 葛城踊り							○彌勒寺・雨乞い						
	11 岸和田だんじり祭				○京都伏見稲荷	(○)								
	12 上神谷（にわだに）のこおどり				○桜井神社									
	13 神農祭				○少彦名神社								(○) 薬の安全	
	14 やっさいほっさい				○石津太神社								(○) 火祭り	
	15 注連縄掛神事				○枚岡神社	(○)			(○)					
			1		12				1				1	15

28.兵庫県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 東光寺田遊び・鬼会							○東光寺						
兵	2 常勝寺の鬼こそ									○常勝寺				
庫	3 篠山春日能				○春日神社									
	4 千谷きりん獅子舞				○秋葉神社				(○) 火除け					
	5 奉納能楽会												○住吉神社	
	6 朝光寺の鬼追踊						○朝光寺			(○)				
	7 湯村温泉まつり												○慈覚大師	
	8 丹土はねそ踊り												○	
	9 若杉ざんざか踊				○三社神社				(○) 疫病					
	10 大杉ざんざこ踊り				○二宮神社				(○) 疫病					
	11 射添地区盆踊り芸踊り大会					○								
	12 横山のチャンチャコ踊				○横山神社				(○) 旱魃除					
	13 姫路城観月会												○	
	14 加茂神社稲引き樽引き神事				○加茂神社									
	15 住吉神社の神舞				○小野原住吉神社									
	16 八坂神社の練込	○八坂神社												
	17 坂越船祭				○大避神社								(○) 船祭	
	18 青垣翁三番叟				○八幡神社									
	19 灘のけんか祭				○松原八幡神社									
	20 有馬大茶会												○ s 25から	
	21 駒宇佐八幡宮百石踊				○駒宇佐八幡神社									
	22 上鴨川住吉神社神事舞				○上鴨川住吉神社									
		1			12	1	1	1		1			5	22

29.奈良県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 山車神輿	盆踊り	五穀豊穡 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 早魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
	1 大神神社繞道祭（にようどう）				○大神神社									
奈	2 勸請繩掛け				○金勝寺				(○)					
良	3 餅談義			○唐招提寺										
	4 篠原踊り				○天神社（風流踊）									
	5 惣谷狂言				○天神社									
	6 国栖奏				○浄見原神社									
	7 飛鳥おんだ祭				○飛鳥坐神社	(○)			(○)					
	8 お網祭												○	
	9 長谷寺のただおし			○長谷寺										
	10 涅槃会			○唐招提寺										
	11 弓の華鎮（けいちん）					○			(○)					
	12 修二会			○東大寺										
	13 薬師寺修二会式			○薬師寺										
	14 西大寺大茶盛式												○	
	15 新泉町の野神祭り						○							
	16 矢部の綱掛						○							
	17 薪御能			○興福寺										
	18 當麻寺練供養会式												○當麻寺	
	19 辻網会								○唐招提寺					
	20 舍利会												○唐招提寺	
	21 鍵の蛇巻今里の蛇巻						○							
	22 三枝祭				○率川神社				(○) 疫病					
	23 神剣渡御祭				○石川神社		(○)							
	24 龍田大社風鎮祭				○龍田大社				(○) 災害					
	25 蓮華会蛙飛び行事												○金峰山寺	
	26 法華寺れんげ会式								○法華寺・疫病					
	27 天河辨財天例大祭				○天河大辨財天社									
	28 おんばら祭				○大神神社				(○)					
	29 小原の大踊り												○	
	30 中元万燈籠				○春日大社									
	31 武蔵の大踊り												○	
	32 坂本踊り				○天神社									
	33 西川の大踊り												○	
	34 大和郷して踊り				○大和神社				(○) 雨乞い					
	35 観月讚佛会												○唐招提寺	
	36 采女祭				○采女神社									
	37 奈良豆比古神社翁舞				○奈良豆比古神社									
	38 曾爾の獅子舞				○早馬神社									
	39 嘉吉祭				○談山神社									
	40 数献當講												○	
	41 題目立				○八柱神社									
	42 談山神社けまり祭				○談山神社									
	43 春日若宮おん祭				○若宮神社									
	44 一陽来復祭				○一言主神社				(○)					
				6	22		3	1	2				10	44

30.和歌山県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 粟生のおも講と堂徒式												○	
和	2 花園の御田舞				○下花園神社			(○)						
歌	3 お燈まつり				○神倉神社					(○)				
山	4 水門神社例祭				○水門神社									
	5 杉野原の御田舞				○河津明神社			(○)						
	6 道成寺会式				○道成寺									
	7 真田祭										○真田幸村武者行列			
	8 中将姫来迎会式				○得生寺									
	9 青葉まつり				○高野山・宗祖降誕会のとき									
	10 那智の火祭				○熊野那智大社									
	11 河内祭										○熊野水軍戦勝祝			
	12 光明寺の六斎念仏												○読経	
	13 嵯峨谷の神踊り				○若宮八幡宮	(○)				(○)				
	14 椎出鬼の舞				○椎出巖島神社	(○)			(○)					
	15 三輪崎の獅子舞				○三輪崎八幡神社									
	16 三輪崎の鯨踊り				○同上	(○)								
	17 乙田の獅子舞				○広八幡神社									
	18 広八幡の田楽				○同上			(○)						
	19 戲瓢踊 (けほん)				○小竹八幡神社									
	20 クエ祭				○白鬚神社									
	21 笑い祭				○丹生神社									
	22 えびすのお渡り				○古沢巖島神社									
	23 御船祭				○熊野速玉大社						(熊野水軍)			
	24 名之内の獅子舞				○清川天室神社									
	25 ねんねこ祭				○木葉神社	(○)				(○) 安産				
	26 たい松押し				○下花園神社				(○) 厄落し					
					22						2		2	26

31.鳥取県

			祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名		祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1	管粥神事				○生田八幡神社				(○)					
鳥	2	流し雛									○				
取	3	法勝寺一式飾り												○左義長	
	4	姫路神社百手の神				○姫路神社				(○)					
	5	大山寺御幸				○大山寺				(○)					
	6	因幡の菖蒲綱引き												○子供行事	
	7	鳥取しゃんしゃん祭												○s 36から	
	8	上淀の八朔行事				○天神恒神社				(○)					
	9	福岡神社大注連と蛸舞式神事				○福岡神社									
						5					1			3	9

32.島根県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 宅野子供神楽												○子供神楽	
島	2 青柴垣神事				○美保神社					(○) 舟の安全				
根	3 安子神社のお田植安産神事				○安子神社			(○)		(○)				
	4 隠岐国分寺蓮華会舞				○国分寺									
	5 玉若酢命神社御霊会風流				○玉若酢命神社	(○)	(○)							
	6 津輪野の鷺舞				○弥永神社				(○)					
	7 島後久見神楽				○伊勢命神社									
	8 津輪野の盆踊り					○								
	9 須佐神社念仏踊				○須佐神社			(○)				(○)		
	10 長浜八朔祭				○長浜天満宮									
	11 美田八幡宮の田楽				○美田八幡宮									
	12 佐陀神能				○佐太神社									
	13 海潮神代神楽				○須我神社									
	14 日吉神社庭の舞十万拜禮				○美田と交互									
	15 宇賀神社獅子舞				○宇賀神社									
	16 上来原八幡宮例大祭				○上来原八幡宮 (石見神楽)									
	17 大土地神楽				○大土地荒神社									
	18 神在祭				○出雲大社									
	19 日本石見神楽大会												○	
	20 神在祭 (お忌祭)				○佐太神社 (出雲二宮)									
	21 大元神楽フェスティバル												○	
	22 諸手船神事				○美保神社	(○)								
					18	1							3	22

33.山口県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
山口県	1	阿月神明祭									○小早川家軍神祭			
	2	先帝祭									○赤間神社平氏慰霊			
	3	お田植え祭						○住吉神社						
	4	錦帯橋のう飼											○	
	5	なむでん踊り				○久屋寺			(○)					
	6	山口祇園祭鷺の舞	○八坂神社											
	7	島田人形浄瑠璃芝居							○疫病退散					
	8	周防祖生の柱松							○牛馬の安全祈願					
	9	湯本南条踊									○吉川元春			
	10	赤崎神社楽踊				○赤崎神社								
	11	三隅の腰輪踊				○三隅八幡宮								
	12	滝坂神楽舞				○黄幡社			(○)					
	13	三作神楽				○河内社		(○)						
	14	柳井まつり												○市民祭
	15	防府天満宮裸坊祭		○防府天満宮										
	16	笑い講		○小俣八幡宮										
	17	切山歌舞伎												○
		1	2		5			1	2		3		3	17

34.広島県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 能登原のとんど												○左義長	
広島	2 能地春祭				○常磐神社		(○)							
	3 名荷十二神祇神楽				○茗荷神社									
	4 新庄のはやし田							○						
	5 原田はやし田							○						
	6 中国地方選抜神楽競演大会												○	
	7 壬生の花田植							○						
	8 巖島管弦祭												○神の慰霊	
	9 三原やっさ踊り											○隆景の築城祝		
	10 法楽おどり											○村上水軍の戦勝祈願		
	11 比婆荒神神楽					○本山三宝荒神社								
	12 ひろしま神楽グランプリ												○	
						3			3			2		4



35.岡山県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		早魅・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 福力荒神社大祭	○福力荒神社							(○)	(○)				
岡山	2 西大寺会陽			○西大寺										
	3 山中一揆義民祭												○義民供養	
	4 長田神社お田植え祭							○長田神社						
	5 ひったか										○源平提灯明り			
	6 おしぐらんご										○源平競船			
	7 大宮踊					○								
	8 白石踊り										○源平回向踊り			
	9 両山寺護法祭												○密法	
	10 備中たかはし松山踊り						○							
	11 近実の念仏踊り											○		
	12 境神社の獅子舞				○境神社									
	13 宮原獅子舞				○天曳神社									
	14 栗井春日歌舞伎				○春日神社									
	15 八幡神社の獅子舞				○八幡神社									
	16 阿智神社秋祭り				○阿智神社									
	17 加茂大社				○総社宮									
	18 牛窓秋まつり				○牛窓神社									
	19 備中神楽				○荒神									
			1		1	8	1	1	1			3	1	2

36.香川県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 櫃石ももて祭				○王子神社（歩射）									
香	2 金刀比羅宮桜花祭				○金刀比羅宮									
川	3 だんじり子供歌舞伎				○白鳥神社									
	4 金刀比羅宮奉納蹴鞠				○金刀比羅宮									
	5 肥土山の虫送り								○多聞寺・虫送り					
	6 滝宮の念仏踊		○滝宮天満宮									(○)		
	7 綾子踊り				○加茂神社				(○)					
	8 シカシカ踊り					○金倉寺								
	9 金刀比羅宮例大祭				○金刀比羅宮									
	10 垂水神社湯立神楽				○垂水神社									
	11 中山農村歌舞伎				○春日神社									
	12 金刀比羅宮遷座祭				○金刀比羅宮									
			1		9	1			1					12

37.徳島県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	山車神輿		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 天岩戸神楽				○松尾神社									
徳	2 お的				○宇佐八幡神社	(○)								
島	3 神代踊り		○善徳天満宮					(○)						
	4 宍喰町祇園祭	○八坂神社												
	5 阿波踊り												○	
	6 木屋の踊り念仏											○木屋堂・新仏慰霊		
	7 宅宮神社の神踊				○宅宮神社									
	8 木頭おどり					○								
	9 やねこじきと大名行列										○蜂須賀家政歓迎			
	10 神代御宝踊				○川田八幡神社	(○)								
		1	1		4	1					1	1	1	10

## 38.高知県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	神輿山車		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 水あびせ				○春日神社				(○)					
高	2 御神戸開きと弓初め				○弘見神社		(○)			(○)				
知	3 仁淀村秋葉まつり				○秋葉神社									
	4 どろんこ祭り						○			(○)				
	5 吉良川の御田祭				○御田八幡宮									
	6 土佐一條公家行列				○一条神社									
	7 シットロト踊り						○大漁祈願							
	8 土佐赤岡絵金祭り												○絵展覧会	
	9 高知よさこい祭り												○昭和29年から	
	10 市野々の神踊り				○市野々天満宮	(○)				(○)				
	11 佐喜浜の俄												○即興洒落	
	12 津野山神楽				○三嶋神社									
	13 蓮池の太刀踊				西宮八幡宮						○戦勝祝の奉納踊			
	14 八代の農村歌舞伎				○八代八幡宮									
	15 早飯食い				○仁井田神社									
	16 本川神楽				○白鬚神社									
	17 池川神楽				○池川神社									
	18 いの大国さま				○椙本神社									
	19 一条神社大祭				○一条神社									
					13		2				1		3	19

39.愛媛県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	憑依物		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1	とうどうおくり											○左義長	
愛	2	立川神楽			○三嶋神社									
媛	3	川名津の柱松神事			○天満神社									
	4	大山祇神社の一人相撲						○大山祇神社						
	5	どろんこ祭り						○三嶋神社						
	6	川津南楽念仏										○西方寺		
	7	五反田の柱まつり											○火祭	
	8	山の神火祭り					○火文字							
	9	お簾踊り							○雨乞い					
	10	トンカカさん				○								
	11	河内口説				○								
	12	西条祭り					○嘉茂・石岡・伊曾乃・飯積神社							
	13	權伝馬					○渦浦八幡神社							
	14	北條の秋まつり					○国津比古命神社							
	15	新居浜太鼓祭り											○	
	16	社切り					○三島神社							
	17	宇和津彦神社秋祭					○宇和津彦神社							
	18	卯之刻相撲					○八幡神社							
	19	立間の鹿の子					○南山八幡神社							
	20	貝塚五ツ鹿踊り					○八幡神社							
	21	今治春祭					○							
						11	2	1	2	1		1	3	21

40.福岡県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰 修正会 修二会	神楽 憑依物	盆踊り	五穀豊穣 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
	1 玉取祭り							○宮崎宮年の吉凶占					
福	2 井手浦の尻むり祭											○	
岡	3 春日の婿押し				○春日神社								
	4 嫁ごの尻たたき				○住吉神社								
	5 大江の幸若舞				○天満宮								
	6 和布利行事				○和布刈神社	(○)							
	7 粥占御試祭				○江浦八幡神社		(○)						
	8 柳川ひな祭											○雛	
	9 清原神事				○嘯吹八幡神社								
	10 等覺寺の松会				○白山多賀神社								
	11 山田の感応楽				○大冨神社								
	12 博多どんたく											○松囃子	
	13 下検地楽				○玉埜神社		(○)						
	14 入覺念仏楽				○五社八幡神社外								
	15 沼楽				○沼八幡社	(○)		(○)					
	16 福井神楽				○福井白山神社								
	17 博多祇園山笠	○櫛田神社											
	18 戸畑祇園大山笠	○飛幡八幡宮・菅原神社他											
	19 大傘田夏まつり	○八剣神社											
	20 直方日若舞				○新盆								
	21 かずらの綱引き				○白山神社								
	22 風流・はんや舞				○麻生神社								
	23 大宰府天満宮大祭		○										
	24 大分八幡宮の獅子舞				○大分八幡宮								
	25 新開能									○祈願成就柳川藩立花氏			
	26 水田天満宮児風流				○水田天満宮								
	27 ふいご大祭（女相撲）				○稻荷神社								
	28 鬼夜				○大善寺玉垂宮								
	29 大注連縄送り				○上楠田天満宮	(○)		(○)					
	30 今井祇園祭	○今井津須佐神社											
	31 小倉祇園太鼓	○八坂神社											
	32 白糸の寒みそぎ				○熊野神社			(○)					
		5	1		20	1		1		1		3	32

## 41.佐賀県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	憑依物		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
	1 竹崎観世音寺修正会鬼祭			○鬼追い										
佐賀	2 もぐら打ち								○モグラ					
	3 見島のカセドリ				○熊野神社									
	4 呼子大綱引										○文禄慶長・秀吉			
	5 広瀬浮立				○天山神社									
	6 星領浮立				○藤原神社									
	7 天川浮立				○天川若宮神社									
	8 高志狂言												○奉納狂言	
	9 白鬚神社の田楽				○白鬚神社									
	10 四阿屋神社御田舞							○老松神社						
	11 伊万里とんでんとん祭り				○今万里神社									
	12 唐津くんち				○唐津神社									
				1	7			1	1		1		1	12

42.長崎県

			祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名		祭名	八坂天神		修二会	憑依物		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
長	1	貝津の獅子こま舞				○貝津神社									
崎	2	豊破り										○楠公千早城			
	3	下崎山へトマト						○豊作大漁祈願							
	4	百手まつり				○熊野神社				(○)					
	5	オーモンドー											○		
	6	大島の須古踊										○平井氏慰霊			
	7	温泉神社風除祭				○温泉神社				(○)					
	8	下五島大宝郷の砂打ち				○言代主神社		(○)							
	9	長崎くんち				○諏訪神社									
	10	平戸おくんち				○亀岡神社									
	11	きねかけ祭り						○豊年御礼							
						6		2				2	1		11



43.熊本県

県名	祭名	祇園祭 八坂天神	天神信仰	修正会 修二会	神楽 憑依物	盆踊り	五穀豊穰 大漁祈願	田植神事	疫病雨乞 旱魃・占	無病息災 家内安全	武士遺霊 志気鍛錬	念仏踊り	その他	小計
熊 本	1 破魔弓祭				○四王子神社									
	2 二瀬本夜渡神楽				○二瀬本神社									
	3 中江岩戸神楽				○荻神社									
	4 牛深ハイヤ祭												○航海安全	
	5 おんだ祭				○阿蘇神社									
	6 水前寺公園出水神社新能				○出水神社									
	7 山鹿灯籠まつり				○大宮神社									
	8 文楽の里まつり													○人形浄瑠璃
	9 藤崎八幡宮例大祭				○藤崎八幡宮									
	10 人吉おくんち祭				○青井阿蘇神社									
	11 菊池の松囃子										○懐良親王歓迎			
	12 久連子古代踊り										○平家落人			
	13 八代妙見祭				○八代神社									
					9					2		2	13	

44.大分県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	憑依物		大漁祈願		早魃・占	家内安全	志気鍛錬			
大分	1	ホーランエンヤ					○大漁							
	2	修正鬼会		○天念寺			(○)			(○)				
	3	丸小野子供修正会					○五穀豊穡			(○)				
	4	おしんぎょえ（鎮疫祭）			○薦神社				悪病除					
	5	諸田山神社御田植祭						○諸田山神社						
	6	御嶽流神楽大会			○									
	7	中津祇園祭	○中津神社											
	8	早吸日女神社八人太鼓付獅子舞			○早吸日女神社									
	9	水掛け祭			○住吉神社									
	10	吉弘祭			○楽庭八幡神社									
	11	宇佐神宮夏越大祭			○宇佐神宮									
	12	姫島盆踊り										○		
	13	鶴崎踊り				○								
	14	臼杵石仏火まつり											○	
	15	古要舞と神相撲			○古要神社									
	16	ケバス祭			○岩倉八幡神社									
	17	磐戸楽			○大行事神社									
	18	どぶろく祭			○白鬚田原神社									
	19	大浦楽			○古後大御神社									
	20	若宮八幡裸祭			○若宮八幡宮									
	21	かまどヶ岩地藏祭									○後藤又兵衛供養			
	22	ひょうたん祭			○柴山八幡宮									
	23	植野神楽			○若蔭神社									
	24	日田祇園祭	○八坂神社											
			2	1	14	1	2	1			1	1	1	24

45.宮崎県

			祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穰	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名		祭名	八坂天神		修二会	憑依物		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
宮	1	戸下神楽				○神座設定									
崎	2	南川神楽				○神座設定									
	3	苗代田祭				○狭野神社									
	4	山之口麓文弥節人形浄瑠璃													○郷土大坂覚
	5	今山大師まつり													○今山大師
	6	風田の盆踊り					○								
	7	五ヶ瀬の荒踊り				○三ヶ所神社									
	8	飫肥城下まつり													○
	9	樽尾臼太鼓踊				○樽尾神社									
	10	西都古墳まつり													○s 末から
	11	高千穂の夜神楽				○									
	12	椎葉神楽				○出雲系神楽									
	13	高鍋神楽				○高鍋藩六社									
	14	祓川神楽				○霧島東神社									
	15	銀鏡（米良）神楽				○銀良神社									
						10	1							4	15

46.鹿児島県

県名	祭名	祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
		八坂天神		修二会	憑依物		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
鹿 児 島 県	1	ハラメ打ち					○							
	2	モグラ打ち							○モグラ					
	3	節田まんかい											○	
	4	初午祭				○鹿児島神宮馬奉納								
	5	太郎太郎踊り				○南方神社	(○)							
	6	次郎次郎踊り				○射勝神社	(○)							
	7	かぎ引き				○蛭児神社	(○)							
	8	与論十五夜踊り				○地主神社								
	9	鹿児島神宮御田植祭						○						
	10	如竹踊り									○如竹神社如竹遺徳			
	11	せつぺとぺ						○						
	12	加治木くも合戦									○慶長役			
	13	薩摩の水からくり				○豊玉姫神社								
	14	宮の棒踊り							○飯倉神社					
	15	鹿児島祇園祭	○八坂神社											
	16	市来の七夕踊り									○文禄慶長役			
	17	カズラタテ											○	
	18	硫黄島の柱松												○俊寛
	19	加治木の太鼓踊り									○文禄慶長役			
	20	久見崎盆踊り想夫恋									○文禄慶長役慰霊			
	21	吉左右踊り（きそおどり）									○文禄慶長役			
	22	十五夜のソラヨイ											○	
	23	黒島の面踊り					○							
	24	川内大綱引き												○
	25	種子島大踊り												○風本神社
	26	おはら祭												○s 24から
	27	湯の尾神舞				○湯之尾神社								
	28	甕島のトシドシ												○
		1			7	1	1	3	1		6		8	28

47.沖縄県

		祇園祭	天神信仰	修正会	神楽	盆踊り	五穀豊穡	田植神事	疫病雨乞	無病息災	武士遺霊	念仏踊り	その他	小計
県名	祭名	八坂天神		修二会	憑依物		大漁祈願		旱魃・占	家内安全	志気鍛錬			
沖	1 我如古スンサーミー												○築城祝	
縄	2 糸満ハーレ						○大漁祈願			(○) 航海安全				
	3 与那原の大綱曳き						○豊作祈願							
	4 沖縄全島エイサーまつり					○								
	5 八月踊												○納税完祝踊	
	6 勢理客（じっちゃく）の獅子舞												○	
	7 糸満大綱曳						○		(○) 害虫追い					
	8 マユンガナン						○豊作祈願			(○)				
	9 西表島の節祭						○五穀豊穡			(○)				
	10 竹富島の種取祭						○							
	11 首里城祭												○中国使者行列	
						1	6						4	11

付表 6. 鎌田正純の年令別武術別練習回数

18歳								19歳							
天保4	出勤	犬追物	弓	鎧	馬術	剣術	鉄砲	天保5	出勤	犬追物	弓	鎧	馬術	剣術	鉄砲
1	4	6	7					1	12	4			3	12	1
2	7	3	6					2	6	3			8	13	
3	6		1			1		3	6	3	2		8	9	
4	6	1	1		7	5		4	8	5			18	20	
5	11	3	3		9	1		5	10	8			7	10	
6	9	4	3		15	1		6	13	7	1		6	14	
7	8	4	3		16	5		7	11	7			13	9	
8	9	3	1		12	5		8	10	14			12	21	2
9	10	5	6		9	6	2	9	9	10	1		15	16	1
10	9	5	2		22	10		10	10	9			16	18	3
11	10	3			23	8		11	9	6			12		
12	7	5			20	5		12	7	10	2		14	6	
日数計	96	42	33	0	133	47	2	日数計	111	86	6	0	132	148	7

20歳								21歳							
天保6	出勤	犬追物	弓	鎧	馬術	剣術	鉄砲	天保7	出勤	犬追物	弓	鎧	馬術	剣術	鉄砲
1	11	11	1		8	10		1	15	4			8	9	1
2	9	18	3		13	11	4	2	8	8			10	13	3
3	12	22			12	22	2	3	6	6			7	7	1
4	8	14			10	6	6	4	4	6					
5	5	21	1		13	4	7	5	10				10	4	1
6	12	11		8	13	6	5	6	6	5			6	4	
7	5	8		5	8			7	9				7	1	
閏7	11	6		8	14		2	8	7	4			7	8	4
8	10	10		1	11	15		9	9	6			6	7	2
9	12	1			12	4	3	10	6	7			6	10	3
10	7	13			11		2	11	5	2				3	1
11	10	13			7	4		12	8	7			9	3	1
12	8	7			10	5		日数計	93	55	0	0	76	69	17
日数計	120	155	5	22	142	87	31								

22歳								23歳							
天保8	出勤	犬追物	弓	鎧	馬術	劍術	鉄砲	天保9	出勤	犬追物	弓	鎧	馬術	劍術	鉄砲
1	5	6			1	7		1	18	1			4	18	
2	8	4			2	5	2	2	25	2			2	17	
3	6	6			4	4	2	3	23				2	21	
4	3	5			3	9	3	4	27	2				21	
5	8	5			7	16	3	閏4	14				1	13	
6	2	5			6	13	2	5	17					8	
7	7				2	15		6	22	1				13	
8	7	3			5	3		7	27				3	4	
9	5	5			4	3		8	26						
10	5	2			2	7		9	29	1				1	
11	7	1			6	15		10	9					1	
12	6	6			3	13	1	11	10						
日数計	69	48	0	0	45	110	13	12	22				1		
								日数計	269	7	0	0	13	117	0
24歳															
天保10	出勤	犬追物	弓	鎧	馬術	劍術	鉄砲								
1	26	1				6									
2	28				1	7									
3	25					6									
4	27					9									
5	29						25								
6	28					9	24								
7	21					4	12								
8	22				1	2	18								
9	3					1	5								
10	1						6								
11	23						17								
12	26					4	12								
日数計	259	1	0	0	2	48	119								









24歳				論語				春秋		孫子	近思	伝習	延平	心経	大極		學部	梧葉	畸人	慎思	西山	銀台	集義	靖献	十二	宋元	玄宗	保建	勸農	天狗	関原	大岡	見聞	續太	義臣			古今	新古	桂園											
天保10	小學	大學	中庸	大全	孟子	書経	易経	詩経	左傳	礼記	史記	国字	録	録	答問	附註	函解	素書	通弁	漫筆	伝	録	遺事	外書	遺言	軍談	軍談	軍談	大記	固本	芸術	古闘	政要	雜書	平記	伝	軍書	唐鑑			集	今集	一枝								
1							5	10	3	5		1	17		1																																				
2				1						16		1	21		2																													2							
3				2						16			20	12	3																																4				
4				6								1	21	7																																	1				
5		1		13								1	9	5											7																						1				
6	3		2	7	16							2	14	1			1																												3		1	8			
7	8					7	5						16	5																																	1		3		
8													12	1																																		2		3	
9						3		3					6	2																																					10
10						7							13	6																																			1	3	
11									3				18								9																											1		2	
12									6	11			13								9																												1		1
日数	11	1	2	29	16	17	10	22	12	48	0	6	180	39	6	0	0	1	0	0	0	18	0	0	2	7	0	0	0	2	5	4	0	0	0	0	0	1	0	7	4	12	24								

- \* 『孫子国字解』～荻生徂徠の譯
- \* 『宋元軍談』
- \* 『十二朝軍談』～黄帝から周王朝までの軍記物
- \* 『玄宗軍談』～安祿山の乱と楊貴妃
- \* 『梧葉漫筆』～大田錦城の隨筆
- \* 『學部通弁』～陳清瀾著を安東省庵が訓点を付けて上梓した。
- \* 『畸人伝』～伴蒿蹊著、奇異な言動を集めたもの
- \* 『伝習録』～王陽明の弟子達が王陽明の言行・手紙等を集めたもの
- \* 『慎思録』～貝原益軒の処請訓
- \* 『西山遺事』～安積澹泊著、水戸光圀公の言動録
- \* 『銀台遺事』～高本紫溟著、細川重賢伝記（細川藩の財政立て直し）
- \* 『集義外書』～熊沢蕃山著
- \* 『心経附註』～程敏政著
- \* 『十二朝軍談』～黄帝から周王朝までの軍記物
- \* 『素書』～黄石公著、秦末の隱士・兵法書
- \* 『保建大記』～栗山潜鋒著、1123年-1192年迄の朝廷の話。（尊王論）
- \* 『天狗芸術論』～丹羽樗山著（義経の話）
- \* 『勸農固本録』～萬尾時春著、郷村諸事（作付・検地・山林立木・公事・訴訟）
- \* 『見聞雜書』～徳川秀忠上洛、参勤交代
- \* 『大岡政要』～大岡越前の話
- \* 『靖献遺言』～浅見綱斉著
- \* 『延平問答』～南宋の儒学者で朱熹の先生・李侗（1093-1163）の著

付表 8. 新羅統一後の高句麗人及び百濟人の官階

新羅（京位）	新羅（外位）	高句麗（京位）	百濟（京位）	百濟（外位）
伊伐飡				
伊飡				
迺飡				
波珍飡				
大阿飡				
阿飡				
一吉飡	獄干	主簿		
沙飡	述干	大相		
級飡	高干	位頭・大兄・従大相		
大奈麻	貴干		達率	達率
奈麻	選干	小相・狄相	恩率	恩率
大舎	上千	小兄	徳率	徳率
舎知	干	諸兄	扞率	扞率
吉次	一伐	先人	奈率	奈率
大烏	一尺		將徳	將徳
小烏	彼日	自位		
造位	阿尺			

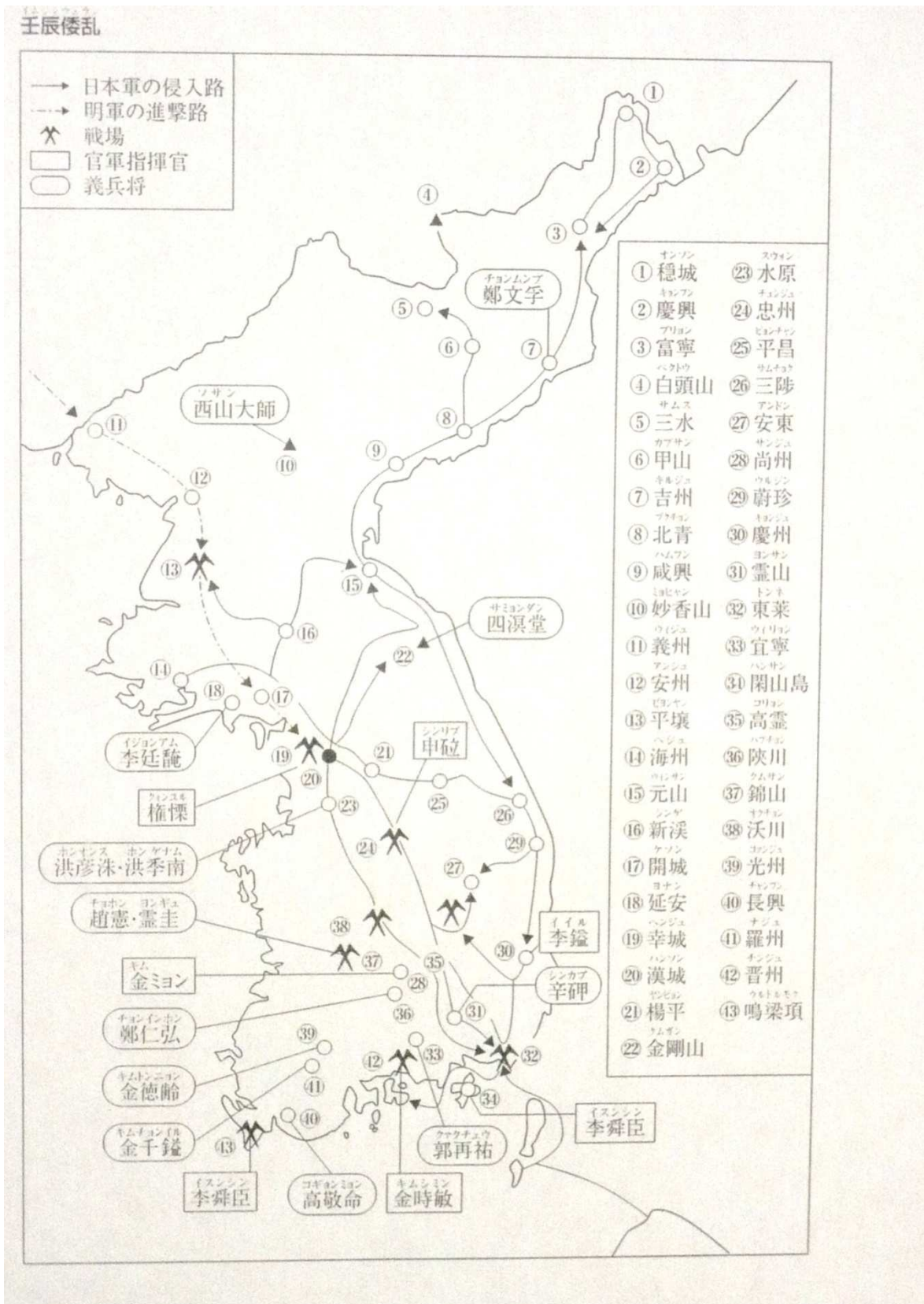
付表 9. 嶺南道路



도 19. 개사의 상경로(조선전기)

崔永俊『嶺南道路』(高麗大学校民族文化研究所、2004年) 137頁

付表 10. 文禄慶長の役時の朝鮮義兵蜂起図



韓国放送大学『韓国の歴史』藤井正昭訳（明石書店・2004年）203頁。

付表 11. 林羅山と伊勢貞昌の生涯

月日	林羅山	年	伊勢貞昌	月日
		元龜元年 (1570)	有川貞眞の次男、母は新納忠元女、伊勢家の猶子となる。 (本藩人物誌)	
		天正 9 年 (1581)	十二歳之時於肥後水俣御陣致元服夫ヨリ維新様御側江被召仕肥後八代江数年被召列候 (本藩人物誌)	8 月
8 月某日	生京洛四条新町、父信時娶田中氏産先生、誕育未幾理齋(伯父)養之爲子、 (年譜)	天正 11 年 (1583)		
		天正 15 年 (1587)	久保公御上洛貞昌御供三年在京 (本藩人物誌)	
		天正 18 年 (1590)	久保公小田原御出陣之御供騎馬十六騎之内ナリ (本藩人物誌)	7 月
		文禄元年 (1592)	久保公御供ニテ高麗へ渡海 (本藩人物誌)	3 月
		文禄 2 年 (1593)	久保公御逝去ニ付御遺骸之御供ニテ帰国、父任世儀モ相果候ニ付(任世高麗ニテ病死)飯野へ引入罷在候處、龍伯様ヨリ平田左近将監ヲ以、久保公御跡継之儀、忠恒公へ被仰渡候様ニト、御訴詔被遊候間、御供可仕旨被仰聞、御供ニテ罷登候處、太閤様御前無異儀相濟、依台命忠恒公高麗江御渡海被遊候ニ付、又々御供ニテ罷渡六年在陣仕候、 (本藩人物誌)	9 月
	先生十五歳東山僧徒胥議曰、此兒不可置於俗間、使之爲禪僧則爲叢林之翹楚 (年譜)	慶長 2 年 (1597)		
		慶長 3 年 (1598)	解纜於牧島、著對州豊崎鰐浦 (旧記雜録三卷 43・597) 著筑前州博多之津矣 (旧記雜録三卷 43・615) 著於城州伏見 (旧記雜録三卷 43・637)	11 月 25 日 12 月 10 日 12 月 29 日

		慶長 5 年 (1600)	維新様関ヶ原ヨリ御歸國之時爲御迎鹿兒島ヨリ日州江 罷越御歸國之御祝儀申上候、 (本藩人物誌)	
	先生二十一歳聚徒弟開筵、講論語集註、來聞者滿席、外 史清原秀賢忌其才奉曰、自古無勅許則不能講書、廷臣猶 然、況於俗士乎、請罪之、遂聞達於大神君、大君莞爾曰、 講者可謂奇也、訴者其志隘矣 (年譜)	慶長 8 年 (1603)		
	先生家素無藏書、初在東山時見永雄慈稽所蓄、逮歸家或 閱書肆求之、或借於所相識者寫之、數歲之間殆充棟宇、 凡倭漢書不擇新舊、觸目則無不一覽、披卷則無不終編(中 略)今年記所既見之書目、以自勵益求未見之、其目如左 (年譜)	慶長 9 年 (1604)		
	今歳、大神君入洛在二條城、聞先生之名、一日近臣永井 直勝奉旨、俄召之即出奉拜謁焉、大君曰自今可屢來焉、 (年譜)	慶長 10 年 (1605)		
	先生二十四歳朝鮮國使僧惟政松雲來講和拜大神君于伏 見城、松雲留滯京洛之間、先生赴彼客舍筆語問答、松雲 歎其聰明也 (年譜)	慶長 11 年 (1606)	於伏見家康公江御諱字御申請之時、貞昌御使相勤候 (本藩人物誌) (忠恒改め家久と偏諱する)	6 月 17 日
	此時朝鮮信使呂祐吉慶暹丁好寬來聘將赴江戸、路過駿府 午憩之際、先生章語未半而相別、其後賜官暇歸京且蒙命 不能辭、而祝髮改名道春 (年譜)	慶長 12 年 (1607)	慶長十二三年比ヨリ御使役并御老中相勤、山田大口并谷 山地頭 (本藩人物誌)	
	先生二十六歳赴駿府日夜侍御前、讀論語三略等、賜宅地 并土木料及年俸、且掌御書庫官鑰縱觀官本 (年譜)	慶長 13 年 (1608)		
		慶長 15 年 (1610)	家久公琉球王被召列駿府江戸へ御参府之時、御供仕候、 (本藩人物誌)	
		慶長 16 年 (1611)	慶長十六年ヨリ寛永十八年迄佐江戸仕、將軍家康公・秀 忠公・家光公江度々御目見仕り、御服御馬金銀且毎年御 鷹之雁拜領被仰付 (本藩人物誌)	



10月1日	先生三十二歳豊臣秀頼使東福寺僧清韓長老作大佛殿鐘銘、其詞中有不協大神君御旨、使先生議之、清韓被罪、因茲大坂兵革起、 (年譜)	慶長19年 (1614)	秀頼公ヨリ御加勢御頼ミ之御書并御脇差維新公江被下候砌、貞昌へ被仰付御返書被相認候不存寄之趣ヲ書出ス左候テ右御書并貞昌返書案ヲ鎌田左京猿渡新助ニ被仰付江戸へ被差遣、家康公被備御覽候處案書之趣御感被遊候由 (本藩人物誌)	
4月17日	大神君遂棄群臣十九日登久能山拜神廟、既而先生送宣人及叔勝於京師、而自駿赴江戸、而后賜暇到駿府配分官庫御書、以附義直卿頼宣卿頼房卿之家臣、而獻日本舊記并希世官本於江戸、 (年譜)	元和2年 (1616)		
		元和3年 (1617)	家久公江戸御参府御供 (本藩人物誌)	正月
		元和8年 (1622)	御参府御供	9月
7月27日	家光が征夷大將軍となる、	元和9年 (1623)	秀忠公参内、家久公御上京之御供仕候、其後在江戸於西御丸諸大名御席末ニテ御能見物被仰付、御老中御同座ニテ御饗応被下候 (本藩人物誌)	7月13日
4月21日	先生四十二歳執事酒井忠世土井利勝奉旨、使先生奉仕大猷院殿幕下、十三日拝謁幕下、自此日々奉侍焉今年朝鮮信使來朝江戸、先生聞副使姜弘重兼春秋學士、舉疑問三修示之不能答 (年譜)	寛永元年 (1624)	家久公ヨリ、家康公之御恩爲御謝礼、御夫人様御在江戸ニテ御奉公被成度、貞昌ヲ以土井利勝へ相付御頼被成、十一月家久公御夫人并又三郎公又十郎殿御同道ニテ初テ御参府之節、貞昌妻子召列御供仕、同十七年迄在江戸、 (本藩人物誌)	
正月	與永喜共携閑林會于金地院傳老 (詩集卷七十五)	寛永2年 (1625)		
8月20日	大樹駕龍舸浮淀河近侍數輩而已、時青山大蔵岡田兵部少輔自京來拜、即奉扈從、漸至柱本之邊、大樹自放鳥銃中鳴、御顔有喜八幡山崎在左右、水光山色甚悦人目、日將暮、大樹命賜宴、顧余曰、八幡在舟前、宜速作詩於是賦之、頗添逸興、及夜皆醉、大樹大喜而還	寛永3年 (1626)		
		寛永4年	*漢和聯句に参加する。連衆は林羅山・林永喜・應昌(高)	3月22日

		(1627)	野山奥山寺三世・大橋重保(家光祐筆)・佐河田昌俊(老中永井尚政家臣)他 *漢和聯句に参加する。連衆は林羅山・林永喜・大橋重保・佐河田昌俊・佐河田昌胤・應昌他 *漢和聯句に参加する。連衆は林羅山・林永喜・大橋重保・佐河田昌俊、昌胤・他 *脇坂安元(飯田藩主)邸の和漢聯句に参加する。連衆は脇坂安元・林羅山・本光国師・林永喜・應昌・大橋重保・佐河田昌俊・他 『年譜稿』101頁	4月19日 4月23日 6月19日
正月一日	漫走筆、嗣貞昌佳士雞旦試觚之韻響云 年與清詩共麗新、士林日暖賞嘉辰、武陵未待桃花馬、 八尺梅龍一朵春 (詩集卷十二) *伊勢貞昌への初めての歳旦詩歌である。 *その他主要人物、伊達正宗・竹中重門(旗本)・柳生宗矩・脇坂安元・金地院崇伝・藤井玄澄(水戸藩儒医)・佐河田昌俊 (林羅山年譜稿)	寛永5年 (1628)	*『林羅山詩集』目録に「次貞昌試春韻九首、薩州島津氏家老也、號伊勢兵部、在江戸常通交義、或陪講席、或列詩聯之席」と紹介されている。  *家光公御成之催有之、貞昌伊勢因幡貞知入道友枕へ式加芝用職方相傳イタシ居候ニ付、家久公ヨリ御成一件被仰付、公方家代々御成紀錄法式之通御殿御造立有之、御成記一卷有之	初春
正月一日  6月19日	口占一章、漫○(司の下に子)貞昌試春之芳押云(詩略) (詩集卷十二) *以下の人に和す、伊勢貞昌・佐河田昌俊・脇坂安元・斉藤重吉(弟子・酒井忠勝家臣)・以心崇伝・林永喜・他 (林羅山年譜稿) 長男・叔勝没、17歳 (年譜) 以下の人物の追悼詩に和す、(竹中重門・佐河田壺齋・伊勢貞昌・大橋重保・古潤慈稽・永洪基叔・林永喜・松永貞徳・黒川寿軒・藍谿・三宅澹庵) 次韻答貞昌被悼叔勝 我長子左門叔勝有恙客死于東武、我甚悲、既葬而後施洛、時伊勢兵部少輔雅丈遠聘使价被寄挽詞、其意欲吊之	寛永6年 (1629)		

	<p>慰之也、禮也、且歎且誦則非慰我、只增我哀也、詩云、凡民有喪匍匐救之者雅文有焉、有棺而無棹者我有焉、西風壯夫淚多爲程顥滴者雅丈有焉、故衣猶架上殘藥尚頭邊者我有焉、眼看白壁埋黃壤者雅丈有焉、方行千里出門而車軸折爲之賁涕者我有焉、若使君子品藻之則不易吾言也、昔東門吳初無子、後得子甚愛之、又喪其子而無憂色、人恠問之、答曰與其無子時何以異哉、此是方外之談也、豈人之情哉、我析薪於儒林與樵夫談王道、我子殆庶幾負荷乎、而今歲纔十七而歿、豈翅鍾愛多々而已哉、復恨我山房藏書竟爲壁蟬也、我心匪石不可轉也、以鐵作肝亦可消摧、雖東門吳如之何哉、嗚呼道之興廢在人耶在天耶、曷爲不淑哉、只望雅丈之憐怒我、我亦不能不眷眷於雅丈、於是次其韻以酬之、謝其萬乙硯滴雖乾哀淚不乾云爾、別後黯黯環堵中、永歎弓冶墜家風、此時反袂沾逢掖、吾道雖窮淚不窮 (林羅山詩集卷四十一)</p>			
		寬永7年 (1630)	<p>*家光公御成、島津久元同時御目見被仰付、御太刀御馬御袷獻上、御袷十白銀二百枚拜領被仰付候 *秀忠公御成、貞昌久元同時御目見御太刀御馬御袷獻上、御袷十白銀二百枚頂戴仕候 (本藩人物誌)</p>	卯月18日 7月21日
1月24日 冬	<p>台徳院殿薨逝。先生50歳 今冬尾陽亞相義直卿築一堂於上野別墅安置聖像及顔會思孟像 (年譜)</p>	寬永9年 (1632)		
1月20日	<p>金地院崇伝歿す。65歳。</p>	寬永10年 (1633)		
1月1日	<p>漫和貞昌丈試觚之芳押 (詩略) (詩集卷十二) 以下の人にも和す。 脇坂安元・堀正意 (尾張藩儒)・野間三竹・斉藤重吉・中村道意 (紀州藩家臣) 他 (林羅山年譜稿)</p>	寬永11年 (1634)		

	この年から鷺峯 (18 才) 守勝 (12 才) の歳旦詩歌への唱和がはじまる。 (林羅山年譜稿)	寛永 12 年 (1635)		
i 月 1 日	丙子建寅之月、漫和貞昌韻士試觚之芳押 (詩集卷十二) 以下の人にも和す。 脇坂安元・最岳元良・林永喜・林鷺峯・林守勝・渭川 (天澤寺住持) (林羅山年譜稿)	寛永 13 年 (1636)		
12 月 8 日	朝鮮通信使へ七カ条の質問を行う。 (文集卷十四)			
1 月 1 日	漫和貞昌丈人元旦試穎之芳韻 (詩略) (詩集卷十二) 以下の人にも和す。 脇坂安元・澤田春良 (土井利勝家臣)・國島康之・最岳元良・鷺峯・守勝・永喜 (林羅山年譜稿)	寛永 14 年 (1637)	島原の乱が起こる。 山田昌巖島原へ出陣。4 男・松之助を着飾り、国境警備の長として出兵させる。出水「児請」の初め。	10 月 25 日
1 月 1 日	戊寅陞月漫和貞昌丈人試穎之韻 (詩略) (詩集卷十二) 以下の人にも和す。 脇坂安元・堀正意・最岳元良・永喜・鷺峯・守勝 (林羅山年譜稿)	寛永 15 年 (1638)	* 光久公江戸ヨリ御下向、 * 有馬へ御着、 * 夜鹿兒島江御歸城、此時貞昌供奉仕候、 * 家久公御臨終之御時、島津久元貞昌ヲ御前ニ召レ御遺言有之、 * 光久公御忌中 (鹿兒島) 御發駕ニテ * 光久公江戸へ御着 * 光久公応召土井大炊頭俊勝館江、御指出秋山修理亮井上筑後守上意之趣、光久公江伝へ且貞昌等ヲ召シテ、亡父中納言遺領無相違被下候間、難有承知可仕旨被仰聞候 * 御登城ニテ御家督御相統之御禮被仰上候節、貞昌等ヲ召レ御口自謹テ、光久公ヲ可補佐旨上意有之 (本藩人物誌)	1 月 13 日 2 月 14 日 2 月 16 日 2 月 23 日 3 月 17 日 4 月 24 日 5 月 8 日 5 月 13 日
	依例漫攀貞昌韻士試穎之末枝云 (詩略) (詩集卷十二) 以下の人にも和す。 脇坂安元・人見卜幽 (水戸藩儒医) 渭川・永喜・鷺峯・守勝 他 (林羅山年譜稿)	寛永 16 年 (1639)	* 光久公御家督初テ入部之時貞昌御供仕候、 * 光久公御夫人御病氣之段、江戸ヨリ申來候ニ付、貞昌鹿兒島ヲ發ス * 江戸着、不日ニ御夫人御平快、	5 月 7 日 5 月 8 日 9 月 5 日

			阿部豊後守殿ヨリ被仰渡、米五百俵宛貞昌死去年迄三年被成下候、 本多佐州老、本多上州老、土井大炊頭殿、酒井雅楽頭殿、永井信濃守殿江於貞昌宅御茶進上仕候、 藤堂和泉守殿、松平隱岐守殿、松平陸奥守殿、松平安芸守殿、立花飛驒守殿、毛利甲斐守殿、細川三齋老、貞昌宅江御光臨有之候。 (本藩人物誌)	
正月1日	依例攀貞昌雅丈試毫之韻枝(詩略) (詩集卷十二) 以下の人にも和す。 石川敦高・榊原忠次・堀正意・脇坂安元・村上梅雲(医者)・人見卜幽・辻了的(水戸藩家臣)最岳元良・天澤大和尚・鷺峯・守勝 (林羅山年譜稿)	寛永17年 (1640)		
正月29日	漢和聯句に参加。羅山以外の連衆は脇坂安元・伊勢貞昌・鷺峯・守勝・應昌・柳瀬良以他(林羅山年譜稿)	寛永18年 (1641)	伊勢貞昌於江戸病死七十二歳	4月3日
	林鷺峯、朝鮮通信使・朴安期と会見し『東國通鑑』の所在について質問する。(和刻本『東國通鑑』序)	寛永20年 (1643)		
i月1日	以下の人と歳旦詩歌に和す。 徳川光圀・榊原忠次・脇坂安元・人見卜幽・辻了的・鷺峯・守勝 (林羅山年譜稿)	正保4年 (1647)		
1月1日	以下の人と歳旦詩歌を和す。 徳川光圀・榊原忠次・脇坂安元・人見卜幽・辻了的・鷺峯・守勝 (林羅山年譜稿)	慶安元年 (1648)		
1月1日	以下の人と歳旦詩歌を和す。 徳川光圀・榊原忠次・脇坂安元・人見卜幽・辻了的・鷺峯・守勝 (林羅山年譜稿)	慶安2年 (1649)		
1月1日	以下徳川光圀の正月一日の詩歌に和す。	慶安3年 慶安4年 承安元年 (1652)		

1月23日	林羅山歿す。75歳。	承安2年 承安3年 明暦2年 (1656) 明暦3年 (1657)		
	徳川光圀が和刻本『東國通鑑』を京都松柏堂より刊行する。	寛文7年 (1667)		

付表 12. 山田有榮入道昌巖の生涯

年	月日	山田有榮
天正 6 年 (1578)	7 月 3 日	<p>* 山田有信の嫡子として誕生。幼名弥九郎、法名・昌巖。(本藩人物誌・123 頁)</p> <p>* 豊後の大友殿日州に被攻入候時、山田新助有信高城に籠り被申候、其時弥九郎有榮誕生の由申來候へば、世継出生なればたとへ討死しても不苦と被勇しと也。(『薩藩舊傳集』卷之二 186 頁)</p>
天正 15 年 (1587)		十歳之時、父有信高城下城之節、人質トシテ罷出、桑山修理亮預ニテ候。
文禄 4 年 (1595)	冬	十八歳ニテ朝鮮国江罷渡、加徳島御陣へ罷出、忠恒公へ御目見仕り、在陣中勞軍務御鎧飛長房頂戴仕候。
慶長 3 年 (1598)	冬	御供にて帰朝。福山地頭被仰付。
慶長 4 年 (1599)		伊集院忠逆意之時、新関ヲ荒神山ニ(今山田陣ト云)居へ、有榮福山之人数ヲ以守之。
慶長 5 年 (1600)	9 月 11 日 9 月 13 日 9 月 14 日	<p>大坂を出立。浜之市衆福山衆三十人程同道。</p> <p>美濃国大垣へ着ス。</p> <p>夜御供ニテ関ヶ原へ御陣替ナリ。先陣中務豊久、右備ハ有榮ニテ候。十五日朝豊久ヨリ先ニ馬ヲ駆入三四町程切通り候、(中略)又其内ヨリ一人申ハ只今一本杉之御馬印、伊吹山之方野瀬多尾ニ見得候由申候、左候テ被見合候處、維新公御一手ニテ敵中ヲ御切通候ニ付、被参会候御側纒之人数ニテ公ヲ引包候テ御通候、木脇祐秀等四五人ニテ御前ニ相掛候敵ヲ被防候、祐秀有榮ヲ見悦ンテ被申候ハ、御側無人ニテ候間御手前ハ御側ニ可有御座候、被附居候衆ハ此手ニ御附可有由被申候、其時浜之市衆福山衆二十人程有之、祐秀ニ相付御先ニ寄り來ル敵ヲ防退候間、敵左右ニヨケ伊吹山之敗軍ヲ追掛参候、夫ヨリ一里程御出候得ハ、遮ル敵無之駒野近クニテ有榮桂忠詮ト後殿ヲ被相争候ニ付翌日ヨリ隔日ニ忠詮ト御先キ御跡ヲ被閉候、(中略)於大坂宰相様御手形ハ出候得共、御上様御手形出申サス跡ニ御座候筋ニテ爲御名代於松ト申女房御跡ニ残り居可申由申上候ニ付、誰ニテモ御跡ニ相残候へト御座候得共、我御跡ニ残り可申ト申人一人モ無之、其時有榮被申候ハ我等跡ニ残可申候間、各ハ御上様宰相様御供被成御心安ク御除被成候得ト被申候、此時二十三歳ニテ候(此筋ニ相究候得共、外ニ謀事有之、一人モ不相残大坂退去ナリ)御帰国後関ヶ原御褒美、御高二百石被下候。(薩藩人物誌・123-124 頁)</p>
寛永 6 年 (1629)	閏 2 月 26 日	出水へ地頭繰替被仰付、彼地へ罷移、新恩地八百石被下候。(薩藩人物誌・124 頁)
寛永 13 年 (1636)	3 月	家久公御家老被仰付候。(同前・124 頁)

寛永 14 年 (1637)		天草一揆之節、出水之人数召列天草江罷渡り、其後島原へ渡海、軍勞有之。(同前)
寛永 21 年 (1644)	4 月 28 日 6 月 12 日 6 月 25 日	家綱公御誕生ニテ、琉球金武按司被差登且又尚賢王即位ニ付国頭按司被差上候故、右兩使光久公被召列鹿兒島御発駕琉球方差引有榮へ被仰付罷上ル。 江戸御着。 御登城御目見相濟ナリ。
慶安 3 年 (1650)		御家老役御免。
寛文 8 年 (1668)	9 月 2 日	於出水病死九十二歳。



付表13. 学制比較 辻本雅史・沖田行司『教育社会史』鈴木理恵「大陸文化の受容から日本文化の形成へ」(山川出版社、2002年) 20-21頁

	唐 (大唐六典)	日本 (養老令・718年)	新羅 (三国史記職官)
学校規模	6校：国子学・太学・四門学・書学・算学	1校：大学寮	1校：国学 (682年)
組織	礼部	式部省	礼部
教官数	国子学：博士3、助教2、直講4 大 学：博士3、助教3 四門学：博士3、助教3 律 学：博士1、助教1 書 学：博士2 算 学：博士2	經学：博士1、助教1 音博士2 書博士2 算学：算博士2	經学：博士助教3人？ 算学：博士又は助教1
入学資格	崇文館：皇太子 弘文館：皇族 国子学：三品以上・国公の子と孫 從二品の曾孫 太 学：五品以上・郡縣の公の子と孫 從三品以上の曾孫 四門学：五品以上・侯伯子男の子 庶人の子 律 学：八品以上・庶人の子 書 学：八品以下・庶人の子 算 学：八品以下・庶人の子	五位以上の子孫 東西史部の子 八位以上の子の志願者 国学卒業生	大舎以下無位まで
入学資格年齢	14才～19才 (律学・18才～25才)	13才～16才	15才～30才
学生定員	經学：国子学300人・太学500人 四門学1300人 律学：50人 書学：50人 算学：30人	經学：400人 算学：30人	不明
經書	經学：禮記・春秋左氏傳・儀礼・周禮 毛詩・周易・尚書・老子・論語 春秋公羊傳・春秋穀梁傳・孝經 算学：九章・海島・孫子・五曹・周髀 張丘建・夏侯陽・五經・綴術 緝古 律学：律令格式 書学：石經・三体書・説文・字林	經学：禮記・春秋左氏傳 儀礼・周禮・毛詩 周易・尚書 (必須) 論語・孝經 算学：九章・六章・綴術 海島・周髀・五曹 九司・孫子 三開重差	經学 G1:周易・禮記 G2:毛詩・春秋左氏傳 G3:文選・尚書 (必須) 綴術・三開・九章・六章
註釈書	周易：鄭玄又は王弼、尚書：孔安国又は鄭玄、儀禮・周禮・禮記・毛詩：鄭玄 春秋左氏傳：服虔又は杜預、春秋公羊傳 何休、春秋穀梁傳：范甯、孝經：孔安国 又は鄭玄、論語：鄭玄又は何晏、老子： 河上公	周易：鄭玄又は王弼、尚書：孔安国又は鄭玄、儀礼・周禮 禮記・毛詩：鄭玄 春秋左氏傳：服虔又は杜預 孝經：孔安国又は鄭玄 論語：鄭玄又は何晏	不明

## 参考文献一覧

### 1. 史料

- ・以下は『四部叢刊』（上海商務印書館）を原典とした。  
『論語』『孟子』『孝経』『詩経』『禮記』『春秋左氏傳』『韓非子』『荀子』『墨子』『莊子』
- ・『四書集注』は「四部備用」（台湾中華書局）を原典とした。
- ・『三國史記』朝鮮光文会 1914 年
- ・『三國遺事』朝鮮史学会 1928 年
- ・『東國通鑑』朝鮮研究会 1915 年
- ・『高麗史』図書刊行会 1908 年
- ・高泉性敦『扶桑禪林僧寶傳』延宝 3 年（1675）
- ・卍元師蠻『延寶傳燈録』延宝 8 年（1678）
- ・湛元自澄『日域洞上諸祖傳』元禄 6 年（1693）
- ・領南秀恕『日本洞上聯燈録』享保 12 年（1727）
- ・黎靖徳編輯『朱子語類』卷 13「力行」京都山形屋・寛文 8 年（1668）
- ・近藤守重撰『御本日記附注』（出版元不明）1885 年
- ・山本正誼撰『島津國史』島津家編纂所 1905 年
- ・白尾國柱『倭文麻環』「出水児請」文化 9 年（1812）
- ・和刻本『東國通鑑』京都松柏堂・寛文 7 年（1667）

### 2. 日本語文献

- ・「朝倉宗滴話記」『續々群書類従』第十「(国書刊行会、1907 年)」
- ・『足利学校の研究』川瀬一馬（講談社、1948 年）
- ・『吾妻鏡（一）～（五）』龍肅訳、(岩波文庫、2008 年)
- ・『國史大系・吾妻鏡』黒板勝美（吉川弘文堂、1964 年）
- ・『安国寺恵瓊』河合正治（吉川弘文館、2009 年）
- ・「糸割賦由緒書」『近世社会経済叢書』第八卷、本庄榮治郎編（改造社、1927 年）
- ・『異称日本伝』松下見林、(図書刊行会、1975 年)
- ・『一海知義著作集』「漢詩の世界Ⅲ」一海知義（藤原書店、2009 年）
- ・『院政とその時代』田中文英（思文閣出版、2003 年）
- ・『岩波仏教辞典』（岩波書店、1983 年）
- ・『上杉憲実』田辺久子（吉川弘文館、1999 年）
- ・『栄西』古田紹欽（講談社、1994 年）
- ・『江戸時代の図書流通』長友千代治（思文閣出版、2002 年）
- ・『江戸の流刑』小石房子（平凡社、2005 年）
- ・「塩山和泥合水集」抜隊得勝『日本思想大系 16—中世禅家の思想』柳田聖山（岩波書店、1972 年）
- ・『落穂集』萩原龍夫水江漣子校注（人物往来社、1967 年）
- ・『往生要集』中村元訳（岩波書店、1983 年）

- ・『貝原益軒・養生訓ほか』松田道雄（中央公論新社、2005年）
- ・『鹿児島県の歴史』原口虎雄（山川出版社、1973年）
- ・『鹿児島県史』（鹿児島県、1974年）
- ・『鹿児島教育史』鹿児島県教育委員会（教育研究所、1976年）
- ・『かごしまの家庭教育歳時記』鹿児島県教育委員会（鹿児島県、1977年）
- ・『鹿児島の歴史』鹿児島県社会科教育研究会編（社会科教育研究会、1980年）
- ・『鹿児島県史料集ⅩⅢ』「本藩人物誌」（鹿児島県史料刊行委員会、1973年）
- ・『鹿児島県史料集Ⅳ』泰圓「日新菩薩記」（鹿児島県史料刊行委員会、1964年）
- ・『鹿児島県史料集（41）』「薩藩学事二・薩藩学事三」（鹿児島県史料刊行会、2002年）
- ・『鹿児島県史料、旧記雑録前篇二』1980年
- ・『鹿児島県史料、旧記雑録後篇一』1981年
- ・『鹿児島県史料、旧記雑録後篇二』1982年
- ・『鹿児島県史料、旧記雑録後編三』1983年
- ・『鹿児島県史料、旧記雑録後編四』1984年
- ・『鹿児島県史料、旧記雑録後編五』1985年
- ・『鹿児島県史料、旧記雑録追録八』1987年
- ・『鹿児島県史料、鎌田正純日記』1989年
- ・『鹿児島県史料、薩摩藩法令史料集二』2005年
- ・「科挙」「科挙史」『宮崎市定全集15』宮崎市定（岩波書店、1993年）
- ・『金沢文庫と足利学校』結城陸郎（至文堂、1963年）
- ・『金沢貞顕』永井晋（吉川弘文館、2003年）
- ・『鎌倉室町時代の儒教』足利衍述（日本古典全集刊行会、1932年）
- ・『鎌倉幕府守護制度の研究』佐藤進一（東京大学出版会、1971年）
- ・「鎌倉武士の実像」『石井進著作全集・第五巻』石井進（岩波書店、2005年）
- ・『漢学者伝記集成』竹林貫一編（名著刊行会、1978年）
- ・『漢籍國字解全書』先哲遺、熊沢蕃山「孝経小解」（早稲田大学出版部、1909年）
- ・『韓国古代社会研究』金哲垞、鄭早苗・池川光勝・亀井輝一郎訳（学生社、1984年）
- ・『韓国の歴史』宗讚燮・洪淳権、藤井正昭訳（明石書店、2004年）
- ・『看羊録』姜沆、朴鐘鳴訳（平凡社、2006年）
- ・『新釈漢文大系・韓非子・上』竹内照夫（明治書院、2006年）
- ・『新釈漢文大系・韓非子・下』竹内照夫（明治書院、2007年）
- ・『韓非子・第一冊』金谷治訳注（岩波書店、2009年）
- ・『韓非子・第二冊』金谷治訳注（岩波書店、2009年）
- ・『韓非子・第三冊』金谷治訳注（岩波書店、2009年）
- ・『韓非子・第四冊』金谷治訳注（岩波書店、2009年）
- ・『伽耶国と倭地』尹錫暁、兼川晋訳（新泉社、2000年）
- ・『吉士と西漢氏』加藤謙吉（白水社、2001年）
- ・『近世対外関係史の研究』中田易直（吉川弘文堂、1984年）
- ・『近世日本社会と宋学』渡辺浩（東京大学出版会、1985年）

- ・『吉川文書』(東京大学史料編纂所、1979年)
- ・『甲陽軍鑑』上、磯貝正義・服部治則校注(人物往来社、1965年)
- ・『甲陽軍鑑』中、磯貝正義・服部治則校注(人物往来社、1965年)
- ・『甲陽軍鑑』下、磯貝正義・服部治則校注(人物往来社、1966年)
- ・『孔子伝』白川静(中央公論社、1994年)
- ・『黒田家文書』(福岡市立博物館、1999年)
- ・『黒田家譜』川添昭二編(文献出版、1983年)
- ・『益軒全集』「黒田家譜」(益軒全集刊行部、1910年)
- ・『愚管抄を読む』大隅和雄(平凡社、1986年)
- ・『系図研究の基礎知識・第一巻』近藤安太郎(近藤出版社、1989年)
- ・『現代人の仏教7・人間性の発見・涅槃経』田村芳朗(筑摩書房、1966年)
- ・『御家人制の研究』御家人制研修会編(吉川弘文館、1981年)
- ・『交感する中世』網野善彦・谷川道雄(洋泉社、2010年)
- ・「孝経小解」熊沢蕃山『漢籍國字解全書』先哲遺(早稲田大学出版部、1909年)
- ・『孝経』加地伸行全訳注(講談社学術文庫、2007年)
- ・『新釈漢文大系・孝経』栗原圭介(明治書院、1995年)
- ・『好書雑載』高木文(井上書店、1933年)
- ・『古代の朝鮮と日本(倭国)』高寛敏、(雄山閣、2007年)
- ・『古代の新羅と日本』鈴木靖民「八世紀の日本と新羅の文化交流」(学生社、1990年)
- ・『古代東アジア史論集』上巻、鈴木靖民「正倉院佐波理加盤付属文書」(末松保和博士古希記念会、1978年)
- ・『古代朝鮮仏教と日本仏教』田村円澄(吉川弘文館、1980年)
- ・『古代氏族系譜集成・下巻』宝賀寿雄(古代氏族研究会、1986)
- ・『後漢書』第四冊列伝二、「韋彪傳」吉川忠夫訓注(岩波書店、2002年)
- ・『郷中教育の研究』松本彦三郎(第一書房、1943年)
- ・『小早川文書』(東京大学史料編纂所、1927年)
- ・『高麗史日本伝』上下、武田幸男編訳(岩波書店、2005年)
- ・『國史大辭典』(吉川弘文館、1998年)
- ・「西征日記」天荊『會餘録』第八集(亜細亜協会、1890年)
- ・『三国史記』金富軾、林英樹訳(三一書房、上・1999年、中下・2000年)
- ・『三國史記』金富軾、金思燁訳(六興出版、1981年)
- ・『三國史記』(朝鮮光文會、1914年)
- ・『三国遺事』一然、金思燁訳(朝日新聞社、1976年)
- ・『三国遺事』(朝鮮史學會、1928年)
- ・『薩摩半島の総合的研究』佐々木平伍郎齊藤毅(伝統と現代社、1971年)
- ・『薩摩島津氏』三木靖(新人物往来社、1972年)
- ・『薩摩士風』東郷吉太郎(日本警察新聞社、1910年)
- ・『薩摩藩の基礎構造』秀村選三編、原口虎雄「薩藩町方の研究」(お茶の水書房、1970年)
- ・『薩摩民衆支配の構造』中村明蔵(南方新社、2000年)

- ・『薩藩叢書第一編』伊地知茂七「薩藩舊傳集」(薩藩叢書刊行会、1908年)
- ・『薩藩叢書第二編』伊地知季安「漢学紀源」(薩藩叢書刊行会、1908年)
- ・『薩藩叢書第二編』文之『南浦文集』(薩藩叢書刊行会、1908年)
- ・『薩藩叢書第三編』清水盛香「盛香集」(薩藩叢書刊行会、1908年)
- ・『薩藩叢書第四編』徳田邕興「島津御舊制軍法卷鈔」(薩藩叢書刊行会、1908年)
- ・『薩藩叢書第四編』「稱名墓志」(薩藩叢書刊行会、1909年)
- ・『三藐院記』近衛信尹(続群書類従完成会、1975年)
- ・陳寿『三国史英傑伝Ⅰ』陳寿、裴松之訳(徳間書店、1994年)
- ・陳寿『三国史英傑伝Ⅱ』陳寿、裴松之訳(徳間書店、1994年)
- ・陳寿『三国史英傑伝Ⅲ』陳寿、裴松之訳(徳間書店、1994年)
- ・陳寿『三国史英傑伝Ⅳ』陳寿、裴松之訳(徳間書店、2002年)
- ・『三国全志人名事典』(徳間書店、2004)
- ・『西郷隆盛の思想』上田滋(PHP研究所、1990年)
- ・『西郷隆盛と薩摩士道』加来耕三(高城書房、1998年)
- ・『西郷隆盛と山岡鉄舟』原園光憲(日本出版放送企画、1990年)
- ・「西遊雜記」古河古松軒、『近世社会経済叢書第九卷』本庄榮治郎編(改造社、1927年)
- ・『雑兵たちの戦場』藤木久志(朝日新聞社、2005年)
- ・『島津家文書之一』(東京大学史料編纂所、1942年)
- ・『島津家文書之二』(東京大学史料編纂所、1971年)
- ・『島津家文書之三』(東京大学史料編纂所、1981年)
- ・『島津氏の研究』福嶋金治編(吉川弘文館、1983年)
- ・『島津日新公の教え』清水栄一(PHP研究所、2009年)
- ・『島津中興記』原口虎雄監修、渡邊盛衛「島津日新公」(新潮社、1979年)
- ・『島津中興記』原口虎雄監修、伊地知茂七「島津貴久公」(新潮社、1979年)
- ・『島津中興記』原口虎雄監修、谷山初七郎「島津義弘公」(新潮社、1979年)
- ・『島津重豪』芳即正(吉川弘文館、1980年)
- ・『島津斉彬公傳』鹿児島市(鹿児島市教育會、1935年)
- ・「島津綱貴教訓」石井紫郎『日本思想大系27・近世武家思想』(岩波書店、1974年)
- ・『新釈漢文大系・詩経・中』石川忠久(明治書院、2009年)
- ・『詩経・上』高田眞治(集英社、1996年)
- ・『新羅史の諸問題』末松保和(東洋文庫、1954年)
- ・『新体系日本史16-教育社会史』辻本雅史・沖田行司編、鈴木理恵「大陸文化の受容から日本文化の形成まで」(山川出版社、2002年)
- ・『続日本紀・上』宇治谷孟訳(講談社学術文庫、2007年)
- ・『続日本紀・中』宇治谷孟訳(講談社学術文庫、2007年)
- ・『続日本紀・下』宇治谷孟訳(講談社学術文庫、2008年)
- ・『國史大系・續日本紀』黒板勝美(吉川弘文堂、1966年)
- ・『史記伝抄』宮崎市定訳(図書刊行会、2011年)
- ・『史記・上、中、下』野口定男、近藤光男、吉田光邦。頼性勤訳(平凡社、1977年)

- ・『春秋左氏傳』竹内照夫訳（平凡社、1975年）
- ・『朱印船貿易の研究』岩生成一（弘文堂、1958年）
- ・「死生観」『相良亨著作集4』相良亨（ぺりかん社、1994年）
- ・『儒教とはなにか』加地伸行（中央公論新社、2007年）
- ・『詩魂大南州』朝倉每人（南方書店、1956年）
- ・『使行録に見る朝鮮通信使の日本観』鄭章植（明石書店、2006年）
- ・『新日本禅宗史』竹貫元勝（禅文化研究所、1999年）
- ・『信長公記』桑田忠親校注（人物往来社、1965年）
- ・『執権時頼と廻国伝説』佐々木馨（吉川弘文館、1997年）
- ・『新釈漢文大系・荀子・上』藤井専英（明治書院、2004年）
- ・『新釈漢文大系・荀子・下』藤井専英（明治書院、2008年）
- ・『壬辰倭乱と秀吉・島津・李舜臣』北島万次（校倉書房、2002年）
- ・『千字文を読み解く』野村茂夫（大修館書店、2005年）
- ・『戦国武将を育てた禅僧たち』小和田哲男（新潮社、2007年）
- ・『戦国武将逸話集』巻1～巻7、湯浅常山、大津雄一訳（勉誠出版、2010年）
- ・『戦国武将逸話集』巻8～巻15、湯浅常山、（勉誠出版、2011年）
- ・『戦国十冊の名著』北影雄幸（勉誠出版、2012年）
- ・『戦国武士の心得』古川哲史監修（ぺりかん社、2001年）
- ・『生活の中の般若心経』山田無（文春秋社、1981年）
- ・『禅宗の地方発展』鈴木泰山（吉川弘文館、1983年）
- ・『曹洞宗全集』（曹洞宗全書刊行会、1970年）
- ・『宗峰妙超』竹貫元勝（ミネルヴァ書房、2008年）
- ・「素朴民族と文明社会」『宮崎市定全集2』宮崎市定（岩波書店、1992年）
- ・『大西郷全集』東郷平八郎（大西郷全集刊行会、1927年）
- ・『大乘仏典4 高僧伝』中島隆蔵・諏訪義純訳（中央公論社、1975年）
- ・『朝鮮通信使と徳川幕府』仲尾宏（明石書店、1997年）
- ・『朝鮮通好大紀』松浦充任（名著出版会、1978年）
- ・『朝鮮日々記を読む』朝鮮日々記研究会編（法蔵館、2000年）
- ・『朝鮮征伐記』堀正意（早稲田大学出版部、1913年）
- ・『朝鮮物語・大河内秀元記』大河内秀元（早稲田大学出版部、1913年）
- ・『朝鮮儒教の二千年』姜在彦（朝日選書、2001年）
- ・『朝鮮文学史』金思燁、（金沢文庫、1973年）
- ・『懲毖録』柳成龍（平凡社、1979年）
- ・『中世日朝貿易の研究』田村洋幸（三和書房、1966年）
- ・『中世の儒学』和島芳男（吉川弘文館、1965年）
- ・『中世武士団と信仰』奥田真啓（柏書房、1980年）
- ・『中世東国武士団の研究』野口実（高科書店、1994年）
- ・『忠誠と反逆』丸山真男（筑摩書房、1992年）
- ・『沈黙の宗教・儒教』加地伸行（筑摩書房、1994年）

- ・『中国からみた日本思想史研究』加地伸行（吉川弘文館、1985年）
- ・『中国古代国家の支配構造』伊藤道治（中央公論社、1987年）
- ・『中国任侠伝』陳舜臣（集英社、1999年）
- ・『中国の人と思想』佐藤仁（集英社、1985年）
- ・『中国の思想、孫子呉子六韜三略』村山孚訳（徳間書店、1966年）
- ・『長宗我部元親』山本大（吉川弘文館、2009年）
- ・『漢文大系・中庸章句』服部宇之吉（富山房、1910年）
- ・『通航一覽』林燿（清文堂出版社、1967年）
- ・『豊臣秀吉合戦総覧』（新人物往来社、1996年）
- ・『豊臣秀吉の朝鮮侵略』北島万次（吉川弘文館、2001年）
- ・『豊臣政権の対外侵略と太閤検地』中野等（校倉書房、1996年）
- ・『豊臣政権の海外戦略と朝鮮義兵研究』貫井正之（青木書店、1996年）
- ・『東國通鑑』徐居正、青柳綱太郎訳注（朝鮮研究会、1914年）
- ・『東福寺誌』・東福禪寺（思文閣出版、1979年）
- ・『道元』倉橋羊村（沖積舎、1986年）
- ・『南蠻廣記』新村出（岩波書店、1925年）
- ・『日本書紀1』（小学館、2006年）
- ・『日本書紀2』（小学館、2001年）
- ・『日本書紀3』（小学館、2001年）
- ・『日本後紀』森田悌訳（講談社学術文庫、2006年）
- ・『日本後紀』森田悌訳（講談社学術文庫、2006年）
- ・『日本後紀』森田悌訳（講談社学術文庫、2007年）
- ・『日本禅宗史論集』一之下、玉村竹二「日本中世禅林に於ける臨濟曹洞両宗の異同－林下の問題について－」（思文閣出版、1979年）
- ・『日本宋学史』西村天囚（朝日新聞社、1951年）
- ・『日本武道全集』第三巻、今村嘉雄「犬追物之書」（人物往来社、1966年）
- ・『日本庶民生活史料集成』第九巻竹内利美編、「鹿兒島ぶり」（三一書房、1969年）
- ・『日本庶民生活史料集成』第十二巻谷川健一編、「鹿兒島見聞録」（三一書房、1973年）
- ・「日本に渡った朝鮮の書籍」金泰俊『季刊・青丘』（青丘文化社、1992年）
- ・『日本靈異記を読む』篠川賢・小峯和明編（吉川弘文館、2004年）
- ・『日本政治思想史研究』丸山真男（東京大学出版会、2008年）
- ・『日鮮関係史の研究』中村栄孝（吉川弘文館、1970年）
- ・『日本の歴史・武者の世に』入間田宣夫（集英社、1991年）
- ・『日本人はなぜ切腹するのか』千葉徳爾（東京堂出版、1994年）
- ・『日本歴史人物事典』（朝日新聞社、1994年）
- ・『念仏の聖者・法然』中井真孝（吉川弘文館、2004年）
- ・『花郎攷・白丁攷・奴婢攷』鮎貝房之進（図書刊行会、1973年）
- ・『秦氏とその民』加藤謙吉（白水社、1998年）
- ・『秦氏の研究』大和岩雄（大和書房、2004年）

- ・『隼人の古代史』中村明蔵（平凡社、2001年）
- ・『林羅山』堀勇雄（吉川弘文館、1990年）
- ・『林羅山年譜稿』鈴木健一（ぺりかん社、1999年）
- ・『林羅山文集』京都史蹟会編纂（ぺりかん社、1979年）
- ・『林羅山詩集』京都史蹟会編纂（ぺりかん社、1979年）
- ・『林羅山集附録』京都史蹟会編纂（ぺりかん社、1979年）
- ・『葉隠（上）』城島正祥（人物往来社、1968年）
- ・『葉隠（下）』城島正祥（人物往来社、1968年）
- ・『葉隠死生観』岩上進（邑心文庫、2002年）
- ・『秀吉の軍令と大陸侵攻』中野等（吉川弘文館、2006年）
- ・『秀吉の野望と誤算』笠谷和比古・黒田慶一（文英堂、2000年）
- ・『秀吉の朝鮮侵略と義兵闘争』金奉鉉（彩流社、1995年）
- ・『秀吉と文禄の役（フロイスの日本史より）』松田毅一・川崎桃太（中央公論社、1974年）
- ・「東アジア世界における士の諸相について」佐藤貢悦『武と知の新しい地平』（身体運動文化学会、1998年）
- ・『文禄慶長の役と東アジア』李啓煌（臨川書店、1997年）
- ・『文禄慶長の役に於ける被擄人の研究』内藤雋輔（東京大学出版会、1976年）
- ・『文禄慶長の役・別冊第一』池内宏（東洋文庫、1936年）
- ・『武士の誕生』関幸彦（日本放送協会、2003年）
- ・『武士道と日本型能力主義』笠谷和比古（新潮社、2005年）
- ・『武士と世間』山本博文（中央公論新社、2003年）
- ・『武士道の考察』中本征利（人文書院、2006年）
- ・『武士道-戦闘者の精神』葦津珍彦（徳間書店、1981年）
- ・『武士の思想』相良亨（ぺりかん社、2004年）
- ・『武士の成立・武士像の創出』高橋昌明（東京大学出版会、2000年）
- ・「武道初心集」『日本国粹全書』第五卷、大道寺友山（日本国史全書刊行会、1928年）
- ・「扶桑集」『群書類従』第八輯（続群書類従完成会、1977年）
- ・『藤原不比等』上田正昭（朝日新聞社、1986年）
- ・『蓬左文庫漢籍分類目録』名古屋市蓬左文庫（名古屋市教育委員会、1975年）
- ・『蓬左文庫典籍叢録』杉浦豊治（人文科学研究会、1975年）
- ・『北条時宗』川添昭二（吉川弘文館、2001年）
- ・『墨子』内野熊一郎（日本評論社、1942年）
- ・『墨子講話』原富男（章華社、1937年）
- ・『新釈漢文大系・墨子・上』山田琢（明治書院、2005年）
- ・『新釈漢文大系・墨子・下』山田琢（明治書院、2007年）
- ・『祭りの事典』佐藤和彦・保田博通（東京堂出版、2008年）
- ・『三品彰英論文集第6巻・新羅花郎の研究』三品彰英（平凡社、1974年）
- ・『三品遺撰・三国遺事考証上』「三国遺事解題」村上四男編（塙書房、1975年）
- ・『三品遺撰・三国遺事考証中』「あとがき」村上四男編（塙書房、1979年）



- ・『密教経典・他』中村元（東京書籍、2005年）
- ・「弥勒上生経、弥勒下生経」『仏教経典選12・民衆経典』石田瑞麿（筑摩書房、1986年）
- ・『彌勒浄土論・極楽浄土論』松本文三郎（平凡社、2006年）
- ・『弥勒信仰』速水侑（評論社、1971年）
- ・「弥勒信仰」『民衆宗教史叢書』第八卷、宮田登編（雄山閣出版、1984年）
- ・『無門関を読む』ひろさちや（四季社、2010年）
- ・『無門関講話』柴山全慶（創元社、1978年）
- ・『毛利文書』（東京大学史料編纂所、1970年）
- ・「孟子の話」『諸橋轍次選書3』諸橋轍次（大修館書店、1989年）
- ・「孟子」『中国の人と思想2』鈴木修次（集英社、1984年）
- ・『新釈漢文大系・孟子』内野熊一郎（明治書院、2006年）
- ・『八幡宇佐宮御託宜集』重松明久（現代思想社、1986年）
- ・『八幡神とはなにか』飯沼賢司（角川学芸出版、2004年）
- ・『遊心安楽道と日本仏教』愛宕邦康（法蔵館、2006年）
- ・「遊侠について」「史記を語る」『宮崎市定全集5』宮崎市定（岩波書店、1991年）
- ・『新釈漢文大系・礼記・上』竹内照夫（明治書院、2010年）
- ・『新釈漢文大系・礼記・中』竹内照夫（明治書院、2010年）
- ・『新釈漢文大系・礼記・下』竹内照夫（明治書院、2010年）
- ・『俚言集覽』村田了阿編輯（名著刊行会、1966年）
- ・『臨済宗の常識』井上暉堂（朱鷺書房、2005年）
- ・「臨済の家風」『日本の仏教9』柳田聖山（筑摩書房、1968年）
- ・「蓮如一向一揆」『日本思想大系17』笠原一男・井上鋭夫訳注（岩波書店、1972年）
- ・『歴史としての武士道』小澤富夫（ぺりかん社、2005年）
- ・「6世紀前半に於ける東アジアの動向と倭国」田中俊明、『継体・欽明朝と仏教伝来』吉村武彦編（吉川弘文館、1999年）
- ・『論語の講義』諸橋轍次（大修館書店、2004年）
- ・『論語人物考』諸橋轍次（春陽堂書店、1937年）
- ・『論語と孔子の事典』江連隆（大修館書店、1996年）
- ・『補注・論語集註』簡野道明補注（明治書院、1921年）
- ・『新釈漢文大系・論語』吉田賢抗（明治書院、1972年）
- ・『倭寇と勘合貿易』田中健夫（至文堂、1961年）

### 3. 国内論文

- ・「近世武士道に於ける生命観-葉隠の生と死」頼原裕一（東大人文社会系研究科『倫理学紀要・第11輯』、2002年）
- ・「カトカイという地名について」池内宏（『東洋学報』、1911年）
- ・「新羅人の武士的精神について」池内宏（『史学雑誌』第四十編、1929年）
- ・「新羅の花郎について」池内宏（『東洋学報』第24巻1号、1936年）
- ・「新羅社会と浄土教八百谷孝保」（大塚史學會、『史潮』、1937年）

- ・「駿河御讓本」川瀬一馬（日本書誌学会『書誌学・第三卷・第四号』、1934年）
- ・「足利時代に於ける日鮮貿易に関する一考察」三浦周行（青丘学会『青丘學叢』第四号 1931年）
- ・山口正之「耶蘇会宣教師の朝鮮俘虜救済及教化」山口正之（青丘学会『青丘學叢』第四号、1931年）
- ・「鮮初受圖書人考・上」中村榮孝（青丘学会『青丘學叢』第七号、1932年）
- ・「鮮初受圖書人考・下」中村榮孝（青丘學會『青丘學叢』第八号、1932年）
- ・「鮮初に於ける歳遺船定約（上）」中村榮孝（青丘学会『青丘學叢』第十号、1932年）
- ・中村榮孝「漢江と洛東江」中村榮孝（青丘学会『青丘學叢』第十二号、1933年）
- ・「月岑海上録について」中村榮孝（朝鮮学会『朝鮮学報』第二十五輯、1962年）
- ・「所謂朝鮮王族金光の送還について」中村榮孝（青丘学会『青丘学報』第13号、景仁文化社、1973年）
- ・「日羅貿易の研究」田村専之助（青丘学会『青丘學叢』第三十号、1939年）
- ・「倭寇と朝鮮人俘虜の送還問題」石原道博（朝鮮学会『朝鮮学報』第九輯、1956年）
- ・「林羅山の儒学と朝鮮」阿部吉雄（朝鮮学会『朝鮮学報』第十輯、1956年）
- ・「月岑海上録攷釈」那波利貞（朝鮮学会『朝鮮学報』第二十一、二十二輯、1961年）
- ・秋山謙蔵「李氏朝鮮と琉球との通交」秋山謙蔵（史学会『史学雑誌』第41編第7号、1930年）
- ・「室町初期に於ける倭寇の跳梁と応永外寇事情」秋山謙蔵（史学会『史学雑誌』第42編第9号 1931年）
- ・「室町前期に於ける宗像氏と朝鮮との通交」秋山謙蔵（青丘学会『青丘學叢』第七号、1932年）
- ・「室町初期に於ける九州探題の朝鮮との通交」秋山謙蔵（史学会『史学雑誌』第42編第4号、1932年）
- ・『中世鮮薩貿易の展開』田村洋幸（広島大学文学部紀要、1960年）
- ・「近世諸藩に於ける遊學規定」和歌森太郎（『日本教育史學會紀要』、1945年）
- ・「郷中教育の成立過程（上）」安藤保（児島大学教育学部『研究紀要人文・社会科学編』1990年）
- ・「郷中教育の成立過程（下）」安藤保（鹿児島大学教育学部『研究紀要人文・社会科学編』1991年）
- ・「郷中教育の完成」（上）」安藤保（鹿児島大学教育学部『研究紀要人文・社会科学編』第1992年）
- ・「郷中教育の成立（中）」安藤保（鹿児島大学教育学部『研究紀要人文・社会科学編』第1993年）

#### 4. 外国文献

- ・『광주 전남의 역사』무등 역사 연구소(태학사, 2001년)
- ・『高麗・朝鮮の高僧11人』徐景洙他7人（新丘文化社、1976年）
- ・『高靈地域の 歴史와 文化』啓明大学校韓国研究院(高靈文化院, 1997年)

- 『공주 역사 문화 논집』 윤용혁(서경문화사, 2005 년)
- 『국사학 과지리산』 국민 대학교(문화권역사 공간, 2004 년)
- 『大東地誌』金正浩(垂細垂文化社、1976 年)
- 『李朝実録』「太祖実録・定宗実録」(学習院東洋文化研究所、1953 年)
- 『李朝実録』「世宗実録・第一～第三」(学習院東洋文化研究所、1956 年)
- 『李朝実録』「宣祖実録・第一～第三」(学習院東洋文化研究所、1961 年)
- 『李朝前期對日貿易研究』金炳夏(韓國研究院、1969 年)
- 『嶺南大路』崔永俊(高麗大学校民族研究院、2004 年)
- 『亂中日記』趙慶男(民族文化推進會、1977 年)
- 『白華山』金鐵洙編(尚州文化院、2001 年)
- 『百濟・新羅・伽耶史研究』白山學會編(白山資料院、1995 年)
- 『불교회화』유마리(솔출판사, 2005 년)
- 『三国の高僧 8 人』高柄翊他 6 人(新丘文化社、1976 年)
- 『역사로 보는 전라도』이희권(신아 출판사 2001 년)
- 「연구논집-임진왜란과 한일관계」한일관계사
- 『壬辰戰亂史(上下)』李焯錫(壬辰戰亂史刊行委員會、1967 年)
- 『壬辰倭亂捕虜實記研究』李塚衍(박이정 출판사, 1995 年)
- 『日本蓬左文庫韓國典籍』史部、千惠鳳(지식산업사、2003 年)
- 『註釈・海東諸国記』(釜山大学韓日文化研究所、1962 年)
- 『朝鮮前期經濟構造研究』李載薰(승실대학교 출판부、2000 年)
- 『芝峰類說』李晬光、南晩星訳注(乙酉文化社、1974 年)
- 『芝峰類說』池榮在訳注(探求堂、1974 年)
- 『芝峰類說・全』李晬光(景仁文化社、1970 年)
- 『朝鮮群書大系・芝峰類說』李晬光(朝鮮古書刊行會、1915 年)
- 『青邱圖』金正浩(白山資料院、1994 年)
- 『破閑集』柳在泳譯註、李仁老(一志社、1978 年)
- 『화랑』李鐘旭(휴머니스트, 2003 年)
- 『화랑세기』이종욱(소나무, 2005 년)
- 「花郎의 倫理, 圓光」『三國의 高僧八人』安啓賢(新丘文化社、1976 年)
- 『花郎徒의 教育史의 研究』曹圭憲(關東大学校教育大学院碩士論文、1998 年)
- 『花郎道의 教育思想에 관한 研究』李光求(韓國教員大学校大学院碩士論文、1996 年)
- 『花郎文化의 再照明』新羅文化祭學術發表會論文集(新羅文化宣揚會、1989 年)
- 『한국 지면 총람』(한글 학회 1970 年~1980 年)
- 『한국의 유교』유승국(세종대왕기념사업회 1999 年)
- 『韓國史-中世篇』李丙燾(乙酉文化社、1981 年)
- 『陝川地域의 歷史와 文化』啓明大学校韓國研究院(啓明大学校出版部、2002 年)